

384-43

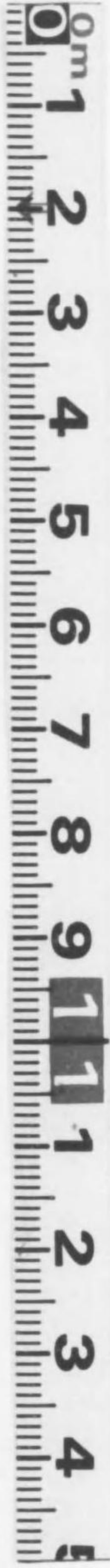


1200600135371

384

43

X
複写



始



384

43

德富猪一郎著

近世日本
國民史

元祿時代 上卷

政治篇

東京民友社發行

384-43



近世日本
國民史

元

政 祿

治 時

篇 代

上
卷



14.6.27

內交

君臣千歲遇
忠孝一生心

千歲

君臣

忠孝

一生

心

綱吉

(藏所氏達家川德爵公)

蹟筆吉綱川德

元祿時代政治篇刊行に就て

大震以前の
の産物

本書は大正十二年九月一日大震災以前の産物也。大正十二年五月十八日、逗子野史亭に於て稿を起し、八月一日同所に於て終つた。首を回らせば、殆んど一夢の感がある。

政治とは
當座々々
の最善な
行ふこと

古人も人事意の如くならざるもの、恒に十に八九と云うた。又た諺に儘にならぬは浮世と云うた。而して政治は第二義の便宜主義に據るとは、泰西政治學者の語る所。何れも政治は、理想的第一義を存分に行ひ得るものでなきとが判知る。言葉を換へて説明すれば、政治は當座々々に於て、行ひ得らる可きもの、中より、その最善を撰んで行ふものであつて、最善其物を、直ちに行ふものはなし。

*
*
*
*
*
*
*
*
*
*

政治には
行掛りと
環境とが
伴ふ

されば如何なる立法者たりとて、白紙に物を書くが如きとは出来ない。政治は如何なる場合でも白紙ではない。政治には歴史が伴ふ、歴史とは行き掛りである。既に行き掛りあれば、それを白紙と云ふ譯には參らない。而してそのみならず、周囲の事情がある。即ち環境の情態だ。政治は之に順應せねばならぬ。それに順應するは、亦た決して白紙でない。若し萬一白紙に書くつもりにて出来上りたる法制あらば、それは只だ空想者の畫夢であらう。空中の蜃氣樓であらう。徒法とは是れ、徒文とは是れ。

家康と便
宜主義

徳川幕府の創業者家康は、便宜主義の大塊であつた。彼は明日の空想よりも、今日の實情現勢に適切するを勗めた。されば彼は決して當時に行ひ得可らざるが如き事には一切觸れずして、只だ行ひ得可き中の、最善—彼の眼中に於ける—を擇取したに相違ない。併し彼は決して其日暮らしの政治家ではなかつた。今日主義の好々爺でもなく、利那主義の太く、短く、世を渡らんとする、享樂

家康と幕
府中心主義

漢でもなく。出来得可くんば、百世子孫の計を爲さんと努力した。

約言すれば、家康は慶長三年八月、秀吉死後、徳川幕府中心主義を、根本義として、それを日本全國に樹立すべく、凡有る方策を廻らした。而してそれは當時に於て、最も可能性の多き企畫であつた。家康は決して煉瓦塀に馬を乗り掛くるが如きとを爲さなかつた。決して自動車の進行を、兩手を擴げて遮るが如きとを爲さなかつた。彼は其の難易は姑らく措き、可能性の最も多き部分を擇んで、それに力を添へた。

家康一代
の事業
關原冬
役大

徳川幕府中心主義を、日本全國に樹立するには、容易ならぬ骨折を要した。家康一代の大事業としては、關原役があり、又大阪冬の二役があつた。關原役は、必ずしも家康の獨力で挑發したものではなかつた。否な家康は、寧ろ受動的の便宜なる位地を占め、敵をして進んで事を起さしめ、必ずしも手を添さ

ぬとは云はぬが、魚を淺瀬に追ひ上げ、自然に家康の張りて待ちつゝある網の裡に投せしめた。大阪役に至りては、日暮れ途遠く、辛抱強き家康も、古稀の齡となりては、聊か仕事に無理が出来た。即ち家康が無理難題を持ち掛け、強ひて大阪方をして事を起さしめたる事情は、街頭の民衆さへも、之を看破するに難からなかつた。

家康の希圖實現す

二代秀忠、三代家光、何れも餘事、兎も角も、徳川幕府中心の樹立には、それぞれ相應の骨を折つた。史家は三代家光に至りて、天下の事大いに定まつたと云うてゐる。四代家綱に至りては、寧ろ先業を維持して、失ふなきを事とした。而して五代綱吉時代に至りて、徳川幕府中心主義は、殆んど遺憾なき迄に、日本國の隅々迄も徹底せられた。即ち家康の希圖は、綱吉時代に至りて、始めて實現した。家康の事業は、綱吉時代に至りて、始めて完成した。

綱吉は將威の發したる一人

此れは必ずしも綱吉一人の力ではなかつた。否な時勢が導いて此に至つたと云ふを適當とする。言ひ換ふれば、家康が高峰より顛がしたる石が、轉々として此に落ちて來たのだ。然も亦た全く綱吉を無視する譯には於らない。綱吉は天下の中心たる徳川幕府のみならず、幕府の中心たる將軍の威光を發揮するに於て、最も力ある一人であつた。徳川幕府は、徳川將軍中心主義にて固まり、日本の天下は、徳川幕府中心主義にて固まつた。天下何人も、幕府の命令に反抗し得る者なく、徳川幕府何人も、將軍の命令に反抗し得るものなかつた。

國內國外の關係

外國關係に於ては、唯だ和蘭が猫の如く、柔順に長崎に來航し、甲比丹一行が、江戸に参趣し、將軍の爲めに、喜劇の資料を提供するに止まつた。支那は明末の亂、漸く平定し、最早其餘波が、我國に及ぶ心配は無い。朝鮮は、聘使を通ずるのみにて、何等の葛藤は無い。所謂邊海浪穩かに境上塵を揚げずとは、此の時代であらう。翻つて國內を見れば、如何なる強藩大藩、親藩も、

家康の理想實現の時代

唯だ叩頭平身、將軍の瞋に近かざらんとを、慄々乎として恐れてゐる。硬淡水戸光圀の如きも、其の心中は、將軍綱吉に對して、平かならずであつたらうが、尙ほ其子綱條に向つて、「君は君たらずと雖も、臣は臣たらねばならぬ」と誡めた。水戸家では君とは天皇を意味し、將軍家は單に宗家として尊崇するが例であるが、此處にて君と云うたのは、恐らくは綱吉を斥したものであらう。

何れにしても綱吉時代は、即ち家康の理想——若し此の場合斯る言葉を使用するを得ば——が、殆んど圓滿に實行せられた。天上天下、國內國外、何者も徳川幕府に刃向ふ者は無かつた。即ち恐怖もなく、心配もなく、爪も立たず、水も漏れぬと云ふ時代であつた。

幕府勢力の絶頂に達した

既に此處に至れば、徳川幕府は、其の勢力の絶頂に上りつめたのだ。別言すれば、既に行く可き道丈は行いたから、行き詰つたと云はねばならぬ。此上は如何

綱吉の出現恰も是

にして、其の新局面を開展するか、問題だ。然も是れは決して尋常一様の政治家の能する所ではない。然らば成を守つて失ふこと無き乎、此れも容易の如くして、必ずしも容易ではない。斯る場合に出来たのが、綱吉であつた。否、綱吉出で來りて、斯る場合が出来たのだ。詳に言へば、綱吉は決して單に据膳を喰つたのではない。少くとも彼は徳川幕府中心主義、徳川將軍中心主義の、實行を確實にし、色彩を鮮明ならしめた。然も彼は其の家康以來、築き上げたる大勢力を、善用する程の政治的大見識、大作用の持主ではなかつた。而して彼の初期の執政者堀田正俊の如きは、聊か政治的器能を具へてゐたが、不幸にして横死し、爾來牧野成貞、柳澤保明等の徒、出頭したるも、畢竟去勢せざる宦官の徒たるに過ぎず。特に柳澤の如きは、無比の信寵を、永年に涉りて専らにしたるも、善柔、便佞、只だ迎合を事とし。吾身を肥し、吾家を大にするを、根本義とし、殆んど天下國家の經緯には、没交渉であつた。固より綱吉の狂亂的癡氣を静め、其の發作的妄動を諫めたるが如きことは有つたにせよ、大

大臣の節なき柳澤

放縱政策
と財政紊
亂

臣の節なるものに至つては、藥にしたくもなかつた。此の如くして此の政治的に、最も有意義なる元祿時代は、只だ自然の惰力に一任した。而して其の結果は、所謂の歡樂極りて哀情生ずる現象を呈し來つた。

若夫れ財政の紊亂に至りては、必ずしも綱吉一人の責任ではあるまい。綱吉無きも、幕府は到底、困難に陥らねばならぬ破目に瀕してゐた。然も其の勢を助長したる責任者は、實に綱吉其人と云はねばならぬ。彼の放縱政策は、遂に惡貨鑄造を必須とするに至らしめた。惡貨一たび世に出づ、其の禍の及ぶ所、滔々として社會一般に汎濫した。

大なる時
代に小な
る人物

誰か政治は勢にありて人にあらずと云ふ。其勢を成すも人、其勢を制するも人、其勢に乗ずるも人、其勢を轉ずるも人。元祿時代は、時代として殆んど申分なき期間だ。但だ政治家に其の人物無かつたことを、深く遺憾とする。

一人の經
世家なし

綱吉の服線的なる、固より其人でなかつた。されど彼の左右前後は、何れも碌碌たる、屑々たる小人である。大なる時代に小なる人物、大なる舞臺に、小なる役者。吾人は返すくも元祿時代の學問、文藝、美術、商業、其他の方面に、凡有る優秀者の輩出したるに拘らず、所謂一人の經世家らしき者をも、幕府の中心に見出し能はなかつたことを遺憾とする。

大正十四年五月二十二日午前十時半 大森山王草堂新綠窓に映ずる
處に於て。

蘇峰學人

例言

- 一 本篇は大正十二年五月十八日書き始め、同八月一日終つた。即ち大震災約一個月前なり。
- 一 修史の事業は、即今確實に進みつゝあり。但だ印刷の功、之に伴はざるを遺憾とす。然も逐次、義士篇、世相篇を刊行す可し。
- 一 既刊中、紙型焼失の部分は、悉く補充し、今や織田氏時代三冊、豊臣氏時代三冊、朝鮮役三冊、桃山時代概観一冊、關原役、大阪役、家康時代概観、及び徳川幕府上期、上中下三冊、即ち鎖國篇、統制篇、思想篇を刊行し、全部十六冊完成した。而して其の上製の全部刊行せらるゝも、近きにある。
- 一 本書の編纂、校正、其他一切、前例に據る。

大正十四年五月二十二日 大森山王草堂に於て。

蘇峰學人



近世日本國民史 元祿時代上卷 政治篇 目次

第一章 將軍綱吉就職……………一

一 幕府初期より元祿時代に至る經過……………一

千總萬狀の元祿時代相〔一〕 此の時代の大立物〔二〕 天海の徳川最初三代の評

〔二〕 秀忠の人物〔三〕 家光の人物〔四〕 家光の執政者〔四〕 家光の格式引直し

〔四〕 是れ多くは忠勝の力〔五〕

二 家網時代……………六

凡庸ならぬ家網の時代〔六〕 浪人取締〔六〕 宮室に對する敬憚〔六〕 對外警戒

〔七〕 明暦三の江戸大火〔七〕 大火の影響〔八〕 玉川上水敷設〔八〕 其他の事業

〔八〕 諸老臣の逝去〔九〕 利す者只酒井忠清のみ〔九〕 忠清獨天下〔一〇〕 左様

せゝ様〔一〇〕 世評漸く非なり〔一〇〕

三 綱吉家網の相續者となる……………一一



忠信親王申下の計〔一一〕 其の理由〔一二〕 他の一説〔一二〕 後宮姪姫の事實〔一三〕 されど忠清は自己本位〔一三〕 堀田正俊忠清の提議を排す〔一三〕 尋常一様ならぬ綱吉召命〔一四〕 綱吉家綱の後継者となる〔一四〕 公式發表〔一四〕 家綱大漸〔一五〕 綱吉に忠勤の遺命〔一五〕 綱吉本城に移る〔一六〕

註 酒井忠清宮擁立策阻止さる〔久夢日記〕……………一六

四 元祿時代の代表者……………二三

綱吉の幸運〔二三〕 綱吉と元祿時代との關係〔二四〕 綱吉十五代中最も特色あり〔二四〕 綱吉左右の人々〔二四〕 綱吉の人物性行〔二五〕 軌道を無視す〔二六〕 綱吉の一生〔二六〕 遺憾なき元祿時代の縮圖〔二七〕

第二章 綱吉の人物と施政……………二八

五 幕政緊張……………二八

綱吉の初政は政權回收〔二八〕 酒井忠清失脚の原因〔二八〕 將軍の威權最も赫灼〔二九〕 綱吉の學問狂〔二九〕 綱吉幼少にして非凡〔二九〕 家光の老婆心〔三〇〕 綱吉幼時より經典に勵む〔三〇〕 綱吉躬行實踐〔三一〕 非政の一半は親孝行の結

果〔三一〕

六 越後騒動……………三二

酒井忠清罷免〔三二〕 松平光長〔三三〕 小栗美作〔三三〕 忠清の美作品風〔三三〕 光長藩中二派に分る〔三四〕 評定所諸老臣の鞠問〔三四〕 將軍親裁〔三五〕 原被兩造出場〔三五〕 將軍出陣〔三六〕

七 越後騒動の親裁……………三六

永見大藏訊問〔三六〕 小栗美作答辯〔三七〕 大藏辯駁〔三七〕 萩田主馬訊問〔三七〕 更に大藏主馬兩人訊問〔三八〕 兩人答辯〔三八〕 美作訊問〔三八〕 更に大藏主馬詰問〔三九〕 決案〔三九〕 原被兩造罪案〔三九〕 其餘波〔四〇〕 光長改易〔四〇〕 親裁の影響〔四〇〕

註 松平光長の領地沒收〔廢絶録〕……………四〇

八 綱吉の初政……………四一

酒井忠清の死〔四二〕 綱吉忠清の檢死を命ず〔四二〕 忠清懲罰の理由増加〔四三〕 忠清餘黨一網羅盡〔四三〕 堀田正俊大老と成る〔四四〕 君臣魚水の綱吉正俊〔四

四 庶政一新綱紀緊肅(四五) 緊肅全國に及ぶ(四五)
註 綱吉の武勇(久夢日記)……………四五

九 綱吉の初政と颯言録……………四七

綱吉施政の概評(四七) 麟言録(四八) 其の内容(四八) 綱吉の見識(四九) 本
來の改革家(四九) 骨董を斥く(五〇) 先代の葬に會す(五〇) 綱吉初政の頌德
表(五〇) 亦正俊自らの頌德表(五一)

第三章 堀田正俊……………五二

一〇 綱吉と正俊……………五二

綱吉と玄宗皇帝(五二) 綱吉左右の人(五二) 堀田正俊の輔佐(五三) 一切は綱
吉親裁(五三) 正俊を烟たがる(五四) 正俊の立身(五四) 綱吉の寵信に負ふ
〔五四〕 正俊聖賢の學に志す(五五) 其の剛正(五五) 正俊と韓休(五六) 在職
永くば衝突あらん(五六)

一一 堀田正俊の横死……………五七

意外の意外(五七) 稻架正休正俊を刺す(五七) 正休亦殺さる(五七) 其の刹那
の状況(五八) 刺殺の理由(五九) 正休豫(の覺悟(五九) 新井白石の論(六〇) 〕
私怨の刺殺(六〇) 意見用ひられざる爲め(六一) 堀田家士覺書等の説(六一) 〕
正休不面目の果(六一)

一二 堀田正俊の人物と其の横死……………六三

正休に對する同情(六三) 正俊は忠義の士(六四) 正俊の勸忠書(六五) 正俊の
誠至れり盡せり(六五) 正俊の武王伯夷論(六六) 徳川實記編者の正俊評(六六) 〕
松浦鎮信の正俊諫告(六七) 君の爲め身を思ふの邊なし(六七) 餘りに自任もあ
らん(六八) 當時の非難(六八) 自然の形勢(六八) 在職永きに失せり(六九)

註 堀田正俊譜(寛政重修諸家譜)……………六九

一三 堀田正俊横死の影響……………七三

綱吉の解放(七二) 幕閣仕組と運用の變化(七二) 御用部屋起る(七三) 御側御
用取次起る(七三) 將軍親政の計畫(七三) 側用人權力の増大(七四) 柳澤立身
の端緒(七四) 綱吉の柳澤信頼の始め(七五)

第四章 正俊死後綱吉周囲の三人者……………七六

一四 桂昌院……………七六

尋常一様の桂昌院(七六) 不思議の運命(七六) 桂昌院素生(七七) 僧尊融の豫言(七七) 尊融の爲めに護國寺を建つ(七八) 三王外記の論評(七八) 桂昌院の生母(七九) 桂昌院江戸に出て家光に側仕(七九) 桂昌院の仁惠(八〇) 奇中の奇運命(八〇)

一五 柳澤吉保……………八一

元祿の三人役者(八一) 元祿時代の好代表者(八一) 將軍放恣の機關(八一) 將軍匪政の責任者(八二) 疑問の人物(八二) 迎合學の大博士(八三) 綱吉の縮圖(八四) 桂昌院取入(八四)

一六 柳澤吉保の出身……………八五

吉保素生(八五) 綱吉の小性組番衆となる(八五) 其の加封(八六) 堀田横死後の出頭(八六) 大名となる(八六) 將軍を其の邸に迎ふ(八七) 川越城主となる(八七) 松平の稱號と將軍偏諱を賜はる(八七) 甲州三郡の主となる(八八) 石

高明記せざる理由(八八) 朱印賜與光景(八九) 落胤の猜(八九)

註 柳澤氏の祖先〔甲斐國誌〕……………八九

一七 改易減知繁昌の時代……………九〇

綱吉寧ろ漢武に庶幾し(九〇) 希有の英主(九一) 諸侯畏服(九一) 將軍實權の振張(九一) 盛に改易を行ふ(九二) 賞罰嚴明(九二) 酒井忠能收公(九二) 本多氏改易(九三) 土方氏收公(九三) 鳥居氏收公(九四) 松平忠弘轉封(九四) 水公勝美收公(九四) 森氏收公(九五) 小笠原氏改易(九五) 萬石以下無數(九五) 其他の改易(九六) 喜多見氏收公(九六) 淺野氏收公(九七) 井伊氏改易(九七)

一八 牧野成貞……………九八

柳澤以外の一人(九七) 成貞の出仕(九八) 小心なる宦官(九九) 成貞の立身(九九) 將軍成貞の邸に臨む(一〇〇) 成貞の公生涯終る(一〇〇) 綱吉の忌克緩和(一〇〇) 曲れるを矯めて直きに過ぐ(一〇一)

一九 將軍綱吉と牧野成貞……………一〇一

綱吉の學問(一〇二) 綱吉の言行不一致(一〇二) 成貞一家綱吉遊樂の犠牲となる(一〇三) 其女を偷まる(一〇三) 亦其妻も偷まる(一〇三) 股肱の妻(一〇四) 成貞の綱吉寵姫周旋(一〇四) 其後嗣を立てず(一〇五) 後嗣を仰付らる(一〇五) すれ氣分の後嗣斷絶策(一〇六) 將軍成貞邸に臨む廿二回(一〇六) 成貞退隱(一〇六) 兎に角始終完し(一〇六)

二〇 將軍綱吉と柳澤吉保……………一〇七

理想的宦官の柳澤(一〇七) 妻と子を囹とす(一〇七) 永年の寵親唯だ彼一人(一〇八) 同僚概ね不首尾(一〇九) 單に實意のみにあらし(一一〇) 自我を綱吉の大我に没投(一一〇) 人主籠絡術の巧妙(一一一) 綱吉の感謝信頼(一一一)

第五章 綱吉の好學……………一一三

二一 學問獎勵としての綱吉と吉保(一)……………一一三

吉保亦た好學(一一三) 綱吉の道樂的好學(一一四) 吉保綱吉の弟子となる(一一四) 綱吉の觀用教戒(一一四) 綱吉學問の程度(一一六) 綱吉の講釋(一一六) 相手構はずに講釋(一一七) 大名邸御成必ず講釋(一一八) 亦討論を好む(一一八)

二二 學問獎勵者としての綱吉と吉保(二)……………一一九

綱吉の獎勵甚だ有力(一一九) 經書の改點(一一九) 四書直解(一二〇) 四書集註周易本義(一二〇) 聽講者の數(一二〇) 吉保の儒者好遇(一二一) 徂徠に五百石(一二二) 徂徠の感激(一二二) 徂徠は柳澤家の飾物(一二二) 廿一史の刊行(一二三)

二三 學問の獎勵と學者位地の向上……………一二四

綱吉の獎勵國學にも及ぶ(一二四) 北村季吟父子召出(一二四) 季吟の古書注釋(一二五) 季吟は古典學の一大宗師(一二五) 綱吉自ら釋奠を行ふ(一二五) 釋奠の狀況(一二六) 大猷院の先蹤(一二七) 水戸光圀の頌辭(一二七) 孔子も儒者も光を増す(一二八) 綱吉の聖廟再參拜(一二九) 孔廟を神田臺に移す(一二九) 儒者をして蕃髮せしむ(一三〇) 郷黨挾冊の輩皆改まる(一三一)

註 昌平坂大成殿造營〔憲廟實錄〕……………一三一

第六章 公武關係……………一三二

二四 後水尾天皇と幕府……………一三二

遡つて略叙(一三二) 徳川上期の朝幕關係(一三二) 後水尾天皇の御即位(一三三) 歡樂を花鳥風月に寄す(一三三) 御撰年中行事の冒頭(一三三) 寛正度に及ぼす御式微(一三四) 徳川氏が皇室尊崇の程度(一三五) 後水尾上皇の御謙抑(一三五) 公卿にも戒飭(一三五)

二五 寛永延寶間朝幕の關係(一)……………一三六

後水尾天皇四皇子即位(一三六) 右の要領(一三七) 和子入内(一三七) 女帝御即位(一三八) 仙洞御遠慮(一三八) 女帝御讓位(一三九) 家綱將軍宣旨(一三九) 板倉重宗一敵國(一四〇)

二六 寛永延寶間朝幕の關係(二)……………一四〇

後光明院崩御(一四〇) 花町宮御即位(一四二) 所司代牧野氏等昇叙(一四二) 火災頻々(一四二) 陛下御行跡(一四二) 遂に御讓位(一四二) 幕府の僭越(一四二) 靈元天皇御即位(一四三) 法皇に對する世評(一四三) 是れ寧ろ幕府側の意見(一四四) 御即位に就き幕府使者(一四四) 幕使入洛御即位禮舉行(一四四) 幕使歸東(一四五) 朝廷只幕府の鼻息を仰ぐ(一四六)

二七 後光明天皇の踐祚と日光廟宮號の宣下……………一四六

幕府の上皇に對する猜疑と監視(一四六) 上皇の下情御通曉(一四七) 後光明天皇の御傑出(一四七) 即位禮の鄭重(一四八) 東照宮號宣下(一四八) 日光奉幣使發遣(一四九) 最初の奉幣使(一四九) 伊勢に御附合(一四九) 法皇御親筆の東照宮號(一五〇) 亦幕府專横の憤慨者あり(一五〇) 一絲の烏丸光廣に與ふる書(一五〇) 一絲の志亦偉なり(一五一)

第七章 後光明天皇……………一五二

二八 後光明天皇の好學……………一五二

御在位僅に十二年(一五二) 天皇の御願脫(一五二) 天皇の和歌源氏御嫌ひ(一五三) 眼中公家法度無し(一五三) 御見識(一五四) 新註を以て講ぜしむ(一五四) 自我作古(一五四) 意林庵御召出(一五五) 古實慣行一切脱却(一五五)

註 後光明天皇の御見識(承應遺事)……………一五五

二九 後光明天皇と朝山意林庵……………一五六

意林庵の素性(一五六) 意林庵の人物(一五七) 進講の次第(一五七) 一度御辭退(一五八) 強ひて参内を勧めらる(一五八) 参内を承引す(一五九) 参内して中庸を講ず(一五九) 講釋の時の状況(一六〇) 細川殿へ御耳立(一六〇) 意林庵の感激(一六一)

三〇 後光明天皇の御人格……………一六二

意林庵の周易進講(一六二) 伏原賢忠より易學傳授(一六二) 他を感化する徳量(一六二) 御見識(一六三) 服裝に關する御見解(一六四) 京に聖廟を起さんとす(一六四) 上に御光明下に光圀(一六四) 強て御藥差上(一六五) 御毒獄か(一六五) 流言當世を支配す(一六六)

三一 後光明天皇の躬行實踐……………一六六

驚くべき御卓識(一六六) 和歌にも御通曉(一六六) 一夜に百首(一六七) 供御召さるゝ間の十首和詠(一六八) 俊敏頭發(一六八) 躬行實踐の御志(一六八) 玉に瑕の御飲酒(一六九) 徳大寺殿の御諫言(一六九) 御逆鱗(一六九) 逆講御後悔(一七〇) 我が皇家の御特質(一七一)

三二 後光明天皇の崩御……………一七一

意外の衝動(一七一) 毒獄説の誤(一七二) 風説亦偶然ならず(一七二) 天皇尙武板倉の諫を肯かす(一七三) 亦餘儀なき風説(一七三) 異徴十條(一七三) 騎龍昇天の御夢(一七四) 朝山素心の判斷(一七五) 世上皆な御早世を惜む(一七五) 皇權振張一頓挫(一七五)

註 納屋八兵衛の忠誠……………一七六

第八章 綱吉と朝廷との關係……………一七七

三三 後水尾上皇と靈元上皇……………一七七

朝幕間の不調音(一七七) 板倉重宗歸東を敢てせず(一七七) 仙洞畿内御願證御發意(一七八) 高木伊勢の遮止(一七八) 行動御不自由(一七九) 修學院離宮(一七九) 靈元上皇(一七九) 下御靈社祈願御文(一七九) 願文奥書(一八〇) 詮方なく神車に祀藏(一八〇) 朝廷式微御慨嘆(一八一)

三四 東山天皇立坊の次第……………一八二

綱吉の勤王心(一八一) 朝廷第四宮の立坊を欲す(一八二) 幕府第一宮を立てんとす(一八二) 朝廷再御内旨(一八三) 第四宮立坊一宮入寺内定(一八三) 一

宮生母の不承(一八四) 一宮參内催書(一八四) 小倉實起等の處罰(一八五) 一
宮御附の悲嘆(一八五) 一宮御悲嘆(一八五)

註 一宮御出家(紳書).....一八六

三五 綱吉の勤王.....一八七

漠然孔子の道に立脚(一八七) 大嘗會再興(一八七) 洵に愛度限り(一八七) 京
賀茂祭再興(一八八) 山陵修理(一八八) 幕府の對朝廷態度一變の理由(一八九)
綱吉の朝廷奉仕は眞心に出づ(一九〇) 種々獻金(一九〇) 御料増加(一九一)
寂感淺からず(一九二) 朝暮間の圓滑(一九二)

第九章 生類憐愍令.....一九三

三六 護國寺と護持院.....一九三

親孝行が惡政の原因(一九三) 桂昌院の迷信(一九三) 護持院建立(一九四) 隆
光とラスブチン(一九四) 僧亮賢の豫言(一九四) 護國寺の建立(一九五) 隆光
江戸に来る(一九六) 徳松天死(一九六)
註 綱吉の側室皆流産(柳替婦女傳系).....一九七

三七 護寺院と隆光.....一九七

新禱にて將軍嗣子を得んとす(一九七) 東照宮新建(一九八) 知足院を別當とす
(一九八) 本坊普請の不始末(一九八) 改造善美を盡す(一九九) 綱吉親臨
(一九九) 知足院を護持院と改む(一九九) 全體の規模(二〇〇) 寢殿の鬼門鎮
護とす(二〇〇) 唯綱吉母子の弱點に投ぜらるのみ(二〇〇) 城中狐の怪(二〇〇)
知足院新禱にて鎮靜(二〇一) 自らが狐(二〇一)

註 護持院建立及移轉(江戸名所圖會).....二〇二

三八 生類憐愍の惡政.....二〇三

獸を率ゐて人を食ましむ(二〇三) 隆光の勸説(二〇四) 同じく三王外記の記
載(二〇四) 隆光建言を否定し得ず(二〇五) 所謂第一著の生類憐愍令(二〇五)
天野正勝の遠流(二〇六) 法網益々緊密(二〇七) 犬に關する禁令(二〇七) 老
中等の謁見停止(二〇七)

三九 貞享四年に於ける生類憐愍の

制令及びその實行.....二〇八

徹底的の生類憐愍令(二〇八) 生鳥飼養停禁(二〇九) 殺犬者の處罰(二〇九)
 貞享四年四月十一日發令(二〇九) 人には寸毫も假藉せず(二一〇) 燕を射て殺
 さる(二一〇) 大八牛車等にて犬類毀傷を禁ず(二一一) 往來人の生類疵付取
 締(二一一) 疵付生類の取扱(二一二) 馬捨人處刑令(二一三) 代官地頭をも問
 罪(二一四)

四〇 善意の虐政

綱吉の生類憐愍没頭(二一五) 秦皇漢武も及ばず(二一五) 死に至る迄熱心(二
 一五) 法令煩冗(二一六) 魚鳥賣買禁制(二一六) 牛馬荷物の制限(二一七) 病
 馬愛護不行届の爲閉門(二一七) 病牛馬放棄禁制(二一八) 愛護一切生類に及ぶ
 (二一八) 蛇遣ひの繋獄(二一八) 鷺鴉の巢に就き法令(二一九) 同令屢出(二
 一九) 善意の虐政(二一九) 門内不入の魚鳥(二一九) 蚤虱も殺さず(二二〇)
 將軍昵近諸士の迎合(二二〇)

四一 犬乎人乎(一)

犬の爲に憂身を寢す(二二二) 獵師漁人の外鳥魚を捕るを得ず(二二二) 殺生犯
 者(二二二) 中野犬小屋(二二二) 誇張に非ず(二二二) 大久保犬小屋(二二三)
 捨犬發見(二二三) 犬を殺して鼻首せらる(二二四) 生類檢屍心得(二二四)

註 損犬に就き寺社奉行所へ差上候證文寫(元祿寶永珍話) 二二五

四二 犬乎人乎(二)

目撃者の談(二二六) 犬日付(二二六) 犬の爲の犯罪人(二二六) 犬の驕り(二二
 七) 犬醫師犬針立(二二七) 犬改め(二二八) 失踪犬尋出づるに及ばず(二二八)
 年寄共達し改め(二二八) 随分尋出すべし(二二九) 主無し犬多し(二二九) 慈
 悲却つて無慈悲(二三〇) 諸有司皆迎合(二三一)

四三 犬政の民に及ぼしたる疾苦(一)

人々綱吉の死を喜ぶ(二三一) 當時の落首(二三一) 御治世風土記の記事(二三
 二) 犬出産檢視(二三三) 科人毎日五三十人(二三三) 主無犬出産届書(二三四)
 犬改之覺(二三四) 今からは寧ろ滑稽(二三五)

四四 犬政の民に及ぼしたる疾苦(二)

供奉人亦た犬咬合引分(二三六) 犬分水(二三六) 犬小屋の犬數(二三七) 中野
 犬小屋の犬優待(二三七) 犬扶持(二三八) 箸削一朝にして犬醫となる(二三八)
 犬の食費(二三九) 犬小屋奉行の加恩(二三九) 柳澤吉保の申譯(二三九) 只綱吉

の思召〔二四〇〕 憲廟實錄の改作〔二四〇〕 吉宗吉保の飾辭を惡めるか〔二四一〕
註 生類放遣りと其費用〔元祿寶永珍話〕……………二四一

第十章 貨幣改鑄……………二四四

四五 千慮の一失……………二四四

貨幣改鑄〔二四四〕 是れ綱吉濫費の結果〔二四四〕 財政窮迫依つて來る久し〔二四五〕されど綱吉亦責任あり〔二四五〕 財政困難は幕府の痼疾〔二四五〕 家康只だ支配權取得熱中〔二四六〕 家康の財用は最も安全〔二四六〕 家康に財權獨占の必要なし〔二四七〕 財權獨占寧ろ面倒〔二四七〕 幕府を滅した一大原因〔二四八〕

四六 無意識の復讐……………二四八

財政上の一大缺陷〔二四八〕 部分に取りく全體に使用〔二四九〕 諸士諸藩の救済請求〔二四九〕 取るよりも出づるが多し〔二五〇〕 財政困迫亦當然〔二五〇〕 家康財權委讓の餘儀無き一因〔二五〇〕 人心失ふべからず〔二五一〕 秀吉以來の慣例改むべからず〔二五一〕 家康の子孫是が爲迷惑〔二五二〕 舊制更正已に遅し〔二五二〕 因果は廻る小車〔二五二〕

四七 幕府財政の必迫……………二五三

收支の差益々大〔二五三〕 あらゆる困窮の引受問屋〔二五三〕 家綱時代の財政必迫〔二五四〕 金座の者共申出〔二五四〕 土屋數直の不採用〔二五四〕 萩原重秀の採納〔二五五〕 金座申出は財政困難見透の爲め〔二五五〕 明暦大火の影響〔二五六〕 大火無關係者亦た無心〔二五六〕 甲府綱重の死因〔二五六〕 事實の真相〔二五七〕
註 明暦大火に天守臺御用金銀焼く〔後見草〕……………二五七

四八 貨幣改鑄の責任者……………二五八

改鑄は家綱時代よりの企畫〔二五八〕 銀座建議〔二五八〕 百日に付銅十文の増加〔二五八〕 丁銀の位を一途にせん〔二五九〕 吹出銀〔二五九〕 増銅運上〔二五九〕 丁銀小玉替集運上〔二五九〕 増加額見込〔二五九〕 入目増加額〔二六〇〕 改鑄説の眞の發頭人〔二六一〕 實行の責任者〔二六一〕

四九 貨幣改鑄の動機……………二六二

實行動機〔二六二〕 日光行の費を得る能はず〔二六三〕 萩原重秀の建議〔二六三〕 必迫の實物教育〔二六四〕 勘定所役人改任〔二六四〕 萩原出頭〔二六五〕 萩原建

議採用(二六五) 徳川一代の神政(二六五) 當面の責任者(二六六)

第十一章 貨幣改鑄と其影響 二六七

五〇 改鑄の實行 二六七

改鑄觸書(二六七) 新舊貨混合通用(二六八) 増歩(二六八) 町人を経て交換(二六八) 右要領(二六八) 人民古貨を出さず(二六九) 幕府再三の布令(二六九) 舊貨停止の豫告(二七〇) 嗚々吹直者の處罰(二七〇) 是改鑄自然の應急手當(二七〇)

五一 舊貨と新貨 二七一

依然として舊貨隱匿(二七一) 舊貨通用延期と引替厲行(二七二) 再度舊貨通用延期(二七二) 鐵山探掘獎勵(二七三) 金銀消耗停止(二七三) 類波支ふべきなし(二七四) 貳朱金通用(二七四) 偽金銀取締(二七五) 金銀細工の停止(二七五) 二朱判の由來(二七五)

五二 銀及び錢の拂底 二七六

舊貨通用再三延期(二七六) 新貨多くして却つて不融通(二七六) 金交換價格の低下(二七七) 銀愈々拂底(二七七) 大阪にて町金と引替(二七八) 是新金位劣れる爲(二七八) 錢亦拂底(二七八) 趨勢支持に努む(二七九) 他國への賣拂停止(二七九) 公定直段外の賣買禁止(二七九) 銀子錢拂底の理由糾明(二八〇)

註 銀位劣り物價騰貴(正徳年中金銀吹替覺書) 二八〇

五三 新鑄金貨と銀子 二八〇

新金貨受取を迷惑がる(二八一) 強制的金銀混用融通令(二八一) 西國筋より物議沸騰(二八二) 再び金銀混用令(二八二) 銀貯蓄者に對する制裁觸書(二八三) 銀子錢相場定め(二八四) 西國筋金銀通用令(二八四) 銀子隱匿禁止(二八五) 貯置買置罪科(二八五) 當路有司の怠慢を責む(二八六) 効無き法令の兩(二八六)

五四 寶字銀の鑄造 二八七

金銀貨混用令一向に行はれず(二八七) 惡銀貨鑄造(二八七) 物價騰貴(二八八) 金相庭引直し(二八八) 錢益々貴し(二八八) 新銀貨鑄造は窮餘の策(二八八) 相變らず舊貨儲藏(二八九) 又しても金銀混用令(二八九) 小判切貨騰貴を禁ず

〔二八九〕 依然銀錢拂底〔二九〇〕 幕令遂に行はれず〔二九〇〕 寶字銀出来〔二九〇〕 新銀増歩〔二九一〕 新悪性銀の影響〔二九二〕

五五 寶永大錢

.....二九二

舊新金貨の比較〔二九二〕 交換價格の騰貴〔二九二〕 銀貨品質比例〔二九三〕 銅錢の悪化〔二九三〕 寶永大錢〔二九四〕 長崎屋忠七新鑄〔二九五〕 大錢通用令〔二九五〕 大錢の不人氣〔二九六〕 大錢通用圓行〔二九六〕

五六 賈貨製造と空景氣

.....二九七

悪貨の端緒〔二九七〕 賈貨流行〔二九七〕 賈金造り問答〔二九七〕 賈金造りの不便〔二九八〕 大賈金造りは幕府吏僚〔二九八〕 柳澤吉保の責任〔二九八〕 物價騰貴生活愈々不安〔二九九〕 米價の下賤〔三〇〇〕 米價奔騰飢人途に充つ〔三〇〇〕 天災再三米價益々騰貴〔三〇一〕 一時の好景氣を幻出〔三〇一〕

五七 旗本賑恤と儉約令

.....三〇二

當惑は士人〔三〇二〕 旗本の困窮〔三〇二〕 旗本賑恤〔三〇二〕 懇々説諭〔三〇三〕 賑恤額〔三〇三〕 幾何の効果がある〔三〇四〕 大名旗本従者制令〔三〇四〕

儉約令〔三〇四〕 綱吉自身は却つて驕奢〔三〇五〕

註 天和三年奢侈品の輸入禁止〔甲子夜話〕

.....三〇五

五八 物價騰貴と儉約令

.....三〇七

實行せられぬ空法令〔三〇七〕 物價騰貴防止令〔三〇七〕 元禄十六年儉約令〔三〇八〕 しかも實行不能〔三〇八〕 寶永元年儉約令〔三〇九〕 献上物等に付〔三〇九〕 女の差櫛等〔三〇九〕 自分取替し等〔三一〇〕 祭禮法事心得〔三一〇〕 百姓町人衣類婚禮〔三一〇〕 物價騰貴抑止し難し〔三一〇〕 暴利取締令〔三一〇〕 暴利豆腐屋所罰〔三一〇〕 買占禁止〔三一〇〕 制外衣服の禁止〔三一〇〕 奢侈防止に難し〔三一〇〕

第十二章 幕政に及ぼせる婦人の勢力

.....三一四

五九 綱吉と其後繼者

.....三一四

歡樂極まりて哀情多し〔三一四〕 綱吉と綱吉關係〔三一五〕 綱重の死綱吉の祚〔三一五〕 徳松西城入の際の問題〔三一六〕 水戸光圀の主張〔三一六〕 綱吉不興〔三一七〕 徳松死後綱吉婿綱吉に意あり〔三一七〕 光圀綱吉の西城入に反対〔三

一八) 少くも綱教は綱吉第二の候補者(三一八) 光圀綱豊を迎へんとす(三一九) 餘儀なく綱豊迎入(三一九)

六〇 大奥の勢力……………三二〇

隠れたる婦人の力(三二〇) 實際政治運用上の將軍(三二二) 一切幕僚は將軍秘書官(三二二) 將軍絕對無上の權利(三二二) 將軍を動かす力(三二二) 政權自然に大奥に左右さる(三二二) 大奥と幕閣關係(三二三) 老女の力(三二三) 大奥は幕閣の恐怖(三二四)

六一 家康及秀忠と女性……………三二四

家康の衆妾博愛主義(三二四) 家康亦婦人に動かさる(三二五) その一例(三二五) 阿茶局(三二六) 秀忠の謹厚(三二六) 崇源院夫人(三二七) 夫人の競争者(三二七)

六二 春日局……………三二八

夫人の國松鍾愛の理由(三二八) 春日の竹千代擁護運動(三二九) 家光母よりも春日を重んず(三二九) 春日は政治的女性の魁(三三〇) 春日の嫉妬心(三三〇) 夫正成と離婚の理由一説(三三一) 春日の血液(三三一) 春日が勢力を得るは

當然(三三一) 大奥の立法者(三三二) 春日の豪爽(三三二) 其の驚愕(三三三) 拜謁の際(三三三)

註 春日の局ぬけ参り〔落穂集〕……………三三三

六三 春日局と其の縁類……………三三四

春日の知行(三三四) 春日の叙位(三三五) 其縁者の召出(三三五) 稻葉堀田氏等の登用(三三六) 松平信綱阿部忠秋亦た春日縁故者(三三六) 春日勢力五代の初期に及ぶ(三三六) 稻葉家の人々(三三七) 素心尼(三三七) 素心尼召出(三三八) 素心尼が家光の信用を得し原因(三三八) 素心尼に關する一説(三三九)

六四 大奥に於ける京都の勢力……………三四〇

内輪は女天下(三四〇) 京都の文化的江戸征服(三四〇) 家光の内嬖半ばは京都(三四一) お萬の方(三四一) お玉の方(三四二) お夏の方(三四二) 六人の内三人が京都(三四二) 家綱時代も同傾向(三四三) 公家の陰謀(三四三) 陰謀階級の陰謀婦人(三四三) 幕府政治の謎を説くの鍵(三四四)

註 家光夫人鷹司氏〔以貴少傳〕……………三四四

六五 天樹院、松坂局及お玉の方……………三四五

綱重の出生(三四五) 綱重生れながらにして有力(三四六) 綱吉の出生(三四六)
綱吉に外授無し(三四六) されど兩人平等取扱となる(三四七) お玉の方の盡力
(三四七) 双方母儀の暗闘(三四八) 綱吉好評の原因(三四八) 綱重の堯道(三
四八) 酒井大老の綱吉反對(三四九) お玉の一念成就(三四九)

六六 右衛門佐局……………三五〇

桂昌院の地位向上(三五〇) 綱吉孝行の原因(三五〇) 綱吉御臺所亦た京都種(三
五〇) 内嬖亦た京都(三五〇) 右衛門佐局の江戸出仕の由緒(三五〇) 漸次立
身(三五二) 神田館女中の風儀改善(三五二) 大城女中の風儀改善(三五三) 大
奥漸次京化(三五四)

第十三章 隆光僧正……………三五五

六七 綱吉と隆光……………三五五

幕府財政困難の張本人(三五五) 綱吉迷信は桂昌院の感化(三五五) 桂昌院は亦

六八 幕府に於ける隆光……………三六一

悪政の張本(三五六) 隆光の迷信利用(三五六) 隆光の官格的資格(三五六) 護
持院建立始末(三五七) 内々願申上(三五七) 建立御内意(三五七) 老中申渡
(三五七) 建立指圖照覽(三五八) 祈禱所は丑寅方角(三五八) 普請手傳(三五
九) 奉行棟梁(三五九) 斧初(三五九) 棟上(三五九) 盡く隆光の運動(三五九)
註 護持院舊地(江戸名所圖會)……………三六〇

六九 祈禱僧としての隆光……………三六五

綱吉の護持院御成(三六五) 護持院號を賜ふ(三六六) 隆光講釋(三六六) 綱吉
講釋(三六六) 興應(三六六) 御仕舞(三六七) 綱吉の十八番(三六七) 上流の
迷信(三六八) 綱吉の祈禱命令(三六八) 祈禱功德問答(三六八) 隆光の震雷保
險(三六九)

七〇 隆光と天氣……………三六九

隆光の桂昌院奉仕(三六九) 桂昌院の信籠(三七〇) 隆光の身上(三七二) 將軍護國寺行に就いて(三七二) 隆光の天氣請合(三七二) 果して快晴(三七二) 隆光の圖太さ(三七二) 能く當る祈禱(三七二) 釋明も巧妙(三七三) 祈誠無驗(三七三) 是れ諸佛の方便(三七四) 飽迄徹底(三七四)

七一 隆光と女性……………三七五

大愛護に就き一言せず(三七五) 儲君誕生祈禱(三七五) 隆光辯解如何(三七六) されど信籠衰へず(三七六) 桂昌院奉仕一例(三七六) 極めて親密なる桂昌院との關係(三七七) 吉保と利益交換(三七七) 女に媚ぶる腕前(三七八) 永代浦辨才天稻荷建立(三七九) 愛憎不愛紫衣僧(三七九)

第十四章 牧野成貞……………三八〇

七二 女性と三頭狗……………三八〇

再び吉保(三八〇) 三頭狗(三八〇) 牧野と柳澤(三八〇) 牧野の宦官的腕前(三

八二) 桂昌院相談相手(三八一) 牧野の女性利用(三八二) 柳澤更に大利用(三八二) 牧野柳澤の關係(三八二) 綱吉を不可抗力視す(三八三) 共に罷々たる宦官(三八三)

註 御側御用人の始め (江戸實情誠齋雜記)……………三八四

七三 牧野邸に於ける綱吉(一)……………三八四

臨邸回数(三八四) 前古未曾有の公式臨邸(三八五) 牧野家御成記(三八五) 御殿普請(三八五) 役々取定(三八六) 御殿畫師(三八六) 御殿普請成就(三八六) 御殿見分(三八七) 仰山なる御成(三八七) 豫衆の輩(三八八) 準備として先著者(三八九)

七四 牧野邸に於ける綱吉(二)……………三九〇

愈々將軍入來(三九〇) 御供の画面(三九〇) 隨從者各持場に詰む(三九一) 成貞献上品及び一族謁見(三九一) 綱吉より賜品(三九一) 休息の間入り(三九二) 綱吉能(三九二) 御膳献立(三九三) 御内證御慰(三九三) 成貞邸内の警戒(三九三) 綱吉歸還成貞御禮登城(三九三) 行届きたる成貞献上(三九四) 莫大の費用(三九四)

七五 桂昌院及び老中等の迎饗……………二九五

亦た桂昌院迎接を忘れず(三九五) 御迎作法(三九五) 桂昌院御入來(三九六)
御慰勞採狂言(三九六) 老中等を招待(三九七) 親類筋の參同(三九八) 仕舞拍
子と饗膳(三九九) 採役者へ賞賜(三九九) 柳澤の爲の先蹤(三九九)

第十五章 柳澤吉保と女性……………四〇〇

七六 女性利用者としての柳澤吉保……………四〇〇

最も女性を利用したる人(四〇〇) 只一身の榮達を希ふのみ(四〇〇) 針程願ふ
て棒程叶ふ(四〇一) 綱吉の狂的性情に迎合(四〇一) 其妻妾を將軍歡樂の具と
す(四〇二) 柳澤の漁色(四〇二) 色を以て立身出世を計る(四〇三) 家婢佐喜
〔四〇四〕 家中にも三味線を禁止(四〇四)

七七 靈樹院染子……………四〇五

柳澤の困(四〇五) 夫人と同様の待遇を得(四〇五) 比類なき才媛(四〇六) 染
子の死(四〇六) 町子との間柄(四〇六) 染子に對する柳澤の未練(四〇七) 持
佛堂建立(四〇七) 三年の後悲し(四〇八) 染子に對する吉保の愛情(四〇八)

七八 正親町町子……………四〇九

町子の役目頗る大(四〇九) 町子の所出(四〇九) 吉保の妾となる(四一〇) 賣
付けたる乎買受けたる乎(四一〇) 町子の養父田中半藏(四一一) 實父正親町實
豐の鍾愛(四一一) 右衛門佐に召され東下(四一二) 柳澤が大奥京都手入の方便
〔四一二〕

七九 昇位運動と養君運動……………四一三

町子關係を辿りて京都手入(四一三) 桂昌院位階昇進に就いて綱吉の感謝(四一
三) 是専ら町子關係による(四一四) 養君運動の賞賜(四一四) 甲州を賜はる
〔四一五〕 綱吉の懊惱煩悶(四一六) 吉保養君運動の骨折(四一六) 間部詮房と
の結托(四一七) 又た綱豊に忠勤(四一七)

註 吉保甲府拜領(柳澤家秘藏實記)……………四一七

八〇 柳澤邸初度の御成……………四一八

身分に比し頗る仰山(四一八) 其情趣濃厚鄭重(四一九) 綱吉の大學講義(四一
九) 吉保又講釋(四二〇) 猿樂の興(四二〇) 何れも時のいみじきもの(四二一)

被下物と献上物(四二二) 吉保の諸方贈遺(四二二) 榮華柳澤一門に集まる(四二二) 下人どもの打語り(四二二)

八一 桂昌院を大義園に迎ふ……………四二三

桂昌院遊樂六義園立寄(四二三) 柳澤一族の待受(四二三) 御入來準備記(四二四) 御殿のしつらひ(四二四) 庭園茶屋の構へ(四二五) 模擬店(四二五) 茶屋陳列の品々(四二六) 濱松屋の銘酒三十五種(四二六) 入來奉迎の景(四二七) 吉保奉り物(四二七) 桂昌院庭園おりたち(四二八) 引出物二なき様(四二八) 群衆觀覽(四二八) 諸方への贈遺残る限なし(四二九) 他の追隨を許さぬ馳走ぶり(四二九)

八二 昇位運動の曲折……………四二九

昇位運動の巧妙(四二九) 第一先例を有す(四三〇) 第二京都方面手入(四三一) 近衛基熙日記(四三一) 柳澤奉書(四三一) 基熙には事後通告か(四三二) 吉保と正親町公通との交情(四三二) 桂昌院吉保に甲州一圓下賜を將軍に勸む(四三三)

註 桂昌院昇任に就き吉保の功〔松蔭日記〕……………四三四

八三 女性の利用者……………四三五

吉保の結婚政略(四三五) 吉保と松平輝貞との關係(四三五) 吉保と黒田直邦(四三五) 吉保と内藤政森(四三六) 吉保と大久保忠方(四三六) 嗣子吉里の爲に酒井忠舉の女を娶る(四三七) 親族的關係一の空箭なし(四三七) 兒女等の將軍取入(四三八) 女謁盛行(四三八) 學者亦利用さる(四三九)

第十六章 柳澤吉保の人物……………四四〇

八四 小人の雄……………四四〇

吉保の無經驗抱負(四四〇) 幕府大政に貢献するなし(四四〇) 京都手入の動機(四四一) 奸臣ならざるも慾張屋(四四一) 至尊を一身寵榮の具とす(四四二) 京都仕向手厚と要請(四四二) 續藩論議の批評(四四二) 六義園十二境八景の選定を至尊に請ふ(四四三) 一身一家の爲に至尊を役す(四四三)

八五 社鼠城狐の標本……………四四四

一度も責任の位地に立たず(四四四) 格外の御側用人(四四四) 綱吉の耳と心の専有者(四四五) 將軍の袖に隠るれども功は遲疑せず(四四五) 門前市をなす

〔四四六〕 大諸侯亦た吉保の門に趨る〔四四六〕 細川綱利の吉保奉仕〔四四七〕
吉保焼け太り〔四四七〕 屋下敷屋敷の強制交換〔四四八〕 吉保打物御免〔四四八〕
是れ吉保の顯出か〔四四九〕 只一身一家榮達に努力〔四四九〕

註 駒籠別墅の記〔六義園八景〕〔江戸名園記〕……………四五〇

八六 柳澤と隆光の取組……………四五三

柳澤の細心周到〔四五三〕 隆光の請托〔四五三〕 しかも吉保若干の修正をなす
〔四五三〕 内密金子貸下〔四五四〕 舅聲協心切盛す〔四五四〕 小池坊隠居に扶持
下され〔四五五〕 庵號吉保の命の儘〔四五五〕 是皆な吉保實談の所作一端〔四五
五〕 根生院隠居扶持方亦た吉保切盛り〔四五六〕 隆光輩には爪も立たず〔四五七〕

第十七章 吉保の退隱……………四五八

八七 退一步の功夫……………四五八

武田氏軍法を處世術に應用〔四五八〕 綱吉死後の二段備へ〔四五八〕 三家及加賀
並みの賜與〔四五九〕 傍輩嫉妬に遇なし〔四五九〕 吉保三つの願〔四六〇〕 第一
番人下座の廢止〔四六〇〕 諸侯御用向き輝貞一任〔四六一〕 祝儀もの受納廢止
〔四六一〕 是遠慮熟考の結果〔四六二〕 されど名利の念消磨にはあらず〔四六二〕

八八 甲金改鑄と高上げ運動……………四六二

總てを綱吉生前に得んとす〔四六三〕 甲金改鑄特許〔四六三〕 但だ高上げ運動に
失敗〔四六四〕 老中評議支障〔四六四〕 此事に就き後年吉保詮房の會議〔四六五〕
吉保終生盡瘁遂に無功〔四六六〕 吉柳澤氣分の旺盛〔四六七〕

八九 吉保家宣及び詮房……………四六七

吉保の家宣奉仕〔四六七〕 家宣御成を待つ〔四六八〕 綱吉以上に家宣を待つ〔四
六八〕 献上物の豊富〔四六九〕 亦た閨門の運動を努む〔四六九〕 町子の緇帶獻
納〔四七〇〕 吉保の間部詮房生捕り〔四七〇〕 詮房の出身〔四七〇〕 詮房の立身
吉保に負ふ〔四七一〕

九〇 綱吉死後の吉保(一)……………四七

綱吉逝去〔四七二〕 吉保の態度一變〔四七二〕 自ら閑却せらる〔四七二〕 隆光亦
同様の態度〔四七三〕 世局既に一變〔四七三〕 柳澤對家宣の記録〔四七三〕 第一
樂只堂年録〔四七四〕 吉保身分の事にて申上〔四七四〕 其問答の約略〔四七四〕
實は隠居願ひ〔四七四〕 圓滿隠居聽許〔四七五〕 双方十分の諒解〔四七六〕

九一 綱吉死後の吉保(二) 四七六

藪田重守の記載(四七六) 家宣の政務總支配囑託を辭退(四七六) 樂只堂年録と撞着(四七七) 松蔭日記の記事(四七八) 家宣吉保の入道を許さず(四七八) 世の聞えもあり(四七九) 吉保御請(四七九) 公式の勤務免除(四八〇) 最も事實に庶幾きか(四八〇) 所謂る全休職(四八一) 家宣吉保に政務一任の意なし(四八一) 當然斯くあるべき筈(四八二)

註 吉保隱居(徳川十五代史) 四八二

第十八章 綱吉の最後 四八四

九二 綱吉の晩年 四八四

吉保は綱吉の惡政助成者(四八四) 吉保の諫言(四八四) 果して事實か(四八五) 生和憐愍に就いての諫言(四八五) 多少の諫言はあらん(四八六) されど多くは迎合(四八六) 自ら欺き迎合の一例(四八七) 綱吉吉保の溺愛は一種の謎(四八七) 吉保の催此術(四八八)

九三 天災地妖交々臻る 四八八

元禄十六年の地震(四八九) 遭難者の記録(四九〇) 寶永四年の震動(四九〇) 世人皆嘔吐を患ふ(四九一) 明年怪異多し(四九一) 世人之を將軍弊政の天譴と見做す(四九二) しかも將軍倍す改めず(四九二) 大錢通用證狀の催促(四九三) 世界つて綱吉を呪詛(四九三)

註 富士山焼砂降狂歌 四九四

九四 綱吉の病氣 四九六

綱吉最終の柳澤邸臨遊(四九七) 例の如く講釋(四九七) 公辨親王本邸に臨む(四九七) 公辨親王と綱吉吉保との關係(四九八) 綱吉尙改めず(四九九) 綱吉病む(四九九) 朝會に出でず(五〇〇) 綱吉麻疹(五〇〇) 綱吉容態(五〇〇) 麻疹にならぬ様祈禱(五〇一) 容態少々快然(五〇一) 麻疹出づ(五〇二) 加持(五〇二) 左程重態ならず(五〇二)

九五 綱吉の死去 五〇三

快速恢復の模様無し(五〇三) 病勢一時順調(五〇四) 親近者多少の鬼胎を懐く

〔五〇四〕 酒湯及誕生祝儀〔五〇五〕 大久保忠朝一人憂ふ〔五〇五〕 酒湯祝儀の爲替候出仕〔五〇六〕 突然病出相詰〔五〇六〕 外間には意外の死〔五〇六〕

九六 綱吉は如何にして死せしか……………五〇七

例歳暮の翌日發病〔五〇七〕 綱吉考後忌諱の僻〔五〇八〕 自ら配刑を指揮す〔五〇八〕 死去の模様〔五〇八〕 近臣の周章〔五〇九〕 松蔭日記の記事〔五〇九〕 此曉吉保何となく胸騒ぎす〔五〇九〕 廊下の騒ぎ〔五一〇〕 醫藥既に通ぜず〔五一〇〕 夫人の綱吉殺害説〔五一二〕 右説の妄〔五一二〕

第十九章 綱吉の人物……………五二三

九七 我儘勝手の大驕兒……………五二三

毛色の異なる第一人者〔五一三〕 其の善政と悪政〔五一三〕 其傳記編纂方法〔五一四〕 綱吉を聖人として取扱ふ〔五一五〕 綱吉小説の主人公となる〔五一五〕 三王外記〔五一五〕 三王外記の内容〔五一六〕 日光郡邸枕〔五一六〕 護國女太平記〔五一七〕 松蔭日記〔五一七〕 折焚柴の記〔五一七〕 舊時代史家に不向〔五一七〕 要する・半狂人〔五一八〕

註 憲廟實記〔柳澤家秘藏實記〕……………五二八

九八 綱吉の好學と迷信……………五二九

綱吉の學は論語讀の論語知らず〔五一九〕 綱吉の學問押賣〔五一九〕 吉宗押賣の弊に當惑〔五二〇〕 聖堂建立の内情〔五二二〕 此れ恐らくは事實〔五二二〕 聖堂參拜猶ほ護持院參拜の如し〔五二二〕 迷信の代表者〔五二二〕 神秘的迷信者〔五二二〕

九九 能樂と男寵……………五二三

綱吉好能の影響〔五二三〕 綱吉の愛能樂師に及ぶ〔五二四〕 能樂師の立身〔五二四〕 器量よき若男を管中に入る〔五二四〕 能樂師の登用二十六人〔五二五〕 面首の寵〔五二五〕 能樂師出身中の異彩〔五二六〕 主税の諫言納れられず〔五二六〕 主税靈夢の動機〔五二七〕 主税の憤慨亦尤も〔五二七〕 姿色有る者皆入りて侍中となる〔五二七〕 近習率れ色を以て進む〔五二八〕 柳澤邸小姓宿舎〔五二八〕 列侯亦郎中となる〔五二八〕 輝貞邸亦小姓宿舎あり〔五二九〕 僅かに除外例あり〔五二九〕

一〇〇 綱吉の頌德表……………五三〇

憲廟實錄の記載(五三〇) 強暴者跡を絶つ(五三〇) 遊俠者流の屏息(五三〇)
 綱吉の禁裏崇敬(五三一) 然れども是れ不倫至極の語(五三一) 祖先の崇拜(五
 三一) 天變地妖を恐る(五三二) 親孝行(五三二) 然も女謁伴ひ生ず(五三二)
 質樸を好む(五三三) 實は然らず(五三三) 聖經の講論(五三三) 祖先を祭る
 前齋必ず孝經を誦す(五三四) 流俗の拘見を破る(五三四) 又佛教を尊ぶ(五三
 四) 吉保生類憐愍の辯解(五三五) 君を聖人となす(五三五) 右一節の改訂(五
 三五) 吉宗の眞意(五三六)

一〇一 民心の向背……………五三六

世舉つて綱吉の死を驩迎(五三六) 當時の落首(五三七) 萩原重秀に對する憤懣
 (五三八) 政權推移を看取(五三九) 吉保に對する反感(五三九) 新政謳歌(五
 三九) 人心疏通の要(五四〇)

註 犬醫者の遺物(譯海)……………五四〇

一〇二 輿論法廷の宣告……………五四一

落首の標本(五四一) 一同に息繼ぐ御慈悲(五四一) 意氣ある越中(五四三) 護
 持院此頃の首尾(五四四) 死を謳歌されるは綱吉のみか(五四五) かゞみし人も

年表及人物概覽

餘所見する世(五四五) 米の高いは何故か(五四六) 東叡山通夜物語(五四七)
 毒禁觸廻し(五四七) 男女の色を好む(五四八) 國土の渴命を悦ぶ(五四八) 是
 れ輿論の道破(五四九)

其一 年表……………一一一—一五

其二 人物概覽……………一六一—七八

索引……………一一八

挿入繪圖

一 徳川綱吉筆蹟……………卷首

一 桂昌院夫人書狀……………(一四)桂昌院……………七六

一 柳澤吉保畫像……………(一五)柳澤吉保……………八二

目次……………四一

目次

一 隆光畫像……〔三七〕護持院と隆光〕……………一九七

近世日本國民史 元祿時代 上卷

政治篇

蘇峰學人

第壹章 將軍綱吉就職



〔一〕幕府初期より元祿時代に至る經過

大正十二年五月十八日、湘南野史亭に於て、元祿時代を書き始め。

千徳萬狀の元祿時代相

一口に元祿時代と云ふも、此の時代相は、千徳萬狀である。一方には水戸黄門

第一章 一 幕府初期より元祿時代に至る經過

此の時代の
大立物

！光圀の時代あれば、他方には近松巢林子の時代がある。一方に大石内蔵之助あれば、他方には一代男の世之助がある。一方には伊藤仁齋、伊藤東涯や、物徂徠一派の時代あれば、他方には旗本の破落戸や、市井遊俠兒や、心中物の主人たり、主婦たる者共の時代もある。

然も若し此の時代の立物を、個人に求めば、それは將軍綱吉だ。彼は元祿時代が産んだ、最も適恰なる代表者である。必ずしも將軍たるが故に、斯く云ふではない。彼は好き意味に於ても、悪しき意味に於ても、其の代表者だ。而して彼は一方に於て、代表者たると同時に、他方に於て、其の日本に於ける最大有力者として、其の時代を形成したと云ひ得らるゝ。即ち時代を指導したと云ひ得らるゝ。

天海の徳
川最初の
評

徳川氏の最初の三代に就ては、三代に歴侍したる一敢て歴仕と云はざるも一天海大僧正の評が、稍々妥當に覺える。

天海僧正常に申は、神祖（家康）は萬事に通達ましくて、よく人情世態にわたらせられしかば、何事を啓するにも、やすらかにて、滯る所なかりき。台徳院殿にも、御資質溫柔におはしければ、おなじ様に在しが、當代（家光）は極めて聰明英武にましませばにや、何となく啓しにくしと申けるとぞ。

（徳川實紀）

秀忠の人
物

此れは家光が、必ずしも偉大なる君主であつたと云ふ意味ではない。彼は生れながらの將軍にして、世態人情にも通曉せず、我意を募りて、なか／＼應接、相談が面倒であると云ふとを、婉曲に語り出したものと見る可きであらう。

世の中には、二代將軍の秀忠が、最も凡庸であるかの如く、沙汰すれども、其實は秀忠と家光とは、角力にはならぬ。秀忠は家康てふ煮ても、焼ても、喰へぬ代者を父として、最も困難の位地に立てゐた。働かざるが如く振舞へば、固より家康の氣には入らず、さりとて袖手傍觀すれば、亦た家康の氣には入らぬ。されば家康在世時代の秀忠は、随分人の知らざる苦勞をしたるに相違ない。

家光の人

その苦しき境界を、兎や角無事に経過し來つた。この一事が、決して尋常一様の事ではなかつた。それに比すれば、家光は全く蒲團兒と云ふ可しだ。彼は果して世間に評判したる程の英明、賢達の主であつた乎、將た半は神經病的の發作常なき漢であつた乎。そは何れとも他の揣摩に一任するとして、兎も角も彼は秀忠程の苦勞人でもなければ、將た秀忠程練達の將軍でもなかつた。惟ふに彼をして大過なからしめたのは、彼の執政者中に、前に土井利勝あり、又た酒井忠勝の如き、老成なる政治家あつたが爲めであらう。忠勝以外にも、濟々たる多士があつた。松平信綱、堀田正盛、阿部忠秋、阿部重次の如きが、それである。併し忠勝は、實に當時の幕閣に於て、最も重を爲してゐた。

家光の執

一 台徳院(秀忠)御代までは御國家大名、參勤、著府の節は、わざとならず、品川筋などえ、御鷹野などに事寄せ、御成途中にて、不圖御目見有之候様なる事も御座候由。右の通りの模様ゆゑ、大猷院(家光)様御代初までは、御國家大名君臣の形り、屹と不三相立やうなることもまぢり有之候。然

家光の格式引直し

る處大猷院様御國家大名、何れも召させられ、御褥に御安座なされ、上意の趣は、權現様より我等に至り、三代に及び、我等は固より將軍に候。然れば向後は、是までの格式を引直し申べきと、上意有之、其上にて、御數寄屋え御一人づ、召させられ、御手自ら御刀下され、直きにそこにて抜き一覽候。やうにと上意有之、辭することを得られず、御前に於て拔はなし拜見有之候。其節は何れの御方も、汗を流し、戰慄なされ候由なり。夫より以後、將軍家の御威勢、格別に相成候。是等の事を始め、廟堂の大事、天下の政事、すべて忠勝様御密謀に關せられ候趣に候由。(酒井空印御景錄)

此れは人口に膾炙したる話にて、浮かと思ふ可きではないが、然も大體に於て、三代將軍家光の腹心、股肱となりて、徳川幕府の中央集權制度を、徹底的に遂行するに至らしめたのは、主として酒井忠勝其人の力多きに居ると云はねばなるまい。

是れ多くは忠勝の力

【二】家綱時代

凡庸ならぬ家綱の時代

浪人取締

宮室に對する敬懼

四代將軍家綱は、凡庸の君主であつたが、然も彼の時代は、必ずしも凡庸ではなかつた。彼は慶安四年十一歳にて、家光の後を襲ぎ、征夷大將軍に任せられ、爾來三十年、以て延寶八年に至つた。彼は第十一代家齊を除けば、最も長く將軍職を占めた一人だ。

彼の時代の始めには、由比正雪の騒ぎがあつた。此れと同時に、幕府が浪人の取締を嚴重にした事は、既記の通りだ。(參照 徳川幕府上期、思想篇 一五)

當時京都には、後光明天皇の如き活潑有爲の君主が在した。而して其の英邁の御氣象は、頗る幕府をして敬懼せしめ、更らに戒愼する所あらしめた。されば天皇が、承應三年九月、痘を病んで寶算二十二にして崩し給ふや、世間には種種の物議を醸し、或は幕府の黒き手が、之に及んだのではないかと云ふ説さへあつた。

對外警戒

明曆三の江戸大火

外國との關係は、鎖國令の履行の爲めに、大なる憂なかつたが、然も外船は動もすれば、長崎を見舞ふの虞ありて、幕府は戒嚴を怠らなかつた。而して明末清初の亂は、差々平定したるも、尙ほ其の餘波が我國に及び、若干支那の歸化人も出で來り、其中に、我が援兵を乞ふの目的にて、來つた者もあつた。(參照 徳川幕府上期、鎖國篇、101、102) されば隣邦の事件も、聊か幕府に於ては、戒心の必要があつた。

此の時代に於て、最も重大とも云ふ可きは、明曆三年に於ける江戸の大火であつた。此れは同年正月十八日乾大風、未刻から本郷五丁目裏本妙寺より出火。湯島、神田邊、淺草御門内町屋通町筋、鎌倉河岸、京橋八丁堀、靈岸島、鐵炮洲海手、佃島、深川に至る迄を焼き盡し。翌十九日巳刻迄、小石川傳通院前、鷹匠町より焼出し、牛込御門、田安御門、神田橋御門、常磐橋御門、吳服橋御門、八代洲河岸大名小路、數寄屋橋御門等焼亡し。又た同日番町より火出

で、半藏御門の外、櫻田虎御門、愛宕下、増上寺門前、札の辻海手迄焼亡。此の類焼萬石以上の屋敷五百餘宇、旗本屋敷七百七十餘宇、組屋敷に至りては其數を知らず。固より江戸城本丸、二丸、三丸等も、其の災を免れず。堂社三百五十餘宇、町屋四百町、片町八百町、焼死人十萬七千四十六人と云ふ。(武江年表)

大火の影響

此の大火が、如何に當時の人心に、影響を及ぼしたるかは、恐らくは今日より想像するも、尙ほ難くあるであらう。(本文は、大正十二年五月十九日、即ち同年九月一日の震災火災以前に、起草したるもの)

玉川上水敷設

大火以外、特筆す可き一は、玉川上水の敷設だ。其の工事を目論見たるは、玉川庄右衛門、同清右衛門の兩人であつた。彼等は承應元年の春より設計して、二年の四月に起工し、三年の六月には竣功して、羽村より四谷大木戸迄掘渡し、それより市内諸方に分水するに至つた。

其他の事業

此の時代に於ける思想、及び學問の方面は、既に前篇に記した通りだ。(參照 徳

諸老臣の逝去

川幕府上期、思想篤然も其他大奥の作法を正し、殉死を禁じ、諸大名の證人を還し、末期の養子を容し、新建の寺院を禁じ、僧侶の制を立て、大佛の像を鑄りて、文錢を作りたるが如き類、枚舉に遑あらずだ。

嗣子者只酒井忠清のみ

此れは家光の遺命を奉じて、當初家綱の後見とも云ふ可き位地を占めたる、保科正之、其他當初の宿老、井伊直孝、酒井忠勝、松平信綱等の翼成によるもの、多かつたであらう。然も井伊直孝は、萬治二年六月逝去、松平信綱は寛文二年三月逝去、酒井忠勝は同年七月に逝去、保科正之は寛文十二年十二月に逝く。而して阿部忠秋も亦た、寛文十一年五月には、老中を罷め、延寶三年五月に逝いた。而して當時敬憚せられたる水戸頼房は、寛文元年七月に逝去、更らに幕閣の見て以て隠然一敵國となしたる、紀州頼宣は、寛文十一年正月に逝いた。此の如く者宿悉く凋落し去り、剩すものは、唯だ酒井雅樂頭忠清のみであつた。彼は酒井忠世の子、忠行の子だ。忠世は寛永十三年三月に死し、忠行は其の十一月に死した。酒井家は徳川家に取りて、最も由緒ある家にして、忠世は

忠清獨天

秀忠の末期、家光の初期には、威權赫々の出頭人であつた。されば忠清が、承應二年六月老中に任じ、寛文六年三月大老に補せられたのは、固より不次の擢擢ではなく、家柄相應の昇進と云ふ可きである。但だ彼が諸老凋落の間に在りて、獨天下の姿となり、其の威福を恣にし、遂に下馬將軍の名を贏ち得たるに到りては、天下彼を議する者多きも、亦た已むを得ぬ次第だ。

左様せい

家綱公には溫和柔弱の御生れにて、萬事大老雅樂頭(酒井忠清)が言葉にはからひ、或は老中、若年寄、奥女中は、局より申上窺の通、御差圖もなく、只左様致せとの仰計故、萬事に障りなく、世擧つて『左様せい様』と稱し奉。依之重き御政道は、皆雅樂頭が計らひなれば、威勢自強、諸大名もおもねり従ふ。

世評漸く

總領は河内守と申、女子五人あり。一人は藤堂和泉守高久室、二は松平讃岐守頼常室、三は水野美濃守室、四は中川因幡守久通室、五は松平豊前守高朝の室也。斯程に一類親族多、我儘を振舞、御三家御連枝も恐れざる體なれば、其餘の諸役人をば、心の儘に計ひ、此の雅樂頭任官の頃より邪氣深くして、伊達家亂の時も、伊達兵部少輔、原田中斐守一味して、對決のゆゑ、眞眞の仕形、大老職威勢に、人々恐をなし、是非なく我儘募られける。(文武太平記)以上は酒井忠清に對する、當時の世評を描出したるもの。如何に彼が專横であつたか、思ひやらるゝ。

【三】 綱吉家綱の相續者となる

忠清親王
申下の計

延寶八年五月上旬、家綱の死せんとするや、大老酒井忠清は、京都から有栖川幸仁親王を迎へ、鎌倉の故例に倣はんとしたが、老中堀田正俊獨り之を不可として、遂に綱吉をして、其兄の後を紹がしむるに至つた。

其の理由

抑も酒井忠清は、何の理由もて斯る意見を主張したる乎。一應の説明は、其の威權を専らにせん爲め、而して其の専らにしたる威權を、永續せしめんが爲めと云ふに止るが。然も他の説明者は、左の如く云うてゐる。

他の一説

抑も忠清が、親王家一人申下して、虚位を授け、己れ權を専らにせん事、北條義時が如くせむと、謀らいしものなりといへり。然れども當時三家はじめ、諸老臣有智の輩無にもあるべからず。忠清ほどのものならずとも、斯る淺露の計ひする様あるべからず。こはその頃後宮の中に、姫姫の女房あるよし聞えければ、もし男子ならば正しく正統をもて、世つぎにせんものなり。もし御連枝の方々もて、御代つぎとせば、其時彼を廢しこれを立る事なしがたし。京より申請たる所ならんには、廢立せん事、いとやすければ、かの姫姫出産までの間は、京家の公達もて、御代つぎとせむとはからひしなりと云へり。

〔徳川實紀〕

此れも或は一説として見る可きであらう。

後宮姪姫の事實

東都記行に曰く、延寶の古、澤木傳右衛門の家、此小路（番町）に在て、其比この澤木氏の娘、丸子とかや、御本丸にて、懐胎の御沙汰ありしかば、誠や門前馬輿をつらねしとあれば、或は事實かも知れぬ。併し忠清の目的は、徳川幕府本位でなく、自己本位であつたらう。一枝眼を蔽へば、富士山でも見え難い。忠清が自己中心に執着し、其の權勢に陶醉したる際に於ては、恐らくは前後の分別なく、唯だ鎌倉の故例に倣ひ、自から北條氏たらんことを、期したものであらう。

されど忠清は自己本位

堀田正俊忠清の提議を排斥す

そは兎も角も、堀田正俊のみ忠清の説に反對し、遂ひに忠清の提議を排斥した。時の元老の申こと故、各々これに雷同せし中に、堀田備中守正俊一人正議をとりて、正しき御血脈の公達をすて、いかに他より御後を立つ理あらんと、詞をばげしく申けるにぞ、人皆なこれに服しける。かくて備中守正俊のみ御前に出で、此事聞えあげ、雅樂頭忠清、稻葉美濃守

尋常一際
ならぬ綱
吉召命

正則などいふ諸老臣は、皆退朝せしめて後、正俊一人が奉書をもて急にまうのぼり給へとありけり。此時供奉する家司めす間もなければ、曾我周防守祐興ばかり御供せり。大手の御門にて、牧野備後守成貞は追付しが、はや夜中なり、急なる召何事ぞと、成貞心ち安からず。黒木書院まで御側はなれず参りければ、備中守正俊出て、御前に導き奉る。備後守成貞猶もをしす、みければ、正俊ひそかに成貞が袖をひかへ、御吉事ぞ、吾此詞たがはんには、神明の在あり、今は御前近し、退くべしと申けるにぞ、成貞も安心せりと云ふ。(徳川實紀)

綱吉家綱
の後継者
となる

亦た以て其の召命が、尋常一様の所作に出でなかつたどが、判知る。綱吉は家綱の病牀に近づき、養子として其の後継者たる可き旨を諭された。同夜は神田の自邸に還り、六日改めて本城に上り、又た病牀に於て密話あり。而して延寶八年五月七日、愈よ公式に此事發表せらる。

公式發表

七日巳時ばかり二丸へ移り給ひ、庖所口より本城に上らせらる。酒井雅樂頭

家綱大漸

忠清、稻葉美濃守正則はじめ、老臣並に小老松平因幡守信興、石川美作守乗政、御迎としてまかり供奉す。かくて御對面あり、權大納言に任せらるべき旨仰出され、東照宮より傳へ給ひし本庄正宗の御刀、來國光の御さしぞへ進らせ給ふ。二丸へ歸らせ給ひし後、甲府中將綱豊卿、紀伊中納言光貞卿、水戸中納言光圀卿、尾張中納言綱誠卿、紀伊中將綱教卿、水戸少將綱條朝臣はじめ、家門並に溜詰の輩二丸にまうのぼり拜謁し、其他は老臣に謁し賀し奉る。

綱吉に忠
勤の遺命

八日本城にならせたまひ、御氣色伺ひかへらせ給ふ、こたび御養子の事、尾張中納言光友卿に仰遣はさる、末のをはり御病いよく、おもらせ給ふをもて、再び成らせ給ひ、御氣色伺はせ給ふ。然るに遂に大潮に及ばせ給ひしかば、今夜まづ二丸へかへらせ給ひぬ。(憲廟實錄)

綱吉本城に移る

此の如くして將軍職は、偶然にも綱吉の手に入り、彼は延寶八年七月十日の吉辰を卜して、二の丸より本城に移つた。

家綱逝去

酒井忠清、宮擁立策阻止さる

延寶八庚申年五月八日、將軍右大臣家綱公、御べうごうとはいさしらず、御ことぶき御四十一歳にて御他界なり。しかるにこの廿日ばかりは、かつて御ふれいの御善惡の御さたまなく、たゞよきくよとばかりの事なれば、たれしる人もなし。御三家御門よふの御かた、御譜代恩のともがら、おの／＼しらす事なり。たゞ酒井雅樂頭一人なり。御子様もなく、闇夜にともしびのきふたるごとくなりといへども、雅樂頭すこしもさわがず、今日は御きげんよくもふしふれらるゆへ、諸大名も御よろこびにあがり、その翌日よりまたすこし御ふれいなりともふされ候。だん／＼御きげんうかがひに、日數をすこされるゆへ、またそのまゝにもならず、老中がたへ内意をものがたりしめしあわせ、ひそ／＼しうせうせり。かくて五月七日辰の刻より、御きげんしきりよろしからすと、御三家がたへ申入らる。この時尾張殿には御在所ゆへ、御兩家御出仕、そのほか御家門諸大名、わけて館林公(館林中納言殿御屋敷、白山御殿に有之)御伯父なり。甲府公(甲府公御屋敷、神田明神下、御下屋敷今の濱御殿也、根津にもあり)は御おいなり。各々しゆつし登城ありて、ときに水戸黃門光圀卿すゝみ出給ひ、さてちかごろこゝろへがたき老中のしん／＼いなり。このほうども家門へも御目見もさせず、御病氣よきとのみ申ふれ、たゞ今にいたりて、御大事とはがてんまいいらす候

譜代出仕

御機嫌宜しからずと三方へ申入

光圀雅樂頭を召す

雅樂より御後上意報告

なり。いそぎ雅樂頭にも出でられ候へ、兩殿(館林公、甲府公)三家の人にも御せんへいで、御容體を見たてまつり、御あとの御そうだんも御うかがひ申さんで、う、いそぎ雅樂頭に申され候へと、にがりきつてのたまへば、だん／＼と酒井雅樂頭へちうしんす。今はきうにさしつまりなるゆへに、御内居紙をひらいて、(これはつね／＼將軍家御のいきおひなり、外様御譜代の大名御役人の老中かたはおの／＼ひき)雅樂頭もつたいよく出立られ、中座ありて申されけるは、將軍家の御病氣、今朝にいたりてしきりに御くたびれにて、中々御あいさつともこれなく候。しかれどもかたてこの雅樂頭に、おふせくだされ候御こともこれあり、今さら御兩殿(館林公、甲府公)御三家御家門御譜代の大名ちうへもふしだんじ候て、御あとのことおの／＼そうだんあるべくとの上意にて候と、さわらぬていに申され候。さちういつとうに、こはけしからぬことと思へども、なにごと申いださんやうもなく、おの／＼しづまりかへつて、たゞ一ごん申人もこれなく、ときに因幡守申され候は、大老職のことに候へば、じきに及ばず、またかねて將軍家の御そこいも御ぞんじもあれば、雅樂頭殿申給へと申さるゝ。ときに堀田備中守申すは、因幡守殿のおふせもつともには候へども、このだんは御一もんちうより、おふせいだされよと申さるゝ。これ酒井とふわのこゝろさしあるゆへなり。大久保戸田も目を見あわせ、とかくにこれは御三家がたのうちよりもいかゞに候へば、御ふだい大名衆より、申いだし給へと申さるゝ、これ榊原酒井につくゆへか。ときに本多内記申されけるは、御兩でん御三家をばもらし、老中大老のへうぎにおよばざるきなるを、我等どもかたへと申さるゝでう、のみこみ申さす候。まづ一とふりおふせいだされよ、それについて申あげ候はん。まづ／＼將軍家の御そこいを申させ給へと、ことばすしく申けるゆへ、座中の衆一とうに雅樂頭にも

雅樂頭の
内心吐露

かひ、とかくに貴殿御れうげんのほつたんをおふせ候へとのことなり。かれん、そのようぬこれあることなれば座をいなかりて、雅樂頭思清は、内心にくわだてあるゆへに、すなわち申いださるは、將軍家不幸にして、つねん、御世つぎのなき事を、かぎりなくうちみ給ふ。すでに今朝もおふせいだされ候は、まづ三家兩家の中、いづれとも申されず候なり。しよせん京家の親王有栖川殿を、よびくだしたてまつり候て、將軍家となし天下しゆこし、三家兩殿がつたいありて御まもり譜代大名そんけうしたてまつりて、外様大名に異變のともがらあらば、うちたをし、天下のまつり事は、はんたんこれまでのとふり、それがしならびに老中にて、しばあつかまつるべくとの御心底にて、ちかごろもつて今さらなげかはしき御事にて、と申すも御實子ぎみなきゆへにて候。よしやせひなき御事に候あいだ、御心底しだいに親王家を御わかひにのほせ、よびくだしたてまつらんとの御事なり。座中みな一統に、雅樂頭にへんたうするもの一人もなく、へんこうにおよぶ。かくのごとく大かたかたづき申べきよふにあいきわまりける。まことに雅樂頭心底おそろしく、親王家よびむかふ將軍として、天下は我しつけんしよくとして、禁裏へさんだいて、宰相にもあがり、天下をたなごゝろににぎり、一家はんふいして、鎌倉九代の北條のごとくなさんとのたくみごと、心底にあるゆへに、諸人をなつていきおひつよく、たれ一人、ことばをかゑすものなきやうにみへける。酒井一統縁者の人々は、ふがほをふくめることどもなり。しかるにこのとき水戸黃門光圀卿、大おんあげておふせられけるは、雅樂頭申ふん同心なりがたきなり。たとへ將軍家判形あるといへども、御さいご御めいらんの御ゆいごんにてもちゆるにたらず、それ天下は天下の天下なり、かたじけなくも東照權現、御一世のあいだ御心勞あられ、天下をさだめる今にいたつて御四代、御血縁をうし

雅樂頭心
底

光圀の雅
樂頭反駁

北條泰時
かを眞似る

ない給はず。今また鎌倉將軍のかくしきをおもひたつて、有栖川の子をよびくだし、公家のあをさむらひに、松平家をそうぞくさせんとは、もつてのほかのぎなり。これはひとゑに雅樂頭がゐんほうよりおこることか、あいきわまるをもつての後、天下のしつけんは定て酒井なるべし、これ北條やすときをまねて、親王の御むかひには、さだめて藤堂和泉守なるべし。大かたやくわりもかくのごとくや。其後は三家兩殿は、さだめてはたけ山和田等がめつほうのあとのごとく、日出度酒井しつけんしよくなど、後代までもつてき申さん存念か。我等嫡子松平讃岐守は、そこもとのむこなり、さだめて同心あるべきとおもわれんか、中々おもひもよらぬこと、將軍家の御ためにせんごととおもひ給へ、貴殿北條のたくみはなるまじくにて候こと、あたらしきことながら、當代そのけんしよくにおそれ、あるひはじやよくのふかき諸大名、酒井に一味ありてはかくべつの事、水戸に同意の人々は、申あわせて天下あんおん、徳川家のそうぞくおもひいれて候と、すこしもはやくところなく、べんぜつさわやかに、酒井がけうちう見ぬき、きびしく申きり給ひしゆへ、酒井がたの人々かたづをのんで、大名小名諸御はたもとまでいかやくちやくせんやと諸方を見あわせたやうる、とのみ、しばらくさせきもしづかならず。雅樂頭はしとやかに、これはおもひもよらぬめいわくなる御意にこそ候へ、我等よこしまの心底なく、たゞ將軍の上意を申までなり。かるがゆへにおの、うちより、御そうだんのうへにて、一けつつかまつるべきことなり。御しあんのうへおふせにだされて、そのうへのこと、黃門公の御意のとふりなりとも、雅樂頭申條なりとも、かたづけ申事にて候。いかやうのこと、ぞんじたてまつるがゆへなりと申ける。そのとき水戸殿おふせに、べつのこともしなき事なり。いわば甲府殿は將軍家の御いとこなれども、先年雅樂頭にさゑられ御生

雅樂頭
返答

光圀の綱
吉推薦

堀田備中
光圀の説
に左担

光圀の諸
侯説得

害ありき。そのつぎには館林殿こそ將軍家の御弟、大猷院公の御三男なることは、萬民しるところにて候、しかれば館林殿をこんばん御養君にすへたてまつりて、明朝天下へこのだんひろう申され、おの／＼もすゝめ、とかくにも館林殿、此方へ御入なされ候へ、水戸がかやうに申だんじ候むれ、將軍家へ申あげられ候へ。今日未刻すぎまでに一けつあれ。もしふとゞけのいに候はゞ、それまでよ、かくこのまへ、せつぶくつかまつるまでのことなり。三家譜代の衆そうだんにて申され候へ。あいとゞのい候はゞ、大納言にさつそく御にんくわん、今晚御入城あれ、御ともに水戸中納言、松平讃岐守つかまつるべくにて候よと、御申きりありて、三家もまづ御かゝり給へ、おしつけ酒井が左右をまちて出べきなり。諸大名もいざひき給へといひやぶりて、ぞうさもなく申給ひ、館林殿を御ゆるあんなされ、御じぶんの屋形へかゝり給ふがゆへに、大小名もおの／＼退出ありける。これよりさわぎたちで、ん中には御老中諸役人、酒井の一門のこり居て、ものごとさらざるやうにて、このせんぎのうへばたれ一言申人なかりしに、堀田備中守一人すゝみいで申けるは、光圀卿の御意御もつともぞんじたてまつるなりと申されけるゆへ、綱吉公御代に御とりたてありける。

扱水戸黄門光圀卿は、たてばやし公へもふしあげられけるは、すでに將軍家御他界なりとぞんするなり。雅楽頭かならず鎌倉の北條のあとをまなぶと見へて候。中々水戸が存生のうちば、すじぢちがいたることはなるまじく候、御かくご候へ、酒井等不信心におゐては、おして紅葉山へ御とも申さん、人数そろへて御まち候へとて。それより松平加賀守へ御入ありて、かやうにぞんじ候、水戸とがつたいあられんやとのことなり。加賀守はべつでうなく御同心なり。それより松平陸奥守はじめ、陸奥守、細川、黒田、鍋島、毛利、池田等へも、馬にうちのりいそぎかけまはり給ひ、いづれも

諸士皆水
戸邸に集
まる

酒井手の
山し様な

へみぎのとふりを申入れられ御たのみありて、御ふれやどにて俄に人べつたて給ひ、萬一酒井とらふらちの申條あるにおゐては、かならずおして今晚紅葉山へ御入あらんとのさためなり。まことに無類の天下のちうしんなり。諸はたしものともがらん集して、水戸殿屋形へあいつむる。紀州殿にもおなじことなり。かくのごとくありて、すでにはたておろさぬばかりにて、天下の諸大名ことごとく水戸殿御一味。いまは酒井父子三人に、宮内少輔、日向守ぬひの介に、藤堂、中川、水野、松平一門には榊原、安藤等かれこれ大名二十人ばかり御城につめて、天下のこといかゞと、きうのさうだんまち／＼なりしところに、水戸殿のばかりとして、大小名諸はたもと、みなみな水戸殿へ一味あいきわまり、ならびに甲府公、尾張殿御同意のとりのさたあり。たとひ張良孔明ありとも、このいきおひはうけがたくこそ見へにけり。かくて酒井雅楽頭よりきゝあわせのために、渡邊大隅守をしよほうへ見きゝ、そのふうせつの賞正を、見とゞけにいだしける。扱大名はたもと同意して、てつべきのごとしともふしきたる。雅楽頭すこしもさわがず、今はせひなし、とかくせいしつにいたすことかんやうなり、いかゞあらんとまた一門よりあいて、運を天道にまかせんやとのことなり。藤堂和泉守高久、ひそかに酒井につけて、とかく將軍家にうかゞひたるのところ、水戸殿おぼしめしのとふりあられよとのこと候と、上使をつかわされ、なだめ給ひしかるべしと申さるゝにつき、酒井もこれに同心して、老中にむかいて、雅楽頭天下にたいしてまつりて疎忽なし、今亂ぎやくにおよばんこと、かつもつてあるべからず。凶事出かさぬさきに、水戸殿、紀伊殿、尾張殿、加賀守、陸奥守へ土井能登守まひられ、今朝水戸殿の御そうだんのおもむき、將軍家へひろう申あげしところ、もつとものことにおぼしめすでう、今晚中に館林公を御本丸へ、御うつしあるべきとのきなり。しかる

江戸騒擾

に江戸中、馬のはせちがふおとおびたゞしく、たゞ今兵亂のおこるいきおひなり。はたもと中へは安田甚兵衛のりまわる。まことにいくさのこころのごとくなり。土井能登守はすでに馬二ひきまでりころされたり。あまりにいそがれたるよし、殿中をはじめ天下鳥の集をみたしたることく、大きにあやうきこともなり。筆紙につくしがたし。時に延寶八庚申五月七日、二度上使として戸田山城守まいられる。將軍家御病氣さしおもりあそばされ候條、これによつておふせ出され候は、天下御ゆいせきとして、御養君に御さためのでう、まづ從二位大納言に任じ、さつそく御入城との御ことに候なり。館林右馬頭殿大さきりやうの御ころゆへ、とりあふすかたときも天下にぬしなくしてはとゝのいがたし。上意にまかせおしつけ、御本丸へ御入あるべしとのことにて、すなはち御うけあいすみ、水戸殿へおふせ入られる。すなはち水戸殿御出あり、七日の戌の刻になりて御任官なされ、御養君にことすみ、みだれたちたるころへ御入城なり。水戸殿、松平讃岐守、松平播磨守、松平大學頭、御とも、御むかひとして大久保加賀守、堀田備中守御ともにて、御本丸へいり給ふ。酒井雅樂頭、因幡守は御しきだいに御むかひいで、紀伊殿、松平肥後守、松平左京大夫、おのゝ出仕登城いたされける。まことにうかめる雲のところをも、よくもしづかにおさめ給へり。すでに大納言殿おふせ出され候は、酒井そのほか老中ども、我今は天下の御養君となりしうへは、父子のあひだなれば、御さいごまへに御目見を申さん、また御ようたいなもうかひたてまつらんあひだ、あんないをつかまつり候へとなり。いづれもじたいにおよばず、御かつ手へ入また出て候あげ申やうは、たゞ今はなかし、御ないせう御むづかしく御めいごとの御ことなり。はや大かたことされ給ふなりと、ことをのぼす時ははや夜明のころなり。しかるに大納言公しきつて、せひとおふせ出さ

綱吉入城

綱吉家綱に面晤を欲す

家綱他界披露

綱吉宣言

れ候ゆへに、せひにおよばず御他界とひろうあり。表かた大きにさわぎける。大納言頼すこしも御さわぎ給はず。三家甲府に御さしむかひ、せひにおよばぬことに候。しかればこれまでは同格に候へども、おのゝ同心のうへは、ただ今よりこゝろのまにしはあ申べく候條、さやうにあひこゝろふられよと、はやわうへいにおふせらる。そのすさまじきこと、たゞ太閤秀吉公のいせいのごとくなり。はや夜もほのゝくと明はなれしかば、御表のかた將軍家の御座の間に、むづとおしなをらせ給ひ、たゞひとのみの御いきおひなり。(久夢日記)

綱吉の幸運

綱吉は一代の幸運兒だ。彼は家光の四男で、本來徳川幕府の大統を紹ぐ可き者ではなかつた。然も家光の長男にして、四代將軍であつた家綱は、後を取る可き子が無かつた。二男の甲府宰相綱重は、延寶六年に逝いた。三男の龜松は、

【四】元祿時代の代表者

三歳にして夭死した。此の如くして運命の手は、否應なしに綱吉を、徳川幕府主體たらしめた。

綱吉と元祿時代の關係

彼が此の地位に躋りたるは、徳川幕府の爲めに利であつた乎、不利であつた乎、そは何れとも見解が付くであらう。されど彼を將軍たらしめたる一事は、確かに元祿時代に、幾許の色彩と、聲調とを加へ來つたことは、争ふ可からざる事實であらう。苟も其の地位を占むれば、庸人凡物でも、社會に若干の波動を與へずして止み難い。況や綱吉は、決して庸人凡物でなかつたに於てをや。

綱吉十五代中最も特色あり

有體に云へば、綱吉は徳川十五代の中に於て、少くとも最も特色ある一人であつた。彼は徳川氏の狂氣じみたる血液を、最も多量に、豊富に遺傳した。彼は家光の子として、尤も其父に肖似してゐたが、然も多くの點に於て、家光以上であつたらしく思はる。特に其の徹底的なる點に於て、其の脱線的なる點に於て、其の大柄を手にして、之を他に假さざる點に於て。但だ家光の時代には、政治家には土井利勝、酒井忠勝の徒あり、僧侶には天海僧正あり、澤庵あり、其

綱吉左右の人々

の他何れの方面にも、多士濟々であつたが、綱吉時代には、堀田正俊の死後は、政治家らしい政治家なく、而して亮賢、隆光の徒は、固より天海、澤庵に比す可くもなく。前に牧野成貞あり、後に柳澤保明(吉保)あるも、彼等は唯だ綱吉の意を承けて、其の命に獎勵する以外には、何等獻替する所なかつた。云はば家光には、幾許の苦手ありて、其の我儘を制したが、綱吉には唯だ其の手足となりて、働く者のみにして、一人も彼の我儘を制したる者もなく、制せんとしたる者もなかつた。

綱吉の人物性行

綱吉は徳川十五代中、尤も評判の善くない一人であつた。彼の行爲は、種々なる方面、種々なる方法によりて、より悪しく宣傳せられてゐる。併し公平に觀察すれば、彼は決して暴君でもなく、悪主でもなく、又た自から不善を行つて快愉とするが如き者でもなかつた。彼には彼相應の主義もあり、信念もあり、意見もあり、見識もあつた。併し彼の言行は、兎に角平正穩當を缺いてゐた。彼は何れかと云へば、極端に馳騁する常習があつた。彼は自から好んで中庸を講

軌道を無視す

じたが、中庸の道は、彼が一生踐履する能はざる道であつた。彼は脱線的の人物と云ふよりも、寧ろ常に軌道を無視して、自己の欲する儘に行歩したる漢であつた。併し彼は決して翻々たる佳公子ではなかつた。將た泛々たる輕薄兒でもなかつた。彼は喜怒哀樂の恒なく、性情の偏倚せる、而して情熱の猛烈なるに拘らず、亦た極めて執着力が強靱であつた。乃ち彼が生物憤怒の政策の如きも、彼の一生を始終した。

綱吉の一生

彼は正保三年丙戌正月八日に生れ、慶安四年己丑四月二日、江濃駿信甲上の中にて、十五萬石に封せられ、神田御殿と稱した。而して承應二年癸巳八月十二日、從四位下右馬頭に任せられ、同年十月七日、正三位右中將に昇り、寛文元年辛丑閏八月九日、上州館林城を賜はり、十萬石を加へ、二十五萬石に封せられた。同年十二月廿八日、參議に任せられ、延寶八年庚申五月七日、家綱の養嗣となり、從二位權大納言に進められ、二丸に移り七月十日日本城に移り、八月廿三日將軍の宣下ありて、正二位内大臣となつた。乃ち彼は三十

遺徳なき元祿時代の縮圖

五歳にして、思ひ掛けなくも一最近には或は意中であつたかも知れぬ一將軍職に躋り。而して在職三十年、寶永二年乙酉三月五日には、右大臣に進み、同六年正月十日、六十四歳にて逝いた。云はゞ彼の在職三十年が、宛も吾人の所謂る元祿時代に相應する。然も彼の在職の期間が、元祿時代を代表するのみならず、將軍としての綱吉彼自身が、實に元祿時代の代表的人物と云ふ可きであらう。必ずしも彼に於て、全く代表したとは云はぬ。併しながら彼に於て、殆んど遺徳なき元祿時代の縮圖が見出さるゝ。

第二章 綱吉の人物と施政

【五】幕政緊張

綱吉の初政は、其の將軍の手より失墜せられたる政權を、將軍の手に回收する事であつた。彼は家綱時代の失政に鑑み、將軍が虚器を擁し、他に下馬將軍——酒井忠清——の如きものを出來したるを見て、苦々敷考へてゐた。身一たび將軍の位に坐するや、直ちに其弊を矯正す可く心掛けた。

酒井忠清が失脚は、必ずしも彼が京都から、親王を迎へんと議（參照 三）を建てたが爲めのみではなかつた。彼が斯る意見を主張せざるも、彼の過去の經歷は、彼をして當然失脚せしむ可きものがあつた。そは彼が餘りに専横であつたからだ。餘りに將軍を無視したからだ。餘りに私意を逞うし、威福を恣にしたからだ。

將軍の威權最も赫灼

綱吉の政治の善悪は別として、徳川將軍の威權は、彼の時代に於て、最も赫灼となつた。彼は何人にも氣兼ねず、外様大名にも、譜第大名にも、外國にも、朝廷にも、一切の外間の勢力に容赦なく、唯だ己が欲するが如く行つた。所謂傍若無人の政治とは、彼が時代の政治である。

綱吉の學問狂

然も綱吉は、決して單純なる驕兒の、成長したる者ではなかつた。彼は決して無意義なる巨大の狂童ではなかつた。固より彼には若干の狂味があつた。されど其狂も學問から出で來つたものとせぬ迄も、學問と混和したる狂であつた。彼は徳川十五代を通じて、將軍中の學者であつた。彼は狂して學問したと云はんよりも、寧ろ學問に狂した漢であつた。慶長の文運が、家康の獎勵に負ふ所多大であつた如くに、元祿の文運が彼に負ふ所も鮮少でなかつた。

綱吉幼少にして非凡

さて此公（徳松後に綱吉）未だ御幼年にて、御父君（家光）の御膝下におはしけるほど、公達の中ですぐれて聰敏の兆しおはしければ、大猷院殿（家光）御めのとだちへ仰られしは、この子夙慧衆人にすぐれたり。よくせずば才名の爲

家光の老
婆心

めに生涯の禍を引出すべし。あやまちでもさし過たることとして、兄達に禮を失ひ、憎みを受しむべからず。何事も謙遜を旨とし、輔道すべしと、常に沙汰し給ひぬ。〔徳川實紀〕

とあれは、綱吉は天成非凡の兒であつたに相違あるまい。而して家光が斯く戒めたるは、畢竟自らと其の弟忠長との經驗に徴して、彼をして忠長の禍を、繰返すなからしめんとする老婆心に出でたのであらう。

綱吉幼時
より經典
に關む

またある時は、御母桂昌院殿（綱吉の母）に向はせ給ひ、吾幼年より武藝を好み、且つ少壯より大任を承けて、讀書の暇なかりければ、文藝に於ては、力をもいれず。今にいたりま、悔る事あり。この兒いとささく生先心にくくみゆ。善師を撰び、今より書籍を學ばせ、聖賢の道に心を用ひしめば、ゆくゆく物の用に立ん物ぞ。汝かまへて心いれ、文讀ませよと宣ひしかば、母君（桂昌院）も涙うかめて、かしくみ給ひ、御幼稚のほどより、何事よりも、先文よむ道をす、め給ひしかば、御心を經典にはげまし給ひ、ふかく伊洛の書に御精神

綱吉射行
實踐

をそめ給ひ、御病臥といへども、書卷をはなち給はず。儒臣を接近し、聖道を討論し給ふ事は、さらにもいはず、御みづからも經書を講演し、内外の臣等に拜聴せしめらる。其の度々には、御上下をめし、御劔をも遠くさけ給ひ、先聖を敬禮し給ふ。〔同上〕

非政の親孝
半の結果

彼は彼自身の流儀として、親から聖門志學の人であるを以て、任じてゐた。而して單に讀書講義のみならず、彼としては又た實踐射行をした。

御祖先を尊崇せらるゝ事並々ならず、御祭の前夕には、達旦まで假寝もし給はず、孝經をくりかへし誦誦し給ふ。大猷院殿に六歳の御時別れ給ひしかば、御母君につかへ給ひ至孝をつくし、聊かも御暇ある折ふしは、北堂にわたらせ給ひ、御みづから御飲食の配膳などまでなさせ給ひし事は、近侍の女房など皆なしる所なり。〔同上〕

若し此丈の事なれば、綱吉は立派に支那では、孝子傳中の一人となつたであらう。然も彼が將軍としての非政の一半は、彼が親孝行の結果であつた事を思へ

ば—生物戀愛の如き—彼の孝行が、如何に眞面目であつたかが判知る。
 また英明大度にて、賞罰明白なりしかば、人々をそれはばかる事大方ならず。また施を好み給ひ、賞賜の類は、常に例格を過超する事ども、併しなから人目を驚かさばかりなりとぞ。(同上)
 斯る次第であれば、彼が一たび本城に乗り入りたる曉には、幕府の内外は、肅然として、電氣をかけられたるが如く緊張した。

【六】越後騒動

酒井忠清 罷免

綱吉は將軍職を襲いで、未だ半歳ならざるに、大老酒井忠清を罷免した。
 九日(延寶八年十二月)大老酒井雅樂頭忠清、近年多病の故をもて、職免さる。折々出仕して、ゆる〜養生す可き旨命せらる。忠清はこの後、大塚の別邸に

退居すと云へり。(徳川實紀)

松平光長

而して此事と聯絡したる乎、否乎は、暫らく詮議の外として、綱吉自から越後騒動事件を裁決した。其の顛末は左の通りだ。
 抑も松平光長は、忠直の子、秀康の嫡孫にして、又た秀忠の外孫だ。忠直が越前の封を褫はれて、豊後に竄せらるゝや、光長は十歳の小童であつた。彼は越後高田に轉封せられ、二十四萬石を賜はり、其母高田殿—秀忠の第三女—に

小栗美作

二萬石賜はり、合計二十六萬石の大名であつた。
 彼が家老に小栗美作なる者あつた。光長の妹を妻とし、其子掃部を光長の養子として、威權並ぶものなかつた。されば永見大藏、萩田主馬などの長臣、何れも美作が積年奢侈に耽り、君に不忠にして、民を苦しむるを憤り、之を光長に訴へ、美作を押し籠めた。

忠清の美作 作風

然るに美作は、光長の長子三河守綱國を欺き、かねて時の元老酒井雅樂頭忠清、大目付渡邊大隅守綱貞などに賂ひをたりければ、綱國より忠清に、其の指揮

元長藩中
二派に分

評定所諸
老臣の鞠
問

を請ふに當り、忠清は却て美作に最負し、大藏、主馬等に不利の裁決を與へ、光長の家國の事をば、悉く小栗美作一人の手に専らにせしめた。されば家中は自から二派に分れ、去年今年の間、身を退いて、離國したる者百人にも及んだ。而して綱吉の代となり、忠清罷むる後、光長の藩中の騷擾は、依然として繼續し、代替りに際し、巡檢使を派出せらるゝや、それに向て訴狀を捧げ、美作の虐政を訴ふるもの度々であつた。然るに天和元年の春、光長の老臣岡崎壹岐、本多七左衛門など云へる者、身の暇を願ひ出でたが、彼等は將軍の見參にも入りし者共なれば、光長一個の意見にて如何ともし難く、上裁を仰いだ。此に於て綱吉も、彌よ不審に思ひ、從來諸方に召し預けた大藏、主馬等を召寄せ、又た美作其他藩地に在る者共を召致し、兩ながら評定所に引出し、諸老臣、三奉行會合し、屢ば鞫問したが、美作巧辯を弄して、容易に判決に苦しむの狀ありしが爲めに、いよゝゝ綱吉親ら之を審定する事となつた。

將軍親裁

原被兩造
出擧

時は天和元年六月廿一日、大廣間中段に御座を設け、下段に三家並に甲府宰相綱豊、卿著座し、堀田筑前守、正俊中、次の事承はる。御次には稻葉美濃守、正則、大久保加賀守、忠朝、其他譜第の諸大名、番頭始め、諸有司伺公した。西縁には井伊掃部頭直該、松平、讃岐守頼常、松平、下總守忠弘、保科重四郎正容。次に小老、其後に儒役、小姓、小納戸、中奥のともがら。東縁には奏者番、並に黒木書院伺公の諸有司、目付、使番。落縁には阿部豊後守正武著座し、寺社奉行、大目付、目付も伺公した。正に是れ幕府の要職總幕出揃ひの一大晴場を現出した。

斯くて原被兩造は愈よ出場した。即ち預主松平元千代は、永見大藏を、松平、出羽守綱近は、秋田主馬を、松平、越前守綱昌は、小栗美作を召つれて罷り出でた。やがて大藏には、寺社奉行水野右衛門大夫忠春、大目付彦坂壹岐守重紹、目付松平孫太夫重良、藤堂主馬良直差し添ひ、主馬には、寺社奉行松平山城守忠勝、大目付坂本右衛門佐重治、目付能勢惣十郎元之、土屋市之丞正敬

將軍出場

差し添ひの美作には、寺社奉行稻葉丹後守正往、大目付内藤新五郎正方、目付田中孫十郎友明、近藤作左衛門用弘差し添ひ、此の輩を落縁に北面して蹲踞せしめた。而して最後に裁定者たる主人公の綱吉は、中段に出て來り、其後に牧野備後守成貞、並に御側小姓、小納戸等伺公した。是れ實に幕府創設以來、極めて重大なる將軍親裁の法廷と云はねばならぬ。

【七】越後騒動の親裁

永見大藏
訊問

裁判の順序は、先づ永見大藏より始つた。將軍綱吉は、堀田正俊を以て、大藏に向ひ、小栗美作が奢侈の模様を具申せよと命じた。大藏は之に答へて、主人光長の家例にて、將軍家より御鷹の鳥賜はる時には、家司ども會集して、拜賜せしむることであるが、去々年は、其の恒例に反し、諸家司に告げず、美作父

小栗美作
答辭

子のみ之を頂戴した。此れは小事であるが、然も之れにて彼が奢侈の一斑を、察し給へと云ふ。

大藏辯駁

此に於て小栗美作に向つて、此事を問ふに、美作曰く、是皆な大藏、主馬等が、妬心より斯く思ひ留めたのである。其時は公けの儀式でなく、内々にて開宴したるが爲めに、家司等を召し出さず、特に懇遇を忝くしたる、臣等父子に止まつたのである。決して某が、家司等を遮り止めたのではないと。

荻田主馬
訊問

其詞未だ終らざるに、大藏申す様、然らば何故に同列の家司さへも、預るを得ぬ席に、美作父子は、おのが家人まで召連れ、恩賜の鳥を頂戴したる乎。すべて美作が、巧辯もて理非を申し掠むるは、此の類にて候。されば先日より評定所にて、諸有司に聞え上げ侍ることども、皆な偽りならざる様、聞召したまはる可しと云ふ。此には流石の美作も、一句も出でなかつた。

此れより又た堀田正俊もて、荻田主馬に、美作の奸曲のさま申上ぐ可しと命ず。主馬曰く、美作我が子を光長の養子とす可く、結構したる仔細、先日諸宰臣に

聞え上しに違はず。之を以て平日私慾を逞うしたる舉動を、察し給ふ可しと申す。

更に大藏主馬兩人訊問

此に於て綱吉は更に正俊もて、大藏と主馬とに向ひ、美作果して此の如く姦曲なるに於ては、汝等苟も君の爲めを思はざ、何故に其の未だ甚だしからざるに先ち、之を光長に訴へ、光長聞かざれば、之を一族に謀り、之を未然に制して、家國の安泰を謀らざる乎と。

兩人答辯

兩人曰く、一藩の者共、何れも美作の權威に怖れ、後難を憚り、其の證據を擧げ得るものなし。されば無證の事、如何ともしがたく、以て其の時を待つて、今日に至つたのであると。

美作訊問

次に綱吉は、正俊を以て、小栗美作に向ひ、汝は同藩八百有餘名の輩にうとまれしは、如何なる故ぞと問うた。美作曰く、其事此迄某聊か之を知らざりき。但だ大藏、主馬等、豫て諸宰臣に對し、主人光長老年懶惰にして、政事に倦しを幸とし、大小の事某一人にてはかりし由申といへども、そは全く虚言

更に大藏主馬詰問

なり。某在職の間、一事たりとも、光長に訴へず、私に謀らひしことなし。希くは大藏、主馬等が妬心よりおこり、某に種々の冤罪を負はしむるを憐察せられよと。

決案

此時に於て、綱吉は大藏、主馬に向ひ、何故に汝等は平生美作に異見を加へざる乎と詰問した。兩人中には、美作事、主人光長の詞たに用ひざる程のものなれば、いかでか臣等の言を聞き申すべき。されば臣等も、みすく異見をも加へずして、遂ひに今日に至つたと辯疏した。

原被兩造罪案

其時綱吉は、自から大聲を發し、此れにて決案す、はやまかり立と叫んだ。座中何れも震懾した。而して諸有司速に大藏、主馬、美作を引立て、退出した。かくて翌廿二日には、評定所に、松平越後守光長が家人等を召出し、直ちに罪案を定めて、之を宣告した。即ち小栗美作、其子大六は、奢侈に募り、不忠の振舞なればとて、自殺を命せられた。永見大藏、萩田主馬は八丈島に、岡島壹岐、本多七左衛門は三宅島に、小栗兵庫、同十藏、安藤治左衛門は大島に

配流せられた。彼等は美作の姦曲を袖手傍觀して、主人の家國を騷擾せしめた罪に處せられた。

其の餘波

光長改易

親裁の影

又た美作の異父兄戸川主水は、小姓組の番士であつたが、南部遠江守直政に預けられ、僧一音は、越後騷動事件を演義し、越後記と名付、無根の空言を流布せしめたる罪をもて、八丈島に流された。而して同廿六日、松平越後守光長を、井伊掃部頭直該が許に召し、稻葉美濃守正則上使として、家國鎮撫する能はず、家士騷動に及ばしむるを咎め、其の所領を收公し、松平隱岐守定直に預けられ、三河守綱國は、酒井修理大夫忠直が邸に召して、水野右衛門大夫忠春もて、水野美作守勝種に預けらる。

松平光長の領地沒收

綱吉親裁

二十六萬石餘 越後高田城松平越後守光長

光長罪案

光長父子
赦還

延寶七年より光長が重臣等訴論の事ありて諸家に預らるゝの所に 是年六月廿二日小栗美作正矩(光長が叔母婿) 萩田主馬某永見大藏長良(光長が叔父)を督中に召れ糺明あり。廿二日正矩が驕恣不忠の罪をもつて、其男大六長治とともに死を賜ふ。大藏長良、主馬某は家中の騷動を頼す諍論に及ぶ事不忠の至り也とて、遠流に處せられ、正矩が黨類、岡島壹岐、本多七左衛門、小栗十藏、安藤治左衛門等も配流せらる。其餘七人或は預られ又は追放せらる。廿六日光長家中を鎮撫する事あたはず騷動に及ばしむる罪を以、領地を沒收し、松平隱岐守定直に預られ、粟米一萬俵を賜り、京極備中守高豊、伊豫國に護送す。光長が養子三河守綱國も父が罪により、水野美作守勝種に預けられ、粟米三萬俵を賜り、後致仕し、寶永四年十一月十七日九十三歳にて卒す。貞享四年十月廿四日光長赦還せられ、粟米三萬俵を賜り後致仕し、寶永四年十一月十七日九十三歳にて卒す。貞享四年十月廿七日綱國も赦還せられ、後剃髮して更山と號し、享保二十年三月五日七十四歳にて卒す。

〔廢絶録〕

【八】 綱吉の初政

酒井忠清の死

越後騒動の餘波は、多くの方面に其の動搖を及ぼした。若し酒井忠清にして存生せば、彼は前將軍の時に於て、小栗美作に一味し、永見、萩田を竄誦したる首惡なれば、相當の懲罰を被る可きは、當然であつたが。然も僥倖にも、彼は其の約一ヶ月以前、即ち天和元年五月十九日、屏居中に死した。

綱吉忠清の檢死を命ず

併し嚴峻なる綱吉は、此死を自然の出來事とは認めなかつた。されば彼は大目付彦坂九兵衛を召し、御目付北條新藏と共に、急ぎ忠清の邸に赴き、檢死す可く命じた。當時忠清の婿である藤堂高久は、彼等に應接し、忠清は病死に相違なし、死骸の檢分に及ばず、一切の責任は拙者引受くと云ひ。辭色頗る決する所ありて、いざと云へば刺違へんとする模様ありしかば、兩人は其旨を綱吉に復命した。綱吉は頗る氣色を損じ、是非死骸を見届け來れと命じた。然も其時は、葬送の柩既に門を出づるの際であつた。彼等は已むを得ず、其旨を復命したれば、綱吉は更らに葬所に參り、死骸を掘り出し、踏碎きて還れと命じた。兩人は寺に赴きたるに、既に火葬に附したる後なれば、詮方なく還りたりと云ふ。(甲子

忠清懲罰の理由増加

夜話
此の話は果して信ず可き乎、否乎は姑らく措き、綱吉が忠清に釋然たらなかつたとは、勿論であつた。そは固より越後騒動事件に關してのみではなかつた。但だ此の事件よりして、彼の爲めに懲罰せらる可き理由は發見せられ、若しくは増加せられた。

忠清餘黨一網羅盡

然も忠清既に逝く、されば其の餘黨は、悉く一網に羅し去られた。即ち松平大和守直矩、松平上野介近榮は閉門せしめられ、大目付渡邊大隅守綱貞は、八丈島に流され、其子三人は、各三處に預けられた。酒井忠清の子酒井河内守忠舉、下野守忠寛、及び久世廣之の子重之等は、何れも遠慮を命せられた。忠清の弟忠能は、其の兄の子酒井河内守忠舉が、逼塞せしめらるゝに付き、參府して、出仕をはかる可き所、居城に安居して、上を憚らず、且つ日頃の行跡宜しからずとて、天和元年十二月十日、其の所領四萬石を沒收せられ、彼は近江彦根に配流せられ、井伊直該に預けられた。忠清の下に伴食老中となつて

堀田正俊
大老と成

ひた稲葉正則も、同月八日其職を罷められた。而して堀田正俊は、同十一日左近衛少將に躋り、直月連署を免され、酒井雅樂頭忠清、河内守忠舉の職掌を奉せしめ、大老に命せられた。

君臣魚水
綱吉正

元來越後騒動の親裁に際して、綱吉の意は、其の幕府に於ける特別の關係ある家柄なれば、寛典に處する意なきにしもあらずであつたが、堀田正俊は、今や國家更始の際にて、天下の耳目を屬し耳を傾けて、新政の如何を望み見る折からなれば、御家門の故を以て、大法を枉げ給ふ可からず。然らずば他の諸侯の怠りを戒めがたからん。故に此の御裁斷は、嚴正ならざるべからずと諫めた。故に綱吉も其言に従うた。(徳川太平記)

と云ふ説もある。何れにしても綱吉と正俊とは、其の初政に於て、君臣魚水の如く投合したに、相違あるまいと思はる。而して如何に綱吉の初政が、人心を一新したかは、左記を見ても分明だ。

庶政一新
綱紀嚴肅

入りたる様なりしが、常憲院様御代となりて、昨日とは打て變りたる様子にて、町中も少の油断なく、譬へば市中に落し物ありとも、誰拾ひ取るといふ事もなく、若し拾ひ取るに於ては、何所に隠し目付のありて、いかなる御咎めに遭ふも知れざれば、諸人申合たる如く、手前の用心を第一となしたり。夫故市中に盜賊の沙汰はすきとなく、又其以前は大名の惡所通ひも多くありしが、御代になりては、これもすきと止みぬ。(諸家隨筆、老士語録)

緊肅全國
に及ぶ

亦た以て如何に綱紀が緊肅せられたかと判知る。而して此れは單に江戸のみならず、日本全國に、其の手は及びたるものと見ねばなるまい。

安宅丸

綱吉の武勇

天和元辛酉二月、將軍綱吉公御少ひせき、國々武具兵具御あらための時、御軍船あたけ丸をやくとして諸役人かゝる。將軍家このぎ御たづねあそばされ、老中ひやうでうをもつて、もふしあげ候やう仰られ候。台徳院公上意に、天下をにぎるとても、こゝろをたきは亂の一つなり。治世にらんのかんがへ見んとて、この船をつくらせらる。まんいちてんかさうどうにおよぶときは、この船に

安宅丸は
動座の道
具

綱吉安宅
丸の投棄
を命ず

逃避の具
は無用

是れ大謀
あるに
よる

諸侯綱吉
の勇武を
感ず

綱吉施政
の概評

めされ、國々のやすからんかたへ、御座をうつさるゝために、たいせつのことにて候ともふしあぐ
る。上意に、かねて御くふうの上のことなれば、このふれむようのことなり。うちやぶりすてべし
となり。諸役人まゆをひそめ、御しおきはじめにかくのごとくのき、ことにこの御船は、御いくさ
ぞなへのよい、かたぐもつたいなきことなりと、二たびもふしあげゝる。將軍家もつてのほか
御きげんよろしからず。上意をかゝすのたんふとゞきなり。そのうへぐまいのしあんをもふすもの
どもかな。治世に亂をかまゆるは、もつてのほかよろしからざるることなり。三年父の道をあらためず
とは、つねのうへのことなり。天下のこのれいにまかすべきぞ。そも、いさぞなふのために、
一心のやくにもたゝず、およそ日本國の内に、我等にたいぢんすべきものあるべからず。百年も存命
のうちば治世なるべし、もしまたらんぎやくにおよびて、江戸の居城に人數みだれ入るときになりて
は、ふだいの家來をめしぐし、國境へいでゝふせぎたゝかひ、てきをふみたをさん。またはいぐんにお
よびなば城にひきこもりてふせぎたゝかひ、運つきなばはらかききつておはるまでのことなり。なん
ぞ船にのりて他の國へのがれ、家來をたのみて將軍の浪人となり、萬松院へあしかゞ十五代の將軍
義昭(永祿比)のごとくならんや。後代の人口にかゝること、我等におゐては亂心はかくべつ、見ぐる
しきは、いそはこれなきことなり。また子孫松平家のあらんかぎり、我いふところぞよけれ。なん
ぞや子孫へらんをおしへ、はいぐんのどうぐをのこさんや、たゞやぶりですてよとて、二たび上意あ
りければ、この上はせひにおよばすと、さしも金銀をちりばめつくりたてたるふれなば、さんじにう
ちこはし、こゝろなきものもおしむにたゝす、今にいたりてむふんべつのやうにいたさるれども、こ
れおゝるなるはかりごとにして、じもくをおどるかす軍法のおくき、そのせつの大きりやう、かくあ

らすんば、かやうのことならざることぞかし。この船はきやくありつること、まことに日本國中にひ
びきわたり、諸大名諸はたもと、大きな武勇のつよみをかんじたてまつる。またじりうの大名はに
がわらひし、大名のきもをくしざしにするものならん、これより天下おさまりて、將軍家の大勇ある
ことをしつて、きふくしておそるゝ人多く、みななつきたてまつり、まことにちゆふの將軍なるべ
し。御三家ならびに甲府殿、御老中、御譜代、外様大名までそんぎやうし、將軍家のふうかになん
ことをのみおもふ。こればんせいのはじめなり、〔久夢日記〕

【九】 綱吉の初政と颯言録

綱吉の三十年間の施政を、公平に評すれば、年代的に於ては、初め善く、中惡
しく、終りは益々惡しと云はねばなるまい。之を分類的に判ずれば、學問を奨
勵し、皇室を尊崇し、幕府に於ける將軍の威信を、主持したるが如きは、善政

賜言録

と云ふ可く。而して男女の寵嬖に耽り、生類憐愍の政を施し、惡貨を鑄造したるが如きは、其の惡政と云ふ可く。特に犬類の保護は極點に達し、人を殺して迄も、犬を保護するに至り、爲めに其の結果は、後世に及びて、犬公方などの假名さへも博するに至つた。併し彼は決して暗愚でもなく、兇暴でもなく、唯だ時計の振子の如く、極端より極端に奔りたる、大調子外れの我儘者であつた。彼が初政に於て見る可きものは、老中より大老となりたる、堀田正俊の著はしたる賜言録、之を證して餘りありだ。此は天和三年癸亥十一月に成りたるものにして、綱吉の襲職以來足掛け四年であり、而して正俊の横死、貞享元年八月二十八日を距る、實に十個月前である。

其の内容

此の賜言録なるものは、果して正俊の手記である乎。果して然らば、彼の文字の力は、當時の儒者と大なる徑庭なかりしものと云はねばならぬ。或は恐らくは人見友元が、其名を命じたと云ふとであれば、其の文字も友元の手にて、修正したものであらう。然も何れにしても、其の内容は、堀田正俊の記したものに

綱吉の見

相違あるまい。

大君嗣世の始め、執政の臣等を召して御印を定む。僉な曰く、幕下世々家字を以て、御諱と爲す。方今改む可き乎。大君曰く、綱字は、先大君の賜也。台徳院公太閤秀吉の授くる所を以て、亦た猶ほ之を改めず。況んや先大君の賜をや、何んぞ之を改めん乎。

本来の改

此れは極めて小事であるが、如何に綱吉其人が、獨自一己の見識を具有したことが判知る。綱吉は本来の改革家であつた。舊慣、故例に囚はるゝが如きは、彼の尤も屑とせざる所だ。彼は從來朝鮮の信使が、日光山祖廟參拜の例を罷めた。彼は朝鮮との往復の書狀に、彼我兩國の事は、皆な一字を各行の上頭に掲ぐる例を破り、我が國事を以て此の如くするは、謙遜の義に負くとして、之を廢せしめんとした。然も其の近侍が、斯くては先例に違ひ、朝鮮人をして、日本の憚屈を嗤はしめんと諫めたが。綱吉は彼の國人が何と議論するも、我が關する所で

骨董を斥

先代の葬に會す

綱吉初政の頌徳表

ない、我は唯だ我國の禮を盡すのみと答へて、聽かなかつた。
 彼は堀田正俊が、宗對馬守より得たる、朝鮮の天馬の皮を献げたるを斥けて、之を還投した。彼は上總國龍崎の民の得たる天然の石笛を、碎き棄てしめた。而して彼は先代家綱の葬に預らんとしたが、諸臣何れも先例なきを以て、之を止めたるに拘らず、自分は非常の場合として、先代の跡を相續した。故に先例に據る可き必要なしとて、遂に元老酒井忠清を、其の名代として會葬せしめた。
 是等は皆な正俊の颯言録中に掲げたものだ。而して正俊は更らに左の如く明言した。

大君（綱吉）世を嗣ぐ茲に三年。徳化自から下に及ぶ。民令せずして俗を易へ、弊を改むる者既に多し。婚姻、養子、賂を貪はり、禮に違ふ者皆止む。諸官互ひに宅地を易へ、俱に金銀に値する者皆な止む。舟遊、淫飲、茶會美を競ひ、或は好んで茶器を翫び、或は日々宴享する者皆な止む。無用の人毎

亦正俊自らの頌徳表

且權門に來往する者皆な止む。私に從ひ、欲に從ひ、不正の所願を以て、公に告請する者皆な止む。侯伯達官其の家國政教を亂る者、多くは之を改む。諸士及び代官、鷹匠、鳥見、町人、猿樂、奢欲を極むる者、多くは之を改む。其餘枚擧す可からず。孔子の所謂る其身正しければ、令せずして行はるとは、誠なる乎。（颯言録）
 是れは綱吉初政の頌徳表として、實に十二分である。而して又た正俊彼自身の頌徳表とも云ひ得らる。何となれば、其の初政に於ては、綱吉と正俊とは、殆んど同功一體であつたからだ。

第二章 堀田正俊

〔107〕 綱吉と正俊

綱吉と玄
宗皇帝

五代將軍綱吉の治世を概観すれば、何となく唐の玄宗皇帝の治世が、聯想せらる。頼ひに綱吉には安祿山が居なかつた。楊太真が居なかつた。又た李林甫程の惡黨も、楊國忠程の輕刺兒も居なかつた。故に彼は三十年の治世を、安全に、快活に、思ふ存分の我儘をして、無事に一生を了つた。

綱吉左右
の人

併し彼には楊貴妃に代はる可き女性があつた。それは彼の生母桂昌院であつた。彼には口に蜜あり腹に劍ある李林甫に代はる可き、迎合術の博士柳澤彌太郎——吉保——があつた。而して玄宗の朝にも見出し難くして、或る點に於ては、寧ろ近代露西亞帝政の最後に於ける、妖僧ラスプチンに比す可き、護持院の隆光があつた。

堀田正俊
の輔佐

玄宗の初政が、姚崇、宋璟、韓休、張九齡等によりて輔佐せられた如く、綱吉の初政は、堀田正俊によりて輔佐せられた。正俊は綱吉の初政たる猛斷威決、綱紀緊肅に就て、全く綱吉の相談相手であつた。否な寧ろ彼は綱吉を透して、自個の酒井忠清時代に於ける、弊政に關する革新意見を、實行したものと、見得らる可き場合もあつた。

一切は綱
吉親裁

綱吉は本來大天狗であり、且つ何事をも自から爲す事が好きであつた。彼は彼の傍に大なる權勢者の、存在するを欲しなかつた。言ひ換ふれば、彼は秘書官以上の者の存在するを、憚ばなかつた。剛正なる堀田も、此れに氣付てゐたに相違ない。されば彼の著はしたる屬言録にも、綱吉が改革の中心點であり、改革の主唱者であり、庶政一切彼の指導の下に出で來る旨を、繰り返し掲げてゐる。而して自個と綱吉との關係に就ては、君臣と云はんよりも、寧ろ師弟の如く、單に綱吉の命令を奉じて行ふよりも、寧ろ其の指導、誨示を奉じて行ふの意味を述べてゐる。

正俊を烟たがる

併しそれにも拘らず、綱吉は正俊の彼の傍に在るを、幾許か烟たく思うてゐたらしい。

正俊の立身

正俊は家光の寵臣にして、彼に殉死したる堀田正盛の第三子だ。彼は其の外曾祖母春日局の養子として、家綱が生れて七夜より、その小姓に召出され。春日局の死後は、其の采地相州吉岡三千石を賜はり、慶安四年、父の所領總州守谷の地を分ちて一萬石となり、叙爵して備中守と稱し、萬治三年奏者番となり、寛文七年上州安中の城主となり、二萬石を領し、同十年に少老の職に補せられ、延寶六年十二月には、所領五千石を加へ、同七年七月十日、執政の職に進み、所領を加へて四萬石となり、從四位下に叙し、尋で侍從に任じた。

綱吉の寵信に負ふ

然るに彼は綱吉の代となり、其の擁立の功(參照 三)によりて、天和元年に至り、筑前守に改め、五萬石増封せられ、合計九萬石となり、總州古河に移つた。同年十二月大老となり、左近衛少將に進み、天和二年正月、更に四萬石を加へて、十三萬石となつた。將軍綱吉は固より彼の推戴、啓沃に負ふ所があつたが、彼

正俊聖賢
の學に志す

其の剛正

も亦た將軍綱吉の拔擢、寵信に負ふ所があつた。

正俊は固より忠清の覆轍に鑑みたに相違ない。彼は蚤とに聖賢の學に志し、

自から人臣の儀範たらんことを期したれば、固より驕縦である可き筈はない。

加ふるに綱吉と家綱とは、同一に取り扱ふ可きものでなく、彼も綱吉の手前に

對しては、頗る戒愼した。即ち綱吉の不興を被りたるを覺りたる際には、數

日絶食して憂慮した程であつた。

併し彼は剛正の質にて、直言、直諫を禁ずる能はなかつた。

或時申樂を催さるべき處に、俄に雨ふり出ければ、油障子を設くべきよし

牧野備後守申されしに、筑前守(堀田正俊)聞て、假令公卿方響應の申樂にても、

一度も二度も延引せられし後は、油障子を設させらるゝとも然るべし。今

日は御慰みの申樂なれば、雨降らんには幾度も延引し給ひ、晴日を待て催さ

れ然るべきよし申上て、申樂終に止しと。又た筑前守任職のときは、能役

者を近習に擧用ひ給ふ事、犬馬生類を恰み給ふやうの事も、未だ行はれざり

しが、筑前守没して後、斯る氣隨のこと、日に月に行はれしとなり。

正俊と韓

惟ふに正俊の綱吉に於ける、猶ほ韓休の玄宗に於けるの類であつたらう。
〔鳩巢小説取意〕

在職永く
ら衝突あ

休人と爲り峭直なり、上(玄宗)或は宴遊小過あれば、輒ち左右に謂て曰く、韓休知るや否や、言終る諫疏已に至る。左右曰く、休相と爲る、陛下殊に舊よりも瘦せたり。上歎じて曰く、吾れ瘠せたりと雖も、天下肥ゆ。玄宗は斯く云ひつゝも、やがて韓休を罷めた。而して綱吉も若し、正俊が今ま少しく其職に在らば、必ず何かの衝突をしたであらうが、然も意外にも、正俊は貞享元年甲子八月廿八日、城中に於て、少老稻葉正休の爲めに、横死を遂げた。而して此れよりして綱吉は、全く解放せられた。所謂る彼が元祿の非政は、解放以後の事であつた。

〔二〕堀田正俊の横死

意外の意

稻葉正休
正俊を刺す

正休亦殺
さる

堀田正俊の横死は、實に意外中の意外であつた。彼は貞享元年八月廿八日、彼の従兄弟にして若年寄である、稻葉石見守正休の爲めに、刺殺せられた。當日は式日にて諸大名も出仕し、將軍も表座敷へ出座あるべしとて、大老、老中打揃、御用部屋に列座しつゝ、あつた。時に若年寄稻葉正休は、用事ありとて、正俊を次の廊下、所謂る琴棋書畫の御入側と云ふ所に呼出し、近々と相逼り、脇指を抜くより早く、天下の御爲め、尋常の御覺悟ある可しと叫びつゝ、右の脇の下より右の肩先へ突貫いた。正俊は石見亂心と云ひつゝ、息絶えた。斯くと見て老中大久保忠朝一番に驅付て、狼藉者と聲を掛け、正休に切り附けた。續て老中戸田忠昌、阿部正武馳せ來り、亂斫した。此に於て正休も亦た斃れた。老中は早速出仕の大名に此事を報じ、當日將軍謁見これ無き由を達して、退出せしめた。而して正俊は尙ほ有生の體になし、幕府より内外科の醫各一

其の利那の状況

人づゝを差添へ、正俊の子正仲に同乗せしめて、下城せしめた。正休の死骸も亦た駕に乗せ、下城せしめた。尙ほ別説には左の如くある。

一 堀田筑前守殿、稻葉石見守殿と喧嘩の事、始めて委細承り候。於御城、石州筑前どのを呼掛られ、少し御用有之由被申候處、筑前守殿座を立んと致され候時分に候。石州右の通被申候故、下に居申され候處を飛か、り、只中を突通被申候。其儘筑前守どのの舍弟對馬守どの、石見守どのを抱留申され候。然る處を只今の土屋相模守政直殿被參候て、對馬どのはなし候へと再三被申候、對馬守どのはなし可申やと重て申され、其まゝはなしさまにぬかれ候て、石見殿をば對馬殿と相模殿と兩ノして切殺被申候。其跡より段々に參られ候て、膺をたゞさ候様に被致候よし。其節筑前守殿脇差を右の手に拔持申され候て、何れも御覽候へ、死には致さぬと被申候。追付歸宅果申され候。其時分一同に石見守どのを譽候て、筑前守沙汰無之候。右の首尾に候へば、筑前守殿も見事に奉存候。流石大

由刺殺の理

老程有之と奉存候(鳩集小説)

抑も稲葉正休は、何故に堀田正俊を刺殺したる乎。公憤乎、私怨乎。當時正休が懐中したると云ふ書状は、左の通りだ。

私親伊勢守先年駿府に於て、不慮なる横死(其の家臣に殺さる)仕候處に、家督無相違被仰付、御厚恩被成下、且御當代に罷成、猶御加増御役儀等被仰付、生々世々難有仕合、御高恩難報奉存候。依之筑前守を討果申候。以上。

此れが果して真とするも、御厚恩に報ゆる爲めに、堀田正俊を討果すとは、如何にも辻褄の合はぬ話ではない乎。知らず正俊を以て、國の大奸、巨惡と爲したる故乎。

正休豫ての覺悟

正休が一時の出來心から、正俊を殺したのでない事は分明だ。彼は其の老母に向つて、豫じめ屋敷移轉の準備を爲さしめた。而して其の家老片人にも、移轉の準備として、一切を整理せしめた。二十七日の夜は、早く奥に入りて、深更迄

新井白石の論

何やらん執筆した。廿八日登城前には、それとなく老母に暇乞した。而して玄關から駕に乗り出づる時に、家老等を顧み、若し御城より急使あらば、我が居間の机上の封書を渡す可しと命じ置いた。されば彼が思立ちは、決して即座、即刻の事ではなかつた。然もそは何故であつた乎。それが疑問だ。今堀田正俊の舊臣であつた新井白石と、室鳩巢との、此事に付ての間答を掲げんに、曰く。

一 堀田筑前守殿の事も申候。筑前殿などは當代に無レ之人と申され候。其身(白石)筑前殿に暫く仕へ居申候故、よく存申され候。私(鳩巢)申候は、世上には稻葉石見守を忠臣と申は、如何と申候へば、大に違ひたる事の上し、手前堀田家へ仕へ申とて、其好む處にをねり申程の、心底の者にては無レ之候。少も取なすにては無レ之候。石見守殿事、私怨に極り申候。沙汰の限と申され候。世上の沙汰と各別にて候。(鳩巢小説)

私怨の刺

此れが白石の論だ。即ち白石は稻葉正休が、私怨にて堀田正俊を殺したるもの

と、判断してゐる。

其故いかゞと尋候へば、筑前殿と、石見殿とは従弟にて候。其の時分河村瑞軒と申者、大坂にて堀をほり申候に付、石見どの巡見に出られ候。石見殿まかり歸り言上の趣、一々尤の由、筑前殿被申候。明後日河村江戸へ参着申の日、石見殿筑前殿宅へ参られ、夜半まで兩人僉議にて候。新井氏(白石)杯其夜詰番にて、久しく夜詰いたし、何事に候やと存居候。此夜石見殿達て其身言上の趣に被成下候やう仕度、左なく候ては、私一分立兼候。由被申候へども、筑前どの合點無レ之、最早明後日河村参著候へば事極候。故、其翌日登城の後、變出來仕候。是に極りたる由に候。(同上)

果して此の如しとせば、畿内川普請に付、堀田が稻葉の意見を採用せずして、河村瑞軒の意見を採用せんとする傾向あつたが爲めに、稻葉は瑞軒の未だ著府せざる以前に、堀田を刺殺したものと云ふ事になる。此をしも私怨と云はずんば、何をか私怨と云はんや。

意見用ひられざる爲め

尙ほ夜話集、堀田家士覺書等にも、略ぼ同様の記事がある。
 稲葉石見守は、元來年若の僻として、常々些細の事をも氣に拵て、何かと一人にて取捌かんとせられける程に、筑前守一族の好みとて、毎度然るべからざる由意見せられしが、石見守後には之を不快に思ひてか、何となく不和の様になりたり。然所貞享元年上方筋洪水にて、諸所破損、夥敷に付、石見守右見分被仰付罷越候處、歸府の上、右川々堤防破損修繕之儀、餘程の様子に言上及び候處、重て御代官河村久太夫（瑞軒）差遣され、目論見被仰付候處に、存之外御手輕に御修繕相届き候由に、御老中方虫で致言上候に付、八月二十八日、久太夫歸府御目見申上候後、右の段可達ニ上開御評議の處、石見守前夜堀田方へ參られ、此度久太夫目論見の通達御聽候ては、先達而私被差遣一見分之儀不行届と相成、何共迷惑仕候間、是非此儀は當分上聽に達せざる様と、被相頼しが。元來天下の御仕置には、私を挟む可きにあらず、勿論其元を不行届と被思召一候共、

正休不面
目の果

其段は氣の毒ながら是非に及はず。殊に久太夫は、普請向巧者のもの、乍憚其元は我等同様、斯様の儀不知案内の事は、上にも御存の事なれば、假令不行届とありても、さしたる御咎もあるべからずと存ずれば、先其分に致し可然と申されしを、石見守不興げに座を立て、早々歸宅せられしが。此事を餘りに心配されしと見え、遂に取りのぼせて、二十八日久太夫御目見以前に、此大變に及びたり。
 此れも一説として見る可きであらう。兎も角も堀田正俊は、死す可からざるに死したのであつた。

【二】 堀田正俊の人物と其の横死

正休に對
する同情

當時の世論は、寧ろ加害者たる稲葉正休に同情して、被害者たる堀田正俊に不

正俊の忠義の士

同情した。水戸光圀の如きは、正体が亂及の下に斃れたるを見て、稻葉にも定めて言ふ可き事があつたであらう、何故に之を逮捕して、其の是非を質さなかつたかと、老中等を詰り、直ちに大城より下りさせ、父子打連れて、正体の邸を存問したと云ふ。光圀の此舉は、或る意味に於ては、當時の世論を代表したものと見る可きであらう。

併しながら堀田は決して奸邪の臣ではなかつた。彼は正しく忠義の士であつた。彼は姚崇の敏腕に、韓休の峭直を兼ねたる能吏にして、且つ良臣であつた。但だ彼は餘りに、綱吉の知遇に酬いんとするの志、婦にして、峻克以て治をなし、嚴厲以て政をなし、爲めに衆怨群謗の府となるのみならず、併せて綱吉から迄も疎せらるゝに至つた。されば彼の死は、免れ難き運命であつたのみならず、或は彼に取りては、寧ろ幸ひであつたかも知れぬ。若し彼に數年の餘命があつたならば、綱吉の爲めに、如何なる憂目を見たかも、未だ知る可からざるものがあつた。

正俊の勸忠書

堀田の尋常一様、月並的の官僚でなかつたことは、其の著述が能く之を證明してゐる。其の友人の新官を得たるに就て、特に撰して貽りたる勸忠書の如き、天和二年壬戌なれば、彼が四十九歳、即ち横死前三年の作だ。之を讀めば、如何に彼が純忠の臣たらんことを、心掛けたか判知る。

一 凡そ君に事する者は、皆な祿を重んじ、恩に感じて、奉公以て勤むる者多し。眞忠と謂ふ可らず。是故に或は命に違ひ、怒を犯し、黜けられ、疎せらる、則ち恨生ず。豈に忠を致すの誠と謂はんや。唯だ純一君を愛するの心を以て、而して之に勤めて可也。〔勸忠書の一節〕

正俊の誠至れり盡

斯る縝密の功夫は、當時の高官大僚中にて、思ひも寄らぬ事であつたらう。されば當時の學者人見友元が之に跋して、

紀公（堀田は紀姓、故に紀公と云ふ）上に奉ずるの誠、至れり盡せり。若し世人をして能く此の如くならしめば、則ち以て風を移す可く、以て俗を易ふ可し。と云うてゐる。此れは知己の言であらう。

正俊の武
王伯夷論

近世日本國民史

六六

正俊は、曾て武王が紂を討て、自から取て代りたるを非とし、微子、箕子が、武王に従うて、報讐の心なきを非とし、而して伯夷が武王の我が諫を聞かざればとて、逃れたるを非とし、逃れざるも義に害なしと云うてゐる。而して此論文を綱吉に献げた。綱吉は自から其後に書して曰く、

此論可謂忠義之志深切也。

と。是等は必ずしも卓見ではないが、彼が決して常鱗凡介の徒でなかつたことが判知る。されば徳川實紀の編者が、

徳川實紀
編者の正
俊評

正俊前代（家綱）襁褓の中よりつかへ奉り、幼童の時はや世に其名を知らる。人々目して國器と稱しけるが。彌忠勤をぬきんで、登庸の後も、其の思ふ所を盡し、知つて爲ざる事なし。當代（綱吉）御英明なるをもて、志を決して輔導せむとし、御繼統の初、惑疑論（上掲の武王、微子、箕子、伯夷の臣節に關する論）を作りて献じ、古今の治道を論じ、又屢ば直言をす、めて止まず。かくて前代の御言行をしるし、御道德を後に垂れんことを欲せり。また人見友元宜卿は、

松浦鎮信
の正俊諫
告

君の爲身
を思ふの
遠なし

當時よく其人となりを知るものなり。かれが記したるもの、中に、筑州（正俊）は世人云ふ如き驕縦の人にあらず、其人の臧否は百年にして定論あるべしとあり。又新井筑後守君美は、其初正俊が家につかへたるものなり。其の著書の中にも、かの人たゞ人ならず、善言多くあるよし記せり。また松浦肥前守鎮信は、正俊の知己の友なりしが、正俊が剛直峻急をもて、屢ば君に直言を申し、且つ群下を制する事嚴に過たる故、衆人のそしり多きにより、少しく寛容にあれかし、さなくば身のためしかるべからずと、異見を加へければ、正俊落涙して、其の厚意を謝し、我國の爲めに謀りて、身の爲に謀る遠なしと申ければ、鎮信も正俊が手を握り、足下が如き實に社稷の臣なりと、嗟嘆してかへりしとなり。また正俊の遺書の中に、身の爲めに君を思ふぞうらめしき、君の爲にし身をば思はじ、といふ述懐の歌をのこせり。是等を見るに、必らず私門を營み、賢を妬み、善を害する人にはあらざるべしと云うてゐる。

第三章 一二 堀田正俊の人物と其の横死

六七

餘りに自任もあら

以上は概して允當の論であらう。併し正俊自身に於ても、彼が大老として、餘りに自から任じ過ぎた事もあらう。室鳩巢は、新井白石の言を援いて、彼に深甚の同情を表しつゝも、尙ほ、

當時の非難

後々は少し驕大になり被申候故、人々憎申候。

自然の形勢

と云うてゐる。其の驕りと云ふは、如何なる事であつた乎。或は四月十七日は、家康の正忌辰であるに拘らず、大川に船を浮かべて網を打せたと云ふ非難もあつた。惟ふに彼の緊張したる心中にも、餘りに自個の權勢の赫灼たる爲め、聊か虚隙の生じたのであらう。されば徳川實紀の編者が、

大權の久しく居るべからざる理を思はで、只管赫々の位に在て、嚴刻をもて治を一時に速にせんとせしかば、かゝる奇禍に逢しも、是れしかしながら、自から招きしにあらずと云ふ可らず。正俊死後其子正仲古河より山形に轉じ、また福島に徙され、次第に惡地に轉封せられ、後には家人をはごくむ事も能はず、貧困せしと云へり。此を見るにも、その形勢は推して知る可き也。

〔徳川實紀〕

在職永きに失せり

と云うてゐる。是亦た的中の論と思はる。

吾人が貞享元年八月に於ける、正俊の横死は、却て仕合であつたかも知れぬと云うたのは、その意味だ。然も正俊の綱吉に仕へたるは、足掛け五年、満四年位のものにして、然も其の大老としては三年未滿だ。之を長しと云ふ可きではない。事實を云へば、寧ろ短かき程だ。併し我儘増長の綱吉の身に取りては、それが長きに過ぎたであらう。綱吉は寧ろ正俊の軌範から解放せらるゝを、一日千秋の心地で、待つてゐたであらう。その意味からすれば、久しきに居たとも、云ひ得られぬとはなからう。兎も角も正俊の死は、憐む可きであつた。

堀田正俊譜

堀田加賀守正盛が三男、母は酒井讚岐守忠勝が女。寛永十一年生る。十二年大獄院殿の臺命により、春日局の養子となり、大奥にあり。十八年八月九日ほじめて大獄院殿にまみえたまつり、この日嚴有院殿に附屬せられて御小姓となる。時に二十一年九月十日おほせによりて稻葉美濃守正則が女に

第三章 一二 堀田正俊の人物と其の横死

春日局の養子

一萬石を賜はる

安中を居所とす

老職となる

古河を賜はる

婚を約す。十一月二十九日大猷院殿父正盛が淺草の邸にならせたまふのとき時服三領を賜ふ。この年春日局卒するにより、十二月六日其采地相模國高座郡のうちを以て三千石を賜ふ。慶安二年四月嚴有院殿日光山にまうでたまふのとき區從す。そのうち中奥に候す。四年八月十四日父正盛が領地下總國相馬、猿島、岡田、常陸國新治四郡の内を以て新樂川一萬石をわから賜ひ、十六日從五位下備中守に叙任す。萬治三年二月二十三日奏者番となり、寛文三年四月日光山にまうでさせたまふのときもしたがひたてまつる。七年六月八日七千石を加へられ、封地を上野國碓氷郡馬二郡のうちを以つされ、安中を居所とす。このとき安中は關所たりといへども、正盛が子にしてたしかにおぼしめさるゝにより、其地を賜はるのむね恩命をかうぶる。十年二月二十二日若年寄にすゝみ、十一年四月八日御名代をうけたまはりて日光山にいたる。延寶六年十二月廿九日武藏國埼玉、上野國吾妻兩郡のうちにして五千石を加賜せらる。七年七月十日老職となり、上野國吾妻、多胡、甘樂、綠野、群馬、碓氷、勢多七郡のうちを以て一萬五千石を加増せらる。十二月二十八日從四位下に昇る。八年六月晦日嚴有院殿の御遺物類類筆の寒山拾得の掛幅をたまふ。八月七日御料の農民困窮せるのよし上聞に達し、正俊をしてこれを賑救せしめらる。十八日侍從にすゝみ、十一月十三日常憲院三丸に成せたまふのとき御供に候し、御手づから片山一文字の御刀をたまはる。これ正俊三丸普請のことなうけたまはりしによりてなり。十九日紅葉山御宮にまうで給ふのとき、今よりの御内陣までしたがひたてまつるべきむね仰をかうぶる。晦日四城に渡御あるに冠冠し、徳松殿より光守の御刀をたまはる。天和元年二月二十五日安中をあらためて下總國古河城を賜ひ五萬石を加へらる。この日御により筑前守にあらたむ。五月十七日日光山への御名代をうけたまはり、二十九日つ

大老となる

死去

ねん、多病なるにより侍醫長島立庵を作ふべき旨恩命をかうぶる。六月三日紅葉山にまうで給ふのとき御先立を勤む。これよりの御廟参のおりもかならずこの役をつとむ。この日日光山にゆくのとま申のとき、かの山中御帳に乗ことをゆるされ、時服二十領馬一匹をたまひ、御手づから御糺一本御料の羽織を恩賜あり。徳松殿より時服十領をたまひ、桂昌院御方より時服五領を贈らる。彼地にあるのあひだ奉書もて御たづねをかうぶる、十日歸府のとき御手づから左文字の刀を賜ふ。九月十三日のゆふべめされて宴に陪し、爲氏筆の伊勢物語をたまふ。十二月十一日連判をゆるされ、大老職に擧げらる。是日少將にすゝむ。二十九日御鷹の鶴を賜ふ。二年正月廿一日大和國山邊、式上、添上、下野國都賀四郡のうちにして四萬石を加恩せられ、すべて十三萬石を領す。三年閏五月八日牧野備後守成貞、喜多見若狭守重政をもてやまひを問せられ、九日また近侍の臣を下されて尋問あり、嘉肴を賜ふ。八月十五夜宴に侍して白鳩の香爐をたまひ、九月十三日夜にもまためされて香合をたまふ。貞享元年三月晦日男正仲が室やまひにかゝるの旨開しめされ人參を恩賜あり。八月二十八日稻葉石見守正休意に狹めることありしにや、御次にを以て不意に正俊を刺。このとき列朝の輩即座に正休を斬。正俊退出のち大久保佐渡守忠高をして其創をたづねさせたまふ。この日卒す。年五十一。又新叢翁不狝院と號す。東叡山の圓覺院に葬り、のち淺草の金藏寺に改葬す。二十九日老中戸田山城守忠昌をもて傳銀三百枚を賜ひ、御臺所よりも白銀二十枚、桂昌院御方より十枚をたまふ。室は稻葉美濃守正則が女。(寛政重修諸家譜)

【一三】堀田正俊横死の影響

堀吉の解

堀田正俊の横死は、多大の影響を與へた。第一は、堀吉を惡しき意味に於て解放した。彼は爾後何等憚かる所なく、我意のままに氣隨氣儘に振舞うた。一個人としての堀吉ならば、其の利害の及ぶ所唯だ彼若しくは其の一家に及ぶのみであるが、天下人としての堀吉であるから、それが悉く天下に波動を及ぼした。所謂の姚崇、宋璟、韓休、張九齡去りて以後、開元の初政は一變して、天寶の弊政を來したる如く、天和、貞享の初政は、一變して元祿の弊政を來した。天寶時代が唐に於ける、尤も爛熟せる世相を、打出したる如く、元祿時代も亦た、徳川幕府存立の期間を通じて、尤も爛熟の絶頂に達した。

幕閣仕組と運用の變化

且つ此の事件は、幕閣の仕組及び運用に、多大の變化を來たした。従來の内閣は、將軍の居間の次の間の、又た其の次の間であつた。即ち内閣と將軍の居室

御用部屋

御側御用

將軍親政の引置

とは、僅かに中に一と間を隔てたるに、過ぎなかつた。されば其の部屋にて、諸役人が家老、年寄等と談論する聲は、將軍の居間に聽ゆる程であつた。當時此の部屋を、惡口屋共は依怙壺と結名してゐたが、然も上情下達、下情上達、將軍より老中、諸役人の間には、直接に聯絡が取れ、如何にも簡捷、敏快にて、高官大僚が、威福を専らにするが如き弊は、自然に少くなつた。然るに稻葉正休が、堀田正俊を、此の部屋の傍なる入側にて刺殺してより大いに顧慮する所ありて、其の部屋を、從來將軍の飯を盛る御膳立の間に移した。それ迄は何とも名がなかつたが、それから之を御用部屋と稱するに至つた。而して其の立ち退きたる跡には、相の間番人なるものを措いた。此に於て此の年寄衆と、將軍との聯絡を取るに必要な御側衆、即ち御側御用取次などと云ふ役人が、幅を利かすに至つた。而して其の弊害を高速度に助長したのが、即ち堀吉時代であつた。堀吉は一たび酒井忠清に懲り、二たび堀田正俊に懲りた。彼は其の經驗からし

側用人權力の増大

て、大老杯を置けば、政權下移を禦ぐ能はざるを悟つた。故に彼は自今閣臣の牽掣者を作爲し、其の左右に側用人を置き、所謂將軍附の秘書官を透して、老中を経由せず、直接に將軍の親政を行はんとした。

此に於て牧野成貞の外、更らに松平伊賀守忠周、喜多見若狹守重政を側用人となし、其格を高め、老中同様、上野及び増上寺御靈屋代參等をも相勤む可く。

又た將軍より諸大名への内書は、大老職の掌る所であつたが、自後は月番老中を以て之に充てた。尋で酒井左衛門尉忠貞、太田攝津守資直を側用人に加へ、老中に比して、其數一人を多からしめた。而して後に柳澤保明を以て側用人とし、彼が累進して甲斐國主に至り、尙ほ之を兼ねしめ、此に於て側用人の權力も、極點に達した。

更らに堀田横死事件に關して、一の挿話がある。當時、御側用人牧野備後守成貞は、此の騒動にて、御前の様子心許なしとて、奥の休息の方へ入らんとしたるが、御小姓柳澤彌太郎、走り寄りて、備後守の前に立塞り、何故に奥へ入

柳澤立身の端緒

柳澤立身の端緒

るやと咎めた。牧野は御前心許なく存するから罷り通るぞ、何故に遮るやと叱り付けた。彌太郎これは何事ぞと、備後守の腰の邊を指した。成貞心付て見れば、自から脇指を帯びてゐた。彼は餘りの急速に心付かざりしと謝しつゝ、脇指を遙か後方に投げやりしかば、彌太郎はさらばとて先に立ちて、御前に導いた。網吉は遙かに此體を見て、彌太郎鬧しき中に落付たる仕方、神妙であると言ひ、成貞も亦た、誠に負うた子に淺瀬を教へられ候。末々御用に立べきものにて候と取り合せた。此れが柳澤立身の端緒だと云ふことだ。

惟ふに柳澤の立身には、彼の父の代からの因縁もあり、固より一事一件にて然る可きではないが。されど此の殿中鼎沸の際に於ける、彼が自若たる態度は、網吉をして深く彼に信頼せしむる端緒となつたに、相違あるまい。

第四章 正俊死後綱吉周圍の三人者

【一四】桂昌院

尋常一様の桂昌院

綱吉の生母桂昌院は、必ずしも則天武后とか、政子とか云ふ如き、偉大なる女性ではなかつた。彼女は家光に幸ひせられたる者なれば、或は美貌であつたかも知れぬ。又た才慧ある婦人であつたかも知れぬ。されど概説すれば、先づ尋常一様の女性としての、共通性を具有した以外に、其特長の見る可きものは、皆無と云ふ能はざれば、僅少であつた。

不思議の運命

併し世の中には、偉大の事を爲すものは、必ずしも偉人でなく、偉人必ずしも偉大の事を爲すものでない。桂昌院にして、若し其の素性の儘なる生涯を歩み行いたならば、彼女は一商店の主婦たるに止まつたであらう。然も奇なる運命は、彼女をして將軍の生母たらしめた。而して其の將軍は、一方に於ては、

Handwritten text in cursive style, likely a transcription or commentary related to the main text on the right page.

桂昌院素生

其の群下を、絶對服從せしめねば止まぬ、專制力を示したと同時に、他方には、其の生母に、自から絶對服從の孝順心を有した。而して此の如くして桂昌院は、坐から元祿の舞臺に於ける、大なる立女役の第一人となつた。歴代將軍の母として、彼女は比較的、尤も平民的の一人であつた。其の素生に就て、三王列記は、左の如く記してゐる。

豫言 僧尊融の

憲王（綱吉）の母は、平安の牙婆也。初の名は辰、後名を玉と更たむ。初め猷王（家光）の時に、乳母齋藤春日（春日局）なる者あり。辰平安より來りて、春日の房婢となる。頗る容色あり、時に其主（春日局）に従うて、猷王に侍す。猷王見て之を悦ぶ。因て之を幸ひす。身むあり、乃ち之を別宮に徙す。辰是に於て自から卑賤を慙ぢて、私かに山城天皇大臣二條氏の家臣北小路俊孝の子、本莊宗利に請ふて假父と爲す。因りて其姓を冒して本莊氏と爲る。本莊氏既に妊む、私かに僧道巫祝をして、更る之をトせしむ、且つ因りて祈禱す。僧尊融なるものあり、之をトして曰く、生む所は男也。管だに一國に

尊融の爲に護國寺を建つ

君たるのみならず、卒ひに必らず大位に登らむと。本莊氏大いに喜び、竊かに其言の効あるを冀ふ。正保三年正月丙戌を以て、憲王を生む。憲王童稚、莊王(家綱)時、館林公に封せらる。莊王殂するに及び、入りて大位を繼ぐ。憲王位に即く、母本莊氏を尊んで太后と爲す。其宮を桂昌院と號す。尊融尙ほ恙が無し。太后曩者に尊融が言ふ所を以て王に告げ、且つ曰く、是れ神僧也、以て其の勞に報いざる可らざる也と。王亦以て然りと爲す。元祿間に至りて、爲めに寺を城北大塚里に建て之を置き、號して護國寺と曰ふ。太后奉ずる所の觀音像を安んず。王太后と更る詣りて香を上る。多く田園を置き、市廛を開く。(三王外記)

三王外記の論評

と。此れは餘らざる事實だ。三王外記の著者は、其の匿名氏であるが爲め乎、頗る當時に對して、忌憚なき論評文句を選うしてゐる。或は忌憚なき論評文句を選うしてゐる爲めに、匿名氏であるかも知れぬ。何れにしても徳川時代の著作として、随分思ひ切つ

桂昌院の生母

て書いてゐる。併し其の事實に至りては、幕府側の著作も、之を掩ふ能はぬものがある。

桂昌院江に出で光に仕家

二條關白光平公家司本庄氏は、北小路家の末葉、京都賀茂の神職より出たり。然るに本庄太郎兵衛宗利代に至りて、始て本庄氏と改む。……後妻は妾女にして、京都堀川通西藪屋町八百屋仁左衛門とて、太郎兵衛方へも出入の者の妻、仁左衛門死後婦と成、女子二人召連れて、本庄太郎兵衛方へ贈奉公に來りしに、手を付て、男子一人を生ず。則本庄因幡守宗資是なり。召連れ來る女子一人は、大宮大藏大輔女瑞光院と稱す也。同一人は常憲公の御母堂桂昌院一品大夫人是なり。桂昌院殿其始お玉と云し時、六條宰相有細卿の御息女お梅の方の縁を以て、京都より江戸へ來り、大猷公の御代に、春日局諸事を指南し、御側へ召出され、秋野と名を稱す。然るに正保三年丙戌正月八日徳松君常憲公御事也を産し奉り。徳松君其後館林宰相綱吉君と稱し奉りし時、桂昌院殿にも、館林御殿に御住居の處、延寶八年庚申

桂昌院の
仁惠

五月八日、將軍家綱公薨去に付、館林宰相君不慮に御養君に被爲成、御世御相續有し時、桂昌院殿にも、江戸三丸に御移りあり。其後貞享二年乙丑、從三位に叙せられ、御代々御外族多しと雖も、桂昌院殿の如くなる御仁惠深きは、又類ひ鮮し。本庄家の御一族はいふに不_レ及、其餘御縁類御遠族、悉く御取立有て、何れも高位采地を授て、其門楣を大にす。第一佛神を甚だ御信仰有て、諸寺諸山神社佛宇を夥く御再興あり。元祿十五年壬午二月十一日、從一位に御昇進あり。……寶永二年乙酉六月二十二日、桂昌院殿三丸に於て御逝去、時に八十餘歳。(柳澤婦女傳系)

奇中の奇
運命

此れにて桂昌院なるものが、何人であつたか判知る。彼女、京都堀川近西葺屋町八百屋仁左衛門の女にして、其の母が二條家の家司本庄氏に、賄奉公に出掛けた縁故よりして、春日局に見出され、遂ひに家光の幸を受くるに至つたのだ。凡そ世の中に運命奇なるものはない、而して桂昌院の運命は、奇中の奇であつた。

【一五】柳澤吉保

元祿の三
人役者

元祿の徳川幕府の舞臺は、實に三人の役者で背負うて立つた。婦人には將軍綱吉の母桂昌院、男子には將軍綱吉の寵臣柳澤吉保、而して其の中心人物は、云ふ迄もなく將軍彼自身だ。

元祿時代
の好代表
者

柳澤吉保―始め房保、次に保明、而して吉保―は、特に綱吉から賜はつた名だ。彼は元祿時代を最も能く代表したる、人物の一人であつた。將軍綱吉が其の隨一人であつたから、それに調子を合するには、彼も亦た勢ひ然らざるを得なかつた爲であらう。

將軍放志
の機關

抑も元祿時代の特徴は、改めて云ふ迄もなく、學藝の流行と、享樂氣分の爛熟であつた。而して將軍綱吉は、一方には學問狂とも云ふ可き將軍で、他方には能樂、男寵、女色、遊宴、其他あらゆる方面の享樂に耽溺した。彼れ柳澤は、是等の各方面に於て、將軍をして其意を恣にし、其情を縱にし、其慾を遂

將軍匪政の責任者

げしむるに於て、唯一無二の機關であつた。
 將軍綱吉は、固より徳川氏歴代の血液の中に、貫流しつゝある狂的要素を、尤も濃厚に受取つた一人だ。彼は正札附の發狂者ではないが、少くとも其の性格の一片には、その氣味を暴露してゐる。然も綱吉をして、此に至らしめたのは、上に其母桂昌院あり、下に其の寵臣柳澤あつた爲めと云はねばならぬ。即ち將軍綱吉の匪政、悪政の責任は、主として將軍彼自身が負ふ可きは、勿論であるが、然も其の一半は、桂昌院と、柳澤保明、即ち吉保が負ふ可きである。
 柳澤吉保は、何物である。彼は徳川史上疑問の一人だ。彼を全く奸邪の小人と云ふは、彼を餘りに買ひ被りたる言だ。即ち悪しき方に買ひ被りたる言だ。併し當時は勿論、後世迄も、彼は尤も腹黒き悪黨の一人として、知られてゐる。其の一例として、己の婢女を綱吉にすゝめて身まじめ、其子を我子として、自ら立身出世したと云うてゐる。即ち其子吉里―姪め安暉、次に安貞、後ち將軍の偏諱を賜うて吉里と稱す―は、本來將軍綱吉の落胤だとの説さへある程だ。

疑問の人物

仙洞殿見守御前御息所

柳澤吉保の御息所
 御息所御前御息所
 御息所御前御息所
 御息所御前御息所



(藏所寺蓮一府甲) 像畫保吉澤柳

迎合學の
大博士

若し吉保が、尋常一様の悪黨であつたならば、將軍の代變りの後には、彼は相當の懲罰を受く可き筈だ。然も彼は六代將軍家宣の代を始終して、七代將軍家繼の世に於て、正徳四年十一月、五十七歳にて、江戸駒籠の別墅に逝いた。彼は其の罪惡の尻毛を出して、次代に於て、懲罰を受くるよりも、更らにより腹黒き悪黨であつた乎。將た元來、それ程の大悪黨でなく、懲罰に處せらる可き罪案無かつた爲め乎。

彼を稱する者は、彼を評して沈深寡黙、喜怒色に形はれず、毫も便辟柔佞の態なかつたと云ふが、其の外形は何れにしても、彼は迎合學の大博士であつた。

彼の一生は、將軍綱吉に迎合するを以て始終した。彼は迎合したるが故に、立身したる可。立身せんが爲めに、迎合したる乎。そは何れともあれ、彼は善惡共に能く綱吉の意を迎合した。綱吉が學問狂でありたれば、彼は綱吉の學問の門人となつた。綱吉が申樂を好めば、彼は申樂もて綱吉を娛しましめた。綱吉が四書の講釋を好めば、彼も亦た之を謹聽し、併せて自から講釋した。綱吉が

綱吉の縮

儒書の討論を好めば、彼も亦た多くの儒臣を出して、之に参加せしめた。彼は綱吉の善き方面も、惡しき方面も、痒き所に手の届く如く、一から十迄悉く之を奉戴、獎勵した。されば彼の眼中には、迎合の道具として、取入の方便として、一代の文宗物徂徠も、一代の奇士細井廣澤も、將た申樂師の美少年も、上方の美人も、恐らくは撰む所は無かつたであらう。彼は何處迄が本性であり、何處迄が修飾であつた乎、之を區分し難いが。何れにしても彼自身に於て、綱吉を縮圖したる如き生活をなした。即ち吉保も亦た學藝を愛好し、享樂に耽溺した。

桂昌院取

吉保は綱吉の寵を固くするの道の、先づ其母桂昌院に結ぶにあるを悟つた。故に彼は恒に桂昌院の思ふ所を行ひ、欲する所を遂げしめた。此の如くして桂昌院は、柳澤を以て唯一無二の調寶の物とした。後に桂昌院が、柳澤には一國を與へたとて、決して過分でない、綱吉に増封を催告したのを見ても、如何に彼が桂昌院に深く喰ひ込んでゐたか、判知る。

「一六」 柳澤吉保の出身

吉保素生

柳澤吉保は、極めて小身の者であつた。彼は甲州武田の庶流と稱してゐる。其の祖父安吉は、柳澤彌左衛門と稱し、慶長十八年將軍秀忠に謁し、百六十石を賜はる。元和九年將軍の命によりて、駿河大納言忠長に仕ふ。其子安忠刑部左衛門が、即ち吉保の父である。彼は忠長の改易後、幕府に復歸し、慶安元年、將軍家光の命にて、綱吉に仕へ、上總國一袋村にて百六十石と、別に廩米三百七十俵を賜はつた。

綱吉の小组番衆となる

吉保は、萬治元年戊戌十二月十八日、武藏國豐島郡一谷庄に生れ、寛文四年十二月神田御館に於て、綱吉に謁した。此時は主税房安と稱した。延寶三年父安忠隠居し、吉保家督を相續し、滞りなく父の遺領百六十石の地と、廩米三百七十俵を賜はり、綱吉の小组番衆となつた。此時彼は數へ年十八歳、滿十六歳と七個月の青年であつた。將軍綱吉は、其の父家光の僻好を遺傳して、最も男

其の加封

堀田横死
後の出頭

大名とな

寵に耽つた。吉保が面首もて綱吉の寵を得たるや否やは、姑らく不問に附して置く。

彼の幸運は、其主の幸運と與に擴大せられた。延寶八年五月綱吉が館林より入りて、五代將軍となるや、彼は其の十一月に御小納戸役となり、天和元年四月には、上総國山邊郡六百七十石の地を加領した。此れは新恩三百石に、父安忠より相續したる廩米三百七十俵を采邑となしたのだ。同二年四月に從六位下に叙し、同三年正月には上総國山邊郡、同國武射郡の内にて二百石を加領し、貞享二年十二月には從五位下に叙し、出羽守に任じた。

偶然であつたにもせよ、柳澤が出頭は、大老堀田正俊の横死後であるは、注意す可き一事だ。堀田の横死は、實に貞享元年八月だ。

貞享三年正月には、上総國埴生郡、長柄郡にて千石の地を賜はり。元祿元年十一月には、一萬石の大名となり、松平伊賀守忠徳、喜多見若狹守重政と同列にありて、内外の政務を管掌せしめ、席を若年寄の上座に就かしめらる。同

將軍を其の邸に迎ふ

川越城主となる

松平の稱號と將軍の偏諱を賜はる

三年三月には二萬石に増せられ、總計三萬二千三十石となつた。同年十二月從四位下に叙せらる。而して儀仗に槍二柄を具するを許さる。同四年三月始めて、將軍を其邸に迎へた。

(四年(元祿)辛未三月廿二日、將軍家始渡ニ御吉保神田橋亭ニ母、妻、子女、悉奉ニ拜調ニ恩資甚渥し。自此年四五次、以爲ニ恒例一(柳澤系譜)

とあるは、簡にして要を得てある。爾後將軍の柳澤邸への遊行は、殆んど年中行事の一となつた。而して世間に喧傳せられたる、幾多醜怪の風聞は、全く此中より胚胎し來つた。

元祿五年には三萬石、同七年には一萬石を増封し、十年正月武藏國川越城主となし、同五月總計七萬二千三十石の朱印を頂戴した。而して同十二月には侍從に補し、老臣の格に准せられた。

元祿十年二萬石の加増あり、同十一年七月左近衛少將に躋り、十四年十二月廿六日に至り、彼等父子は松平の稱號と、將軍の偏諱とを賜はり、父は柳澤出羽

甲州三郡の主とな

石高明記
せざる理

守保明を、松平美濃守吉保と改め、子安貞は、松平伊豆守吉里と改めた。而して庶子二人にも、松平を稱するを許された。而して彼は譜第なれども、其の席次は、外様大名の少將四品介藤次第による可しと、申し渡された。そは外様大名の席次は、譜第の上にあるが故だ。

同十五年三月には、將軍生母桂昌院尼公一位に叙せられたるの功によりて、二萬石を加増せられ、寶永元年十二月には、立儲の功によりて三萬九千二百五十萬石を賜はり、甲府に封せられ、祿高合して十五萬二千二百八十石餘となつた。而して寶永二年閏四月、將軍家の御朱印を頂戴した。

依直忠之勤、三郡(山梨、八代、巨摩)充一行之、先祖之舊地、永可令領知云々。三郡一圓之高雖、爲三十二萬八千七百六十五石餘、而因舊冬御加祿之時不遠、故御朱印之誦、除石高、向後時節可下進石高、給上之思召也。(柳澤系譜)とある。此れは流石傍若無人の綱吉も、餘りに賞賜が度外なるが爲めに、物議を憚り、殊更らに其の朱印に石高は、明記しなかつたのであらう。抑も上記

朱印賜與
光景

の朱印を賜うた光景は、實にすさまじきものであつた。

閏四月十五日(寶永二年)召于吉保御休息殿、御手自賜朱印、有喜慶萬々年之上意。吉保謹頂戴拜謝。即於御前、授之吉里、使頂戴之。吉里亦拜謝。則有子孫繁昌、千秋萬歲之上意。(同上)

落胤の猜

如何に受くるものよりも、與へたる者が、より多く愉快であつたかと思ひやらる。世間が吉里を以て、綱吉の落胤にはあらずやと猜するも、如上の模様より見れば、事實然らざるも、必ずしも理由なき事ではあるまいと察せらる。

柳澤氏の祖先

柳澤彌十郎

巨摩郡武川筋、柳澤村青木義虎の二男(信定の弟)柳澤彌十郎信興と稱す。早世なり。信興の男親負信秀(註略)、信秀の子親負信兼、信兼の男を信俊とす。傳解に所謂青木信立の三男源七郎信俊なり。永祿十一年花澤の役に横手監物信國討死し、嗣なき故跡式を實弟青木源七郎に下さる。天正六年勝の城攻の條に柳澤親負軍法を背き、拔驅したりとて切腹仰付らる。然ども武田一家たるに由て名字に於ては斷絶すべからずとて、一類横手源七郎に跡式を下され、柳澤兵部承信俊と云とあり。系譜に

柳澤信俊
と信文

は信俊、天正壬午の後幕府に奉仕、慶長十九年十一月晦逝す。法名良心、號三高藏院、年六十七。男彌左衛門信文(異本に作三安吉)嗣ぐ。母は石原四郎右衛門の女なり。慶長十八年拜謁し、元和中忠長卿に仕へ、寛永十七年御旗本に召出さる。刑部左衛門安忠は信文の弟なり。其男柳澤出羽守吉保、後に本州を領せり。(甲斐國誌)

〔一七〕 改易滅知繁昌の時代

綱吉寧ろ
漢武に庶
養し

誤解してはならぬ。綱吉は犬公方など、稱せられ、又た英一蝶の朝妻船の主
人公に擬せられ、如何にも放蕩にして、狂顛的の人物であるかの如く、判せら
れてゐる。然も此れは唯だ彼の楯の半面に過ぎぬ。彼は他方に於ては、實に一
個の英主であつた。本文の著者は、彼の貞享、元祿時代を、唐の玄宗の開元、
天寶の時代に比したが。其の剛銳、果敢にして、殆んど残忍性を帯びたるが如

希有の英
主

き點から見れば、彼は玄宗よりも、漢武に庶幾いと云ひたい。勿論漢武に比せ
られては、漢武は頗る難有迷惑かも知れぬ。
彼は徳川十五代中、希有の英主であつた。而して其の自から用ふるに於て、其
の傍若無人にして、先例にも頓著せず、人言をも憚らず、自個の欲する所を、
その儘に實行するに於て、殆んど何人にも追隨を容さぬ程であつた。其の越後
騷動處分の如きは、彼の性格の發露したる一片に過ぎぬ。越後騷動處分の結果
に就て、三王外記は曰く、

諸侯畏服

是に於て諸侯威な憲王(綱吉)の威斷を畏れ、寒からずして慄す。仙臺侯綱村
(伊達綱村)嘗て人に語りて曰く、予昔し莊王(四代將軍家綱)に朝見す。必らず其
面を見る。今王(綱吉)に於ては則ち敢て其面を視ず。朝見する毎に、吾面を
俯するを覺えざる也と。其の畏憚せらるゝ此の如し。

將軍威權
の振張

惟ふに彼が入りて將軍の大統を襲ぐ微りせば、徳川將軍家の威權は、漸次に萎
靡不振に至つたであらう。彼には如何なる黒點がありたるにせよ、將軍として

盛に改易を行ふ

何人にも、何者にも、掣肘せられざる大權を振り廻はしたる一事は、識認せねばならぬ。

賞罰嚴明

但だ此れが爲めに、彼は他方に於ては、思ひ切りたる恩榮を、彼の寵倖者に與へたると同時に、一方に於ては、非常なる改易を行つた。凡そ彼の治世三十年程、多く大名を潰したる者はあるまい。彼は其の親戚たる越前家の嫡流、越後の松平光長にさへ忍んだ。況んや其他に於てをや。

酒井忠能
收公

當代賞罰嚴明におはしければ、當時諸大名の、あるは國政よからず、あるは繼嗣のなきをもて、所領除かれしもの、封地削れしものかずくなり。天和元年六月、松平越後守光長は、家國を鎮撫する事あたはずとて、越後國高田廿五萬石收公せられ、同じ九月加々爪土佐守直清は境論の事により、遠江懸塚一萬三千石收公し。十二月眞田伊賀守信利は、平日身の行ひ正しからず、國民を虐使するとして、上野沼田三萬石收公。同じ月酒井日向守忠能は、宗家河内守忠舉が逼塞せしめられしに、己れ遠慮も伺はずとて、駿河田中二萬石

本多氏改易

收公。二年二月、松平大和守直知、松平上野介近榮は、宗家越後守光長が、家人諍論の事扱ひしさまよからずとて、大和守は十五萬石の内八萬石、上野介は三萬石の半を削らる。

土方氏收公

此月本多出雲守政利、本多越前守利長は、所領治むる様よからず、巡檢使よりも其のひが事聞え上しとして、出雲守は播州明石六萬石、越前守は遠州横須賀五萬石收公、新一萬石宛下さる。同じ五月、桑山美作守一尹は、東叡山御法會の時不敬の事ありとて、所領一萬石收公せられ。貞享元年七月、土方伊賀守雄隆は、家人を鎮撫すること能はずとて、武州岩附一萬石收公。有馬伊豫守豊祐も其事に坐し、筑後松崎一萬石收めらる。同じ三年閏三月、松平越前守昌綱失心せしかば、越前福井四十七萬石收公、その養父兵部大輔昌親に、別に二十萬石下さる。同じ四年十月、那須與一資徳養子の事により、下野烏山二萬石收公あり。元祿元年五月、佐久間織部勝茲小姓に召加へられしが、辭せんとて病を偽りしとして、所領一萬石收公せられ。同じ二年八月

鳥居氏收公

松平忠弘轉封

水谷勝美收公

鳥居左京亮忠利、家人の事により遠慮せし間に死し、そのうへ生前の行狀不良の聞えありしかば、所領三萬石收められ。其子播磨守忠英に、新に一萬石たまふ。同五年五月、遠藤岩松幼年にてうせしかば、美濃郡上六萬石收公、新に一萬石下さる。同七月松平下總守忠弘家人騷亂し、國政よろしからずとて、奥州白川十五萬石收公、別に出羽山形十萬石たまふ。同六年六月、本多出雲守政利平生の言行不良なりとて、奥州岩瀬一萬石收公。同十月、松平日向守忠之、失心してあらぬ事せしにより、下總古河一萬石收公。同七年十月、水谷出羽守勝美支族彌七郎勝晴を養子にせんと願ひ置しうちに、其身死し養子もまたはてしをもて、備中松山五萬石收公。同八年三月、本多飛騨守重益家人の治さまよからずとて、越前丸岡四萬三千六百石收公。同九年七月、森伯耆守長武病に臨み、在封の弟主殿長基を養子にせむ事こひ置し故、御ゆるしありてめされしに、長基病の由申て參らざれば、所領二萬石收公。同年八月、小出玄蕃重興弟重守をもて養子にせんとこひ置しが、重守未だ

森氏收公

小笠原氏改易

萬石以下無數

襲封に及ばで死せしをもて、和泉當城一萬石收公。同十月小出久千代英及うせて子なければ、但馬國出石五萬石收公。同十年八月、森美作守長成死にのぞみ關式部衆利を養子にせんとを願ひしにより、衆利を封地より召れしに、伊勢まで來り、俄に失心し、近臣を刃傷せしよし聞し召し、所領美作十八萬六千石收められ、祖父内記長繼を召し出され、新に二萬石賜ひ、その祀を奉せしむ。同十一年五月、水野松之丞勝岑、櫛櫛の中にて家つぎ、わづか二歳なりしが死しければ、備後福山五萬石收公。同十一年七月、小笠原修理大夫長胤身の行ひよからず、家政も不良なりとて、豊前中津八萬石收公、其弟宮内長圓に四萬石賜ひ、中津の城を領せしむ。總て萬石以上の所領除かれしもの二十餘家、税額をもてはかるに、百四十萬餘なりとぞ。萬石より下の者は數ふるにいとまあらず。これ等今より見るに、嚴酷に過し如しといへども、先代政權下にうつり、苟且の政のみなりしを改めて、當代威柄の上に歸し、天下を掌握の中に轉駁し、天下の耳目を改革

其他の改

せられしさま、是をもて思ひ知る可きなり。(徳川實記)
 以上は其の梗概を擧げたるに止まる。今ま姑らく其の遺漏の二三を擧ぐれば、
 延寶八年六月には、丹後宮津の城主永井信濃守尙長の七萬三千六百石を收めて、
 八月、弟萬之丞直圓に、大和葛城にて一萬石を賜ひ。同年同月、志州鳥羽城主、内
 藤和泉守忠勝の三萬五千石を收公するあり。天和二年二月には、其請に任せ、武
 州岩槻城主板倉大膳、正重通の一萬石減知して、信州松本に移すあり。貞享元
 年八月には、美濃青墓の城主若年寄稻葉石見守正休の一萬二千石を收公するあ
 り。同年十一月には、下總國佐貫の城主松平修理重治の一萬五千石を收公す
 るあり。元祿元年には、常陸北條の城主堀田對馬守正英加恩の地八千石を收
 むるあり。同二年二月には、武州喜多見領主、喜多見若狹守重政の二萬石を收
 むるあり。同年六月には、坂本内記重治の減知七千八百石あり。同三州足助の
 城主本多淡路守重周の減知三千石あり。同八年には、大和松山の城主織田伊
 豆守信武の二萬八千石中より八千石を收め、其子壹岐守信休を丹波柏原に移し、

喜多見氏
收公

淺野氏收

二萬石を賜ふあり。同八年には、下野山田の城主西郷越中守壽一の一萬石より
 半知を減じ、五千石の寄合となすあり。元祿十一年九月には、甲州徳見の城主、
 伊丹左京勝守の一萬石を收むるあり。同十四年三月には、播州赤穂の城主、淺
 野内匠頭長矩の五萬石を收むるあり。同十五年には、美濃岩村の城主、丹羽和
 泉守氏音の一萬九千石を收め、越後糸魚川の一萬石を賜ふあり。同年八月、勢
 州長島城主松平(久松)佐渡守忠充の一萬石を收め、嫡子又四郎尙顯に五千石、
 二男造酒允尙保に千石を賜ふあり。寶永元年十二月には、遠州懸川城主井伊兵
 部少輔直朝の三萬五千石を收め、養子辨之丞直矩を越後與板に移し、二萬石を
 賜ふあり。其他詳細に數へ立つれば、尙ほ幾許もある可し。兎に角此の時代は、
 實に褫封、削封の一大繁昌の一時であつた。而して是れ一に綱吉其人の方寸か
 ら出で來つたものであつた。

井伊直朝
改易

〔一八〕 牧野成貞

柳澤以外
の一人

網吉の爛熟時代には、柳澤吉保が、殆んど第一人として、其の善行なり、惡事なり、總て皆な網吉の意の向ふ所を助長、賛翼した。然も柳澤以前に他に一人あるを忘れてはならぬ。そは牧野成貞だ。云はゞ柳澤は牧野の型を取りて、之を擴大したに過ぎぬ。別言すれば、柳澤は、牧野に取りて之に代りて、更らに其の迎合的規模を、大ならしめたものに過ぎぬ。

成貞の出
仕

牧野成貞は、牧野儀成の二男にして、寛永十一年に生れた。父儀成は慶安元年三月以來、網吉に附屬せられ、隨て成貞も亦た萬治三年七月、父の遺領二千石を継ち賜はり、網吉の側に勤仕した。網吉は正保三年正月の生れなれば、成貞は網吉十二歳の兄である。而して柳澤は、萬治元年十二月の生れなれば、網吉十二歳の弟である。而して牧野と柳澤との距離は、二十四歳なれば兄弟と云はんよりも、寧ろ父子であつた。されば柳澤が成人する迄は、牧野が獨舞

小心なる
官

臺であつたのも、決して不思議はない。併し牧野は大なる野心家と云はんよりも、寧ろ小心なる官氣質の漢であつた。彼は網吉が館林侯として、神田邸に在るの際には、唯だ網吉の生母桂昌院と心を協せ、網吉の爲めに、プロバガン

成貞の立
身

ダをなし、其の人氣を集むるに努力したに過ぎなかつた。彼が網吉に勤仕するや、五百石を加増せられ、奏者役を勤め、寛文八年四月には、將軍家綱に謁見し、十年三月には、館林侯の家老となり、また五百石を加増せられ、其の十二月には、從五位下備後守に叙任し、延寶八年綱吉の本城に移り、將軍となるや、其の御側役となり、十月には加恩一萬石、總計一萬三千石となり。其の十二月には御側用人に轉じ、從四位下に叙せられ、天和二年正月には、更らに二萬石の加恩あり。三月十五日には持槍二本を許され、九月には將軍自から「主忠信」の手書を賜うた。而して三年九月には、二萬石を加へて、下總關宿城を賜うた。

貞享元年正月には、將軍親筆の和歌を賜ひ、母及び其妻にも親筆の色紙を

將軍成貞の邸に臨む

成貞の公生涯終る

綱吉の忌克緩和

賜うた。九月には領地の朱印を賜ひ、二年十二月には侍従に進んだ。而して貞享五年（即ち元祿元年）四月二十一日、始めて成貞の邸に臨んだ。同日の賞賜は實に莫大のものであつた。爾後將軍の御成は恒例となつた。元祿二年には、五回あつた、同三年には七回あつた。同四年には六回、同五年には四回あつた。如何に彼が寵遇の渥かりしかは、之を見ても知る可しだ。彼は元祿六年九月、致仕を請うて、允されなかつたが、同八年十一月廿九日に至りて、之を得た。成貞の公生涯は、此にて終りを告げた。彼は既に六十二歳の老人であり、柳澤吉保は三十八歳の、尤も脂の乗りたる時であつた。固より彼は致仕以前よりして、自から覺る所ありて、柳澤に譲り、只だ安全第一の計をなしてゐた。

王性忌克、喜怒常ならず、左右近習多くは旨に忤ひ罪を獲、或は斥逐せられ、或は幽死す。甚しきは王親から之を及殺す。侍中（御側御用人）牧野成貞之を憂ひ、以爲らく人主閉居に宜しからず、乃ち王に勸め、儒を召し經を講じ、僧を召し法を講じ、猿樂人を召して戯を作す。是に於て林信篤（大學頭）等諸博

曲れるを矯めて直きに過ぐ

士に論なく、日に講筵に侍す。都下諸名僧更る進見す。及び猿樂人數輩、日夕技を奏し、並びに消日の具と爲す。（三王外記）

果して此の通りとすれば、成貞は必ずしも、綱吉の過を匡濟したとは云へぬが、その嚴厲、忌克を緩和す可く、多少骨折りたるに相違あるまい。

併しそれが曲れるを矯めて直きに過ぎ、遂ひに一種の放恣無賴漢たらしむるに至りては、彼の本意でなかつたとするも、彼れ牧野成貞も亦た、若干の責任なしと云ふ可からざるものがある。而して綱吉の放縱、淫蕩が、直ちに牧野成貞一家の不幸を來たすに至りては、實に運命の弄讎も、此に於て極まれりと云はねばなるまい。

【一九】 將軍綱吉と牧野成貞

綱吉の學問

綱吉の學問は、詩賦文章でなく、經書であつた。彼は文字の遊戲を好まずして、専ら四書、五經に没頭した。特に中庸と、周易とは、彼の最も得意とする所であつた。即ち彼は學問狂と稱するも、其の學問の範圍は、全く道學先生的のものであつた。

綱吉の言行不一致

凡そ世の中に、言行一致の者は無い。言は理想だ、行は實際だ。實際と理想とが、一致せざる限り、言行の一致す可き筈がない。されば其の不一致を以て、必ずしも綱吉を咎む可きでない。但だ問題は、其の餘りに不一致なる程度である。如何に言其行を掩はずとて、綱吉の如きは、一方に經書を講じ、修身、齊家、誠意、誠心を提唱しつゝ、それと同時に、他人の妻に迄偏好を逞うするが如きは、餘りに亂暴と云はねばならぬ。秀吉の如きは、其の晩年の不行狀に於て、或は綱吉以上であつたかも知れぬ。されど彼は、自から放縱漢であるとを知つてゐた。されば其姪秀次を戒むるに際しても、乃公に倣ふ勿れと云うた。然るに綱吉は、經書の講義、能樂、遊宴、而して淫態を同時、同所に逞うす

成貞一家の犠牲となる

其女を偷

るに至りては、言語道斷と云ふよりも、寧ろ不思議千萬と云ふ方が、却て適當かも知れぬ。牧野成貞は、綱吉が餘りに嚴峻、過酷の政を施すを緩和す可く、彼を誘ふに學問と、遊樂とを以てした。然るに彼其人の一家が、乍ち綱吉遊樂の犠牲たるべき不幸に陥つた。成貞の妻は卑賤の女なり。(大戸玄蕃の女、必ずしも卑賤ならず。)少にして太后(桂昌院)に侍す。太后の命を以て、成貞氏に適く。成貞關宿侯に封せらるゝに及んで、妻は夫人と爲る。子なし、一女あり。(其實三女あり。)乃ち故館林相黒田直相の子を乞うて以て嗣と爲す、名けて成住と曰ふ。女を以て之に妻はす。王の其邸を過ぐるや、成住の妻を見て之を悦び、因て之に戯る。成住之を聞いて悲る甚だし。遂ひに自殺す。妻も亦た之を病ひ、因て羸疾を得て死す。

(三王外記)

亦其妻も偷まる

事實恐らくは此通りであつたらう。而して此の以前に、牧野成貞の妻も、既に將

軍綱吉に幸せられたと云ふ説がある。そは其の碑文に、

股肱の妻と爲り、上君の寵顧を蒙り、公室に齒すと雖も、敢て勢位を以て、其意に介せず。謙恭是を以て常と爲す。(大名生活の内秘)

股肱の妻

の文句あるを以て、其の證據と爲すものがある。元來股肱の妻と云ふ文句が見なれぬ字だ。股肱の臣と云ふ熟字はあるが、股肱の妻と云ふ熟字はない。或は善意的に股肱の臣の妻と云ふ意味に、解釋せられぬこともない。併しそれにしては、上君の寵顧とか、公室に齒するとか云ふ文句と、連絡が取れぬ様でもある。されば若し此説の如くすれば、成貞は、綱吉に遊樂をす、めたる代償として、後に其女を取られたのみならず、その以前に、既に其妻をも、偷まれてゐたと云はねばならぬ。或は自から妻を献じたとも云ふ可き歟。

成貞の綱吉寵顧周旋

然も成貞は、自から綱吉の寵顧お傳の方―小谷権兵衛の女、所謂五丸殿―を周旋し、將軍の嗜慾を鑿しめたる當人だ。君臣水魚と云ふが、綱吉と成貞との關

係は、實に不思議の關係だ。併し流石の成貞も、其女の偏好は、頗る不快であつたと見え、表面は兎も角も、裏面に於ては、爾來綱吉との關係は、聊か冷かになつた様だ。

其後嗣を立てず

關宿侯(成貞)亦心に王の爲す所(偏好)を非なりとし、乃ち夫人と議して、復た人子を乞ひ養はず。王太后と更る之を言ふ。對へて曰く、臣前きに人子を乞ひ、養ふ祿無くして其死を得ず。臣が女亦た不幸にして病死す、是れ天臣が後を絶つ也。王命ありと雖も、臣豈に天に逆らひ、重ねて後と爲る者を求めん哉。敢て辭すと。太后關宿侯夫人を見て、亦た數ば之を言ふ。對ふると關宿侯の如し。關宿侯夫人の兄子、先きに僧隆光の弟子と爲り、護持院にあり、未だ頭髮を髻せず。是に於て太后之を奪ひ、以て關宿侯に與ふ。王從て之を命ず。關宿侯辭して命を獲ず、遂に受けて以て嗣と爲す。名けて成春と云ふ。(三王外記)

後門を押

すれ氣分

成貞夫妻(其の妻と綱吉との關係は、姑らく疑問として)も、綱吉が、其の二女安子に偏好

絶策の後嗣斷

したるを、頗る不快に感じたものと見え、所謂すね氣分もて、今後養子をせぬと決心し、如何に綱吉母子が勸めても、之に應じなかつたから、遂に非常手段もて、之を命令するに至つたのだ。

將軍成貞邸に臨む卅二回

綱吉が成貞の邸に臨んだのは、前後通じて三十二回であつた。而して彼は元祿六年四月十八日、其の母桂昌院と同行して、成貞の邸に臨み、親しく養子の命を傳へたと云ふ。此の一件には、流石に綱吉も、自己の弱點を自覺したのであらう。

成貞退隱

此時に當てや、王甚だ柳澤保明(吉保)を寵す。關宿侯(成貞)其の將に己に迫らんとするを知り、病と稱して老を告げ、自から大夢居士と號す。成春繼立、封を東吉田に徙し、因て秩を増して八萬石と爲す。成貞既に老す、城東別業に在り、王亦た過ぐ。其の病間を待ち、使を遣はし之を召し、燕見優禮、之を待つ。後以て常と爲す。(同上)

兎に角始終完し

此の如くして綱吉と成貞とは、兎も角も其の始終を完うした。然も彼の後半生は、柳澤吉保の爲めに、其の光を奪はれ、彼は全く過去の人となりすました。然も茲に成貞の及び易からざる處世術の、巧妙なる點がある。

【110】 將軍綱吉と柳澤吉保

理想的官の柳澤

均しく迎合術の達人ではあるが、柳澤は牧野杯の企て及ぶ所ではなかつた。彼は宦官としては、殆んど理想的であつた。其の君主に親近して、其の寵を固くし、其の信を敦くし、第三者の間言は勿論、君主をして、何等の猜疑をも、忌妬をも、其間に挟むの餘地なからしめたる術に至りては、古今無双と云うても溢辭ではあるまい。されば柳澤が牧野に取りて代つたと云ふも、其實は此の兩人は、とても角力になる可き筈はなかつた。

妻と子を囧とす

柳澤は牧野の先例と云ふではないが、其の侍婢を、否な其の妻をも、綱吉に献

永年の寵
一唯だ彼
人

げたと云ふ説がある。其子吉里—安暉若しくは安貞と云ふ—は、其實將軍の子
であり、其の生母靈樹院染子は、柳澤氏家來飯塚正次の女と稱するも、其實は
正親町大納言公通の姉、若しくは妹と云ふ説がある。從て柳澤吉保は、此
母と、此子とを父として、其の家門を、繁昌せしめたと云ふ説がある。
斯る問題は、必ずしも重大ではない。何れにしても柳澤は、身も、魂も、總
ての者も、綱吉に献げた。此れが綱吉に忠ならんが爲めであつた乎、將た自か
ら利せんが爲めであつた乎。何れにしても彼が如く、長く綱吉に接近し、彼が
如く長く、而して年と與に、愈よ其の寵親を博したものは、只だ彼一人のみで
あつた。

吉保今年(寶永二年)齡既四十八矣。追思往時、七歲始奉_レ拜_ニ謁綱吉公、十八歲
始奉_ニ勤仕_一。二十三歲奉_レ從_ニ御入營_一、三十一歲蒙_ニ當役之仰_一。以來十八年之間、
依_ニ將軍家之恩寵_一、顯_ニ威名於閭閻_一、權勢日增、近年内外諸侯、無_レ比_ニ肩吉保_一
者_上受_ニ人崇敬_一、不_レ可_ニ勝說_一也。(柳澤系譜)

右譯文

吉保今年(寶永二年)齡既に四十八。往時を追思すれば、七歳にして始めて綱吉
公に拜謁し奉り、十八歳始めて勤仕し奉り。二十三歳に御入營に從ひ奉
り、三十一歳に當役之仰を蒙り。以來十八年の間、將軍家の恩寵に依り、威
名を閭閻に顯はし、權勢日に増し、近年内外の諸侯、吉保に比肩するものな
し。人の崇敬を受くること、勝げて説く可からざるなり。

同僚概ね
不首尾

と自から云うたのは、何等の誇張なき事實だ。然も彼は何によりて、此の如く
なるを得たる乎。彼の同僚は概ね—敢て悉くとは云はぬが—其の怒に觸れて
去つた。

南部遠江守殿、自分(柳澤吉保)兩人御側被_ニ仰付_一、……遠江守殿勝れたる發明に
て有_レ之候へども、間もなく上意に叶_レ不_レ申、御役御免にて候。高家島山民部
大輔殿御側被_ニ仰付_一候へども、是又老人旁問もなく御役御免被_ニ仰付_一候。

單に實意
らに實意

自我を綱
吉の大我
に没投

喜多見若狹守、齋藤飛驒守兩人は、自分より以前に御側被三相勤、兩人共にもぬけ候發明に依へども、御意に背き、飛驒守は不首尾にて御役御免、若狹守は桑名城主松平越中守定重に、御預被二仰付候。上下共に實を以て勤めねば、末通らぬものよし、御意被レ遊候。〔柳澤家秘藏實記〕

此れは吉保自から、其の暱近の臣に告げたるものにして、彼が此の如く始終を完うしたるは、其實意を以て勤めた爲めと云ふ可きだ。然も單に實意のみにて、斯くある可しとは思はれぬ。

惟ふに吉保は、自我を綱吉の大我の中に没投したのであらう。彼は綱吉なる巨樹の寄生木として、成長した。如何なる人主に取入術の妙技者でも、當主の寵臣は、必ず次代に於ては、不首尾となるが、殆んど免れ難き運命だ。然るに彼れ吉保は、綱吉の未だ逝かざるに先ち、自から其の後繼者たる家宣を周旋し、而して之によりて家宣と結び、其の寵を次代迄繼續するの計をした。而してそは遺憾なく成功した。彼が用意の周到なる、到底調子に乗り過ぎて、自から

人主籠絡
術の巧妙

綱吉の感
謝信類

顛倒するが如き、淺薄漢ではなかつたと判明る。然も斯く身を固くし、家を保つの策に於て、抜目なきに拘らず。極めて油斷のならぬ綱吉をして、彼を醇忠の臣と云はしむるに至りては、彼の人主籠絡術の、如何に巧妙であつたかぞ、思ひやらるゝ。

一 甲府御拜領之節、御朱印御文言、林大學頭信篤へ被二仰付、御案文上覽被レ爲レ遊、政務と被レ認候處。政務と申事は、年寄共、同意に候。美濃守(吉保)は眞忠にて候間、眞忠と可レ認由、其外御思召、大學頭へ上意。第一は眞忠と被レ爲レ思召候段、兎角可レ被二仰上二様も無二御座、難レ有儀と、密々永慶寺様(柳澤吉保)御意被レ成候。〔柳澤家秘藏實記〕

此の如く朱印の文句を、「甲斐國は要樞之地にて、一門之歴々雖二領來れり一依二眞忠之勤」宛行ふと云ふ様に、綱吉自から訂正したりと云へば、亦た以て如何に綱吉が吉保に對して、感謝し、且つ信賴したか判知る。如何に迎合専門であつたとは云へ、斯く迄人主をして、己を信せしむるに至りたるは、決して

尋常一様の業でなく、又た尋常一様の人の業でもなく。

第五章 綱吉の好學

【三一】 學問獎勵者としての綱吉と吉保 (一)

吉保亦た好學

柳澤は、必ずしも綱吉の惡事にのみ、迎合しなかつた。綱吉の善事にも迎合した。特に學問獎勵の一事に於ては、柳澤は單に迎合と云ふ許りでなく、彼自身も亦た綱吉同様に、之を嗜好した。而して此の君臣、即ち綱吉と柳澤とは、恐らくは元祿の文運を進捗せしむるに於て、個人として最も有力なる動力であつたらう。言ひ換ふれば、徳川時代學問の興隆に關しては、將軍綱吉と、寵臣柳澤との功績は、最も較著なるものゝ一であつたらう。固より此の君臣無きも、興隆す可き學問は、興隆したに相違あるまい。併し綱吉之を上に唱へ、柳澤之を下に和し、其の獎勵、鼓吹の効能は、頗る著明なるものがあつたことは、何人も之を肯定するに遲疑せぬ所であらう。

綱吉の道樂的好學

綱吉の好學は既記の通りだ。(參照 五) 彼は固より文藻の所有者でなかつた。又た經義の研究者でもなかつた。唯だ學問が好物であると云ふに過ぎなかつた。彼が學問好きは、猶ほ彼が能樂好きの如き類であつた。彼は好んで能樂を爲したる如く、好んで經書の講釋を爲した。然も何れも遊戯的に、道樂的に、而して又た興味的に。而して其の影響が、能樂界に於ける如く、否なそれよりも一層、學問界に及ぼした。

吉保綱吉の弟子となる

六月三日(天和元年) 屏蒙尊命、爲三御學問之御弟子。(柳澤系譜) とあれば、彼れ柳澤は、少壯にして、面首として寵を承けたるのみならず、學問の弟子として、恩遇を忝くしたのであらう。天和二年の正月元日には、將軍の前に於て、讀初の式行はれ、柳澤は大學を讀んで三綱領に至り、爾後それが常例となつた。而して元祿五年九月廿二日には、綱吉は自から觀用教戒と云ふ一文を草して、柳澤に與へた。

綱吉の觀用教戒

釋迦孔子之道、專慈悲、要仁義、勸善懲惡、真若車兩輪、最可篤恭敬者也。然學佛道者、泥經錄之說、離君遺親、出家遁世而欲得其道。如此則、世將至悉亂五倫。是可恐之甚也。學儒道者、泥經傳之言、祭或常食用禽獸。是以不厭害萬物之生。如此則、世將至悉不仁而如夷狄之風俗。是可恐之甚也。學儒佛者、不可失其本矣。(常廣院御實紀附錄)

右譯文

釋迦孔子の道は、慈悲を專にして仁義を要とす。勸善懲惡は、眞に車の兩輪の若し。最も恭敬を篤くすべき者なり。然も佛道を學ぶ者は、經錄の說に泥み、君を離れ親を遺れ、出家遁世して而して其道を得んと欲す。此の如くば則ち、世まさに悉く五倫を亂すに至らんとす。是れ恐るべきの甚だしきなり。儒道を學ぶ者は、經傳の言に泥み、祭或は常食に禽獸を用ふ。是を以て萬物の生を害ふを厭はず。此の如くば則ち、世まさに悉く不仁にして夷狄の風俗の如きに至らんとす。是れ恐るべきの甚だしきなり。儒佛を學ぶ者は、其の本を失ふべからず。

綱吉學問の程度

文字の上から見れば、同時代の水戸光圀などのものとは、到底比較し難き幼稚のものだ。綱吉の學問の程度以て知る可しだ。而して其の旨義に至りては、更らに幼稚のものだ。是れ所謂佛儒一致、各其の長を採りて、其短を捨てよと云ふに他ならぬ。即ち儒者の世間的をもて、佛徒の不殺を行ふ可しと云ふに他ならぬ。然も綱吉の不殺は、禽獸に止まりて、人類には及ばなかつた。彼は狗を要するが爲めに、人を殺した。彼の慈悲、仁愛の調子外れなる、以て知る可しだ。然も彼自からは聖者の如く氣取りて、他を教誨した。彼の講釋は、年中行事の一にして、其の聽講者は、殆んど強制的であつたらしい。彼は毎月六度、自から經義を講じて、大名、旗下、諸僚、其他に聽かしめ、周易の如きは、八年の久しきに互り、二百四十座に及んだ。

御自らの御講書は、四子の書はじめ、とり／＼なりしうち、周易は元祿六年四月廿一日より講筵開かれ、月毎に六回と定められ、日光門主はじめ、家門、

綱吉の講釋

相手構はずに講釋は

國持、譜代の諸大名、旗本、その他參向の公卿、及び諸寺の高僧、碩徳、社人、山伏、または陪臣の輩迄、いさ、か好學の志ある者は、皆ねがひのまゝに拜聴せしめられ、八年をへて十三年の十一月廿一日まで、二百四十座にて御卒業あり。その日には竟宴行はれ、林大學頭信篤は、殊に加秩給はりけり。〔常憲院殿御實紀附錄〕

綱吉は殆んど無差別に、相手を構はず、場所を擇まず、講釋した。而して他人に説法す可き僧侶達か、屢ば彼より講釋を聞かされた。

三月廿八日(元祿五年)本願寺前大僧正光常、同前大僧正隆光の爲に、大學三綱領の段を、御講釋あり。〔憲廟實錄〕

と云ひ。若しくは、

三月十八日(元祿九年)勸修寺御門跡濟深法親王登城、大學の御講筵。

と云ひ。若しくは、

五月十八日(同年)妙法院御門跡堯延法親王、竹内御門跡良常法親王の爲に、

論語御講筵。

と云ひ。又た、

九月十三日(元祿十一年)膳司左大臣兼熙、曼珠院御門跡良應法親王の爲に、中庸を講じ玉ふ。

と云ふの類、枚舉に遑あらぬ。

大名邸御成必す講

網吉は牧野、柳澤、其他の大名の邸に赴いた。然も彼の赴く所、必ず經書の講釋があつた。即ち經書の講釋は、主客御馳走の一條件となつてゐた。而して時としては、問答もあり、論議もあつた。

延寶八年九月十一日、林春常(大學頭信篤)人見友元を召て、經義を討論し給ふ。後月兩三次例となる。(憲廟實錄)

亦討論を好む

彼は經義の講義のみならず、其の討論にも嗜好があつた。

元祿九年九月十八日、御成于吉保亭、御講釋大學既畢。吉保講ニ論語一家臣二十三人蒙命、論議司馬溫公疑孟之信失。問者十一人、答者十一人。論題結

語一人勤之。有二御能。又林大學頭信篤講孟子公孫丑篇、家臣十三人問難。

(柳澤系譜)

此の家臣中にて、答者の筆頭には、細井次郎太夫、即ち廣澤先生があり。又た其中には、荻生惣右衛門、即ち徂徠先生もあつた。

【三】 學問獎勵者としての綱吉と吉保(二)

綱吉の獎勵甚だ有力

綱吉は家康の如く、あらゆる方面に向つて、書籍の蒐集や、刊行を爲さなかつた。彼の學問は極めて部分的であつて、特に經書に局限せられてゐた。而も此の方面に於ける彼の獎勵は、實に有力にして、且つ有効であつた。

經書の改點

延寶九年(天和元年)二月、儒臣林春常信篤に命せられ、四書、五經、小學、近思錄の讀法を改正せしめらる。(憲廟實錄)

四書直解

此れが綱吉の初政の一であつた。而して此の改正點が、四書直解、四書集註、周易本義の刊行本となりて、世に行はるゝに至つた。四書直解に就ては、此頃(元祿元年十一月朔)四書直解を新刻せしめられしが、成功せしにより、伊勢日光の御宮、東叡三縁の兩山、山王權現の祠、鶴岡八幡宮に進薦し給ふ。

(東武實錄)

四書集註
周易本義

とある。此書は、現存するものに就て見るも、頗る美本だ。

四書集註、周易本義には、何れも中本と、小本とがある。近藤守重は曰く、

御講釋の時に、拜聴の者へ恩賜ありて、殿中へ持參せる本なりと云ふ。或云、

御版は御講筵の日、諸有司其職を勤むるの間は、夾袋中に置に便あらむが爲

めに、新に巾箱本に命せられしなるべし。(右文故事)

と。惟ふに正さに然る可し。其の巾箱本の如きは、特に薄味にして、強韌なる紙

を用ひてゐる。亦た以て其の目的の存する所を知る可し。當時の聴講者が、如

何に多數であつたか、彼等が聴講の御禮として、將軍に御肴樽代等を進上

聴講者の
數

したる、名簿を見ても知る可し。元祿五年六月廿六日には、譜第大名、高家合五十二人の爲めに、論語學而篇を講じ。元祿六年二月廿二日には、國主城主萬石以上の輩百五十人に、中庸の首章を講じてゐる。楚王細腰を好めは、宮中餓死者多しとかや。此の調子にて、人心を率ゐるに於て、如何に學問熱が煽揚せられたるかは、云ふ迄もなき事だ。

吉保の儒
者好遇

一 元祿年中、八ヶ年の内、常憲院様易之御講釋被遊候に付、儒者の面

面、毎月登城被仰付一拜領物仕候。永慶寺様(柳澤吉保)儒者の面々、別而

御懇に被召仕、御召類、其外時々拜領物被仰付一候。(柳澤家秘藏實記)

此君にして此臣あり。柳澤が如何に儒者を優待し、好遇したる乎は、想像する

に餘りありだ。

徂徠に五
百石

御實記(綱吉の傳記)御用、荻生惣右衛門被仰附一、御實記出來也。日光准后様へ被差上候に付、惣右衛門へ百石御加増被下度由、屋形様(柳澤吉里)被仰候而、都台五百石に被仰付一候。其節御意には、家の飾り、惣右衛門程成

儒者は、公儀にも無之様被三思召一候。其方共は儒者に大祿遣一候は費と如何に可存候へ共、儒佛神勝劣無之、神は濁らず明らかに、佛は慈悲を専とし、儒者忠孝を第一とす。御仕置も右の三通、一つかけても家治らず。是は人の存候事、自分勤候節、随分右に心附相勤候。其方共職分筋違無之様に、別て此通りに心付可相勤之旨、厚き御思召共御意被遊候。

〔柳澤家祝職實記〕

徂徠の感

堂々たる徂徠さへも、柳澤吉保の爲めに、吾家の飾物視せらるゝは、如何にも笑止千萬の事ではあるが、然も彼が其子吉里と相談して、徂徠に五百石を與へたのは、随分の奮發と云はねばならぬ。徂徠たるもの、固より其の知遇に感激したのであらう。

徂徠は實に、柳澤家の飾りであつた。彼は柳澤によりて、大いに顯はれたと云はんよりも、柳澤は彼によりて、頗る面目を施した。

當代には釋家にて論義などいふごとく、うちよりて經籍の義理を討論するこ

徂徠は柳澤家の飾物

とあり、御承統のはじめ、林大學頭信篤、人見友元宜卿を召して、御前にて討論を始め給ひ、是よりして月毎に兩三度づ、常例となりぬ。其後松平美濃守吉保が邸にならせられし時、彼の藩儒萩生惣右衛門、志村三左衛門などいふもの、數多召して討論の事あり。彼等よりもさまぐ、難詰し奉りける。その度毎に、様々の賜りものあり。殊更惣右衛門には、御紋の時服まで下されぬ。いまにかれが家には、その時恩賜の品どもあまた傳へけるとぞ。

〔憲廟實錄、柳澤家譜〕

とある。亦た以て如何に徂徠が、綱吉に識認せられたるかを知る可しだ。

廿一史のうち、未だ國刊に及ばざるものは、松平(柳澤)美濃守吉保が藩儒萩生惣右衛門、志村三左衛門などに命じ、訓點を加へ、刊行せしめられる。

〔憲廟實錄〕

以上の所記によりて、如何に綱吉と吉保とが、相共に學問の奨勵に力を竭したるかの一斑が、推察せらるゝであらう。

廿一史の刊行

【二三】學問の獎勵と學者位地の向上

綱吉の獎勵國學に及ぶ

綱吉の學問獎勵は、主として經學であつたが、亦た國學にも及んだ。當時國學が堂上公家の繩張りを出で、民間に解放せらるゝ氣運に向ひつゝ、あつたから、一舉手一投足の援助でも、其の効果は、決して侮る可からざるものがあつた。綱吉が北村季吟、同湖春父子を召抱へたるが如き、即ち是れだ。

北村季吟父子召出

元祿二年十二月廿一日、北村季吟、其子湖春ともに召出され、醫員に准せられ、季吟に二百俵、湖春に月俸二十口賜ふ。此の季吟は父を宗圓といひて、世々醫を業とし、京に住せり。季吟小字を久助と稱す。垂髪より刀圭の業を好まず、書よむことに耽りしが、十九歳の時、初めて松永貞徳の門に入て和歌を學び、これより年月を重ねて怠らず。貞徳は細川玄旨法印親炙の弟子にて、口授秘旨悉く傳へたり。季吟積年貞徳に師事し、遂に其の秘奥を授り、貞徳うせぬる後は、其の遺命により飛鳥井大納言雅章卿、清水谷前大納言實業

季吟の古書注釋

卿の兩亞相につきて、點削をうけしかど、其の主張する處は、舊説を改めず、萬葉集並に入代集を始め、歌學の古書を注解すること數多く、中にも伊勢物語、土佐日記等の注解は、後水尾上皇の觀覽に備はり、徒然草の文段抄は、如何なる傳にか府にも傳へ、うちくの御けしき有てさ、げ奉りしことあり。かゝりし後は、其名遠近に聞え、歌學の譽れ高かりき。其後は京五條新玉津島の俗別當となりて居たるに、當代道々の才を捨て給はず、側陋を擧用ひ給へば、かく召出され、これより常に昵近し、歌書を進講し、御垂問をかうぶり、著作せる書籍とも數多かりしとぞ。(常憲院殿御實紀)

季吟は古學の一大宗師

兎に角北村季吟は、我國の古典學を世間に弘通するの、一大宗師であつた。彼が著作中源氏物語湖月抄、枕草紙春曙抄、萬葉集拾穂抄の如き類は、今尙ほ人口に膾炙してゐる。

綱吉自ら釋典を行ふ

更らに特筆す可き一事は、綱吉が自から釋奠を行つた事だ。家康以來儒教を崇信したるも、自から孔夫子を祭るの一事は、綱吉に至りて、始めて堂々として

大に行はれた。

元祿元年十一月廿一日、儒臣林弘文院信篤が、忍風の邸内に設けたる、孔廟を拜し給はむとて、これよりさき齋戒し給ふこと三日、けふ長袴、石ならせらる。諸老臣御側御先にまかり、御進薦の奇南香、銀の轡象、樽等を陳設す。かくて牧野備後守成貞先導し、喜多見若狭守重政御刀、渡邊藤右衛門貞國御沓の役す。信篤杏壇門の外に迎へ、奉り、回廊下にて降輿あり。階下にて盥嗽したまひ、殿上にのぼり給へば、阿部豊後守正武、戸田山城守忠昌、先立て西階よりのぼり帳をか、ぐ。やがて膝突につかせ給へば、信篤は左に跪き、白山民部大輔基玄神酒を献る。其の御盃をおろして後、信篤告文をよみ、再び拜し給ひ、正武、忠昌帳を垂、また御拜ありて退き給ひ、書院に渡らせ給ひ、信篤太刀目録、二種一荷さ、げ拜謝し奉り、信篤に小袖十、料紙帳の箱、二種一荷給ひ、母に縮緬二十卷、妻へ十五卷、子三人へ十卷づ、賜ひ。信篤尚書亮典を進講す。この時弟子和田春堅長重、大河内春龍良資、住岡宗

釋典の狀

大猷院の先蹤

水戸光圀の頌辭

佐某、安部友意某、原春固某ゆるされて出て拜す。抑、信篤が宅内の孔廟は、そのかみ尾張大納言義直卿、好文の志あつかりしかば、信篤が祖父道春信勝がとき、かの卿よりこゝに設られし所にて、寛永中大猷院殿(家光)聖道を御尊崇のあまり、こゝにも御参ありしかば、けふ其先蹤を追せ給ひ、かく詣給ひけるなり。(常憲院殿御實紀)

此の一事は、平生綱吉と互ひに相善からざりし水戸光圀も、頗る快心の情出で來りたりと見え、左の如き頌を作つて、林信篤に贈つた。

賀三入樹源公諷二忍 岡孔廟一頌 並序

元祿改元之仲冬二十一日、大樹源公齋戒潔誠、詣二忍 岡孔廟一威儀、肅々、誠希世之盛事也。光圀不勝二感喜、才頌二其盛徳文化之美、以似二弘文院

林學士頌曰。

上天不言道 奚自傳 聖々相繼 大成文宣 遞代報徳 加 得 襲 封 大牢三于漢 展拜三于宋 惟我皇朝 臨 雍 親 躬 益 虔 益 慎 是 尊 是 崇

孔子も儒者も光を増す

中古以來。天下屢變。國郡學校。盡毀。兵燹。東照神君。致治重儒。仁漸義摩。惡紫奪朱。淳和獎學。咳院無遺。將建二序。序一宿志不移。幕下之士。有二林道。春博聞強記。一代席珍。講經解惑。恨二道不行。卜地建廟。仰止宣聖。春秋上丁。祀事無違。異端橫起。世知者希。觀矣源公。制節謹度。承統連枝。振德大樹。夙夜不安。於單二厥心。握髮吐哺。右規左箴。崇道移風。起廢繼絕。粵詣孔堂。祭具陳設。再拜就位。三獻燒香。來歎來享。若觀二美。牆公有此舉。惟萬世則。儒林增輝。是誰之力。羅山梅藥。得時發榮。忍岡杏花。向陽吐英。海內波靜。日新富有。文物丕熾。永垂不朽。聖祀欽只。神威儼然。木鐸餘音。千斯萬年。

如何にも頌揚の辭を極めてゐる。支那の孔子も、日本の將軍から詣せられて、日本では其の光を増すに至つた。而して孔子の光のみでなく、孔子を祖述する儒者の光も増して來た。

綱吉の聖廟再參拜

綱吉は其の翌年にも、亦た忍岡聖廟に參詣した。

元祿二年二月廿一日、儒臣弘文院信篤が宅の孔廟に詣給ふ。牧野備後守成貞、少老三浦壹岐守明敬、御側松平安房守信孝供奉し、戶田山城守忠昌、土屋相模守政直、阿部豐後守正武、少老秋元但馬守喬知、御側島山民部大輔基玄、松平美作守直丘、松平隼人正忠冬豫參し、備後守成貞先導し、柳澤出羽守保明御刀、若藤左右衛門高豐御沓の役し、弘文院信篤幣帛奉り、神酒さし召れ、告文よみ奉る。御拜はて、書院に渡らせられ、宴を給ひ、信篤に銀五十枚、干鯛一匣賜ひ、其子七三郎信充もまみえ奉り、縞紗五卷、印籠一をたまふ。(常憲院殿御實紀)

孔廟を神田臺に移す

而して綱吉は、更らに孔廟を信篤の邸より、城北相生橋外神田臺に移し、大成殿を造營せしめ、側用人松平右京允輝貞をして、其工を督せしめ、蜂須賀飛驒守隆重に其工を助けしめた。期くて元祿四年二月、昌平坂大成殿に、忍岡より聖像を移し、四配の像も與に忍岡より移し、十哲の神主を新たに設け、

儒者をして書せしむ

七十二賢並に先儒の像は、之を狩野洞雲益信に畫かしめた。而して大成殿の額は、綱吉自から書して、之を興ふること、なつた。而して綱吉自から之に臨み、釋奠を行い、永く祭の費用として、祀田千石を寄附した。更らに特記す可きは、儒者をして蓄髮せしめたる事だ。此れは水戸光圀杯も、興りて力あることであるが、(參照 思想篇、九五)然も之を將軍の上意もて、實行するに於ては、天下に於ける儒者の位地は、實に非常の促進と云はねばならぬ。元祿四年正月十三日、儒臣林弘文院信篤東髮命せられ、從五位下に叙し、大學頭と改稱す。十八日儒員大河内春龍良資、和田春堅長重東髮せしめらる。良資は新助、長重は傳藏と改稱せり。抑も本邦中頃兵革打つゞきしより、學政荒廢しければ、室町將軍の頃、文學五山縉流の手に落しより、儒をもて業とするもの、皆な削髮し、釋徒に同じ姿となりし弊習、數百年をへてあらたむる事を得ざりしに。當代聖人の道を尊崇あつく、頻りに學政を振起し給ふあまり、御英斷ありて、かくぞ仰出されける。これより舊年の弊風一時に改

郷黨挾冊の數皆改まる

り、官儒は更にもいはず。諸侯の門下に經をよこたへ、郷黨に冊を挾む輩まで、皆な汗俗を變じ、四海の内、儒者の道は即ち王侯士大夫の道にして、かの道釋の徒とは涇渭の別、明らかにしること、なりぬ。誠に希代の盛舉といひつべし。(日記、年録、憲廟實錄)

如何にも此の通りであつた。乃ち次代に於ける、儒臣新井白石の登用の如きも、間接には、綱吉の此舉に負ふ所なしとは云へぬ。

昌平坂大成殿造營

元祿四年辛未二月二日、相生橋を改めて昌平橋と號す。七日、昌平坂大成殿造營。林大學頭信篤、忍岡より舊殿之靈像並に四配之像を新殿に遷す。松平右京亮輝貞從へり。歩士頭吉田右衛門、小十人組頭蜂屋傳右衛門、みなその組士を率て供奉す。日附柴田七左衛門先驅し、同牧野半三郎押後たり。途中は歩士頭四員組を率ひて警衛す。執政大久保加賀守忠朝、執事秋元但馬守喬朝、並蜂須賀飛騨守隆重、日附徳永十左衛門は昌平坂の新殿に參候す。鐵砲頭神谷與五郎仰高門を守り、弓頭中根宇右衛門は便門を守り、歩士頭石野八兵衛は殿の四坊を守。殿額大成殿は御書也。新に十哲之神主を設く。七十二賢並に先儒の像は畫工狩野洞雲攝頭が命を奉りて畫く。(憲廟實錄)

相生橋を昌平橋と改む

十哲神主

第六章 公武關係

【三四】 後水尾天皇と幕府

略して略

綱吉と朝廷との間は、比較的従來の不圓滑の關係を、改善せられた。此事を語るに先ち、後水尾天皇以後の事を、略叙する必要がある。

徳川上朝の朝幕開

従來徳川上朝に於ける幕府と、朝廷との關係は、概して信長時代の如く、特に秀吉時代の如く、圓満ではなかつた。家康と後陽成天皇との關係も、甚だ面白くなかつた。(參照 統制篇、九) 秀忠と後水尾天皇の關係に至りては、更らに甚だしかつた。(參照 統制篇、二九、三〇) 家光に至りては、聊か之を緩和す可く勵めたが、然も彼の成功は、より多く威嚇の成功であつた。固より料然氷解と云ふ迄には至らなかつた。

後水尾天皇の御憤慨

元來後水尾天皇は、歴代の天皇中、最も精力過絶の御一人であつた。其の皇子女のみにて、三十三人ましました。而して慶長十七年より寛永六年迄御在位ましました。爾後上皇として延寶八年、聖壽八十五歳にて升遐し給ふ迄、京都に於ける一大勢力として在した。抑も後水尾天皇が、如何に幕府に對して、御憤慨の情婦んであつたかは、

芦原よ茂らば茂れおのがま、とても道ある世とは思はず。

歡樂を花鳥風月に寄す

の御製にて、説明して十分だ。固より陛下は崇徳上皇の如く、自から曠志の煽にて、身を焦し盡し給ふ程ではなく、寧ろ悠々自適して、世事を浮雲に比し、花鳥風月に歡樂を寄せ給うたが。然も御心には、未だ一日も皇權の失墜を嘆じ給ふことを、遣れ給はなかつた様だ。其の御撰述の「當時年中行事」の冒頭に曰く、

順徳院の禁秘鈔、後醍醐の假名年中行事などいひて、禁中の事ども書かせ給へるものあり。寔に末の世の龜鑑なり。されども此頃の有様に符合せず。其

御撰年中行事の冒頭

故如何なれば、世降り時移りめぐり應仁の亂より諸國の武士、おのれくが力をあらそひて、社領寺領公私の所領押領する事、數ふるに違あらず。是より此方、宮中日々に零落して、悉く保元建武の昔に似る可くも非ず。時ありて内大臣信長公あめしたを掌の内にしたるより、漸く朝廷を經營することなりぬ。就中、東照宮叛逆の凶徒を平げ、四の海の浪風をしづめ、絶たるを繼ぎ、すたれたるを興し、上を尊敬し、下を憐愍をせらるゝ、志深かりしかば、金闕再び光をかがやかす。相續いて台徳院大相國今の征夷將軍左府(家光)に至り、忠節を盡し、殊に百しさの古き軒端を改めて、玉を磨きなせる功、他日に倍せり。然はあれど萬の事、猶寛正(後花園天皇、足利將軍義政の時代、應仁の以前)の比にだに及ばざるべし。御禊、大嘗會其外の諸公事も、次第に絶て、今は跡もなきが如くになれば、再興するに便りなし。何事もみる中にかはりゆく末の世なれば、せめて衰微の世のたゞずまひをだに、失はでこそあらまほしきに、まさに又覺束なくなりもてゆかむ事の、なげかしければ、

寛正度
及ばぬ御
式

徳川氏が
皇室尊崇
の程度

後水尾上
皇の御謙
抑

公卿にも
戒飭

見て知り、聞て知る人の、たをくしき事にはあらねど、思ひ出るに従ひて書付侍りぬ。うとき人には、ゆめく見せしむまじきものにこそ。之を拜讀すれば、實に其の御感慨が、言外に横溢するを覺えざるを得ぬ。今夫れ皇室の式微が、室町幕府中期、東山義政時代の寛正年度にさへ及ばぬとあれば、如何に徳川氏が、皇室を尊崇したりと云ふも、其の程度が、思ひやらるるではない乎。

後水尾上皇は、徳川氏に向つて、後鳥羽天皇の北條氏に於けるが如き、態度を取り給はなかつた。否な恐れながら幕府の意志に協調す可く、自から強め給うた。獨り自から謙抑し給ふのみならず、重なる公卿をも戒飭して、成る可く關東の機嫌を損するなからんことを、励めしめ給うた。而して關東よりの希望には、殆んど響の應ずる如く應じ給うた。例せば、後水尾上皇の皇女常子内親王を、降嫁せしめられたる近衛基熙が、關東に下るに際して。

關東へ始めて下向にては、此地（京都）の様子と異なり、別して樹（將軍）に對しては、先づ朕に對する同様に心得可しと、御教示あらせられた（櫻井記）と云ふことだ。攝籙家の隨一なる當主が、將軍に對する、猶ほ至尊に對するが如くせよと、仰せられたとすれば、如何に上皇が關東に對して、恭順にましましたるかゞ判知る。然も胸中の壘塊は、固より終生融解あらせられたる次第ではあるまいと思はる。

【二五】 寛永延寶間朝幕の關係 (一)

後水尾天皇
皇四皇子
即位

後水尾天皇の讓位が、寛永六年十一月八日、皇女明正天皇—二代將軍秀忠の外孫に當らせ給ふ—の御讓位が、寛永廿年十月三日、後光明天皇の崩御が、承應三年九月廿日、後西院天皇の御讓位が、寛文三年正月廿六日、靈元天皇

右の要領

の御讓位が、貞享四年三月廿一日、以上の四天皇は、何れも後水尾上皇の皇女皇子にて在す。此の間の皇室に就ては、固より記す可き事無ではない。然も其の要領を得んと欲せば、先づ幕府側の觀察として、弘文院學士林春齋が、左の如く語りたるを知らねばならぬ。

和子入内

本朝人皇百八代（幕府御系圖には百六代とある）後陽成院の御宇、慶長五年庚子東照大神君、武威を以て、日域を一統し玉ひしより、朝廷も依頼ましくて、公家武家共に繁昌し玉ふ。同十六年辛亥後陽成院讓位ましくて、貞仁（政仁）親王即位し給ふ。御母は近衛殿の娘、中和門院也。兼ては中山腹第一の皇子を春宮にと思召けれども、大神君御はからひにて、一宮は仁和寺へ御入室ありて二宮御即位ありけるとなん。元和三年丁巳八月廿六日後陽成院崩御。其後台徳院（將軍秀忠）の御娘和子、女御の御宣旨を蒙て、江戸より入洛し玉ふ。酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝供奉して上洛、幾程もなく中宮に冊かれて、皇子一人、姫宮四人誕生し玉ふ。皇子は三歳にして薨じ給ふ。其後腹々

女帝御即位

に皇子皇女三十人許もましまし、と聞へし。
 寛永三年丙寅台徳院殿、大猷院殿(將軍家光)入洛ましまして、二條城へ行幸あり。公家武家の壯觀、此時より盛なるはなしとぞ。同六年秋、主上俄に御位を第一の皇女に譲り玉ひて、おり居給ふ。此事江戸へ聞へ驚かせ玉ふといへども、重祚の沙汰までに及ばず。翌年八月雅樂頭忠世、大炊頭利勝、兩使として上洛し、九月十三日御即位あり、女帝にて渡らせ玉へば、一條兼退(後昭良と改む)公攝政せらる。同九年壬申正月廿四日、台徳院殿薨御し給ふ。同十一年甲戌大猷院殿上洛し給ふて、御參内、此時御所へも御領を加進せられ、主上は女主にて渡らせ給へば、政務は院の御沙汰あるべしと仰ありけるとなん。

仙洞御遠慮

一條兼退攝政を辭せらる。二條康道公攝政せらる。此人有職の聞え有ければ、女院は武家の謀ひにて渡らせ給へば、仙洞(後水尾上皇)御隨意にましますことのみ有けれども、江戸の聞えを憚り給ひて、御遠慮ありて、さのみ人目に餘

女帝御讓位

るほどの事はなし。所司代板倉周防守重宗、生れ付豪強にて、董宣か風あるに依て、朝廷並に諸公家憚り恐れずと云ふ事なし。
 寛永廿年女主御治世既に十三年に及びければ、御位を下がらせ玉ひて然るべしと、公家武家共に思召に依て、九月下旬江戸より御使として、酒井讃岐守忠勝、松平伊豆守信綱上洛し、十月三日女主御讓位ありて、新院御所へ行幸あり。同廿一日御弟、紹仁親王即位し玉ふ。

家綱將軍宣旨

翌年改元有て正保と號す。同二年四月、勅使菊亭大納言經季、飛鳥井大納言雅宣江戸へ下向し、若君家綱卿直任三權大納言一銀正一位の位記宣旨到來す。五年改元ありて慶安と號す。慶安四年四月廿日、大猷院殿薨御まし、ければ、七月三日家綱卿征夷大將軍の宣旨を蒙らせ玉ひて、勅使菊亭大納言經季江戸へ参向し、八月十八日登城、宣旨を捧げ、内大臣右大將馬寮御監、兩院別當、源氏長者、牛車、兵仗等の宣旨、御三代先例の如く勅授あり。翌年は改元ありて承應と號す。同二年七月勅使下向し、將軍家右大臣に昇進し

板倉重宗
一敵國

給ふ。同三年の夏内裏炎上、主上は一條御所へ移らせ給ふ。一院は是より先、御落飾ありて、圓成法皇と申奉る。此文を讀めば、如何に所司代板倉重宗が、隱然一敵國として、京都を監視したか。判知る。而して朝廷も、公家も、既に家光寛永十一年度の上洛にて、全く氣を吞まれて仕舞つたことが、判知る。後水尾上皇の落飾も、餘儀なき運命に服従し給うた結果であらう。

【二六】 寛永延寶間朝幕の關係 (二)

後光明院
崩御

弘文院學士林春齋の記事は、尙ほ下の如くつゞく。同九月廿日(承應三年)主上抱瘡の御惱ありて、崩御あり、御歳二十二。後光明院と諡し奉る。此帝英敏にて、學問も御志深くおはせしに、誠に最も惜

花町宮御
即位

き御事也。法皇當歳の宮を、御養子にと兼て仰有けれども、餘りに幼なり、渡らせ玉ふに依て、花町宮受禪ましくて當歳の宮、東宮に立玉ふべきに定まり、又花町宮は法皇御愛子也。翌年正月、松平右京大夫頼重御使として上洛、吉良若狹守義冬相添、廿二日花町宮新造の内裏にて御即位あり。後光明院御即位の時、讃岐守從四位下侍從たりしが、從四位上少將に任敘す。伊豆守從四位下諸大夫たりしが侍從に任せらる。當御代將軍宣下の御禮として、酒井河内守忠清、今號雅樂頭上洛し、從四位下侍從たりしが、左少將に任ず。其後右大臣御昇進の御禮として、保科肥後守正之上洛し、正四位下少將たりしが左中將に任ず。加様の例に依て、今度右京大夫從四位下侍從たりしが、從四位上少將に任敘す。若狹守は從四位下少將たるに依て、從四位上に轉じて、任官に及ばず。所司代牧野佐渡守親成五位侍從たりしが、從四位下に敘せらる。其年改元ありて明暦と號す。

所司代牧
野氏等昇

火災頻々

陛下御行

建に御讓

幕府の僧

同三年正月、江戸大火災、翌年正月もまた火災あるに依て、萬治と改元す。同四年正月十五日、新造内裏炎上、法皇、新院、女院御所、其外公家第宅大半炎上。主上は白河に臨幸、法皇、新院、女院は岩倉に御幸有。其後主上は近衛殿に行幸ありて、武家の御はからひととして、皇居院宮を御造營有。四月改元ありて寛文と號す。此帝即位の後、京江戸其外國々々火災止むことなし。殊に伊勢内宮も焼失す。御行跡も不宜様に上下取沙汰しければ、御位退き玉へかしなど申族も多かりけり。

寛文二年洛中、影しく地震、月を踏て、不止ければ、人々皆帝徳の闕たる故なるべしと囂々たり。然るに新造の内裏へは、此帝入御に不及して御讓位然るべからずと、武家にも思召なるにや、吉良若狭守上洛し、内談の事ありて歸府、其後板倉筑後守、松平民部少輔、打續て入洛し、明春讓位受禪、明夏御即位と議定す。

幕府の僧、火災や、地震を以て、天皇の失徳となすに到りては、妄も亦た甚だしからずや。

靈元天皇御即位

法皇に對する世評

然も幕府よりして、勝手に皇位を交替せしむるに至りては、僭越も亦た極まれりと云はねばならぬ。

明れば寛文三年正月、吉良上野介義典御使として上洛す。正月廿一日東宮九歳、新造の内裏へ行啓、同廿四日主上近衛殿の假の御所にて讓位ましめて、廿六日劍璽を東宮へ渡させ給ふ。同日受禪踐祚あり。二條關白光平卿攝政たり。同廿七日内侍所渡御あり、上野介參内、御祝儀の品々を献す。從四位下侍從たりしを、從四位上に轉せらる。先帝をば新院と稱し奉る。今まで新院と稱し奉りし女主をば、本院と稱し奉る。法皇を合て院御所三人まします。

本院(明正天皇)後光明、新院(後西院天皇)當今(靈元天皇)皆是法皇の御子也。四代帝王を御子に持玉ふ事、欽明天皇の外は、例しなき御事也。其御身に於ては、目出たしとや申へき。世の爲政の爲には、妨ある法皇なりと、人々申あへり。

是れ幕府側の意見

此の後水尾上皇に對する批評は、世間一般と云ふよりも、寧ろ幕府側の意見を代表したるものらしく思はる。最後迄後水尾上皇には、幕府も何となく烟たく思ふたのであらう。

御即位に就き幕府使者

初四月下旬御即位あるべきに依て、江戸よりの御使には、出雲國主松平出羽守直政、從四位下侍從を遣さるべきに定りて、折節在國し、兼ては日光供奉の内なりしを改めて、京都への御使に仰付らるべき由、奉書を以て申遣す。大澤兵部大輔基將、從四位下侍從を指添らるべきと仰付らる。吉良、大澤の兩家は、高家たるに依て、代々公家の事を沙汰して、京都へ度々御使に遣はさるゝに依て、祿微にして官位高し。今川、品川、戸田、島山も高家の列なり。

幕使入洛御即位禮畢

尚ほ靈元天皇御即位の事に就ては、左の如く記してゐる。寛文三年三月下旬、御即位、御祝儀の御使出雲侍從源直政、松平出羽守、並大澤侍從藤原基將、兵部大輔御暇賜り、四月上旬江戸を發途す。廿一日出羽守入洛、行艸驚目、洛中洛外貴賤見物を風聞す。廿七日御即位儀式先例

幕使歸東

の如し、朝より晝まで雨天に依て、晩方に大禮行る、由也。廿八日出羽守兵部大輔參内御祝儀を献す。法皇、本院、新院、女院並二條攝政、女御、宮、兩傳奏等さへも御贈物あり。先例に依て紀、尾、水卿以下五萬石以上、使者を以て御祝儀を献す。五月中旬出羽守、兵部大輔御暇を賜り、出京。同月下旬江戸到着。廿六日登城、出羽守於御前禁裏院中の御返事を言上す。兵部大輔も席末に伺候す。肥後守、式部大輔挨拶申す。此度御使の賞として、出羽守に勅授正四位下左少將。本は從四位下侍從、兵部大輔に勅授從四位上右少將。本は從四位下侍從、所司代牧野佐渡守侍從より少將に轉じて、從四位下本の如し云々。然ども三人共に辭退して、江戸の上意に任すべしと御請申し、未拜任。今日兩人退出の後、肥後守式部大輔、三老相談の事ありて、出羽守左少將從四位にて正四位下を辭退せしめ、大澤は右少將ばかりにて、從四位上を辭退し、佐渡守は少將を辭して時宜を然へしとて内談ありて、其趣を言上。上意にも叶ひけるにや、六月三日、出羽守兵部大輔に其趣を申

朝廷只幕
府の鼻息
を仰ぐ

渡す。兩人共御前へ出て、任官位の御禮を申けると聞へ侍る。以上弘文院學士林春齋の所記によりて、如何に幕府對朝廷、江戸對京都の交渉が、此間に行はれてゐたか判知る。固より朝廷に於ては、何事も只だ幕府の鼻息を仰ぎ給ふばかりにて、更らに一事の獨自専行の事あるを見なかつた。但だ此間に於て、異彩を放ち給うたのが、後光明天皇であつた。

【三七】 後光明天皇の踐祚と日光廟宮號の宣下

幕府の上
皇に對す
る猜疑と
監視

林春齋が、後水尾上皇に對して、其御身に於ては、目出度とや申へき。世のため、政の爲めには、妨ある法皇なりと、人々申あへり。〔參照 二六〕と云うたのは、恐らくは幕府側の意見を代表したものであらう。上皇は關東の

上皇の下
情御通曉

措置に御憤激の餘、殆んど面當てとも申す可き、御讓位の當時に比しては、年と與に、御心も和らぎ、關東に對しても、極めて妥協的態度にて在せしかども、然も關東にては、上皇に對する猜疑と、監視との眼を擡ぐを遣れなかつた。如何に上皇が、下情に通じ給うてゐたかは、其の後西院天皇—上皇の第七子—と御發句の際に。

清十郎さけ夏が来てなく子規

御脇 御西院天皇

笠がよく似た短か夜の空とあるを見ても、其の一斑を察す可しだ。如何に仙洞御所にも、世間の消息が能く通うてゐたか判知る。近松、西鶴の徒が、院本、小説の好題目としたるお夏、清十郎の情狀が、上皇と天皇との、御發句の、資材となつてゐるではない乎。

後光明天

こは扱て措き、上皇の多くの皇子中にも、後光明天皇は、特に傑出の御方に

皇の御傑

て在した。天皇は東福門院—源和子—の出ではなかつた。然も秀忠の外孫に
て在したる明正天皇は、女主として既に足掛け十四年も皇位に立ち給へば、
關東に於ても、皇弟紹仁親王に御讓位然る可しとしたのは、固より何の不思議
もない。

即位禮の
鄭重

親王は後水尾上皇の第四子に在して、寛永十年三月十二日降誕あり、寛永二十
年十月三日受禪、同十一月廿一日、十一歳にて位に即かせ給うた。明正天皇
が女主たるが故に、後水尾上皇が専ら政を聽さ給うた如く、後光明天皇も
幼主なるが故に、固より其通りであつたらう。天皇の御生母は、壬生院繼子な
るも、然も東福門院が嫡母で在したから、幕府でも御即位式は、明正天皇の
時と同じく、鄭重に取り扱うた。而して必ずしも、此れと交換的と云う譯で
はないが、攝政二條康道に就て、東照大権現に宮號宣下を内願した。

東照宮號
宣下

此れには朝廷の評議にも、定めて異論あつたことであらうが、長き物には捲か
れよの諺通り、正保二年十一月九日、勅使菊亭前右大將經季來りて、宮號

日光奉幣
使發遣

を賜ふの詔を傳へた。而して同廿五日幕府は、勅使經季に、祿千石を加へて、
二千石とした。如何に將軍家光が之を悦んだことが判知る。而して幕府は、更
らに日光東照宮に向つて、例年奉幣使發遣の事を内請せしが、伊勢神宮さへ、
今は其事絶えたりとの議、朝廷より出でたるを以て。幕府では神宮例幣使再興
と、其の費用は別途に献上す可しとのことにて、正保三年四月、愈よ其の目的
を達した。固より伊勢神宮の方は、全く日光の御附合にて、神宮祭主を幣使と
なして、唯だ名目丈の再興に止まつたが。日光へは四月十七日を以て、奉幣の日
と定めた。

最初の奉
幣使

この日(正保三年四月十七日)日光山には、奉幣使持明院宰相基定卿參宮して、
その式行はる。こは去年宮號宣下ありしにて、今年始て奉幣せられ、この後
は年々に例幣使立らるべしとぞ聞えける。伊勢兩宮も例幣使の事、中絶せし
を、此度より再興せられたり。(徳川實紀)

伊勢は御
附合

伊勢神宮が、日光東照宮の御附合にて、斯る事になつたのを見れば、如何に幕

法皇御親
筆の東照
宮號

亦幕府專
横の憤慨
者あり

一絲の鳥
丸光廣に
與ふる書

府萬能、將軍萬能、徳川氏萬能の世の中であつたかゞ、思ひやらるゝ。併し後水尾上皇が、宸筆もて東照宮號を書き賜はり、若しくは東照宮縁起に宸筆を染め給ひ、若しくは其の奉納の額面三十六歌仙にも、同様に成させられた。唯だ幕府の歡心を繋ぐに、是れ急なるが如き有様であつたとは云へ。京都にては、中心幕府の專横を憤慨する者、皆無ではなかつた。後水尾上皇より信龍を一くしたる、一絲和尚の如きは、其の會下の大居士鳥丸光廣が、將軍家光に招かれ、久しく東都に滞りて還らざるを見て。

夫れ吾が國、復古より已降た、異胃の攘奪に嬰らず、神代の孫胤、系連綿久にして、今に抵るまで長く國祚を鎮す。三國を以て之を較るに、殊に東方海極の域に當ると雖も、其の統御の靈なる、支竺と與に日を同くして語る可らず。中古帝業衰や衰へ、王令行はれず、國家の成敗收めて武威の家に歸す。然り而して吾國、古より禮を貴び、義を重んず、未だ嘗て時を得、勢に乗じて、國祚を僭奪せず。其の高崇瞻仰古代と異なる無し。是を以て上公卿大

夫より、下街童市暨に迨ぶまで、寶祚を尊崇せずと云ふこと無し。況んや閣下は累代の名臣、未だ曾て一日も朝廷を離れず、殊に天眷を荷ふこと高く、百僚に冠たり。而して今權勢に倚賴して、遠く皇畿を離る。是れ人臣の善に非ず、幾んど忠を忘れ、義に違ふ者也。抑も亦た閣下別に馮據有る乎。

〔佛頂國師語錄〕

一絲の志
亦偉なり

光廣は固より幕府に倭する者ではなかつた。然も一般の風氣、固より此の通りであつた。但だ一絲和尚の如きありて、此間に於て未だ頭を低れて關東に向はず、歸然として皇畿の傍に在りて、尊皇奉佛の志を長養した。其志亦た偉なりとせねばならぬ。

第七章 後光明天皇

【三八】 後光明天皇の好學

御在位僅十二年

天皇の御願脱

若し後光明天皇の御代が、長久であつたならば、朝暮の間に、恐らくは何等かの問題が起つたであらう。併し幕府側から云へば、僥倖にも天皇は寶算二十二歳にて、承應三年九月二十日、崩御まじくた。天皇の在位は、足掛け十二年であつたけれども、十一歳の時に即位まじくた事を思へば、其の御在位の大半が、上皇の後見の下に立たせられたことは、勿論だ。

併し天皇は生れながらにして、異彩ある英主であつた。其の御一生の盛徳大業として、擧ぐ可き程の事は無かつたが、然も歴代の天皇の中にも、傑出してゐさせらる。而して天皇は、決して家康の定めたる禁中、及び公家諸法度の中に生死するを、屑とし給はなかつた。天皇の御事に就ては、室鳩巢の鳩巢小説

が、能く盡してゐる。鳩巢は天皇と同時代と云ふ能はざれば、殆んどそれに接近したる時代の人だ。而して其の話題は、恐らくは六代將軍家宣の際、命を奉じて京都に赴いたる、新井白石が齋らし還りて、語りたる所であらうとの説がある。

天皇の御願脱

眼中公家法度無し

常々仰られ候は、吾國朝廷の衰微致し候は、和歌の發興と、源氏物語の行はれ候との二つより起り候。中古以上の天子又は大臣の内にも、天下を治め、禮樂に志有之衆に、誰か歌を數寄申人有之や。況源氏は淫亂の書に相極る旨被仰候て、一向歌は不被爲讀候。源氏伊勢物語の類は、御目通へも出不申候。或時菊亭殿、關東より歸京の節、御冠棚献上有之候。其砌源氏物語の内の書を蒔繪に仕候御手箱を、差添候て上られ候處、大に御氣色を損せられ候て、朕が悪む所の源氏の書を書候こと、御満足に不被思召一の由かへし被下候。菊亭殿一生迷惑に存せられ候よし。とある。果して此通りであれば、家康が和歌國書―主として源氏物語の類―を

御見識

以て、天子の學問としたる主旨とは、全く氷炭相容れぬこととなる。天皇の眼中には、固より斯る諸法度などの、存す可くもなかつた。

新註を以て講ぜしむ

後光明帝、御幼年の時より、御學問を御志深く、其比五山の名ある出家數輩召寄せ、御詩學も被遊候。其故御詠藻今に多く有之候。未御弱冠の比、御見識も定り候か、被仰候は、佛學は面白き物ながら、體は有やうにて用のなき物なり。天子諸侯は別て人民の主なれば、有用の學をすべきもの也。儒學とても漢士古註の説は、親切に不被三思召一候間、向後侍講の衆、程朱の新註を以て講の旨被仰渡候。時の講官二三輩申上られ候は、本朝の古實にて、鄭玄、孔安國が註疏を以て、侍講仕ことに候。新註にて侍講仕候はんは、いかゞ可有之候や、難心得旨、執奏に及ばれ候處。自我作古と申義は辨不申候や。古の賢君にても、善に従がはれ候義に候旨仰下り候。仍之儒輩の衆中を始め、禁庭にて朱子の集註を講候。御相伴數輩有之、何れも皆新註に従はれ候。三條西殿、小倉宰相殿隨一に

自我作古

意林庵御召出

古實慣行一切脱却

て候。易を御聽可被遊旨、勅諭に候へども、講官の衆難成に付、其剋洛中意林庵と申儒者輕き者に候へども、易に通じ候旨、達二觀聞一可被爲召の旨被仰出候。但布衣韋帶の者、無二位官して堂上罷出候義、舊例無之段、議奏有之候處、假に六位の冠服を被製、意林庵へ被下、參内時計著用候て、易を講じ申候。(鳩巢小説)

自我作古は、實に天皇の御志趣を説明して、尤も適當なる言葉だ。天皇は幕府の定めたる禁中法度は勿論、宮中從來の古實慣行にも、一切囚はれ給はず、只だ全く其の自から善とし給ふ所に向つて、直前せられた。若し天皇にして後水尾上皇の如く、八十五歳迄も、生存し給はんには、如何なる事件と、事實とが、出で來る可かりし乎。そは全く史上の謎題である。

後光明天皇の御見識

十五に
て學術の
正邪を辯
へらる

後光明帝御諱紹仁、後水尾帝第四皇子なり。寛永癸酉三月十二日降誕し給ふ。同壬午十一月十五日太子に立給ひ、同癸未九月廿七日御元服、同年十一月三日御受禪、同十一月廿一日帝位に即給ふ。翌年元を正保と改らる。御年十二也。御幼稚より御學問を好ませ給ひ、御年十五にこへ給ひては、學術の正邪のわいたためをしらしめし、純一に聖徳をつとめさせたまへり。聖經を解説するに漢唐の説は粗淺なり。宋の程朱の説こそ理義精明にて、至公至正を盡し、萬世の模範ならむ。自今以後、君臣皆必程朱の説に従ひ、學問を勵むべき旨みことのりありけり。(承應遺事)

【三九】 後光明天皇と朝山意林庵

意林庵の
素性の

後光明天皇は、所謂る我より古を作す御方であつた。月並的の舊習を踏襲して、前人の足跡を辿ることのみを以て、満足し給ふ御方ではなかつた。されば天皇が、布衣の儒者朝山意林庵に進講を命じ給うたことも、決して何の不思議

意林庵の
人物

進講の次

はない。併し朝山意林庵は、素性の分らぬ者ではなかつた。彼は實に信長時代に於ける、勤王の徒にして、皇室に縁故淺からざりし朝山日乗の孫であつた。
〔參照 織田氏時代中篇、五三〕日乗の子が朝山久綱にて、九條家の諸大夫となり、久綱の二男が即ち意林庵にて、幼名は藤丸、僧となりて素心と稱し、後儒に歸して意林庵と號した。
彼は慶長十五年豊前小倉に赴き、細川忠利に仕ること三年、十八年京都に還り、十九年朝鮮の儒者李文長なる朱子學者入洛したれば、それに就て學び、自から親王攝録諸家の命を承けて、四書六經を講じた。寛永七年駿河に赴き、徳川忠長に仕へたが、其言の聽かれざるが爲めに、翌年母の疾に託し、仕を致して歸京した。而して同十一年から細川忠利、其子光尚より引き續き、彼が賄料として、毎年米五百石を給したと云ふ。(歴史と人物、系圖、墓碑)
斯る次第であれば、彼は尋常一様、經を横へ講を賣るの一寒儒ではなかつた。彼が如何なる事情の下に、進講の榮に預つたかは、彼が進講の翌日、細川氏に

仕へたる、其弟齋助景吉に與へたる書簡が、能く之を語りて居る。

猶々おのへ殿へ、此文の通、具御物語候而可給候。假名に書候へば長候間頼申候。

一度御辭退

一筆令啓候。然我等事二月二日(承應二年)依勅令一參内候。其様子次第。舊冬關白殿(近衛尙嗣)前攝政(二條康道)殿へ被仰出候は、内々意林庵被召出度思召候由也。如何様院之御所(後水尾上皇)様へ被仰御談合可被遊候之由、御沙汰之間、其心得仕候へと御内意也。我等申上候は、第一不才に御座候上、學文も御用などに立申候程は不仕、其上老忘仕候間、重而御參内之刻、右之通可然様に御取成奉頼候。由申上候。重而二條殿(康道)より御使に、仙洞(後水尾上皇)へも、御相談被遊候間、辭退之通り被仰上候へ共、足而申上候事、却而如何敷と思召候。先參内仕、草臥申候者、其時御理申上候事は、二條様御請取被成候。來春に成勅使も被下候は、速參内仕候へと被仰聞候。其時我等申上

強ひて參内を勸め

參内を承引す

參内して中庸を講す

候は、おもてむきか、勅使などにては、是非共申上候事罷成申間敷候。參内仕にて可有御座候。御内々に被仰上成事に候は、右之通頼上げ申候と、御返答申。當年正月十四日に、小倉中將殿被下、色々御尋之事共御座候つるに、兎角官祿共に望無御座候。勅諭之、忝次第身に餘申候へ共、猶々我等分際に過申たる事共に候間、其段被仰上被下候へと申入候へば、如何様其通可申上とて御歸候。さて二月朔日、二條殿迄被仰出、明日二日に參内仕候へ、吉日にて候間、即中庸をよみ申候へと被仰、參内首尾能仕、中庸よみ申候。一、法橋法眼などは、醫者も成事にて候へば、公家入道衆なみに昇殿仕候へと勅諭にて、公家入道に成參内申候事。一、參内の日御引廻にて被召連一候は、前攝政殿(二條康道)左大臣殿(康道の子二條光平)御同道には、關白殿(近衛尙嗣)も御參。是は我等御同道にては無レ之候。二條殿御同道にて候。

講釋の時
の状況

細川殿へ
御耳立

近世日本國民史

一六〇

一 御肝煎衆は山本宰相殿、伏原三位殿、小倉中將殿、
 一 講釋之時は、御前には關白殿、左大臣殿、前攝政殿、其末座に我等。其
 次の間に公卿殿上人二十人餘、晴辰事可有二推量一候。
 一 此段六丸(細川綱利)殿へ被立ニ御耳一可然候。歟。旗本衆、他家の人々に
 は御物語必無用に有候。爰元方不被仰入一已前には無用に有候。定而
 行一可被仰入一候。
 一 熊本方少御合力參候。此度上ケ可申候へ共、急に御座候間、時分
 を以可申候。内々に從去年一上げ可申存候へ共、其方被止候故、先
 延引申候。今更急々には如何に候。間、可有二時分一候。此段澤村宇右衛
 門殿へは御申口候而可給候。不宣。

二月三日

北の白川入道

素心(花押)

朝山齋助殿

意林庵の
感激

此にて一切の事情が判明する。後光明天皇は、意林庵進講に就ては、預じめ
 後水尾上皇と御相談あらせられ、其の御同意を経て、而して後御下命あらせら
 れた。當時意林庵は六十五歳にて、實に二條家より道服を借用して、二條康道
 に伴はれて参入したのだ。如何に彼が自から老耄を以て、辭退したるに拘らず、
 進講の榮に感激したかは、前書中に於て、十二分に看取せらるゝ。而して其の
 猶々書きに、おのへ殿とあるは、彼の姉にて、細川氏の臣、和久田某に嫁した
 るもの。意林庵自から假名書の長文を草するの煩を避け、弟をして姉に其の
 顛末を傳へしめたのだ。亦た以て如何に彼が其の光榮を、同胞に願たんとした
 る、心意氣が判知る。

【三〇】 後光明天皇の御人格

意林庵の周易進講

伏原賢忠より易學傳授

他を感化する徳量

意林庵の自から語りたる如く、最初の進講は中庸であつた。而して承應二年四月二十二日より、又た周易の進講が始つた。されば鳩巢小説の所記も、(參照 二八、大體に於て確實と云はねばならぬ。然も後光明天皇は、その以前に、即ち四月二日より四日に亘りて、伏原賢忠から易學の御傳授があつた。(延重日記)此れは伏原家が明經の家元なるが爲めに、意林庵に周易進講を命ぜらるゝに際し、豫じめ之に渡りを付け給うたこと、察せらるゝ。如何に後光明天皇が、二十一歳の壯麗に在しつゝも、其の御用意の周到であつたかど、思ひやらるゝ。後光明天皇の御人格に付ては、左記の一節、能く之を證明してゐる。

一 總て御人となり、常人の御様子にては無之候。御前へさへ罷出候へば、其の感服仕候。たとへ佛法並歌など御嫌ひ被遊候。且又程朱の學を御崇敬の義、別て堂上にて珍敷事に、人々被申台。老成の衆は殊に不

御見識

可然こととて、心服不仕候。夫故舊例古實を引て、諫言も可申上。と心掛て被罷出一衆中も、御前にては透と申出候ことをも、自然に打忘、勅、詔の趣を只管に感心仕候て、退さ申され候。大に人の感化仕候。處有之、御徳容の由に候。(鳩巢小説)

如何にも英邁の御氣象以外に、他を感化心服遊ばさるゝ御徳量が、兼ね備はりたる趣きが、現はれてゐる。

而して其の御見識に就ては、左の件々能く之を證明してゐる。

一 程朱の學に專御志深く候て、仰られ候は、吾國にて、近世儒發向誰彼と名有もの多く候へども、程朱の學を取立候は、妙壽院惺窩が力に相極候。左候へば其功を可稱義に思召候間、惺窩文集に御製の序可被加之旨にて、則御撰述被遊、文集に添られ、御文庫に編まり申候。(同上)

後光明天皇が程朱學首唱者として、特に惺窩の功を認め給うたのは、卓見と申さねばならぬ。

服装に關する御見

近世日本國民史

一六四

一 天下武家の制法に相成候上は、不_レ及_二是非_一こと、雖も、衣服の制餘りに見苦しきことに候。天下の萬國、夥しき中に、何れの夷狄にか、袖袂のなき衣服着用の制有_レ之や。吾國の麻上下と云物は、無_レ袖候_一着用仕候事、至て憎むべき義に思召候。衣服の事は、武士とても昔へ歸り候やうに、近日關東へ御下知あるべしと被_二仰出_一候内に、御痘瘡にて、終に崩御にて御座候。(同上)

此れは衣服の制に就ての事だ。

一 都に聖廟の斷絶仕候義は、近代の事に候。聖廟さへ有_レ之候へば、大學寮も相添へ申義に候。何より急切の事に思召候旨、此義は關東へ被_二仰遣_一一段々御用意有_レ之。近々御造營の筈に候處、是以御痘瘡にて相止申候。(同上)

是等は單に天皇の御見識の片鱗に過ぎぬ。然も當時上に後光明あり、下に徳川光圀ありとも申す可き歟。光圀は寛永五年の生れなれば、天皇よりも五歳の

京に聖廟を起さん

上に御光圀下に御光

強て御藥

御毒弑か

年長者だ。但だ光圀は、寛文元年三十四歳にして、始めて家督を継ぎ、それ迄は父頼房ありて、隨意専行を得ず。後光明天皇に於かせられても、後水尾上皇御後見の下にあらせられたれば、固より御同様であらせられたであらう。然も天皇の御性行は、關東に深甚の衝動を興へたに相違ない。

右の御様子(學校の事、衣服の制等の事)密々關東へ相聞へ、御沙汰宜しからず。其上御三家様(紀、尾、水)の内へ、潜に御通路の所も有_レ之由。御指指御大切に被_レ爲_レ入の旨、披露有_レ之候處、關東より醫師參上仕、天脈を奉_レ伺、則御藥を差上候。其御藥かたく被_二召上_一まじき由、數度勅諭候へども、時の所司代土井大炊頭のよし強て被_二召上_一可_レ然の旨、執奏有_レ之候。被_二召上_一候處、間もなく崩御被_レ遊、宮中貴賤歎悲候事、不二大形一候。(同上)此れは婉辭であるが、其の深意は言外に存すると、掩ふ可からざるものがある。即ち極めて手短かに云へば、幕府は天皇の英武を憚りて、之を毒弑したと云ふことだ。

流言世
を支配す

鳩巢は本来、安全第一の學者だ。其の所説は恒に中正、穩安を旨としてゐる。特に彼は幕府に出仕したる官儒である。されば彼に幕府を諷諷するの心なきは明白だ。然も其の所説此の如しとせば、如何に斯る風説、流言が、當時を支配したかゞ、想ひやらるゝではない乎。

【三一】 後光明天皇の躬行實踐

驚くべき
御卓識

和歌にも
御通曉

後光明天皇が非凡の御方にて在せしことは、當時に隠れなきことであつた。其の家康が天子の學問として、特に定め置きたる和歌や、源語の範圍を跳脱して、自から帝王の眞學問を事とし給うたるが如き、御境遇と御年齢の割合から稽ふれば、實に驚く可き御卓識と云はねばなるまい。然も亦た和歌の道などにも、能く通曉し給うたことは、左の逸話にても、之を

一夜に百
首

知り得らるゝ。或時後水尾上皇へ朝觀の行幸有之候。御酒宴の上、上皇仰られ候は、和國の風俗をも御失ひ無之様に、御心得なされ、和歌をも御翫可然旨宣旨の處。例の通中興以上の天子大臣等、天下國家に志有之候ては、歌を詠候はまれに候。由勅答有之候。上皇は近代の和歌の御名匠故、再三仰られ候て、後は御座席不興にまかり成、還幸遊ばされ候。諸夜の御殿へ被爲入候時分、當番の誰か有る、百首の歌の題奉れと被仰出候。折節冷泉家の衆當番にて、和歌百首題擇出候て上られ候。其夜御寝不レ被遊、翌朝までに百首不レ殘御詠じ被遊、藏人を以仙洞へ上られ、未御寝不レ被遊條、御近習人へ渡候て、夜前ケ様に仕候趣可ニ申上旨、仰出され候。上皇御覽なされ、ケ様に有之とは不レ被思召よし仰られ候て、御氣色の由に候。(鳩巢小説)或は此れは誤聞なる可し、事實は左の如くならんと云ふ説もある。

供御召さ
る、間の
十首和酌

俊敏頭發

躬行實踐
の御志

或時後水尾院宮中へ御幸あり、御學文御詩作の事は、御聞及び遊ばされたり。和歌の事はさまで御沙汰なし。是も我國の道なり、遊ばせと思召すなりとて、十首の歌を御持參にて進せられしを、御覽ありしが、供御など參らせらる、間に、十首の御歌の和酌を殘らず遊ばして、觀覽に供へられしかば、後水尾院にも、觀感不淺、これにては歌を遊ばさずともと仰せられし由。(桃記)

此れは近衛豫樂院一家熙一の談話を、山科道安が筆記したるもの。何れにしても後光明天皇が、如何に俊敏、穎發にて在せしかを知るに足る。如何に後光明天皇が、聖賢の學を躬行實踐せんとの、御志の堅確であつたかは、左記の逸話、之を證して餘りありだ。

程子の語に、自性偏所難克、克將去と有之を御甘心候て、常に此所に御工夫を御用ひ被遊候。御天性雷を御嫌ひ被遊候。是も性偏のよし被仰候て、或時雷頗る鳴わたり候處、御簾の端へ御出座被遊、鳴酒候。天下、天に對御靜座なされ候へば、御顔色も變じ不申、何れも驚さ申候。其時分

玉に取の
御飲酒

徳大寺殿
の御諫言

御遊鱗

より透と雷御嫌ひ止申候。(鳩集小説)

此れは人口に膾炙したる話にして、實に天皇の御氣象が思ひやらる、。平生御酒を御好み被遊候。山分、劇飲にも及ばれ候。諸卿の内忠節を被有候。衆中は、ひそかに氣の毒に存られ、玉瑕とは此事にて可有之候。誰か可然宿老衆諫言も被奉候。半と甲合候。此時宵の間御酒宴は、じまり、例之通御大酒に可及御様子に候處、徳大寺殿被罷出、御平生御酒御好み被遊候。上、又時として御大酒にも及ばれ候。事、第一御養生の爲に不可然候。殊に程朱の學も御志深く御座被成候。には、近頃御似合不被遊御事のよし被三申上、常々何れも此段申合候。義に御座候と、急度被三申上候處。大いに天氣を損じ、推參成事を申ものかな、打切てくれ申さうと勅。諛候處、徳大寺殿從容として被三申上候は、神武天皇以來、天子の御自身大臣たるものを、御手打に被成候。事、承り不及候得共、乍恐諫言をさへ御用ひ被遊候は、誠に以本望に候。旨被三申上候。傍輩の

遊御後

衆先徳大寺殿御次に退け申候。主上は御剣を御さげながら入御被遊候。尤御宴も止み申候。何れも徳大寺殿へ被申候は、御忠節は感入候得共、時節あしく、逆鱗も甚敷罷成、近頃御不興に存候旨被申候得ば、某は左様に不有候。今夜の御酒宴も御大酒に可被及と存候處、不興には候得共、御宴も止み申所責ての本望に候と被申候て、宿所へ被歸候。翌朝主上常の御座へ坐御被成、小倉宰相とやらん御近習の方被仰候は、昨夜徳大寺へは近頃の過言を被仰、御無禮かたぐ御後悔被遊候。今朝迄御寝も不遊候。徳大寺は最早出仕は致すまじ旨、勅諭有之處、徳大寺は疾くより出仕、天氣を伺罷在候旨、申上奉り候得ば、思召の外にて、右候は徳大寺へ可申聞候。昨夜の御過言御はづかしく思召候。最早徳大寺へは御逢も難被成候。但し徳大寺さへ罷出候は、御直に被仰波儀有之旨被仰出候。徳大寺被承候て落涙のみにて、兎角の御請無之候。重ねて罷出候にこの事にて、御前え伺公有之候處、昨夜の

我が皇家の御特質

諫言尤の至りに思召候。但し御過言の御誤り御恥ケ敷被思召候。御人酒の事、以來すきと御止め可被遊候。昨夜の御剣は、則晝の御剣にて候。唯今徳大寺へ被下よしにて、御直に被下候。今以て徳大寺殿に、其御剣有之よし、此義も雷鳴同事に、すきと御過酒御止被遊候。よし。(同上)之を一讀すれば、何となく我が明治天皇の御壯時の御模様が、聯想せらる。我が皇家の御血脈には、實に争ふ可からざる御特質が、儼存してゐる。

「三三」 後光明天皇の崩御

意外の衝動 後光明天皇の崩御は、如何にも急激で、突發で、意外であつて、當時の人心に、異常の衝動を與へた。その結果として、幕府の毒弑説が流布せられたのであらう。乃ち鳩巢小説の所記(參照 三〇)の如きも、其の一例である。併し事實

毒秋説の

は決して此の如きではなかつた。
抑も御病 症は痘瘡にて、承應三年九月十四日より御發病あらせられ、其の十日夜半より御危篤に相成り、翌二十日の未明に、崩御あらせられた。而して御病氣の報が、關東に聞えたのは、或は十九日と云ひ、或は二十日と云ふ。何れにしても御危篤、若しくは崩御の後に聞えたのだ。
廿日。この程主上痘瘡なやませ給ふ聞えあれば、明日公卿饗宴の猿樂を廢せらる。

廿一日。この日、高家大澤兵部ヲ輔基將は、主上御発病の御けしき伺ふべき旨命せられ、上洛の暇給はる。武田道安法印信良をも遣はさる。(徳川實紀)
とある。されば幕府より差遣の醫師は、事實に於て、既に崩御の一日後に、命せられたのだ。

風説亦偶然ならず

されば毒秋説の取るに足らざるは、改めて辯ずる迄もない。されど斯る風説の生じたのも、決して偶然ではなかつた。そは後光明天皇の御英武に在しく、

天皇尙武板倉の諱を背かず

たることに就て、幕府が何となく嫌たく思ふたのは、必然の事であるからだ。
天皇は素より大志を懷き給ひ、甚だ擊劍を嗜み給ふた。所司代板倉重宗、傳奏に就て奏して曰く、征夷府をして之を聞かしむれば、必らず喜ばざる也。
陛下苟も之を止むる莫くんば、則ち臣將さに肚を屠りて地に入らんとす。
天皇默して應へ給はず。屢ば諫むるに及んで、然して後勅して云はく、朕未だ武人の割腹を睹ず、宜しく壇を南殿に築きて自盡せしむべしと。重宗慚謝し、事稍く解くを得たり。征夷府聞者、咸な懾服す。(尙書雜談)
此れも或は風説であらう。併し果して風説とするも、陛下英武の御氣象から、附會し來りたる説である。火の無き所に烟は立たぬ。斯る風説を生ずるに至つたのも、決して偶然でない。而して斯る風説あつた上は、毒秋の風説も、殆んど餘儀なき結果であらう。

亦餘儀なき風説

異徴十條

後光明天皇の崩御に際し、其の青春の侍臣清原忠實一時に歳十八、九月上旬に余符せらる。一は、十箇條の異徴を録してゐる。即ち將軍塚鳴動とか、南都

騎龍昇天
の御夢

春日社鳴動雷の如しとかの類である。而して其の序言に曰く、
 承應 甲午一三年の夏、帝曉床に於て夢みるあり、赤龍南殿の階に下る、
 帝上騎して天に至る。時に西園寺右僕射 實晴公 側に在り、諫めて曰く、止
 危哉、危哉。明日帝實を以て侍臣に告ぐ。此時帝不豫の色あり。侍臣曰
 く、帝憂ふる莫れ、夫れ夢實と爲すに足らず。帝曰く、昔は黃帝鼎を荆山
 の下に鑄る、既に成りて龍より胡髯を垂れ、下りて黃帝を迎へて上騎せしむ。
 群臣 後宮龍に従ふて上る者七十餘人、小臣上るを得ず、乃ち悉く龍髯を持
 す。事は漢郊祀志に見ゆ。是に由りて之を觀れば、朕が心に於て懾々焉たるものあ
 りと。諸臣口を箝む。而して氣息續かず、五月に過ぎずして、九月二十日崩
 じ給ふ。(風俗集)

と。而して此事は、宣順卿記承應三年九月廿二日の條に、
 舊主(後光明天皇)去正月、去七月兩度令乘龍、雲中に入給之由、御夢に有
 御覽一由、伏原三位(賢忠)に刺語云々。

朝山素心
の判斷

とある。又た槐記には、左の意味合の記事がある。
 近衛家熙公、山科道安に語りて曰く、愛宕通福卿云ふ、帝上龍昇天の夢あり
 て、朝山素心に御物語あり。素心是は目出度き御瑞夢、天下思召のま、なる
 べき前表なるべしと答ければ、さればと許にて、御笑あそばしけるが、其時
 御製の詩あり。御附世の御心持なり。それより五月ばかりにて、御抱瘡を以
 て、崩御まししとたり。

世上皆な
御早世を
惜む

何れも同一事實を傳へたのだ。
 後光 明天皇の崩御は、實に當時に多大の衝動を與へたに相違ない。而して誰
 れしも其の御早世を、惜まぬものはなかつた。別けて父君後水尾上皇は、左の
 如き傷心の和歌をものし給うた。

後光 明院崩御の御ときに、壬生院(天皇の生母)へつかはされし、
 をりをりに、思ひいづれば草も木も、見るに涙のたねならぬかは。

と。惟ふに御光 明天皇は、必ずしも現狀打破の、御企謀あつたのではあるま

皇權振盪
一頓挫

い。併し少くとも其の種子は、天皇の御胸奥に潜在したるに相違あるまい。天皇の崩御は、皇權の振起に、一頓挫を來たしたに相違あるまい。

納屋八兵衛の忠誠

八兵衛の
慨嘆

八兵衛
泣

天皇の御
徳容

大行の御時火化せらるゝと聞えければ、御まなの御用を承れる納屋八兵衛といふもの深くなげき、聖人の道に御志厚くおぼしませしに、其道にもとりて玉體を火化し奉らんは、いかで敬慮にかなはん。これ非禮非忠の至り、われ骨を粉にし、身を碎ても此事止ばやとて、仙洞御所、女院御所をはじめ、宮攝家並に朝儀にあつかり給ふ家々に参りて、今至尊の玉體を火化せらるゝと聞ゆるは、御存在の敬慮にたかひ、御神靈の降旨にそむけり。きはめて火化はやめさせ給へと號泣して申けり。仙洞の御聞に達し火化の議をやめさせ給ひけり。誠に八兵衛が忠誠天に通じけん、天に口なく八兵衛をしていばしむと人みないひあへり。上に聖人の道を尊べるなるべし。恒の御徳容温恭にして威嚴の風致あらせ給ひ、龍顏を拜し奉る人ことに敬仰し奉りけり。聖賢の道を尊び給ひ、異端邪説をしりぞけ給ひ、諸事樸實簡易を本とし、舊弊を除かせらるゝを舊弊に染くあやしみおもふもありけるに、道理あきらけき仰を承りては、かたておもふ疑惑も氷釋し、感服しさふらひけり。誠に天縱の聖徳、寛仁明容の天稟にてましくけり。天これに御壽をかし奉らば、聖徳いよくめでたかるべきをと人みな申けり。(承應遺事)

第八章 綱吉と朝廷との關係

【三三】 後水尾上皇と靈元上皇

朝幕間の
不圓滑

板倉重宗
歸東を敢
てせず

後水尾上皇の晩年には、幕府も修學院山莊などを設け、春秋の御臨幸をも在らせられた。然も上皇は、不世出の潤達なる御方なり。幕府は御讓位以來、恒に警戒する所あり、其間の自然に圓滑を缺いたのも、決して偶然ではあるまい。板倉周防守殿、重宗京都所司代の時、高木伊勢守殿、仙洞様(後水尾上皇)附にて在京、其時分周防守どの、江戸へ参られ候はで不叶儀有之候へども、一向其沙汰無之に付、伊勢守どの如何の義にて、關東へ御越無之やの旨申され候へば、防州どの左様存候へども、此間には仙洞様の御氣隨出申に付、手前あり合不申候ては無心元一故、延引いたす旨申され候へば、伊勢守どの申され候は、其義に候はゞ、御氣遣なく御越し候へ、跡の義は私し請取申由被申候

へば。周防守との夫なれば安堵いたし候、追付罷越へきとて、翌日發足江戸へ下向に候。

仙洞殿内御願禮御發意

仙洞様仰出され候は、近々五畿内の靈佛靈社へ御願禮なさるべき旨に付、伊勢守御請に、一應江戸へ相伺不申候では、罷なり申間じ候。その間御待なさるべき旨申上候處。重て其義に不及候、仙洞様御願禮遊ばされ候に、何の申分可有之哉。斯様仰出され候上は、御出被遊候は、不_レ被_レ爲_レ叶との旨、急度仰出され、逆鱗の處。重て伊勢守左候は、御勝手次第可_レ被_レ遊候。私義は關東の御恩を蒙り候者に御座候へば、被_レ仰渡_レを相守不_レ申候では不_レ罷成_レ候。此上は御幸の道を遮り可_レ申候。扨て御通り被_レ遊候は、恐入候へども、鳳輦に向ひ奉り、一矢仕るべく候。左候は、忽ち天命に盡き、眼もつぶれ可_レ申候。其段は關東への奉公と奉_レ存候。私義も與力同心差添られ候へば、容易には御通り被_レ遊がたく可有_レ之哉の旨、申上られ候へば、其後仙洞様御幸は相止み申候。(朝野小説)

高木伊勢の遮止

行動御不自由

修學院修宮

抑も將軍が隨意に行動するに、天皇若しくは上皇が、五畿内御願禮不可能とは、如何にも窮屈千萬の事である。然も事實は、仙洞御所と御所との御往來さへも、容易でなかつた。

されば幕府が、後水尾上皇の爲めに、修學院の離宮を營み、其の春花秋月の御遊賞に供したるは、幕府としては、如何にも寛大の沙汰と云はねばなるまい。而して此の御遊賞は、靈元上皇の時に於ても、行はれたる事は、上皇宸筆の元陵御記に就て、知る可きであらう。

靈元上皇

靈元上皇は、後水尾上皇第十六皇子に在して、御兄君たる御光明天皇に比すれば、溫柔和謙の御方であつたと聞えてゐる。然も上皇の下御靈社に納め給うた、祈願御文を讀めば、實に驚心、駭魄せざらんとするも能はずである。

祈願事

一 當年別而無病息災に、怪我急病不慮之災難等無_レ之、年中安穩にて、所願成就之御加護偏奉_レ馮_レ事。

下御靈社祈願御文

第八章 三三 後水尾上皇と靈元上皇

一 朝廷之儀、年々次第に逐日暗然、歎歎無限。是併私曲邪佞之惡臣、執政既重三代、己志之故也。即以神慮正直之威力、早被退御邪臣等、可下守朝廷復古之儀、給上事。

一 大樹重朝家之心、猶增加深切、早被退邪臣之謀計、叨可有沙汰事。

(以上宸筆より謄寫)

願文與書

而して此の願文に、左の如き與書がある。

右者靈元院法皇、密密所被祈于下御靈社之御宸筆之御願文也。其砌則返上丁之處、後年至被祭天中柱皇神之時、又被納之當社、仍加輔以藏秘於社庫也。

時 享保癸丑(十八年)初春吉日

此れは神官の與書だ。

聞く靈元上皇は、密かに此の願文を捧げ給うたから、後に神官共之を拜見し、其の文句の尋常ならざるに驚き、之を返上したるに。爾後天中柱神を祭り給

證方なく
神庫に秘

朝廷式微
御慨嘆

ふの際、再び密かに此の願文を留め置き給ひしにより、今は證方なく之を標裝して、神庫に秘藏するに至つたと云ふ。

著者は大正四年十一月、今上天皇即位御大典中、京都に於て親しく之を拜觀した。抑も私曲邪佞の惡臣、政を執り、既に三代を重ねて、己れが志を恣にすとは、誰を斥し給ふのである乎。そは容易に揣摩し難きも、朝廷の式微を慨嘆し、幕府に向つて計文し給ひし御心の程は、容易に察し得らる。惟ふに此れは享保年代、八代將軍吉宗の時代であらうが、然も其前に遡りて見れば、其の朝幕不圓滑の程度は、寧ろ加はつてゐる様に思はる。

【三四】 東山天皇立坊の次第

綱吉の勤
王心

綱吉の勤王心は、之を家康以下の諸將軍に比して、優るあるも劣る所はなかつ

朝廷第四宮の立坊を欲す

幕府第一宮を立て

た。彼は其の一身の素行に就ては、極めて非議す可きもの多かつたが、然も彼の主義は忠孝第一であつて、其の生母桂昌院に孝順であつたことは勿論、朝廷に對しても、恭順であつた。而して彼が京都方面に好意を持つたのは、彼の生母桂昌院が、京都出身であつた爲めでもあり、(參照 一四)又た彼の御臺所信姬が、鷹司關白房輔の女にして、靈元天皇の中宮とは、連枝にてあり。彼の京都に於ける縁故は、決して尋常一様でなかつた爲めであらう。

然るに靈元天皇には、第一、第二、第三、第四の皇子出來せしも、何れも中宮の所生でなさを以て、今は其中より皇太子を選び給ふことゝなつた。順序よりすれば、第一宮の立坊が當然であるが、中宮の思召にて、第四宮を立て給ふ可き旨、延寶六年三月、年頭の勅使、東下の折を以て、幕府に御内意を沙汰せられた。

然るに幕府は、敢て觀慮に反する譯ではないが、成る可くは第一の宮の立坊が然る可しと奏した。其の理由は、此際至尊よりして、長幼の順序を改め給ふに

朝廷再御内旨

第四宮立坊一宮入寺内定

於ては、其の影響は下に及び、不測の禍を生ずるに至らん。第一の宮が日食の日に降誕せられたが爲めに、立坊然る可からずとの儀は、果して先例ある乎。若し中宮にして、此日に御産の紐を解き給はば、それにて立坊させ給はぬである可き乎。何は兎もあれ第一の宮こそ、然る可けれど答申した。此れは幕府自身に於ても、將軍の職位繼紹問題に、大關係あるから、熟慮の上、婉辭もて、斯く復奏したのであらう。此を以て此の問題は、當分その儘となつた。

然るに家綱既に逝き、綱吉之に代り、其の朝廷及び京都との關係、上記の如き次第なるを以て、朝廷には天和元年三月、年頭勅使東下の際、重ねて御内旨を下し、皇子は何れも庶腹にて在せば、同くは御器量の方の立坊然る可く、それには第四の宮が、思召に叶ふ旨を傳へしめ給うた。

幕府は御尤の次第であるとして、之を翼賛し、此に於て第四宮朝仁親王が、御立坊と内定せられた。而して第一宮をば、大覺寺門主性眞法親王(靈元天皇の皇兄)より、皇子一人御門弟にとの願ひありしを、好機として、それに充てら

一宮生母の不承

る可き旨、小倉實起の許に仰せ下された。第一宮の生母は、中納言典侍とて、小倉實起の女である。小倉は關東にて一宮立坊の儀を復申したるを聞き、中心欣喜してゐたるに、今や大覺寺入寺の御沙汰に接し、意外の感をなし。一の宮參内の議を、辭を設けて遷延又た遷延したれば。朝廷よりして、傳奏を以て、當時の所司代戸田越前守忠昌に向ひ、關東に此事を報告し、速に小倉に對し、嚴重の處分を爲す可しと命じ給うた。戸田は此議に就ては、關東に伺ふに及ばず、某一存にて如何にも申付べく、只だ速に一宮の御參内、御催告ありて、然る可しとの答申をした。

一宮參内の催告

此に於て小倉實起の名代として、其の親族中園前參議季定を宮中に召させられ。議奏高倉大納言永敦を以て、實起が勅諭違背の罪を正し、取り敢へず謹愼を申し付けられ。即日一の宮の參内御迎として、永敦其他公卿殿上人數名を派遣せられ、加ふるに所司代戸田忠昌の命として、禁裡付の與力同心若干を差し副へ

小倉實起等の處罰

られたれば、實起は恐懼措く所を知らず、直ちに其命を奉じた。而して天和元年十一月二十一日、小倉實起は、其子前參議公連、次男竹淵刑部大輔公種と共に、佐波に流竄せられた。實起は四年の後、貞享元年甲子三月十八日病死し、公連は同年九月二十三日病死し、而して季伴(後に公種)は十二年を経て、元祿八年乙亥五月十二日、赦に逢うて歸洛した。

一宮御附の悲嘆

一宮入寺に就ては、左の如き記事がある。大覺寺へ御入寺被遊候一の宮は、小倉大納言殿女の産奉りたる御由緒を以て、大納言殿預り奉り居候處、御十一歳の時、大覺寺へ御入寺あるべしと、御所より御迎の人々、大納言殿方へ被參候處に。大納言殿を始め、御乳母人以下御附の女房達まで御果報拙く生れさせ給ひたれば、一の宮にておはし乍ら、御出家を遂げさせ給ふいたまはしと、歎き悲しみ。宮も此歎きを見せなはしてか、麻呂はいつまでも期てこそあるべきぞ、外へは得參るまじとむづからせ給ふを見て、御迎への人々思はず落涙せしと。さていつまで斯て御

一宮御悲嘆

座候へき、とくくと勸め奉り候へども、とかく御座を立たせ給はざりしかば、やがて抱き奉りて御輿に乗せ奉りしに、猶も得參らじとて、御座敷の御椽の障子に、ひしと取付むづからせ給ひしを、人々つとよりにて、心強くも御手を取離し、やうくにして御輿へ入れ奉りしが、道すがらもむづからせ給へば、御供の人々も涙に咽ばれ候。(京官手翰)

此の一宮が、即ち他日の勸修寺濟深法親王である。

一宮御出家

關東某家
人の物語
世淺ましき

此立太子の御時、勸使關東へ參向有しに、其人に親しき關東の御家人詣で物語せしに、今度立太子の御事にて御下向の山路次の御疲勞察入候。さて此度の御使こそうたてしき御事なり。抑天下の大體と申事を、何れも御存知なき故に關東を始天下にて、朝廷へ歸し參らざる様をこそ知し召れわ。某承り傳ふるに、一の宮には御障子に取付給ひて御敷ありしを、其御手を引放て引立參らせて、御出家を成させ申、今の太子を立させ給ふ由驚き恐入てこそ候へ、天子の第一の宮にてわたらせ給ふを、かくあけなく引立參らせ、御心にも染まぬ御出家成させ奉りて苦しからぬ御事に侍らば、今一階押のばせて、かゝる振舞致しても苦しがるまじき歎と存すれば、さて淺ましき世には成下り候と、涙にむせびて申されし程に、勸使も兎角の返答に及ばざりしとぞ。(神書)

【三五】綱吉の勤王

漢然孔子
の道に立
脚
大嘗會再
興
洵に愛度
限り

綱吉の勤王は、光圀の勤王とは同一視す可きではない。即ち綱吉の勤王は、光圀程に徹底したものでなく、光圀程に史學的研究と、宗教的熱信とを以て、組織して立てたるものではない。併し彼は漢然ながらも、孔子の道たる忠と孝とを主要とし、其の忠の對象を、朝廷に措くを閑却しなかつた。されば綱吉が、曾て立坊に翼賛したる、靈元天皇第四宮朝仁親王の、貞享四年四月二十八日御即位に際して、大嘗會を再興した。抑も此の大嘗會は、御一代只だ一回の盛儀なるも、足利氏時代後土御門天皇文

京賀茂祭
再興

正以來、絶えて行はれず。四代將軍家綱の時に至りて、漸く神宮例幣を再興し、新嘗祭の形式のみを行はれたが、今や小規模ではあつたが、兎も角も大嘗會の再興は、朝廷に取りて、洵に要度限りと云はねばならぬ。然も綱吉の勤王の事業は、此の一事に止まらなかつた。彼は又た京都の賀茂祭を再興した。

京の賀茂祭は、そのかみ欽明天皇の御代より行れ、四月中の酉の日をもちゆる事にて、京第一の大祭なりしが、中古より廢絶して行れざりしを、當代何事もすたれたるを興し、絶たるを繼給ふ御政行るにより、新にかの社に祭田七百石をよせられて、御再興あり。御陰神事、上下兩社の葵祭五月五日の競馬もみなむかしに復し、數百年をへて、再び大祭行はれ、舊儀を見る事となりしは、さぞかの神座にも、葵草かけまくも、かしこしと、おぼすらむかし。(松蔭日記)

山陵修理

又た歴代の山陵修理に手を著けたのも、此の時からである。此れは柳澤吉保の

献言により、吉保には其臣細井知愼が、献言したと云ふことであるが、それにしても之を實行するに至らしめたのは、綱吉の力と云はねばならぬ。

歴代帝皇の山陵とも、代々の兵亂の後には、祭使立らるゝ事もなければ、まして修理など加へらるゝにも及ばず。たゞ荆棘の露に潤ひ、雉兔の逕にのみ埋れゆき、數百年を経て、そのありかさへたしかならざるもの多し。當代深くこの事嘆き思召し、この年月御料は代官、私領は領主に仰せごと下りて、遍く古跡を搜索せしめ給ひ、新に藩籬をまうけ、采樵を禁せられ、上神武天皇より、下崇光院まで六十六陵、明かに其陵所を表せられけり。このよし傳奏もて、大内にも聞え上給ひしかば、翫感殊に淺からず。こなたの御敬上の盛意、なみくならぬを、深くよろこばせ給ひける。(松蔭日記)

幕府の對
朝廷の態度
由

家康より家光に至る迄は、京都は忠の對象でなく、寧ろ勢權の對象であつた。京都に向つて奉仕するよりも、寧ろ京都の勢權を抑制して、關東と對抗するを得ざらしむるを第一義とした。然も綱吉時代に至りては、幕府の日本に於ける勢力

綱吉の朝
眞心仕出

種々献金

は、殆んど天然力と一般視せられ、何人も、何者も、之に對抗するを容さぬのみでなく、斯る徴候さへ存在を容さなかつた。されば綱吉は、坐がらにして、既に安心の地位を占めてゐた。此れが彼の京都に對する態度の、先代に比して一變したる所以であらう。併し彼の勤王を以て、悉く之を時勢の變化に歸するは、餘りに個人性を無視するものと云はねばならぬ。

朝家に仕へて崇禎を盡くされし御事、代々にも超たり。年毎勅使參向ありて、對面し給ふ時には、必らず改めて沐浴し、衣服をめしかへ、御心を精一にして逢せられし御様、天威咫尺などいひし如くにておはしき。

また年中恒献の外には、たえずくさくさの物進らせられ、殊には大内御雜費の爲とて、一萬石増進せられ、同じ三年にも、仙洞の御料三千石まで奉られければ、京にも叡威斜めならざりしとぞ。(同上)

事實全く此の通りであつたらう。當時朝廷の舞臺は、正月中旬一日御催あり、彼は實に能く朝廷に奉仕した。當時朝廷の舞臺は、正月中旬一日御催あり、

御料増加

叡威淺からず

能樂は春秋二季、若しくは一季なりしに、綱吉は内々にて、年々黄金二百枚を献じ、春秋の能樂は必ず御催あるべく、其他臨時思召次第と云ふことにした。又た後西院上皇は、御讓位の後、新院御所と稱したが、自から謙して普通親王家同様、公卿大名官位昇進の禮物等をも、御辭退あつたが、綱吉上奏して、仙洞御所同様の例とした。

而して元祿三年には、仙洞御料七千石を一萬石に、女院御料四千石を七千石に、同七年には、禁裡御料二萬二千石を三萬石に、女御の御料三千石を、五千石に増加した。而して修學院離宮も、後水尾上皇昇遐以來、絶えて御幸なかりしかば、綱吉は靈元上皇に春秋二季の御幸を奏請した。

されば京都に於ても、綱吉に對しては、特に叡威淺からず。彼が四十度の負には、靈元上皇の御製を賜はり、五十六の負には、禁裡、仙洞兩御所に於て、祝賀の歌會を催し給ひ、御製を始め、親王、公家、其他あらゆる歌仙の懷紙を賜はり、特に靈元上皇よりは、當日當座の短冊を、屏風一双に押し賜はつた。

朝幕間の
興滑

此の如く綱吉時代に於ては、朝幕の間、頗る興滑であつた。是れ職として、綱吉の勤王心の致す所と云はねばなるまら。

近世日本國民史

一九二

第九章 生類憐愍令

【三六】 護國寺と護持院

綱孝行が
因悪政の原

桂昌院の
迷信

綱吉の親孝行は、歴代の將軍中にも、比類なきものであつたが、その親孝行が、綱吉一代悪政の一大原因となつたことは、實に意外千萬の結果と云はねばならぬ。そは所謂生類憐愍の政治だ。

彼の生母桂昌院は、婦人として虚榮心も強く、迷信も多く、又た其子將軍綱吉に、無限の愛を捧げてゐた。彼女は實に氏なくして玉の輿に乗つた。彼女は京都八百屋仁左衛門の娘にして、偶然三代將軍家光の寵を受け、館林侯の生母となり、やがて將軍家の生母となり、遂に從一位に叙せられた。凡そ婦人として彼女の如く、幸運なる者はあるまい。而して彼女は此の幸運を、誰の力に歸した乎。迷信の由來は、此處である。所謂僧亮賢の護國寺、僧隆光の護持院、

第九章 三六 護國寺と護持院

一九三

護持院建

皆な桂昌院の一念から献立せられたものだ。

都下斜橋門、佛寺あり、知足院と號す。住持釋隆光、憲王(綱吉)藩に在る時より、其の祈禱を爲す。王登極、以て隆光力ありと爲して、遂に之を寵す。元祿初詔して院を神門外に遷す。地方一里を規し、堂宇寬廠奢麗比ひ罕れなり。更めて護持院と號し、扁額を内賜す。王數ば仗を移す。後隆光を以て大僧正と爲し、城郭諸門隆光出入すれば、監門吏卒拜下稽首、參政以上の出入の如くす。(三王外記)

隆光とラ
ヌブチン

隆光は此の如く、當時に威權赫々たるものであつた。云はゞ露國羅馬ノーフ朝の末期、ラスブチンも同様であつた。抑も此の隆光は、何れよりして出で來りたる乎。それに就ては、先づ亮賢から語る必要がある。

亮賢の
豫言

桂昌院が尙ほ京都に在るの日、其母に伴はれて、仁和寺に詣したが、一僧あり、彼女を相して、其の尊貴測る可からずと云うた。此僧が即ち亮賢だ。扱て彼女が江戸に來り、家光に寵せられ、懷胎したるに際し、當時亮賢亦た江戸に來り、

護國寺の
建立

神田の知足院に在つたから、兼ての因縁もあれば、彼に祈禱を依頼した。然るに亮賢、此度の懷胎は男子にして、然も行くは將軍家とならせらる可しと豫言した。

斯くて綱吉が、館林に封せらるゝや、彼の所言逐一適中したるを以て、彼を封内碓氷八幡宮別當大聖護國寺に招きて、住職たらしめ、第一の祈願所とした。然るに亮賢が豫言通りに、綱吉愈よ將軍職を襲ぐに致り、彌よ其言の驗あるを見て、桂昌院は深く亮賢に歸依し、先づ彼を上野より神田の知足院に招き。幕府城中殿舎の安鎮等、從前東叡山寛永寺の所役であつたものを、悉く亮賢に申し付けた。而して高田藥園の地に、一寺を建立し、天和二年其工竣り、此に桂昌院の持佛、唐土傳來の觀世音を奉安して本尊とし、寺號を護國寺と稱し、寺領三百石を寄附し、關東眞言宗の大檀林とした。其の入佛供養には白銀千枚、白米三百俵を賜はり、翌天和三年二月十一日には、桂昌院參詣の上、亮賢へ白銀五百枚、時服三十、衆僧に白銀千枚を給うた。然るに貞享三年知足院の住職

隆光江戸に來る

惠賢病の爲めに、後住を亮賢に内命あつたが、亮賢は大和長谷寺塔頭慈心院隆光を推薦した。

德松天死

隆光は大和添下郡二條村に於て、慶安二年に生れ、幼にして唐招提寺の朝意律師に從て得度し、後亮賢長谷寺に在るの日、之に隨從した縁故を以て、斯く推薦せられた。此の如くして隆光は、江戸に出で來り、一朝にして桂昌院及び將軍綱吉の寵遇を、一身に集むるに至つた。

抑も綱吉母子の迷信の起原は、一は上記の亮賢の豫言適中に由るが、他は其の一子德松の天死である。德松は延寶五年四月十五日、綱吉が未だ館林藩邸に在るの際、其の寵姬小谷氏―お傳の方―の所生だ。然るに彼は五歳にして、天和三年五月廿九日、江戸西城にて逝いた。當時綱吉三十八歳、漸く初老に達せんとするに際して、此の厄あり、其の懊惱知る可しだ。されば彼が此れよりして、後繼者を求むるの念、彌よ熾なるは、必然の事と云はねばならぬ。而して此の弱點が、乃ち隆光の馮りて乗じたる所であつた。



隆光畫像 (東京護國寺所藏)

みな流産

御傳の方
の晩年

綱吉側室皆流産

お傳の方御産の後、水野右衛門大夫忠春家の浪人一色左京義俊の女、常憲公の御側女と成て懐妊し、産月満すして流産す。其後御小納戸何某氏の妻と成し下され、幾ばくならずして早世す。其後本多越前守利長が家老本多彦兵衛が女お利佐、常憲公御幸遇を蒙り懐妊、是亦不幸にして流産す。然るにお傳の方延寶八年庚申五月常憲公御代替の後御袋様と稱し諸人崇仰し、其後五之丸様と號し、寶永六年己丑正月十日、常憲公薨去の後瑞春院殿と稱し、江城三丸に御住居ありし故に三丸様と唱ふ。御慈愛賢慮有と衆庶沙汰せり。(柳營婦女傳系)

【三七】 護持院と隆光

新壽にて
將軍嗣子
を得んとす

婦人は動もすれば、迷信に囚はれ易い、而して宮中は往々迷信の巢である。桂昌院は祈禱によりて、好き兒―綱吉―を産み出し、祈禱によりて、將軍家を紹

東照宮新

知足院を
別當とす

本坊普請
の不始末

ぐに至らしめた。されば祈禱によりて、將軍の嗣子を得るの方便を、期待したるは、彼女として寧ろ當然の事と云はねばならぬ。況んや此の期待を誘引し、此の期待を挑撥するに、最も適當なる隆光が出で來りたるに於てをや。

隆光は綱吉嗣子出産の祈願を引受けたが、それに就て、彼は叶ふ可くんば、清淨の地に、東照宮を勸請し、長日別異の修法致したしと内願した。綱吉は一も二もなく之を聽容れ、神田橋外に五萬餘坪の邸宅を引き拂はしめ、此處に上野東照宮と同様の東照宮を新築し、裝束所、御供所等より、瑞籬唐門に至るまで、悉く上野東照宮と殊なる所なからしめ。知足院をその別當として、新造し、本地堂、經堂、護摩堂、鐘樓、御成御殿まで、悉く上野寛永寺と同一ならしめ。元祿元年三月には、本堂、客殿、鐘樓等成り、六月には東照宮をはじめ、護摩堂、常行堂以下、七堂伽藍悉く落成した。

然るに實地檢分の際、知足院本坊の普請が、他の諸堂に比して、木材粗末なりとて、其の普請總奉行、側用人格若年寄上座の、大久保佐渡守忠高は、勤方思

改造善美
を盡す

綱吉親臨

知足院を
護持院と
改む

召に應せずとて、其職を概はれ。普請奉行堀田甚右衛門、材木方山角權兵衛、大工棟梁小澤筑後の三人は、常々御奉行向念入れざる仕方、不埒なりとて、三宅島へ流罪せられ。更らに知足院本坊の改造を要し、側用人柳澤保明を、其の總奉行とした。

保明が如何に綱吉の意に獎順し、其の満足を得す可く、努力したるかば、云ふ迄もない。彼は知足院をして、上野本坊も、遠く之に及ばずと云ふ程に、善且つ美なる結構を竭した。仍て元祿元年十一月十八日、綱吉自から知足院に臨み、隆光其他に賞賜する所あり。而して知足院を無本寺として、關東新義真言宗の大本山と定めた。

八年正月二十五日には、綱吉親臨して、更らに寺料五百石増加を面命し、總計一千五百石となし。同年九月十八日には、又た親臨し、此院は祈願所なればとて、院家寺に列し、護持院と改め、隆光を大僧正に任じ、且つ眞言新義の僧録に定め。爾後その宗門、僧徒、色衣免許の事、當院より沙汰す可き朱印を賜

全體の規模

寢殿の鬼門鎮護と

唯綱吉母子の弱點

城中狐の怪

はつた。(常憲院殿御實紀)

其の全體の規模たるや、大門の内三十歩を隔て、護持堂を建て、綱吉親筆の額を掲げた。且つ火災の場合、此額立退の用意として、役夫料三百人扶持を與へられた。元來此の護持堂は、正しく本丸寢殿の正寅に當るが故に、上野の寛永寺は江城鬼門の鎮護とし、護持院は寢殿の鬼門鎮護と定めた。また護持堂の奥に大伽藍を建て、釋迦牟尼佛の像を安置した。此れが則ち本堂にて、其の大さ十餘間四方あり。此外本坊、學寮、日輪坊、月輪坊等あり。又た札座敷と稱して、卷數調進の場所があつた。

既記の如く、(參照 三六)隆光は大和の片田舎より出で來り、權僧正、僧正、大僧正と累進し、今や彼は俗人として柳澤吉保、僧侶として隆光と云はるゝ程の、恩寵、榮倖を叨にした。然も彼は何の自から恃む所ありて、此に至つた乎。要するに綱吉、桂昌院の弱點に乗じたるが爲めだ。

一 去る二日(元祿三年二月)之夜、御城奥の下女一人見へず。御廣敷まですま

知足院祈禱にて鎮

自らが狐

すま御穿鑿あれども、行がたなし。然る所四日の夜出る。今迄は椽の下に住けるといへり。そこを見れば大きな穴あり。昔の井か雪隠の跡なるべし。爰を狐の穴として、右之女をもまよはかし置たるもの也。是よりして様々狐のばけたる咄有。實正はしらず。六日の日、鶴姫(綱吉の女、紀州へ歸嫁)様御城より紀國屋敷へ御歸之節、御供の上臈衆したくして御座敷へ出たるに、うこんの小袖に上下著たる若衆一人出、女郎衆に向ひ、おれもゆきませうといひたるといへり。あるひは見しらぬ女出て手をとらゆるに、つめたさ寒の水の如しともいひ、又は女のかみをくひきり、又はかぶろに變化てみゆるなどと、様々の説あり。此狐の事は必定なればこそ、知足院の同宿のいふ、御城にて狐のあれたるに、知足院の御祈禱にて兩度までしづまりたりといへり。

(戸田茂睡著、御當代記)

知足院の御祈禱は、實に萬能力を有した。狐の變化さへも、兩度迄鎮めたと云うてゐる。併し知足院自らが狐であるに於ては、誰を倩ひ來りて、之を鎮む

可き乎。

護持院建立及移轉

開祖光譽 當寺開祖權僧正光譽は和州初瀬寺の西藏院に住職ありしに、御歸依淺からず、江府に召され、常州筑波山の宿寺を下し給ふ。(開知足院と號す)其始知足院有俊は、下野國筑波山中善寺を兼帶し、眞言新義四箇寺の支配たり。慶長の始、大神君の嚴命を蒙り、江城の護持所と定めさせられ、同庚戌の年江戸銀町に寺院を給ふ。(其地未考、九軒町の事歟)依、光譽知足院を遷し、營建す。同癸亥年大坂御陣の頃も光譽命を受けて御陣中に於て祈禱す。其後寛永三年丙寅大猷公諸伽藍御建立あり、延寶二甲寅年、有廟御再修ありしが、天和五年壬戌十二月火災に罹る。よつて貞享元年甲子湯島切通に移し給ふ。(今の根生院の地なり)憲廟御歸依淺からず、元祿改元の年、神田橋外武士屋敷の地に移され、松平若狭守、仙石越前守に命ぜられ、護摩堂、祖師堂、觀音堂、經堂、灌頂堂、鐘樓堂、二天門、坊舎に至迄金銀をちりばめ給ひ、隆光を開山とし、權僧正に任ぜらる。又護持堂御建立あつて釋迦佛を安ぜらる。同四年八月寺領千五百石を附し給ひ、院家に列し關東新義惣録とせられ、色衣免許の事當院より沙汰すべしと命じ給ふ。同五年壬申十二月十二日覺鑿上人贈官の時に及び、隆光改任し大僧正に昇進す。同九年元祿山護持院の號を賜はり、護摩堂の額護持院の三大字を大樹自ら灑筆なし給ふ。弘法大師自作の眞像は濃州大野郡實相院と云眞言寺にありしを取寄られ、祖師堂に安置せしむ。觀音堂の本尊は有廟御信敬の御守護佛なり。大僧正隆光の願により、寶永四年丁亥二月廿五

神田橋外に移す

寺領寄進

護持院と改號

享保燒失

日退隱して駿河臺に迂り成滿院と號す。依、護國寺住持快意僧正を後住とし、御成ありて繁昌先の如し。寶永六年己丑八月六日隆光願により大和國に至る。故に成滿院の跡快意に給ふ。仍て爰に隱居す。後住は知積院小池房住職たるべき命ありて入院す。然るに享保二年丁酉正月廿二日火災ありて、堂塔一字も不殘燒失しければ、其頃住持退隱の願により、夫より後寺號及び食祿とも護國寺に給ひ、大塚護國寺の内に遷し、江城護持の御祈禱所となさしめられ、筑波山兼帶す。坊舎日輪院月輪院と云あり。(江戸名所圖會)

〔三八〕 生類憐愍の惡政

獸を率ゐて人を食ましむ

綱吉の惡政の最大一は、生類憐愍の施爲であつた。元來動物愛護は、文明人の所作である。文野の差別は、動物に對する態度如何によりて、判明せらる。然るに文明人士の看板とも云ふ可き、動物憐愍が、惡政の最大一と云ふは何故ぞ。そは動物憐愍、即ち人類虐待なるが爲めである。綱吉の政治は、孟子の所謂

隆光の勸

獸を率ゐて、人を食ましむる政治であつた。抑も綱吉は、何故に斯る政治を行つたであらう乎。そは其母桂昌院の歸依僧、隆光が勸説に原いたと傳へられてゐる。隆光は如何なる言葉もて、之を勸説した乎。

將軍の年に渡らせ給ふ。右馬頭とも申し奉る。天理を以て天下の主と成らせ給ふ。然ば善根を施こし給はねば、御壽短かし。戌の年の御生れ、又御治世の天和二年は戌の年也。爰を以無益の殺生を禁じ、別して戌をいたわり候様に被仰付なば、御病氣御快全疑ひなし。〔文武太平記〕

此れは果して實説である乎、否乎を審にせざるも、其の結果から推斷すれば、或は然らん歟。又た三王外記に曰く、

同外記の三

王太子（徳松）を喪うてより、而して後、後宮復た子を産む無し。乃ち萬方嗣を求む。僧隆光進言して曰く、人の嗣に乏しき者、皆な其の前生多く殺生の報也。故に嗣を求むるの方、最も生物を愛し、殺さざるより善きは莫し。殿

隆光建言を否定し得ず

下誠に嗣を求めんと欲せば、盍んぞ殺生を禁せざる。且つ殿下丙戌を以て生る、戌は狗に屬す、最も狗を愛するに宜しと。王之を然りとす。太后（桂昌院）亦た隆光に聽き、王の爲めに之を言ふ。王曰く敬諾。乃ち殺生の禁を立て、愛狗の令を都鄙に下だす。

と。尤も生類憐愍は、佛説から出た思想で、必ずしも隆光に始まるわけではない。隆光が知足院に入る以前から、生類憐愍令は若干の事實がある。されど隆光が桂昌院、及び綱吉と接近して以來、特にそれが緊切を加へて來た。何れにしても此の禁令が、幾分なりと隆光の献言に原くことは、相違あるまい。徳松の天死は、天和二年閏五月廿八日であつた。而して隆光が知足院に入院し、登城して之を謝したのが、貞享三年閏三月廿八日だ。而して隆光が權僧正に任せられたのが、同年十二月朔日だ。而して世上に所謂生類憐愍の禁令の、第一著と目せらるゝものは、實に貞享四年正月廿八日を以て出で來つた。

所謂第一著の生類憐愍令

覺

天野正勝の遺流

惣前入宿、又者牛馬宿其外も生類煩重候へ者、未死内に捨候様粗相聞へ、不屈之族有之者、急度可被仰付候。密々左様成義有之候は、訴人に出べし。同類たりといふとも、其科を免し、御褒美可被下者也。今度書付出候上者、身體輕きものは、こくみかね可申候間、町人者町奉行、地方者御代官、道中筋者高木伊勢守、給所者地頭え訴え可申者也。その二月四日には、臺所頭天野五郎太夫正勝は、八丈島に遠流せられた。それは臺所の井に、猫が落ちて死したからだ。其子二人は鳥居左京亮忠則に預けられた。〔日記〕併し此れは生類憐愍の法令とは、別段關係なき様にも思はる。そは、

一 同四日（貞享四年二月）天野五郎太夫を遠島に被仰付候。是御本丸御膳井へ、猫二疋迄迄落申候を不存、毛もぬけうきあがり候時に、見付出たるゆへ也。〔戸田茂睡著、御當代記〕

とあるによりて判知る。果して此通りなれば、天野の處分は、其の勤向、怠慢

法網益々

と云ふ譯である。併しそれにしても、濫刑は濫刑と云はねばならぬ。二疋の猫の死によりて、人を遠島に處するなどは、餘りに甚しき事と云ふ可きだ。綱吉は本來峻刑酷罰を好む將軍であつた。されば一たび生類憐愍の法を出したる後は、日一日と其の法網は緊密を加へ來つた。而して同年二月廿一日には、特に犬に關する禁令が出で來つた。

犬に關する禁令

けふ市井に令せられしは、飼犬の毛色薄書にしるし、もし犬見えざる時は、何方よりか、他の犬をつれ來り、其員數を合するよしの聞えあり。畢竟人々をして、生類愛養せしめらるべきの盛意にて、屢ば令し下さる、所に、實意あらざる舉動なれば、今より後飼犬見えざる時は、成べきは尋ね出べし。もしなをざりにするものあらば、所屬へ訴ふべし。他の犬まからば、これもよく蓄養し、その主しれば、還しやるべしとなり。〔常憲院殿御實紀〕

當時老中共は、此の法令の旨を誤つたとて、一時は悉く彼等の謁見を止めら

若中等の謁見停止

れ二月廿四日には、已むを得ず側用人牧野備後守成貞をして、三縁山台徳院殿の廟に代參せしめた程であつた。而して同月廿七日には、食料として魚鳥を蓄養して、うりひさぐことを禁じ、又た鶏、龜、其他貝類も、食用として飼ひ置く可からずと令した。

【三九】 貞享四年に於ける生類憐愍の制令及びその實行

徹底的の
生類憐愍の
令

綱吉の生類憐愍は、頗る徹底的であつた。彼は其の法の一、一畫をも、枉げなかつた。彼は實に之を厲行し、之を嚴施した。されば之れが爲めに罪を得たる者は、其の發令の當年、即ち貞享四年の一箇年に於てさへも、決して少々ではなかつた。先づ貞享四年三月廿六日には、

生鳥飼養
停禁

殺犬者の
處罰

貞享四年
四月十一
日發令

生鳥飼養事停禁すべし。併し鷺鷥並に唐鳥などの、山野に住なれざるは、放ちたらば飢渴す可れば、其儘に措くべし。卵を生せば、よく蓄養し、請ふものへやるべし。鶏を絞殺して賣買する事あるべからず。龜飼ふこと一切禁ずべし。笱を設け魚貯へ置て賣る可らずとなり。(令條記)

との布達を各處へ下した。而して四月十日には、小石川御殿番保泉市右衛門が奴僕、犬を斬りたるをもて、八丈島に遠流し、市右衛門は俸祿を收公せられた。同十一日には、左の令を發した。

生類愛憐の事、先々も命せられしに、こたび武州寺尾田代場兩村のもの、病馬をすてし事ひがごとなれば、死刑にも處せらるべけれど、こたびはまづ遠流せしめらる。今より後違犯せば、重く罪せらるべしとなり。また令せらるるは、捨子あらば、速かに訴へ出るに及ばず、其土人等介抱して養育するか、あるはこひ出るものあらば、つかはすべし。禽獸の類、人の疵付たらんあらば、是迄の如く訴へ出づべし。禽獸互に争鬪せるか、または自ら傷けたら

人には寸毫も假藉せず

んは、訴へ出るに及ばず、よく養育して其主あらんはかへし遣はすべし。主なき犬は食物を與へざる由聞ゆ。必竟食物を與れば、其の與へたるもの、犬のごとくなり、後迄もかゞづらふ事ありとおもひ、いたはらぬもありと聞ゆ。いとひが事なり、今より後かゝる振舞あるべからず。飼犬死せば、所屬へうたへ出るよし聞ゆれど、別儀なきは訴ふるに及ばず。犬のみに限らず、すべて生類は、人々慈愛の心を本とし、あはれむ事を要とすべしとなり。(常憲院殿御實紀)

燕を射て殺さる

この廿八日(貞享四年四月)中門の番せし持筒頭水野藤右衛門元政が所屬の賤吏等、門上に集たる鳩を、礮にて打ちたるよし聞ゆるにより、前に屢ば令せられし群生愛護の旨にそむけりとして、與力同心悉く遠慮せしめらる。(同上)又た六月廿六日には、中奥小姓秋田淡路守季久が家人、八日の御忌辰を犯し、

大八牛車等に於て犬類を毀傷せず

吹矢にて燕を射たること發覺し、一人は死罪に、一人は遠流せしめられ、季久は犯人速かに發覺したるが故に宥された。此の事件に就ては、戸田茂睡の御當代記には、左の如く掲げてゐる。
一 秋田淡路守下屋敷に居申候侍、五つに成候忤前相煩養生術無之節、燕あらば此病を治すべき由申たるゆへ、家の前へ來りたる燕を、吹矢をもつて吹ころし申候御科により、親子二人小塚原にて、斬罪に被仰付一候。
此に至りて人と燕と、何れが重きと云ふ問題が、餘儀なくも出で來たらざるを得ぬ。
七月二十日には、市井各所、大八車並牛車にて、屢ば犬等を毀傷するよし聞ゆ。これ心用ひざる舉動、いとひがごとながら、車夫等それら、罪科に處せらる。今より後宰領をばしそへて、車引懸ざらんやうなさしむべし。勿論土人並に辻番人

心入れ過ちあらしむ可らず。先にも令せられしかど、今に於て主なき犬來れば、食物も與へず、又は犬其他生類とも授受せざるよし聞ゆ。生類愛憐すべき命を思ひ違へたりと聞ゆれば、何事につきても、生類愛憐のこゝろをむねとすべしとなり。(同上)

同九月十日には、

往來人の
生類疵付
取締

一 往來之者、生類疵付候様成儀於有之者、辻番出合、其者之住所承届人差添遣し、重ねて御目付衆より相尋事於有之者、可ニ申遣一候間、其者外え不罷出一様に可ニ仕置一由申遣し、彼者番所に不レ及ニ留置、其以後御目付衆え可ニ相届一候。

と令した。又十一月十日には、

疵付生類
の取扱

何方によらず、生類人の疵付候様子於有之は、其所之屋敷主之方にて、随分致ニ穿鑿、様子知れ可申手筋も候はゞ、可ニ相届一候。一圓手掛りも無之候はゞ、先かたづけ不レ及ニ相届一連々其筋知れ候様に心掛、兎角捨置申間

敷候。程過知候共可出之、外えか、り候儀にて手前之僉儀に及かた候はゞ、其所之屋敷遠近に不寄、見出し候方え早速引取可致ニ養育一候。兎角介抱之儀延引不罷成一様可ニ相心得一候。其外痛又は煩有之候はゞ、是又同前に早く引取、随分いたわり可申候。放し遣候而も不苦程に候はゞ、能場所へ放し可申候。乍去快體にても、外え參候事不罷成一候はゞ、其儘養ひ置可申候。(令條記)

如何にも動物の爲めに謀りて、親切、周到なるものだ。併し動物に仕合である程、人類には煩冗、苛酷、到底耐へ難き苦痛を、加へ來つた。

尙ほ十二月二十三日には、左の布令があつた。

馬捨人處
刑令

捨馬之儀に付、段々被仰出候處、頃日も捨馬仕候もの有之、急度御仕置可レ被仰付一候得共、先此度も流罪被ニ仰付一候。向後捨馬仕候もの於有之者、可レ被行ニ重科一もの也。

捨馬不仕様に被ニ仰出候得共、相背候もの有之候て、最前遠島被ニ仰

代官地頭
をも問罪

付一段々御仕置候處、今以右之族有之、重々不届至極に候得共、御慈悲を以、此度も右同罪被仰付候。私領共急度申付之、畢竟生類憐之處、專一に可仕候。此以後致捨馬一候者、其譯により御代官地頭可爲三落度候。(同上)

即ち今回迄は捨馬犯者を流罪に處するが、今後は死刑に處す可く、今後は捨馬の犯罪の次第如何によりては、代官地頭をも、其罪を問ふ可しとの儀だ。

但だ如上の禁令は、何れも江戸の外、徳川氏直接の支配地に限りて、周密嚴厲で、遠地各藩の大名の封土には、餘り多く及ばなかつたのが、せめてもの仕合であつた。

【四〇】 善意の虐政

綱吉の生類憐愍没頭

秦皇漢武も及ばず

死に至る迄熱心

貞享四年正月、生類憐愍の令を布いてより、寶永六年正月、綱吉の死する迄、足掛け二十三年間、正味二十二年間、生類憐愍の政治は、未だ一日も休止することなかつた。極言すれば、此の二十有餘年間、綱吉は人類の爲めでなく、寧ろ畜類の爲めに、將軍職に在つたのではない乎と、思はしむる迄に、此事に没頭した。

乃ち此の一事は、秦皇、漢武も、恐らくは企て及ばなかつた事であらう。若し犬や、馬や、鶯や、鷹が生類であれば、人は更らにより大なる生類であると云ふことに、何故に氣付かなかつたであらう乎。然も彼は平氣にて、犬の生命と、人の生命とを、交換せしめた。即ち犬の爲めに、人を殺すを敢てした。是れ實に不可思議千萬であつた。

但だ如何に彼が此事に、熱心であつた乎は、其の死する百日以内、寶永五年十月二十三日に、乘馬牽馬の病み、若しくは毀傷せるあらば、隨處に牽き入れ、保護す可きを令し。同月廿七日には、旗下の士四人、生類憐愍の令に背きたり

法令頒布

魚鳥賣買
禁制

とて、重追放に處せられ。徒士三人は、酔狂して馬に傷けたりとて、一人は追放せられ。二人は解放せられた。而して其の死する三十日内外、即ち寶永五年十一月九日には、府下に狂犬あれば、辻番所より速かに所管の輩に訴へ、所管より近隣の目付に告ぐ可しと令した。

綱吉や生類憐愍の政治に於て、實に始終あるものと云はねばならぬ。而して如何に其の法令の煩冗にして、水も漏れなかつたかは、寶永四年八月十一日、十一日付け令せらるゝは、鳥商賣の事、屢ば令せられし如く、彌かたくなす可らず。鰻鱺、泥鰌も此れに同じ。各所の肆店にて、あなごと名け、鰻鱺をひさぐよし聞え、こたび其を召捕へ繫獄せしむ。猶吏を巡察せしめ、此類商賣する者は、捕へしむ可しとなり。(日記)

此れは發令以後、二十一年目の事だ。亦た以て如何に此の法令が、徹底的に執行せられたるか、判知る。

綱吉は屢ば牛馬に關して、法令を發布した。例せば寶永二年六月三日には、

牛馬荷物の制限

病馬愛護
爲閉門の

牛馬に重荷、あるは嵩高のものは負はしむ可らず。使ふときも、成る可き程いたはり、疲羸せざるやう愛畜す可し。(日記)

と云ふが如き。單に此の單行令のみによりて判ずれば、眞に動物愛護の主旨に適したる、文明流儀の立法の如く見えぬこともない。而して現に寶永二年五月二十九日には、小姓組松田源六郎貞恒は、其の宅邊に病馬來りしを、愛護不行届と云ふことにて、閉門を命せられた。

總て馬に荷物負する事、その馬のさまにより荷物の輕重をはかり、馬艱困せざるやうかく負しむべし。道中諸驛の荷馬定の貫目いよく相違なきやう心いれ、重荷負すべからず。病馬ならびに傷馬あらば、ことさらいたはり、用ふべからず。但しこの類の馬養育しかぬるものは、前令の如く、うたへ出べしとなり。(同上)

此れは元祿十五年五月九日附の令である。是等は動物愛護會員にでも見せたらば、文明政治の標本として、隨喜するであらう。

病牛馬放
棄禁制

近世日本國民史 二一八
又た元祿元年十月九日には、道中奉行高木伊勢守守養をして、諸驛に觸れしめ
た。曰く、牛馬病んで用に立たざるも、生ながら捨る可からず。養ひ難からん
には、速かに其地の代官地頭へ申し出べし。代官地頭にて、養ふべければ、其
旨守る可し。〔常憲院殿御實紀〕と。是等も亦た善政の意義に解釋せられて、差支あ
るまい。

愛護一切
生類に及ぶ

併し綱吉は、動物を愛護するの餘、人間を犠牲とするを憚らなかつた。其の
結論は、畜類の幸福の爲めに、人類の不幸を意としなかつたと云ふこと、なつ
た。法の弊も、此に至りて極まれりと云はねばならぬ。彼は牛馬は勿論、其の
愛護は、一切の生類に及んだ。

蛇遣ひの
繫獄

頃日市中賣藥のもの、蛇をつかふものあり、繫獄せられき。よて蛇に限らず、
たとひ犬猫鼠に至るまでも、此類に技藝ををしへ、觀物になす事あるべから
ず。生類を苦しむるは、いとひが事なり。もし違犯の者あらば、曲事たる可
しとなり。〔同上〕

鳥鴉の巢
に就き法
令に出で
來つた。

此れは元祿四年十月廿四日頃の事である。又た鳶、鴉の巢に就ても、左の法令
が出で來つた。

同令屢出

府（江戸）の近郊五里ほどの中に、采邑ある輩、鳶、烏巢くはゞ、卵生さる中、
速かにとらしむべし。若し卵又雛あらば、其儘になしをくべし。〔令條記〕
とは、元祿四年十一月十五日の布令であつた。此れは爾後幾回となく、繰り返
された。

善意の虐
政
門内不入
の魚鳥

武家宅地、あるは神社境内に、鳶、烏巢をかけば、速かにとり捨、巢かけし
む可らず。もし卵かへらば、其まゝになしをくべし。近郊の農地も是にかは
らず。但し雛はそのまゝにしをき、鳥見へ告げて、指揮に任せ、他へ移さし
むべし。但し府内愛宕山の境内は、巢拂ふべからず。〔同上〕
斯る類は、枚擧に遑あらずだ。兎も角も生類憐愍の法令は、綱吉に於ては、善
意の虐政であつた。其の人民疾苦の程度は、想像にも及ぶ所ではなかつた。
一 御當代御傍近所に御奉公の衆、臺所へは、尤つかはず、門之内へも不レ入

蛋虱も殺さす

將軍昵近諸士の迎合

肴之事、後代之覺之ため記之。
 獸之事は不_レ及_レ申、鳥類、貝類、鯉、鮒、海老、海鼠、章魚、鱈、ふぐ、どじやう、はせ、蟹、玉子等也。家中之者、他所へ行ても不_レ可_レ喰と云家中も有_〇尤生ある者、蚤、虱、蚊、蠅等まで殺し申間敷と誓紙を下々迄書事。
 右之奉公衆之家中如此。この故に下水を道へうたず、是はばう振むしを往還之人、ふみ殺すと云事也。「御當代記」
 此れは戸田茂睡が、御當代記中の、元禄五年二月の一節に掲げたるものだ。亦た以て當時彼が冷眼もて、綱吉昵近の諸大小身、諸士が、生類憐愍の政に、迎合、奨順したかを、後世に示す可く、特筆大書したる所以を知る可きであらう。

〔四二〕犬乎人乎 (一)

犬の爲に憂身を憂す

獵師漁人の外鳥魚を捕るを得ず

殺生犯者

生類の中にも、特別の愛護を受けたのは、犬であつた。それは綱吉の出生が、正保三年丙戌の歳で、所謂る戌は犬にて、その縁を以て斯く隆光が勧めたからであらう。「參照 三八」何れにしても犬公方の綽號をとりたるだけありて、犬の保護には、實に憂身を憂したものであつた。
 此事に付ては、三王外記は、尙ほ斯く語つてゐる。
 獵師漁人の外、鳥獸魚鼈を捕ふることを得ず。鷄、鶩の外、人家百鳥を籠養するを得ず。獬狗狂犬と雖も、尙ほ之を杖うつことを得ず。而して沈んや之を殺すを乎。中貴人(御側役)以下、凡そ近侍の徒、鳥獸の肉を食むを得ず。魚鼈と雖も、其の生けるものは、亦た之を食むを得ず。昆蟲の微も必らず之を愛す。蛇虺の人を害するもの、及び蠚蟻蟻虱の細と雖も、亦た之を殺すを得ず。是に於て殺生の禁を犯して死する者あり。狗を傷けて死する者あり。狗

を殺して、死して首を梟さる、者あり。人家病狗あれば、則ち隣伍相告げ、會集して之を視、醫を延いて之を治む。是に於て乎都下犬醫を業として富める者あり。狗子を生ずるあらば、則ち往いて官に告ぐ。而して鄰里更なる之を守る。狗臥して路に當るあらば、則ち行人之を避く。凡そ生を殺すと與に、狗を愛せざるとに坐して、刑を被る者、歲に止だに數人ならず。且つ刑は其身に止らず、亦た十數に逮ぶ。民の疾苦勝けて言ふ可らざる也。後に及んで王、都一の狗衆くして、殺傷の止らざるを患へ、乃ち有司に詔して都西三十里中野の地に於て、狗廬を造る方一里、盡く都下の狗を徙し、狗監一人吏二人狗奴數十人を置き、都下の民をして、之に食を給せしむ。狗一頭毎に、一人半日の食の如くす。狗凡そ數千頭、其の米を損する知る可き也。是に於て群狗相闘ひ、或は傷さ、或は死す。奴之を救ふて亦た傷く者あり、日夜吠聲數里に聞ゆ。(三王外記)

狩獵に非

此れは決して誇張でない、事實全くその通りであつた。そは徳川幕府に於て、

中野犬小屋

大久保犬小屋

自から編纂したる實紀に於てさへも、尙は左の如く記載してあるを見て判知る。廿三日(元祿八年五月)けふもと鷹匠つとめし寄台番尾關甚左衛門某、井口理兵衛宗貞、野邊庄九郎英當、比留間勘右衛門正房、澤平吉實重、大久保犬小屋支配となる。これ度々令せられし旨により、各所より主なき犬を引つれいづる事多くありしかば、大久保、四谷に庭舎をいとなみ、その犬を蓄養せらるるをもて、その事つかさどるべきため、新設ありし職なり。(常憲院殿御實紀) 又た曰く、

廿九日(元祿八年十一月)中野犬小屋落成により、そのあづかりを、大久保犬小屋支配比留間勘右衛門正房に命せらる。(同上) 而して元祿八年十二月廿一日の布令に曰く、 小石川馬場のほとりに、去る十八日の夜、白狗二頭捨置けり。こたび市井の犬點檢し、犬小屋へ遣はされたれば、さる事かつてあるべからざる所に、かかるふるまひなせしは、いとひが事なれば、さびしく査檢すべし。但し所屬

ある輩は、其の官長にて點檢し、捨しもの知るべきやうにすべし。後日他より發覺せば、過失たるべしとなり。〔同上〕

犬を殺して梟首せらる

六日（元祿九年八月）本所相生町の市人、犬を切しとて、梟首せられ、訴出しものに、金三十兩下さる。〔同上〕

又た曰く、

十三日（元祿八年二月）令せらるゝは、僻地に羸犬見ゆれば、憔悴せざるやうに

養育すべしとなり。〔同上〕

又た曰く、

廿日（寶永四年三月）けふ令せらるゝは、生類檢屍のとき、未だ息あらば、速かに犬醫あるは下吏等招き、養育なさせしめ、死せば檢屍すべしとなり。〔同上〕

生類檢屍心得

以上は何れも常憲院殿御實紀に、日記より採録したる公文書である。尙ほ此類は澤山ある。

白毛女子犬

損犬に就き守社奉行所へ差上候證文寫

一、當五月十八日、□白毛之母犬子犬二疋出生仕候、同月廿日其段申上候處、右之内白毛女子犬一疋相煩候に付、御犬醫者五郎兵衛藥用申候へ共、療治不三相叶一今朝損申候、尤疵少も無之怪我牀も毛頭無御座候、若人杯殺候様後日申者御座候は、何時にても拙信罷出急度可申披候、其證文として差上申候。

元祿九子年七月三日

犬主澁谷祥雲寺印

祥雲寺白毛女犬損申候に付、立合見届候處、右申上候。

證人麻布天眞寺印

〔元祿寶永珍話〕

【四二】犬乎人乎(二)

目撃者の

所謂る生類憐愍の政も、犬の愛護に至りて、其の虐政の絶頂に達したることは、既記の通りだ。吾人は更らに當時の目撃者、戸田茂睡の言を擧げて、之を證するであらう。

犬目付

一 御當代になり、犬を御いたはり被遊候に付て、犬目付といふ役人、江戸中是不及云、果々をも見あるきて、犬をうち申候か、又あしくあたり候ものあれば、町なれば名主に斷り、その者の名をき、所を書付。又武士屋敷なれば、その者の主人をき、その翌日武人は支配方、町奉行よりことはりあるゆへ、所を拂はれ籠舎する者多し。増山兵部家來の侍は、犬にくわれ候て、その犬を切殺したる咎に依て切腹す。土屋大和守家來は、犬にくわれ、小犬を切りたる科に依て、江戸を追拂せられて、大和守も遠慮候て引込。土井信濃守中間は、犬をた、きたる科によつて、扶持をはなさ

犬の爲の
犯罪人

犬の齧り

る。加様の譯けゆへ、犬に人のおしおそる、事、貴人高位の如し。うちた、く事はさし置て、お犬様といふ。此ゆへ日にまし犬にもおごりつきて、人をおそれず。道中に横たはり臥て、馬にも代八(大八事)にもおそれず。下坂におす車引はいく、と聲をかけて引くも、犬おそれずそのまゝ、臥てある所へ、車をとどめかねて引かけて、車の輪にてひきこらす事あれば、その車引何人ありとも皆成敗にあふ。もし手足をそこぬる事あれば、外科をかけて養生療治をくはふる。頃日は犬醫師、犬針立などいふもの出来て、病犬をたすくるといへば、犬乗物、犬駕籠などいふ者にのせて、醫師の方へつれ行事おびたし。犬死申候へば、奉行所へことはりをいふ。則目付横目來りて、何といたし死申候やと、其犬主は不及申、近所の町人を呼出し、一人一人の口書をとる。若切疵突疵などあれば、猶以せんさくむづかし。是によつて我かいそだてたる一疋の犬にも、もちあつかいて、人にもとらせたかれども、誰ももらふものなし。犬の子をも死なぬ様に飼そだつべし。水堀などへ捨べ

犬醫師犬
針立

犬改め

失踪犬尋
出づるに
及ばず

年寄共違
し改め

からず、捨候事後日に聞えたらば、科に可被仰付ことのよしなるゆへ、捨
 る事もならず、喰物を興ふる事もならず、皆な主なし犬と號してかまわず。
 依レ之犬支配より一町一町の犬を改め、主づけをして帳面に留めしゆへ煩
 にも犬死たるには、支配所へ行て斷りを云ひ、死候へば棺に入、無縁寺を頼
 て土葬にする。是に諸人迷惑致すよし聞えければ、御老中より二月(貞享四
 年) 初め町方へ被仰付一候書付、
 屋敷之内並に町内に有レ之犬を相改、毛付など珍し置候故、犬若他所へ參
 見え不レ申候へば難儀がり、方々相尋候由相聞え候。不ニ相見一候は、
 達而尋候に不レ及候。又は主なし犬は、何方より參候とも、無構其分
 に致差置可申候。以上。
 如レ此に候つる所、此段達上聞、二月廿一日(貞享四年) 重而被仰出候
 は、

此比犬之儀に付申渡し候 趣年寄共御老中之事也。心得違以有レ之故、

聞分尋
すべし

主無し犬
多し

被仰出候覺

面々飼置候犬、毛色など帳にしるし置、見え不レ申候へば、何方より成と
 も、犬をつれ、數を合せ候様子風聞在レ之候。畢竟人々生類あはれみ候
 やうに被思召一候段々被仰出一候へば、實無レ之仕方共に候。向後は飼置
 候犬など見え不レ申候は、随分相尋知れ候様に可レ仕候。若鹿末に仕
 候者存レ之候は、支配の者方へ可レ訴候。他所より參候犬など存レ之
 候は、鹿末に不レ仕養置、主知れ次第返し可レ申也。此支配方と云ふは、
 町人なれば、町奉行、番衆なれば、番頭、小普請方なれば、御留守居年寄、
 それレの支配方への事也。犬の事の大支配極りは、喜多見若狹守也。
 一 被仰出一候へども、我一疋の犬にさへもてあつかい、食のくいあまし
 ちこほれをもつて、やしないをくに、ぬしなし犬に何の餘慶の食あつてくら
 わせ可レ申候や。主無し犬の餓へかつえたるに、一度家にて食事を興れば、悦
 びてその家をはなれざれば、はやその犬ぬしになる事迷惑さのま、たとへ

佛事振廻のあがり残食あれども、主無し犬に食はする事なし。此故に犬はいよいよかつえ、こゝかしこのすき間をくゞり、かべを堀つて、盗をいたし、人にくらひつき、捨子をくいくろす事、江戸中にておびたゞしき事なり。此れが當時の活ける寫真である。又た此の犬の保護に就て、戸田茂睡の語る所によれば、

慈悲却つて無慈悲

犬の事、女男二疋の犬が、春秋四疋の子をうみ、その子が又段々四疋の子をうみ候はゞ、此春の二疋の犬、來秋は百五十二疋になる。如レ此んば末のつづかざる事なれば、殺し候へと申事になるべしと云。そこなる人の曰く、それはわるき心得也。何とて犬を殺せと被レ仰出あるべく候や。さやうに犬多くなり候はゞ、人之家をあげ野山に住居いたし、犬に家を渡、雨露にもぬれ候はぬやうにいたし候へ。若しそれを違背申者あらば、犬の餌食に仕候へとこそあるべけれといふ。……御慈悲のやうにて、諸人迷惑困窮して、その御慈悲もかへつて無慈悲になるやうなるは、あしき御仕置故也。(御當代記)

諸有司皆迎合

實に骨を刺すの言である。如何に此の犬の愛護に、人類を苦しめたかは、如上の記事を一讀しても、以て知る可しだ。然も當時の諸有司一人として、之を諫むるものなく、只だ之に迎合したるは、如何にも腑甲斐なき次第ではない乎。

【四三】 犬政の民に及ぼしたる疾苦 (一)

人々綱吉の死を喜ぶ

何人も綱吉以外、生類憐愍の政治を、迷惑がらぬものは無かつたであらうに、一人の之を諫むる者が出で來らなかつたのは、意外と云はん乎、不思議と云はん乎。されば寶永六年正月、綱吉の死するや、人々何れも手を額にして、相慶した。彼等は漸く此れが爲めに、再生復活の心地がした。願ふに當時の落首は、民聲と云はん乎、天語と云はん乎。實に輿情を、有の儘に道破したるものと云はねばならぬ。

當時の落首

犬はなき民は悦ぶ丑の歳（寶永六年）ながき返報に糞を喰はせん。
實に犬は民衆の仇であつた。

見渡せば犬も病馬もなかりけり、御徒士小人のひまの夕暮。

何時の間にや、犬も病馬も跡をひそめた。其の保護役の御徒士小人も、今や手持無沙汰となつた。

心なき身にも哀は知られけり、犬醫者どもの秋の夕暮。

犬醫者も亦た仕事に全く無くなつた。何等の痛快ぞ。

民よりも犬を大事にやしなひて、美濃（柳澤吉保）幸ひを、右京（松平輝貞）やうなし。

眞に彼等は、人民第二、犬第一の政治を翼賛した徒輩だ。彼等が其職を免せられたるは、何よりも満足を、民情に與へた。

元來犬に對する惡政に就ては、既記の通りであるが、（參照 四一、四二）更らに「御時世風土記」を見れば、左の如き記事がある。

御時世風土記の事

犬出産檢

扱犬の義は、殊の外六ヶしく、疵付の犬などあれば、其所にいたはり置き、早速訴へ出れば、御徒目付御小人目付檢視に參られ、様子見届けらる。又犬の子など産候へば、猶更らやかましきとにて、之を訴へ出れば、即ち御徒目付、御小人目付檢使として參られ、先ず犬子の數と毛色とを、一々註して歸らる。夫れより明長屋へ新たに疊をしき、冬なれば夜著蒲團を拵らへ、夫を著せ、犬醫者を呼ぶ也。犬醫者と申すは、御川醫者にて、御典藥の如く、六人肩にし、若黨、草履取、藥箱持召連れて來る。脈を視、藥を與へて歸る。又四五日に一度づ、御徒目付、御小人目付見分に參り改むる也。ケ様のこゝと故に物入も夥しくかゝり、町方も之に准じ、若し犬を痛めば、牢へ參る者、何百人と云ふとをしらす。通りすがりにも、リンと云へば、身の毛もよだつ計り、喰付れても呵るとならず、遁る外はなかりけり。科人毎日五十人、三十人づゝあり、打首になるもあり、血まぶれなる首を俵に入れ、三十荷ばかりも持出す。

科人毎日五十三人

主無犬出
産届書

近世日本國民史

二三四

如上の記事を證明するに足る可き届書、覺書がある。之を見れば、如何に前掲の記事が、小説でなく事實であるか、證明せらるゝ。餘りに莫迦くしき爲め、何人も之を信するものはあるまいが、然も事實なれば致方かない。

本材木町壹丁目

伊兵衛口判

一 私店、庄右衛門居宅、床之下にて子犬鳴聲仕候由、今朝六ツ過爲ニ相知申候に付、早速罷越、板敷をばなし見候へば、何方より紛來候哉、白虎紋女犬、子犬二疋産罷在候に付、五人組名主爲ニ申聞、立合醫者方え茂申遣、大切養育仕置御番所申上候得者、御檢使被下候。此に就て、左の改書が出で來つた。

犬改之覺

- 一 白虎紋母犬壹疋 中犬、子犬貳疋
- 内白黒紋女子犬壹疋、黒毛女子犬壹疋犬數母子共に三疋。

右之通庄右衛門並家主五人組名主、犬醫者、傳介弟子武兵衛立合相改見申候所に、母子犬共に達者に相見え申候。町内隣町吟味仕候所に、主も無御座一候見知り候者も無御座一候以上。

寶永貳年酉十月廿日

- 家主 伊兵衛判
- 五人組 清右衛門判
- 同 市兵衛判
- 同 新助判

御番所

檢使 瀬川幸右衛門

増井 惣太夫

今から
寧ろ滑稽

斯る書類は、枚擧に違あらぬ。乃ち斯る施政は、惡政、虐政を通り越して、後人から見れば、何となく滑稽である。然も當時の人に取りては、可笑しき題目

第九章 四三 犬政の民に及ぼしたる疾苦 (一)

二三五

てはなく、恐ろしき題目であつた。

【四四】 犬政の民に及ぼしたる疾苦 (二)

供奉人亦
引た犬咬合

疾苦の物語を做さば、殆んど限際がない。然も尙ほ一二云ふ可き事がないでもない。即ち元祿七年正月廿八日には、

通駕の道筋にて、犬咬合ふときは、供奉の輩たりとも憚りなく、速かに出て引分くべし。

犬分水

と令し。又同年閏五月三日には、市中にて犬分水と、桶及び柄杓に記し、番人に對の形織を著せ、犬の字を紋に付、差置くものを禁ず。

此れは犬に對して、不敬罪を構成するからであらう。而して元祿十年四月

犬小屋の
犬數

方書上を見れば、元祿八年五月廿五日より、當四月廿五日迄、四谷、中野、大久保、新支配四個所の犬小屋へ、町々から送納したる犬、總計四萬八千七百四十八頭とある。此れにて犬小屋に於ける犬の繁昌が、トせらるゝ。

中野犬
待の犬備小

尙ほ中野の犬小屋に就ては、左の記事によりて、其の概略が判知る。中野の原は、四方百町ほどあり、其内を助役の兩家、奥平、京極百間づゝ受取て、地形を平均し、四方に柵をふり、その内へ犬小屋を造る。總體板圍ひにして、柿葺の屋上下に板縁を張て、土間にあらず。四方に門を開きて、役人の小屋、番人の小屋、及び焚出所を立つらねたり。町々なる無主の犬は、皆小屋へ遣はすべしとのことにて、徒士目付、小人目付、その外役々市中を改めて之を受取らす。無節の棺材を以て、箱を製し、悉く金具を打ち、内には厚綿の蒲團を敷きて犬を入れ、小人目付差添、幾千百の犬を、日毎く中野へ荷ひ行く。途中は役人先に立て、往來の人を排ひけるゆへ、是に逢ふ者は皆路を避け、大小名といへども片寄らざるを得ず。小屋に至れば、朝夕

犬扶持

白米に魚物を加へて之を與ふ。
 勘定奉行の萩原近江守八州の代官へ下知して、高百石に一石づゝの犬扶持を課し、江戸町へは、一町に黒米五斗六升の積りを以て、之を課したり。又町町の飼犬は、懇切に飼置、もし咬合て傷つくか、又は病あるときは、奉行所へ訴出、牝犬懐胎して出産すれば、是も同じく訴出づ。故に町々の勞費いふべからず。麴町三丁目に箸削りを營業として、僅に糊口する箸屋傳助といふものあり。たま〜隣家の犬の病あるに藥を與へしに、其病速に癒へたるよし公儀へ聞え、繼で病犬二三頭を治療して、皆癒ければ、役人の申立て、犬醫者となり、後には宅地を給はれり。市中に病犬孕犬ありて訴出れば、右傳助に治療せしむべき旨下知ありて、其町々より之を通知すれば、初は傳助徒行したれども、後には美服を着、轎に乗りて來る。先づ疵所又は懐胎のさまを見て、脈を診し、腹を按じ、やがて金銀の金具打たる藥箱より藥取出し調劑し、これを與へて去る。後にその藥種は、如何なる物を用ひしか

箸削り一朝
醫として犬
醫となる

犬の食費

と尋ぬるに、只小豆の粉一味なりとぞ。(徳川太平記)
 尙ほ中野犬小屋に付ては、左の如き記事がある。
 大久保用屋敷に二萬五千坪の犬小屋を設け、更らに元祿七年乃至八年中野に於て、十萬坪(或は十六萬坪とも云ふ)の大地積を劃して、犬小屋を作り、犬一疋一日の食料、下白米三合、十疋に付一日味噌五百目に、干鰯一升宛と定めた。されば元祿八年十二月の勘定書には、犬一日の食料總計米三百三十石、味噌十樽、干鰯十俵、薪五十六束とある。而して病犬の爲めに、柳澤吉保が抱醫師丸岡某、幕府小普請細醫師林宗久を召出し、各々扶持十人扶持を與へ、犬小屋侍を命じた。而して犬小屋作事の總奉行米倉昌尹は、其功によりて、六千石を加恩せられ、若年寄に陞進し、犬小屋支配を命ぜられた。而して其下に犬小屋奉行四人を措き、一人に役扶持三百俵に、同心十五人宛を付けた。されば流石の柳澤吉保も、其の憲廟實錄を編纂するや、實に左の如き申譯を云うてゐる。

犬小屋奉
行の加恩

柳澤吉保
の申譯

獨生類憐愍の政令、もと不仁の微小を戒め、庶民の仁心を全ふせしめんと
の思召より事おこり、さまで嚴令なるべきに非らざりしを、吉保、輝貞等が、
奉行の宜しきを失ひけるにや、末々に至りては、頗る御心の外なることもあ
りけるとなん。

只綱吉の
思召

憲廟實錄
の改作

と。然も此書を一たび八代將軍吉宗の覽に供するや、吉宗は、
御愛憐の事は、もとより吉保、輝貞に御任せありしにもあらざれば、この段
はたゞ深き御思召ありけると、書きかへて奉る可き旨……。
を命じた。されば現在の憲廟實錄には、其通りに書き改めた。
憲廟實錄は、正徳四年甲午正月に成つた。而して之を幕府に献じたのは、吉
保歿後、其子吉里によりて、享保元年丙申三月である。享保二年丁酉の秋、
吉宗より改作の内意を傳へ、九月四日之を再献した。されば徳川實紀の編者が、
此をば「是どよく當代の御素意を得させられ、且つは史家隱諱の法にもかなひ
し御事と申べき。」と、吉宗の美事の一として稱してゐる。吉宗としては、先

吉宗吉保
の飾辭を
惡めるか

代の惡を諱むが美事かも知れぬ。又た其の生前に諫止するを得ずして、死後に
柳澤吉保が、斯る辯疏らしき飾辭を弄したるを、面白からぬ事に思つたのであ
らう。然も何れにしても、此の生類憐愍の一事は、柳澤吉保さへも、辯護し難
き程の惡政であつたことは、之れにて知るに餘りある。

生類放遣りと其費用

四月廿九日

覺

一、なめら蛇一つ 籠に入

代官町に
蛇を放つ

右支配の者差添、道具無別條代官町明地へ爲持罷越、明き地から堀草深き處へ放申候處、成程達者
にから堀草の内へ入申候。以上。

天野忠左衛門

四月二十九日

右之書付安藤信濃守殿御好にて、桑山三郎右衛門を以上るなり。

鳥魚放ち

一、金魚銀魚は藤澤遊行寺泉水へ放申候。

一、鴨鴈鶩、此類は葛西大溜、或は三河島へ放申候。

一、鶉は深川八幡近所之川へ放申候。但酉の年始向四國へ御放に被成候。

第九章 四四 犬政の民に及ぼしたる疾苦 (二)

猿鹿猫

- 一、庭鳥は芝神明、淺草觀音、神田明神、深川八幡境内へ御放し。
- 一、狐は目白下簀有之所へ御放し。
- 一、鹿は鹿島へ、猫は小金へ御放し。
- 一、三州西尾へ御放鳥被遣候節、
旅扶持馬銀被下候。御徒目付へ銀五枚。
道法八十六里、御小人目付へ銀二枚。
- 一、勢州桑名へ同斷之節、
同斷被下候。御徒目付へ、銀十枚。
道法九十四五里、御小人目付へ銀三枚。
- 一、岩城小名之濱へ同斷之節、
同斷被下候。御徒目付へ銀五枚。
道法上下十日又は十一日、御小人目付へ同二枚。
- 一、三島箱根へ同斷之節、
同斷被下候。御徒目付へ銀五枚。
道法上下七日、御小人目付へ同二枚。
- 一、上總九十九里へ同斷之節、
同斷被下候。御徒目付へ銀三枚。
道法上下五日廿四里程、御小人目付へ金一兩。

鳩放生

- 一、大山藤澤へ同斷之節、
是は兩度罷越。御徒目付へ銀三枚被下候。御小人目付へ金壹兩。
- 一、小金粕壁流山へ被遣候節、大山藤澤同斷。
未四月廿六日、小金粕壁流山へ鳩放生に被參候に付、廿九日罷歸候。當二月も罷越、所々より兩度參り候には銀三枚、白山安左衛門頂戴、御小人目付へ金壹兩被下候。式部殿へ書付申上候へ共、則越中守殿へ御上げ候處、則被下候間、御納戸にて請取候様申渡候。
- 一、藤澤遊行寺へ金魚銀魚御放之節、兩度罷越、御徒目付銀五枚、御小人目付銀二枚被下候。道中上下三日なり。
- 一、鹿島香取へ同斷之節、
上下六日、御徒目付へ銀三枚、御小人目付へ金壹兩。
- 一、三宅島、神津島、新島、此三島へ御放鳥被遣候節、御用金十兩馬銀被下候。
御徒目付へ銀五兩、御小人目付へ同二枚。
- 一、大島へ同斷之節、
御用金拾兩馬銀被下候。御徒目付へ銀三枚、御小人目付へ金壹兩。〔元祿寶永珍話〕

伊豆諸島へ放鳥

第十章 貨幣改鑄

〔四五〕千慮の一失

貨幣改鑄

綱吉惡政の一は、貨幣改鑄だ。別言すれば、惡貨製造だ。此れは其の經費の不足を補ふ可く、苦しませられの方便であつた。即ち貨幣に混合物を多くして、其の品質を粗惡にし、公稱價格を、従前通りにする事だ。苟もお上の御威光ならば、鉛を金銀として通用することさへ、不可能でない。況んや改鑄に於てをやとは、改鑄案の提議者共の申分であつた。

是れ綱吉
濫費の結
果

一般に受取られたる説によれば、斯る惡政を布かねばならぬ極所に立到りたるも、畢竟綱吉が驕奢に耽りて、濫費を事としたる結果であると云ふことだ。此れも固より一理ある。併し徳川幕府の財政困難は、決して綱吉から始つたの

財政窮迫
依つて來
る久し

ではない。云はく綱吉は、困難の中に飛ひ込んだのである。有體に云へば、三代將軍家光の下半期より、敢て焦眉の窮迫と云うではないが、綽々餘裕ありと云ふ程ではなかつた。四代將軍家綱の時には、兎や角辻袿を合せた程にして、手一杯であつた。されば綱吉來らざるも、何人でも家綱の相續者は、財政の困難を感じずるに至つたに、相違あるまい。而して之を挽回するには、固より非常の手段を要する。

されど綱
吉亦責任
あり

然るに綱吉は、一方には他の驕奢を戒飭し、頻りに儉素の主旨を徹底す可く、屢ば法令を下しつゝ、他方には寺院の造營、能樂の沈溺、寵嬖の濫賞等、あらゆる限りの國帑を消耗した。されば綱吉も財政困難に就て、其の責任の一部を、受持つ可きは當然だ。然も彼に全責任を歸するは、決して平允の判決でない。元來財政困難は、徳川幕府本來の痼疾だ。而して徳川幕府の生命が、此れが爲めに取られたと云ふも、必ずしも全く過言とは思はれない。斯る痼疾を、子孫に遺したのは、家康の千慮の一失とも云ふ可きであらう。極めて手短かに語れ

財政困難
は幕府の
痼疾

家康只た
支配權取
得熱中

家康の財
用は最も
安全

ば、家康が天下を統治する全責任を、幕府に負擔せしめつゝ、天下の財權をば、掌握せしむることを閉却したからだ。

併し家康としては、斯る一失も、不思議はない。家康時代に於ては、天下を統治するは、幕府の義務としてではなく、權利として映じた。家康は只だ此の天下を支配する、權利の取得に熱中した。祖先に於ては、權利として取得したるものが、子孫に於ては、義務として奉持せねばならぬ迄には、思ひ及ばなかつた。如何に思慮周到なる家康でも、尙ほ是れ人間だ。其の政權を取得するさへ、既に容易の事でない。千辛萬苦の後に於て、漸く其の目的を達した。即ち閻魔大王への土産として、死期に瀕して、其の目的を達した。されば此上に財權の全部を、幕府に取得するは、彼としても餘りに強慾に過ぎた事だ。彼が之に向つて、手を加へなかつたのは、彼として決して決して怪しむに足らぬ。

且つ家康は、天下第一の富者であつた。彼は秀吉全盛の時代に於てさへも、秀吉に次ぐの富者であつた。然るに取りて秀吉に代るや、秀吉の蓄積したる財寶の

家康に財
權獨占の
必要なし

財權獨占
寧ろ面倒

全部と云はざる迄も、其の大部分を取得した。而して更に大久保長安等の煎煎にて、鑛山より莫大の金銀を出して、之を幕府の庫中に收めた。されば家康は、財用に就ては、最も安全に、且つ最も堅固の位地を占めた。此上天下の財權を獨占せんとするが如き必要は、彼に於て毫も之を見出さなかつた。

家康は天下第一の武力者であると同時に、天下第一の財力者であつた。此の武權と財權とは、家康をして天下を取らしめたる、左右の手であつた。彼は自ら守るに足るのみでなく、他を制するに餘りあつた。彼は自から辨ずるに足るのみでなく、他を扶くるに餘りあつた。即ち家康時代に於ける徳川幕府は、天下に對して債務者でなく、債權者であつた。被保護者でなく、保護者であつた。斯る時代に於て、家康が天下の大小名に向つて、武權—軍役の制はありたるものと、財權との委譲を敢てしたのは、其の寛裕なる胸襟から、出で來りたる政策と云ふよりも、寧ろ其の必要なかつた爲めである。

一步を進めて云へば、是れは却て幕府に取りて、小面倒であつたからだ。即ち

幕府を滅
した原因
一大

其の領地内の士民は、領主の支配に一任し、領地内の租税は、領主の取得に任す。幕府自身には、有り餘る程の兵力もあれば、財力もある。今更ら大小名の力を假る必要は一もない。而して萬一の場合には、大小名彼自身をば、幕府は一舉手一投足もて、随意に措置するを得る。彼等の生殺與奪の權は、舉て幕府の手に在る。何を苦んで、此上彼等の内輪に、立ち入る必要あらん哉とは、恐らくは家康時代に於ける家康、及び其の謀臣の所見であつたらう。併し幕府を滅したるものは、此の財權と、兵權との、地方委讓であつた。而して其中にも、財權の委託が、最も累を爲した。

【四六】 無意識の復讐

財政上の
一缺點

徳川幕府は、大名中の大名であつた。一方では天下の將軍でありつゝ、他

部分に取
りて全體

諸士諸藩
の救済請
求

方では所謂の領主であつた。徳川氏を一個の大名、即ち加賀、仙臺、薩摩の類として見れば、自から立ち、自から養ふに餘りあつた。然も天下の支配者として之を見れば、直ちに其の陷缺は一目瞭然だ。加賀や、仙臺や、薩摩は、其の領内より取得したる財を以て、領内を治むれば足るのだ。然も徳川氏は、其の領内から取得したる財を以て、領内のみでなく、天下を治めねばならぬ。天下事なきも、尙ほ其の費用の多きに困しむ、況んや一朝有事の秋に於てをや。之を部分に取りて、之を部分に使用すると、之を部分に取りて、之を全體に使用すると、其の困難の度は、決して同日の論ではない。徳川氏の財政は、何れかと云へば、泰平と與に、其の困難を加へ來つた。何となれば、泰平は贅澤を意味し、贅澤は冗費を意味す。旗本諸士の贅澤戒飭は、家光時代から、屢ば行はれた。而して彼等が困弊の極、餘儀なく幕府に向つて、救済の請願を持ち出したのは、幾回なるを知らなかつた。而して旗本のみでなく、親藩や、譜第や、否な外様さへも、不時の遭災の爲めに、幕府に難題を持ち込ん

取るより
も出づる
が多し

財政困迫
亦當然

家康財權
委讓の餘
因無き一餘

だるものは、決して少數ではなかつた。
固より幕府は、天下の諸大名に公役を命ずる事も能ふ。天下の富豪に御用金を命ずる事も能ふ。金持の財産を驕奢の沙汰と稱して、没收することも能ふ。併し泰平と興に、取るよりも與ふることは、多くなつて來た。而して家康の蓄積したる金も、無限ではなかつた。如何に大名を潰しても、家康が秀吉の後を潰した如き、好き獲物は無かつた。而して何よりも困つたのは、家康時代の如く、金銀の産出が澤山なかつたことだ。
されば家康より三代以後に於て、財政のやり繰りが、幕府に取りての一大難題であつたのは、決して不思議でなかつた。而して一たび對外問題が出で來るや、財政上の困迫は、更らに一層の酷度を加へ、遂に自滅の止む可からざるに瀕した。其の顛末は、その場合に到りて、詳細に語るであらう。
更らに家康をして、財權委讓を餘儀なからしめた一事は、秀吉が其の先例を示したことだ。秀吉は一大成金者流だ。されば其の天下の群雄を駕馭するに於て、

人心失ふ
べからず

秀吉以來
の慣例改
すべからず

尋常一様の軌道に由らなかつたのは勿論だ。彼は天下を取らんとせば、天下の智勇辯力の士と興に、其利を孤つにあるを熟知した。故に彼は財權委讓は恐ろか、所謂の金賦りをして、天下を驚かした。
その跡を引繼ぎたる家康が、如何に儉嗇は其の本性と云へ、天下の財權を一手に掌握し、諸大名をして、所謂の大なる切米取たらしむるが如き事の、出來べき様がない。家康は自力で天下を取つたが、自力にせよ、他力にせよ、天下の人心を失うては、天下を保つ壽には參らぬ。當時天下の人心と云へば、其の重なる者は、豊臣氏以來の諸大名だ。彼等の心を失ふと否とは、家康に取りては、關原戦争以上の緊要問題だ。彼が秀吉の舊に仍りて、之を改めなかつたのは、天下取りの當人としては、智慮ある仕事と云はねばならぬ。
天下の人心の向背未だ全く定まらざる時に於て、財權問題などに手を著くるは、眞に蠶蛇の沙汰である。されば家康が之に手を著けなかつたのは、第一、自ら大なる富者であつて、毫も其の必要を感じなかつた爲めに。第二、繼令手を

家康の子孫是が爲迷惑

舊制更正已に遅し

因果は廻る小車

著けんとするも、秀吉以來の仕來りとして、今更ら斯る事を做す可き時機でなかつた爲めに。併し流石の家康も、其の子孫が、此れが爲めに非常なる迷惑をした事には、思ひ及ばなかつたであらう。家康は權利として天下を取つた、子孫は義務として天下を受取つた。家康は餘財を投じて、天下を賑はした。子孫は財源の枯渇に困んだ。廣く天下に取らずして、只だ天下を治むるの義務に任せんとするは、到底可能の事でない。

然もそれを徳川幕府は實行し、續行せねばならぬ運命を荷うてゐる。其の必要の時機に至りて、家康の舊制を更正せんとするも、是亦た絶對不可能の事でないければ、頗る困難の事だ。何となれば、幕府の威信が、此れが爲めに失墜するのみならず、實は、之を厲行する程の威信が、既に缺乏してゐたからだ。

因果は廻る小車だ。秀吉は案外の所で、案外の事で、其の敵を打つた。財政困難が、秀吉が無意識の、且は不用意の、徳川幕府に對する復讐と云うても、差支

あるまい。

【四七】幕府財政の必迫

收支の差益々大

あらゆる困窮の引受問屋

徳川幕府の収入は、年々限りがある。然も其の支出は、年々限りがない。此の有ると、無きとの差は、年々與に彌々廣く、且つ大となつて來た。加ふるに明暦大火の如き、突發の不幸生じた爲めに、幕府の財政は、益々困難となつて來た。大名の困窮は、即ち幕府の困窮だ。親藩の困窮は、即ち幕府の困窮だ。旗本の困窮は、即ち幕府の困窮だ。何れの困窮も、其の引受け問屋は、幕府であつた。幕府は實に割の悪しき位地に立つた。其の權利としては、所謂幕府の管轄地の公租、及び商業上の諸運上に止まり、其の義務としては、日本全國の諸務に應せねばならなかつた。

家嗣時代の財政必

金座の者共申出

土屋敷直の不採用

されば四代將軍家綱の時代に於て、財政上必迫を來たし、其の遣り繰りの算段をせねばならぬ始末に、立ち到つた。其の一例を擧ぐれば、寛文年中に（即ち明暦大火の後）金座の者共打寄相談しけるは、金子一兩に、銀子何程入て吹改るときは、日本の金、何程多く成の道理なり。但し金の位少し劣ることに構ひなし。世上重寶何増倍の御徳用と公儀をかりて、己等が利欲を構へ、當時の老中の内にて、土屋但馬守數直殿さへ得心あらば、願成就すべしと云合て、但馬守殿へ人して申入ける。公儀御徳用と有之故に、右の書付を留め置れける。世間いつかいつかと、沙汰を待暮しけるに、一向其沙汰なかりしかば、失念にやと但馬守へ申入たる人を以て、重て窺ひ試みけるに。其時宣玉けるは、町の者共願立申筋大に違ひたり。金銀と申すは、七寶の最上にして、和漢是を重寶す。其金の位を一段引下げて澤山にすべきとの事は、中々申出さる、筋にてなき故、仲間へも咄し申さざるなり。近代は昔の如き紫磨金少く、總體黄金の色白みたるさへ、上にも嘆き思召。是を

秋原重秀の採納

金座申出の難見透の困

又次位に吹替へ、日本金の位を引下げるとは、予の了簡に及ぶ所にあらず。此書付は返し渡されよと有しとかや。これ土屋但馬守、儉約發端を申し行ひ、形の如く費を厭はる、故、御爲と云はゞ、取上げ申さるべきを、古代を改められざること、感心せるとかや。其後金座の者共、願の叶はざるを残念に思ひ、延寶七年、土屋殿卒去後、元祿年に至り、秋原近江守重秀殿、勘定奉行にて、又御儉約申立られし時、折を得たりと、金座の者共、寛文年の書付を潤色し、近江守殿へ持かけ内談しければ、案の如く老中も尤もに思はれ、御聞に達し、程なく元祿金銀吹替の出来たり。土屋殿の性質なること、世以て美談とす。（三貨圖彙）此れは金座の献白を、老中土屋但馬守が採用しなかつた事を、贅稱した文字であるも。金座をして斯る提議をなさしめた理由は、畢竟幕府の財政困難の内兜を、見透した爲めと云はねばならぬ。如何に大膽なる金座の者共なればとて、家康時代に、斯る意見を持ち出し得可き筈がない。斯る意見の採用、不採用は、

明曆大火の影響

大火無心係者亦た

甲府綱重の外因

姑らく措き、出で來りたる其事が、既に一葉落ちて天下の秋を知るものだ。家綱時代に明曆大火の爲めに、諸大名及び旗本諸士が幕府に向つて拜借金を申込みたる數は、決して尙少ではなかつた。而して其の拜借金は、延いて市民にも及んだ。然も是亦たやがて恩賜金と變じた。而して此の大火の爲めに、千代田城も焼失し、その爲めに、庫中の金銀を灰燼に委したる數も、莫大であつた。されば此の大火の最大被害者は、徳川幕府彼自身と云はねばなるまい。而して所謂拜借金は、大火に關係なき方面からも、爾後續出し、甲斐、館林の連枝等よりも、其の無心を吹き掛られた。而して流石の幕府も、之に當惑して、時には之を拒絶するの止むなきに至つた。即ち延寶六年九月十四日、甲府宰相綱重の死の如きも、此の借金問題に關係ありと云ふ説があつた程だ。

延寶六年、峽公（綱重）年三十五、國用足らず、朝見に因りて、親から金を莊王（四代將軍家綱）に借る。莊王憐ひず、丞相、厩梁、侯忠清（酒井忠清）に詰る。忠清以て不敬と爲し、乃ち人を遣はし、上旨を以て、峽公に風して、自裁せし

む〇（三王外記）

事實の眞

との説さへあつた。此れは取るに足らぬ風聞であるが、綱重が拜借金を幕府に持ち出して、拒絶せられた事は、事實だ。而して此の事實が、他日酒井忠清父子の罪を綱吉に得たる一の理由となつたのだ。即ち連枝たる甲斐宰相にさへ、拜借金を許さざるに、忠清一家の加恩は、所謂手盛の沙汰にて、不都合なりとの意味だ。そは兎も角も、家綱時代の財政の豊裕でなかつたとは、如上の記事によりても、想ひ見る可しだ。

明曆大火に天守臺御用金銀焼く

御本丸御天守臺石垣内に兩面にして高さ六間石垣四方築、内前々より空蔵と唱へ、御用の金銀大分詰有之候。御天守焼失に付金銀一ツに湯に成申候。戌年御天守臺ほぐし築直しに付、御普請取附まへに、此金一つにかたまり申候を、しゆらに乗せ、五六百人充にて三の丸まで引出し申候。御留守居衆四人の奉行也。銀座年寄京屋四郎と申候、古手屋五郎右衛門兩人請負、三の丸にて金銀吹分仕申候。石垣裏くり石の間に流れ込候まで取出させ遣し申候。（後見草）

金銀一ツに湯とな

【四八】貨幣改鑄の責任者

改鑄は家網時代の企畫

貨幣改鑄は、當面の財政困難應急策として、既に家網時代に企畫せられた。然も其の實行は、綱吉時代に於て、始めて之を見た。

銀座建議

乍恐以二書付一申上候。

一 諸國從銀山一出申候灰吹銀、年々少分に罷成、銀座へ替取候灰吹の銀高に應じ、御運上被召上候へ共、近年漸丁銀五百枚宛差上げ申體に御座候。就夫銀座の者共御蔭少分に候間、渡世難仕御座候間、丁銀小玉と相加へ候銅の員數増候間、吹出申度奉願存一候。

一 右之段被爲二聞召届一被下候は、前々より相加へ候銅目之外、灰吹百目に付、銅十匁宛増加申度奉願存候。如斯銅増候ては、丁銀小玉見分、唯今迄之通り、毛頭相違無御座候。新丁銀に而商賣物代銀請渡仕候共、今迄用ゆ丁銀賣物之値段同事に被仰付可被下候。高下御座候。

百日に付銅十文の増加

丁銀の位を一途にせん

候而は、諸商賣之隙に可罷取一裁と奉願存候に付、如斯申上候。

一 右増申候銅目は、御公儀御灰吹の積りに御座候。諸方より寄灰吹は、銀之位高下御座候に付、御銀之増銅に、從員數惣様丁銀之位一途に罷成候様に銅相加申候。

吹出銀

一 丁銀小玉吹直申候増銅之員數、銀百目に付八匁宛相加へ申候。右様に御座候へば、灰吹百匁に銅十匁宛増申候折、丁銀と位一途に罷成候間、右八匁之内御公儀之丁銀八千貫目に付、四步通吹出銀を相加へ、千四十貫目上納仕、相殘る四千貫目は、銀座へ被下置一候様に奉願候。

一 銀座寄灰吹増銅之御運上、灰吹千貫目に付、丁銀五百枚宛指上げ可申候。唯今迄世間之用申候丁銀小玉、銀座へ替集に而、是又千貫目に付、丁銀五百枚宛運上指上げ可申候。

一 右奉願候通被仰付候へば、上納銀以來増申候員數凡相考候通書付指上げ申候。

増銅運上

丁銀小玉替集運上

丁銀二百三十貫目程。

佐州、但州、石州、白峰御灰吹、近年吹申候一ヶ年之積り。

同六十貫目程。

銀座替灰吹之御運上七年分替高之積り。灰吹千貫目に付五百枚宛。

同四百貫目。

御物成三分一銀、新丁銀にて御納相成候へば、凡一萬貫目程吹直之時、銀座にて指上げ候銀高。

右納銀増申候分、都合六百九十貫目程、此外世間より替集吹直し候丁銀、小玉之御運上は、當分難積御座候。

一 四ヶ所之銀山、御灰吹申候爲、雜用千貫目に付、丁銀三十貫目宛、前々より銀山へ被下置候、御定めに御座候へ共、増候銅之代、常是方之吹賃に少く増申候間、右兩様入目に一步御増被下、都合四步通り拜領仕度奉願候。

入目増加

右之通被爲二聞召分奉願候。銅之義爲二仰付被下候は、難有奉存候。以上。

申(元禄五年壬戌)八月

銀座

- 伊丹七兵衛
- 末次彌九郎
- 京屋清五郎
- 小南理兵衛

松 美濃守様(松平重良)

稻 伊賀守様(稻生正照)

萩 彦次郎様(萩原重秀)

諸 傳左衛門様(諸星忠直)

此の建白とも、請願とも、見様次第にて見らる、意見書は、恐らくは當時金融上に、有力なる仲間の輿論とも、見らる可きものであつたらう。されば貨幣改

改鑄説の眞の發頭人

第十章 四八 貨幣改鑄の責任者

責任の責

鑄説の發頭人を以て、専ら荻原重秀に擬するは、恐らくは事實の真相を得たものではあるまい。事實は寧ろ斯る意見に動かされて、荻原重秀は、其の代表者となつたに過ぎなかつたであらう。

併しながら何人の發議にせよ、其の實行の責任者は、將軍綱吉であつた。彼は固より財政、經濟の素養ある者ではなかつた。彼は唯だ其の財政の必迫を、一時に瞞過すれば、それにて満足した。彼は其の改鑄の惡例を發くは、天下後世を禍する所以であると、氣付かなかつた。彼は只だ群小の議に盲從して、此の惡政の端を啓いた。

【四九】貨幣改鑄の動機

實行動機

貨幣改鑄の策は、寛文年間よりの宿題にして、今更ら新奇の發案ではない。併し

日光行の
費を得る
能はず

しそれが彌々物になり始めたのは、如何なる動機であつた乎。三王外記は、左の如く叙してゐる。

憲王（綱吉）立て數歲。元祿中に及びて、列相に詔して日光の行を議せしむ。是より先き王奢侈、且つ土木を興すを好む。府藏殆んど空しく、用度足らず。浪華、駿府二城、皆な神祖藏むる所の金數鉅萬あり。後先諸を内府に輸して、王畢く之を用ひて、以て其欲を濟す。是に於て王府遂ひに空し。列相奏して言ふ、殿下日光の行、法當さに十萬金を用ふべし。而今府藏空しく竭く、以て費に供する無し、未だ以て行有る可らざるなりと。王泣いて曰く、吾れ海内を有ち、而して數日の行有るを得ず、焉ぞ王たることを用ひむ。因りて飲食を減じ樂まず。列相及ひ侍中諸大臣皆な之を病む。時に忍侯正武（阿部正武）計相と爲る、（勝手方老中）大農度支官長以下を召して、用を足すの術を問ふ。大農荻原重秀對へて曰く、海内見に世に行はる、幣、既に其數ありて、速かに殖す可らず。他物を和劑して以て貨幣と爲すに如くは莫し。益を原材に取

荻原重秀
の建議

るなくして而して其數倍す。故に之を便と爲す。忍侯曰く、善し。遂に奏して貨幣を造らんとを請ふ。報じて可とす。是に於て、局務を下して貨幣を造らしむ。(三王外記)

必迫の實物教育

果して此の通りであつた乎、否乎は姑らく措き。必迫の實物教育は、綱吉をして貨幣改鑄の議を、裁可せしむるに到つたに、相違あるまい。元來萩原は、綱吉の初政に於て、出頭人の一人であつたらしい。

勘定所役人改任

一 同十日(貞享四年九月)勘定奉行大岡備前守清重、彦坂伯耆守重治、仙石和泉守政勝ともに、奉職無狀とて職褫ひ逼塞せしめられ、小普請奉行組頭小菅猪右衛門正武、勘定奉行差添役佐野六右衛門正周これにかはり、各加祿千石たまひ頭となる。差添役國領半兵衛重次も職罷めらる。勘定組頭萩原彦次郎重秀、直實なればとて、半兵衛重次に代らしめられ、加秩ありて五百五十石になさる。(常憲院殿御實紀)

萩原出頭

一 萩原彦次郎重秀は、御勘定組頭仕たる者也。去る比只一人被召、諸代官の追帳より始、萬事之吟味一人之三分別才覺、無遠慮、心一ぱいに仕上可申候。由被仰付候。此節より扱は御勘定頭衆之致やう御意に不參と聞え候へば、おし付御役めし上らるゝにて可有之と唱候つるに、その通り也。彦次郎事善惡、未だまもなき事なれば、しれざる所に、御加増被下、結構成御役被仰付候は、兼而よきものと、上聞に達したるゆへなるべし。

(御當代記)

萩原建議採用

彼は此の如くして元祿以前に、既に綱吉の眼中に入りたる、勘定吟味役であつた。斯くて元祿八年八月十一日、愈々重秀の議は採用せられて、其の役員は命せられた。即ち勝手向老中阿部豊後守正武、若年寄加藤佐渡守明英、その事を惣監し、勘定吟味役萩原彦次郎重秀此をつかさどり、其の所屬の人々も、各々任用せられた。(甘藪叢には萩原以下の任命を、八月七日に繋いでゐる。)

徳川一代の神政

是近年奢侈の爲、支費多く、府庫乏竭したるを以て、金銀の位悪くし、銅鉛

當面の責任者

を交へて、其の虚數を多くし、以て困乏を濟はんとを謀らる、也。徳川一代の稗政これより甚しきはなし。而して之を建白する者は、萩原重秀に出づ。曰く官の行ふ所、瓦石と雖も、通行すべし。況んや雜るに銀鉛を以てするも、猶紙札にまされりと。是其の口實とする所なり。(徳川十五代史)

其の責任を、唯だ綱吉と重秀の二人に歸するは、聊か苛酷と云はねばなるまい。然も上に綱吉の浪費を事とするあり。下に重秀の遺縁りをするあり。此の兩人が唯一でなしとするも、當面の責任者であることは、固より争ひ難き事實であらう。

第十一章 貨幣改鑄と其の影響

【五〇】改鑄の實行

改鑄觸書

幕府は改鑄掛の役員任命の、同年同月、即ち元祿八年八月十九日附にて、左の觸書を發した。

御觸

- 一 金銀極印古く成に付、可吹直旨被仰付候。且又近年山より出候金銀も多無之、世間の金銀も次第に減じ可申に付、金銀の位を直し、世間の金銀多出來候ため、被仰付候事。
- 一 金銀吹直し候に付、世間人々所持の金銀、公儀へ御取上被成候にては無之候。公儀の金銀、先吹直し候上にて、世間へ可出之候。至其時、可申渡候事。以上。

而して更らに九月十九日附にて、左の如き布令を下した。

覺

新舊貨混
合通用

一 今度金銀吹直被仰付、吹直候金銀、段々世間へ可相渡之間、有來金銀と同事相心得、古金銀不殘吹直候迄者、新金銀と入交せ、遣方請取渡、兩替共無滯、上納金銀も、右可爲同前一事。

増歩

一 新金銀金座銀座より出之、世間之古金銀と可引替候。其節金銀共に員數を増可相渡一事。

町人を経
て交換

一 金銀町人手前より引替に成候間、武家方其外之金銀は、勝手次第、町人へ相對にて相渡之、引替可申事。

附 古金銀貯置不申、段々引替可申事。

右之條々、至國々所々、可存此旨者也。

右要領

即ち第一條は、新貨は舊貨と同様、公私一般に、通用せしむ可きを規定し。第二條は、新貨と舊貨と、交換に際しては、相當の割増を附加するを規定し。第

三條は、一、新舊貨交換は、町人の手よりするが故に、武士其他は町人の手を経て、舊貨を新貨と交換す可きを規定した。而して附條は、舊貨を貯蓄せず、漸次新貨と交換す可きを、諭示したものである。然も此の法令は、殆んど實際には、何等の効用もなかつた。

人民古貨
を出さず

追々新金銀出來に付、元祿九子年九月より、古慶長金銀と引替可申、其節は金銀ともに増歩を可遣趣被仰渡。此増歩有之候は、追々引替に可出と存じの外、新金銀位あしき故に、自ら古金銀を貯て出さず、是良金なる故なり。尤も一兩は新古とも一兩にて引替れば、眼前増歩の徳ありと雖ども、新金銀位あしき故、古金銀引替に出さず。彼寶鈔にくらへ諭へても、民不服、天下金銀を増の益はあれども、民服せざるにより、却て煩ひとなる。〔三貨圖彙〕斯る次第にて、幕府は人民の任意にて、舊新貨幣の混用を允許したが。それにては到底舊貨を、新貨に引替ふるの目的、達し得可からざるを見て、更らに元祿九年七月八日附にて、左の法令を發した。

幕府再三
の布令

覺

舊貨停止の豫告

一 吹直金銀、段々出來寄候間、誰人に不寄、所持之古金銀兩替屋方、聞合無二油斷、新金銀と引替可申候。吹直金銀出來之上者、古金銀通用可爲二停止之間、可被レ得レ其意候。次灰吹銀も、吹直候間、同前に可被レ心得候。以上。

脇々吹直者の處罰

一 今度本郷にて金銀吹直候場所の外、一切金銀吹直申間敷候。自然脇々にて吹直候者有之、又は似せ之金銀拵候者有之、早速訴人に申出べし。縦同類たりとも、其科を許し、急度御褒美可下、仇をなさざる様に可申付之。若かくし置、後日に外よりあらはるゝに於ては、其身は不及申、諸親類並所の者迄、可爲二曲事一者也。

是改鑄自然の應急手當

乃ち第一條は、新貨出來の上は、舊貨通用停止するが故に、速かに舊貨を新貨と交換す可しとの主旨だ。第二條は、賈貨に對する豫防、若しくは取締の主旨にして、何れも性惡の新貨鑄造より生ずる、必然の結果に就て、それ〴〵其の應

急手當を爲したるものである。

【五一】 舊貨と新貨

依然とし舊貨隠匿

人心は靈妙だ。如何に新貨鑄造を了すれば、舊貨通用停止す可しと布令するも、性善の舊貨を以て、性惡の新貨と交換するは、誰しも好む所でない。故に折角通用停止を以て、舊貨交換を催告しても、一向に其の効果が現はれなかつた。されば幕府の手許にて、引き換得らるゝ丈は、金には銀を加へ、銀には錫を加へ、新貨として民間に流通せしめたが。然も民間にては、依然舊貨を隠匿して、交換を申し出でなかつた爲め、今は餘儀なく、一旦舊貨の流通を停止したるに拘らず、更らに來る寅年(元祿十一年戊寅)迄、年限を定めて、通用を容すとした。

覺

舊貨通用
延期と引
替履行

近世日本國民史

二七二

金銀吹直に付、古金銀と新金銀と、彌引替可申候。御料は御代官、私領は地頭より申付、遠國に至る迄、古金銀不殘候様、引替させ可申旨。尤も金銀之儀者、來寅三月迄は唯今之通、新金銀と一様に用ひて、其以後は古金銀通用相止め、新金銀計可レ用之間、可レ有_レ其旨候。若滯儀有_レ之候はば、金銀吹直し候場所迄可_レ申出_レ候。以上。

元祿十年四月廿六日

斯の如く一方には、舊貨の通用を延期し、他方には新貨の通用を履行したるも、兎角舊貨交換を申し出づるもの少く、爲めに更らに元祿十二年三月迄、其の通用を延期すること、した。

再度舊貨
通用延期

覺

一 古金銀を新金銀と引替候儀、當三月を限り候様にと、去年四月相觸候處、今以古金銀相残り有_レ之由に候。遠國渡海など有_レ之所者、通路不自由之由にて、引替相残り候儀も可有_レ之之間。來卯（元祿十二年己卯）三月を限

鑛山探掘
獎勵

元祿十一年正月廿六日

不殘引替候様に、御領は御代官、私領は地頭より其所々へ申越、古金銀不殘引替之様に可_レ申付候。若し差支之儀有_レ之に於ては、萩原近江守（重秀）方へ可_レ被_レ相達、其上にて古金銀殘置候は、可_レ爲_レ越度候。以上。

一 御料私領之内、金銀銅山見立候て、堀見可_レ申候。私領之内に有_レ之は、向後地頭可_レ爲_レ所務候。且又寺社領に有_レ之は、御領は御代官、私領は地頭へ可_レ相伺候。

元祿十一年二月

而して他方には、又た三月二十六日附にて、左の發令をした。

覺

一 當座遺捨之諸色、金銀之箔用候儀、停止之事。

金銀消耗
停止

第十一章 五一 舊貨と新貨

二七三

附、金銀之水引停止之事。

一 菓子入、盃臺、金銀之箔停止之事。童子之持あそび物、遺捨之類、金銀之箔停止之事。

一 諸道具、金銀梨地、粉だひ、蒔繪之類、向後結構に無之様に可仕事。

一 諸道具金物之類に、金銀狼に遣候儀、可爲無用一事。

右之趣相守之、惣て無益之儀に、金銀用申間敷候。以上。

類波支ふべきなし

此の如く、一方には新たに金銀を採掘せんとし、他方には金銀の消耗を停止し、而して成る可く金銀の流通を多からしめんとした。然も新たなる發掘も思はし

くなく、金銀を消耗する奢靡の風氣は、日に増し流行し、滔々たる類波、之を支ふ可き術なきに苦んだ。

幕府は更らに元祿十年六月三十日を以て、左の發令をした。

一 今度新金にて、貳朱判世間に相渡候通り、自由の爲に候間、國々所々迄、其旨を存、商賈請取方、渡方無滯、貳朱判をも用可申候。貳朱判

貳朱金通

偽金銀取

は壹分半分之積たるべき事。
一 前に相觸れ候通り、似せ金銀仕者は、訴人に出べし。假同類たりといふとも、其科をゆるし、急度御褒美を被下、仇をなさざる様に可申付候。

金銀細工の停止

一 すべて金銀の細工仕候者は、其所にて心を付、少も疑敷義を及不見聞候は、早速可申出。隱置、外より顯るゝに於ては、本人は不レ申、親類並に所之者も、可爲二曲事一者也。

二朱判の由來

抑も此の二朱判は、從來甲州に於て、武田氏時代より一朱、一朱、朱中とて、國內通用便利の爲めに鑄造した。家康時代に於ても、同國宮原村松木源十郎に、其の鑄造を許可した。されば萩原重秀は、此の先例を、幕府の貨幣制度に應用した。而して此の補助貨鑄造の爲めに、幕府の庫中に利益ある可きは、勿論である。

【五二】 銀及び錢の拂底

舊貨通用
再三延期

二朱金の新貨幣は出で來つた。然も人民は、別段有り難しとも思はなかつた。舊貨の通用は、元祿十二年三月限りとの規定であつたが、其の引替を申し出づるものは、尙ほ延滞した。此に於て、同年四月朔日には、尙ほ左の布令を出した。

一 古金銀、當三月迄に、新金銀にかへ可申旨被仰付候得共、遠國他國に未だ古金銀可有之候間、此以後も只今之通りにかへ可申旨被仰渡候事。

新貨多く
して却つ
て不融通

と。されば市民は、依然舊新貨幣を取り混せて通用した。然も斯く新貨の鑄造せられたるが爲めに、世間の融通は、自由である可きであつたが、其實は何れも古金銀を隠匿して、深藏したるが爲めに、却て不融通となり、市民は専ら銀錢を使用した。従つて又た世間に銀錢の拂底を來たすことゝなつた。

金交換價
格の低下

一 銀子之儀、御藏元拂、金子一兩に六拾目替之積に候間、世間准之金子一兩に付銀六十目替之積に可相心得候。乍去兩替屋共差引之利潤可有之候間、當年より來年十二月迄、金子一兩に、銀五十八匁より高直に仕間敷事。

一 錢之儀も、御藏元拂金一兩に四貫文替之積に候間、世間准之金子一兩に錢四貫文替之積に可相心得候。且又兩替屋共差引之利潤可有之候間、當中より來年十二月迄、金子一兩に、錢三貫九百文より高直に仕間敷事。

銀愈々拂
底

此れは元祿十三庚辰年十一月八日附である。即ち金性が悪しくなりたるが爲めに、其の交換價格の下落を餘儀なくならしめたのだ。然も銀は愈々拂底を告げた。故に大阪市中に對しては、左の如く施行した。口上之覺

大坂にて
町金と引
替

是新金位
劣れる爲

錢亦拂底

一 今度銀子拂底に相聞候に付、大坂御藏銀之内、千五百貫目、當地町金と引替候様に從江戶一申頼候間、三郷町中へ觸知望之者於惣會所一遂二吟味來已(元祿十四年)正月四、五日兩日之内、御金奉行月番、北尾市郎左衛門宅へ參り、右引替之仕方可受指圖候以上。

元祿十三辰年十二月晦日

と。然も是亦た恐らくは燒石に水であつたらう。

右の通、銀錢拂底にて元祿十三年の頃、金一兩に銀五十目四五分より五六分、錢三貫五百文位。これ全く新金元祿位劣りたるよりのことにして、如何ともなし難し。尤兼て民間錢拂底ゆえ、元祿四年の頃より、京七條村にて、同六年迄錢を鑄させらる。其後も江戶龜井戸村にても、數萬鑄させらるれども、いかなる故にや、世間錢拂底なり。是を考るに、全く新金を賤み用ひずして、錢と銀とにての買多し有之故、金の代りを銀錢にて用ゆる故、海内廣しことなれば、何程錢を鑄ても不足なり。又銀の拂底は、元祿七年に、銀

趨勢支持
に努む

他國への
賣拂停止

公定直段
外の賣買
禁止

に歩を入吹改り、元字銀と云。此銀又位慶長銀より劣り候ゆ。古慶長銀を貴み、諸人おしかくし貯て出さず。依之新銀元祿ばかり通用する故、是又海内へ行届き候程出し方無之、夫故銀拂底に相成、何れ新金銀とも位あしく、民これを賤しむより事起れり。(三貨圖彙)

覺

一 銀子錢、度々御拂も有之候得共、今以拂底之由、前々より相觸候通り、他國へ一切賣遣し申問敷事。

一 銀子錢之賣買相對を遂げ、御定の直段より高直に賣候由相聞候。左様之儀堅仕問敷事。

一 銀子錢之通用、不自由に成候儀、難ニ心得候間、賣、買置仕問敷事。

銀子錢拂
底の理由
紅明

右趣可相守之、若於相背ては、急度御仕置可申付候。惣て何等之譯にて、銀子錢拂底に成候哉、見及聞及次第可申出之候。而して大阪に向つては、他國へ一切賣遣し中間敷の一條を除き、更に最後に「總て何様之譯にて銀子錢拂底に成候哉。及見及聞付次第、可訴出候。隠置外より相知れ候は、其所之家主、五人組、名主迄、可爲三曲事者也。」との文句を添へてゐる。何れにしても幕府は、銳意錢や銀の拂底を防止せんとした。併し此れも殆んど無効であつた。

金銀位劣り物價騰貴

金銀大半
減少

我國の金銀者萬國之實にすぐれ候事世の人又推知べき所にて候。然に慶長以來或は異國の中に流入、或は火災之度々に焼失、或は神社佛閣衣服器財のために費やし、用所凡九十餘年之間我國の金銀大半を減候。故に天下之財用相通じ候事其始に及びがたく、是によりて元祿中金銀之法を造られ、我國通用之金銀又其數を倍し候。然れども其金銀の品者東照宮の定置れ候所には大きに及す候によりて、工商の類あらたに造出され候金銀の價を賤し、各其利を失ふべからざる事を謀り、諸物の價を増加へて商賣し候に及んで諸物之價は年々に貴く、金銀之價は年々に賤なり來て、終には公私貴

賤の難儀には至りぬ。(正徳年中金銀吹替覺書)

【五三】新鑄金貨と銀子

新金貨受
取を迷惑
がる

元來東國は金本位、西國は銀本位にて、交易通用したものだ。(參照 桃山時代概観 五) 然も新金貨鑄造以來、之を受取ることを當惑し、自然に銀を以て、直段を定むるととなつた。此れが爲めに幕府は、左の如き布令を出した。

覺

一 諸町人共、賣買之代金取遣に付銀子之代りに金子を取候儀迷惑がり、今以金子通用差支、其上商賣等迄も相滯、且又受取方は銀子を請取、渡方へは金子にて可拂由、申掛る類の者も有之に付、末々に令難澁之旨相

強制的金
銀混用敕
通令

聞候。賣手、買手共に難心得一致様に候。去冬相觸之通、五十八匁より六十匁迄之内に、兩替時々相庭を以、金銀共に無差別通用可仕候。たとへば銀子にて直段極候代物、銀子拂候内へ金子相交へ拂候共、無滞取遣可致、勿論諸問屋共荷主共へも申聞、手支無之様可致候。右之通町中之者、並兩替屋共へ申聞、無滞様に可致候。此方よりも折々人を出し可令吟味候條、若相背者有之に於ては、可爲越度候以上。

巳(元祿十四年)五月廿一日

此の如く強制的に、新貨幣の通用を圓滑に施行せしめんとした。而して本來銀を以て、物價の標準を定めたる大阪方面より、西國筋一帶、何れも銀の不自由の爲め、物議沸騰しつゝあつた。此に於て更らに左の布達を出した。

- 一 諸大名衆藏屋敷、拂米入札之節、代銀銀子にて可受取候旨書付、賣

西國筋より物議沸騰

再び金銀混用令

場へ差出し候。由相聞候。金銀同前之儀に候へば、銀子計にて請取可申答無之候。此段藏元並名代へ申渡、去冬申渡之通り、金銀通用無滞様、急度可ニ申渡旨被ニ仰出候事。

一 金銀通用之儀、舊冬被ニ仰渡候通、今以通用相滞、未々之者金銀兩替致候節、手支に罷成候段相聞へ、不届に被ニ思召候間、愈舊冬申渡候通り、相滞不申候様、急度可ニ申渡被ニ仰出候事。

元祿十四巳五月

此れにて如何に大阪を始めとし、西國筋に於て、新貨幣が不人望、不人氣であつた事が、想ひやらるゝ。而して如上の布達の旨趣を、徹底せしむ可く、更らに左の如き銀貨貯蓄者に對する、制裁の觸書を出した。

- 一 近年、銀子賣買段々高直に成候に付、銀子貯置候者有之候は、相庭之通、拂可申候。若致ニ買置候者有之ば、訴人に可出。繼令同類た

銀貨貯蓄者に對する制裁觸書

りといふとも、其科をゆるし、御褒美可被下、且又仇をなさざる様可申付候。○
隠置、脇より顯はるゝに於ては當人は不申及一名主、五人組迄、可爲曲事一者也。

元祿十四巳八月廿五日

而して同年十二月には、更らに左の觸書を出した。

覺

銀子錢相
規定め

一 銀子並錢相庭之儀、去年相觸候通、向後彌金子一兩に銀は五十八匁替、錢は三貫九匁替之積りより高直に仕間敷候。右之相場より下直に致候分は、勝手次第、若し内證にて相對致し、銀子錢共に高直に賣買仕者相聞へ候はゞ、僉議之上可爲曲事。勿論かこひ置候者有之候はゞ、其所之者より支配へ可申出候。存じながら隠し置候はゞ、其所之者迄可爲曲事一候。

一 西國、中國、其外上方筋、商賣物銀遣ひにて金遣ひ候儀、不自由之旨

西國筋金

銀通用令

相聞候。向後諸國一統に、金銀共無滯通可仕候。○當分遣ひ馴れざる内、商賣等差支へざる様に、御領は御代官、私領は地頭より入念可被申付候。以上。

巳(元祿十四年)十二月

銀子隱匿
禁止

而して更らに以上の旨趣を、左の如く、禮説明せしめた。

御口上にて被仰渡一之覺

大坂者天下之津にて、町人金銀所持之者多く有之様に、於二江戸一御沙汰有之候。其上方筋は、諸色賣買、銀遣ひに致候得ば、銀子多可有之筈之處、金銀兩替可致と申候へば、銀子は無之など申段、不届千萬に思召候。○畢竟銀子を買置申様に思召候。或は藥種など買置致し候を、御吟味被成候へば、其品早速分明に相知候。○銀子たくはへ置、又は買置など申も、金持と申と相紛れ申譯有之故、只今迄は御用捨も被成候。○最前銀子たくはへ置候歟、又は買置候はゞ、急度曲事と被仰出一候間、向後銀持と申

貯置買置
罪科

當路有司
の怠慢を
責む

効無き法
令の雨

斷者御いはせ被_レ成間敷候。御手あて被_レ成御吟味の上、不届者有_レ之候
 はゞ、急度曲事に可_ニ仰付_一候。毎度金銀通用之儀被_ニ仰渡_一候得共、町人用
 ひ不_レ申候。御定法の通り向後用ひさせ被_レ成候間、此旨急度相心得可_レ申
 候。當地の町人内證にては、猥なる賈買致候段、當所御奉行所よりの
 被_ニ仰付_一もぬるく候様に、於_ニ江戸_一御沙汰有_レ之故、御兩殿様(大阪兩町奉行)
 共御難儀被_レ遊候。總年寄共、町々末々申付も、ぬるく候様に被_ニ思召_一不
 届さに候とて、殊之外御機嫌悪しく候。随分急度申付候様に被_ニ仰渡_一
 候。近々町中へ御目付御出し被_レ成、急度御吟味可_レ被_レ成候。若し相背候
 者有_レ之候はゞ、總年寄迄急度可_レ被_ニ仰付_一由、御意被_レ成候事。

元祿十四巳十二月二十一日

此の如く繰り返し、折り返し、布令の雨を降らしめたるは、如何に新鑄金貨の通
 用を、一般に、殊に大阪以西に於て、嫌忌したかゞ判知る。

【五四】寶字銀の鑄造

金銀貨混
用令一向
に行はれ
ず
惡銀貨鑄

如何に嚴刑、酷罰を以てしても、惡貨を善貨と同一に通用せしむるは、不可能
 である。銀が本来、銀建相場の上方面のみならず、江戸方面にさへも、使用せら
 れ、従つて銀の拂底を來たし、幕府は此れが爲めに、新金貨を、銀子同様に使
 用す可きを、幾回となく令したるも、聲徒らに大にして、實行はれず。此に於
 て最後の策として、惡銀貨の鑄造を打ち始めた。均しく惡貨にして、然も惡性
 の新金貨よりも、更らにより以上の惡銀貨なるに於ては、それが世間に愛用せ
 られざるは、必然の事と云はねばならぬ。
 度々嚴命あれども、兎角引替無_レ之、金銀不融通にて、士民も大きに困究す。依
 之、金銀出入公訴の分、御裁許無_レ之、徳政を行ひ玉つ、自然と士民も手廣
 く金銀融通も宜しかるべきと御沙汰有_レ之より、又士民貸借の道塞ぎ、諸色高
 直に相成る。時勢のなす所にして、如何ともしがたし。全く金銀拂底より民

物價騰貴
金相庭引
直し
錢益々貴
新銀貨鑄
造は窮餘
の策

の騒動に及び候に付、又寶永三年に銀を吹せらる。此銀又銅、錫を交、位
悪しく民不服。天下銀を増の益はあれども、民彌々是を賤しむ。夫より諸色
の直段高直になり、昨日迄賤しみたる元祿の金も、右寶永銀位惡しきに對し
ては、又金の位貴くなり、仍て金相庭も引直し、元祿金一兩に、寶永銀六十
四五匁より八九匁になり、錢は又益々貴く、一貫文に、寶永銀十四五匁より
二十五匁位にて、民の騒動推してしるべし。〔三貨圖彙〕
以上は、最も惡金銀の社會に及したる影響を、簡明に説明したるものだ。蓋し寶
永三年の新銀貨鑄造は、實に幕府の窮策と云ふ可きものであらう。蓋し幕府は、
元祿十五年二月三日附にて、亦た左の如き發令をしてゐる。

覺

一 古金銀吹直有之候處、今以所々に有之由に候間、彌致三吟味古金
銀は新金銀に引替候様に、念入可被申候。程過候は、紛敷可有候
間、急度可被申付候。以上。

指廻らす
舊貨備藏

と。然も固より斯る個人の利益に關する事項は、一片の布達にて、左右す可き
でなく、相變らず、慶長の舊貨は備藏せられて、新貨と引換を了しなかつた。
されば寶永二年乙酉十月十二日附にて、

御觸

又しても
金銀混用
令

一 五年以前被仰渡一候、金銀通用之儀、彌以相守り無難溢一取引一候
様に、昨日御直に被仰付一候。兩替屋、米問屋、仲買、諸問屋共へ、急度無
滞様に被仰付一候事。
右之通末々迄、急度入念可申渡一事。

小判切貨
騰貴を禁
ず

而して同年十一月には、小判切貨、頃日俄に騰貴する由聞ゆ。是れ甚だ宜しから
ず。今後は従前の如く商賣す可し。錢も前令を守り、騰貴せしむ可からず。又た
銀價に就ても、既に前令ありしに拘らず、濫りに踊貴せしむる由、是亦た甚だ
以て宜しからず。今後金壹兩に五十八匁より貴くす可からず。若し違背する者あ
らば、査檢して沙汰せらる可しと令した。〔大成令〕

依然銀錢
拂底

然もそれに拘らず、依然銀錢拂底にて、世上融通に困しみたるが爲めに、寶永三年戊正月には、更らに左の發令をした。

御觸

一 金銀吹直し以來、今以世間に古金銀相残り候間、古金銀不殘引替可申候。其内古金銀と新金銀と相交遣ひ候ても不苦候之間、無滯請拂可仕候。以上。

幕令遂に
行はれず

と。是れ實に元祿八年新貨鑄造以來、足掛け十二年を経て、到底幕府の力を以てするも、舊貨をして、新貨と交換を了せしむる能はざりし證據と、云はねばならぬ。如何なる大名をも、一舉手一投足もて、改廢與奪したる、五代將軍の積威を以て、市井の民をして、其の命令を遵奉せしむる能はず、十餘年を経て、却て幕府自から兜を脱いで、妥協的施設に甘せざるを得ざらしめたる一事は、最も注目す可き教訓と云はねばならぬ。

寶永字銀
出

斯くて幕府は、寶永三年六月六日、改めて銀貨を鑄造すること、した。此れが世

に所謂る寶字銀、又は二寶銀である。

覺

一 近年銀拂底之由、其間有之由、通用不自由相見候に付、銀吹直被仰付候間、吹直銀段々世間へ可相渡候條、有來銀と新銀と同事に相心得、不殘吹直候迄は、古銀新銀入交遣方受取渡兩替共に、無滯可致通用候。上納銀も可爲同前候事。

新銀増歩

一 新銀金出來、銀座より出之世間之古銀と可引替候。其節銀之員數を増し可相渡候之間、兩替屋其外何商賣に而も、勝手次第役所へ持參、引替可申候事。

一 銀引替之儀、町人手前より引替に成候間、武家方其外相對に町人へ渡し、引替可申候事。

附。古銀貯置不申、段々引替可申候事。

右之趣、至二國々所々、可存此旨一者也。

新悪性銀の影響

此の如くして新悪性金貨より以上の、新悪性銀貨を鑄造した。而して其の影響が、如何に物價、及び當時士民の生活に、多大の影響を與へたかは、固より云ふ迄もない事だ。

【五五】寶永大錢

舊新金貨の比較

今を試みに元祿金銀と、慶長金銀との、其の品質を比較すれば、慶長小判は、千分中純金八五六・九にして、元祿小判は、五五四・一である。前者の純銀は、千分中一四二・五であるが、後者は四三一・九である。亦た以て如何に元祿新金貨が、慶長舊金貨に比して、其の品質の劣りたるを知る可しだ。而して其の新舊貨幣の交換價格は、元祿八年より寶永四年迄は、慶長金百兩に付、元祿金百一兩、寶永五年より六年迄は、同百兩に付、百三兩、同六年より七年迄は、百兩に付、

交換價格の騰貴

百十兩の増歩を附したるも、尙ほ引換を請ふ者多からざりし爲め、遂ひに増歩百二十兩に及んだと云ふ。「徳川氏貨幣志」併し斯くても幕府の意の如く、其の交換を皆済する能はなかつた。若し夫れ銀貨の比例に就ては、慶長銀は、百分中純銀八十、雜分二〇、元祿銀は六四、雜分三六、寶永銀に至りては、五〇にして、雜分又た五〇、其の漸次粗惡に赴きたる、以て知る可しだ。

銀貨品質の比例

銅錢の惡化

幕府は金銀貨の性を惡しくするのみならず、亦た錢の性をも惡しくした。銅錢は、寛永以來世に多く流布せり。元祿の季より國用匱乏に因て、東都にて新錢を鑄る事を命ぜらる。時の有司萩原重秀、銅の多く費る事を厭て、鉛錫を雜へて、錢の形を薄く小さくす。寛永、寛文の錢は、重さ十分なるに、元祿、寶永の新錢は、文には寛永通寶とあれども、重さは僅に六七分なり。寛永、寛文の錢は、上好の銅なれば、其色黄白を帯て光あり。元祿、寶永の色、赤黯にして危惡なる事、古今の錢に比類すべき者なし。異國にて檜錢といへる則

寶永大錢

筒様の悪錢を云ふなり。有司の意は、錢は好くても悪くても、一文はいつも一文なれば、多く銅を費し、人工を費さん事無用なりと思へる也。は無學にて古を稽へざる故なり。〔太宰春臺經濟錄〕

此の如く寛永通貨を惡化せしめたるのみならず、又た寶永大錢をも鑄造した。此れは銅錢一枚にて、十文の價格として、通用するものにして、之を寶永十文錢と云ひ、又た大錢と云ふ。今ま試みに、寶永五年閏正月二十八日の令を掲げんに。

覺

- 一 今度京都錢座に而、大錢出來候、世間通用自由之ために候間、諸國何方によらず、賣買、請取方、渡方、無滞、只今迄之新錢に交へ、通用可申候。但大錢一錢は、只今迄之十文に相當り候積りに候事。
- 一 只今迄之新錢、相場金壹兩に錢三貫九百文より四貫文迄之積に定、夫より高下無之様に相守、大錢を差交へ通用可仕候事。

長崎屋忠七新鑄

附大錢、當四月より通用可仕事。

一 大錢外面似せ、拵候者、於有之は、可爲二曲事一事。以上。

此れは京都の商人長崎屋忠七なる者、稻垣重富に取り入り、運上二十萬貫を納めて、新鑄したるものと云ふ。而して流石の萩原重秀も、此には賛成ではなかつたと云ふとだ。〔徳川十五代史〕幕府の公定相場は、大錢一錢は、新錢十錢に相當し、而して新錢は金一兩に、錢三貫九百文より、四貫文より高下あらしむ可からずとの事であつた。而して同年九月廿八日、更らに左の令を發した。

大錢通用令

- 一 大錢之儀、先達而相達候通、相心得、金銀等小錢同前に、彌無滞通用可致事。
 - 一 御料、私領共に、年貢收納等にも、大錢不ニ差支候様に、御領は御代官、私領は其所之地頭可ニ申渡一事。
- 右之通彌可ニ相守一者也。

大錢の不人氣

然も此の大錢は、頗る民間に不人氣であつた。

歳暮(寶永五年)に至り、工商等大錢通用の事を難する者多きよしにて、富るも貧しきも、老少男女一人も残らず、大錢用ゆべき由の證狀を奉るべき旨、日々催促あり。(常憲院殿御實紀)

大錢通用

と云ふ通りにて、幕府は人民の怨嗟に拘はらず、彌又大錢通用を履行せしめんとした。

覺

一 大錢通用之儀、最前も相觸候處、今以通用滯候由、相聞候。向後兩替屋、錢屋共手前に而、通用相滯候はゞ、可爲越度候惣而一統に大錢致通用候様に、町中不殘、急度可相觸候事。
一 兩替屋並錢屋方に而、通用滯候はゞ、其段可訴出候事。以上。
此れが寶永五年の歳末に出で來りたる、布達であつた。然も此時は、將軍綱吉の壽命は、既に半月の中に迫つてゐた。

【五六】 賈貨製造と空景氣

賈貨の端緒

惡貨は必ずしも、綱吉の一代に止まつたものではない。但だ其の端を綱吉の時代より啓き、爾後徳川幕府の最後迄、殆んど醫療す可からざる痼疾となつた。而して其罪は、固より綱吉、及び其の執政等が、負ふ可き當然の筋である。

賈貨流行

惡の鑄造と同時に、賈造が追々と世上に出で來つた。そは惡貨の鑄造が、その模作を、容易ならしめたからであつた。幕府は嚴刑、酷罰もて、之を防止したが、到底其の目的を達し得なかつた。乃ち元祿十一年から正徳元年迄、十三年間に互りて、江戸、京都、大阪、奈良、堺、伏見、山田、新潟、長崎等、幕府料所のみにも、捕へられて磔刑に處せられた者が、五百四十一人に上つた。(徳川幕府時代史)

賈金造り問答

松平薩摩守(綱吉)殿松平隱岐守殿の許へ振舞に參られ、其時ある御旗本衆、近年程世上賈金造の多く出候事は、これあるまじく、いつも〱召捕らる

賈金造りの不便

大賈金造りには幕府吏僚

柳澤保

る度毎に、重き刑に行はれ候が、見懲も致さず、去とては憎き次第に候と申されしに。薩摩守いや／＼憎き者にてはなく、不便の者共なり。町人に生れたればこそ、た様にむごきめにあひ候なれ。哀れ大名ならずとも、責て御旗本にも生れなば、天晴立身も致すべきにとありしに。彼御旗本餘りの事と思ひしか、又は御旗本といふ挨拶に怒られしか、それは何故に候やと、少々せき込みたる體なりしに。薩摩守殿されば天下の賈金遣ひは申さずとも、各存せられんが。(暗に幕府を斥す)大賈金造りは、柳澤出羽守と、萩原近江守なり。見よ此頃の金は、金は金のみならず、銀も銀のみにあらずといふにあらずや。それを金なり銀なりとて、我等も拜領すれば、各も拜領するなるべし。されば大名や御旗本が、賈金造れば、結句上の御用ひよきにあらずや。夫故生れのわろき爲めに、不便と思ふなりとて、から／＼と笑はれければ、隠岐守殿始め一座の衆、色を失ふた。(天寶年記)

此れは或は小説かも知れぬ。されど斯る空氣は、大名や、旗本一般に、瀟灑し

の責任

物價騰貴生活愈々不安

たのであらう。固より柳澤保明吉保は、元禄八年改鑄の詔、一決して、實行せられた時には、財政の當局者ではなかつた。然も彼は、元禄七年十一月廿五日には、始めて評定席に出座し、同十二月九日には侍從に任じ、老職に准せられた。されば職掌上から云ふも、彼は全く此事に關知せずと云ふことは能きぬ。況んや彼は當時綱吉に昵近したる、御側申次役を勤め、將軍綱吉の秘書官長とも云ふ可き者であつたから、凡そ斯る大事は一から十迄、彼を経由せざれば、少くとも、彼に關涉なくして、通過す可き筈はない。

それは扱て措き、一方に賈貨製造を挑撥すると同時に、他方に物價を騰貴せしめ、此れが爲めに、平靜なる社會に、幾多の波瀾を起さしめ、其の生活を不安ならしめた。

當代國初より嚴廟(家綱)の時迄は、天下の米價甚だ賤しかりしか共、士人さのみ困窮をせず。世の風俗質素にて、奢侈なる事なく、他物の價も甚賤かりし故也。憲廟(綱吉)の世、元禄年中迄は、米價猶賤くて、東都の米價金

米價の下

一兩に石二三斗より六五斗迄なり。憲廟奢靡を好み玉ひし故に、物價稍貴くなりて、士人困めり。其時士人相語ては米價の賤きを嘆じ、あわれ金一兩に米一石ならば、少息を續くべきにといひあへり。され共、上の奢侈に因て、世間に金銀多く動き、假借も容易なりし故に、士人も用度に行き詰る事無かりし也。

米價奔騰
充飢人途に

元祿十二年己卯の秋八月十五夜に、大風あり、年穀不熟なりしかば、其年の冬、太倉の米價百苞三十五石を、金五十兩に定めらる。乃ち金一兩には米七斗なり。久しく賤かりし米、頓に甚貴くなりし故に、士人は大に利を得て喜び、工商小民は、奔走しても僅に粥を啜るばかり也。かくて米價の貴き事、三年を歴しかば、辛巳(元祿十四年)の冬に至て、都下に飢民多く、道路に餓死するもの有。憲廟則有司に命じて、本所の郷に廬舎を作り、毎日數十石の米を粥に煮て、飢民に與へしめ玉ふ事、百餘日に及べり。翌年の春に至て、飢民稍寡くなりぬ。

天災再三
米價益々

一時の好
景氣を幻

此れより兩年を歴て、年穀も熟し、米價も稍賤くなりし處に、癸未(元祿十六年)の年十二月廿二日の夜、東都大地震にて、關東諸國皆殃災に罹り、大小の諸侯は、多く都城の修築に人夫を出し、天下僑役に困しめり。其翌年寶永改元七月三日、江戸より東北の方、水災にて年穀登らず、米價の貴き事依然たり。寶永四年丁亥十月下旬、富士山より火出で、砂石數十里に雨す。關東諸國の田地砂石に埋まれてやぶる者、勝けて計る可らず。是に因て米價又貴し。己丑(寶永六年)の歲、憲廟薨じ給ひ、文廟(家宣)立せ玉ふ。「太宰春臺經濟錄」以上は綱吉時代の米と、金との關係を記したものであるが。此の天災と共に、惡貨鑄造が、如何に物價に影響を及ぼしたかを、閑却してはならぬ。而して此の惡貨濫發、物價騰貴が、一時の好景氣を、民間に幻出したことを、固より記憶せねばならぬ。或は元祿時代の文化は、半は此の惡貨鑄造に負ふ所ありと、言ひ得らるゝであらう。但だ旗本杯は、米價の踊貴以外に、他の物價の踊貴の爲めに、其の生活の困窮を來たした事は、否定し難い事實であつた。

【五七】 旗本賑恤と儉約令

當惑は士

旗本の困窮

換言すれば、惡貨濫用の爲めに、空景氣を生じ、商人共は其の潤ひを享けたが、物價高値の爲め―其の割合に、米價は騰貴せず―に、最も當惑したのは、士人であつた。特に江戸の旗本八萬騎と稱する連中の必迫は、知る可しだ。元來旗本の困窮は、今に始まつた話ではない。三代將軍家光時代に、既に其の徴候を現はした。綱吉時代に至りては、縱令惡貨を製造し、人爲的に物價を騰貴せしめざる迄も、泰平社會自然の趨勢は、彼等を驅りて、苦境に陥れたに相違あるまい。然るを況んや之に加ふるに、通貨の性を惡しくするに於てをや。されば綱吉時代となりて、儉約令の發布は、決して一再に止まらなかつた。而して此れと同時に、亦た旗本に賑恤するの已む可からざるに至つた。乃ち元祿十二年閏九月十日、

旗本賑恤

旗本の困窮、貧困なる由聞し召され、賑救せらるゝにより、仰下さるゝは、こ

懇々説諭

賑恤額

たびの令ををこそかに守り、今よりのち分に應せざる逋債、あるは買物の價とどこほることあるべからず。併し賑救せらるればとて、これ迄の逋債または買物の價、速かに返済せば、賑救の詮あるべからず。よて連々に返しつかはすべし。此旨所屬へも曉諭すべし。諸事儉約の旨令せらるれば、各々省略すべきさまを注記し、官長へ伺ふべしとなり。(常憲院殿御實紀)

此の如く幕府は、宛も親が子供に説諭するが如き態度もて、旗本に説諭し。而して更らに左の賑恤を爲した。

布衣以上九千石より九千九百九十石迄は銀三百四十枚。六千石以上は三百二十枚。三千石以上は三百枚。二千六百石以上は二百八十枚。二千石以上は二百五十枚。千五百石以上は二百二十枚。千石以上は百九十枚。七百石以上は百六十枚。五百石以上は百三十枚。三百石以上は百枚なり。

布衣以下三千石は金二百兩。二千九百石は百九十五兩。これより高百石減ずる時は、賜金も五兩減ずる定にて、二千石は百五十兩。千石は百兩。五百石

幾何の効
果がある
大名旗本
從者制令

は六十兩。百石は二十兩の割合なり。但し法印、法眼の醫員は、布衣に准ずべし。又た七十俵以上は十兩、六十俵以上は七兩、四十俵以上は五兩、三十俵以上は四兩なり。但し月俸は、その額に加ふ可らず。總て浴恩の輩七千六百九十人なりとぞ。(同上)

儉約令

- 一 屋造並衣類諸道具等分限に應じ、輕く可被_レ仕事。
 - 一 婚姻之諸道具並祝儀物、取替し、且又惣て音物等、儉約を用可被_レ申事。
 - 一 振舞之儀彌輕く可致候事。
- 附○奉行中は最前被_二仰出_一候通り、彌可被_二相心得_一事。
- 法事、寺社方寄進物等分限に應じ、輕く可被_レ仕事。

綱吉自身
は却つて
驕奢

一 供之者、彌人少なに召連べく候。委細大目付中より可_レ達事。

右之趣被_二仰出_一候間、急度可_二相守_一候。以上。

此れは旗本に取りては、尤の戒飭だ。併しながら綱吉自身は、何事をなしたつある乎。今假りに彼が柳澤保明、吉保の邸に臨む時の模様を一瞥せよ。柳澤は彼の臨邸を迎ふ可く、其の御殿を新築したではない乎。其の綱吉よりの贈遺物、其の柳澤よりの獻上品、其の饗應の贅澤なる、一回の臨邸に萬金を費すも、尙ほ足らずとしてゐる。然も綱吉は、柳澤の邸にのみ、元祿四年から寶永五年迄、足掛け十八年間に、五十八回、回毎に其の仰山なる贅澤を繰り返した。斯る實例を示しながら、獨り旗本に向つてのみ、儉約を厲行せしめんとしたとて、到底出來ない札談と云はねばならぬ。

天和三年奢侈品の輸入禁止

世人は意圖の御代と云へば、ひたもの奢侈のやうに思へど、さは無きことなり。天和三亥年の令條

にても見るべし。

覺

一金紗 一縫 一雙鹿子

金紗惣鷹子の禁止

右之品々向後女之衣類禁止之、惣て珍敷織物染物新規に仕出し候事可レ爲無用。小袖之表裏端には銀貳百日より高直に賣買仕間敷者也。

二月

覺

一羅紗理々緋其外毛織類 一金糸

入津船取

一衣類に不レ成織物

一藥種之外植物類

一藥種に不レ成唐木

一器物並瓶物類

右之品々入津之船に雖三積來、向後日本之訓候義御停止たり。可レ相三守之二者也。

二月

これは長崎に下されし令なり。此外儉素の令文かれこれ有。(甲子夜話)

【五八】 物價騰貴と儉約令

實行せられぬ空法

綱吉自身の行動は、濫賜を事とし、土木を興し、自から元祿時代驕侈、奢靡の風を鼓吹、煽揚する、實物教育者であつたに拘らず。其の一代を始終して、屢ば儉約の令を下し、特に町人疋には、聊かにも僭上の風あれば、乍ち法令に問はしめた。而して其の晩年に至りては、儉約令と與に、物價騰貴を制する法令を、一再ならず下した。然も彼自から惡貨を鑄造して、物價騰貴の原因を作り、而して法令もて之を制せんとす。如何に將軍の威力を以てしても、斯る不自然の事が、實行せられ得可き理由がない。

物價騰貴防止令

此口(七月十八日)令せらるゝは、近年米穀足らざれば、賤民疲弊に及べり。よて賑救の爲め、ことし釀酒米の員數定めたれば、今より後米穀並に諸色共に、近年の時價をあらため、相當の價もて商賣すべし。尤諸工匠の工價備賃に

第十一章 五八 物價騰貴と儉約令

三〇七

至る迄、たとくすべからず、若し應せざる事あらば、をこそかに査檢すべしとなり。〔常書院殿御實紀〕

元祿十六年
年儉約令

又た元祿十六年十二月廿三日附の儉約令に曰く。

營築の事、先にも觸られし如く、彌よかろくすべし。魚物は鯛鱸に限らず、何魚たりともかろく取かはし、菓子も献物の外、杉檜重作るべからず。白木の臺用ゆべからず。若しさがたきときは、雜木を片ゆべし。衣服は有來りたるべし。小給の輩は、鬘斗目あらば、定紋の服著せずとも苦しからず。陪臣も是に准ずべし。歳首其他慶賀の饗應たりといふとも、かろくすべし。常の饗も上に同じかるべし、白木の具用ゆべからず。風烈のときは、他出せず、たとへ年禮たりといふとも、出べからず。おそくなるとも苦しからずとなり。〔日記〕

しかも實
行不能

此れは撤して旗本に向つての命令であつた。然も此の命令が、如何なる程度迄實行せられたるや、とは保證の限りでない。

寶永元年
儉約令

更らに寶永元年に至りては、其の二月十三日附にて、左の如き、儉約令を發布した。

覺

献上物等
に付

一 献上物たりと言とも、結構成菓子入、盃之臺、糸花之類、無用之事。
一 献上物にも、上箱に金銀之金物、無用之事。
一 新規に珍敷仕出候菓子類、且又只今迄拵來候とも、手間取候品、向後無用之事。

一 火事形織頭巾結構に無之様、火事場之まといに、金銀之類、用間敷事。
一 能之装束に、其結構成も相見候間、有來分は格別、向後輕可仕事。
一 破魔弓、菖蒲帶之雛、並雛之道具、結構に仕間敷候。鼻紙袋、ふくす、香包、烟草入、其外もてあそび物に金銀之かなもの、同箔金紗之類、用間敷候事。

女之差櫛
等

一 女之差櫛、かうがひに、金銀之金物無用候。尤蒔繪類も、結構成仕形

無用之事

右御用之品は格別、其外は堅拵へ申問敷候。但定之外結構に誂候。方有之候は、町奉行所へ相伺可受差圖候。於二相背一は可爲二曲事一候以上。

覺

自分取替し等

- 一 自分取替しに、蔽檜、藁卷檜可爲二無用一、柳檜其外輕き檜を可被用事。
- 一 總て結構成道具等取集候儀、無用候。たとへ振舞、又は茶之湯杯、仕候とも、諸事輕、有合之品を可被用事。
- 一 料紙結構成は無用候。小身之面々、小奉書紙之類、其外輕紙を可被用事。
- 一 諸家中之足輕、並またわかし、又若黨衣類、輕き品著可申候。前々より申渡候。彌急度相守候様、可二申付一事一。

祭禮法事心得

- 一 祭禮法事輕く可仕候。悲而寺社方山伏之衣装、束等結構、仕問敷候。供廻も人少にいたし、乗物堅笠等に迄、美々敷體に無之、諸事輕く仕候様に、常々可被申付候。以上。

覺

百姓町人衣類婚禮

- 一 百姓町人之衣類、絹、紬、木綿、麻を可二着用一候。屋作之儀、隨分輕可仕事。
 - 一 百姓町人婚禮之刻、萬端輕く致、脇差杯祝儀に遣候儀、無用たるべし。且又法事等も輕く可仕事。
- 一方には儉約を厲行し、他方には物價を調節せしむ可く、幕府は銳意したれども、綱吉の晩年は、天災人災兩ながら臻りて、物價騰貴の趨勢は、殆んど如何とも爲し難き有様であつた。乃ち寶永三年五月には、
- 此月(五月)令せらるゝは、近年穀價騰貴するに由て、諸色もこれに准じたとなり、今にその由にて價いやしきものなし。就中去年(寶永元年)は豆

物價騰貴抑止し難

暴利取締令

暴利豆腐屋所罰

八斗五升に、金一兩なりしが、今年に至り、一石二斗となり、其上米價はいやしくなれども、豆腐の價は去々年にかはらず。よて市井の年寄に命せられ、七所の豆腐屋ども、査檢ありしに、價いやしくなしがたきゆへを、しるし出すといへども、其申むね詳明ならず。豆腐製するとき用ゆる苦鹽、油糴などの價、似つかぬ事まうし出、いとひが事なれば、七人を逼塞せしめ、其他のものは、僉議の趣ことほりなりと屈服するにより、速かに價を低下し、商賣せしむ。今より後豆腐にかぎらず、諸物時價をもてひさぐべし。時に應じ自ら價の高下を定め、廉直にうりひさぐべし。もし此後不良のふるまひあらば、廳へめしよせ、査檢せらるべし。(大成令)

買占禁止

この月令せらるゝは、こたび各地震により、物價騰貴せしむべからず。此末物價たとくならんとはかり買貯ふものあらば、品により藏廩を査檢し、背くものあらば、曲事たるべし。市人制外の衣服著する聞えあり、前令を守り、

制外衣服の禁止

奢侈防止に難し

いよ／＼諸事かろくすべし、背くものあらば、吏をめぐらし、とらへしむべしとなり。(大成令)

以上は唯だ條文に出で來りたる、實例を擧げたに過ぎぬ。然も物價騰貴と、奢侈の風尚とは、滔々として防ぐ能はざるの勢であつた。

第十二章 幕政に及ぼせる婦人の勢力

【五九】 綱吉と其の後繼者

歡樂極まりて哀情多し

綱吉の晩年は、所謂の歡樂極まりて哀情多き情態であつた。彼は百事意の如くなつたが、唯だ其の後繼者に於て、頗る不運であつた。彼が掌中の珠玉たる一子徳松は、四歳にして逝いた。而して其の一女鶴姫さへも、紀州の綱教に嫁したたが、寶永元年に逝いた。彼には御臺所鷹司氏の夕、堀田氏一實は小谷氏一所謂のお傳の方あり、大典侍局清閑寺氏あり、新典侍局豊岡氏があつた。然も小谷氏が上記の一男一女を産した以外には、遂ひに所生を見なかつた。所謂の天候でも、人事でも、神通自在と稱せられたる、護持院隆光の加持祈禱の方さへも、無効であつた。此に於て彼は已むを得ず、其兄綱重の子、綱豊を後繼者と定めた。

綱重と綱吉關係

綱重の死 綱吉の昨

元來綱重と綱吉とは、其の出生後、幾もなく好個の競争者であつた。彼等は固より家光の相續者たる資格もなく、亦た彼等を擁立せんとする野心家も無かつた。併し彼等兩者間の周邊には、互ひに反目せざる迄も、相下らぬ意氣込があつた。綱重は寛永廿一年五月廿四日、家光の二男として生れた。幼名は長松、母は藤枝氏。慶安四年四月に江濃駿信甲上の内にて、十五萬石に封せられ、承應二年八月に、從四位下左馬頭に叙せられ、同年十月に正三位左中將に進み、寛文元年閏八月に甲府城を賜はり、十萬石を加へられ、同年十二月參議に任せられ、延寶六年九月十四日、三十五歳にて逝いた。

綱重をして若し數年の壽あらしめば、彼は順序からして、五代將軍となる可きであつた。何となれば、彼の兄四代將軍家綱は、多く語る迄もなく、延寶八年五月八日に逝いたから、彼の死を距る、僅かに一年と十一個月餘に過ぎなかつたからだ。云はゞ綱重の死は、實に綱吉に祚ひした。綱重死せざりしならば、綱吉は到底將軍たる可き機會は、出で來らなかつた。縱令綱重が將軍の位に在る

久しからずとするも、綱重には其子綱豊があつた。綱豊は、寛文二年四月の出生であらば、延寶八年五月家綱の死したる頃は、既に十九歳の青年であつた。されば綱重が、將軍となる一日なれば、其の後繼者は當然、綱豊でなければならぬ。

徳松西城
問入の際の

此の如く兄の死は、實に弟に祚ひした。綱吉は全く意外にも、其の長兄家綱に子なかりし爲め、其の次兄綱重が死した爲め、殆んど自然の順序として、固より酒井忠清の親王迎立の説はありたるも、家綱の後を襲いだ。斯る次第であれば、綱吉の後繼者として、其の一子徳松を、西城に入れたる事が、聊か問題でないでもなかつた。乃ち家綱の末期に際し、堀田正俊と與に、綱吉迎立に、最も努力したる水戸光圀、如きさへも、此の問題の爲めに、綱吉の不興を被り、一生疎外せられた。

水戸光圀
の主張

家綱公御他界被遊、綱吉公御家督御相續有之、後御子徳松君を御代繼に御可被成出、御三家の御方へ御内意有之候處に、西山公(光圀)被相續候

綱吉不興

は、前甲府殿(綱重)存生にて御座候へば、嚴有院殿(家綱)の御跡をば、御相續あるべき所に、逝去故、當大樹公(綱吉)御家督御相續被成候。左候得ば、今の甲府殿(綱豊)御養君に被成、御世繼に御定、徳松殿をば、又甲府殿の御養君に被成候。て可然候。直に徳松殿を御代繼に被成候儀は、御尤とは不レ被申と仰候得ども、其旨御用不レ被成、徳松殿を直に御世繼に御定遊はし候由。誠に綱吉公御家督の御砌は、西山公へ殊の外御念頃、御座候得しが、右の御口上を、綱吉公御不快に思召候と相見へ、其事となく、其頃よりして西山公を御うとみそみ被成候由。さればにや何かの事、御一生くひちがひたる事のみにて、御すごし被成候。〔桃源遺事〕
此れは左もある可き事と思はる。綱吉は固より天下を姪に譲るよりも、子に譲りたく思ふたであらう。それが人情だ。然るに其子は幾くもなく夭した。剩す所は只だ鶴姫あるのみ。まさか我より古を作す綱吉でも、女子を將軍の後に据うる譯には參るまい。そこで彼は其の女婿紀州綱教に、それとなく心を寄せ

徳松死を
綱吉塔網
教に意あ

光圀綱教
の西城入
に反對

少くも綱
教第二候
細者

たのであらう。

延寶九年辛酉七月、細州中將綱教君へ大樹綱吉公の御女、鶴姫君の御方御縁組あり。其の砌御城にて、御三家の御方御對座の時分、牧野備後守成貞を以て、御三家の御方へ御相談仰せられ遣けるは、姫君の御方御幼少に候間、綱教卿を御城の二の丸へ御入、御婚禮有るべきかのよしなり。西山公仰せられ候は、姫君の御方御幼少と申候へども、歴々の御附屬御座候間、紀州居屋敷へ御入り候ても、御氣遣御座あるまじく、御城同前の儀と有じ候。夫れとも御氣遣に思召され候はゞ、姫君御成長なされ候まで、御婚禮御延引可被遊候。綱教卿事御城へ入り候て、姫君御成人後、御城を罷出居屋敷へ歸り候はん時の様子、いなものにて之れあるべく候と、仰せられ候に付、右の御相談相止み候由。(同上)

此れは延寶九年—天和元年—の事であれば、徳松三歳の時だ。されば綱吉も、其の女婿たる綱教を、直に養嗣とする意ではなかつたであらうが、少くとも第

光圀綱豊
を迎へん
とす

二の候補者としたるには、相違なかつたであらう。

又貞享年中、御城にて御三家御方御對座の節、牧野備後守罷出申されけるは、大樹公も今以て若君、出生不被遊候に付、御養君の御相談遊ばされ候て、可然と存候由申され候處に、西山公他の了簡をまたず、仰せられ候は、其の段は上意に候やと御問ひ候へば、備後守上意にては御座なく候。私の了簡の由申され候へば、西山公仰せられ候は、御養子の事、おそからざる事に存候。未だ大樹公御年も若く御座候間、若君御出生成され間敷とも存せず候。萬一若君御出生無く候て、御養子可被遊と思召候はゞ、甲府宰相綱豊公有之候。……備後守口をとち、其後とはかふ不被申候。(同上)

除儀なく
綱豊迎入

されば綱吉、及び其の周邊にては、成る可くは甲府筋以外に、其の候補者を求めたかつたのであらう。第一は其子徳松、徳松死して後は、其の婿であつたらう。然も寶永元年四月には、其女鶴姫は遂に逝いた。而して綱吉は、既に五十

九歳だ。彼は餘儀なくも、其の後繼者を確定せねばならぬ。此に於て已むを得ず、其の兄の子甲府綱豊を西城に入る、こととした。吾人は已むを得ずと云ふ、而して其事は鶴姫の死後、約一年の後であつたことを記憶せねばならぬ。

【六〇】大奥の勢力

隠れたる
婦人の力

如何なる時代にも、政治上に隠れたる勢力の重なる一は、婦人である。事件の裡面には、女性ありとは、全くの眞理でないとするも、若干の眞理はある。別けて徳川時代に於て、幕府政機の運行を知らんとせば、是非此の方面の觀察が必要だ。此れは綱吉時代に限つた事ではない、家康より慶喜に至る、徳川將軍十五代を通じての事だ。されば此の機会に於て、少しく此の問題に接觸し拙くも、決して無用の言ではあるまい。

實際政治
將軍運用上の

徳川幕府の政治には、それ／＼政治の機關が具備して、決して將軍一人の政治でもなく、又た將軍一人の思ふ様になるものでもない。併し將軍は、決して床の間の置物ではなかつた。如何なる將軍にせよ、既に將軍の位に就けば、幕府の主権者は彼である。何事も彼の思ふ様に參らぬにせよ、彼を除外しては、一切何事も運ばぬ。即ち如何なる事件も、最後の決は、彼に聞かねばならぬ。將軍が幼弱であり、暗愚であり、或は老大にして政治に倦厭したる場合は、政權は概して大老、老中、側用人等に歸するも、將軍が氣壯意鋭で、然も賢明であれば、一切の幕閣は、殆んど將軍の秘書官以上の働らきは、出来なかつた。乃ち政權幕閣の諸僚に歸したる日に於ても、一たび將軍の意に忤ふあれば、現在將軍以上に權力を揮うたる大官も、乍ち罷免せられ、乍ち廢黜せられ、甚だしきに至りては、乍ち罪咎に處せられた。

一切幕僚
は將軍秘書官

將軍絕對
無上の權

故に徳川將軍は、決して立憲君主ではなく、專制君主であつた。而して彼は其の一切の責任をば、其の臣僚に負はしめたるも、然も其の權利は、之を自個に

將軍を動かす力

政權自然に大奥に左右さる

保留した。乃ち其の幕閣の群僚に對しては、將軍は無上絶對の權利を保持し、何時でも之を行使するを得た。即ち若し群僚の改易を欲すれば、改易も出來た。若し群僚の切腹を欲すれば、切腹も出來た。閉門、蟄居の如きは、固より云ふ迄もない。

乃ち幕末に於て、水戸烈公の如き、三家の一として、夙に賢明の名譽、天下に高きに拘はらず、將軍の名によりて、之を隱居せしめ、之を幽閉したではない乎。乃ち綱吉の如きも、水戸光圀に釋然たらざるの餘、強ひて諭旨隱居せしめたではない乎。此の如く將軍の意志は、幕府に於て、絶對無限の力があつた。されば若し此の意志を動かして得る力があらば、その力の侮る可からざるや、知る可しである。而して其の力とは、何を意味する。

徳川幕府の初期に於てこそ、將軍は自から政治の發意者として、其の閣僚をば、勝手に追ひ廻はしたるなれ。世の中が泰平となり、繁文縟禮が、漸次に羽を擴げて來たる際には、將軍は深宮の裡にありて、其の日常接觸するは、婦女子

大奥と幕閣關係

老女の力

にあらざれば、内官である。されば幕府の政權が、自然に此の大奥に左右せらるゝに至つたのは、決して何の不思議もない。寧ろ自然の趨勢だ。寧ろ必然の結論だ。

乃ち幕府の前後を通じての、賢相と云ふ可き松平定信の如きも、此の大奥の勢力と衝突して、それが辭職の一因となつたではない乎。乃ち天保度の改革者、水野越前守の如きも、亦た大奥の感情を害して、此れが失脚の基となつたではない乎。乃ち阿部伊勢守の如き、井伊直弼の如き、何れも大奥の勢力と結託して、其の志を逞うしたではない乎。

所謂大奥の勢力なるものは、必ずしも將軍の夫人、若しくは、其の寵妾に限つたことではない。時としては、否な最も多くの場合に於ては、其の老女なるものが、動もすれば幕閣の老中と相ひ對立し、其の融和も、軋轢も、悉く觀面に、政權の運用に反應を來した。乃ち家光時代の春日局より、家慶時代の妹小路に至る迄、徳川將軍の大奥に於ける、女性の勢力は、往々にして政機の中核

大奥は幕閣の恐怖

に觸れた。而して大奥は、寧ろ政權の發動所たる趣が、屢ば見受けられた。それも其咎だ。彼等は幕府政治統制の首腦者たる將軍を、其の手中に丸め込みつゝあるからだ。如何なる有力なる幕閣の諸老も、將軍とは對抗する能はぬ。而も其の將軍を手玉に取りつゝある大奥に、いかでか抵抗し得可き。是れ大奥が恒に幕閣の恐怖たる所以だ。

〔六一〕家康及び秀忠と女性

家康の衆妾博愛主義

秀吉の末期が、北政所黨と、淀殿黨との爲めに、慘なる状態を現出した事は、家康が目撃したる所であつた。〔參照 家康時代上巻、關原役 九〕此の實物教訓に接したる家康が、いかでか其の過を繰り返す可き。家康は秀吉の如く、其の愛を専ら一人二人の、少數の女性に注がなかつた。彼は衆妾を、殆んど平等に取り

家康亦婦人に動かさる

その一例

扱ひ、其の寵を専らにするを容さなかつた。蓋し寵を専らにするは、權を専らにする所以だ。彼が衆妾博愛主義は、果してさる機心から出で來つたのであつた乎、將た彼は女性を單に性慾の對象物としたに、止まつたが爲め乎。そは何れにもせよ、家康の閨中には、別に黨派らしきものは無かつた。而してそれを外間迄持ち出し、閨中の黨派の延長を、家康の諸將に迄及ぼすが如き氣遣ひは、更に斷じて是れなかつた。

併しながら此の家康さへも、其の晩年は、婦人の言に動かされた。乃ち家康に取入るには、先づ其の閨門に取り入るを、捷徑とするを、機敏なる世間師には覺らしめた。當代記慶長十四年二月廿日の一節に曰く、於駿府一伊達政宗進物事。金子百枚、馬二疋、脇指二腰、小夜之物唐織段子也。拾、以上。其外女房衆五人。金五枚宛被出。頃年從女房衆一萬事言上。男方より言上之事、大小共不成問。女房衆賄賂不可勝計。又男方之衆三

四人 銀五拾枚宛之贈物也

と。如何に伊達政宗の抜け目なきを見よ。それと同時に、如何に用心堅固なる家康さへも、晩年に於ては、動もすれば婦人の言に左右せられた様だ。而して其の打ち納めの芝居である大阪役に於ては、或は諜報に、或は偵察に、或は外交に、或は談判に、あらゆる方面に婦人を使用した。

阿茶局

使用した結果、権力の婦人に伴生したるは、餘儀なき結果と云はねばならぬ。而して其の随一者は、實に阿茶局神尾氏であつた。彼女は駿府に於ては、殆んど男子側の本多正純と相對して、家康の女執事として、頗る努力する所があつた。彼女が元和六年五月、後水尾天皇の中宮として、秀忠の女和子の入内の際して、御母代となり、從一位に叙せられたのは、彼女の政治的功勞の賜と、云はねばなるまい。併し家康の世を没はる迄、遂に婦人を使役したるも、自ら婦人の爲めに、使役せらるゝ所はなかつた。

秀忠の正

秀忠時代に於ては、幕府の大奥は、崇源院夫人淺井氏の獨天下であつた。秀忠

は其父家康に比すれば、比較的謹厚であつた。彼は夫人を愛し、且つ畏れた。故に偶々過つて、奥向の下婢お静の方に手を著け、保科正之を生ませしめたるも、夫人の瞋を怖れ、深く之を秘して、夫人の世を没はる迄、父子面會さへも、敢てしなかつた。

崇源院夫人

崇源院夫人は、淀殿の妹にして、淺井長政と、織田信長の妹小谷の方の間に生れたる、第三女だ。彼女は最初に、佐治與九郎一成に嫁し、次ぎに羽柴丹波少將秀勝に歸し、秀勝の死後、文祿四年九月伏見城にて、秀忠と結婚した。時に彼女は二十三歳、秀忠十七歳であつた。蓋し秀忠は天正七年生れなれば、彼女は彼女よりも六歳の年少者であつた。然るに如何に彼女が嫉妬深かりしとは云へ、秀忠をして、獨り彼女のみを守らしめた所以は、彼女が如何に織田氏なる美人系の所出であり、其の中年以後までも、其の柔性特有の魅力を、保有したかゞ判知る。

夫人の競争者

然も彼女の末期には、秀忠の愛に於ける競争者ではなかつたが、然も大奥に於

ける一個の競争者が、偶然にも出で來つた。それは別人でない、彼女の長子竹千代―家光―の嫁婦である春日局だ。崇源院夫人は、如何なる故か、其の次男國松即ち忠長を愛した。而してこれが爲めに大奥には、國松黨と竹千代黨とが、自然に發生するに至つた。而して竹千代黨の大立物が、即ち齋藤氏も福―春日局―であつた。惟ふに家光と、忠長との兄弟の葛藤を語るに於て、此の淺井氏―崇源院夫人―と、齋藤氏―春日局―との、兩個の女性の葛藤であることを、否定する譯には參るまい。

〔六二〕春日局

夫人の國松愛の理由

崇源院夫人は、春日局が竹千代の嫁婦であつたが爲めに、竹千代を疎んじ、國松を愛した乎。將た眞に國松を愛したが爲めに、竹千代を閑却した乎。言ひ換

春日の竹千代擁護運動

ふれば、春日が憎き爲めに、竹千代迄も愛せられなかつた乎。將た春日などは問題でも、相手でもなく、只だ國松の可愛さに、動もすれば彼をして、竹千代に代りて、秀忠の相續者たらしめんとしたる乎。そは穿鑿の限りでない。然も崇源院夫人が、當時に於ては眇たる春日を、眼中に措きたる乎、否乎は、姑らく措き。春日の方では、一生懸命、九天の上、九地の下、あらん限りの知慧才覺を傾け盡して、竹千代を擁護す可く運動した。而して其の運動が、家康の尤も信寵したる阿茶の局を透して、家康に達し、遂ひにこれが爲めに、家康をして態々駿府より江戸に赴かしめ、面のあたり秀忠夫妻に、儲位變更の苟もす可きものでない事を警告した。

此れが春日の指金であつたことは、固より疑ふ餘地もない。されば家光に取りては、春日は母よりもありがたき恩人だ。家光が―其弟忠長が、其母崇源院夫人の廟を、莊嚴に營したる、孝行振りに引き換へ―其母崇源院夫人よりも、春日を大切にしたるは、人情として決して不思議はない。

家光母より春日を重んず

春日局は政治的女性の魁

春日局は、徳川初期に於ける政治的女性の魁だ。若し唯一と云ふ能はずんば、重なる一だ。彼女が若し男子であつたならば、必ず何等かの仕事をなしたに、相違あるまい。併し女性であつたから、却て家光時代に於ける、獨特の地位を占めたかも知れぬ。彼女は家光の出生に際して、慶長九年七月十七日、乳母を、京都に求む可く、所司代板倉伊賀守勝重が、高札を粟田口に立てたるに應じて、自から推薦して出で來つた。彼女は、實に明智光秀の重臣、齋藤内藏助の女にして、其母は稻葉通明が女だ。(柳營婦女傳系) 而して通明の妻は、明智光秀の妹だ。而して彼女は、稻葉佐渡守正成の妻であつた。正成は金吾中納言秀秋に仕へたが、仕を致して去りて以來、浪人して美濃に隠れた。彼女が極めて嫉妬深くして、其夫正成が、密かに妾を蓄へ、一子を産ませめたるを偵知し。正成に説いて、その母子を喚び迎へしめ、毫も介意なき態を示し、正成の留守に乘じ、妾を刺殺し、自から乗物に打のりて、上方に赴き、里方に隠れ、偶此の高札を見て、其墓に應じたと云ふ説もある。

春日の嫉妬心

夫正成と離婚の理由

春日の血液

春日が勢力を得るは當然

或は彼女が其墓に應じたから、稻葉正成も、召し出されんとしたが、予は妻の脚布に包れて、罷り出づるが如き士ではないとて、斷然彼女を離別し、其の三人の子を、呉れ遣はずとて、關東に送つたと云ふ説もある。乃ち彼女が出仕して後、離別した乎、離別して後、出仕した乎、そは何れにもせよ、彼女は決して世間の所謂の良妻賢母で、安心して一生を送るが如き女性ではなかつた。其の母方の祖父たる稻葉氏や、祖母たる明智氏や、其父齋藤内藏助の血液は、最も濃厚に彼女の血管に流れてゐた。彼女が家光の嫁母となつたのは、雖も囊中に措かれたのだ。其の穎脱して出づるは、固より當然の事にして、只だ時間の問題だ。

大御所秀忠の晩年、即ち寛永三年九月十五日、崇源院夫人の逝くや、當時將軍家光には、正室として鷹司信房の女房子を迎へたれども、家光は彼女を好まず、中之丸殿と稱して、遂に同棲せず。斯る場合に於て、家光擁立と云はざるも、擁護の第一人者たる春日が、大奥に於て、最大有力者たるは、必然の歸趣と云

大奥の立法者

はねばならぬ。固より尋常の女性と雖も、斯る場合に處しては、有力者たるを失はぬ。况んや政治的機略に富む春日に於てをや。彼女は實に三代將軍家光の大奥に於ける元老であり、而して又大奥の立法者であつた。爾後に於ける大奥の法規は、彼女の制定したるもの多きに居り。中奥と、大奥との境目なる銅大戸に、此より内男子の入るを禁ずとの、揭示の如きも、彼女の制定したるものと云ふ。

春日の豪爽

此の局が忠誠の事ども、世に傳ふること多けれども、まことしからぬことのみ多く傳へて、益なきに似たり。但し公(家光)御痘なやみ給ひしとき、おのが身をもて代らん事を、山王の社に祈願せし文は、今も官庫に傳へたり。此局世にありし間は、諸家より證人として奉る女子等の事は、みな一人にて沙汰し、交替のときは、自ら對面して、其事扱ひ、またとき／＼は、勤仕奉る近臣等を一同に饗し、自ら其席に臨み、忠勤のさまども、若き人々に、教諭せし事どもありしを見るに、婦女にはすぐれて、豪爽の性質なりと

其の驚愕

はしらる。〔徳川實紀〕
此の豪爽の二字は、必ずしも不當であるまい。併し彼女は、實に乳虎の如く、其の愛する對象—家光—に向つては、一身を献じて、尚ほ足らなかつた。然も其の敵に對しては、恐らくは寛柔温厚の女性ではなかつたであらう。乃ち豪爽と云はんよりも、執念深くして、驚悍であつたらしい。
蓋し後水尾天皇御讓位以前、彼女が天顔に咫尺したる際の際の如き、決して尋常一様の、女性の振舞とは思はれない。〔參照 統制篇 三三—三〇〕

拜謁の際

春日の局ぬけ参り

春日見え

春日局見へ給はずとの義に付御老中方より御留守居年寄衆へ御尋有る所に、近頃春日の局かたより頼に付女中三人箱根御關所通り手形相調へ遣し候との義に付、扱は伊勢参詣に相究る。定て竹千代様へ無相違御弘め(家督)などの被二仰出候様にとの立願の志にて有之候哉と諸人推量仕るとなり。其時世上に於て春日の局ぬけ参りと申ふる由。春日の局にも程なく御下向被レ致。其後駿河より飛脚來り近々大御所様御下り可レ被レ遊との御事に付、例の如く、小田原迄御迎として御老中方を被レ遣、

家康江戸に來る

國松相伴
無用

御臺赤面

御着の日に至り將軍家にも品川御殿まで御迎として被爲入、御對面被遊候處に、今晚大奥へ被爲成、御膳等をも被召上候との仰に付、早速御城へも被御遣候に付、御臺様には毎も無御座御事も有之、殊之外御悅にて御待請給ふ所に、西の丸より御本丸へ被爲入、大奥へ御通り遊はし、御臺様へ御對面相濟、將軍家御相伴にて御膳を被召上候節、兩若君様にも御相伴に御膳も据り候節、大御所様には國松君の御側付の女中に御向被遊、竹千代が相伴と有は尤なり。國松が相伴と有るは無用なり。連立と有り。其後御臺様へ被仰候は、惣而天下取に兄弟と有る義は無之事に候。國松息才にて成人致し候に於ては、國郡主とも成り竹千代が家來となつて奉公いたし候よりは外は無之候。然れば幼少よりの仕向が大事にて候。畢竟國松が爲に候と有仰にて、將軍家の御方御覽じ、あの人幼少立に竹千代程似たる兄は無之、夫故一入我等の秘藏にて候、と被仰ければ、將軍家には忝御意の旨御挨拶被遊候。御臺様には兎角の仰も無御座、御赤面被成御當惑の御様子なり。(落穂集)

【六三】 春日局と其の縁類

春日の如
行

春日局は、三千石の知行を賜はり、寛永二年乙丑の秋には、其の菩提寺建立の

春日の叙
位

其縁者の
召出

爲め、神田湯島臺に於て、五千坪の地所、及び木材と、銀三千枚を賜はり、寺領三百石を寄附せらる。此れが湯島の天澤寺、今日の所謂麟祥院だ。麟祥院は、云ふ迄もなく春日局の院號だ。彼女三千石の領主とし、寛永六年參内に際し、三條西大納言の猶子となり、從二位に叙せられ、緋の袴を許されたばかりでなく。其の一門の徒輩、悉く彼女によりて、幕府に出身した。即ち其の兄、曾て齋藤伊豆入道立本として、加藤清正の臣となり、朝鮮役に手柄を顯はした利光は、五千石の旗本に召し出され、大細御鐵砲頭となり、與力十騎、同心五十人を預けられた。彼の先夫稻葉正成は、下野國眞岡にて二萬石を賜はり、彼女の子正勝は、八歳の時に若君一家光に召仕はれ、後に常陸柿岡五千石を賜はり、父正成の死後は、其所領をも併せ賜はり、寛永九年十一月には、小田原城を賜はり、八萬五千石を領した。寛永十一年正勝が三十八歳にて逝くや、其子鶴千代幼にして家を繼ぎ、成人して正則と名のり、美濃守に任

稻葉類田
氏等の登

松平信綱
阿部忠秋
亦た春日
縁故者

春日勢力
五代の初
期に及ぶ

じ、明暦三年には老中に任せられた。
家光時代の老中、稻葉丹波守正勝は、春日の實子であり、堀田加賀守正盛は、堀田正利が子にして、正利は春日の先夫正成と與に、金吾中納言秀秋に仕へ、正成の娘を妻とした。固より此娘は、春日の所生ではなかつたが、尙ほ春日の縁故に繋がりて、幕府に召し出され、其子正盛は、春日の孫として、家光に寵せられ、遂ひに家光に殉じた。

又た當時の名臣と云ふ可き松平信綱、阿部忠秋、阿部正次、其他太田資正、三浦正次、久世廣之等の如き、何れも家光相手の小姓出身にて、概ね春日の子畜したる者共であつた。而して家光の最も尊敬、信頼したる、酒井忠勝の如きは、實に其孫堀田正盛の妻の父である。
されば春日の勢力が、幕府の大奥は勿論、其の幕閣の全體に及びたるも、決して偶然ではあるまい。而して春日の勢力は、四代家綱よりして、五代綱吉の初期に及んだ。蓋し當時の執政堀田正俊は、實に堀田正盛の第三子にして、彼は

稻葉家の
人々

素心尼

外曾祖母春日の養子として、家綱出生第七夜より奉仕し、春日の死後は、父より分配せられたる遺領と與に、其の三千石をも相續した。
稻葉正勝の弟、正利は、春日局の縁によりて、駿河大納言忠長に仕へた。其弟正房は、父内匠一即ち稻葉佐渡守正成が、越前家を辭して、本府に立歸りたる後、其の名跡を相續して、越前家に於て五千石を領した。正吉は春日局繼子に付、申立て、新規五千石を賜はり、御書院番頭となり、駿府在番の節、其の家人に殺されたが、其の幼子權之助は、生長して稻葉石見守正休と稱し、一萬二千石の大名となり、若年寄に擢んでられたが、貞享元年甲子八月廿八日、殿中に於て、大老堀田正俊を刺殺し、己れ亦たその場にて殺された。即ち兩人共に春日局縁故の者であつた。堀田は春日の養嗣であり、稻葉は義理の孫であつた。

更らに特筆す可きは、素心尼の事だ。彼女は伊勢田丸の城主牧村兵部大輔利貞の女にして、其母は稻葉兵庫頭重通の女だ。而して重通は、稻葉一徹の庶長子

だ。而して春日の先夫稻葉正成は、本来林氏であつたが、曾て稻葉重通の養子となつて、稻葉氏に改めたのだ。されば春日局は、素心の義理の伯母に當るものだ。斯る縁故は、運命の波に蕩搖せられたる素心尼をして、遂ひに徳川氏の大奥に運ばしめた。

出素心尼召

素心尼は（參照 徳川氏上期思想篇、三六）加賀の前田家に鞠養せられ、前田直知に嫁し、後蒲生氏の長臣町野幸仍の妻となつた。而して幾何もなく其夫死し、主家蒲生氏は斷絶し、遂ひに江戸に來りて、春日局に倚つた。幸仍の子幸和が、幕府に出身したのも、固より春日の推舉であつた。斯くて彼女は春日局の推舉にて、大奥に召された。其の行徑は、左の通りと云ふことだ。

素心尼が家光の信用を得し原因

其時分に將軍家光が、春日局に向て、昨夜誠に不思議の夢を見た。それは觀音の夢で、誠に綺麗な女であつたと仰しやつた。春日局は、それは珍らしい御夢で御座りました。さて其女のことにと就て御話申上ますが、私の家に親族の者でおよう（判要してから素心）と申す者が、逗留して居ります。是は見所の

ある女でありますと申上げた。それで將軍の命を傳へ、素心を城中に召し出すと、將軍が誠に奇體なことがある。是は夢に見た女其儘であると仰せられ、それで遂に女中の取締を命せられ、折々は經書は勿論、老莊の書など講義して、女中共に聽した。是が素心の營中の信用を得る、抑々の原因だ。

〔外崎覺氏著、六十有一年〕

素心尼に關する一説

彼女に實に山鹿素行の庇護者で、彼を家光に推薦せんとし、而して家光の死によりて果さなかつた事は、既記の通りだ。（參照 徳川氏上期思想篇、三六）或は曰く、疎心尼（素心尼）は、牧村兵部大輔政玄の女と云ふも、實は齋藤佐渡守利三の女である。而して彼女は、前田家臣小松城主直知の室となり、其子對馬守入道了心を生み、後町野長門守幸知の室となり、一女於伊屋を生み、それが岡田吉右衛門の妻となり、幸知死後、家光に奉仕し、疎心尼と稱して、甚だ寵遇を得た。而して於伊屋の第二女お振の方が、後に自證院殿と稱する、家光の妾町野氏で、其の所生が、即ち千代姫である。（即營婦女傳系）果して此の通りであ

れば、素心尼は、春日局との關係のみでなく、お振の方との關係よりして、最も家光に親近したのであらう。

〔六四〕大奥に於ける京都の勢力

内輪は女天下

流石の三代將軍家光も、其の内輪は、殆んど女天下の姿であつた。乃ち春日局は、殆んど表に於ける酒井忠勝—隱居して空印と稱す—と、相譲らなかつたのみでなく、或は彼に凌駕したかも知れぬ。而して此際注意す可きは、幕府の大奥に、京都の勢力が扶植せられた一事だ。

京都の文征化的江戸

家光は其の夫人鷹司氏を、殆んど夫人として待遇しなかつた。されば鷹司氏の勢力は、大奥に於ては、寧ろ皆無と云ふ可きに庶幾かつた。されど一方には鷹司氏が、兎に角家光の夫人として、江戸に下り、他方には秀忠の子和子が、後

家光の内嬖半は

水尾天皇の中宮として、京都に上り。從て京都と江戸との間には、一種の關係を生じ、江戸が武力と金力とにて、京都を制服したる際に、京都は所謂文化もて、江戸を制服したる姿が無いでもなかつた。此れは寧ろ家光以後の事であつたが、其端は、家光時代に發いた。

家光は其の夫人鷹司氏—家光より二歳の年長者—を、殆んど他人扱ひしたるに拘らず、其の内嬖の若干は、京都種であつた。乃ち彼の妾、尾州光友に嫁したる千代姫の母、町野氏於振の方、四代將軍家綱の母、増山氏於樂の方、甲府綱重の母、藤枝氏お夏の方、天死したる龜松の母、太田氏於國の方、五代將軍綱吉の母、本庄氏於玉の方、及び六條宰相有純息女於萬の方の六人あつたが、その半數迄は、京都種であつた。

お萬の方

於萬の方は、十六歳にて伊勢宇治の比丘尼寺なる慶光院に入院し、繼目御禮として江戸に下り、家光に謁見したが、家光は其の姿色を愛し、髪を長せしめて、之を妾とした。而して其の由縁よりして、六條家の息即ちお萬の方の弟を召

お玉の方

お夏の方

都三人の内
六人の京

出し、千石を給はり、高家役として従四位下に叙し、侍從に任じ、戸田中務大輔と稱せしめた。後には土佐守と改め、加恩千石、合して二千石となつた。而して綱吉の母、お玉の方は、お萬の方の由縁にて、京都より江戸に下り、春日局の認むる所となり、御側へ召出され、秋野と稱し、家光の寵を承くるに至つた。(玉輿記)而して綱重の母、藤枝氏お夏の方に就ては、大猷公(家光)の大夫入鹿守關白左大臣信房公の姫君、元和九年爲二御入輿關東へ御下向の時、於夏の方京都より御供して、御末の間、御湯殿の役を勤む。御臺御嫉妬深くましますに付、大猷公御側女も無かりし折から、(此れば事實相違)於御湯殿御手付られ、正保元年甲申五月廿四日、長松君を奉産、後甲府宰相綱重卿と稱せらる。(柳營婦女傳系)

果して此の通りとすれば、六人の中に三人迄が京都種だ。それに夫人鷹司氏を加ふれば、四名となる。何れにしても家光時代に、京都の勢力が、漸次幕府の大奥に注入し來つたことが判知する。

家綱時代
も同傾向

公家の陰謀

陰謀階級
人の陰謀婦

諸に東男に京女と云ふ。京都は實に婦人の本場だ。されば徳川氏の大奥が、其の本場である京都の感化を被るに至つたのも、決して異常の事ではあるまい。而して此の傾向は、四代の家綱に至りても、寧ろ加ふるも、減ずることはない。乃ち家綱の御籠中は、實に伏見式部卿貞清親王の姫君にて、明暦三年七月十日入輿、延寶四年八月四日薨去せられた。家綱は病身であつた爲め乎、所謂る御部屋様なるものは、何等記録の上に徴す可きものが無かつた。本來婦人は、陰性でありて、陰謀を好むものと稱せられてゐる。而して當時の世の中に、公家、武家、町人、百姓との諸階級があつたが、その中でも、公家が最も喰へぬ代物であつた。固より公家の中には、良質と不良質とあつたに相違ない。されど概して言へば、公家は其の環境からして、其の雰囲気からして、自から陰謀を好む第二の天性を生じた。然るに京都なる、此の公家の階級、若しくは公家に最も縁故多き階級よりして、婦人を江戸に輸入し來つた。此の婦人が、江戸城の大奥に於て、如何なる陰謀を逞うしたる乎、そは容易に外

幕府政治の謎を解く

間の伺ひ知る所ではない。然も幕府の最期に至る迄、幕府が此の勢力に、時としては支配せられ、時としては動かされ、時としては妨害せられ、時としては沮止せられ、時としては此の勢力が鞏となり、時としては此の勢力が制動機となる。此の如く幕府をして動もすれば、其の自主的意志を、十二分に行ふ能はざらしめたるもの、職として此の勢力に由らざるばあらず。苟も此の内部の機關を解せねば、徳川幕府の政治の謎を、解く譯には參るまい。

家光夫人鷹司氏

徳川氏と
細川氏と
の始め

大猷院御所の中の丸殿と申せしは、鷹司攝政家信の姫君にて、御諱は孝子と申す。元和の末にや江戸にくだらせ給ひ、寛永のはじめ御婚ありけり。(二年の八月九日といふ)御所には御年ひとつふたつまさらせ給ひしとぞ。當家にて攝關の御むすめむかへさせ給ひしはじめなり。君子のよきたぐひにておはしましけむに、琴瑟のあひやはらがせ給はぬ故も侍りしにや、御子などもおはせず。さうさうしくてすぎさせたまひしとうけたまはる。

呼ぶ丸と

はず、廣芝といふ所にすませ給へり。深河大納言のみたちは城の北にあたりければ、北の丸といふ。その中ほどにありしかば中の丸といひしとなり。さらば今の吹上の御そのうちなるにや。廣芝といふ名、いまもありと聞ゆ。御所になくれまいらせられし後は本理院殿と申たてまつる。延寶二年六月八日かくれ給ふ。七十三歳にておはしませしとぞ。嚴有院御所の御嫡母にてをはずばかりしに御腹めさぬよし見えたり。是等故ある事なるべし。小石川の傳通院におさめまいらせたり。(以實少傳)

〔六五〕 天樹院、松坂局及お玉の方

生綱重の出

長松—綱重—と、徳松—綱吉—とは、生れながらの競争者であつた。長松は正保元年五月二十四日の生れにして、家光四十一歳の子だ。彼は將軍厄年の子なれば、其の未だ出生せざる以前よりして、將軍の妹天樹院の養子と定まり、

綱重生れながらに有力

綱吉の出

綱吉に外授無し

於夏の方の懐妊するや、竹橋内の別殿なる天樹院の許に移し、同所にて出生した。抑も天樹院と云ふは、秀忠の娘、家光の姉、即ち千姫にて、當初豊臣秀頼に嫁し、後本多中務大輔忠刻に歸し、竹橋御殿と稱せられた女性だ。

彼女が本來、徳川家に於ける有力者なれば、彼女を背景としたる長松が、生れながらにして、何となく有力であつたことは、自然の勢だ。而して尼君附に松坂局あり、頗る威權を振うてゐた。長松は此の松坂局に養育せられたれば、其愛護によりて、愈よ勢力を増加した。

徳松—綱吉—は、家光の末子だ。彼は正保三年正月八日に生れたれば、長松二歳の弟だ。彼は單にお玉の方の子と云ふのみにて、何等の外援なかつた。されば彼をして其兄長松と雁行せしむるは、お玉の方に於ても、容易の業ではなかつた。

尼君は大猷公の姉君にて、衆庶崇敬したれば、其養ひとの名義あれば、他人の崇敬も鄭重なる上に、松坂局等は、尼君の養ひを頭に戴き、何事も徳松

されど兩入平等取扱となる

お玉の方の盡力

君に勝れる如く致し爲し、より、諸事徳松君よりも、殊更に外間實義重大なりしと云ふ。(甲斐少將吉保朝臣實紀)

若し家光にして長生せば、お玉の方は、家光によりて、徳松の便宜を計る方便も有つたらう。然も家光は、慶安四年四月廿日、長松八歳、徳松六歳の時に逝いた。然も頼ひに家綱の將軍となるや、長松、徳松の待遇は、全く平等となつた。長松が櫻田御殿に居れば、徳松は神田御殿に居た。前者が松平左馬頭と稱すれば、他方は松平右馬頭と稱した。双方共に十五萬石の賄料を受け、後には何れも、十萬石を下賜せられて、前者は甲府に、後者は館林に封せられた。お玉の方は、此にて一息ついたのであらう。

お玉の方が、美人であつたことは、云ふ迄もあるまい。彼女は所謂の氏なくして玉の輿に乗りたるものだ。然も彼女は決して尋常一様の女性ではなかつた。如何にもして、其子綱吉を出身せしめたしと、骨身を碎いた。彼女が亮賢、隆光、其他の僧侶を信じ、あらゆる迷信に耽りたるも、畢竟吾子の幸運を祈るに

双方母儀の暗闘

他ならなかつた。

惟ふに徳松の母お玉の方と、長松の生母お夏の方、及び其の養育者松坂局等との間には、幾多の暗闘があつたに相違あるまい。而して館林侯としての綱吉の評判をして、世間に流布せしむるに至つたのは、恐らくはお玉の方の力、與かりて大に居たであらう。

綱吉好評の原因

當時綱吉は、好學篤行の賢公子として、頗る好評を博してゐた。それが何處迄は事實で、何處迄は宣傳であつた乎、それは容易に判断がつかかねる。されどお玉の方が、影となり、日向となりて、綱吉の爲めに、あらゆる方便をなしたのは、想像に餘りがある。

綱重の薨逝

甲府と館林との競争は、やがて館林に取りて、偶然の仕合があつた。それは第一に家綱に、子としての後繼者が無かつた事。第二に子以外、後繼者たる可き甲府綱重が、延寶六年九月十四日に逝いた事だ。此れは果してお玉の方の御祈禱の効であつた乎、信心の功德であつた乎、彼女としては、恐らくは斯く思うたの

酒井大老の綱吉反對

であらう。何となれば、餘りに其事が、棚から牡丹餅であつたからだ。此れはお玉の方に取ては、恐らくは人間業ではあるまいと、考へたであらう。

抑も綱吉が、家綱の御養君として西城に入つたのは、延寶八年庚申五月七日であつた。即ち彼が三十五歳の時だ。當時大老酒井忠清が、京都から親王を迎立す可しとの議を立てたのも、其の原因は、恐らくは綱吉をして將軍たらしむるを、欲しなかつたからであらう。忠清が何故に綱吉に反對した乎、それは揣摩の限りでないが、彼は恐らくは綱吉が將軍としての資格に、何等かの缺陷あるを、看破したのではあるまい乎。

お玉の一念成就

それは兎も角も、女の一念、山をも動かす。お玉の方の一念は、遂ひに其の所生をして、五代將軍の位に就かした。此れは綱吉の勝利と見るよりも、恐らくはお玉の方の勝利と見るが、適當であらう。

【六六】右衛門佐局

桂昌院の位地向上の

綱吉孝行の原因

綱吉御臺

綱吉は好運兒だ。然も其の好運の一半と云はざる迄も、その若干は、生母お玉の方、即ち桂昌院に負ふ所があつた。されば綱吉の將軍となると同時に、桂昌院の位地は、頗る重要となつて來た。

元來綱吉は、朱子學の思想で養はれて來た。されば彼は歴代の將軍の何れよりも、其母には孝であつた。桂昌院は母であるばかりでなく、綱吉に取りては恩人だ。綱吉を將軍の位に迄、持ち上ぐる運動者の随一人だ。されば綱吉にして、尋常一様の子であつても、其の負ふ所に酬ゆ可きは當然だ。況んや朱子學の儒教主義にかふれたる彼に於てをや。此の如くして桂昌院は、支那の朝廷に於ける皇太后と、殆んど同一の位地を占むるに至つた。縱令垂簾の政治は爲さざりしも、桂昌院は、綱吉を透して、大なる政治的、社會的の勢力であつた。

桂昌院が京都種であつたのみでなく、綱吉の御臺所亦た京都種であつた。彼女

所亦た京都種

内嬖亦た京都種

右衛門佐局の出仕の由緒

は鷹司氏信姫にて、實に鷹司關白房輔の女であつた。而して彼の女嬖は三人あつたが、其の二人は、亦た京都種であつた。即ち堀田氏お傳の方―其實父は小谷權兵衛、後堀田將監と名を改む―は、微賤の出身にて、桂昌院の許に奉仕したるが、綱吉に見出されて寵幸せられた。彼女は京都種ではないが、少くとも桂昌院の許に出身したれば、半は歸化京都種とも云ひ得られる。第二の大典侍局は、清閑寺中將熙房の女で、正しく京都種だ。第三の新典侍は、日野大納言弘資の養女で、豊岡大藏大輔有尙の女で、是亦た正しく京都種だ。されば綱吉の時代に於ては、大奥は殆んど京都種にて、支配したと云ふも不可はあるまい。而して茲に特筆す可きは、當時大奥の執權者とも云ふ可き、右衛門佐局である。

彼女に就ては、

右衛門佐局、始の名は常磐井と號し、京都新上西門院の侍女にして、水無瀬中納言氏信卿の女也。新上西門院は、常憲公の大夫入淨光院殿の御連枝

漸次立身

神田館女
中の風儀
改善

應司關白房輔公の姫君にして、淨光院殿の御姪なり。(按ずるに靈元天皇の中宮、新上西門院は、鷹司教平の女にして、綱吉の御臺所淨光院は、鷹司房輔の女だ。而して房輔は教平の子であれば、淨光院は正しく新上西門院の姪となる。) 故に淨光院殿より新上西門院の御方へ、才智ある女儀を御所望のよし仰遣されし時、數多の官女の内より選び出され、關東へ差下し、右衛門佐と名を改め、淨光院殿へ進仕也。奥表の女中を支配し、其名籍々たり。且つ容貌も殊に勝れける故に、常憲公の御旨に協ひ、淨光院殿より御貰ひ有て、總女中の頭と成、千石の御あてがひを賜ひ、且つ名跡をも相究むべしとの上意ありし故、右衛門佐の部屋子に取合され、浪人田中半藏を養子として、其名を桃井内藏助と稱し、寄合の列に勤仕す。(柳營婦女傳系)

されば此の右衛門佐なるものは、特選せられて東下したるものなれば、其の女傑であつたことは、固より疑を容れぬ。

御臺所は其始神田の館に入興ありしに、同館の大奥は、桂昌尼君の薰陶に

大城女中
の風儀改
善

て、従前春日局の教誡せし戦國遺風の武家婦人、殺伐卑野の態を改め、總て京女房の風俗を模されしかば、侍女の行儀作法上品にして、京都に御座せし時に異なる事なかりしに。延寶八年七月神田の館より本丸に入興ありて、同所女中の風俗を熟視あらせらるゝに、彼の有名なる春日局が定めし、戦國の遺風を專に立て、大奥女中の不行儀なるに驚かれ、尼君にも竊に其の立居進退の野鄙なるのみならず、其餘りに雄々敷舉動に驚かせられ、遂ひに兩所御相談の上、京都より物馴れし侍女召下し、其の指南によりて、其の風儀を改む可く、その爲めに御臺所より新上西門院に、御所望ありて、東下したのが、乃ち右衛門佐局なり。然るに乍ち其功を奏し、頓に従前の風俗を改良し、別世界の觀をなしたれば、公にも大に感せられ、公附の侍女をも、同様改良せしむ可く、台慮より右衛門佐局を、公附に所望あり、年寄に昇進せしめ、總女中の首領と爲し、千石を賜はり、大奥中春日局の跡を繼しめ給ふに似たり。(甲斐少將吉保朝臣實紀)

大奥漸次
京化

惟ふに果して此程の効能があつた乎、否乎は、疑問であるが。兎にも角にも、種々の原因、種々の勢力湊合して、江戸城の大奥は、漸次に京都化し來つたことは、否定し難い事實であらう。

第十三章 隆光僧正

【六七】 綱吉と隆光

幕府財政
困難の張
本人

綱吉迷信
の感化

若し元祿時代に於ける、徳川幕府財政困難の張本人を、個人に求めば、それは桂昌院を、第一人に擧げねばなるまい。桂昌院自身が如何に贅澤したとて、それは高の知れたとだ。然も彼女の迷信は、彼女をして大なる濫費者たらしめた。元來朱子學は、合理的實證派である。格物致知がそれである。朱子學は迷信とは、尤も縁の遠き學問だ。然るに彼の綱吉が朱子學者でありつゝも、非常の迷信者であつたのは、畢竟桂昌院の感化と云ふも、過言ではあるまい。桂昌院はあらゆる神社佛閣の恩恵者であつた。恰も慶長年間に於ける淀殿が、秀頼の爲めに、畿内其他の神社佛閣に寄進した如く、桂昌院は、それに輪を掛けた。而して護國寺や、護持院の如きは、其の標本として見る可きだ。

桂昌院は亦惡政の張本

吾人は桂昌院が、單に濫費の張本人たるばかりでなく、又た惡政の張本人であるを悲しむ。即ち例の生類憐愍—動物優待、人間虐待—の惡政の如きも、若し悉く彼女獨りの指金でなかつたならば、少くとも其の指金者の分前に預つたことは、争ふ可からざる事であらう。

隆光の迷信利用

茲に需用者あれば、必ず供給者出で来る。元祿の徳川大奥に於ける迷信は、仍ち護持院隆光なる、一の眞言宗の加持祈禱僧を、出で來らしめた。護持院及び隆光に就ては、既記の通りだ。(參照 三六、三七)今更ら多く語る可き必要はない。併しながら如何に、隆光が一種の世間師でありて、當時の權門、勢家と相ひ結託した乎、將た如何に他の迷信を、我に都合よき様に利用した乎に就ては、吾人が臆測、揣摩する迄もなく、彼の自から記録したる日記が、能く之を證明してゐる。彼は單に一個の僧侶でなく、全く一種の宦官的資格を有した。其の貴人の心理作用を解し、之を模倣するの術に長じた。彼が如何に護持院を建立したかは、左記によりて、之を知る可しだ。

隆光の宦官的資格

護持院建立始末
内々願申上

貞享五年戊辰(元祿と改元、九月卅日)當院(護持院)伽藍御建立之事。
一 去年(貞享四年)卯の八月時分より所替伽藍御建立之願、内證に而申上也。仰に云、當年は厄年故、祈禱の隙も無之條、來年可然所可被仰付之爲、御返答被遊也。

建立御内意

依之當年辰の二月十一日御内意被仰聞、御城北の御堀端、竹橋之内、中の丸様(家光の夫人鷹司氏)の御古跡、東西六十間、南北七十七間之所、被下之、愚納所存之通、堂寺御建立可成下之旨被仰出。則明後十三日從老中申渡候様、今日老中へ可被仰付之旨、御内意也。

老中申渡

翌日十二日、從備後守殿(牧野成貞)御奉書被下、御用之儀有之之間、明十三日四時お登城可仕之旨申來。十三日四時お登城、四時過御座之間の御廊下に、御老中並に備後守殿、喜多見若狹守殿御列座に而、上意之趣被仰渡。次に御老中之心得にて被仰渡候は、彼地は御城の風上にて火用心のために被明置候地なれば、御祈禱の御用さへ事足候は、外に大家造候事は、可

建立指圖
照覽

新禱所は
丑寅方角

致ニ用捨之旨被ニ仰聞一也。畏候と領承候也。
 喜多見殿此事被ニ達ニ上聞一則愚僧御前へ被ニ爲ニ召、年寄共は偏に火用心之事計心に掛而右之通申渡也。然共火事は時運也。随分其方用心堅く可ニ申付一則寺家は所存之通、造作可致、所有之趣、指圖仕だし指上候様に被ニ仰付一則翌日十四日御内證に而指圖入ニ照覽一也。上意に若狭(喜多見)並に柳澤出羽(保明)に可致ニ相談、備後(牧野)並に年寄共に申聞候て、若及ニ異儀一候得ば、難成候條、何事も先此方へ可ニ申上之由被ニ仰付一候也。
 一 十三日上意に御祈禱所は、丑寅之方に構へ宜ら由、此度之寺院大方丑寅にあたる歟、但方角相違する歟、可考之由被ニ仰出。翌日十四日、御大工立合御休息御上段之真中にするし立、それより丑寅之所へ絲引所に、壹つ橋之内、戸田山城守殿之屋敷に相當る也。戸田殿屋敷御取上被ニ成候事、如何に被ニ爲ニ思召、壹つ橋之外へ絲引見候所に、只今之所に相當。只今之屋敷之内にても、護摩堂正く丑寅に相當候也。只今の屋敷、大名旗本家居之人数、具には不レ

普請手傳
奉行棟梁

知之、十二三軒可有之。
 一 三月中旬、松平若狭守殿、普請之手傳被ニ仰付一也。
 一 指圖は、此方より上レ之。三月廿三日、大久保佐渡守殿當寺へ被ニ參、指圖の様子被ニ尋レ之。此外如何様に成共好み候之様に被ニ入ニ御念一候奉行堀内甚右衛門、山角權兵衛、並に棟梁筑後同道也。
 一 卯月三日斧初也。其日御城大廣間に御能被ニ遊。去々年御能拜見無レ之、諸大名、御小姓組、御書院番、大御番衆等へ拜見被ニ仰付一愚も拜見に罷出故朝普請小屋へ立寄、斧初之様子申渡、爲ニ祝儀一赤飯樽等被ニ遣レ之。大久保佐渡守殿へは、提重遣レ之。月輪院、其外侍四五人指添遣レ之也。
 一 棟上之時、惣人数へ赤飯出レ之。五千四百五百人有レ之。奉行衆へ提重一組づ、其外小役へは一組之人数聞合、行器遣レ之。日備之者、握飯にて遣レ之。

斧初

〔隆光僧正日記〕

棟上

如何に此の護持院なるものが、隆光の運動にて出で來りたるかは、苟も平らた

盡く隆光
の運動

第十三章 六七 綱吉と隆光
三五九

く上記の文意を解釋すれば、分明であらう。乃ち隆光と、綱吉との相談づくにて、出来上つたのだ。而して其他に桂昌院があつたとは、固より想像する迄もない事だ。

護持院舊地

御溝外の芝生

神田橋と一橋との間御溝の外の芝生を云。此所は大塚護持院の舊址なり。元禄年間柳原の南にありし知足院を引て護持院と號せられ、殿堂御建立ありしが、享保回録の後大塚の地へ移され、後明地となる。林泉の形残りて頗る佳景なり。夏秋の間は是を開かせられ都下の人々に遊ぶ事をゆるさる。冬春の間は時として大將軍家こゝに御遊獵あり。故に此所を新駒が原とも唱ふるとなり。世俗は護持院の原と呼べり。(江戸名所圖會)

〔六八〕幕府に於ける隆光

隆光僧正日記

隆光の自から認めたる記録、即ち「隆光僧正日記」は、極めて乾燥無味の文字ではあるが、注意深き讀者には、多くの暗示を興ふ。如何に僧侶が綱吉時代に於て、持て囃された乎。如何に彼等が徳川幕府の表面、裏面に一沈、一浮して、其の神通力を逞うした乎。如何に迷信が、當時の上流社會を支配した乎。それ等の多くは、此の日記によりて、少くとも想像し得らる。

將軍誕生御召出
是破格の召出なり

一 九日(元禄八乙亥年正月) 例年も今日御誕生日の御祝儀有之、當年者御賀(五十歳)之御祝儀被遊、愚衲は鶴姫様(綱吉女)より御賀之御祈禱、山王へ御幸被進に付、御代參被二仰付、明六つ半頃罷越、九つ時罷歸、時分早々罷上候様に、出牙守(柳澤保明)殿より御奉書到來。依之途中より直に登城。上意に、今日御賀之御祝被遊、出家はか様之祝之座へは不出事之様に、世間申觸、然共其方儀は、各別之儀故、被爲レ召也。林大學(信篤)柳澤出羽、黒田

豊前御賀之詩歌指上見申候様に被仰、其方も詩歌仕候様に被仰。追付御仕舞可被遊候、其間休息仕候様に被仰、部屋へ罷越、俄に詩歌相調、御祐筆一所に硯料紙借り書付而、出羽守殿迄指上之。

奉賀二十五寶算詩並歌

和氣融融秋賀筵。龜遊鶴舞喜聲傳。令辰先祝延二大壽。千歲春風知命年。千とせふる子の日の松を、ためしにて、君の五十ちをかぞへそめけり。

知足院僧正隆光

隆光の賀詩歌

將軍賞玩

上意に法儀之事は、達者にも可有之、か様之儀は心掛も有之間敷之所に、即席之作意、奇特に思召之旨、賞翫也。如何に彼が綱吉の懷裡迄喰ひ入りつ、あつたかは、略ぼ想像ができる。此の詩は頗るつきの悪詩であるが、然も綱吉さへ感心せしむれば、それで澤山だ。彼が如何に柳澤と親しく交際したかは、左の一項で分明了。十四日（元禄八年六月）四の半時出羽守殿御城退出聞之、出羽守殿へ振廻に罷

隆光と吉保との交際

柳澤家振

越。先、公方様十二日より御腹中水瀉被成候に付、昨日御譜代御暇可被下之登城有之といへども、御表へ出御無之、空被罷歸。今朝五の時愚禰柳澤出羽守殿へ罷越、公方様今朝之御機嫌承度奉存候、彌御機嫌能候は、後刻の約束之通、可罷越一候と申入。出羽守殿被罷出、只今可申進一と存候。今朝益御機嫌能候而、彌今日振廻仕候様に被仰出候。彌四つ過より御出待入候、との挨拶也。

隆光進物

四の時兩役者壽命院先達而遣之。出羽守殿へ壹荷兩種、兵庫殿（吉里）へ守並に扇子十本入、伊織殿（安通後に經隆）へ同斷、おはるどのへ、守並團二本、了本院（保明生母）へ煎茶一箱、御奥方（保明夫人曾雌氏定子）へ六歌仙、公家衆寄合書並に繪六枚、兵庫殿御袋（吉里生母飯塚氏染子）へ近江八景、公家衆寄合書持參。家老曾根權太夫、萩原源太左衛門へ扇子十本入、油煙五挺づ、用人數田五郎左衛門杯六人へ扇子十本入、以二使僧遣之。四の半時、護國寺、龍松院、藏

隆光講談

松院 壽命同道にて罷越、出牙守殿大書院へ迎に被_レ出、小書院へ案内、毘布持參、其上に被_二申渡_一候は。上意に今日出牙守方へ罷越候に付、絹縮被_レ下之十五端、護國寺へ十端、私へも御杉重被_レ下之、押付開_レ之可_レ申之旨也。扱_二了本院並に奥も懸_二御目一度存_一候、其上何にても御講談聽聞仕度之旨申候との事。即同道にて奥へ罷越、了本院殿、奥方、兵庫殿御袋、伊織殿へも懸_二御目、又表へ罷出_一。愚は十一面經之内、富貴自在無病安樂之文講_レ之、護國寺は秘鍵流通之講釋。簾中に而奥方女中聽聞、親類衆表に而聽聞、家來五六十人聽聞也。

館

次に能始。繪馬寶生此間に餅菓子出。通盛金春安宅金春中入料理出。降魔寶生松風左源太春榮太平次祝言高砂友之助合七番也。料理之節、膳並引物一種給仕有_レ之、濃茶持參也。能濟後幕切昇時分退出。其内御腹中御樣體書三度來、一々被_二申聞_一也。能前に出牙守殿が見臺一、金屏一双以_二目録_一給_レ之。了本院殿餅

御澤進物

退出

隆光游泳
巧妙

菓子積重給_レ之。兵庫殿が御斷、奥方干菓子積重、兵庫殿御袋其瓜一籠給_レ之也。罷歸時、敷臺迄被_レ送_レ之處、辭退、使者之間に而暇乞申也。家老用人如_二今朝_一、御罷歸祈禱可_レ仕候間、御使者被_レ下候事は御無用奉_レ存候。拙僧も役者共も、今晚は參問敷之由申入る。(隆光僧正日記)

此れはほんの御馳走の記録に過ぎぬ。然も彼の隆光が、如何に將軍や、寵臣の間を、巧妙に遊び廻りつゝ、あつたかゞ判知る。

〔六九〕 祈禱僧としての隆光

綱吉の護
持院御成

隆光は元祿三年九月十八日に、將軍綱吉を、其の寺院に迎へ、その場にて大僧正に任せられ、護持院の稱號を賜はつた。

- 一 十八日(元祿三年九月)九つ時過、被_レ爲_レ成、護摩堂、千手堂へ御參詣也。

護持院

隆光講釋

綱吉講釋

要

次に法殿へ爲成ニ御昆布持參。次に被下物、先御目錄白銀百枚、屏風二双被下之、出牙守(柳澤保明)殿持參。次に御手ら御朱印箱に入被下之、護持院之稱號被下之。大僧正轉任僧録に被仰付之條、一派之僧色衣之沙汰可仕之旨也。次に御詠首被下之、御震筆也。次に愚禰献上如例、御菓子折、未廣三本。次に於三書院一愚納講ニ守灌經一次に彌勒寺快意は性靈集之内乙訓寺献柑子表被講。次に龍松院は三論玄義題號並三行程被講。次に貪嗔俱起之論議有之。講釋之内は諸出家は、書院下之間に雜居す。……愚は上之間に著座、貪嗔俱起之趣を大旨演之。次に末座論議始之、四ヶ寺之不審は愚答之。次に、

論語御講釋。仁者樂山、智者樂水之段也。次に黒田豊前守同論語、以禮讓治國則云々。被爲入二御殿、御料理出之。愚御膳持參、則御相伴す。次御土器臺持參、二献被召上、御看献上。又た一献被召上、御看被下之、出羽守殿取次頂之。

御仕舞

綱吉の十八番

戴之。一献御看被下之、又一献御看被下之、又一献、次献番、一献被召上、替之御看、献二上之、又一献被召上、又柄に被下、一献被下之、御看被下之。又一献給之納之。御茶菓子出、御茶持參、御暇被下之。次に於三書院一御仕舞被遊、諸出家列座如常。上弓八幡、次に狂言舞、上は東北、次に阿部豊後守竹生島、野守、次に豊前守、上は舟辨慶、次に狂言舞、放下僧、次に豊後守田村、上は山姥、次に豊前守車僧、上弓矢立合。

暮前還御。御跡より登城、愚詠三首献二上之、暮六つ時分退出。出羽守殿、右京大夫(松平輝貞)殿へ御禮被罷越、御老中、若年寄衆、寺社奉行へは、明日可參之旨、出羽守へ申達。(隆光僧正日記)

綱吉は如何なる場合に於ても、其の至る處、必ず講釋と仕舞だけは、缺かしたことがない。即ち經書と能とは、彼の十八番であつた。彼は何の爲めに、斯く狎々敷講釋を爲したる乎。彼は其の經學をば、能と一般、閑遊戯となしたる

上流の迷信

乎。家康は儒者や坊主に講釋せしめて、之を聽くを樂んだが、綱吉は寧ろ自ら講釋して、他をして之を聽かしむるを樂んだ。如何に當時の迷信が、上流社會に行はれたるかは、左の一例を見ても分る。

綱吉の祈禱命令

一 廿二日(元祿九年丙子六月)朝六つ過御奉書到來、四つ時登城可仕之旨也。覺王院、護國寺、根生院、上野役者、佛頂院、靈雲寺、智寶庵、登城也。四つ半比に佛頂院奥へ罷通、出羽守殿被申渡一退出。其後愚納、覺王院、護國寺、根生院四人、一同に御前罷出。上意に、此比天氣不順而寒暑不應、時節、又打續地震有之、就中昨夜大震、少雷猶打續、雷震大に發動、雨損風災難計。如レ此之時節、仰佛神不レ如レ祈禱、何も可有レ此旨也。愚言上、如レ仰此氣候不順、震雷發動、諸人驚怖、仕候。依レ之靜謐之祈禱、心懸候得共、不レ及ニ急修一候。此上意之上者、各無ニ油斷一令ニ勤修一之條、御靜謐不日之事に候。然者廣大御慈悲、萬民之安堵に而候。出羽守被申候、上古以來如レ此御祈禱之上古は、其功眼前也。今時は如何。

祈禱功德問答

隆光の震雷保險

覺王院退答、末代故如レ上古無之候。愚申候、古今不同なれども、修法は一味に候。漢耶之劍は昔も切れ、今亦切、秘法のノ何無ニ其功一乎。出羽守被申候。然者今夜大震無之様に可レ被修也。愚得ニ其意一候、小震小雷は夏時の見物也、大震大雷は決而無之候段、請取候。御前罷立、何も存分可レ抽三丹、誠之旨申合罷歸。不動法廿一座修之。如案其夜雨降といへども、震雷曾無之、兼而願申候。蘇香園被下レ之候。此の坊主は、如何にも大膽だ。彼は一六勝負で、地震と雷の保險を付けた。それが偶然にも當つた。彼は實に仕合者であつた。

〔七〇〕隆光と天氣

隆光の桂昌院奉仕

隆光は固より桂昌院の手引にて、綱吉とも親近した。彼が如何に桂昌院に奉

仕した乎は、今更ら説明する迄もない。

時雨する峰の神垣清ければ、深き恵のしるき谷川。

此れは元祿六年十月、彼が護國寺に綱吉、及び桂昌院の御成を迎へて、献げたる歌だ。

御返歌御色紙御自筆にて被遊

今日しもと君のあゆみを千代かけて、ふるや時雨の神垣の内。

亦た以て彼が桂昌院の信寵を得たるを、知る可しだ。

桂昌院の信寵

一 十七日(元祿十二己卯歲八月)四つ半比、本庄殿(桂昌院の里方)逝去之旨達三上聞、三之丸様(桂昌院)へも同願。本丸より爲召、御忌中之事御尋有之。直に三之丸へ御悔に罷越。

一 十八日公方様三之丸へ被爲成、愚も罷出。護國寺は毎日三之丸へ被參、牧野備後守殿、愚納も毎日罷出。御伽仕候様にと、公方様被三仰付一故、毎日罷出也。

隆光の身上

彼が如何に桂昌院の信寵を、博しつゝ、あつた乎は、以て想ふ可しだ。隆光の身上は、祈禱である。然も祈禱者としての身上は、其の氣轉が利いて、且つ大膽に、能く依頼者の心理を操縦するにあつた。左に其の實例を示すであらう。

將軍護國寺行に就

隆光の天氣請合

一 廿五日(元祿十二己卯歲閏九月)護國寺へ被爲成、去十八日雨天故御成御延引、翌日三之丸(桂昌院居所)へ被爲成、護國寺愚納相詰。上意に來る廿五日可被爲成之旨也。護國寺被三申上一候は、當年はもはや御無片に被遊可被下候。次第に冷氣甚候。且又廿五日は、八專之内庚申に而御座候間、天氣無二心元一奉有候。再三辭退被三申上一候。上意に廿五日雨天ならば、廿七日に被爲成候之旨也。愚申上候、廿五日之天氣は、拙僧請取申候。必御成可被遊候。堅御請合申上也。一昨日廿三日又三之丸へ被爲成、護國寺、愚納相詰。天氣陰雨相催す。上意に明後日之天氣無二心元一定而護持院言ひ分け可致之旨。愚申上、明二十四日暮迄は降候。共、二十五日は早朝よ

果して快晴

曙光の圖太さ

能く當る新晴

快晴に可仕候。申分は仕間敷之旨、堅く御請合申候。依之十九日之晩より抽丹誠祈禱す。廿四日雨降、夜に入九つ過迄少も不晴、彌抽三懇祈之虞に、八つ時より快晴。今日終日快晴無風也。三之丸様は朝五つ時被爲入、公方様は九つ時被爲入、八つ過還御、三之丸様七つ過還御。從三之丸様、例之通白銀五枚被下、大護院四ヶ寺白銀三枚づ、餘は二枚づの被下之。今日快晴之御禮可被仰之旨也。愚申上、然は亦二重拜領可仕之旨、依之羽二重十疋、絹十把被下之。

如何にも甘く當つたものだ。彼は實に一再ならず、天氣の保險をつけた。知らず彼は出鱈目であつた乎、將た若干天氣豫報に關する、氣象學上の知識あつた乎。否、彼は全く圖太く、當座の都合に應じたのであらう。而して萬一間違へば、それ々の釋明は、篤と心得ゐたであらう。

一 二十五日(元祿十六年二月)牧野備後守亭へ御成、兼而快晴之祈禱願來、廿四日雨降、依之備後守殿より手紙來、明日之天氣無二心元彌頼入之由、愚

釋明も巧妙

新誠無驗

兼而請取候。此雨今日中に天晴可申候。可安二御心一候。之より申達。抽丹誠一七の半頃天晴。廿五日も朝之内不三快晴。彌抽三懇祈四つ時を快晴。萬端首尾能候。四つ時入御、八つ時過還御。御能五番。更らに注意す可きは、左の一取だ。

一 廿六日一位様(桂昌院)當寺へ被爲成、昨夜より雨降。愚は今日之晴天之祈禱不勤之。昨日之祈禱去冬を請取故、此頃廿六日は雨降共、廿五日は快晴と祈念する故に、今日雨降候得共、止雨祈念不勤之、諸出家に打任せ置也。大雨終日不止。四つ時入御、七つ半過還御。被下物如例。

如何にも巧みに釋明したものだ。併し此れよりも面白きは、下の一二項である。一 廿一日(元祿十六年九月)三之丸様(桂昌院)五之丸様(お傳の方)御成之筈に而、悉支度之、夜中より雨降。依之朝五つ時、御延引之旨申來る。隨分抽三丹誠。雖祈二晴。天一無驗。

一 廿二日快晴。依之、明廿三日可被成之旨也。

是れ諸佛の方便

一 廿三日夜中より俄に又雨降不止。依之、夜中十座十萬遍修之、立願等種々抽二懇情一然共五つ時過迄細雨不止。依之又御延引。此度は随分抽二懇情一祈候得共、無二其驗一。無二是非一仕合之由申之。愚衲昨夜少睡眠之中に、歡喜天之尊容夢中に奉二拜懸一心中に存候は、冥加未盡、此度之雨不晴事、還而吉事歟。若晴天に而被爲成、御食瘡に而も被遊候得者、難儀之至也。諸佛之方便難計、何悔之乎云々。

九つ時過、三之丸へ罷出。然者朝御膳被召上一候而御行水以後、御腹痛頻に而、御吐逆三度被遊。其後御腹中瀉之由、依之兩日之雨天は、偏に本尊之冥加顯然也。(隆光僧正日記)

龜迄徹底

是程迄徹底し來れば、最早多言を要する迄もない。所謂る當るも八卦、當らぬも八卦。降りても照りても、靈現は靚面であると云へば、それ程神通力ある高僧はあるまい。彼が日記に自から記する所、此の如くあれば、其の言葉の上にて、如何に桂昌院や、綱吉を胡魔化したかは、想像するに餘りある事だ。

(七一) 隆光と女性

犬愛護に就き一言

隆光の日記には、彼が獻言たる生類憐愍。特に犬愛護の事には、何等觸れておない。此れは彼として、最も重要な獻言であり、而して元祿悪政の楔子であったに拘らず、彼が全く其の日記に於て、沈黙を守つたのは、其事が餘りに重大にして、且つ機密に涉りたるが爲め乎。將た他に理由ある乎。そは兎も角も、彼が此事に關する責任の輕からざるは、當時十目の見る所、十手の指す所であつた。

儲君誕生新時

一 十八日(元祿十三年?正月)朝五つ時登城、日光之御法進相待候。御吉左右也。如例羽二重十疋、又御吉左右故、金入卷物二本被下之。覺王院も同斷。四つ半頃退出。今日爲二儲君降誕一、十一面之十座十萬遍修之。今日如例來廿五日當寺へ御成之儀被二仰出、直に出羽殿(柳澤保明)右京殿(松平輝貞)へ御禮に罷越。

隆光辯解如何

されば彼は儲君降誕の爲めに、随分骨折つて祈禱をしたのであつた。然も其の効能が遂ひに見えなかつたに就て、知らず彼は如何なる辯解をなしたであらう。尙ほ是れ綱吉が、前生殺を嗜みたる宿業の、未だ全く解けざるが爲めと云うたであらう乎。

されど信龍衰へず

綱吉及び桂昌院、其他大奥向の信龍は、儲君誕生の實効見えざるに拘はらず、毫も衰へなかつた。隆光は特に桂昌院の伽として、其側に奉仕するを怠らなかつた。

桂昌院奉仕一例

一 四日(元祿十三年四月)三之丸様(桂昌院)淺草へ御參詣、五つ時龍口より御船に而角田川へ被爲成、愚禰護國寺御供。朝六つ時三之丸へ罷越、雨天陰霧深然共雨は不降。愚禰護國寺抽二丹誠一祈一快晴。四つ時過少晴。角田川へ九つ時前御著、御辨當被三召上、八つ前より又御船に而淺草へ被爲成、御堂より御歩行に而覺王院へ被爲入、七つ半過歸御之節、大護院へ御參詣。愚禰護國寺歩行に而御先へ罷越、それより御暇申上歸寺。

極めて親密なる桂昌院との關係

朝龍の口迄乗物、それより家來不殘返し、大護院に而相待候。兼而申付、著替は風呂敷に包み、御船に入る也。秋元但馬守殿、本多伯耆守殿、岡部丹波守殿御供。兩國之邊へ船に而上使青山伊賀守殿。御船は牛島に而御上り被成、牛の御前へ御參詣、それより御歩行に而十町許、それより御輿也。愚等は牛島より角田川迄歩行、角田川は御殿屋敷より直に御船、愚等御同船也。如何にも能く桂昌院に奉仕したものだ。尙ほ彼と桂昌院との親密なる交際は、左記によりて知らる。

吉保と利益交換

一 四日(元祿十五年正月)從三三之丸様御文被下、從一位御昇進可被爲成之旨、以二松平美濃守(柳澤吉保)被二仰入、段々御辭退被遊候。得共、美濃守達而被二申上、故、御請被成候。乍去先御内證にて、表向之御沙汰は無之旨。今日中風吹。(隆光僧正日記)此の從一位の昇進は、全く柳澤吉保が、京都の公家に手入して、打出したる一

女に媚ぶ
る腕前

の芝居だ。人を射らば馬を射よ。綱吉が老ても其母を慕ふ、孝行子息であるを奇貨として、彼れ柳澤は、桂昌院の昇進運動をしたのだ。而して其事が出来上るや、桂昌院は、其悦を願つ可く隆光に内報した。此の將軍家第一の祈禱僧たる隆光と、御側御用人の柳澤吉保とが、如何に互ひに結托して、利益を交換した乎は、固より想像する迄もない。

婦人と宗教とは、猫に鯉節の類だ。彼れ隆光は特に此の方面には、侮り難き腕前を持つてゐる。

一 廿一日(元祿十五年四月)一位様(桂昌院)と鶴姫様(綱吉の女)五之丸様(お傳の方、即ち鶴姫の生母)御招請被遊、公方様(綱吉)九つ時前被爲成。愚は今朝浴油結願に付、四つ登城、御目見得畢而四つ半過退出。早速三之丸へ罷出、七つ時還御、則退出。鶴姫様より白銀五枚、五之丸様より白銀拾枚被下之。鶴姫様は繪菊被遊被下之。五之丸様へ御賛御歌御書被下之様に奉願。則被遊。護國寺も同然。

永代浦辨
才天稻荷
建立

今日寺社奉行永井伊賀守殿へ、兩役者被呼、永代浦辨才天稻荷之地、如願寺號山號院號並に堂社寺院建立、且又境内町屋造立迄、全如願被仰付之旨被申渡。(同上)

愛僧不愛
紫衣僧

古句に、愛僧不愛紫衣僧とあるが、隆光杯に至りては、只管ら他の弱點に付け入りて、自己の欲する所を逞うするに、是れ汲々であつた。乃ち元祿の政治は、佞臣と佞僧の爲めに、全く壞了せられ去つた。

第十四章 牧野成貞

【七二】 女性と三頭狗

再び吉保
三頭狗

元祿の政治を語るに、柳澤吉保を除外することは、不可能だ。彼に就ては既に略ぼ記してゐる。(参照 一五、一六) 然も更に茲に特筆する必要がある。

元祿時代には、三頭狗の語があつた。乃ち牧野成貞は寛永十一甲戌の年に生れ、徳川綱吉は正保三丙戌の年に生れ、柳澤吉保は、萬治元 戊戌の年に生れた。牧野は綱吉十二歳の兄であり、柳澤は綱吉十二歳の弟である。

綱吉の一代には、老中、若年寄、其他に種々の役人もあつた。併しながら貞享元年、大老堀田正俊横死後は、前に牧野あり、後に柳澤あり、其他は殆んど員に備ふるのみであつた。牧野も柳澤も、何れも其の格式は老中に班し、柳澤の如きは、後には大老に班した。然も彼等は御側御用人を以て、始終した。而し

牧野と柳澤

牧野の宦官的腕前

桂昌院相談相手

て牧野は、柳澤に比すれば、其の専任の時間も短かく、而して其の権力も、柳澤の半ばにも達しなかつた。若し牧野が月ならば、柳澤は太陽だ。牧野の残月は、柳澤の初陽に、殆んど全く其の光を奪はれ去つた。

然も彼等兩人が、綱吉の心を繋ぐ術に至りては、殆んど其揆を一にした。云はば柳澤は、牧野を模範として、其の色彩を濃厚にし、其の輪郭を擴大にし、其の運用に、幾十倍の機敏と、周到とを加へた。牧野成貞も、宦官としては、實に大宦官であつた。彼は一生の中に、二千石の旗本から、八萬石の大名となつた。泰平の時代、槍先の功名に由らずして、斯る大封を享くるは、決して尋常一様の腕前ではない。(参照 一八、一九、二〇)

成貞は慶安二年十六歳にして、始めて綱吉十四歳の時に謁した。萬治三年二十七歳にして、父の遺領二千石を承たれ、綱吉の側役となり、居邸を小石川門外に賜はりて以來、彼は恐らくは、殆んど唯一の、桂昌院の相談相手であつたらう。彼の妻大戸氏は、桂昌院の侍女であり、其命によりて結婚した。如何に

牧野の女性利用

閨門の聯絡が能く通じてゐたかは、想像する迄もない。成貞の女は綱吉の悦ぶ所となつて、その婿養子成時は、此れが爲めに自殺したと云ふ説がある。(三王外記)何れにしても成貞は、女性其物が、無視し難き政治的要素であることに氣付き、極力之を利用した一人であつた。而して成貞が一人の妻と、二人の女とを以てしたるに對し、柳澤は一妻衆妾、其女、養女等、無数の女性を以てした。而して牧野への將軍御成は、貞享五年—元祿元年—四月廿一日を始め、元祿十六年二月廿五日に至る迄、足掛け十六年間に、三十二次である。之に反して柳澤への御成は、元祿四年三月二十三日を始めとして、寶永五年十二月五日に至る迄、足掛け十八年間に、五十三度であつた。然も柳澤は、悉く牧野の先例を趁うて、此を大袈裟に敷張したに過ぎなかつた。乃ち牧野から見れば、柳澤は實に出藍の材と云ふ可きだ。

彼等兩人は、尋常の行徑から云へば、兩狐一穴に住せずとも云ふ可く、軋轢す可きである。然も別段それ程表て立たる葛藤は、兩人の間に、他から認められ

柳澤更に大利用

牧野柳澤の關係

綱吉を不可抗力視す

共に隠すたる宦官

なかつた。それは何故であらう。柳澤は牧野の目から見れば、全くの小僧だ。年齢から云へば、二十四歳の間隔があつて、親と子とも云ふ可きだ。位地から云へば、彼が御側御用人で、一萬三千石の大名であるに、柳澤は漸く五百三十石の御小納戸役であつた。固より當時に於ては、角力になる可き筈がない。然も柳澤、官位昇進の力は、異常に快速であつた。年齢以外には、悉く成貞は落伍者となつた。成貞にして之を氣付かぬ筈はない。されど彼は能く綱吉を解した。彼は綱吉を以て、人間としてよりも、一種の不可抗力として受取つた。乃ち柳澤が彼の寵を奪ふも、柳澤の勢力が彼を凌ぐも、畢竟先天的的の約束として、之を忍受した。

是を以て彼等兩人は、俱に同一の行徑を辿り、而して後者が、前者を凌いだに拘はらず、何等の事件らしき事件を出来せしめずして、無事に了つた。併しなから牧野と云ひ、柳澤と云ひ、其の銘々の個人性には相違あるも、何れも經國済民の材でなく、何れも大宰相の器でなく、只だ硯々たる一種の宦官に過ぎ

なかつた。

御側御用人の始め

當職一員今はなし。四品にて老中の次に列す。當職御側御用人の事を承る。老中より何の品取次傳達す。部屋も御側衆部屋より奥にあり。御機嫌伺其外御禮狀も各狀にて出レ之。都て諸家よりの勳品、老中に准す。○毎日登城御城内惣下座也。○毎冬雁二於御用部屋二賜レ之。○當職は天和元年辛酉十二月十一日御側牧野備後守成貞四品被三仰付てより、すべての格式老中に准ぜられ、勳向は御側頭のままにて有し也。されば此人を以て當職の始といひならへり。(江戸實情誠齋雜記)

四品にて老中の次に列す

【七三三】 牧野邸に於ける綱吉 (一)

臨邸會敷

綱吉が牧野成貞邸に臨みたる三十二次の中にて、其母桂昌院と同行したのが、十

前古未會
有の公式
臨邸

三次。其の以外、桂昌院のみ臨みたるが、三次。室町時代足利將軍が、管領其他の大名の邸に臨みたるは、云はずもがな。秀吉が前田、毛利等の邸に臨みたる仰山なる支度は、故らに豪華を競ひたる桃山時代の風氣として、別に怪しむに足らぬ。然も如何に秀吉たりとて、一人の邸に三十回とか、五十回とか、公式に臨みたる例はない。然も綱吉に至りては、己の心の欲する儘に行動し、時としては一例せば元祿三年には、牧野の邸に七回、又た柳澤の邸には、四回乃至五回は珍らしくなかつた。而してそれが堂々たる公式の大仕掛けであつたのには、驚かざるを得ない。今ま試みに牧野家に保存する御成記に就て、其の初度の御成に就て、其の概略を掲ぐるであらう。固より概略に過ぎぬ。

牧野家御
成記

將軍綱吉が、牧野成貞に、其の臨邸の意を申し通じたのは、貞享五年戊辰三月十二日であつた。成貞は午時に退出し、家老、用人、家中の者共に其旨を申渡し、御殿御普請等を評議し、直ちに再び登城した。そは當日城中に於て、能

御殿普請

役々取定

樂の催しあつた爲めだ。暮時退出した。而して其間に、御殿御普請奉行、御殿御舞臺通り奉行、御門通奉行、御長屋廻り奉行等、四名の受持が定つた。又た御獻上物並に御進物等役の三名が定つた。而して大工棟梁には、柏木太郎右衛門を依頼した。三月廿一日には、御殿地鎮祭として、山王別當觀理院權僧正を招き、五大尊不動供を修し、祈禱料として、銀五枚を施した。三月廿七日には、御殿御柱建をば、柏木棟梁が之を勤めた。其の祝儀として樽一荷、肴兩種、生鯛一折、銀拾枚を與へた。御殿の繪は、狩野養朴に、御舞臺の繪は狩野洞雲に、新御殿は洞雲、元御殿は養朴、奥御殿は洞雲、御休息之間は養朴、御玄關杉戸は養朴、同所廊下は養朴、元御殿廊下杉戸洞雲、新御殿廊下杉戸養朴、其他一切の天井、杉戸、襖、腰障子、違棚、張付、舞臺等悉く兩人に分擔せしめて、書かしめた。

御殿普請

御殿普請成就

斯くて四月十四日には、普請が成就した。將軍家の威光にて、やり附けたる事なれば、其の手速く成就したのも、決して不思議はない。斯くて當日(四月十四

御殿見分

日、御祈禱として、知足院權僧正を招いた。そは別人ならず隆光である。即ち御座の間に於て、國家安鎮、御次の間に於て、自餘の修法をなし、其の祝儀として、銀二十枚、昆布一箱を施した。同日日光御門跡—守全親王—より、御祈禱の卷數を、傳法院使僧として持參した。之を三の間の天井に納めた。傳法院の御札も同所に納めた。斯くて御殿御普請出來に付、奉行其他の下役迄、それ／＼金子を與へた。而して御成に就き、家中の者共に、當日著用の禮服、若しくは支度料金を與へた。而して四月十八日、御成御殿見分として、喜多見若狹守、柳澤出羽守は來つた。斯くて御成の日は仰せ出された。そは四月廿一日であつた。

御山なる御成

當日は終日曇天であつた。成貞は朝六時御迎として登城し、早速退出した。如何に當日御山なる御成振りであつた乎は、
一 外櫻田御門、馬場先御門、和田倉御門出入留候。判鑑差出、用事有之節は、札にて出入候。

一 御成御門より辻番前迄赤砂敷之、手桶御道通に三間に壹づ、其外は四間に壹づ、並之。

一 大書院白洲に手桶並之。

一 大書院御床花二瓶、岡西卜立立之、御掛物三幅對中壽老左右鶴龜、狩野洞雲畫之。是は從三桂昌院様去る頃拜領候。

一 御次の間、御床御掛物壽老人横物、狩野養朴畫之。卓香爐、是は拜領之香爐也。

豫衆之輩御老中

大久保加賀守様、戸田山城守様、阿部豊後守様、土屋相模守様。

若御老中

稻垣安藝守様、大久保隱岐守様。

是は御一人宛替々御城え御詰

一 大久保佐渡守様、牧野伊豫守様、松平隼人正様御城え御詰。御小姓衆九

禮備として先著者

待ち受けの者だ。

以上は將軍が、成貞邸に蒞むに先ち、その準備として、豫じめ成貞邸に來りて、

【七四】 牧野邸に於ける綱吉 (二)

入來 將軍

却説、愈よ綱吉の入來となつた。

一 御成朝五半時(午前九時)先達而御注進有之、成貞行御迎表辻番前迄罷出、直に新御殿へ被レ爲レ入。

御供の面

一 御供之面々。曾我周防守様、御書院番一組、瀧川長門守様、組頭小堀淡路守様、御番衆廿人、御小姓組一組、高力伊豫守様、組頭松平左京大夫様、御番衆廿四人、小人十大組一組、内藤十兵衛様、組頭二人、御番衆十五人、御步行二組、稻生七郎右衛門様、中川勘三郎様、御徒士五十七人、御道番大岡忠右衛門様、御步行三十人、御目付一人、杉浦四郎左衛門様、御馬方諏訪部文九郎殿、御同朋一人、御數寄屋坊主一人、御徒目付二人、御駕籠頭一人、御中間一人、御小人頭一人、御徒押二人、御腰物筒持四人、御茶辨當持四人、御中間目付二人、御小人目付三人、御草履取三人、御道具持九人、御挾箱持

隨從者各持場に詰む

八人、御日傘、御雨傘、御臺笠、御床机、御曲景持十人、御鐵炮三挺六人、御中間押七人、御小人押七人、御召駕籠之者拾人、御使之者六人、小使御路次之者二人。

以上が綱吉隨從の者共である。如何に一人の遊行に、多數の人を煩はしたるかを見よ。而して此等の隨從者は、皆なそれ々の持場である成貞邸の、各室各所に詰めた。

一 御駕籠臺大書院に置之。

一 御上段前日より大書院に置之。

一 公方様御大書院へ出御被遊、成貞御禮申上之。

成貞献上品及び一族諸見

斯くて成貞、成貞の妻、成貞の娘共より、それ々の献上品があつた。それは老中、若年寄列座の上、酒井河内守から、之を披露した。斯くて成貞の親類一統、次に成貞の重なる家來、何れも綱吉に謁見した。而して綱吉より成貞には、貞宗脇差、馬一疋、淺倉右京進政元作の鞍、伊勢備中守貞元作の鎧を與へ

綱吉より贈品

休息の間
入り

だが、それよりも重要な賜物は、二萬石の加増であつた。而して同人妻、及び娘共にも、それぞれの賜物があつた。

此より綱吉は休息の間に入り、成貞相伴にて、一杯を傾けた。而して成貞は御杯、頂戴の際に、腰物、掛物、屏風、小鉢、彫物等を献上した。而して綱吉よりは、前記差料の貞宗脇差を、手から成貞に與へ、府中立栗毛の馬に、前記の鞍轡を添へて、玄關白洲にて、諏訪文九郎より引き渡した。成貞は文九郎に祝儀として、銀五枚を贈つた。鐵炮の間に於て、老中若年寄列座の所にて、成貞五人の家來へ、それぞれ時服の賜物があつた。

此れから綱吉は樂屋に入りて、自から能五番を演じた。そは高砂、入島、橋辨慶、是界、狸々であつた。拜見の連中は、老中、若年寄、及び井伊掃部頭、酒井河内守、知足院權僧正、及び成貞一門の者共、成貞家老、用人の輩であつた。其他近習の者共は、白洲にて拜見した。而して成貞夫人は、坪の内切抜にて拜見した。

綱吉能

御時献立

能畢りて御膳となつた。献立には別に珍らしきものはない。但だ刺身に鯉がありたる迄にて、其他は鯛、鮎、鱸の類だ。然も献立の最後に蕎麥切るを見れば、如何に當時蕎麥切が持てはやされたか判知る。

御内證御

一 御能濟、御内證御、慰事被三仰付一候。

とあるは、何事であつた乎。此の時間が綱吉に取りては、遊興專一、眞に自由行動の時間であつたかも知れぬ。

成貞邸内
の警戒

將軍の御成の中は、成貞邸内の警戒は、頗る嚴重であつた。其の家來は、上下何れも禮服を著け、所謂の總動員であつた。表門には物頭二人詰めて、其の出入を改めた。長屋の内には、小川心旁た七個所に足輕二人宛を配置し、物頭兩人交代にて巡視した。而して老中其他には、木具にて二汁七菜を、桐之間番衆、其他には塗膳にて二汁五菜、其他小役人、小者に至る迄、それ／＼響應した。

斯くて綱吉は、暮六前—午後六時頃—還つた。成貞は門外より半町見送り、此より直に御禮として登城したが、上使あり登城待つ可しとの報に接し、早速歸

綱吉歸還
成貞御禮
登城

行届きたる成貞献

邸し、上使富田大學を迎へた。此れは綱吉から満足の意を表する爲めであつた。此に於て成貞は再び登城して、夜五半頃―九時頃―退去した。而して富田へは上使の御禮として、亦た使者を遣はした。此の如くして一日は首尾能く了つた。

併しながら、其餘波は尙ほ收らない。翌廿二日には、綱吉御成の祝儀として、綱吉夫人鷹司氏に、成貞、及び成貞妻、同人娘共よりの献上物があつた。加之、三丸様(桂昌院)五丸様(お傳の方)鶴姫様(綱吉の女)千代姫様(家光女、尾張光友夫人、綱吉姉)にも、同様献上物をした。而して老中、若年寄より以下、目付、徒士、料理人、其他の小者に至る迄、悉くそれ〴〵の祝儀を賄つた。

されば一たび將軍を迎ふれば、殆ど家産を傾くる程の入費である。此れが一年に五回乃至七回も連続しては、眞にたまつたものではない。然も一方に失ふ所あれば、他方に得る所ありて、以て得失相償ふとを得たであらう。況んや這回は、二萬石の加増あつたに於てをや。此れは單に一事であるが、斯る始末では、綱吉の手元が、不如意となつたのも、決して意外の事ではあるまい。

莫大の費用

【七五】 桂昌院及び老中等の迎饗

亦た桂昌院迎接を忘れず

牧野成貞の頼みの綱は、全く桂昌院であつた。されば彼は綱吉を迎ふると與に、桂昌院を迎ふるを忘れなかつた。桂昌院の御成は、貞享五年―元禄元年―の四月廿五日であつた。即ち綱吉の御成と、中間三日を隔てたるのみであつた。成貞が彼女を迎ふる作法は、殆んど將軍を迎へたる作法と同一であつた。四月廿五日は晴天にて、成貞は朝六時御迎として、三丸へ出掛け、早速退出した。

四月廿五日

御迎へ作法

- 一 喰違門より内櫻田御門御通被_レ成候事。
- 一 朝五時(午前八時)より御歸迄は、内櫻田御門留可_レ申事。
- 一 外櫻田、馬場先、和田倉、三個所御門下乗之事。
- 一 坂下、紅葉、山下御門開六時(午前六時)より暮六時迄、出入可_レ仕事。
- 一 大手御門常之通たるべし。

第十四章 七五 桂昌院及び老中等の迎饗

但、桂昌院様御通之節は留可申事。

以上

桂昌院御
入來

右の通りの揭示であつた。斯くて桂昌院は、五前(午前八時前)喰違門より内櫻田門を通り、成貞は御迎として、同人邸門前迄出で、桂昌院は御成門より、直に成貞邸の御殿に入つた。此より双方から献上物や、被下物があつた。而して特筆す可きは、當時流行の土佐太夫の操、狂言を、見せしめた事だ。

御慰み採
狂言

一 爲二御 慰一土佐太夫御呼、操被二仰付、淨瑠璃尾州熱田本地一段づ、狂言三番づ、其後富士捲狩三段有之候。

終而

一 御氏證御慰事有之候。

一 三丸様え爲ニ上使、大久保佐渡守様御出、御檜重一組、生鯛一折被下之候。

一 三丸様より上野半左衛門殿を以て、成貞御檜重一組、生鯛一折被下之候。

老中等を
招待

惟ふに桂昌院も、定めて満足であつたであらう。然るも成貞は、三丸様御入に付て、祝儀として諸方への進物は、莫大のものであつた。而して彼は最後の打留めとして、同四月廿七日には、老中其他を案内した。

一 四月廿七日曇。八頃より小雨降。御成爲ニ御祝儀一御老中様招請並御一門様方御出。

一 晝頃御揃

- 井伊掃部頭様 保科肥後守様
- 大久保加賀守様 阿部豊後守様
- 戸田山城守様 土屋相模守様
- 秋元但馬守様 稻垣安藝守様
- 大久保隱岐守様 牧野因幡守様
- 松平對馬守様 永井伊賀守様
- 彦坂壹岐守様 酒井能登守様

親類筋の
参同

仙石 因幡 守様 高木 伊勢 守様
 藤堂 伊豫 守様 加藤 兵助 様
 稻生 五郎 左衛門 様 松平 孫太夫 様
 中坊 長兵衛 様 神尾 伊豫 守様
 北條 播磨 守様 夏目 藤左衛門 様
 岡田 駿河 守様 川口 源左衛門 様
 原田 順阿 彌 様
 以上が客の名前だ。而して其の親類筋にて、参同したる人々は、
 松浦肥前守、松浦壹岐守、松浦織部、牧野駿河守、戸田彈正、松前八兵衛、
 筒井左次右衛門、筒井織部、伊東九郎左衛門、朝倉小左衛門、永田主殿、柴
 田七左衛門、朝倉清左衛門、朝倉新十郎、朝倉武左衛門、兼松又四郎、日根
 六左衛門
 等であつた。斯くて觀世太夫以下十六人の仕舞拍子あり。

仕舞拍子
と要請し

一 御膳木具御料理御献立二汁七菜、後段汁子餅。
 一 御膳濟早速右衆中御歸。
 一 御老中様若御老中様御親類方様御殘、八頃(午後二時)より土佐太夫操被二
 仰付、淨瑠璃八島、切兼會我二流有レ之候。
 一 阿部出羽守様、土屋大和守様、大久保帶刀様、北條安房守様御喚、早速
 御出御見物有レ之候。

操役者へ
賞賜

此の如くして御成の祝儀は、愛度終つた。而して四月廿八日、役者にそれ〴〵賞
 賜したが、觀世太夫には銀三枚、其他には二枚、一枚、若くは二百疋宛にて、然も
 土佐太夫には、銀五十枚を與へた。此れは一座に分配す可きものであらうか、
 それにしても如何に土佐太夫の操狂言が、持て囃されてゐたか、判知る。
 併しながら牧野は畢竟、柳澤の爲めに、御成の先例を開いたに過ぎぬ。柳澤の
 御成に至りては、其の趣向と云ひ、其の規模と云ひ、到底牧野の及ぶ所ではな
 かつた。

柳澤の爲
の先蹤

第十五章 柳澤吉保と女性

〔七六〕 女性利用者としての柳澤吉保

最し女性を利用する人
 只一身の榮達を希ふ

柳澤吉保に就ては、既に一通り語つた。(參照 一五、一六) 然も更らに語る可き必要がある。何となれば彼は、殆んど徳川氏時代を通じて、最も女性を利用した一人であるからだ。利用とは、彼が政治上に於ける、野心を達する爲めのことだ。彼が政治上に於ける野心とは、彼の一身一家の利達、榮寵に外ならぬ。彼は決して綱吉の悪政發起者ではなかつた。元祿の悪政は、悉く皆な彼の發意に爲つたと云ふは、誣にあらざれば妄だ。併し彼は恒に迎合者であり、概ね詭隨者であり、迎合、詭隨の餘、時としては悪政の獎勵者、徹底者となつた。柳澤にして若し大なる經綸あらば、彼は綱吉をして、之を聽かしむ可き資格は、十二分に具備してゐた。併し彼は天下を料理する、大政治家的の經綸も無けれ

ば、高尚なる名譽心も無かつた。彼は唯だ深く深く綱吉に喰ひ入りて、其の一身一家の榮進を希ふの他に、餘念なかつた。而して彼は實に能く、之を達し得た。

針程願う
 棒程叶ふ

世の諺には、棒程願うて針程叶ふと云ふが、柳澤は針程を願うて棒程叶うた。彼の企畫は著々的中した。而して的中する毎に、其の位地を進捗せしめた。此の如くして彼は、延寶三年十八歳にして、父安忠の家督を相續し、館林侯綱吉の家人として、五百三十石取の小身から、寶永二年四十八歳にして甲斐國主となり、十五萬千二百餘石と、外に七萬七千四百餘石の知行を受領した。

綱吉の狂
 的性情に
 迎合

綱吉は半ば狂的の資質を有した。彼は喜怒恒なかつた。彼は一たび其意に忤へば、如何なる寵臣をも、直ちに之を黜けた。喜多見若狹守一萬石、齋藤飛驒守五千石、兩人は、自分(柳澤吉保)より已前に御側被二相勤、兩人共にもぬけ候。發明に候へども、御意に背き、飛驒守は不首尾にて御役御免、若狹守は桑名城主松平越中守定重に御預被三仰付候。上

其妻妾を
將軍歡樂
の具とす

柳澤の漁
色

下共に實を以て勤めねば、未通らぬもの、由御意被遊候。〔源公實錄〕
此れは柳澤の重臣藪田重守が、吉保の言を手記した一節だ。如何に柳澤が能く
綱吉の性情を了解し、言はざるに聴き、令せざるに行ひ、綱吉の意を未發に洞
察して、之れが遂行に盡瘁したかゞ、思ひやらるゝ。

柳澤は、綱吉が其母桂昌院に孝なるの故を以て、恒に能く桂昌院に奉仕した。而
して綱吉の寵妾五の丸殿―お傳の方―及び其他とも妥協した。大奥の總取締右
衛門 佐 局と最も結託した。而して其妻曾雌氏定子、其妾飯塚氏染子、田中氏―
其實は正親附氏―町子、其他をして、能く其間に周旋せしめた。柳澤が其の妻
若しくは妾を、綱吉の肉慾の犠牲に供へたと云ふは、恐らくは事實無根であら
う。されど一家の妻妾、子女を擧げて、綱吉歡樂の具に供したことは、決して
疑を容れぬ。そは彼の家に於ける御成の實記が、能く之を證明してゐる。
柳澤は漁色者であつた。彼が未だ耳順にも達せずして死したのは―正徳四年十
一月二日、五十七歳にして逝く―恐らくは其の結果であらう。

一 柳澤保山(吉保隠居後の號)近年淫佚至極にて、二十餘之寵 野有之、其方の
用事 承り候 何の七郎右衛門と哉らん申 者出 頭致し、諸事亂 候故、用人
之者三人申 合 諫言 仕 候 處、承引無之に付、右三人立退申 候。
〔兼山麗澤秘録〕

色を以て
立身出世
を計る

此れは室鳩巢の友人に與へたる、書中の一節だ。鳩巢は柳澤の仲間外なる、新
井白石等の仲間なれば、或は讒誣と云ふ説もあれども、彼が衆妾を擁して、淫
樂を逞うしたる事は、彼の實記に就ても、之を證す可きものが多くある。但
だ彼の特色は、自から色を漁するのみならず、之を奇貨として、其の立身出世
を計りたることだ。

一 同十八日(寶永二年十二月)今日天氣よく私邸 御成也。御講釋例の通
今日献上する駒を家臣石澤左太夫命高、上村市郎右衛門重力率いて庭に出で、
上覽なる。舖舞臺にて御能あり。
一 家婢佐喜、詩經樛木の篇の首章を講釋し、絶句一首を作りて、上覽に入れ

家婢佐喜

て、紅白羽二重三疋を拜領す。〔樂只堂年譜〕
此の佐喜なる家婢は、柳澤衆妾の列に加はらず、夫人曾雌氏の侍女として、實記には掲げてある。乃ち此の家婢が、綱吉饗應の具となつた。綱吉は元來能を好んで、三絃の類を嫌うた。而して講釋は、能と共に最大好物の一であつた。されば柳澤が故らに斯る家婢を選出して、綱吉の前に講釋せしめたのも、決して不用意の業ではなかつたであらう。

家中にも
三味線を
禁止

一 御上常憲院様御嫌被成候由にて、御奥にても琴三味線決而無御座候。御家中娘有之面々も、右の通り故、稽古一切不相成候。〔源公實錄〕
如何に柳澤が、能く綱吉の意を奉戴したか、判知る。綱吉が嫌ひならば、その前に於て奏せざれば澤山であらう。然るに家中の子女の教習さへも、禁止するに至りては、實に至れり盡せりと云はねばならぬ。

〔七七〕 靈樹院染子

柳澤の囧

柳澤夫人曾雌氏定子以外、衆妾の中にも、其の嗣子吉里の生母飯塚氏染子、安通、信豊の生母田中氏——其實正親町氏——町子の二人は、柳澤其人の歡樂の對象物であつたのみならず。所謂彼が様々の手品の種として、若しくは種々の獲物を得る囧として、柳澤の生涯記に、少々ならざる役目を勤めしめられた。而して彼等が間接に於て、徳川幕府の政治に影響を與へたことも、輕々看過す可き事ではなかつた。

夫人と同
様の待遇
を得

吉保の子吉里が、綱吉の落胤であるとは、全く誣説であらう。されど綱吉が特に吉里を愛遇したこと、餘りに甚だしかりしを思へば、世間が斯く噂したのも、決して無理はない。而して其の生母染子が、綱吉の御成ある毎に、引見せらる、一人であり、柳澤夫人と殆んど同様の待遇を被つたとは、其の家記にも掲げてある。

比類なき才媛

染子の死

町子との間柄

染子は、柳澤の家臣飯塚氏の女と云ふが、其の素生に就ては、詳かなるとは分らぬ。併し彼女が比類少き才媛であつたことは、其の詠歌に就て見ても、其の著書胡氏錄に就て見ても、十分に領會せらる。胡氏錄は、染子が吉保の笠道、雲岩の兩禪師に就て、參禪の際、其の傍に侍し、自から得たる所を編輯したるものとして、傳へられてゐる。彼女が寶永二年五月十日、三十九歳にて逝くや、靈樹院殿として、夫人曾雌氏里方の菩提所龍興寺に葬つた。彼女の死に就ては、柳澤寵妾の一人町子は、松蔭日記に於て、左の如く記してゐる。

年頃とりわきて打解け、何事もいとなつかしく、いひかはし給へるなど、思ひいづるに、いと胸いたく、せめて悲しき事、さても猶はかなかりける世かな。

つひに行く道は常なる理を、思ひかへすもさらになしき。

など、さかしげにいはるれど、やがて目もさきり、むせかへる心地のいとわりなければ、言の葉もつゞかぬなるべし。(松蔭日記)

染子に對する未練

立持佛堂建

と記してゐる。町子は果して染子を、心から斯く傷みたる乎。彼等、或る意味に於て、柳澤閣中の兩選手であつた。生前は兎も角も、死後の町子が淋しく感じたのも、理由無いでは無い。さりとして又た柳澤は、妻妾駕御術に於ても、一段の長技を有したかも知れぬ。

併し何れにしても、多くの女性に不足なき柳澤も、染子には、未練が残つたらしい。

彌生ばかり、うららかにてらす春の日よりにそひて、所々の花とりくにあらそひ咲きたるに、さこそいへ御いとまおはする頃は、かた〜につどひ参りなど、さるべき御遊びに、御心をやりつゝ、くらさせ給ふ。かうやうの折につけてもお前に靈樹院(染子)のおはせぬ事を、年月ふれど、今かひなきにても、おぼし忘れず。何事にも物のはえなき心地には、先たれも〜あかぬ事に慕ひ聞ゆめり。もと住み給へる所もかきはらひて、その折持佛堂たてさせ給へり。はやうありける女房の、さるかたにおくれじと歎きて、尼になりたるも

三年の後
戀し

染子に對
する吉保
の愛情

のを住ませて、春秋のはかなき花紅葉につけても、をかしと心とどめ給へるは、まづ折りて佛に奉りなどすなり。おはしますかたにつゞきたる所なれば、戀しき時のなぐさめに、つらき物から猶忍びあへず、をりくはわたり給ふ。軒ちかき花の、たゞありしながらにて、いみじう咲きたるに、物いはぬならひながらも慰めよ、昔に似たる花の木の本。御た、う紙にかきて給へるに、例のほしあへぬあま衣は、とりかへしかなしと見奉る。今年は三とせにぞあたり給へる。さみだれの頃は、ましてまざるるとしもなき御徒然のほど、ひるよなうぞ思しいづらんかし。めぐりきてみとせをぞいふその頃の、空も五月のながめせしまに。

御わざなどこまかに、あはれにて過ぎぬ。(松蔭日記)
此れは染子逝いて足掛け三年、吉保五十歳、寶永四年の記事である。亦た以て如何に吉保が、染子に對して、情を鍾めたか、判知る。而して吉保をして、斯く迄に情を鍾めしめたる染子が、尋常一様の女性でなかつたことも、推して知る可しだ。

る可しだ。

〔七八〕 正親町町子

町子の役
目頗る大

町子に至りては、吉里の生母飯塚氏染子に比して、更らに柳澤の爲めに、幾層の大なる役目を助めた。そは彼女が本來京都公家中の學者と聞えたる、正親町前大納言官豊卿の女にして、同公通卿の妹であつたからだ。而して其の縁故よりして、大奥總取締 右衛門 佐 局 とも、綱吉の内嬖大典侍局 清閑寺氏 とも、又た家宣の夫人近衛氏 照姫 とも、又た其の内嬖於壽免の方 櫛笥氏 とも、それぞれ繋がる所があつたからだ。

抑も町子は、正親町實豊の庶女だ。彼女の母は、永觀堂行者 田中賀純 女にて、大内に奉仕したる常磐井の部屋子であつた。常磐井は、即ち右衛門佐 局の

町子の所
山

吉保の妾となる

買付けたる手買受

前名だの八參照 六六〇 常磐井が綱吉夫人鷹司氏の爲めに招かれて、江戸に下り、大奥に勤仕するに際し、其の部屋子たる田中氏の女は、やがて正親町家の侍女となりて一女を生んだ。それを辨子と稱し、後に町子と改めた。而して彼女は正親町家を去りて、浪士田中牛藏之政の妻となつた。而して彼等夫妻も江戸に下り、舊來の縁故にて、右衛門佐局と交通した。

辨子は當時正親町家にあつたが、其の才女である由、右衛門佐の家元たる水無瀬家より告げ知らせられ、かねて水無瀬家と、正親町家とは、懇親の間柄であつたから、遂に辨子を東下せしめ、右衛門佐局に托するとなつた。そは辨子十六歳の時であつた。斯くて辨子は、大奥に於て、右衛門佐局の部屋子となり、間もなく柳澤吉保の妾となつた。

大奥に威權赫々たる右衛門佐局と、老中、若年寄を、殆んど有名無實ならしめ、綱吉の信龍を、一身に集めたる吉保と、何れから此の相談を持ち出したる乎、詳に言へば、右衛門佐局が賣り付けたる平、柳澤が買ひ受けたる乎、そ

町子の榮父田中半藏

實父正親町實豐の領受

の手續は分明でないが、兩者の魂膽は、之れを推測するに餘りがある。

即ち柳澤は、歴々たる京都の公家の娘を妾とするは、憚りありとて、辨子の母の夫たる、田中半藏の養女として、貰ひ受くるとした。田中は此の養女の庇蔭もて、奥右筆に召し出され、二百俵を給はり、後に右衛門佐局の名跡養子となり、都合五百俵を給はり、水無瀬家の別號桃井氏を稱し、桃井内藏允之政と名稱つた。而して右衛門佐局は、寶永三年三月十一日に逝いた。

抑も辨子は、何時頃から町子と改めたか、恐らくは彼女が元祿六年、柳澤家に赴いた頃であらう。彼女が如何に博識なる其父正親町實豐卿の、愛女であつたかは、左に掲ぐる松蔭日記の一節、能く之を語つてゐる。

元祿も十六年になりぬ。二月ばかり父の都に侍りけるが、三日といふにうせ給ひぬるよしいひおこせり。正親町の大納言實豐卿とぞいふ。いでかなしうもありけるかな。をさなかりし頃は、傍離れず、あるは墨すり筆試などしける程に、物書き給はんとては、たまさかに異方に有けるをば、「吾子はいつ

右衛門佐
東に召され
下

柳澤が
奥京都大
入の方便手

ら、呼ばせよ」など、らうたくまつはし給ふに、大方朝夕はなれず有きかし。まだいと十六ばかりの年にかありけん、御所に侍ひ給ふ右衛門佐のさるゆかりにて、あづまにて身の置所も物すべきを、かくてあらんよりは、とかく思ひたちねなど度々いひおこせ給へるに、今いと離れ奉らん事のいとかなく、心もては猶あるまじき事と思ふを、人々などいたくすすめけるにつきて、くだりにけり。程なくこなた(柳澤家)に参りなどして、此十とせあまり、又夢より外には見ゆる事もいとかたきを、此世ながらの對面は、さりと猶あるまじきもあらず。戀しき時のあいなたのみを、猶たけき事と思ひしはや、かくはかなくと聞き心地いと淺まし。血の泪を流せども何のかひなしや。四郎君、五郎君(町子の生みたる柳澤安通、同信豐)も祖父方のぶくにておはす。(松蔭日記)

此にて見れば、如何に町子が才媛であつたことが判知る。惟ふに彼女が才媛の譽、京都より大奥に聞えられたれば、右衛門佐局は、之を奇貨として、東下せしめ、而して之を柳澤に周旋したのであらう。或は更らに柳

澤が右衛門佐局をして、彼女を己に周旋せしめたとも、想像せられぬことはない。何れにしても、彼女は柳澤をして、内に閑房の樂を遣うするに止まらず、外に向つて、大奥、京都に手入する、最第一の方便となつたらしい。

【七九】昇位運動と養君運動

町子關係
を辿りて
京都手入

桂昌院位
階昇進に

柳澤が其の立身出世の秘訣は、一意綱吉の意に迎合するのみならず、それ以上に綱吉の意志の、未だ發せざる以前に、先廻りをして、能く之を遂行するにあつた。而して其の重なる一は、桂昌院の從一位昇位と、他の一は、家宣の養君として、西城に入ることであつた。而して前者は、全く京都手入の功であつたが、その手入の端緒は、恐らくは町子關係を辿りての事であつたらう。諺に色と慾との二つ道と云ふが、柳澤は全く此の二兎を、一個の町子により

就いて謝
吉の感謝

て得た。如何に桂昌院位階昇進に就て、細吉が吉保に感謝したかは、吉保彼自身
身が記する所によりて、分明だ。

一 今日(元祿十五年三月九日)吉保を御前に召て、上意に曰、三之丸様(桂昌院)御
叙位の事、元來吉保が申越すによりて啓し行はる、なれば、三之丸様、御
老後の榮叙、公方様御孝敬の大儀、悉く吉保賛成によれり。其上内外の御
用、一人にて統へ行ふ事、誠に器量の者と思食さる。是によりて食祿二萬石を
加レ之下さる、也。吉保ありがたかしくまゐりて退出す。聽て家臣柳澤帶刀
保誠を月桂寺に遣はして、先祖の墓前に告ぐ。(樂只堂年譜)

是専ら町
子關係に
よる

乃ち此の二萬石の加恩は、桂昌院昇位運動奏功の賞賜だ。而して柳澤をして、
京都と聯絡を取りて、針線相通するを得せしめたる所以は、全くと云はざる
迄も、専ら町子關係による。現に町子の兄正親町公通が、殆んど總ての京都取
引の相手であつた。

養君運動
の賞賜

一 今日(寶永元年十二月廿一日)御直垂を召させられて、表へ出御の時に、吉保

甲州を賜
はる

を御休息の間にて、御前へ召出させらる。吉保直垂のまゝにて俯伏す。仰事
の趣、常々存入て御奉公を勤る事、御意遊ばさるべき様もなし。御満悦に
思食さる。その上去暮より御養君様の儀、一切の御用、内外ともに一人に仰
付けられしに、段々首尾残所なく、思食の儘に調ひ、御大慶の程、御言葉に仰
出さるべき様もなし。御自身の事を、御意遊ばされにくくは思食ども、日本
國の御仕置を仰出さる、御身に、御世繼を御定遊ばさる、事、誠に此上に、
またもなき事と思食さる。然るに初中後御内々の御相談、表向の首尾までを、
一人にて相調、殘所なく濟し事、中々御心底に思食さる、百に一つも、御
意遊ばされずとなり。是によりて甲府の事は、中納言様(綱豊、即ち家宣)の御領
と云ひ、そのうへ思食も有る事にて、外のものへ下さる、場所にてはなし。
其方先祖の國と云ひ、御心やすく仕はる、故、彼是御了簡の上にて、下さる、
よしを、上意にて、御書付を、袂より出し給ひ、此書付の高に仰付らる、と
在て、御手自頂戴なさしめ給ふ。此書付は、中納言様の御領地を書付て上ぐべ

きよしを、五三日以前に仰出されしによりて、本多伯耆守正永へ申渡し、御領地の所々を書付させて指上しを、甲府、駿府御領の二箇條を、御たち切遊されて下されし也。右の上意の折、吉里をも召させられて、一所に上意あり。伊勢守(吉里)儀も、この御意を能く體して、萬々年子孫繁昌に御奉公を勤る様にと、殊の外の御機嫌にて仰出さる。右京大夫輝貞(松平輝貞、吉保が養女婿)も同候す。御禮御請を申上て退く。(樂只堂年譜)

綱吉の懐
煩悶

吉保養君
折運動の骨

然も綱吉は一子徳松を失ひ、更らに紀州綱敷に娶はしたる鶴姫を失ひ、然も隆光の進言にかゝる、生類憐愍、犬族愛護の政策は、極點迄履行したるも、更らに嗣子を得る望みはなく、今は百計盡きて、漸く其兄綱重の子綱豊を迎ふるととなつたのだ。此間に於ける綱吉の懐惱、煩悶は、想像するに餘りありだ。而して甲府他にては、本來館林家とは、先代以來競争者の姿であり、今は敗殘者として、随分つむじを曲げてゐた。されば綱豊が病を以て、養君たるの命を辭退したのも、決して意外の事ではなかつた。此間に處して、柳澤が如何に奔

間部詮房
との結托

又た綱豊
に忠勤

走周旋したかは、前掲綱吉の言によりて、之を知るに餘りありだ。然も其の隠微の間に、彼が甲府家の用人間部詮房に結んだのは、其の成功の第一著手であつたらう。所謂小蛇の道は大蛇だ。彼の間部も亦た柳澤の小なる者だ。柳澤が間部を動かし、間部によりて綱豊を動かしたるは、之を察するに難くない。然も其の以外に後宮の勢力をも、亦た考慮す可きである。此には町子の縁故が、少くとも若干物を云うたに相違あるまい。吉保は一面綱吉に忠勤を擡んで、綱豊を後釜に据ゑた。他面綱豊に忠勤を擡んで、綱吉死後の安全を保障せしめた。實に吉保は拔目なき漢であつた。彼が綱吉に全身、全力を竭して、更らに能く其の後繼者と結び、少くとも後繼者をして、彼の現在の位置を奪ふ能はざらしめたる手際は、實に其の一身、一家の爲めに謀りて、周到徹底したるものと云はねばなるまい。

吉保甲府拜領

戀ろの重
き上意

寶永元甲申年十二月五日、文照院練御本丸へ被レ爲レ入、爲ニ御祝儀、同廿二日總御出仕、此日御懇之重き被レ爲レ蒙ニ上意、御加増甲府へ御所替、都合十五萬石餘、右之御次第故、甲府御城付之御籠、御弓、御鐵炮數々不レ殘御拜領、御籠之鐵ものに葵の御紋毛彫、御籠同御紋付、右御紋御手前之御紋に御直させ、葵御紋永々迄の儀、右之内殘置候様にと、永慶寺様御意にて少々相殘し、御城内切組之御材木も有之、是又御拜領、駿州御藏屋敷厚徳丸御船も御拜領被レ遊候。(柳澤家秘藏實記)

身分に比
し頗る仰
山

綱吉が柳澤邸に臨みたるは、既記の如く、足掛け十八年間に、五十八回であつたが、其の最初の臨邸は、實に元祿四年三月二十二日、柳澤が三十四歳、其の二萬石の加増を享け、漸く三萬二千三十石の大名となつた後、一年であつた。されば其の規模も、彼が所謂る甲斐國主となつた後に、比す可きではないが、

【八〇】 柳澤邸初度の御成

其情趣濃
厚鄭重

それでも實に仰山なものであつた。彼は新たに方五十間の地上に、北殿、中屋、西東殿、其他を建て並べた。而して大體の形式は、牧野邸御成と、大差はなかつた。併し牧野は御袋一桂昌院一の信臣であり、柳澤は綱吉の寵臣である。其の色彩や、其の情趣が、頗る濃厚に、且つ鄭重であつたことは、云ふも愚かだ。彼は例によりて、經書を講じ、而して後能樂を爲した。

綱吉の大
學講義

初夫より西のおましに出おはして、大學といふふみ講せさせ給ふ。忠朝の侍從(老中久保加賀守忠朝)より始めて、さるべき殿原皆聽聞し奉り給ふ。僧衆には、知足院僧正(隆光)金地院禪師(普濟禪師宗寬)覺王院僧正(最純)など、その外あまた居たり。天が下にかばかりやんごとなき御うへにて、かく聖のかたの道さへ、こまやかにあきらめおはします。御才の程のありがたうおほすなど、とりぐにかしらすしつどへつ、いふ。次に家人のさるかたに心得たるもの七人、さまざまの書ども講説つかうまつる。さるべき事どもをはりにけれ

吉保又講

猿樂の興

ば、猿樂おほせて、御遊びあるべしとて、東のおとゞに入らせ給ふ(「松蔭日記」)
 綱吉は大學の三綱領の一節を講じた。次には柳澤保明—吉保—八條目の前段を
 講じた。了りて柳澤の家臣七人、各々講説する所があつた。
 是(猿樂)は古へにもありと言ひ傳へたれど、いかなる事ともくはしくはしる
 しおかず。室町殿の時より、やうくさかりになりて、高きも卑しきももて
 あそぶに、いと面白く、今の世に専ら舞ひ遊ぶ事にて、御所(將軍綱吉)にも好
 ませ給へば、いと御上手におはす。今日は皆御成けり、例の忠朝の侍従者は
 じめて、御かたの殿原御醫師やうの人々、御内のものどもさるへさかざり、
 皆ここかしこのひさし、渡殿などに並居て見奉る。舞臺のさまなど、その
 わたり光りみちたる心地す。事はじまりて、もの、音いと面白う吹きたれば、
 鼓やうの物など打あはせて、いと心ゆく御遊びなり。よき程に物の音につれ
 て、静に出させ給ふ御有様、あなめでたと見えたり。和泉の守よりつねのぬし
(平岡和泉守頼恒)御かたてつかうまつれり。はじめに難波、橋辨慶などいふ、羽衣、

何れの時
きもの

被下物と
献上物

吉保の諸
方贈遺

是界、亂などいと面白う、物の音もうちあひ、いづれも、時のいみじき者
 ども、選ばせ給へば、世に是はと玩ぶなどはあるにもあらず。みな人思
 ひけちたり。家人なども、とりくにきようじきこえき。見奉る人々は、ひ
 と殿の内に隙なくたちこみて、心のかざり目もあやながめ入て、かぎりな
 うおどろくばかり、面白き時々は、おもほえずや、と褒めはやし奉りなどし
 て、いと賑はしく華やかなる御遊びなりかし。かくて御囃子などいふ事もあ
 りけり(同上)
 當時綱吉よりの被下物、柳澤よりの献上物は、何れも當主一人に限らず、其
 の全家族に及び、其妾飯塚氏染子等にも及んだ。而して此の御成を祝す可く、
 諸方よりの贈遺、又た柳澤家より諸方への贈遺も、莫大であつた。
 今の世の三家(尾、紀、水)と聞ゆるはじめて、ここの君よろづのつかさく
 など、おとらじと御おくり物したり。又昨日の御供におはせしかたぐにも、
 此方よりとりくにおくり物せさせ給ふ程に、たゞ此頃は、此御悦びのゆき

榮華柳澤
一門に集まる

きに、われも人もひまなく、立居か、づらひありくなり。(同上)
如何に榮華が、柳澤の一門に集りつゝあるかを、知る可しだ。然も此れは柳澤榮華史の初頁に過ぎぬ。彼の榮華は、此から足掛け十八年繼續した。而して日と興に、月と興に、歩一歩づ、進捗せられた。

下人どもの
打語り

ことなる事なき下人などのいやしげなるも、さるかたに面目ありと思ひて、此處彼處集り居て、心に任せて酒飲み物うち食ひて、そぞろはしげにうち笑みつゝ、「いであな御果報や、世にかゝる御榮はあらんや、何の殿かの君など、ことごとくしかんなれど、此殿の此度の御よろこび申に、こなたかなた來る御寶物、一日のほども持たせ給はじ。あなめでたく、汝は聞きつや」といへば、かたへには酒のみさしつゝ、「さかし、あはれ何はかゝり、是はかうこそありつれ」など、えもたどらぬ事なども、知顔に打ほこりつゝ、語る。又かたはらより、すこしおとなしきは、「あなかま、なにがし殿のさこしめすなり、かゝる事は、いはぬぞよき」など、さまざまにおのがじしかたらひて、もの

思はしげもなきささましたる、いみじくをかし。(同上)
曲終りて雅を奏す。御成記を、斯る文句もて結びたる町子は、眞に才媛と云はねばならぬ。

〔八一〕 桂昌院を六義園に迎ふ

桂昌院遊
樂六義園
立寄

柳澤は良く痒き所に手が届いた。彼は桂昌院に奉仕するを以て、綱吉に奉仕する所以と心得た。今ま試みに元祿十四年四月廿五日、桂昌院が、道灌山、王子稻荷、圓勝寺邊を逍遙し、谷中感應寺に詣して、信州善光寺の佛像を拜し、牧野成貞、僧隆光等陪從して、日暮里より歸途、柳澤の駒込染井の別墅、六義園に立ち寄りたる概略を語るであらう。
柳澤は當日は登城を辭して、早朝卯の刻(午前六時)に保明(吉保)、安貞(吉里)の父

柳澤一族
の待受

御入來準備記

御殿のしつらひ

子、其の養女婿松平輝貞、黒田直重、及び夫人定子、安貞の生母飯塚氏染子、直重の夫人柳澤氏土左子（實は折井正利女）輝貞夫人柳澤氏伊智子（實は折井正辰女）内藤政森夫人柳澤氏悦子（實は曾根定秋女）安通、信豊の生母田中氏——實は正親町氏——町子、土屋定直の縁女、柳澤氏稻子の生母横山繁子等を携へ、駒籠別墅にて、桂昌院の入來を待ち受けた。其の饗應の趣向は、實に現代の園遊會式以上であつた。卯月には三の丸様（桂昌院）王子といふ所の稻荷にまうで給ふ。日暮の里かけて此あたり、ついで面白き所々寺々など、御覽すべしと定めさせ給ふ。かへりおはしますによき道なれば、駒籠の山里に立寄らせ給ふべき御氣色あなりとて、御まうけいみじう急ぐ。その日は二十五日なりけり。こなたにはまた朝明におはす。太郎君（吉里）御むこ君、北方姫君なども、方々参り給うて、待うけ奉り給ふ。さるは珍しうかたじけなき事と、悦び聞え給ふさま限りなし。御殿にはめでたき松竹など千尋と祝ひて、書きたる繪かけさせ給ふ。又其前に美しき花瓶に花さしてすゑたり。かたへの棚に香の具一かざり、調繪など

庭園茶屋の構へ

模擬店

心殊なるを置せ給ふ。料紙硯箱などやうの物も、尋常ならず、えり調へ給へり。御屏風はじめて脇息、御夜の物などまでまうけたり。庭のわたりこそまたいとことなれ。廣々とかき拂ひて、さすがにをかき木草とも植添へ、水清くやりなして、石などすゑたるもゆるゑありて、しなさせ給へり。小さき屋なども、爰かしのくまゝに立て、九所ぞありける。柱は黒木あか木など今めかしうて、萱もてふけるたゝまひ。いと見所あり。板屋などもありけり。山里びたる細簾、竹簾などもあらゝしう、さすがにむづかしげなくて、出入たびにはらゝとなりたるもをかし。さるは美しくしうきらめきたる、玉の臺の御目うつしに、中々やうかはりて、あなをかしと見ゆばかり、珍しう覺すべき事を、いかでとし盡させ給へるなりけり。其屋ども、あやしき市町めきてしなして、あきものさまなびたり。ある所には美しきはりこなどすゑて、をさなきもて遊び物多くあり。又かたへには、紅などいふものはじめて、女のもてなす物など賣る。ある所には、扇、面白

き草子、くだ物やうの物並べたり。草花千種と集めたる、露の置所もおもしろうしなしたり。酒うる家などもありけり。總てくゝいひも盡されずをかし。

〔松蔭日記〕

茶屋陳列の品々

此の如く巡覽の順路に、休憩の爲めに、茶屋九所を設けた。中の茶屋には、重棚重籠の中に、種々の人形を入れ、針金の花籃、陶器の花桶に、種々の草花を飾つた。東の茶屋には、暖簾に富士屋と書きて、紅花十箱を排列した。又た別所に布袋屋と名付けて、張子、香包、蕘入、煙管、刻蕘、舞扇、團扇、文夾、手鞠、針、糸、草紙、陶器の類を陳列した。又た濱松屋の招牌ある茶屋には、表の軒端に青き鞠形の杉葉を、酒標として掲げ出し、其店には美濃の養老酒、備後の保命酒、攝津の伊丹酒、薩摩の泡盛、筑前博多の甘練等の名酒、大約三十種を備へ付けた。又た高砂屋と標せる茶屋には、菓子三十種を並べ、五色燦爛、秋野の千刺の色も、此には過ぎじと思はるゝ程であつた。吉野屋には數十種の草花を集め、桶屋には、造花三十種を、石臺に植ゑ、或は花桶に挿し、清

濱松屋の五銘酒三十種

水屋には侍女等の爲めに、心太接待の席を設けた。而して難波屋には、八百屋として青物店を開いてあつた。如何に柳澤が桂昌院及び其の一行を悦ばしむ可く、あらゆる趣向を凝らしたかは、此にて想像す可きである。

入來奉迎の景

未下る程（午後二時過ぎ）に入せ給ひぬ。御供には成貞の侍従、喬朝朝臣（秋元但馬守）越中守明英（加藤）など初めて、いとあまた参り給へり。護持院僧正始めて僧達あまた、醫師なども参れり。女房達など珍らしきたびの事と思ひて、我もくゝとのりこぼれて参る。殿原は皆御門まで出させ給ふ。やがて渡殿に御輿よせてありさせ給ふに、女房出おはして迎へ奉り給ふさま、又いとにぎは、しうなん。おましにつかせ給うておもの参る。御かはらけ數多度参りて、方々にめぐれり。あるじより例の奉り物あまたせさせ給ふ。いみじきさまぬ、御文棚一よろひ、御方々よりさまゝといとどみかはして奉らせ給ふ。綾織物本どはいとあまり目馴てさらにもいはず、香の具、硯やうの調度、ちよさげばかり奉りあげて、中々其物ともわかず、かゞやさみちたり。

吉保奉り物

桂昌院庭
開おりた

やがて御庭におりさせ給ひぬ。彼萱が軒端、げにいみじう珍しとおぼす。爰にて御くだ物など奉りたり。さばかりのどかなる頃の、空は残りなく晴て、四方の木末青やかにかをりあひたり。さならぬ山里などもいみじうをかしき頃なるに、まして氣色殊に面白き砌のほど、かぎりなう見渡されたり。女房などのきぬの色あひ、今めかして、爰かしこにおりたちありくめり。永日もあかずかげろふに、例の物愛する若人などは、歸らん空なく思ひまどへり。御殿に入せ給うて、又おほみき参りて興に入せ給ふ。あるじ方御引出物二なき様

御所(將軍御吉)にも兼て聞しめしつけて、はるくくと御使入來れり。出雲守信富(安藤)のぬしぞ承りおぼす。御くだ物なども参る。所々よりも御使さほひ参れり。此あたりあやしき山賤などは、目馴ぬきさまに驚きつゝ、賤の女が額髪をさるに引揚つゝ、祭見る心地してめであへり。扱ありつる御供の人々にも、皆あるじめづらしうもてなす。上下とも皆いたく酔ひたり。君は猶あかぬ事とおぼしたれど、遠き程暮ぬまにはや歸りおはします

引出物二
なき様
群衆觀覽

諸方への
贈遺残る
限なし

べく、人々すゝめて、やうく歸りおはしましけり。ありつる家どもに置たる物、皆奉らせ給ひぬ。又の日方々に御贈物ゆきかようさま、又おどろくしうありけり。いと何ならぬ下人などまで、物賜はりつゝ、かづきつれてありくあり。むかしさま殊にいかめしと思ひて、書置たるふる物語などにも、またいとかゝる事は、目なれずありさかし。(松蔭日記)

恐らくは實際は、如上の文句以上であつたらう。柳澤が御馳走振りの大膽と、周到とは、到底他の追隨を許さなかつた。然り、此れが彼の成功の、第一楔子であつたからだ。

他の追隨
馳走を許さぬ
馳走ぶり

〔八二〕 昇位運動の曲折

桂昌院の從一位昇位運動に就て、柳澤が成功したる事は既記の通りだ。(参照

昇位運動
の巧妙

第一先例
を有す

七九) 然も今少しく其の手續に就て、如何に彼が巧妙に、立ち廻はつたかを示すであらう。元來綱吉が館林より入りて、將軍の大統を紹で、五年の後、即ち貞享元年十一月九日に、桂昌院は從三位を拜した。爾來既に十九年、元祿十五年には、既に七十六歳の高齡に躋つた。綱吉は其の生母桂昌院の、位階昇進の進奏を期待したが、然も其の先例なきに苦んだ。

此に於て綱吉は、竊かに柳澤に打明けて相談した。然るに吉保は、先代嚴有院殿(家綱)の生母お樂の方の靈牌には、寶樹院殿從三位華城天榮大姉とあり、此れは定めて嚴有院殿襲職の始め、叙位を奏請せられたのであらう。同女の逝去は承應元年十二月二日にて、三十二歳であつた。而して翌二年小祥忌には、正二位を贈位あらせられた。現叙と贈位とは、同一には論じ難いが、然も斯る先例もあれば、七十六歳の尼公の爲めに、從一位を奏請せらるゝは、孝行の一端として、などか憚からせ給ふ可きと、先づ綱吉の方面は、此れにて片付けだ。(甲斐少將吉保朝臣實紀)

第二京都
方面手入

近衛基熙
日記

柳澤奉書

却説此れからが、京都の手入れである。此の方面には、豫てより吉保は十二分の準備が出来てゐた。そは彼が妾町子の兄正親阿公通は、仙洞御所、靈元上皇の傳奏衆であつたから、内々使者もて、此の方面から運動せしめ。又綱吉夫人鷹司氏の兄關白兼熙の方にも、多大の贈物もて、其の運動をした。而して内輪の仕組全く成就したる後、元祿十五年正月、京都所司代松平紀伊守(信庸)に向つて、公然其の奏請の手續をした。近衛前關白基熙の日記に曰く、

二月十五日高野中納言保春卿武家傳奏來。余召前黃門申云關東母儀極位從一位の事也。宣下之儀、松平美濃守奉書如レ此。可有如何一乎。攝家中計定可レ申、勅諭云々。余申云、女叙位極位之事、尤希有之儀也。雖レ然近來關東之儀諸事爲ニ格別一之間、被聞ニ召群議、猶可有ニ宸斷一奉書如レ此。

一筆致ニ啓達一候。春暖之砌に候得共、公方様彌御安泰被レ成ニ御座一候。可ニ心易一候。然者桂昌院様御儀、追々被レ成ニ御高齡一候付、從一位宣下被レ成候様、被ニ思召一候。右之趣、傳奏衆え申入、當春年頭勅使之口宣等持參有レ之様、可レ

被二申談一候。恐々謹言。

正月二十八日

松平美濃守

松平紀伊守殿

此序黄門申云、此儀院中堅御稽會。御取扱と云ふが如し。云々。關白邊。鷹司兼熙公亦治定云々。凡近年關東之事、無識之徒當二其路一萬事驕慢僭越。之至、勿レ言勿レ言。

基熙には
事後通告

此れを見れば、近衛基熙の如きは、既に事が成就したる後に、表向きに二分けばかりに、通告せられたことが判知る。而して靈元上皇も、鷹司關白も、既に吉保の手にて、それ／＼渡りが付いて居たと判知る。

吉保と正
親町公通
との交情

如何に吉保の腕前が凄かつたことは、此にて想像す可しだ。元來町子は、田中氏を冒したれども、後には公然正親町家の庶女たるを名乗り。その爲め正親町公通が、東下したるや、吉保は幕府の制度が、濫りに京官と交際するを制したるに拘らず、其妹町子の兄たり、其子安通、信豊の伯父たりとの縁故を

申し立て、彼を私邸に滞在せしめた。而して北村季吟を招き、父子、妻妾、一座の歌會を催した程であつた。町子は妙乎たる一女子であつたが、吉保が京都手入れの楔子は、實に彼女であつた。

斯る次第であれば、綱吉が吉保の忠勤を嘉して、彼に特賞を與へたのも、不思議はない。(參照 七九) 而して桂昌院が綱吉に向つて、

桂昌院吉
保に甲州
一保を賜
勸を將軍
に賜む

一 三之御丸へ、常憲院様(綱吉) 被レ爲レ成、御二方様(桂昌院綱吉の母子) 御一所に被レ成。御座、永慶寺様(御澤吉保) にも御側に御成。御座一候處、一位様、美濃守へなせ。甲州一圓不。被レ下候哉、御一代之御事、思召次第に御成り可レ被レ成。御事と、御意被レ成候へば、公方様御こまり被レ爲レ遊、御笑被レ成候。而被レ成。御座一候由。永慶寺様殊の外御難儀に思召、御手を振り、御汗を御流し被レ遊候。由。公方様御心の儘にも不レ被レ爲レ成事多く被レ遊。御座一候旨も、御咄被レ遊候。

(源公實錄)

吉保は實に彼が爲めに、斯る味方を有したのだ。其の立身出世の道に於て、遺

算なき知る可きのみ。

桂昌院昇位に就き吉保の功

やよひ九日、ろくくはらせ給ふ。こぞこし打つゞきて、げにこよなき御さかへ、今更にかぞへきこえさせんもなかくなり。三の丸の此比一位にすませ給へるに、さばかりの御よほひのすゑにたぐひなき御さかへ、いよ／＼あらはれ、御所にもかくてけうの道つくさせ給へる事はみなもと、こゝに申おこし奉らせ給へるにこそよりけれとおほすに、御勞のほどいとたくひなし。殊には内外の事につけて、おほやけさまにしげき御あつかりとも御身ひとつにすべをこなほせ給て、年頃たがふ事なく、まことにうつはもの世々にこえさせ給へるを、かつは御所にも、御おほえ心ことになし聞え給ふなりけり。何くれといとかしこき御事などありき。その日は御所のおほしますかたへ、三の丸わたらせ給へり。御くらゐ進ませ給へる御ことぶきなりけり。さしきよりしていかめしきことよのつねならず。こなたはじめて、若君達御むこ君皆拜し給へり。さゞげ物、奉りものなどいとたぐひなし。さまざまと有ける事ども例のもらしつ。さて此たび、こなたへあてをこなほれける所は、津の國かはらなどに、もとよりりやうし給へる所あるを、そのちかき國のわたりにて、とりわけよろしきをえりて、給はるべきむねを、執政の人々に御けしきありとぞ。〔松蔭日記〕

吉事頗りに來る

將軍家御賞揚

攝津河内賜はら領を

〔八三〕 女性の利用者

吉保の結婚略

吉保と松平輝貞との關係

吉保と黒田直邦

柳澤は女性の力を、己が榮達の爲めに利用するに、殆んど利す所なかつた。彼は他の弱點に乗じて、我が倅進の路を開いた。而して彼は實に結婚略を以て、其の一家の基礎を、大磐石の上に築き立てた。彼は其の妻妾を利用したのみならず、其の養女、及び女をも利用した。松平輝貞は、當時五士一僧と稱せられた一人だ。一僧は云ふ迄もなく、護持院隆光だ。五士の隨一は吉保で、次は輝貞、牧野成貞、稻垣重富、萩原重秀だ。乃ち輝貞は、御側御用人として、柳澤に次いでの出頭人であつた。然も彼は柳澤が婿であつた。輝貞の妻は折井淡路守正辰が女にして、柳澤は之を養女として、輝貞に娶はせ、茲に兩人の出頭人は、岳父たり、婿たる關係を生じた。黒田直邦―直重―は、又た綱吉の爲めに、寵幸せられた一人であつた。然も彼の妻は、折井市左衛門正利の女にて、亦た柳澤の養女として、嫁し來つたので

吉保と内藤政森

吉保と大久保忠方

あつた。
 内藤丹波守政森、亦た綱吉の嘔近者の一人で、吉保邸中の所謂寄宿舍組の一人であつた。彼等は所謂桐の間詰にして、將軍の寵幸を得たる者共に、平素は吉保の邸中に、其の嚴重なる監督の下に、生活してゐた。而して彼の妻も亦た、曾雌庄右衛門定秋が女にして、柳澤の養女であつた。而して彼女が死するや、柳澤の女にして、土屋定直に婚約し、定直死して遂ひに嫁せざりし一女をして、繼妻たらしめた。定直は云ふ迄もなく、老中土屋政直の子だ。
 柳澤は又た綱吉の命によりて、野宮宰相定基の女を養うて、大久保加賀守忠方に嫁せしめた。忠方は老中大久保加賀守忠増の嗣子だ。此事に就ては、吉保が自から記したる所左の如し。

一 同廿九日(寶永三年某月)大典侍の局(綱吉の妾清閑寺氏)の姪女いくを、吉保が養娘にすべさとの仰事あり。幾は野宮宰相定基卿の娘也。定基卿は中院内大臣通茂卿の子にて、大納言通躬卿の弟なり。野宮家の養子となりしな

嗣子吉里の爲に酒井忠舉の女を娶る

親族的關係の一の空



を、今日此仰事あり。(樂只堂年譜)
 之に止まらず、彼は其の嗣子吉里の爲めに、酒井雅樂頭忠舉の女を娶つた。忠舉は所謂下馬將軍忠清の子にして、綱吉襲職の後、酒井一家は、頗る不首尾であつた。然も吉保の救解によりて、忠舉を始めとして、忠清の婿たる高松城主松平頼常、津城主藤堂高久の如き、何れも再び世に顔を出すこととなり、その爲めに酒井一門は、吉保を徳として、無二の吉保方とはなつた。
 柳澤には其の妻を娶るにも、其の女を嫁せしむるにも、其の親族的關係に於て、殆んど一の空、箭は無かつた。而して彼女等が如何に綱吉に取り入りたるかは、左記に徴しても知る可しだ。乃ち寶永四年二月朔日、綱吉が吉保の邸に蒞み、彼が五十歳を祝して、
 祝ふより、幾千代迄もおをやつかへん。
 梓弓五十路の春を

兒女等の
將軍取入

との短冊を手交せし際に於て、
 難煮香湯を捧ぐ。上意に依て吉保、吉里陪食す。……公其盃を先了本院（吉保の生母）に賜ふ。次に其盃を飲され、吉保夫人を始、女輩各に賜ふ。……女輩各に手自物を賜ふ。丁本院並吉保の夫人を始、各自身謹で出拜領す。政森の夫人稻子、忠英の夫人幾子、尙平の夫人黒田直重の養子吉保孫女は今日不參に依て、吉保代て拜領す。輝貞の夫人榮子、輝貞が亭に賁臨を請願す。公開食され、今月廿一日に臨せらるべしとの上意あり。直重の夫人土佐子も、亦た直重が亭に賁臨を請願す。公開食され、當春中に臨せらるべしとの上意あり。兩夫人上意を拜謝す。（甲斐少將吉保朝臣實紀）

女謁盛行

斯る次第で、彼女等は、親しく綱吉に謁して、斯る評断をも憚からず申し上げ、然もその儘開濟になりつゝ、あつたを思へば、所謂女謁が如何なる程度迄、實際行はれたる乎は、想像に難くあるまい。要するに吉保は、實に女性を利用した。然も彼は直接よりも、寧ろ間接に之を利用した。然も彼は女性のみならず、

學者亦利
用する

何人をも、何物をも利用した。學者徂徠の如きも、亦た吉保に取りては、綱吉響應の、一種幫間たる役目を勤むべく、餘儀なくせられた。

第十六章 柳澤吉保の人物

【八四】 小人の雄

吉保の無
經綸無抱
負

幕府大政
に貢獻す
るなり

柳澤は大人のせう小なるものと云はんよりも、寧ろ小人の大なるものであつた。彼は殆んど其の君主たる綱吉に、催眠術を施したつた。綱吉の晩年は、殆んど柳澤の意の如くなつた。柳澤にして若し大經綸があつたならば、綱吉をして之を行はしむるに、必ずしも不可能ではなかつたであらう。然も柳澤には、何等政治家らしき、經世家らしき抱負も、經綸もなかつた。彼の慾望は、只だ綱吉の意を迎へて、我が一身、一家、一門、一族の榮進を競望するの他はなかつた。而して彼は首尾克く其の目的を達した。柳澤一個としては、固より大なる遺憾無かつたであらう。然も天下の爲めから判断すれば、彼は殆んど幕府の大政に就て、其の善き方面に貢獻する向は無かつた。若しありとすれば、幕府が京都の供

京都手入
の勤機

奸臣なら
ざるも慾
張屋

御に、(寶永二年正月廿八日)一萬石を増加したる事、若くは山陵修理等の如き類であつたらう。併し彼に幾許の勤王心があつた乎は、之を測定するに苦しむ。彼は京都に手を入れた。當時京都に手に入る、事は、必ずしも柳澤一個の創見ではなかつた。水戸光圀の如きは、柳澤より以前に、其例を發いてゐる。然も光圀は、本來の勤王家だ。彼は朝廷より得る所あらんが爲めでなく、朝廷に獻げんが爲めであつた。然も柳澤に至りては、寧ろ其の反對であつた。彼が朝廷に奉仕したるは、奉仕の爲めの奉仕よりも、朝廷より何物かを得んが爲めの巧餌であつた。彼は必ずしも奸臣と云ふ程でもなかつた。然も彼は取引に就て、實に抜目なき慾張屋であつた。彼は實に京都に手入をして、京都から種々の特惠を要望し、之を取得した。京都の公家は、云ふも愚ろかである。遂ひに靈元上皇さへも、彼が爲めに、利々の面倒を見給ふに至つたのは、彼としては自から寵榮に誇るに餘りある可きも、第三者から見れば、眞に恐懼の至りに堪へぬ事だ。

至尊を一身に榮えんとす

彼は最初に和歌の添削を、仙洞御所（靈元上皇）に御願ひした。而して更らに其の著書に、護法常應錄の勅題を添うし、更らにその御製の序文を申し受けた。彼は至尊を以て、我が一身の寵榮を飾るの道具とした。彼の近衛基熙が、其の日記に、「凡近年關東之事、無識之徒當其路、萬事驕慢僭越之至、勿レ言勿レ言。」（參照 八二）と憤慨したのも、決して理由なきことではない。

京都仕向手厚と要請

如何に柳澤の心事が、己の爲めにしたとは云へ、元祿、寶永の間に於て、京都に對し、幕府が手厚く仕向けた事は、之を無視する譯には參らぬ。されど此を恩に被せて、京都に向つて種々の要請を持ち込みたる事は、如何に最肩目に見ても、之を不臣の所行と云ふ能はずんば、少くとも純臣の所行ではあるまい。吉保身の榮耀ためしなかりし事は、世の普く知る所なり。譜第節功の臣多しと雖へども、治平の世にして、斯くは登庸寵遇を蒙りしことまれなり。これ併しながら、性質の伶俐なるがいたす所なるべし。

續藩論の批評

然れどもその寵遇を好みて又奢侈なる事も有けるにや、禪法を好みて、自ら

三十三冊の書を著はし、東山院（按ずるに靈元上皇）御製の序を申請て、勅賜護法常應錄抄と號し、名山に納め、又其頃堂上衆の中にも、當代の職公にさかえし正親町一位公迪の妹をおもひものとし、松蔭日記とて、身の榮地を筆記せしめしとなり。（續藩論）

六義園八景の選定に至る

此評、恐らくは最も允當であらう。彼は又た其の別墅六義園の十二境八景をも、至尊に向つて、選定を請へり。

此頃院（靈元上皇）より、百首歌一帖かけ香など賜はせ給ふ。歌は、院を始め奉りて、今の世のさやうの方たてたる人々、左右の大臣、宮達、又さるべきかゝんたちめなど、人ひとりに歌一つあて、讀みて奉らせて、あつめさせ給へるなり……神無月になりて、六義園十二境八景の歌、院より賜はらせ給ふ。……はやう院の御定めにて、面白くさるべき所を、十二境八景にえらびて給はりにけり。さてこたび人々に仰せて、歌よませて賜へるにん（松蔭日記）是れも宸慮の然らしめたる所とは申せ、斯く宸慮を動かしたる其の手入の筋を

一身一家の爲に至尊を役にする

考ふれば、如何に柳澤が一身一家の爲めに、至尊をも役したかゞ判知る。斯く觀來れば、彼の勤王は、頗る怪しきものと云はねばならぬ。

【八五】 社鼠城狐の標本

一度も責に立たず

柳澤は實に社鼠城狐の標本であつた。彼は一度も自から責任の位地に立つたことは無かつた。表向の役人としては、彼が長き奉公の間に、一度も其任に膺つたことは無かつた。彼は小納戸より出身し、綱吉の死に抵る迄、御側御用人として、奉仕した。

格外の御側用人

當役(御側御用人)は御側向御用を司る。老中、伺等を取次ぎ、傳達する職分なり。上の寵遇の深淺に、其の權威も品あるべき事か。諸家より勤むる所、諸事老中准之。但し當憲院侍の御代松平美濃守吉保、後少將に昇進し、

綱吉の専有者

老中の上に列し、大老の格の如くにて、御役名もなし。國主の列になり、長刀を持たしむ。内外の政治等にも口入有之由。併し是は格外の事にて、外に例なき事なり。(柳澤勤役録)

將軍の袖に隠るれば遅疑せず

全く此の通りである。柳澤は若年寄に准じ、老中に准じ、遂ひに大老に准じたが、然も若年老でもなく、老中でもなく、大老でもなかつた。彼は唯だ御側御用人であつた。然も彼は全く綱吉の専有者であつた。而して恐らくは聽て、綱吉の心の専有者となつたであらう。如何なる表向の高官大僚も、柳澤を経由しなければ、綱吉との直接交渉は叶はなかつた。されば天下の政治は、只だ上に綱吉あり、下に吉保あるのみであつた。然も彼は唯だ御側御用で、何等表面上責任の地には立たなかつた。一切の政務の責任には、老中、若年老が膺つた。而して若し萬一非政の責に任ず可き事あれば、そは御上の思召であると云うた。即ち柳澤は將軍の袖の下に隠れてゐた。之に反して、若し他に恩を被することあれば、彼は自から其功に居るを遅疑しな

門前市を
なす

かつた。彼の心は果して水の如くであつた乎、否乎は、知り難かつたが、彼の門は實に市の如くであつた。されば當時の落首に、

神は根津、佛は藥師、人は美濃、醫者は久志本、寺は護持院。

人は美濃、即ち吉保であつた。彼が私邸に將軍御成の場合には、彼の親戚一族のみならず、種々の人物が、其の詰所に集つた。此れは公然たる陪賓では勿論なく、又た主人側の接待役でもなく、唯だ内所の手傳とも云ふ可き、筋合であつた。而して其中には、例の護持院隆光の如きは、寧ろ定連であつたが、意外にも松平頼常、池田綱政、藤堂高久、細川綱利杯さへ見出した。頼常は水戸光圀の實子だ。綱政は新太郎少將光政の子だ。藤堂は伊勢津の城主で、綱利は五十萬八千石の大名だ。彼等が柳澤の爲めに、殆んど門客同様の役目を勤めたるは、如何に柳澤が威權赫灼として、而して又た如何に柳澤が、其恩を彼等に賣りたるかを、想像するに餘りある。

大諸侯亦
門に趨るの

細川綱利
仕の吉保奉

特に細川綱利の如きは、其の柳澤に奉仕する、頗る懇切を極め、或は柳澤の幸運を祈る爲めに、護持院の塔頭月輪院へ、祈禱料を寄進し。又た柳澤の營中宿直に際し、夜食、若しくは夜食料を餽り、時人をして夜食越中守と綽號せしむるに至つた。然も此れは細川綱利一人でなかつた、彼は只だ其の一例に過ぎなかつた。

吉保焼け
太り

元祿十五年四月五日の、吉保上屋敷自火の如きは、實に所謂の焼け太りの適例であつた。

四月五日夜丑刻、松平美濃守上屋敷自火にて、御成御殿より始め屋敷中不殘焼失、無類火。六日の早天、松平陸奥守(伊達)方より美濃守へ之音信、食千人前、鹽引鮭百本、白絹二百疋、島絹二百疋、紋付袴五十、下著白小袖五十、大工五十人、板一萬枚、來と云々。(御當代記)

此れはほんの奥州伊達家よりの火事見舞だ。將軍家を始め、諸大名其他からの贈遺は、實に莫大のものであつた。斯る場合は、天災も、人災も、悉く吾家

屋敷下屋敷の強制交換

吉保打物御免

の幸運となつて来る。柳澤は其の屋敷、下屋敷、若しくは別邸等に就て、屢は自家に有利なる交換を、他の大名と相互的に、時としては上意を以て、強制的に行はしめた。然も何人も柳澤に向つて、苦情を云ふものもなく、又た苦情を云はしむ可き餘地もなかつた。當時の人心は、柳澤第一、將軍第二として、敬畏したのであらう。而して柳澤は機に觸れ、會に投じて、只管一身一家の榮祿を加へんとに、抜目なかつた。彼が寶永四年九月四日に、御打物御免を辱うしたるは、恐らくは其の絶頂であつたらう。

九月四日。今日御前へ出ぬる折から、吉保、吉里が供に打物を持すべしとの上意あり。吉保は一事も少からん事を願ひぬ。其上打物を持することは、格式の有事なれば、結構らしく見へぬべし。吉里計持すべし、吉保は辭し奉らんと申上ぬれば、又仰に曰「吉保持たせずして吉里計持たせなば、人々あやしみ思ひなん。且結構らしきは苦しからぬ事なり。御前にも御庶流なれ共、

新田の血脈を繼せ給ひて、今天下の仕置を聞き召し給ひぬ。糸筋は細くとてもたへぬ物也。吉保庶流にても、武田の後胤なれば、打物をもたす事苦しからぬ事也、父子共に彌もたすべしとなん。難有しとの御禮を申上ぐ。

〔樂只堂年録〕

是れ吉保の願出か

只一身一野力

此れは柳澤が自から記する所だ。然も別記には左の如くある。此人(小笠原佐渡守長重)器量有之、常憲院様御代柳澤美濃守殿、甲府御城被下、其上美濃守打物之願之由に而、薙刀御赦免可被成と有之節、兩様共不可然存候得共。甲府之儀は、御預城と御座候はゞ、何時御取上被成候ても、自餘に例も御座候間、左も可有御座候哉。薙刀之儀は、御家門之内にも、御大名の内にも、御赦免無之人々有之程、重き義に候得ば、御無用に被成可然と被申上候處。上意に不應、美濃守願之通、薙刀御赦免有之、佐渡守御前惡敷罷成候。(可觀小説附録、室鳩巢書簡の一節)

の雌雄を知らんやだ。然も如何に柳澤が、一身一家の榮達、倅進の爲めに、努力したかは、以て知る可しである。

駒籠別墅の記（六義園八景）

傳中 松平甲斐守（保泰大和郡山城主）下屋敷駒込にあり。小名を傳中といふ。相傳ふ、元祿の頃御成度々ありて此屋敷の前の民家は諸役人の詰居となりしかば、殿中の文字いかゞなりとて傳中と書改たるとなん。屋敷五萬坪餘ありといふ。通用門を入右のかた長屋あり、庭の入口に門あり、六義園といふ。額黄葉悅峰書、此門常は關して入事をゆるさず。向て左の方の路次より入る。門の内に遊藝門と刻める小碑あり。向に稻荷の社あり。左に折れ右に馬場あり千里塚とす。此馬場昔は百間餘ありしとぞ。今は六七十間許あり。左に折れ右の山に久護山と額をかけたる堂あり。公辦法親王の御筆なり。堂は南向にして毘沙門の像を安す。此下に椎の木の大木あり。西に向ひ少し行て右の方に萩あり。また植たる所を晒錦畦と云。左の方池の岸に山吹多く植たる所を駒籠の岸といふ。池今はから堀のごとく水涸たれども、昔仙川上水のかゞりし跡宛然と存ぜり。左に下つるみちと云徑あり。直に行き右に田舎家と稱していかさまにも農家の模様なる家をつくる。壘もねこたといふものを用ひ、居處裏には自在鐘といふものを掛たり。此垣の外に藤里刻溪の流あり。田舎家より少しゆきて山陰のはしあり、土橋にて三間許あり。是をこしてさゝかへの道といふ小徑あり。此邊より山に上るさか

六義園 岸駒籠の

藤城の峠

みれといふ大木の松あり。筆すてまつといふ。右のかたに嶺あり。藤城の峠といふ。此所平らにして南に向へば園池悉くみゆ。絶景なり。晴たる日には富士山筑波山ともに見ゆとなり。筑波のかたは梅あれば林の梢をきりて眺望の便とす。木にて作れる燈籠あり。永代常夜燈安永七歳戊戌五月吉日、御師幸福出雲、甲府領主、と題し、十四名を銘す。傍に松あり、梢より根まで一條の筋のごとくに裂たり。これは前年雷の落てかくなりしとなり。筆捨山の下にちとせの坂あり。少し行て藤一株あり、白藤なりといふ。布引の松、櫻波石あり。此石には櫻花の如き痕ある故の名なり。土橋あり、鶴のはしといふ。左の方楓樹あり、枝垂て池をおほふ。橋をわたり浪花石といふ石あり。吹あげの松、雲香梅、吹上小野、吹上の濱、かすまね松、萬代の岡等あり。此先に三日月松といふあり。下に座禪石とて平なる石あり。三日月の松とは其枝まがり、をのつから他の枝と連り、その中三日月のかたちをなしたる故の名なり。少し行て一つの池あり、水香江と名つく。むかしは連多く有し故の名なりとなり。是までは南に向ひてゆ。此所よりまた西のかたに向ふ、すゝの下道といふ。此先紅葉多し。左の方の山を梅の花園といふ。むかしは櫻なども多かりしに今は楓のみ多しといへり。御亭の跡あり、吟花亭跡といふ。今その地たひらなり。西の方の山を雲峰といふ。又西の方の林のうち樺の大木あり。左の方に衣手の岡あり、また同じ方に松に藤のかゞりたるあり、山の如く堆く見ゆ。少しゆき尋芳徑、ならの木、光古石あり。ちどりの橋は紀の川にかゝる。板はしにて八橋のやうにつくり長さ七間ばかり、右のかた小高き所に四疊半の茶室あり。紀の川には今水なけれど、その源とおぼしき所あやしき巖かさなりたり。すいふん石、枕流洞、旭のいはほ、お玉のなきさなどあり。紀の川のかたばらに蓬萊と呼で島あり、龜のかたりに似たり。龜うく橋と云あり。五尺

水香江 吟花亭

常憲院殿
御魂舎

御殿六義
館

六義園八
景

許のかんすい石をわたす。常は竹の簀をもておほひてあり。裏のかたを見ればいかさまに白し。是よりゆけば南の方に白とりの關あり。少し山をのぼり龍華庵といへる禪房あり。市谷月桂寺の僧住持となりてこれを守る。向て右の方に常憲院殿の御魂舎ありとなん。これは常に鎖して入る事あたはず。東の方にゆけば松原あり、殊にひろし。御殿跡あり、名かくる松、心種の松、いもり松あり。妹が松とは後にいへる妹脊山の背の松に對したる名なり。又詞源石、見岩、詞林松、玉もの磯、古風松あり。見岩とは此石の上より見れば妹脊山ことによく見ゆる故なり。御殿山は南向にて六義館といひしよし。出汐の湊たつの橋あり。是より妹脊山へ行。たつのほしは板橋にて長さ四間あり。是を越せばれい松あり。いもせ山の麓にふたつの石あり。ときほかきばと名づく。又山のふもとに浮寶石とてたて石あり、高さ八九尺ばかり。又とうは石あり、そのかたち虎に似たり。詠和歌石、人丸の折鳥帽子に似たりとての名なりとぞ。玉さ、かたをなみ、背の松、臥龍石、起川、涼風、裾野の梅、紀の川、いとせ山、ありもとの橋をこえ、こととふ松、蘆田あり。蘆邊の亭の舊跡このうしろのかたにとちの大木あり、二間あり。三輪明神鳥居あり、神鉢は和州三輪にならひて山をもてす。あら玉の松とて山に四株あり、名もふる山、かねことの道あり、碑あり。六義園八景、若浦春曙、筑波陰霧、吟花夕照、東叡顯鐘、軒端山月、蘆邊水禽、紀川涼風、土峰晴雪、と題し、うらに新脩六義園、郡山大多和克孝識。土浦湖克明書とあり。鎗工等の名もあれど略しぬ。是よりはじめの道に歸らんとするに、右のかたをばこやの山といふ。つゐにさきの遊藝門のうちに出づ。〔江戸名園記〕

〔八六〕 柳澤と隆光の取組

柳澤の細
心周到

柳澤が如何に細心にして、抜目なき漢であつたかは、隆光僧正日記中に、偶然發見せらる。此の日記は、何等柳澤に關係なく、固より柳澤を對象として、認めたるものではない。されど隆光と、柳澤との交渉を見れば、如何に柳澤が隆光の思ふやうに參らず、却て隆光は、柳澤の爲めに、勝手に左右せられたかが判知る。

隆光の請
托

隆光と柳澤とは、本來同穴の狐だ。彼等の關係、及び隆光の、幕府及び其の有力者の周邊に於ける交渉は、既記の通りだ。(參照 六七—七一)而して隆光は、恒に柳澤を介して、其の請托をなした。然も柳澤は隆光の申分を、其儘に通過せしめず、必ず若干の修正を加へた。

しかも吉
保若干の
修正をな
す

一 二日(元祿十五年三月)：去年筑波寺領不作に付、五百俵餘減少、依之先日より飯米求之。依之一昨日松平美濃守殿(柳澤吉保)願書出之、三

内密金子
貸下

身聲協心
切盛り

月以後九月迄八個月に間有之也。毎月百俵、都合八百俵拜借之願申達。美濃守殿返答に、米拜借之事は、上野、増上寺等の例に成候間、罷成間敷候。護持院儀に而候へば、内々に而金子借可申候間、金子拜借之願書あらたあいたしよらやう。まをしきたる。すなはちあひあらたあいたし。みぎのまほり。改出候様にと申來。即相改出、右之通八百俵之代金拜借仕度之旨申之。昨日右京大夫殿(松平輝貞)對二愚禰に願之御金明晩七つ時過に取可遣候。金子四百兩可相渡、預り證文可遣之候。毎年四十兩づ、上納可仕候。美濃守殿と兩人相談に而借候間、何方へも禮におはすまらふ。尤上(將軍綱吉)へも御禮申問敷之旨、於二營中一被二申渡一也。右之通證文相調、月輪院取に遣、日輪院にも不申聞、其外役人にも不申聞也。(隆光傳正日記)

之を一讀すれば、如何に吉保と輝貞の舅と甥とが、互ひに心を協せ、内輪の切盛りをしつゝ、あつたかゞ判知る。

一 十日(元禄十六年四月)三之丸(桂昌院)へ御成、相詰、先御本丸へ、小池坊隱居

小池坊隱居
下に扶持

庵號吉保
の命の儘

是皆な吉
保貢諛の
所作一端

(大和長谷寺釋英流)同道に而四の半頃罷出。御休息乍被召、則於二御前一美濃守殿被二申渡、小池坊隱居へ三十人扶持、金子五十兩被下之候。屋敷は靈雲寺隣に而二千二百坪被下之。其次に千三百坪之明地預り地に被仰付、草庵御建立可被成被下之旨被二申渡、庵號付候而可然之旨被二申渡。休松庵可然歟之旨申之。美濃守殿被申候は、松之字は無用歟と被二申候。然ば退休庵と可申歟之旨申之。御當地に被二差置一候。退休に而は無之旨、美濃守被申。依之愚禰申候者、然ば退休庵可然候。泊瀬は休し、御當地へ進み候と申候得ば、此義可然之旨に而相究、退休庵も三之丸へ被二罷出、依之御老中等へ御禮には、今日は不被參、明日參答也。當小池坊も被召、三之丸へ被二罷出。(同上)

元來退休の熟字はあるも、進休など云ふ熟字のある可き様はない。是等の消息は、亦た以て如何に柳澤が、君前に於て威福を逞うしたかゞ判知る。然も是皆な將軍綱吉に向つて、柳澤が貢諛の所作の一端と見る可きであらう。隆光

は固より喰へぬ代物であつたが、柳澤は更らに其上であつた。

根生院隱居扶持方
亦た吉保
切盛り

一 廿七日（寶永二年十月）八重様（八重姫は綱吉の養女、實は鷹司關白兼照の女）へ參、三番湯被爲召。松平美濃守殿御見廻に被參。美濃守殿被申候は、根生院隱居扶持方願之事如何程と存候哉、被尋之。愚申候は、先日右京殿（松平輝貞）へ卒度申入候、三十人扶持被下候得ば、十分の仕合に候。其以下は如何程少分に而も、公儀より被下候御事に候得ば、難有奉存候。御了簡次第之旨返答之。美濃殿被申候は、根生院之隱居と申分に而は、三十人扶持は、多候。病身にも無之、御前へ罷出、御伽を被致候得ば、三十人扶持も能候。只病身にて引込居申候人へ被下候分は、輕候而能候。其上増上寺五千石之隱居二百俵被下候、少分に而も不苦候は、十人扶持に銀二十枚程に而可然と存候、如何と被尋之。愚祈申候は、成程尤之御事に候。彌其通に御究可給候。然者明日御城に而御自分迄可申渡一被申候。（同上）

隆光輩
は爪も立
たす

如何にも柳澤なるものは、隆光輩の手にて、思ふ様に動かさるゝものでないこととが、想像せらるゝ。彼は實に爪も立たず、水も漏れず、機心蜘蛛の網の如く、到底他の粗心、笨腕の徒の、夢にだも企て及ぶ所でなかつた。然も之を専ら其の一身一家の倖進に、傾け盡したとすれば、其の成功の尋常でなかつたことも、當然と云はねばならぬ。

第十七章 吉保の退隱

〔八七〕 退一步の功夫

武田氏軍
法を處世
に應用

若し現代流儀にて、元祿時代の成功者列傳を作つたならば、その隨一は、柳澤吉保であらう。彼は其の一身一家の榮達から云へば、眞に唯一無二の成功者であらう。而して彼に多しとす可きは、彼の自から祖先と稱する武田氏の軍法を、その儘處世術に應用した事だ。彼は能く進む可きに進むを解すると同時に、退く可きに退いた。彼は進一步の術に巧みであつた如く、退一步の技にも妙であつた。

綱吉死後
の二段備

彼は將軍綱吉が、何時迄も彼家の守護神でないことに氣付いた。彼は豫じめ綱吉百歳の後の事を考慮し、それに就て二段備への支度をした。即ち彼は自ら綱吉の繼嗣問題の主なる周旋方となり、其の後繼者に對して恩を賣り、如何

に後繼者が柳澤を愛しても、憎んでも、到底現在の位置を奪ふ能はざる様に仕向けた。愛と憎とは他にあり、然も地位の安全と否とは、我に在り。故に彼は飽迄我が地位を安全ならしむ可く心掛けた。それには何よりも、退一步の功夫であつた。

三家及加
賀並みの
賜與

彼は實に綱吉の爲めに、無二の寵榮を忝くした。彼の打物携帶の如きは、彼の方から願ひ出でたの乎、將た綱吉の方から與へたの乎、何れにしても稀有の例であつた事は、既記の通りだ。(參照 八五)併し彼が特別の待遇を專らにしたのは、必ずしも此事に限つた事でない。

一 十二月朔日(元祿十三年)八代蜜柑一籠を拜領す。去年よりの事なり。三家(尾、紀、水)並加賀中納言家より外はなき例也。(樂只堂年録)

倚置嫉妬
に違なし

此の八代蜜柑とは、肥後細川家より献上の蜜柑だ。蜜柑の賜は何でもない、併し此れは三家、及び大名の加賀前田家以外には、其の恩典に預る能はざるもの。それに彼れ柳澤は何者ぞ。元祿十二年—吉保四十二歳—以來之に預つた。

彼が餘りに綱吉に持てたのは、儕輩をして、殆んど嫉妬心を懐かしむるに違まなからしめた。然も彼は綱吉の晩年には、其の將さに來らんとする變動に對して、それぞれ準備をした。

吉保三つの願

一 同十三日(寶永二年七月)今日退出の折、御前に出ぬるに殘暑の節なれば、氣の草臥なき様に随分保養いたし、日々の出仕を務むべし、諸事を止て、氣を養へと御懇の上意あり。毎度有がたき上意と謹て御請を申上げ、兼て心にこめて願ひし三の品を序でながら申ぬれば、保養の爲なればとて、御懇の上意にて、早速御免を蒙りぬ。

第一番人下座の廢止

其趣一には吉保が恙は、何方の惱ましきといふ事もなく、食事もよく驗あれども、去春中より達て氣の草臥たる様に覺え侍りぬ。夫に付て常々願はしき事は、身に掛りたる要用を少くして、御奉公を一途に勤め、日々の出仕おこたりなき様にと也。是によりて、御城中にて、所々の番人下座しぬれば、吉保も失禮なき様に會釋せんと思ひて、心に油斷なく煩はしき事に思ひ侍りぬ。

自今番人の下座せぬ様に致し度といふ事を申上ぐ。成程尤に思食さる。御前にも前方御覽被遊たるなり、せわしくて惡敷ものなり、彌止させよとの御意なり、有がたきよしを申上ぐ。

諸侯御用向き輝貞一任

二には、諸大名より御機嫌伺ひの書狀、その外御用向の事共を、右京大夫輝貞と吉保と兩人連名にて認行ひし事なるを、向後は輝貞一人に申行はしめたきよしを申上ぐ。是も又尤に思食さる。彌左様に致すべしと仰出されて、御禮を申上ぐ。

祝儀もの受納廢止

三には、端午、重陽、歳暮、又は參勤、繼目、隱居など、總じて公儀御禮を申上るわけの祝儀ものなど、受納いたさぬ様に致度といふ事也。是も尤に思召さる。去ながら自分へ見舞にとて贈惠まん物は、受納すべきとの仰也。三の願皆叶ひぬれば、年寄共へも申聞すべし。兼ては今日申上へきとは思ひ申さねども、吉保が恙を保養の事を、御懇に御意遊ばすによりて、序でながら申上ぬれば、早速御免の仰を蒙り、有がたきよしを申上ぐ。此外

是遠慮然
考の結果

されど名
磨の念消
らすはあ

御懇の上意ども筆に盡されず。(樂只堂年録)
此れは寶永二年七月、吉保四十八歳の時にて、繼嗣問題既に定まり、家宣が櫻田邸より西丸に入城したる翌年だ。固より前文にて見れば、吉保も若干神經衰弱に罹つたらしく思はれぬこともない。併し彼が病を口實として、斯く退一步の策を講じたのは、彼が遠く慮かり、深く考へたる結果と云はねばならぬ。然も若し彼が名利の念、既に消磨したとするが如きは、太早計である。彼は實に名利の大塊であつた。彼は死に抵る迄、其身を榮にし、其家を肥すことに就ては、抜目なかつた。即ち例の打物免許の如きも、寶永四年九月四日の事に、足掛三年の後である。

【八八】 甲金改鑄と高上げ運動

徳か綱
吉生前に
得んとす

甲金改鑄
特許

柳澤が如何に綱吉百歳後の事を熟慮し、その準備に周到であつたかは、事物々の上に於て、之を指點するに難くない。彼は凡そ得らる可きものは、綱吉の生前に得んことを勗めた。而して次代に於ては、新獲よりも、寧ろ其の獲たるものを、失ふなからんことを主要とした。されば彼は既記の如く、打物の免許(参照 八五)をも得た。又甲金改鑄の特許をも得た。
一 同廿九日(寶永三年七月)甲斐國古來より黄金を産す。國中にて是を鑄て、民間通用する事久し。名付けて甲金といふ。其形は圓なる事錢の如くにて孔なし。裏はなめ形也。分て三等とす。其文に一步と云へるあり、銀十二匁に當る。貳朱と云へるあり、銀六匁に當る。一朱と云へるあり、銀三匁に當る。數年の前に金銀を鑄直すこと起りて、後命ありて、甲金を通用する事を禁せらる、故に、國中の民、便利を失ふ事を愁ふ。頃日國中にて新金の分の如くに、甲金を鑄直して、先年の如くに通用す可き事を、吉保願ぬれば、今日願の如くすべきとの仰事あり。(樂只堂年録)

但だ高上
げ運動に
失敗

綱吉は殆んど吉保の意の如く、何事も許し何物をも與へた。但だ彼が甲斐國主としての領地目録のみは、甚だ彼に取りて不利であつた。何となれば、それは表向き十五萬二千八百八十八石七斗三升七合の高にて、外に七萬七千四百七十七石一斗二升八合四勺なるものは、別筆に認めあつたからだ。されば彼は所謂の高上げ運動—即ち此の外高を内高と一筆にする事—に一方ならず苦心した。然も遂ひに彼の意の如くならぬ計りでなく、實は綱吉の意の如くならなかつたのだ。言ひ換ふれば、如何に上意とは云へ、餘りに格外の沙汰にて、老中にも異議があり、流石の綱吉も、此際、之を強ふる能はなかつたからだ。

老中評議
支障

一 寶永年中御老中大久保加賀守忠増公（忠増の子忠英は、吉保養女野宮氏幾子の聲）市正（柳澤の家老兼田重守）へ御物語被レ成候は、御高上げ御願之段、御尤千萬存候。夫に付此間御用部屋にて、此儀申出候へば、阿部豊後守正喬公、何の譯も不レ被レ存、それは御作法に障り可レ申由被レ申候に付、自分

此事に就
き後年吉
保詮房の
會談

申出候は、三郡一圓の國高に被レ仰出候へば、何ぞ外に障り無之事に候由申候へば、土屋相模守殿、所替之節障り可レ申と被レ申候に付、自分申候は、御朱印之御文言に候へば、甲斐守（柳澤吉里）能々の御谷御座候は、國替可レ被レ仰付候。それ御朱印之寫と申候而、御祐筆に取寄爲レ讀、あの通り成御文言にて候由申候へば、相模守殿初有無之一言も無レ之候。此上何とぞ相調申候様に致度と被レ仰候。（柳澤家秘藏實記）尙ほ吉保が正徳元（吉保五十四歳、家宣の襲職以來足掛け三年）卯年正月七日、登城の際、彼が當時の執權間部越前守詮房と、此事に就て談じたる顛末は、左の通りだ。

甲州三郡高の通被レ仰付候様仕度旨、去々年（寶永六年即ち家宣襲職の當年）御物語申候。今度御朱印御改之節、何卒上より被レ仰付候様致度存候由申候て、先日之書付爲レ見候へば、成程拙者（詮房）儀は御尤に存、去々年御前へも申上、上（家宣）にも左様被レ仰付被レ下度由、老中へ兩度迄

吉保終生
無功

被^{おほ}三^{せい}仰^い出^だ候^{ごう}へども、殊^{こと}之^の外^{ほか}御^ご作^さ法^{ぽう}に障^{さは}り可^ま申^ま由^{よし}申^ま上^し、合^あ點^{てん}無^な之^の候^{ごう}。又^{また}上^{かみ}より被^{おほ}二^{せい}仰^い出^だ、去^き々^々年^{ねん}の通^{とほり}の御^ご請^け有^あ之^の候^{ごう}へば、其^{その}上^{うへ}には難^あ被^{おほ}遊^{あそ}事^{こと}に可^ま有^あレ之^のと存^{ぞん}候^{ごう}。甲^か斐^ひ守^{しゅ} (吉^{きち}里^り) 方^{かた}より老^{らう}中^{ちゆう}へ願^{ねが}書^{しよ}差^さ出^だ可^ま然^{ぜん}存^{ぞん}候^{ごう}。今^{いま}程^{ほど}は何^{なに}事^{こと}も達^{たつ}御^ご聞^ん候^{ごう}。願^{ねが}書^{しよ}出^だ候^{ごう}儀^ぎを、沙^さ汰^たなしには罷^ま成^{じやう}申^ま間^ま敷^し候^{ごう}。伺^{かた}出^だ可^ま申^まと存^{ぞん}候^{ごう}。左^さ候^{ごう}は拙^{せつ}者^{しや} (詮^{せん}房^{ぼう}) 儀^ぎ、得^えと致^ち合^あ點^{てん}罷^ま在^{ざい}候^{ごう}。尤^{もつと}上^{かみ} (家^か宣^{せん}) にて得^えと御^ご合^あ點^{てん}之^の儀^ぎに候^{ごう}へば、何^{なに}卒^{そつ}首^{しゆ}尾^び能^{のう}様^{やう}可^ま致^ち了^{りやう}簡^{けん}之^の由^{よし}被^{おほ}申^ま候^{ごう}に付^{つき}、左^さ候^{ごう}は甲^か斐^ひ守^{しゅ}參^{さん}府^ふ之^の節^{せつ}、願^{ねが}書^{しよ}出^だ可^ま申^ま候^{ごう}。毛^{もう}頭^{とう}名^な聞^んに願^{ねが}候^{ごう}。心^{しん}底^{てい}にては無^なレ之^の候^{ごう}。甲^か斐^ひ守^{しゅ}高^{かう}隱^{いん}し候^{ごう}へば、日^に本^{ほん}國^{こく}々^々高^{かう}分^{ぶん}限^{げん}帳^{ちやう}高^{かう}減^{げん}じ申^ま候^{ごう}。左^さ候^{ごう}へば御^ご爲^ゐにも如^{ごと}何^{なに}と存^{ぞん}候^{ごう}。拙^{せつ}者^{しや} (吉^{きち}保^ぼ) 儀^ぎ隱^{いん}居^く仕^し候^{ごう}ても、御^ご爲^ゐ惡^{あく}敷^し儀^ぎ、御^ご作^さ法^{ぽう}に障^{さは}り候^{ごう}儀^ぎを、願^{ねが}上^{じやう}申^ま所^{しよ}存^{ぞん}、努^ゆ々^々無^なレ之^の候^{ごう}。(同^{どう}上^{じやう}) 是^これ柳^{やなぎ}澤^{さわ}吉^{きち}保^ぼと、間^ま部^ぶ詮^{せん}房^{ぼう}との應^{おう}對^{たい}をば、吉^{きち}保^ぼが自^{みづか}ら記^しして、其^{その}重^{じゆう}臣^{しん}藪^{やぶ}田^だ重^{じゆう}守^{しゅ}に示^{しめ}したるもの。如^{ごと}何^{なに}に吉^{きち}保^ぼが死^しに抵^{たい}る迄^{まで}、高^{たか}上^{かみ}げ運^{うん}動^{どう}に盡^{じん}瘁^{すい}したかは、此^こにて判^わ知^ちる。然^{しか}も彼^{かれ}は其^{その}目^め的^{てき}を、達^{たつ}し得^えなかつたのみならず。吉^{きち}里^りは、享^{きやう}保^ぼ

否柳澤氣
分の旺盛

九年三月十一日、八代將軍吉宗の時に於て、大和國郡山に所替を命せられ、領知改替十五萬千二百八十八石と申し渡された。斯くて高上げ運動も、全く水泡に歸した。併し其の失敗の事情を察すれば、亦以て如何に否柳澤氣分が、綱吉の末期から旺盛であつたか、思ひやらるゝ。

【八九】 吉保、家宣及び詮房

吉保の家
宣奉仕

綱吉生前、柳澤が如何に手厚く家宣に奉仕したるかは、彼が家宣を其邸に迎へて、饗應したる一事に徴しても知る可しだ。「寶永年中御成六度」と云へば、其の初度の御成が、寶永三年二月十一日にして、寶永六年正月迄の三箇年間であれば、一年兩度の割合となる。其の尋常一様の事ではなかつたことは、言ふ迄もあるまい。乃ち家宣の御成も、綱吉の御成同様、柳澤家年中行事の一とな

家宣御成
を待つ

つたこと、以て知る可しだ。

此春おはしますべき御氣色給はらせ給うて、其御まうけどもひまなし。去年より御氣色ありて度々のたまするを、『さし待ち奉らんは、げにいとかしこく侍るべけれど、年頃大かたの身のほど、物やみがちに、よろづおろそかになんなりて。すくよかにかげはしりて仕うまつらん事も侍れば、いとかたくなん侍るべき。さるは中々おろそかなりと、御覽じられ奉らん事も、いとかしこく恐れ入てなん。』など申奉り給へど、せめてをかしと思しめしおきて、仰事給ひ、かつはかたじけなき面目の程なほざりならねば、しひてもすまひ奉らせ給はず、かくて待ち奉らせ給ふなりけり。すべての事、御所(綱吉)のにかはらず、猶はじめてのたびとて、めづらかなる様を加へ給へり。おまし所もこの御料に、こたび造りそへさせ給へり。(松蔭日記)

綱吉以上
に家宣を
待つ

此にて如何に吉保が、綱吉同様と云はんよりも、より以上に家宣を待ったかど判知る。彼は豫定の献上物以外に、苟も家宣の目にとまりたる品は、其の何

献上物の
豊富

物によらず之を献納した。實は献納せん爲めに、飾り附たかも知れぬ。

こなたにて、皆さるべきさまに品わかちて、調して物し給ふ。いといたう、さよらを好ませ給へなど、見しり聞給へれば、とりわきまめやかに御心をへておほせつれば、ことわりにいみじ。殿々にかざり給へる御調度も、をかすと御目とせめ給へる物は、やがて奉らせ給ふ。なにもく、いへば、世の常なれば、くはしうはきこえにく、なん。…今日はじめて、かく渡らせ給ふに、すべていと御氣色のよかりつるを、うれしううかひありと、皆よろこび給ふ。(同上)

亦た閨門
の運動を
努む

彼は表向きに、家宣の意を奉承するのみでなく、其の閨門の運動も、油断は無かつた。それには正親町實豊の庶女、彼の妾町子、即ち松蔭日記著者が、適恰の役者であつた。

- 一 七月十八日(寶永五年)西の丸女臣すめの方、懐胎なるによりて、御臺様より(命令によりて)安通が實母(町子)の纈帯進上、此たびはじめて也。御臺様よ

町子の綱
帶獻納

吉保の間
捕房生

詮房の田
身

り女臣の文にて、安通が實母は、御從妹の由緒事なれども、今迄は控へ給ひて御通路をなし給はず、此度目出度折からなれば、拜受物を仰付らるといふ事を傳ふ。是より後御通路絶えず。(樂只堂年録)

お壽免の方は、家宣の第二の御部屋だ。櫛高内大臣隆賀の養女にして、實は園池左中將季豊の女だ。彼女は町子と從姉妹の由縁があつた。而して此の先例の爲めに、町子は又た、家宣第三の部屋お喜世の方、即ち勝田氏の懐胎の時にも、亦た纈帯を献納した。勝田氏の所生は、鍋松殿にて、七代將軍家繼だ。彼は實に寶永六年七月三日、誕生した。

此の如く表からも、裏からも、吉保は手を盡して、家宣との關係を圓滑にし、且つ緊密にした。而して更らに吉保の一大成功と云ふ可きは、蚤に間部詮房を見抜きて、之を生捕りたることだ。

間部の家宣に於ける、猶ほ吉保の綱吉に於けるが如し。彼は本來能樂師出身であつた。

詮房の立
負吉保に

弱冠の頃より文昭院殿の御近習に召しつかはれて、間部右京と稱し、又宮内といふ。後には御用人となり、寶永元年西城に扈從し、やがて從五位下の越前守に任じ、御書院番頭の座並に准せられ。かくて三年の正月御側衆となり、采地まし加へられ、三年四月所領あまたそへ賜はりて、萬石となり、あまつさへ少老の座並に准せられたり。その冬、從下の四位にのぼり、宿老の座並に准せられしといふ。(續藩翰譜)

唯だ此の乾燥なる記事にて、如何に詮房が、吉保に負ふ所の、多大であつたかを知る可しだ。

詮房が一萬石の大名となりたるも、若年寄並となりたるも、從四位下に叙したるも、老中並となりたるも、必ずしも悉くと云はぬ迄も、尤も多く吉保に負ふ所あつたことは、言ふを俟たぬ。されば詮房は、家宣繼統の後に於ても、到底吉保を袖にすることは、不可能であつた。

【九〇】 綱吉死後の吉保 (一)

綱吉逝去

事變は吉保の豫期通りに來た。或は豫期に先つて來たとも云ひ得らる、。綱吉は寶永六年正月十日に逝いた。綱吉は六十四歳、吉保は五十二歳だ。若し家光と、堀田正盛との關係其儘とすれば、吉保は追腹を切りても、猶ほ足らぬ程だ。併し仕合せにも、殉死は、幕府の大禁となつた。綱吉死去の模様は、他の機會に譲りて、今茲には吉保が、如何なる態度を取つたかを語るであらう。

吉保の態度一變

吉保は實に機を見るに敏であつた。彼の政治的生活は、綱吉と與に終を告げたとを觀念した。彼は此上は未だ得ざるものを得るよりも、已に得たるものを、守りて失はざらんとを努めた。されば願に其の態度を一變して、自から閑却せられた。即ち他より閑却せらる、以前に於て。

自ら閑却せらる

一 十四日(寶永六年正月)一昨十二日、尊骸(綱吉の遺骸)之御供之儀、美濃守(柳澤吉保)殿迄願之、爲伺護持院より月輪被遣。美濃殿返答に此度之儀、

隆光亦同様の態度

我等曾而構不申候。大久保加賀守(忠増)殿被承候間、加賀殿え願可申之旨申來。依之月輪院當寺參。今日諸旗元西之丸。慈出仕。今日駄都法結願、今夜水天供結願之筈也。(隆光僧正日記)

世局既に一變

護持院隆光も、柳澤同様退守の謀をなし、既に護持院を退き、成滿院住持となつた。然も彼は其の進退の際に於て、柳澤程には、其の舉動が鮮かでないかつた。併し彼も亦た大和に退去して、無事に天年を全うした。

柳澤對家宣の記録

惟ふに綱吉の葬儀は、一大事である。而して吉保は無二の出頭人にして、且つ無二の寵臣であつた。然るに此の葬儀に就て、「我等曾而構不申」とは、何たる冷淡の文句ぞ。然も世局は既に一變した。天下は既に柳澤の天下ではなかつた。機敏なる柳澤は、直ちに之を看取して、それに順應した。

第一樂只
堂年錄

對照比較する必要を感じる。

同日（寶永六年正月）御不例俄に重らせ給ひて、五時に薨去なる。

一 御本丸え大納言様（家宣）入らせ給ひて、暫くありて御座間出御なる時に、吉保が身分の事に付て、申上し事あり。

一 同十一日、西の丸にて例の如く、御休息の間へ参りぬれば、御側近く召させられ、昨日吉保申上し事に付て、段々御懇の上意あり、至極したる上意なれば、忝く畏りぬるよしの御請を申上ぐ。（樂只堂年錄）

吉保身分
申上

彼と家宣との問答は、何れも別記にありとのことにて、其の詳なるを知らざるが、然も其の約略は、之を推察するに難くない。即ち其の結論として見る可

其問答の
約略

きは、
同廿八日（五月）朝四時に西の丸へ参る。表の御禮はて、入御なりし後、吉保が居たる所へ間部越前守詮房來りて、將軍宣下なりし後、段々御規式すみたる事共物話し、吉保が内々願置たる隠居の事を、吉日にと思召され、來

實は隠居
願ひ

月三日に仰出さる可しと思食さる。されども精進日にはなしや、今日承りたる上にて、御定遊さるべき由を申さる。吉保が心底にも、二日は吉日ならねば、三日に仰出しある様に致度と存じ居たるに、厚き思食の程有がたき由を述ぶ。越前守詮房又曰く、さあらば左右はいたすまじ、三日の四時頃にまいらるべし。吉里、安通、時睦へは老中より傳へらる可しとあり。

夫より御前に召させられ、例の如く段々御懇の上意ありて、宿所にて皆々恙なきやと御尋遊ばさる。……來月三日の事の御禮を申上ぐ。吉保隠居致度と願ひ奉る事、本意ならざる由を申上ぬれば、吉保が心底を御推察遊ばしぬ。常憲院様の御代にも、病身なる故に、諸事御免ありて御用をも勤めざる事、細かに知らせ給ひたるなれば、此節奉公の事を願ふべき様もなし。又常憲院様の思食の程を、とくに知らせ給ひたる事なれば、奉公らしき事を仰付らるべき様もなし。是によりて願の如くに仰付らるべし。隠居して後心儘に致し、一年も長生きする様にと、思食さるゝなど、段々御懇の上意あ

双方十分の諒解

此れにて如何に吉保と、家宣との間に、互に十分の諒解があつたか、判知る。家宣も奉公を強ひず、吉保も奉公を求めず、兩者の間、如何にも圓滑に相運んだ。

り。〔樂只堂年録〕

〔九二〕 綱吉死後の吉保 (二)

藪田重守の記載

家宣の政務總支配の囑託を附

更らに吉保の重臣、藪田重守の記載したる所によれば、常憲院様御他界の砌、文昭院様(家宣)御前へ、永慶寺様(吉保)被爲召、御手を被爲取、御意被遊候は、其方儀只今迄之通、政務御頼被成度由、上意御座候に付、奉畏候。併病身罷成候へば、中々御請は得不申上候由、被仰上候へば、老中は有之事に候へども、御一分儀、

天下之政務無一不覽東一被爲思召候。問部越前守も、曾而不案内に候へば、旁以御願被成度由上意に付、難有御思召奉存候。併私儀、御先君様被仰付置候趣も御座候へば、兎角隠居奉願候。覺悟に罷在候。右之次第御請不申上、迷惑至極奉存候。由被仰上候へば、御先君様蒙仰罷在候事に候は、是非とは得不被遊御意候。御請不申上候段、尤と被爲思召候由上意之上、甲斐守(吉里)刑部(安通後に經隆)式部(信豊後に時睦)事、少も御疎意不被爲思召候旨、上意御座候由。(源公實錄)

樂只堂年録と撞着

果して此の通りであれば、家宣は柳澤に向つて、綱吉時代同様、吉保に政務總支配人格を依頼したが、吉保の固辭したるが爲めに、其願ひを允されたと云ふことになる。併し吉保が、樂只堂年録に記したる如く、「常憲院様の御代にも、病身なる故に、諸事御免ありて、御用をも勤めざる事、細かに知らせ給ひたれば、此節奉公の事を願ふべき様もなし。又常憲院様の思食の程を、とくに知ら

せ給ひたる事なれば、奉公らしき事を仰付らるべき様もなし。」との文句が、全く事實とすれば、何となく撞着する所ある様に思はる。更らに松蔭日記を見れば、左の如くある。

松蔭日記

西の御所(西の丸)に參らせ給へれば、御やすみ所におはしますほどなり。近く召して又かと濃やかに宣はす。「さきにも聞きつる如く、今はかくてひたみちに入道せんと聞ゆるなん、いと理りある事なれど、さきの御世、さまとに物しつるうへ、我がかたにも心ことなりつるいさをしをなん、忘るゝ世なければ、いでものあたり、若き殿原などの事、此身のあらん程は、露ばかりもおろそかに思ふ心あるまじきなり。年月おほやけさまにおもくならびて、又たぐふべきもあらねば、今のの上にてはかならずまづ後見などやうに、人も思ふべき程なれば、かのおはしまさぬ世に、いみじう一筋にしたひ聞ゆるもさる事なれど、今かゝるべきと、夢にだにしり聞えは、月ごろさやうの方におもむけ申奉らんにも、いかゝはわれにうしろめたく、あるまじき事とは、

家宣吉保の入道を許さず

世の聞えもあり

なきみかけまでも、思す心あらんや。か、れば今かく髪などおろして物せられんにも、おのづから我がかたに、いささかもよからぬふしありてやなど、大方世のさがなきにも、まづとりいで、そしり聞えん事ぞかし。かつは此後なほさるべき事は、問ひ聞きはからんにも、いとさはるべきになん。いかにもして此事先づ思ひ止めて、よしさは出仕ふる程こそあらずとも、今しばし待聞えてこそ。』など宣ふも御涙のひまなく流るゝは、御心の程いとせちに、且つはいとかしこくおぼえて、まづ泣かれ給ふ。『今はかくと思ひたづぬるも、さもあれ、まことの心ざしだに、したひ聞ゆる事かはらずば、何かはさまかへて物せんに、かはる事あるまじきを。』など、繰り返しいとこまやかにおほせつゝ給ふ程、さき、奉り給へる御心の内、また今一きはながしそへ給へり。『うけ給はりぬ、今しも御惠のかけにかくれ奉りて、何かは御言葉に背き奉るべき。』ともかくも先御はからひに任せ奉りてなん。されど仰事の如く、ひたすらにすゝみ侍る方の、なほいとあらためがたうなん侍れば、か

吉保御請

公式の勅
免除

やうに参りて御氣色見奉らんにも、皆おのれ今は、さまかへたるものと思しめせ。さがりがたからん事にてめしあらば、速かに参りて、うけ給はり侍るべけれど、大方おほやけしき方のつとめは、猶なむゆるされをかうぶり侍らんとぞ、殊更に御うつくしみ重き事と思ひ奉るべき。』など申奉り給ふ。おまへ今ぞ御氣色よくおほして、「此事いかゞなど心苦しう思ひつるを、おしてうけられたるなん、いと嬉しき心地すれ。』などのたまはするも、御泪はおちぬ。越前守詮房の君など御まへに侍りて、いとかなしうことわりに聞奉る。やがて執政の人々もうけ給はりぬ、とりぐことわりの思ひきこえさすべし。こなたはいとかたじけなきにも、悲しさも取添へて、涙にくれてまかんで給ふ。』
ふ。〔松蔭日記〕

最も事實
に庶幾き

恐らくは此れが最も事實に庶幾き記事であらう。吉保は追腹こそ切らね、少くとも入道はせねばならぬ義理である。然も新將軍たる可き家宣は之を止めた。そは従來吉保の我に對する好意と、勳勞とは、深く諒とする所だ。今後は更らには、
に大事に就て、諮問の必要もある可し。今更ら入道せんには、何ぞ我に對して不首尾の事ある如く、世間は痛くもなき腹を探る可しとの意味合だ。果して此の問答は、八百長であつた乎、將た眞面目であつた乎、何れにしても吉保は、入道を願ひ出で、家宣は之を許さなかつた。されば吉保が編纂したる憲廟實錄には、

所謂る全
俸休職

十八日（寶永六年正月）御小姓長澤壹岐守資親……落髮す。吉保、輝貞は、嗣君の御許容なきゆへ落髮する事を得ず。吉保俸祿元の如しと雖も、但服半袴に止まりて、規式の席に列せず。

家宣吉保
に政務一
任の意な

とある。即ち吉保は、全俸休職となつた譯だ。
家宣が吉保に、政務を一任するの意志なかつた事は、勿論だ。家宣の侍講であつた新井白石の如きは、此の代換りを、千載の一時と心得て、弊政大改革を目論見てゐた。固より綱吉時代の弊政を延長するが如きは、思ひも寄らぬ事だ。されば前に掲げたる、數田重守の記事の如きは、或はお世辭的に、家宣が手輕

吉保に語りたる乎、將た吉保が自から勿體振りて、其の臣下に、斯るお世辭話を一必ずしも捏造とは云はぬが、聊か誇張的に傳へた乎。何れにせよ落髮は止めたが、決して政權返上は止めなかつた。その止めなかつたことは、樂只堂年録を見ても、松蔭日記を見ても分明だ。而して常識から考へても、當然斯くある可き筈だ。此の如くして吉保は、身と家とを全うして、綱吉の後迄、其の富貴を享け、且つ樂んだ。

當然斯く
あるべき
筈

吉保隠居

保山入道

倭にして
亦謹慎

寶永三年七月二十九日に甲府に於て私に金貨を造ることを許され、九月四日に打物もたすことをゆるし、此日隠居して保山入道と號し、此後も時々之恩遇在職の時に異ならず、歳毎の正月七日には羽織着して登營し、大奥までもまかりて御臺所を拜すること年々かはらず。正徳四年十一月二日卒、年五十七。此人の一代、殊に恩寵を蒙りて身の榮耀を極めしことは、徳川氏勳舊前後諸臣のなき所にして、威福を弄し奢侈に耽りしこと亦世の類ひなき所なり。但し性質倭才ありて能く迎合に巧みに、陽に忠實を以て君の信を得、希代の寵遇を蒙りしは偏に便嬖の致す所なり。されど性亦謹慎にして敢て忠告を肆まゝにするの心あるに非ず、是其始終君寵を失はざりし所以なるべし。

〔徳川十五代史〕

第十八章 綱吉の最期

【九二】 綱吉の晩年

吉保は綱吉の悪政助成者

吉保の諱

綱吉の晩年を語らんに、所謂の歡樂極まりて哀情多かつた。貞享元年八月、大老堀田正俊の横死以來は、綱吉自から自己の宰相であつた。而して其意を奉承するには、御側御用人牧野成貞あり、聽て柳澤吉保あり、而して天下の權力は、綱吉を透して、殆んど一個の柳澤に集中した。吾人は柳澤が、綱吉の悪政の發企者とは云はぬ、然も彼は實に無上の助長者であつた。彼は如何なる程度に於て、自個の所信を披瀝した乎。

唐土にても諫て死、又は其國去る例も有由申候。我等事、御上之御機嫌を見合、幾度も御袖にすがり御諫申上候。先年牧野備後守殿は二度御諫申上、御用ひ不被成候へば、其上は善惡共に御上と一體と被申候。諸家にて家

老共左様にて家潰れ申事。權現様以來、其類多し、幾度も諫可申事に候。〔源公實録〕

果して事

生類憐愍の諫言

此れは寶永六年八月、吉保が其の重臣共に向つて、其子甲斐守吉里に諫言せよと、申し聞せたる書付の一節だ。此れにて見れば、如何にも柳澤は、綱吉に諫言し、たらしく見える。併し此れは其の臣下に、諫言を勧誘する爲めの文書なれば、浮かと思ふ可き筋ではあるまい。尙ほ左の一節を見よ。

永慶寺様（吉保）御意に、御上（綱吉）殊の外御廉直に被爲成三御座候故、人少違ひ申事有之候ても、御心に引くらへ御咎強く被成二御座候。生類の儀など急度被二仰出候。夫を背候へば、重き事輕き事に限らず、上意を背く心は同じ事にて候故、上意を背く面々を、御仕置等に被二仰付候にも有之候。生類を人に御替被遊候様取沙汰申候へども、夫はいかい心得違に候由、御意被成候。總ての儀御機嫌の節、御伺被成候而、被二仰上候は、天下之人は、皆御上の御人にて御座候。御家臣國持之面々を初、

多少の諫
言はあら

くば迎多
されど多

輕きもの迄、從二權現様一御代々御譲り御請被_レ爲_レ遊_レ候。此段は不及_二申上_一儀御座_レ候。左御座候へば、御家臣たりとて、御心次第に計_レ御扇子御扇紙などの様に、被_レ爲_二思召上_一候。而は、如何可有_二御座_一候。や。御作法御仕置等相背申_レ者は、何分に被_二仰付_一候。ても、乍_レ憚_レ御尤_レ至極_レ奉_レ存_レ候。乍_レ然_レ御慈悲は上よりと申事も御座_レ候。此所を乍_レ憚_レ御考_レ被_レ遊_レ候。様、奉_レ願_レ候。段、幾度も被_二仰上_一候。に付、近年總而表向_レ御側向_レ御用捨多く御座_レ候。由、御内々密に御意被_レ成_レ候。〔同上〕

此れは柳澤か昵近者に對しての、内證_レ話であるから、固より割引_レの必要がある。併し實際多少は、綱吉を諫めたことあるであらう。されど大體に於て、綱吉は發意_レ者で、吉保は助成者であつた。而して其の助成者たる吉保の心意が、幾許の程度迄に、綱吉の心意に乗り移つた乎は、最も興味ある問題だ。柳澤は固より常識具足の漢であつた。世間の甜さも酸さも、能く知り抜いた漢であつた。されば綱吉の仕打の、彼の目に餘る事の多かつたことは、言ふ迄も

自ら欺き
迎合の一
例

綱吉の吉
保の愛は
一種の謎

ない。然も彼は小事に於ては、特に自己の利害と一致する場合には、或は諛言も上り、或は匡救もしたであらうが、其他は殆んど迎合専門であつた。彼が如何に自ら欺いて迎合した乎は、其代_レりの當初に於て、又大赦可_レ被_レ行_レ由上意有_レ之、此儀御意第一の儀奉_レ存_レ候。由被_二仰上_一候へば、金銀普の通に吹替可_レ被_二仰出_一旨、是_レ「上意」に付、御尤_レ奉_レ存_レ候。彌_レ吹替被_二仰出_一可_レ然_レ奉_レ存_レ候。金銀先年より位惡敷罷成_レ候。次第、悉被_二仰上_一候。由。〔柳澤家秘藏實錄〕

若し大赦の必要あらば、何故に綱吉の時代に、斯く進言しなかつた乎。若し貨幣復舊の必要あらば、何故に綱吉に向つて、斯く進言せざりし乎。新主人に向つて舊主人の悪口ではないが、惡政の顛末を語るなどは、他人は兎も角、柳澤としては、餘りに不親切だ。

綱吉は一種の精神病者であつた。〔參照 醫學博士入澤達吉氏著、徳川綱吉の精神狀態に就て〕彼は男色を愛し、生物を愛し、特に犬を愛したが、それ以上に柳澤を愛した。

吉保の催
眼術

彼が柳澤を愛したことは、實に一種の謎だ。彼は吉里を掣とせざりしことが、一生の分別違ひであると、吉保に語つた。彼は葵紋迄も吉保に許さんとしたが、會津保科家以外に、其例なき爲め、餘儀なく思ひ止まつた。而して兩者共に悔謝の内意を、吉保に傳へた。「源公實錄」されば百萬石の御黒印陰謀沙汰を、世間で事實らしく取り囃したのも、決して不思議はない。事實を云へば、綱吉の晩年は、全く柳澤に催眠術を掛られてゐた。云はゞ柳澤の魂が、綱吉に乗り移つてゐた。柳澤にして今少しく悪黨であつたならば、或はより以上の狂言が出来たかも知れぬ。されど彼は何處迄も、常識具足の漢であつた。されば決して分外の大野心は、出来せしめなかつた。

【九三】 天災地妖交々、臻る

元祿十六
年の地震

綱吉の晩年は、特に異常の天災があつた。其の一は、元祿十六年十一月廿二日から、十二月三十日にかけての關東、東海、南海の地震、海嘯であつた。十一月廿二日。宵より震強く、夜八時地鳴る事、雷の如し。大地震、戸障子たふれ、家は小船の大浪に動くが如く、地二三寸より、所によりて五六尺割れ、砂をもみ上、或は水を吹出したる所もあり。石垣壞れ家藏潰れ、穴藏揺あげ、死人夥しく、泣さけぶ聲街に囂し。又所々毀たる家より失火あり。八時過津浪ありて、房總人馬多く死す。内川一ばい差引四度あり。此時より數度地震あり。相州小田原は分て夥しく、死亡の者凡二千三百人、小田原より品川迄一萬五千人、房州十萬、江戸三萬七千餘人。内二十九日火災の時兩國橋にて、死せるもの千七百三十九人といへり。なりし由ものに誌し、卅三間堂覆る。廿四日夜より雨ふり、明方に及てゆり止む。其後十二月まで震ふ事しばしばなり。(武江年表)

尚ほ此の地震に就ては、新井白石は左の如く記してゐる。

我はじめ湯島に住みし比、癸未の年（元祿十六年）十一月廿二日の夜半過るほどに、地おびたしく震ひ、始て目さめぬれば、腰の物どもとりて起出るに、こゝかしこの戸障子みな倒れぬ。妻子共の臥したる所にゆきて見るに、皆々起出たり。屋の後のかたは、高き岸の下に近ければ、皆々引くして東の大庭に出づ。地裂る事もこそあれとて、たふれし戸ども出しならべて、其上に居らしめ……家は小船の大き浪に、うごく如く……神田橋のこなたに至りぬれば、地またおびたしく震ふ。多くの箸を折ることく、また蚊のあつまり、なくごとくなる音の聞ゆるは、家々のたふれて、人の叫ぶ聲なるべし。石垣の石走り土崩れ、塵起りて空を蔽ふ……やがて日比谷の門に至るに、番屋たふれ壓されて死するもの、苦しげなる聲すなり。（折焚柴の記）

此時の災害の尋常でなかつたこと、以て知る可し。されど寶永四年の災害に至りては、更らに甚だしきものがあつた。

十一月廿三日（寶永四年）午後参るべき山を仰下さる。よべ地震ひ、此日午の時、

雷の聲す。家を出るに及びて、雪の降り下るが如くなるを見るに、白灰の下れるなり。西南の方を望むに、黒き雲の起りて、雷の光りしきりにす。西城（家宣の居所）に参り著さしに及びては、白灰地を埋みて、草木もまた皆白くなりぬ。此日に大城に参らせ給ひ、未の半に還らせ給ひ。此日吉保朝臣の男二人叙爵の事ありし故なり。やがて御前に参るに、天甚だ暗かりければ、燭を擧て講に侍る。戌の時ばかりに、灰下る事はやみにしかど、或は地鳴り、或は地震ふ事は絶ず。廿五日に、また天暗くして、雷の震することくなる聲し、夜に入りぬれば、灰また下る事甚し。此日富士山に火出で、焼ぬるによれりといふ事は聞えたり。これより後、黒灰下る事やまずして、十二月の初に及び、九日の夜に至て雪降りぬ。此ほど世の人咳嗽をうれはずといふものあらず。

かくて年明ぬれば、戊子（寶永五年）正月元日、大雨よのつねならず。閏正月七日、去年富士山のやけしによりて、ほとりの國々の地、埋みし灰砂を除

世人是將
將軍勢を
天譴と政
見做す

軍倍す將
しかも將
め倍す改

武相駿三州の地のため也。百石の地に、黄金三兩を献ずべしと也。同廿一日、當十の大錢鑄らる、事を仰下さる。三月の比に至つて、地上白毛を生ずる所ありと聞えしが、幾許程なくして、我宅地にも此怪ある事を見たりき。此餘、天變地妖の事どもやむ時なくして、此年も暮しかど、まのあたり見しにもあらぬ事共は、ここにはしるさず。(同上)

斯る自然力の災禍は、當時尤も迷信多かりし人心に、必ず多大の影響を與へたるに相違あるまい。聰明なる新井白石にして、尙ほ上記の如き文句を、綴りたるを見れば、世間では此の自然的災害を以て、天が將軍綱吉の弊政を彈劾したるものと見做したるは、決して疑ふ可き餘地がない。然も綱吉には、此の天譴に對して、毫も其の弊政を、釐革する態度が見えなかつた。否な彌よ倍す徹底的に之を遂行する趣があつた。

六月の半に至りて、我家のほとりの町々を、他所に引うつされ 飯田町也。また多くの人々の宅地かしここにうつさるべしなど聞。これは城北に御所を

大錢通用
狀の備用
促設

世舉つて
綱吉を呪

作られしによれりといふ。八月の半には、馬の毛きる事を禁せらる、由を承りぬ。これより後は、人々の引せしも、乗りしも、皆野にある馬を見るが如くになりぬ。九月の末つかたには、かさねて大錢通用の事仰下され、十月に至りて、畜類の事どもあはれむべきよし、三條の制を出さる。かゝるのちは、馬にのるべき程の人々、馬引せしのみにて、乗る事もならず。又商人共の大錢通じ行ふ事を難ずる由聞えて、富めるも、貧しきも、老若男女一人ものこらず、大錢用ふべき由の證狀を參らすべきとして、日々に其催促あるなどいふ程に、年もくれて、明れば己丑(寶永六年)の正月元日には、去年よりの御不豫の事によりて、儲副(家宣)拜賀を請させ給ひたりき。七日には身病する事ありし程に、出仕にも及ばで家に籠りおしに、十日の晝過る比より、何となく人のゆきかふあしのをとのはやさが、心得ぬ事に思ひしに、日暮る、程に、大喪の御事つげ來りしこそ、誠に肝つふる、事にてありつれ。(同上)

之を一讀すれば、綱吉の晩年は、全く庶民生を聊んせざりし情態か、あり、

と眼前がんぜんに髣髴はうふつたるものがある。如何いかに當時たうじの世よの中なかが、綱吉つなよしを呪詛じゆそしてゐたか
は、言いふ迄までもない。彼の死かれしは、實じつに當時たうじの社會しやくわいに取りては、天來てんらいの福音ふくいんであつた。

富士山燒砂降狂歌

八景

曉上夜砂

更過る夜半に音なく降すなほ

月にあかれぬそでにこそあれ

東南曇月

まだすまぬ空すさまじくさよ更て

夕影みえず雲になりゆく

遠里晚響

くれかゝる空よりひやくめいどうに

用なき人も道いそぐなり

遠浦異變

きゝ傳ふ西のつなみにおどろいて

暫時動亂

ゆらざるさきにさばく江戸人

松たかき空よりうへの不二もえて

破損百姓

砂の色はかばきもはてず猶ふりて

いづくもつぶすのうみんの庵

諸士虚説

言の葉にかゝるやどりも隙の身は

たゞしき沙汰も跡かたもなし

平地落岩

間もなく降來る砂にさそはれて

行衛たへにし石をつるなり

○

金ならば幾度袖をばらはまし

砂のふ々きのしかも山ほど

上づりに下のかれたる世の中は

ふじにやいとを駿河尤

天よりはすなほにふれとふらせども

人はよごれてどろほうとなる

千早ふる神代もきかず江戸中に

目から鼻から砂くゞるとは

あしたかのふじの三里に灸すへて

きを引さげてなほすなりけり

一、十一月頃は世間夥敷風氣時花、人毎に咳申候。依之狂歌有。

これやこの行も歸るも風ひきて

知るもしらぬも大かたは咳

いしや衆のはいどく散ははかるとも

世にこの度の咳はゆるさじ

【九四】 綱吉の病氣

綱吉最終
臨遊

綱吉の死は、外間には全く意外であつた。彼は寶永五年十月五日、第五十八回
目の臨遊を、柳澤邸に向つて試みた。神も人も此れが最終である可しとは、氣
づくものは無かつた。

例の如く
講釋

綱吉は例によりて例の如く、講釋をした。そは中庸であつた。次に吉里は論
語を講じ、安通、時陸(初め信豊と稱す)は中庸を素讀した。斯くて柳澤の家臣十六
人は、太極の義を問うた。家臣の一人荻生惣右衛門(徂徠)は之に答へた。斯く
て綱吉自から孟子の枉尺直尋と、好貨好色の章を難問し、荻生又たそれを解答
した。次に綱吉自から大學章句の序を、誦講した。彼の得意想ふ可しだ。

例の如く
能樂

而して又た例の如く能樂があつた。吉保、家族、家臣、何れも布帛采綴の賜物
あり、特に荻生惣右衛門は、御議論の御相手を仕つたと云ふ意味合にて、三
所物印籠を賜はつた。此れは綱吉六十三歳、吉保五十一歳の時だ。

公辨親王
本邸に臨

十月十三日、大樹枉駕于本院。此月兩大師遷座于本院。大樹以下可有參拜。

之由、兼日命ニ執權等、令レ經ニ營御拜所。此日有ニ參拜。奉レ藏ニ白銀百枚於寶前。參拜之間、准后著座、先レ是、枉駕之翌日、爲ニ謝禮。有ニ登城。去年親王蒙ニ准后宣下、今度大樹辭。故無ニ登城之儀。今日依ニ大樹被ニ拜ニ大師眞影、命爲ニ法施、讀ニ誦普品門三十三卷。〔大明院宮御年譜〕

右譯文

十月十三日、大樹駕を本院に枉ぐ。此月兩大師本院に遷座す。大樹參拜あるべきの由を以て、兼日執權等に命じ、御拜所を經營せしむ。此日參拜あり。參拜の間、准后著座、是よりさき、枉駕の翌日、謝禮の爲め登城あり。去年親王准后宣下を蒙り、今度大樹辭す。故に登城の儀なし。今日大樹大師の眞影を拜せらるゝに依り、命じて法施の爲、普門品三十三卷を讀誦せしむ。

公辨親王
と綱吉吉保との關係

公辨親王は、日光門跡中、最も傑出の御方にて、後西院天皇の皇子だ。親王は才學兼備、將軍綱吉と最も良好の關係を保ち、柳澤吉保杯とも、別して親懇の

間柄に在し、上に掲げたる十月十三日、綱吉の上野の大帥眞影參拜の節も、

大樹令ニ美濃守吉保、尋ニ問今日被ニ拜眞影筆者。因記ニ阿闍梨公尋禪名、與ニ吉保。〔同上〕

右譯文

大樹美濃守吉保をして、今日拜せらるゝ眞影の筆者を尋問せしむ。因て阿闍梨公尋の禪名を記し、吉保に與ふ。

綱吉尙改めす

とある程であつた。乃ち綱吉が吉保をして、元祿十一年上野中堂を經始せしめたのも、此の公辨親王と、兩人との間に、如何に親密の關係があつたか、判知る。綱吉は相振らず、生類憐愍の法令を、徹底的に履行す可く下した。而して十一月十六日には、其の養女松姫を、賀州侯の世子前田吉徳に嫁せしむる旨を公表し、同十八日には、それを實行した。吉徳は、綱紀即ち松雲公の嗣子だ。當時天災地妖は、續發した。然も綱吉の一身は、何等の異狀もなかつた。然る

綱吉病む

寶永五年十二月廿八日には、

聊か御惱みまし、表に出でまさず。朝會の輩、老臣に謁して退く。(年錄)

とある。當時何人も此れが綱吉の最後であらうとは、氣付くものは無かつた。

朝會に出

寶永六年の正月には、朝會に臨み給はず、大納言(家宣)殿のみ臨御あり。三家より使もて、大納言殿麻疹御平愈、初て表に出給ひしを賀せらる。(日記)

綱吉麻疹

三日。この日、御所(綱吉)舊臘より麻疹をなやませ給へども、御輕病の旨、執政の輩、群臣に傳ふ。(日記)

綱吉容態

とあれば、何人も此を大病として、心配するものは無かつた。尙ほ隆光僧正日記を見れば、
一 晦日(寶永五年)爲二歳暮之御祝儀登城、……護持院、奎頭殿被二罷出九つ

麻疹にな

時三人一同に於御休息所御目見え、御顔色、昨日よりも惡敷御見被レ成候。御様體御尋申上候處、今日者御食も粥少し被レ召上、御味噌汁は透と不レ被レ召上、御氣重に思召、御頭痛被レ遊、御咳出候。依レ之麻疹にて可レ有御座と奉レ存候。麻疹に不レ被レ爲レ成候様に、抽二丹誠一御祈禱申上候處、無二其驗一無二面目一候。此上麻疹に不レ被レ爲レ成候様に、猶可レ抽二丹誠一候之旨言上。被レ遊二御意一候は、麻疹に成候は、加持御請可レ被レ成候。護持院之修正會に而有二隙間敷之條、愚納(隆光)え可レ被レ仰下二之旨也。祝二萬歳一退出。

容態少々

而して寶永六年正月元日の一節に曰く、公方様御機嫌、昨日よりは少々御快然之由、養安院法印護持院にて密談の由。

とあり。二日には、公方様御機嫌彌御快然、麻疹には被レ爲レ成間敷候。乍去醫師衆は未レ知と被レ申之旨、松平右京(輝貞)殿より、護持院え御手紙來。

麻疹出づ

とあり。三日には、

公方様昨夜中御熱有之、至今朝一麻疹出候。其心得にて御祈禱可仕之旨、松平右京大夫殿より御手紙來。又暮時分四日四つ時、登城可仕之旨御手紙來。

加持

一 四日快晴。四つ時登城、九つ時御休息所へ罷通、明二障子一隔之、加持す。護持院同前、加持昇、御障子之内へ入、御目見、次於二御部屋一御菓子御茶被下。九つ半時退出。

一 五日。四つ時過登城、護持(院)被罷出、九つ時兩人共に、御休息所へ罷通、昨日之通御加持仕、加持以後御目見。今日は御痞被遊、御食氣無之、御向氣有之、今朝より梨子、葡萄少々被召上之旨被遊二御意。九つ半時退出。

左程重態ならず

以上所記によれば、綱吉の麻疹は、決して左程重態ではなかつた。彼は表にこそ出でされ、加持、祈禱の成満院(隆光)護持院(快意)等には、面謁を許した程であつた。されば外間にては、別段是が大故となる可く、心配する者は無かつた。

【九五】 綱吉の死去

快速恢復の模様無し

然も綱吉の病状は、必ずしも快速に恢復する模様ではなかつた。正月六日には、例の如く諸出家は、新年の賀儀の爲めに登城した。成満院隆光護持院快意は、休息所に罷り通り、加持をなし、加持の後は謁見した。

其節覺王(院)進休(巻)も一同に御目見、御肌麻疹出候様に、御見せ被成。

(隆光僧正日記)

とある。又た、

七日快晴。四つ時過登城、護持(院)被罷出、九つ時御休息所へ罷通、加持仕、次に御目見、疹かせ候様に御見せ被遊、御痞故、御食不被爲進

病勢一時
順調

候之旨御意也。(同上)

斯くて八日は、病勢全く順調に赴いた模様であつた。

八日快晴。四時登城、護持、覺王被罷出、九時前、護持、愚納御休息所へ罷通、加持仕、次護持、覺王、愚納一同に御目見え、今朝は御快、御膳被召上、味噌汁も少被召上。然共兩之御脇、御腰、御筋張被成、又御咳未止候之旨、被遊御意。美濃守殿(柳澤吉保)被申候は、明日御酒湯被爲召可然候。皆一同に日柄もよく御座候間、一段之旨言上す。(同上)

親近者多
少の鬼胎
を懐く

然も其の親近者中には、多少の鬼胎を懐いたものもあつたらしい。

御次に右京殿(松平輝貞)密に被申候は、御筋張之儀、醫師衆無心元存候間、随分御祈禱可致之旨相心得候。御滯者有之間鋪之旨返答申。又御次に美濃殿被申候は、御祈禱之内心懸之儀無之候哉。少も無之候と申、乍去少々心懸之儀有之、先右之通返答申置。依之御祈禱抽二丹、誠一定而無滯御本復可被遊也。明日者四時可罷出之旨、

酒湯及
生祝儀

右京殿被申渡。(同上)

然も九日は、愈よ快起祝の當日にて、城中の人心も、大いに賑合うた。其の模様は、左の通りだ。

九日快晴。五時半時登城、早々可罷出之旨、安藤信濃殿より途中迄兩度使來、護持被罷出。今日御酒湯御掛被遊、但笹之葉に浸し、そ、ぐ迄也。御行水にては無之。早刻兩人共御休息所へ罷通、御加持仕。次右京殿御目録持參、兩人へ給之、時服三つ、白銀百枚宛也。次御目見え御酒湯之御祝儀申上、拜領物御禮申上。今日は御筋張も和さ、御膳も進被成、御満足に思召候。然共御咳未止、御苦勞に思召之旨御意也。……今日は例年御誕生日之御祝儀有之、其土御酒湯旁、御城中賑々敷也。(同上)

大久保
一人憂
ふ朝

當日は何れも綱吉の快起を祝せぬ者とはなく、千秋萬歳の祝意を表したか。

大久保木工頭忠朝ひとり、今日間近く尊容を拜するに、ことさら御疲勞のさまにて、御顔色おとろへさせ給へり。これゆ、しき御大事あるべし。ゆめ

酒湯祝儀
田爲諸侯

ゆめ油断あるべからず、諸老臣へ内々申て退しとぞ。(文鏡秘府)
十日は、昨日綱吉が酒湯を浴したるを祝ふ可く、家門を始め、萬石以上以下の
人人、何れも登城した。

突然瘧出
相詰

一 十日四つ時登城。護持同前。昨日酒湯之御祝儀惣出仕有之、今朝五つ時過
大納言(家宣)様、俄、御本丸被_レ爲_レ入。依_レ之出仕之面々、公方様御不快之
取沙汰有、護持諺一柳土佐守殿、御様體被_レ尋_レ之。土佐守殿被_レ申候は、
今朝早天御粥二十め程被_レ召上、又五つ時御食十五分程被_レ召上、御機嫌能_レ候
處、俄、御瘧指出、即時に相詰被_レ成候。由被_レ申聞。因_レ茲安藤信濃守殿頼、
後刻右京殿(松平輝貞)迄御心得候様に申置退出。直に護持院_レ立寄、遂_ニ密
談罷歸。夜に入護持院被_レ參、明日は何方_レえも御悔に參問敷候、明後日可_レ
參之旨申合。(隆光僧正日記)

意外には
死

彼が死亡は、少くとも外間には、全く意外であつた。殊に恢起の徴として酒湯
を浴したる翌日、大名、小名その祝儀に登城の御、乍ち死去したれば、此れが
爲めに種々の評判を、世間に流布せしめたのも、決して偶然ではなかつた。併
し彼は決して他の理由で、死したのではなく、全く病の爲めに死した。但だ其
の病死が、一旦快起の上に於て出で來つたので、乃ち世人を驚かしたに過ぎな
かつた。

【九六】 綱吉は如何にして死せし乎

例歳暮の
翌日發病

綱吉の死に就ては、徳川實紀は、左の如く記してゐる。
先去臘廿五日(寶永五年十二月)は、例歳暮の祝として、成滿、護持、護國、覺王、
進休、觀理、金地、住心などいへる僧ども召され、御宴あり。御自ら仕舞十
三番なされ、御氣色殊更ら麗はしかりしが、その翌日より風の御心地として、
例ならぬ様に渡らせられ、御藥などめされしが、御老後には忌諱の御辭あり、

綱吉老後
忌諱の辭

自ら配劑
を指揮す

死去の模
樣

老臣等も常にまみえ奉る事を得ず。呢近の輩もや、もすれば、御氣色に違ひ、御湯當蒙ることなりし。此程は尙藥久志本式部常治御旨にたがひ、御前に出ることを得ず、曲直瀬養安院正珍、河野松庵通房など御藥を調しける。それも御床前にて、御自ら御指揮ありて、配劑せしめられしとぞ。さるは恒に方書など御覽じ、治術をも知らしめしければなるべし。さる故に醫員等も、心の儘に術を盡くす事を得ず。たゞ御旨のみ希ひて、日を経し程に、御疲勞つよくわたらせ給ひしかば、人參を奉らんと建言せしかど、人參はもと御性になはずとて、用ひ給はず。さるほどに十日卯のはじめがたより御腹いたみ、下痢の御心地ありとて、厠におはしてかへらせ給ひ、御衣服を改め給ふ程に、御精神うとくならせ給しかば、此時松平右京大夫輝貞は御厠のかたにあり、松平美濃守吉保は未だ參らず、黒田豊前守直邦は、御うしろよりかかへ奉り、五丸(お傳の方)北丸(大典侍清閑寺氏)の方々などは、御手をとりてあはてしに、吉保をせまいりければ、御亂れさせ給ふ事もなく、吉保が參り

近臣の周
章

松蔭日記
の記事

此曉吉保
何となく
胸騒ぎす

しを御覽じて、ものなど宜ひけるとぞ。やがて醫官どもまいり御脈をうかゞひしかば、直邦御脈はいかゞにやと申けるに、はや絶候とて、皆な愕然たりしといへり。また御大漸の事聞えければ、近臣はさらにもいはず、殿中にありあふ輩、賤吏小厮までも、聲をあげて愁傷せしさま、あさましきまでの事なりしと、まのあたり見しものしるしたるあり。事實恐らくは此に庶幾かつたであらう。尙ほ松蔭日記には、左の如くある。九日(寶永六年正月)になりて御酒湯まゐる。今はしか心安くこそおはしまさめと、やうくよろこび申のさ、げ物など、かたぐいに物し給ふ。されど御年などもさる御末にて、いみじきなごり猶心もなきものに皆人つとひて、御氣色み奉る事おなじ事なり。その日もくれぬ。こなたは(吉保)歸らせ給うて後、輝貞の朝臣より例の事にて、御氣色の事、文にて申させ給ふにもいとよく見奉れり。おもものなごいとよくきこしめしたるなど、いふこと告聞え給ふか、いかゞありけん、この曉(十日)猝かにまゐらせ給はんと、ふと思し

第十八章 九六 綱吉は如何にして死せし乎

廊下の騒

おこして、御衣奉りかへ、何となく御心さわぎし給ふ程、かしこよりもいそぎ参らせ給へとつけ聞ゆ。十日のまだ朝助まゐり給へば、にはかに御氣色かはらせ給ふほどとて、わたどのあたり、人々騒ぎ惑へば、あなれ思ひ思ふ物か、うつし心もなくまどはれ給うて、お前にまゐりて見奉り給へば、いと頼もしげなし。お前には猶何のみだれさせ給ふ事もなく、こなたのあはてたるを御覽じつけて御ものなどの給はず。や、退きて、御藥のこと猶更にとかく物し給ふほどに、『御醫師参れ』と呼ぶ聲いとあわたしきに、やがてあらためたる御藥さ、げてまゐりてす、めたまへれど、はや御口にもとほらず、こはなど、いかにし奉るにかとおぼして、猶紙にひたしてまゐらせ給ふに、何のかひかはあらん、やがて消ゆるがごとく見奉りなしぬ。猶といみじう力をおこして、何くれとするべきかざりをなして、試み思ひまどへれど、やうやうしるさ御限りの御有様を見るに、たれもたれもあさましう、あきれたるさまぞ、いへばおろかなりや。こなたにはまして、大方の様とか

通醫藥既に

く思しくらぶるに、俄にかくあわてたるやうにて、見なし奉り給へる御心のうち、思ひやるべし。

要するに綱吉昏倒の後、吉保はかけ付けた。然も吉保の來るや、綱吉はや、醒覺して、一二言を交へたが、又たしもその儘昏睡情態に入りて、全く事されたのであつた。されば三王外記に、

夫人の綱吉殺害説

王后藤氏(綱吉夫人鷹司氏)王の峽侯父子(吉保、吉里)を寵する已に甚だしきを見、又た其の大佐(大典侍清閑寺氏)と老を北城に謀らんとするを知る。諫んと欲するも可ならず。是歲(寶永五年)冬王麻疹を患ふ、六年春王疾愈ゆ。乃ち峽侯(柳澤吉里)に益すに駿地を以てし、秩百萬石と爲し、峽封の親屬婚嫁を益封し、其の列侯に非らざる者は、秩を益して以て羽翼と爲さんとを定む。正月辛巳(九日)宗室列侯群士大夫、咸な朝賀す。王疾愈ゆ。壬午(十日)王暴かに殞す。二月庚戌(九日)藤后殞す。或は曰く、王既に謀を成し、將さに遂げんとす。癸未(正月十一日)を以て詔を下さんとす。藤后之を知る、故に期に先つ

右説の妄

一日、起居を進候するに因て、手から之を刃戕す。藤后亦た即て自殺す。列相近臣、合議して藤后の喪を秘し、出痘起たざるを以て聞ゆ。月を逾へて喪を發すと云ふ。

と云ふ一節は、固より嗚々辯正の必要はあるまい。但だ世人をして、斯く思はせに就ては、決して不思議はない。

第十九章 綱吉の人物

【九七】 我儘勝手の大驕兒

毛色の異なる第一人者

綱吉は如何にも徳川十五代將軍中の、毛色の異つた一人だ。善きにつけ、惡きにつけ、彼は決して平凡ではなかつた。彼に若し賢宰相あらば、彼は英邁、雄略の將軍として、更らにより大なる遺物を、後世に残したであらう。然も彼は餘りに自から用ひ、而して偶々他に任ずる所あれば、そは宦官の毛の生えたる柳澤吉保や、松平輝貞の徒に過ぎなかつた。

其の善政と惡政

されば幕政の綱紀堅持者として、幕府中心主義—家康以來の遺法—の厲行者として、且つは學問文藝の奨勵者として、勤王の志趣の鼓吹者として、其の時代に、少からざる印象を留めたと同時に、其の惡政、匪政は、殆んど枚擧に遑あらなかつた。例せば惡貨製造の如き、生類憐愍の如き、度外の能樂保護の如

其の傳記

き、面首寵幸の如き、何れも彼の爲めに、諱む可からざる弊事であつた。彼は徳川十五代將軍中、最も稗史小説の種子の供給者であつた。彼の傳記は、其の寵臣柳澤が手に藉りて編纂せられた。而して其の編纂者は、一代の文豪物徂徠であつた。

一 御實紀御用、获生惣右衛門被_レ仰付_一御實紀出來也。日光准后様へ被_レ差上_一候に付、惣右衛門へ百石御加増被_レ下度由、屋形様(吉里)被_レ仰候而、都合五百石に被_レ仰付_一候。(源公實錄)

編纂方法

とある。而して其の編纂の方法に就ては、
一 御實紀差上候節、御實紀の次第とくと不_レ奉_レ存候に付、获生惣右衛門常憲院様御一代御政務向之儀計に候哉、若御手前御家之結構成趣共に御認被_レ成候様成事は無_レ之やと、相尋候へば、中々左様成儀にては無_レ御座候、御成の節は善美御盡し被_レ遊_二御馳走_一之御次第は、御認め被_レ成候。生物御憐の事、御主様(吉保)右京大夫様(松平輝貞)御心得違と御兩人御

綱吉を聖人として取扱ふ

綱吉小説の主人公となる

三王外記

かぶり御認被_レ成候程の事。常憲院様御儀を、御聖人様の御様子に被_レ遊_二御認_一候、少も氣遣申問敷由 申候。(同上)
此れは柳澤の重臣藪田重秀が、綱吉傳記の内容に就て、徂徠に問ひ質したることを、當人自から記録したるものだ。乃ち憲廟實錄は、全く徂徠の申した通り、綱吉を聖人として取り扱はうてゐる。されば實錄の名ありて、實錄の實なきは勿論だ。固より書中の事實は、事實としても。
併し綱吉は、一方に斯る實錄を有したるに拘らず、他方には史名を被りたる小説の、主人公たるを免れなかつた。其の文章の最も簡勁にして、奇抜なるは、三王外記だ。是れは此種の文字中の傑作と云ふ可きであらう。世上之を徂徠の高足太宰春臺の作と云ふが、若し春臺でなければ、少くとも春臺に劣らざる、作者の手になつたものであらう。漢文もて邦史を綴りたるもの、徳川時代に其類甚だ多くある。上は林春齋等の本朝通鑑より、下は頼襄の日本外史に至る迄、枚舉に遑あらぬ。されど文章の擬古體なるに拘らず、其の生氣淋漓として、

三王外記の内容

字々紙上に立つの概あるもの、實に三王外記を以て、其の随一とせねばなるまい。併し其の内容は、稗史體の護國太平記、若しくは文武太平記など、大差ない。三王外記は、要するに當時の新聞雜誌同様のものにして、巷説、街語を、その儘採録して、それに多少の論評を加へたものに過ぎぬ。

日光郡那枕

網吉の傳記、殊に其の晩年に就て、種々の臆説を傳へたのは、日光郡那枕なる一書が、其の根本の材料だと思はる。此書には詳略の各種あるが、其の内容は大體に於て、同一である。而して其の重なる事件は、三王外記（參照 九六）の所記と、大同小異である。即ち柳澤の百萬石の陰謀が、事前に發覺して、網吉夫人鷹司氏が、一死を以て之を沮止したと云ふ事だ。而して日光郡那枕は、網吉に能樂師より取り立てられ、御小姓となりたる八木主税なるものが、諫言によりて、網吉より不興を蒙り、閑居の際、竊かに日光に參り、通夜したるに、端なく夢を見た。其の夢の記録が、一書の骨子となつてゐる。蓋し夢中に托して、網吉一代の事跡、特に柳澤吉保の悪事を痛言したるものだ。尙ほ八木主税

護國女太平記

なる者は、果して何人乎。實名乎、假名乎、それさへ明白でない。林（大内記、述齋と號す）曰、世に護國女太平記と云書あり。憲廟御代の事、影も形も無きことを造て、書けり。是は赤穂一件の時、隱密御用に播州へ遣はされし御小人目付、仔細ありて改易せられしが、上を恨み時を誘らんとて、取扱たるものなりとぞ。其頃誰有て信ずる者も無しに、時移りて實事にもやと思ふ人も出來り、遂には世を擧て、様々なる齊東野人の語を傳ふるは、残念至極のことなり。これと云も、世に具眼の人稀なればなり。柳澤家の妾が、松蔭日記に書し所、眞實のことどもなり。新井白石は前代の事をよく言はざる漢なりしが、その折焚柴記にも、俚ばかりも誣妄に似たる説は見えずるなり。（甲子夜話）

松蔭日記
折焚柴の記

此れは平戸侯松浦靜山が、林述齋の言を記したるもの、惟ふに事實に庶幾かる可し。

舊時代史
家に不向

何れにしても網吉は、舊幕時代には、其の史家に甚だ惠まれてゐなかつた。明

要するに
半狂人

治時代には――重野博士の如きありて――綱吉は不世出の明主と云ふ如き、讚評を受くるに至つた。
併し不世出ではあるが、明君であつた乎、否乎は疑問だ。彼は悪人でもなく、又た自から好んで悪政を施さんとしたる、悪君でもなかつた。然も彼は實に善き心掛けもて、悪しき政治を行つた。彼は常識圓滿の君主でなくして、我儘勝手の大驕兒であつた。而して詮じ來れば、彼は全く狂人と云ふ能はざるも、半狂人であつた。

憲廟實記

文昭院様御他界被遊候而、先達從ニ日光准后様一被御遣候、故常憲院様御治世三十ヶ年御政務之次第、一箇年を一冊宛に御認、序跋は林大學頭信篤也。此書御城の御日記等、委く被懸御吟味、获生總右衛門清書仕り差上、御側服部幸八、後浪人致、赤羽根に谷口新助御相手仕、御自身御校合被遊、相違之事共一々御直し被遊候。御外題常憲院様御實記と有之、憲廟實記三十冊一箱に入、黒田豊後守直重公を以、准后様へ被差上候處、日光の御文庫に御納可被遊行、大慶に被思召候由、御懸に被

仰遣一候。(柳澤家秘藏實記)

治世世年
政務の次

【九八】 綱吉の好學と迷信

綱吉の學問
の論語讀
は論語知
らす

綱吉が専事に熱心にして、學問を奨勵したことは、既記の通りだ。(參照 四、二一、三三、三三) 併しながら其の綱吉自己の學問たる、誠意、正心、修身、齊家、治國、平天下は、ほんの書卷の上のみの學問に止まり、殆んど實際政治に及ばずものは、何等の効能は無かつた。所謂俗諺の論語讀みの論語知らずとは、全く綱吉其人に當嵌まる言葉であらう。
綱吉は自から講釋して、他に聴聞せしむるを、一種の道樂とした。彼の道樂は、經書の講釋と、能樂の舞演であつた。固より下手の横好きと云ふ程でなく、随分

第十九章 九八 綱吉の好學と迷信

手に入つたものであつたらう。併し聽聞や、見物の押賣には、餘程迷惑したる者が多かつたらしい。特に之を他に強ふるに至りては、閉口せざる者、殆んど稀れと云ふ可きであつたらしい。

上意思召には、學問と申物は、權威を以て、人にさせ候ては、何之益も無之候。面々に信じ候て、自然に趣不申候ては、仕者ばかりに罷成候。現に常憲院様御代、人々無理に學文を被仰付候而、殊之外難義、至に于今一懲申様に罷成候。(後山麗澤秘策)

吉宗押賣の弊に當

此れは八代將軍吉宗が、五代將軍綱吉の學問押賣の弊を實驗して、以て自から戒めとしたる一條を、室鳩巢が、親しく吉宗の近臣に聞く所を、其の友人に告げたる書牘の一節だ。吉宗は最も綱吉に感謝す可き理由ある一人にて、現に感謝の情を湛へたる一人だ。彼の政治は、寧ろ六代家宣―七代家繼の仕置を、五代の舊に復するにあつた。されど學問押賣の一事には、流石の吉宗も、當惑したるものと思はる。

聖堂建立の内情

尙ほ綱吉が聖堂建立に就ても、單に聖學尊崇と云ふばかりでなく、左の如き内情ありとの説がある。

頃日も承候へば、先年孔子堂御建立の事、憲廟(綱吉)に御子無之故、大寫頭申上候而、孔子は尼丘山に禱候而御生れ被成候間、御祈禱のために、聖廟御建立被成候は、御子出來可申旨にて、御建立にて候。其身著述の物之内に、聖堂開山林大學頭と稱し申候由、珍敷儀と申候。

〔可觀小説附録〕

此れ恐らくは事實

是れ亦た室鳩巢書牘の一節だ。室は何れかと云へば、林家と均しく程朱の學を奉じつ、も、林家と相容れざる白石の推輓もて出身し、自然林家とは、反對の位地に立ちたれば、其の林家に對する所説は、必らずしも公平とは云へぬ。併し、此れは恐らくは事實らしい。乃ち綱吉が聖堂參拜の心持は、猶ほ護國寺や、護持院參拜の心持の如きであつたらしい。而して綱吉が林信篤を待つは、猶ほ僧隆光を待つが如きであつたらしい。而して隆光も、信篤も、何れも柳澤

聖堂參拜の如し

門下の野間とも云ふ可きものであつたらしい。何れにしても綱吉の、所謂學問、及び學問奨励なるものは、特殊の意義があつたらしい。即ち半は是れ道樂、半は是れ迷信と云ふ可きであらう。併し養子の件やら、服忌の制やら、忠孝を勵ます事やら、そは何れも彼の信奉する朱子學の影響と云ふも、差支あるまいと思はる。

迷信の代表者

綱吉は非常の迷信者であつた。彼は死に抵る迄、醫師の藥方よりも、隆光や、快意の加持、祈禱を信じた。彼は元祿時代に於ける、迷信の代表者と云ふべき淡であつた。三王外記に、

王祈禱を好む。祠に禱る。僧道巫祝、徴に應じて其方を進むる者甚だ多し。佛寺を造り、神廟を修む、遠近絶えず。

神祕的迷信者

王鬼神を好む、最も神祖(家康)を畏る。時に皇子釋公辨(公辨親王)寛永寺住持を以て、日光山陵寢を祠るを典とる。王、皇子を尊敬する尤も甚だし。數ば之

を延請す。爲めに宴樂を張る。問るに金帛珍寶百爾玩器を以てし、毎に輒ち百數。賜もの從者に及ぶ。王(綱吉)曰く、皇子を煩はし、善く寡人が爲めに、神祖を祭りて饗けしめよと。其の陵寢に事ある毎に、王東都に在りて、自から安する能はず、以て有司の報を待つ。書至りて、禮成り故無なしと曰ふに至りて、即ち喜んで憂を解く。如し風雨若しくは他故ありて、禮を成す克はずと聞かば、則ち懼る。此れは全く事實である。彼が如何に其の祖先に對して、恭敬であつたかを知ると同時に、彼に一種神祕的迷信の、潜在したことが判知る。

【九九】能樂と男寵

上の好む所、下此れより甚だしきものありだ。綱吉が能樂を好んだ影響は、實

綱吉好能の影響

に元祿の上流社會をして、能樂大繁昌の世の中たらしめた。

王猿樂を好む、諸侯以下之に倣ふ。洋々たる其聲、城市に盈溢す。家人子弟、競うて學習し、以て仕進を求む。士と雖も猿樂人と比するを耻ぢず、況んや

其の下を乎。(三王外記)

綱吉の愛
及能樂師に

彼の能樂を好むや、直ちに其の愛は能樂師の上に及んだ。而して彼が男色の癖好と與に、相ひ表裏して、少からざる能樂師の出身者を見出した。

能樂師の
立身

一 此度觀世左近が子、今の左近が弟分、久米之助といふ者をめし出され、藤本源右衛門と云ひ、笛吹の子樫井善兵衛、又能仕七太夫が小姓鶴川助太夫、三人侍に被仰付候て、御次に伺公致、御奉公を勤。(御當代記)

此れは貞享二年四月の事だ。

器量よき
若男が管
中に入る

一 三四年以前より、しゆすびんと云ふ事はやる。さかやきをちいさくすり、びんをあつくして、毛の一筋もそけぬやうに、伽羅の油、美清香を以てつけ、黒緋子の如くに作たるゆへなり。それゆへ若き男は、一しほだてにされ

能樂師の
登用二十
六人

いに見ゆるにより、器量のよき若き男を御見立、御小姓、中奥、桐之間へ御入被成候に付、今年(貞享五年)に至りて、鬢を薄く、後をすり落して、大むかしのしつべいさがりと云たる如くする。是をよけびんといふ也。(同上)

面首の寵

此れは貞享五年六月の項に出で、ある一節だ。當時綱吉より登用せられたる能樂師、實に廿六人あつた。(猿樂傳記)然も固より其中にも、藝能もて拔擢せられたものもあつた。例せば、伴三郎次郎の如きは、寶生座、植村三郎左衛門養子、藝能を以て御近習に召し出さる、小田原町肴屋の子なりと理りてある。又た葛野九郎兵衛は、田光養孫、鼓もよく男もよし、御納戸に召出さる、六百石、改稱田中左平次とある。或は藝能を以てと云ひ、或は男もよしと云ふ。されば其の樂能師出身者の過半数は、面首を以て寵を得たものであることが判知る。惟ふに面首の寵は、徳川家の遺傳性とも云ふ可く、家康は固より、家光に至りて尤も甚だしかつた。綱吉も其父家光を辱かしめざる、近世的言葉にて云へば、同性愛の常習犯者であつた。

能樂師出
身中の異

能樂師出身中の異彩は、日光郡那枕（參照 九七）の主人公八木主税だ。八木主税介信之、初六之丞は、元猿樂喜多座の役者也。其質麗しき故、若年の頃召出され、御小姓に列し、段々御取立あつて、後には秩八千石を賜ふ。而るに聊か諷諫を奉りて容られず、竟に御勘氣を蒙つて上州高崎に蟄す。『元寶草子』尙ほ寶永四年の武鑑には、御小姓八木主税介千五百石とあるからには、彼は決して亡是公ではなく、實在の人間であつたに相違あるまい。

主税の諫
言納れら

一 心の功は、其の素性によるべからず。妓に猿樂を業とする喜多御座に、左京と云者の弟子、八木主税と申て、君の御意に叶ひ、御小姓に召出されて、御側さらへの御出頭にて、大樹の御月代までも此者仕ける。御恩深く一日御成ども有て、母妻子も御目見仕。群の者なり。忠勤の餘、度々君へ御諫言をぞ申ける。御老心の御不養生、大酒淫亂に御命も御危き事を悲み、再三嘆きしに、將軍も御聞入ありしが、御止なく、猶も姪に興せさせ給ひ、過にし秋の月見の夜は、兩度まで御局に入らせ給を、亦主税達ととめ奉りけれ

主税靈夢
の動機

ば、甚御機嫌を損じ、それより御勘氣を蒙り、早速上州高崎へ追さることを悲けれ。〔日光郡那枕〕
以上は、恐らくは事實として受取る可きであらう。彼が日光に參拜して、靈夢に感じたる動機は、

情ら世間の有様を鑒るに、佞臣愚士は多くして、御諫を申者はなく、輕薄賄賂を専として、武道も忠もあらざれば、御代の危き事を悲み、東照大權現の御誓、末つきさせ給はずば、御代萬歳の御守神と成らせ給へかすと、俄に日光山へと志し、忍び參詣したりける。〔同上〕

主税の憤
慨亦尤も
委色有る
者皆入り
なる侍中と

とある。靈夢の眞偽は兎も角も、八木主税が、時勢に憤慨したのは、是亦た事實であらう。而して又た憤慨す可き理由の存在したるも、事實であらう。能樂師のみでなく、其の色を以て進伴せられたる者は、實に多かつた。三王外記に、
王男色を好む、外諸侯より以下朝士大夫、及び吏卒、家人、子弟に至るまで、

苟も姿色有る者は、皆入りて侍中となる。……柳澤保明、(吉保)黒田直重、(直邦)皆な少府郎より色を以て幸せらる。……他色を以て愛幸せられ、祿位を得たる者勝けて計る可らず。(三玉外記)

と云ひ。又た、

王年少を好む、近習率ね色を以て進む。郎中數十人、其の親幸する所の者二十餘人、寄せて河越侯(柳澤吉保)邸にあり。其舍侯家の如く、人或は妻あり、或は未だ室あらず。平日下直より上直に至る、起居、飲食、學習、作事、皆な法制あり、變あるを得ず。河越侯近臣四人をして、更に之を監察せしむ。郎中家相具に注記して夕を待つ。(同上)

近習率ね色を以て進む
柳澤邸小姓宿舎

列侯亦郎中となる

と云ひ。又た、
凡そ郎中、宮城の内外を問はず。行くに顧視を得ず。道に在りて人と與に言ふを得ず。諸父昆弟と雖も、數ば相見、及び書問を通ずるを得ず。列侯を以て、郎中となる者前後二三十人、皇人の子(公家)にして郎中となる者三人。其餘

朝士大夫、及び陪臣處士の子にして、苟も姿貌有る者は、種族を問はず、輒ち召し入ると云ふ。(同上)

眞貞邸亦小姓宿舎あり
僅かに除外例あり

以上は事實でなければ、事實に庶幾きものであらう。尙ほ御小姓の寄宿舎は、柳澤吉保の邸のみならず、松平輝貞の邸にも在つた。然も説をなすもの曰く、松平紀伊守信茲(後信庸)は痾瘻にて、容貌の醜惡もて有名であつたが、然も元祿十年正月に、奥詰に拔擢せられ、同十年四月には、京都所司代に榮轉した。此を見ても將軍の人を用ふる、必ずしも容貌、風采にはよらなかつたことが判知ると。然も恐らくは、それは除外例と見る可きであらう。彼の小姓の數は、百三十餘人あつたが、其の大多數は、何れも容色を以て進みたるものに相違あるまい。

〔1007〕 綱吉の頌徳表

蕭劇實録の記載

綱吉の頌徳表は、明治時代の史家を待つ迄もなく、彼の寵臣柳澤吉保によりて、其の憲廟實録の結末に、張膽明目して記してゐる。流石に其の編纂者物徂徠が、「御聖人様の御様子に被遊御認候」と自白したる通り、全く綱吉を聖人化してゐる。併し柳澤が恩寵を叨りにしたる顛末から稽ふれば、吉保は依然債務者たるを免れまい。

強暴者跡を絶つ

御治世三十年の間、専ら御心を政務に用ひ給ふ事、外人の推量に過たり。是に依て御治世の間、租税前代より軽く、亦遠國の道路、人を貨に禦むる類、御代の始めまでは、猶多かりけるを、この比は強暴の族跡を絶つは、皆治化の効驗なるべし。

遊俠者流の屏息

兎に角徹底的に、綱吉が幕府の政令を、日本全國に普及せしめ、其の強暴者を絶つて、跡を絶たしめたのは、事實だ。遠國のみと云はず、都下に於ける遊俠者

綱吉の禁裏崇敬

流の屏息したのも、綱吉就職以來の事だ。

建武より以來王化陵夷して、海内武命を欽む。天の與ふる所、民の歸する所、誠に物を改に近し。況や神祖天下を、亂賊に取たまへるに、尙西伯の至徳に法り、臣道を守り給ふ事、國家の定謨なるに、猶深く天命未改の精微を鑒み給ふにや。禁裏を尊崇まします事、世々に記玉へる毎歲勅使奉對の日は、必沐浴して、御服を改め、精誠を極め玉ふ。

然れども至極の語

此れは綱吉の尊王心の厚かつたことを、記す爲めの文句だが、所謂問ふに落ちず、語るに落ちるの類にて、如何にも幕府不臣の態度が、暴露せられてゐる。家康を周の文王に比して、皇室に取て代らざるを讃す。何たる不倫の言語であらう。此れは御用學者のみならず、元祿時代に於ける、江戸側學者の常套と云うても、差支あるまい。

祖先の崇拜

又祖先を尊び玉ふ事比類なし。御參宮、或は代參使を發するに、預じめ齋戒沐浴し、御服御調度まで、常服常器を用ひ給はず。戦々兢兢として、敢て忽

天變地妖
を恐る

近世日本國民史

五三二

にし玉はず。唯だ神明に對し、如くなりき。常に天變地妖を恐れ、日月星辰震雷水旱等に至るまで、身を顧み玉ふ。林大學に命じて、中華本邦古よりの災變を抄出せしめ、國君の戒となるべきを記し、兩朝災變考三卷自撰し玉ふ。

親孝行

是れは先づ此の通りであつたらう。彼は實に一種の迷信家であつた。一位尼君に仕へましくて至孝なり。毎日問安の御使を進せられ、又成らせ玉ひて、御自身に起居を候ひ玉ふ事、屢あり。器物繪帛の類、様々の物、色を承け、道を察して進られ玉ひ、或は御自身に繪を畫き舞を奏し、御心を悦ばしめ玉ふ事は、至らずと云ふ事なかりき。尼君を本丸にて享し給ふ時、御膳を御自身に献じ玉ふは常なり。御茶の通ひなども、御自身なりき。されど闕外の事は、寺領贈官等の外は、一切に母堂の御口入より出たることなし。まして女謁の類をや。

然も女謁
伴ひ生ず

親孝行は間違なき事實だ。されど此れが爲めに、母堂の口入、女謁等の伴ひ生じ

質樸を好む

たるは、是れ亦た掩ふ可からざる事實である。天性質樸を好玉ひて、御服並に御身近き調度、皆文綵彫鏤金銀の華飾を用ひず、宮室、庭園、奇卉、異草、珍翫の品なし。

實は然らず

此れは最も尋常を要する文字だ。恐らくは綱吉自身は、斯く考へたであらう。然も實際は其の反對であつた。

聖經の講

常に宣ひしは、國家の制度、神祖の宏謨より出で、其後歷朝相議して潤色を盡せり。今一事の増損すべきなし。但教道立ざるゆゑ、義理明らかならず、戦國の舊俗士大夫の道となり、殘刻を認て武とし、意氣を以て義とし、世人不仁の所爲多くして、人道の本意に背く事、是に依て聖人の道を尊崇せしめし、御自身聖經を講論し玉ひ、近臣より御家門衆、外様諸大名に至る迄、皆講論の席に參らしめ、御教訓丁寧なりき。御自身にも、聖經を精誦せしめ、多務の日、或御病中にも、聖經を御覽あらざる日なし。孝經並に大學朱註を併せて、講誦流るゝが如くなりき。

第十九章 一〇〇 綱吉の頌徳表

五三三

祖先を祭る前齋を必ずす孝經を誦す

流俗の拘見を破る

又佛教を尊ぶ

祖先を祭り玉ふ前齋には、必孝經を誦し玉ふ。すべて書を開き書を收るには、必らず敬意頂戴し玉ふ。嘗て侍従を集めて、修身の道を談じ玉ふ事ありし時、我今にこの如く正しき心にて言らん詞は、汝等謹んで忘ること勿れ。平生の語なると私の心を免れん、我言なりといふて、確く守るべからず。各意見を述べしと述ひき、誠に難有き御事なり。

近侍の輩、悉く書を講じ玉ふを聞いて、精義雄辯、尋常儒者の及ぶ所にあらずと。また堯舜禹湯文武皆儒なり、書生をのみ儒と云はんは、聖人の道を小にするなりと宣へり。此等の事論、みな流俗の拘見を破りつべし。

以上は綱吉の擯場である。吉保が之を敷張したのも當然だ。

されども亦常に宣ひしは、儒佛の二教、車の兩輪の如しと、是に依て諸宗の高僧を聚て宗義を講論せしめ、或は天下の神社佛閣の廢壞を修理ましませし事、代々に越へ、盛なりき。皆深き御意見有べし。

此れもその通りであらう。

吉保生類解僞愍の辯

君を聖人とす

右一節の改訂

獨生類僞愍の政令、もと不仁の微小を戒て、庶民の仁心を全せしめんとす。思召より事起り、左迄の嚴令なるべき事あらざりしを、吉保、輝貞が奉行の宜きを失ひけるにや、未々に至ては、頗る御心の外なる事もありけるとなん。伏惟れば吉保不肖にして、大恩を承り、大任を負荷し、夙夜に黽勉すれども、盛徳を承けきて、上下壅塞なからしむる事能はず。舊弊あらたまらざるに、新弊又生じ、三十年の治化、天下を堯舜の如くに、なし給はんと思召せし、初政の盛意に酬い給はざりしは、今誰か其咎を負はん、君有て臣なしといへる古人の嘆、誠に異域同談なり。

此れは柳澤吉保が、正徳四年甲午正月十日附にて、其の己の名によりて、物徂徠をして編纂せしめたる、憲廟實錄の跋文だ。徂徠が、生類御憐の事、御主様、右京大夫様、御心得違と、御兩人様御かぶり御認被成候程の事、常憲院様御儀を、御聖人様の御様子に被遊御認一候と記したのは、此事である。されど此の實録が、八代將軍吉宗の覽に供せらる

吉宗の眞意

るや、彼は此の一段を訂正せしめ、又不仁の微小を戒て、庶民の仁心を全ふせしめむと思召より、生類憐愍の禁令ありき。皆深き御心有へし。と改めしめた。徳川實紀には、此事は固より吉保、輝貞に御任せありしにもあらざれば、この段只だ深き御思召ありけると、改む可しとの上意であると記して居るが。然も吉宗の眞意は、吉保が餘りに白々しき態度を、面白からず思て、斯く改めしめたのであらう。

1101 民心の向背

世舉つて綱吉の死を驩迎

綱吉の死は、實に天下の人心をして、一と息つかしめた。綱吉の晩年は、天變地妖は愚か、惡貨惡錢は、惡政惡務と與に、社會に横流し、上下をして殆んど

當時の落首

生を聊せしめざる情態であつた。綱吉をして今ま十年も生存せしめば、如何なる氣まぐれの思召が、出で来るかも知れずであつた。彼の晩年は喜怒恒なく、容易に老中なども謁見を得ず、唯だ柳澤吉保、松平輝貞等一特に吉保を透しての政治であつた。斯る政治が永續せられては、如何に呑氣なる元祿、寶永の時代でも、たまつたものではなかつた。されば彼の死は、長さ長さ隧道から、始めて廣敞の地に出で來りたる如く、陰鬱なる梅雨の空が、一時に霽れ渡つた如く、極めて驩迎せられた。當時、世上の人氣を徴す可き新聞雜誌はなかつた。されどそれに代る可き、否なそれよりも、奇警にして、要領を得たる落首があつた。而して徳川時代を通じて、その時程、多くの落首を見たことは、末だ之れ無かつた。常憲院様御他界の時分、江戸中の落紙狂哥等限も無之候。餘りの儀に、御老中より制禁可仕と被ニ申上候得ば、文昭院様(家宣)上意に、制し申儀無用に候。(可觀小説附録)

此れは室鳩巢が新井白石の直話を記したるものだ。乃ち此の一時は、恰も落首文學の黄金時代と云ふも、過當ではあるまい。尙ほ其の犬に關する落首の標本とも云ふ可きものは、既記の通りである。(參照 四三)

荻原をかつて其ま、おくならば、花のお江戸は元の武藏野。

荻原重秀に對する憤怨

荻原は近江守重秀だ。彼は綱吉時代を通じて、最も財政上責任の位置に立つた一人だ。

大錢(寶永當十錢)に近江(荻原重秀)に表の帆をあげて、稻垣(對馬守重富)のせて、流がす對馬に。

又た一首、

荻原の風に稻垣吹たをし、辛苦を右京(輝貞)美濃(吉保)丑のとし。

又た一首、

六道の辻でつりとれ四文づゝ、この世でさかぬ大錢のはて。如何に惡錢が、庶民を悩ましたかは、此にて想ひ見る可しだ。

政權推移を看取

吉保に對する反感

美濃(吉保)紙は次第に狭く薄くなる、越前(間部詮房)がみの幅のひろさよ。

如何に當時の人心は、政權推移を機敏に看取したるよ。

人は謂ふ竹は八月木六月、美濃(吉保)が腹をば今がさりどきさ。

民心は實に柳澤吉保が、晏然として、此間に寧處するを、面白く思はなかつた。

伊勢(柳澤吉里)海老はこの正月は臭いとて、お髻のちりをとる人もなし。

又た一首、

淋しさは一人一人もなかりけり、美濃(吉保)が玄關の破風の夕暮。

又た一首、

美濃(吉保)伊勢(吉里)は日々に甲斐なく成りにけり、柳澤邊のあきの螢火。

如何に炎涼地を移し、冷暖時を變じたかは、以て想ひ見る可しだ。社會の人心

は柳澤一類が、威權失墜の端緒に接して、眞に快心の情に禁へなかつた。

鶴はとび、龜は子を産む世の中に、甲府(家宣)萬年民は悦ぶ。

寥々の短句、眞に是れ舊政呪詛、新政謳歌の萬言書に値ひすと云ふも不可ない。

新政謳歌

人心疏通の要

綱吉は聖門の徒たるを以て、自から任じたる將軍だ。彼は恐らくは彼がかく迄、人心を失うてゐたことを、死に抵る迄氣付かなかつたであらう。下情上達せず、人心疏通を缺くの禍は、往々にして此の如き事を生ず。革命の原因も、詮じ来れば此に他ならぬ。

犬醫者の遺物

柳原土手内に賜ふ

江戸神田柳原土手内に、犬醫者といふもの一人拜領屋敷賜はり住居す。是は寶永中、公の犬を大切に被_レ仰付候より出来たる醫者にて、今時は一向無用の人なれども、其節被_レ仰付たる儘に於ける事也。拜領屋敷も殊の外大きな所なれども、犬醫者の名譽で、おのづから屋敷活券も下直事とぞ。其餘の御用と云は、御鷹の犬の療治を役にする事のみなり。右御鷹犬療治料として、上より別段に壹ヶ年に金三兩づゝ賜ふ。夫を今は其儘御鷹匠の方へ送りやりて、あの方にて犬の療治合細頼み遣す事故、殊更に鷹犬の療治をする事には非ずといへり。(譯海)

【一〇二】輿論法廷の宣告

落首の標本

若し落首、狂歌の類を、悉く擧げんとせば、一冊の本を成すも十分ではなし。今ま少しく其の標本として、一二を掲ぐるであらう。

一同に息繼ぐ御慈悲

いろは寄俳諧
いち同にほつと息繼ぐ御慈悲哉
ろくに居なをれ御代松平
はん昌を夜の目も根津に守るらん
にしの丸へと利生新たに
ほう永の此春からは萬代や
へつらひ者の向かぬ鼻さき
とかく美濃運の月待柳影
ち行皆無のすへの松風

り口なる人の鏡に間部殿
ぬけて見ゆるぞ伊勢が面ら附。
るいも有ても小氣味よき右京殿
をい下られて御廟手傳。
わけ如何に恥しからう伊賀殿へ
かんのまじわりするぞ心外。
よしあしも取れぬ泥しや相模淵
たれにもたせて土屋置せん。
れん直ち氣をはりて行小笠原
そしらぬ貌で佐渡い物事。
つらからふ北の御方西のかた
ねんない事よ五の門のうち。
ならび居て騒ぎが見たし御老中

意氣ある
中

らちも明きけり秋元のいね。
むしやうやたらお髭の塵をはく伯耆
うるさい程にてれんするなり。
ろの上で大事くと汲つるべ
のどむ桶かや千尋有るにや。
おためとて下を痛て彼對馬
くいとやめたいながさかんりやく。
やく儀から心か藤で肥り肉
まてなる意氣の有るは越中。
けうからはいらぬぞ返せ鳥の帳
ふ然巢を出て商賣をせよ。
ことわけを功者に間部書の書札
えちせん奉書墨付もよし。

護持院此頃の首尾

ては筋よ御因みも有館林
 あとの世までもたのみある家。
 さて浮世はまるがち成る大久保の
 きみくたればながとふのやく。
 ゆき白く先は見てはよし坪の内
 め能登とく程さばけ公事沙汰。
 みよ人し今改まる御政道
 しん金銀でせめしおにわら。
 えちせんが花なきやうにしなせども
 ひつさやう是も曲淵なり。
 もんだりな世を生類で護持院が
 せつなきはづよ此ごろの首尾。
 ずんふんと聖徳の有る御當君

(飛花落葉)

綱吉死して民蘇生

死を謳歌されたるは綱吉のみ

かゞみし人も餘所見する世

京も田舎も萬歳をよぶ。
 一同にはつと息繼ぐ御慈悲哉を以て起り、京も田舎も萬歳を呼ぶを以て結ぶ。
 如何に綱吉の死が、民心に一道の生氣を恢復せしめたかは、早魃に驟雨を得たる趣きがあつた。天下の民心は、皆な全く蘇生の看をなした。
 徳川時代の歴史を通じて、未知無知の庶民より、其の死を驩迎されたる綱吉の如きは、絶無と云はざる迄も、極めて稀有であらう。尙ほ左に一つや節を掲げんに、

- 一とや、人の思を身に右京、下座あけられてすごくと。
- 二とや、二人ござらぬ美濃殿も、長生しての鼠まひ。
- 三とや、見るも笑止や御番所で、かゞみし人も餘所見する。
- 四とや、よい仕廻也備後殿(牧野成貞)今迄わたらいかゞせん。
- 五とや、いつかくと願ひしに、御代のかはりし目出度さよ。
- 六とや、むごく運上とられたる、諸國の者も樂をまつ。

米の
高い
は何故ぞ

七とや、何とかならん萩原が、成行末を見たい哉。
 八とや、屋敷澤山とり集め、置所なき美濃行末。
 九とや、米の高いは何故ぞ、中野へ引し故ぞかし。
 十とや、十日にこまる美濃、對馬、善惡の目算をする浮世人。
 十一とや、一度も遂ひに下々の是ぞと思ふ事もなし。
 十二とや、日本の金銀に、疵を附けしは誰ゆへぞ。
 十三とや、散々な事を仕散し今ははや、後悔すれど甲斐を無き。
 十四とや、下々の歎きを知らぬ美濃對馬、天の助を右京はづなし。
 十五とや、御代のかはりの初より、先大錢がやめとなる。
 十六とや、ろくな事せぬが江州が、心の内はいかならむ。
 十七とや、七年前の地震より、胸をひやすは四方の人々。
 十八とや、八百八町をから繰て、金をためての苦しきよ。
 十九とや、九めんこかしの御爲づく、皆我々の科ぞかし。

東叡山
通夜物語

毒禁觸廻

二十とや、廿九年の御制札、あらため直る丑の年。
 廿一とや、一年まじに御繁昌、大五年様(家宣の子)も御成長、萬民喜樂、千秋萬歲、萬々歳。
 更に東叡山通夜物語の一節を引用するであらう。此書は寶永六年正月廿二日、松平右京大夫輝貞が、東叡山に於ける綱吉の棺前に通夜の際、家綱の靈出で來りて、綱吉の惡行、惡政を彈糾したる、夢幻物語である。
 大相國(四代將軍家綱)然らば藥味を語り聞せむ。惡藥を百匁、善藥を十匁、惡藥下直なるに任せ、澤山に製法し、善藥を少く加へ、無理六十匁、我儘十匁、運上、家賃、入札等を等分に、曾呂盤にてきざみ、簡略の藥研にかけ、貪欲の糊にてねり合ひ、いそぎの丸藥なれば、諸大名手傳として、小普請方より人足を出し、あたら金銀を費ひやし、よしなき毒藥を丸めさせ、山吹色のまがひ假せ、錢金銀の衣かけ、世上にあたへ、持藥に用させながら、いらざる毒禁を究觸廻し、魚鳥生淵の類さへも是を禁じ、鯨鱈は勿論、太公望が釣

男女の色を好む

國土の湯命を悦ぶ

の樂、世上の榮花、皆な毒藥におさへられ、四足二足に人間をなやまし、おぼへなきもののいのちを取、或は餓死、悶絶、糺明の苦しみ堪へがたく、いふまじき事を云はせ、是を隨取死罪に行ふ事、世上の六脈不功者といわむ。入らざる數醫者功者立の仕置、更に道たる行ひにあらず。武藝軍法のいとなみ、鎗長刀のあらため、鎧の毛切、甲のわれ、彼是改べき道をば打忘、類せざる自他のうき世、へつらひ多法師原を集め、聖賢の誠有者を嫌ひ、佞人を愛する事、言語を絶ちし、政務ならずや。

殊に男女の色を好み、かなたこなたに中宿をこしらへ、賤きしづの男に、勿體なくも我が名字を續せ、居屋廣く住はせ、自分の遊山所と定、剩さへ道ならぬ色を好み、其かわりとして高地をあてがひ、行衛も知らぬ辻坊主を招き、及ばぬ官祿を與へ、祈願所と號し、上下にもてはやさせ、あられぬ寢言をさへづらせ、人民を苦しめ、家業の營をおさへて、國土の湯命を悦び、大名の高知を召上げ、跡目なきを幸と悦び、家を亡し、士卒を失ひ、旗本の困窮

是れ輿論の道破

を顧りみず、大名の金銀をすぢなき手傳に失はせ、根骨髓に徹する事、身をおもふは却ておもはざるにおとる、淺ましき哉や。身の非を知らずして他の非を改る事、是誠の政道と云はんや。去に依て世上ゆたかならざる事、上一人の行ひに非す。(東嶽山通夜物語)

是れ家綱の靈を假りて、當時綱吉に對する不平を道破したるもの。その中には、固より綱吉一人の責任でない事もあるが、然も大體に於て、輿論の法廷は、必ず此の宣告を是認したに、相違あるまい。

大正十二年八月初一午前九時半、逗子野史亭に於て。時に窓前の富岳薄雲に包まれ、江ノ島は畫の如く波上に浮ぶ。

蘇峰學人

受業

草野茂松校
 並木仙太郎校
 熊切芳太郎校

近世日本國民史 元祿時代上卷終

近世日本國民史 元祿時代上卷政治篇年表並人物概覽

其一年表

寬永六己巳年 西曆1629年 支那(明)崇禎二年
 十一月八日 後水尾天皇御讓位。【二五】
 寬永十癸酉年 西曆1633年 支那(明)崇禎六年
 三月十二日 紹仁親王御降誕。【二七】
 寬永十一甲戌年 西曆1634年 支那(明)崇禎七年
 是歲 牧野成貞生る。【二八】
 寬永十三丙子年 西曆1636年 支那(明)崇禎九年
 三月十九日 酒井忠世死。【二九】
 十一月十七日 酒井忠行死。【二九】
 正保二十癸未年 西曆1643年 支那(明)崇禎十六年
 十月三日 明正天皇位を後光明天皇に讓る。【二五、二七】
 十二月廿二日 後光明天皇御即位。【二七】
 正保元甲申年 西曆1644年 支那(明)崇禎十七年
 五月廿四日 綱重生る。【五九、六五】
 正保二乙酉年 西曆1645年 支那(明)弘光元年
 十一月九日 勅使家康に東照宮號を賜ふの詔を傳ふ。【二七】廿五日。家光勅使菊亭經季に祿千石を加ふ。【二七】
 正保三丙戌年 西曆1646年 支那(明)隆武元年
 正月八日 綱吉生る。【四、一四、六五】

四月十七日 奉幣使日光參宮、以來今日を以て定日とす。【一七】

慶安元 戊子年 西曆一六四八年 支那(明)永曆二年

三月 是月牧野成貞の父儀成綱吉に附屬。【一八】

慶安四 卯辛年 西曆一六四九年 支那(明)永曆五年

四月二日 綱吉十五萬石を賜はる。【四】▲廿日。家光薨去。【二五、六五】

七月三日 家綱征夷大將軍となる。【二五】

八月十八日 勅使菊亭經季江戸に至り、今日登城、家綱に内大臣、右大將、兩院別當、源氏長者、牛車、兵仗等の宣旨を授く。【二五】

承應元 辰壬年 西曆一六五〇年 支那(明)永曆六年

是歲 春 玉川上水設計。【二】

是日御見舞使者及醫師武田道安を上洛せしむ。【二二】

明曆元 未乙年 西曆一六五五年 支那(明)永曆九年

正月廿二日 後西院天皇即位。【二六】

明曆三 酉丁年 西曆一六五七年 支那(明)永曆十一年

正月十八日 江戸大火。【二】

七月十日 家綱御簾中入興。【六四】

萬治元 戌年 西曆一六五八年 支那(明)永曆十二年

十二月十八日 柳澤吉保生る。【一六】

萬治二 己亥年 西曆一六五九年 支那(明)永曆十三年

六月廿八日 井伊直孝死。【二】

萬治三 庚子年 西曆一六六〇年 支那(明)永曆十四年

七月三日 牧野成貞父の遺領を嗣ぐ。【一八】

承應二 巳癸年 西曆一六五〇年 支那(明)永曆七年

正月十四日 後光明天皇小倉中將をして朝山意林庵を召さしむ。【一九】

二月二日 朝山意林庵勅によりて参内。【一九】

四月廿二日 意林庵宮中にて周易講義開始。【三〇】

▲又今日より四日間伏原賢忠、後光明天皇に易學御傳授。【三一】▲是月玉川上水起工。【二】

閏六月五日 酒井忠清老中となる。【二】

八月十二日 綱吉從四位下左馬頭となる。【四】

十月七日 綱吉正三位右中將となる。【四】

承應三 午甲年 西曆一六五一年 支那(明)永曆八年

六月 玉川上水四谷大木戸まで開通。【二】

九月十四日 後光明天皇痘瘡を病む。【三二】▲廿日。後光院崩御。【二五、二六、二八、三二】

▲廿一日。幕府未だ天皇崩御を知らず、

寛文元 丑辛年 西曆一六六一年 支那(明)永曆十五年

正月十五日 新造内裏炎上。【二六】

七月 水戸頼昌死。【二】

閏八月九日 綱吉上州館林城二十五萬石を賜はる。【四】

十二月廿八日 綱吉參議となる。【四】

寛文二 寅寅年 西曆一六六二年 支那(明)康熙元年

三月 松平信綱死。【二】

七月 酒井忠勝死。【二】

寛文三 卯癸年 西曆一六六三年 支那(明)康熙二年

正月十三日 吉良義央靈元天皇御受禪の御祝義使者として上洛。▲廿一日。東宮(靈元天皇)新造内裏へ行啓。▲廿四日。後西院天皇位を東宮に譲る。▲廿六日。靈元天皇受禪踐祚。▲廿七日。内侍所渡

三月廿一日

御、義央參内御祝儀の品々を献す。義央を従四位上に陞せらる。【以上二六】御即位奉祝使者松平直政等入洛。▲廿七日。御即位。▲廿八日。直政等參内御祝儀を献す。【以上二六】

五月廿六日

是より先靈元天皇即位奉祝の爲上洛したる幕使木口東歸登城、禁裏院中の御返事言上。【二六】

寛文四

甲辰年 西曆1664年 支那(明)康熙三年

十二月 柳澤吉保始めて綱吉に謁す。【一六】

寛文六

丙午年 西曆1666年 支那(明)康熙五年

三月廿九日 酒井忠清大老となる。【二】

寛文八

戊申年 西曆1668年 支那(明)康熙七年

四月廿三日 牧野成貞始めて將軍家綱に謁見。【一八】

寛文十

庚戌年 西曆1670年 支那(明)康熙九年

三月廿一日 成貞館林侯の家老となる。【一八】

十二月廿八日 成貞従五位下備後守となる。【一八】

寛文十一

辛亥年 西曆1671年 支那(明)康熙十年

正月 紀州頼宣遷。【二】

五月 阿部忠秋老中を罷む。【二】

寛文十二

壬子年 西曆1672年 支那(明)康熙十一年

十二月十八日 保科正之死。【二】

延寶三

乙卯年 西曆1675年 支那(明)康熙十四年

五月 阿部忠秋死。【二】

延寶四

丙辰年 西曆1676年 支那(明)康熙十五年

八月四日 家綱簾中薨去。【六四】

延寶五

丁巳年 西曆1677年 支那(明)康熙十六年

四月十五日 綱吉世子徳松生る。【三六】

延寶六

戊午年 西曆1678年 支那(明)康熙十七年

九月十四日 甲府宰相綱重死。【四、四七、五九】

延寶七

己未年 西曆1679年 支那(明)康熙十八年

七月十日 堀田正俊執政となり四萬石に封ぜられ、又従四位下侍從に叙任せらる。【一〇】

延寶八

庚申年 西曆1680年 支那(明)康熙十九年

五月六日 將軍家綱病あり、大老酒井忠清有栖川宮幸仁親王を擁立せんとして成らず。關老綱吉擁立に決す。此夜綱吉本城に上り家綱に會ひ密話す。【三】▲又此日綱吉を従二位權大納言に叙任せらる。

【四】▲七日。綱吉本城に上り家綱に會見。此日綱吉將軍繼嗣決定を發表す。

【三】▲綱吉再び本城に上り家綱の氣色を伺ふ。此日家綱薨去。【三】▲九日。群臣に喪を傳ふ。【三】

永井尙長、内藤忠勝收封。【一七】

綱吉二の丸より本城に移る。【三】

綱吉將軍宣下。【四】

綱吉林春常人見友元等を召し經義を討論、以來毎月三次之を行ふ。【二一】

牧野成貞御側役となり、今日加恩一萬石を賜はる。【一八】

柳澤吉保御小納戸役となる。【二六】

酒井忠清職免。【五】▲十一日。牧野成貞御側用人となり、従四位下に叙す。【一八】

天和元

辛酉年 西曆1681年 支那(明)康熙廿年

二月 月 綱吉林春當に命じ四書五經、小學、近思錄讀法を改正せしむ。【二二】

四月 月 柳澤吉保上總山邊郡六百七十石加封。【二六】

五月十九日 酒井忠清死。【八】

六月三日 柳澤吉保綱吉學問の弟子となる。【二一】

▲廿一日。將軍綱吉松平光長家の紛争を直裁す。【五】

▲廿三日。右罪案宣告。【七】

▲廿六日。松平光長の封を收め光長を松平定直に預く。【七】

九月 月 加々爪直善改易。【一七】

十一月廿一日 小倉實起其子公連公種と共に佐渡に流さる。【三四】

十二月八日 老中稻葉正則罷む。【八】

▲十日。酒井忠清の弟忠能の封を沒收し、彦根侯に預く。【八一】

▲十一日。堀田正俊大老となる。【八】

▲是月眞田信利改易。【一七】

天和二年 西曆一七〇二年

正月一日 柳澤吉保將軍綱吉の御前に大學三綱領を講ず。以來常例となす。【二一】

▲是月堀田正俊所領三萬石となる。【一〇】

▲牧野成貞一萬石加賜。【一八】

二月 月 松平直矩、同近榮、本多政利、同利長板倉重通減封。【一七】

三月十五日 成貞持槍二本を許さる。【一八】

四月 月 吉保從六位下となる。【一六】

五月 月 桑山一尹改易。【一七】

九月 月 將軍成貞に主忠信の手書を賜はる。【一八】

天和三年 西曆一七〇三年

正月 月 吉保上總山邊武射兩郡内にて二百石加増。【一五】

二月十一日 桂昌院護國寺に參詣、亮賢及び衆僧に

物を賜ふ。【三六】

五月廿九日 綱吉世子徳松逝く。【三六】

九月 月 牧野成貞關宿城主となる。【一八】

十一月 月 堀田正俊の讒言録成る。【九】

貞享元年 西曆一七〇四年

正月 月 牧野成貞將軍親筆の和歌を賜はる。【一八】

三月十八日 小倉實起佐渡に病死す。【三四】

七月 月 土方雄隆、有馬豊祐收封。【一七】

八月廿八日 堀田正俊稻葉正休に刺殺さる。【九、一〇、一一】

▲是月正休收封。【一七】

九月廿三日 小倉公連佐渡配所に病死。【三四】

▲是月牧野成貞領知の朱印を賜はる。【一八】

十一月九日 桂昌院從三位となる。【八二】

▲是月松平重治收公。【一七】

貞享二年 西曆一七〇五年

丑年 支那(明)康熙廿四年

十二月 月 吉保從五位下出羽守となる。【一六】

▲是月牧野成貞侍從となる。【一八】

貞享三年 西曆一七〇六年

閏三月 月 松平昌綱收封。【一七】

貞享四年 西曆一七〇七年

卯年 支那(明)康熙廿六年

正月廿八日 生類憐愍令を出す。【三九】

二月四日 江戸城内御井戸に猫の死せるものあり爲に臺所頭天野正勝配流さる。【三九】

▲廿一日。飼犬紛失を尋出さしめ、飼主なき犬も蓄養せしむ。【四二】

靈元天皇御讓位。【二五】

▲廿六日。生鳥飼管停禁。【三九】

三月廿一日 犬を斬りたる者を八丈島に遠流。【三九】

▲捨子を拾ひ大切に養育すべきを令す。【三九】

▲廿八日。鳩に小石を投じたるものを罰す。【三九】

六月廿六日 吹矢にて燕を射たるもの一人を斬罪にし、一人を配流す。【三九】

七月廿日 大八車にて犬等を毀傷するもの處罰の令を出す。【三九】

九月十日 生類を疵けたる往來者吟味の令を出す。【三九】▲是日荻原重秀の知行を増して五百五十石とす。【四九】

十月 那須資徳收封。【二七】

十一月十日 人の疵付けたる生類あらは其犯人を尋出さしむ。【三九】▲十六日。大嘗會再興。【三五】

十二月廿三日 捨馬禁止令を出す。【三九】

元祿元 辰 年 西曆一六九〇年 支那(明)康熙廿七年

二月十一日 將軍綱吉僧隆光に寺地下賜の内意あり。▲十二日。隆光を城内に召す。▲十三日。隆光に神田橋外寺地を賜ふ。▲十四日。大工立合、隆光祈禱所の方角を

三月十三日 定む。【以上六七】

將軍來月廿一日牧野郎御成を通告す。▲廿一日。牧野成貞御成御殿建立の爲地鎮祭をなす。【以上七三】▲廿三日。大久保佐渡守神田橋外の祈禱所建立場に至り種々指圖を成す。【六七】

四月三日 護持院発始め。【六七】▲十四日。牧野郎内將軍御成御殿落成。【七三】▲今日隆光を城内に招き祈禱せしむ。【六七】▲廿一日。將軍綱吉牧野成貞邸に臨御。【二八、七二、七三】▲廿二日。成貞御禮登城。【七四】▲廿五日。桂昌院牧野郎御成。▲廿七日。牧野成貞老中等を招待。【七五】

五月 佐久間勝慈收封。【一七】

九月三十日 知足院伽藍建築落成。【六七】

十月九日 各驛老病牛馬保護令を出す。【四〇】

十一月一日 是より先綱吉四書直解新刻を命ず。今

是 歲 幕府仙洞御料及女院御料を増加す。【三五】

元祿四 辛 年 西曆一六九一年 支那(明)康熙三十年

正月十三日 林信篤に東髪せしめ從五位下に叙し大學頭と稱す。【二三】▲十八日。儒者大河内春龍、和田春堅東髪。【一八】

三月二日 綱吉柳澤邸臨御。【七二】吉保始めて將軍を其邸に迎ふ。【一六】

十月廿四日 蛇犬猫鼠等に藥をなさしめ、見世物となすを禁す。【四〇】

十一月十五日 江戸近郊五里以内の鶯、烏の巢を取らしむ。【四〇】

元祿五 壬 年 西曆一六九二年 支那(明)康熙三十一年

三月廿八日 綱吉大僧正光常及隆光の爲に大學三綱領講釋。【二二】

五月 遠藤岩松減封。【一七】

日成る。即ち伊勢日光等の社寺に進獻。【二二】▲十八日。將軍綱吉神田橋外祈禱所知足院に親臨。隆光等に物を賜ひ、知足院を關東新義眞言宗の本山と定む。【三七】▲廿一日。綱吉忍岡林氏邸内孔廟を拜す。【二三】

元祿二 己 年 西曆一六八九年 支那(明)康熙廿八年

二月廿一日 綱吉再び林氏の孔廟に詣る。【二三】▲是月。喜多見重政收封。【一七】

六月 坂本重治本多重周減知。【一七】

八月 島居忠利收封。【一七】

十二月廿一日 北村季吟父子將軍綱吉に召さる。【二三】

元祿三 庚 年 西曆一六九〇年 支那(明)康熙廿九年

三月 吉保二萬石加増せらる。【一六】

十二月 吉保從四位下となる。【一六】

六月廿六日 綱吉諸大名高家等の爲に論語學而篇を講す。【二二】

七月 松平忠弘減封。【一七】

八月 銀座の者貨幣改鑄に就き意見書提出。【四八】

九月廿二日 綱吉自ら觀用敷戒といふ一文を草し吉保に與ふ。【二二】

元祿六 癸酉年 西曆1699年 支那(明)康熙卅二年

三月廿二日 綱吉國主城主萬石以上のものゝ爲に中府を講す。【二二】

四月十八日 綱吉母桂昌院と共に成貞の邸に臨御。【一九】▲廿一日。綱吉周易講義を始め以來月々六回之を講す。【二二】

六月 本多政利收封。【一七】

九月 牧野成貞致仕を乞ふ。許されず。【一八】

十月 松平忠之收封。【一七】

元祿七 甲戌年 西曆1704年 支那(明)康熙卅三年

正月廿八日 犬咬合引分けを命す。【四四】▲是月。柳澤吉保武藏川越城主となる。【二六】

五月 吉保七萬二千三十石の御朱印頂戴。【一六】

閏五月三日 大分水番人に犬の字を紋につけ差置くものを禁す。【四四】

十月 水谷勝美收封。【一七】

十一月廿五日 柳澤吉保評定席に出座。【五六】

十二月九日 吉保侍従となる。【五六】

是 幕府禁裏御料及女御御料を増加す。【三五】

元祿八 乙亥年 西曆1705年 支那(明)康熙卅四年

正月九日 將軍誕生祝ひ、隆光座に列す。【六八】

二月十三日 嬴犬養育の令を出す。【四一】▲廿五日。綱吉知足院親臨寺料五百石を増加す。

【三七】

三 月 本多重益收封。【一七】

五月十二日 竹濶公種菽に遭うて歸洛。【三四】

六月十四日 隆光柳澤吉保の邸に至る。【六八】

八月十一日 萩原重秀の議を採用し、貨幣改鑄の役を命す。【四九】▲十九日。貨幣改鑄令を出す。【五〇】▲廿三日。大久保犬小屋支配人任命。【四一】

九月十八日 綱吉知足院親臨、名を護持院と改め、隆光を大僧正とす。【三七】▲十九日。新舊貨幣取交ぜ通用を令す。【五〇】

十一月廿九日 成貞致仕。【一八】▲是日中野犬小屋落成。【四一】

十二月廿一日 棄犬査檢の令を出す。【四一】

元祿九 丙子年 西曆1706年 支那(明)康熙卅五年

三月十八日 綱吉勸修寺御門跡濟深法親王の爲に大學講義。【二二】

五月十八日 綱吉妙法院門跡亮延法親王等の爲に論語講釋。【二二】

六月廿二日 隆光等を城中に召し祈禱せしむ。【六九】

七月八日 貨幣改鑄に就き所持の古金銀と新貨との交換を令す。【五〇】▲是月森長武收封。【二七】

八月六日 犬を切りしものを鼻首す。【四一】▲是月。小出重興收封。【一七】

九月十八日 綱吉柳澤邸臨御。大學講釋。終つて司馬温公疑孟の得失を論ず。【二二】

十月 小出英及收封。【二七】

元祿十 丁丑年 西曆1707年 支那(明)康熙卅六年

四月廿五日 是より先元祿八年五月廿五日より四谷、中野、大久保、喜多見四所犬小屋に收容したる犬數今日四萬八千七百餘頭に達す。【四四】▲廿六日。再び新舊貨

幣交換を命じ、古貨幣通用を來年三月迄と定む。【五一】

六月三十日 二朱判通用を令す。【五一】

八月 森長成收封。【一七】

是 歲 柳澤吉保二萬石加封。【一六】

元祿 十一 寅 年 西曆一七〇〇年 支那(明)康熙卅七年

正月廿六日 三たび新舊貨幣交換期限を來年三月迄延期。【五一】

二月 月 鑛山探掘獎勵の令を發す。【五一】

三月廿六日 諸器物に金銀の箔を用ふるを禁す。【五一】

五月 月 水野勝岑收封。【一七】

七月 月 小笠原長胤收封。【一七】

九月十三日 綱吉鷹司兼熙、曼珠院門跡良應法親王の爲に中庸を講す。【二一】▲是月。伊丹勝守收封。【一七】

金と引替を令す。【五一】

元祿 十四 巳 年 西曆一七〇一年 康熙四十年

三月 月 淺野長矩收封。【一七】

四月廿五日 桂昌院六義園臨御。【八一】

五月廿一日 また新貨幣融通を令す。【五三】

八月廿五日 銀子貯置きを禁止す。【五三】

十二月廿一日 大阪市内にて銀子貯置を禁止す。【五三】▲廿六日。吉保父子松平の稱號と將軍偏諱とを賜はる。【一七】

元祿 十五 午 年 西曆一七〇二年 支那(明)康熙四十一年

二月三日 また新古金銀引替を命す。【五四】▲一日。桂昌院從一位と成る。【一四】

三月二日 隆光筑波領不作に就き幕府御倉米の借入を求む。柳澤吉保肯かす。【八六】▲九日。柳澤吉保桂昌院叙位の功により二萬石加増。【七九】

元祿 十二 卯 年 西曆一七〇〇年 支那(明)康熙卅八年

四月一日 四たび古貨幣通用を延期す。【五一】

八月十五日 今夜大風雨あり、爲に今年實らず。【五六】▲十七日。桂昌院里方本庄殿逝去。

隆光登城悔を申す。【七〇】▲十八日。隆光三の丸登城。【七〇】

閏九月十日 旗本賑恤令を出す。【五七】廿五日。將軍護國寺御成。【七〇】

元祿 十三 辰 年 西曆一七〇一年 支那(明)康熙卅九年

四月四日 桂昌院淺草參詣。【七一】

十一月八日 來年十二月迄金一兩に就き銀五十八匁以下、錢三貫九百文以下と定む。【五二】

十二月一日 ▲廿一日。綱吉周易講義終了。【二一】柳澤吉保將軍綱吉より八代蜜柑一籠を拜領す。是去年よりのことなり。【八七】▲晦日。大阪御藏銀千五百貫目、町

四月五日 吉保邸焼く。見舞山の如し。【八五】

五月九日 馬荷物の過重を禁す。【四〇】

七月十八日 釀酒米の員數を定め、米穀類の價額を調節す。【五八】

八月 月 久松忠充收封。【一七】

元祿 十六 癸 年 西曆一七〇三年 支那(明)康熙四十三年

二月廿五日 綱吉牧野成貞邸臨御。【七〇】▲廿六日。桂昌院護持院御成。【七〇】

十一月廿二日 關東東海大地震。【九三】

十二月廿二日 江戸大地震。【五六】▲廿三日。儉約令を出す。【五八】

寶永 元 申 年 西曆一七〇四年 支那(明)康熙四十三年

二月十三日 儉約令を出す。【五八】

七月三日 東北地方水災、年穀實らず。【五六】

十二月廿一日 柳澤吉保甲府に封ぜらる。【一六、七九】▲是月井伊直朝收封。【一七】

寶永二酉年 西曆1705年 支那(明)康熙四十四年

- 正月廿八日 幕府京都供御一萬石を増す。【八四】
- 三月五日 綱吉右大臣となる。【四】
- 閏四月十五日 吉保將軍家より二十二萬八千餘石の朱印を賜はる。【一六】
- 五月十日 靈樹院染子逝く。【七七】▲廿九日。病馬保護不行届の者を閉門。【四〇】
- 六月三日 牛馬負擔荷物制限。【四〇】▲廿二日。桂昌院死。【一四】
- 七月十三日 吉保退隱を請ふ。【八七】
- 十月十二日 また新貨融通を令す。【五四】▲廿日。主無し犬の出産檢視届出あり。【四三】
- 十二月十八日 將軍柳澤邸御成。【七六】

寶永三丙年 西曆1706年 支那(明)康熙四十五年

- 正月 月 また新古金銀引替を令す。【五四】
- 二月十一日 吉保家宣を其邸に迎請。【八九】

- 三月十一日 右衛門佐局逝く。【七八】
- 五月 月 暴利をむさぼる豆腐屋七人を過塞せしめ諸物價を低下せしむ。【五八】
- 七月廿九日 甲金鑄造の特許を吉保に賜ふ。【八八】

寶永四亥年 西曆1707年 支那(明)康熙四十六年

- 三月廿日 生類檢屍の令を出す。【四一】
- 八月十一日 鳥商禁止。【四〇】
- 九月四日 吉保御打物御免。【八五】
- 十月 月 諸物品の買置を禁す。【五八】
- 十一月廿三日 富士山燒く。【九三】

寶永五子年 西曆1708年 支那(明)康熙四十七年

- 閏正月廿八日 寶永大錢通用を令す。【五五】
- 七月十八日 西の丸女官すめの方懐胎、正親町町子の繻帶進上。【八九】
- 九月廿八日 再び大錢通用を令す。【五五】
- 十月五日 綱吉柳澤邸臨御。【七二、九四】▲十三

七月三日 家繼誕生。【八九】

正徳四年甲年 西曆1714年 支那(明)康熙五十三年

- 正月丁日 憲廟實錄成る。【四四】
- 十一月二日 柳澤吉保死。【一五、七六】

日。綱吉日光准后公辦法親王の本坊に臨む。▲廿八日。綱吉御惱。【以上九四】

▲廿三日病傷乘馬牽馬保護令を出す。【四〇】▲廿七日。旗本の士四人生類憐愍令に背き重追放に處せらる。又徒士三人馬を傷けたりとて一人は追放、二人は解放せらる。【四〇】

十一月九日 狂犬届出を命す。【四〇】

寶永六丑年 西曆1709年 支那(明)康熙四十八年

- 正月元日 綱吉少々快然。▲二日。同上。▲三日。綱吉麻疹出づ。されど輕病の由を群臣に傳ふ。▲五日。隆光登城祈禱。【以上九四】▲六日。諸出家毎年の例により登城、新年賀儀を申す。隆光等加持。▲八日。隆光等登城將軍御目見え。▲九日。隆光等登城加持。▲十日。綱吉薨去。【以上九五】

其二 人物概覽

【ア行】

ア

秋田季久

俊季の二男、通稱右衛門。慶安二年五月父の遺領陸奥田村郡の内にて五千石の地を分ち賜はる。後將軍家綱の小性を勤め、ついで中奥に候す。萬治元年閏十二月從五位下淡路守となり、元祿六年九月小性番頭に進む。寶永元年八月辭職、寄合となり、四年六月死。年六十九。江戸品川東海寺内女性院に葬る。【三九】

秋田平太夫

名は季重、實は小出重堅の四男、季信に養はれて秋田氏を嗣ぎ、慶安四年十二月遺跡を譲らる。承應三年二月小性組に列し、延寶四年十月小十

秋元喬知

人組の番頭となる。五年閏十二月應米三百俵を加恩せらる。天和元年十一月御目付に遷り、二年四月五百石加封。元祿二年六月駿府町奉行となり、四年十月辭職、寄合に列し、七年七月致仕。寶永七年十一月死。年七十八。【七三】

元年更に一萬石加賜、總べて六萬石となる。四年八月死。年六十六。【二

三】

喬知に同じ。【七一、七五、八一】

秋本但馬守 明智光秀

家康時代上、徳川幕府上期中卷掲出。【六二】

朝倉小左衛門

名は景宣、義景の遺孫、重宣の子、萬治二年御書院番に列し、延寶四年遺跡を継ぎ、千七百石を領し、三百石を弟景忠に與ふ。貞享二年五月事によりて閉門を命ぜられ、九月赦さる。元祿元年九月死。年四十九。【七

五】

朝倉新十郎

萬右衛門、新五右衛門ともいふ。名は高興、小右衛門と同族たり。高興の長子、延寶元年閏十二月遺跡を継ぎ小普請となる。天和元年御小性組に列し、元祿十一年六月采地二百石

近世日本國民史 人物概覽

朝倉清左衛門

を上州新田郡内に移さる。十四年八月事によりて過塞を命ぜられ後赦さる。享保十二年十二月死。【七五】

小左衛門景宣の弟。名は景忠、幼字虎之助、また大學と稱す。延寶四年十二月父の遺封三百石を上總望陀及下總葛飾二郡に分ち賜はる。天和元年二月御小性組の番士に列し、元祿十四年死す。【七五】

朝倉武左衛門

名は重勝、宇右衛門、又八郎右衛門と稱す。重利の子。萬治二年十二月遺跡を嗣ぐ。小左衛門、新十郎等と同族たり。寛文十二年五月御書院番士となり、貞享二年二月事によりて閉門を命ぜられ、九月赦さる。後番を辭し、寶永四年九月死。年五十四。【七五】

淺野長矩

幼字又一郎、長友の子。寛文七年生

る。延寶三年三月遺跡を嗣ぐ。八年八月從五位下内匠頭に叙任す。元祿六年十二月水谷勝美除封の時行きて備中松山城を守る。十年八月弟大學長廣に私懸田三千石を分與ふ。十四年三月勅使襲應の事を承はり登營、遺恨ありて吉良義央を斬り即日死を賜はる。【一七】

朝山意林庵 朝山素心

素心に同じ。【二九、三〇】
字は藤丸、意林庵と號す。京都の人、始め五山の長老に學ぶ。朝鮮使節李文長至る。乃ち就て説を受く。寛永中駿河大納言忠長に從ひ、駿府に居る。三年にして致仕歸京。承應二年後光明天皇の辟により宮中に易經を講ず。寵遇頗る厚し。毎に物を賜はる。三年天皇崩す。乃ち廬外に閑居し、諸候文々徴せども出でず。寛文

朝山日乘

四年九月死。年七十六。【三一】
朝山二郎左衛門尉景連の後、世々足利氏に從ひ、伯耆園莊、出雲長田東郷地頭職となる。日乘名は善茂、父は綱忠、綱忠戦死の後美作に遁れ居り尙出雲朝山の地を食む。後棄て、京都に入り織田信長に仕ふ。【二九】

朝山久綱

日乘の子。父と同じく織田信長に從ふ。叙爵して宮内少輔に任じ、入道して治齋と號す。信長之を城州柳原に居らしむ。天正十三年西院の地を改め賜はる。某年死。【二九】

飛鳥井雅章

雅庸の第三子。從一位權大納言に進み武家傳奏となる。和歌と榮雅流の書法に工みなり。或ばいふ磐城に流さると。延寶七年十月薨す。年六十九。【三三】

飛鳥井雅宣

雅庸の第二子。後宗勝と名を改め、從三位難波宗富の後を嗣ぐ。左近衛少將に任ぜられ、正五位下に叙せらる。慶長十四年事により伊豆に配流せられ、十七年赦に遇ひて歸る。名を雅胤と更め、權大納言正二位に進む。慶安四年從一位を以て薨す。年六十六。【二六】

正親町公通

實豐の子。從一位大納言に至る。晩年費を好み、白玉翁、又風水軒と稱す。享保十八年七月死。年八十一。【八二】

阿部伊勢守

名は正弘、幼字剛藏、後主計と改む。正精の第六子。文政二年十月生る。天保七年十一月兄正寧の嗣となり、從五位下に叙し伊勢守となる。尋いで其封を嗣ぎ備後福山城主となる。十一年社寺奉行に補し十四年老中と

近世日本國民史 人物概覽

阿部重次 阿部忠秋 阿部出羽守

徳川幕府上中巻掲出。【一、二、六三】
名は正喬、正武の子。寛文十二年生る。貞享三年十二月從五位下出羽守に叙任す。元祿五年十一月飛騨守に改む。十二年三月奏者番に列し、閏九月社奉行を兼ね一萬石を賜はる。寶永元年十月遺領を嗣ぎ、新懸

四五千石を弟正晴に分つ。ついで奏者番及寺社奉行を免さる。六年從四位下となる。正徳元年四月老職となり、豊後守と改む。六月侍從に進む。後京都に至りて天皇に調す。寛延元年致仕、三年七月死。年七十九。【七五】

阿部豊後守
阿部正武

忠秋に同じ。【七三、七五】
忠秋の孫、正能の子。慶安二年生る。寛文三年十二月從五位下美作守となる。延寶五年襲封。八年閏八月奏者番に列し寺社奉行を兼ぬ。天和元年三月老職に進み、豊後守に改む。四月從四位下に進む。貞享三年加恩一萬石を賜はる。是より先武徳大成記編撰惣奉行の命を受けしが是年九月成りて献じ物を賜はる。元祿七年四月一萬石加封、總て十萬石を領す。

阿部正次
新井白石

有馬豊祐

安祿山

寶永元年五月聖堂再建の惣奉行を勤む。是年九月病んで死す。年五十六。【六、一一、一三、四九】

家康時代上中、徳川幕府上巻掲出。【六三】

家康時代上、徳川幕府上期中下巻掲出。【一一、一二、一三、二八、七六、九三】

初名豊範、實は小出吉重の二男、正保三年生る。後有馬忠頼の養子となる。寛文八年義兄頼利の遺領一萬石を分ち賜はり、筑後松崎に住す。十二月從五位下伊豫守となる。貞享元年事によりて領地を收められ、同族頼元に預けらる。元祿五年致さる。十三年十二月久留米に死す。年五十五。【一七】

元胡人なり。唐玄宗皇帝に仕へ、帝

の寵妃楊氏及其左右に結託して帝の信任を得、平盧、范陽、河東の節度使を兼ね陰に異志を懐く。楊國忠相となるに及び遂に兵を擧げて反し洛陽を陥れ進んで長安を犯し之を陥る。遂に洛陽に都して帝と稱す。後其少子を受し嗣となさんとし、長子慶緒の爲殺さる。【一〇】

井伊掃部頭
イ、井

初名直興、又直治、後直該と改む。直繩の子。明暦二年生る。寛文十二年十一月直澄の養子となる。十二月從四位下侍從に叙任し、玄蕃頭と稱す。延寶四年遣封を嗣ぐ、八年十月少將となる。元祿八年老中となり、十年六月大老となる。十三年三月職を辭し、十四年三月致仕。寶永七年五月剃髮し、覺翁軒と號す。ついで

近世日本國民史 人物概覽

井伊直該
井伊直弼

嗣子幼少なるを以て髮を蓄へ掃部頭に復し公務を視る。後中將となる。享保二年四月彦根に死す。年六十二。【七四、七五】

掃部頭に同じ。【六、七、八】

幼名鐵之助、次で鐵三郎と改む。直中の十四子。弘化三年兄直亮の嗣となり、嘉永三年襲封。安政五年四月擧げて大老となる。此時尊王攘夷の論盛なり。直弼勅許を得ずして假條約に調印し、爲に世論の反對を受くること甚だし。且つ將軍繼嗣の問題あり、十四代家茂を擁立し、益々世の怨みを受く。直弼反對黨を壓せんとし獄を起して嚴科に處す。遂に

萬延元年三月三日登城の途櫻田門外に於て水藩士等の爲に襲撃せられ非命に死す。年四十六。世田谷聖徳寺

井伊直孝

に葬る。【六〇】
家康時代中下、徳川幕府上期上中下
卷揚出。【二一】

井伊直朝

信武の子、遠州掛川城主。延寶八年
生る。元祿七年十一月襲封。十二月
從五位下兵部少輔となる。九年八月
江戸城奥詰となり、九月之を辭す。
後病にかゝり、寶永二年十二月家を
養子直矩に譲る。六年三月伯耆守と
稱す。正徳五年七月死。年三十六。

井伊直矩

【一七】
實は直該の四男、直朝の養子となる。
掛川城を收められ、越後三嶋、苅羽、
頸城三郡内に於て二萬石を賜ひ、奥
板に住す。六年三月從五位下兵部少
輔となる。七年十一月封を越後刈羽
魚沼に改む。享保十六年十二月致仕、
寛保二年三月死。年五十。【一七】

井口宗貞

次郎吉、八兵衛、理兵衛等と稱す。
父宗次と共に近江乙窠村に住し、後
御手鷹師となり、元祿四年七月遺跡
を嗣ぐ。七年三月召されて江戸に至
り寄合番に列し、八年五月二十三日
市谷、犬小舎支配人となり、九年六
月十八日之を辭し小普請となる。寶
永七年四月死。年六十五。小石川小
日向智願寺に葬る。【四一】

池田綱政

徳川幕府上期下卷揚出。【八五】

池田光政

徳川幕府上期下卷揚出。【八五】

板倉重通

家康時代中下、徳川幕府上中卷揚出。
【六一】
重矩の子、後重種と改む。寛永十八
年生る。始め叔父重直の養子となり、
寛文元年從五位下兵庫頭叙任し、
三年十月石見守に改む。延寶元年七
月遺領を嗣ぎ、五年奏者番となり寺

板倉重宗

社奉行を兼ね。八年九月老職となり
内膳正に改む。ついで從四位下に昇
る。天和元年二月舊封下野烏山を改
めて武藏岩槻を賜ひ一萬石加封、六
萬石を領す。十一月故ありて職を奪
はれ逼塞せしめらる。二年一萬石減
封、信州坂本に移さる。寶永二年九
月死。年六十五。【一七】

板倉筑後守

徳川幕府上中卷揚出。【二五、三二、三
三】
名は重直。徳川幕府上期下卷揚出。
【二六】

伊丹勝守

勝久の子、幼字は竹之助、延寶元年
生る。元祿四年九月遺領を嗣ぎ、十
一年九月失心して自殺す。年二十八。
よつて領知を收めらる。【一七】

一絲和尙

名は文守、桐江と號す。一絲は其字
なり。岩倉木工頭具堯の三男。澤庵
近世日本國民史 人物概覽

伊東九郎左衛門

名は祐信、實は朝倉重宣の二
男。伊東祐久に養はれ其嗣となる。
正保三年十二月遺跡を嗣ぐ。萬治二
年大番に列し、延寶四年二月粗頭と
なる。六年十二月新恩二百石を賜は
る。元祿十年七月上野綠野武藏賀美
二郡の内にて四百石を賜はり總て九
百石を知行す。十一年十一月務を辭
し寄合となり、十二月死。年五十八。

【七五】

伊藤仁齋

伊藤東涯

稻垣安藝守

徳川幕府上期下巻掲出。【一】
徳川幕府上期下巻掲出。【一】
重大の子、慶安元年生る。萬治元年
六月遺跡を嗣ぎ寄合に列し、延寶四
年三月御書院番頭となり、十二月從
五位下備後守となる。七年八月大番
頭に轉じ、天和二年安藝守となる。
是年五月二千石加封、貞享二年十一
月若年寄に進み、五千石加恩、すべ
て一萬三千石餘となる。後封を轉じ
て近江神崎郡上山に居る。寶永四年
十一月死。年六十。上州伊勢崎天増
寺に葬る。【七三、七五】
重昭の子。延寶元年三河刈屋に生る。
貞享四年從五位下和泉守となり、元
祿元年二月襲封。六年奥詰となり、
御小性に移り又對馬守となる。十二

稻垣重富

稻葉正勝

三年十月死。美濃長良の崇福寺に碑
あり。【六三】
正成の子。母は春日局。慶長二年
京都に生る。九年召されて上野下野
の地五百石を賜ひ、家光に附屬す。
後御小納戸となり、御小姓組の番頭
を勤む。元和七年書院番頭に轉じ、
上總の内にて千五百石加増あり。九
年從五位下丹後守となり、三千石加
恩すべし五千石となる。寛永元年ま
た五千石加封。二年一萬石加封。是
年父の遺跡二萬石を繼ぎ合せて四萬
石となる。九年十一月四萬五千石加
封。相模小田原を賜はる。鈞命によ
り箱根關を守る。十一年正月死す。
年三十八。【六三】
家康時代上、徳川幕府上中下巻掲出。
【六三】

稻葉正成

近世日本國民史 人物概覽

稻葉一徹

年七月若年寄となる。十五年九月五
千石加恩、上總大多喜城を賜はる。
ついで下野烏山に轉す。寶永元年五
千石加恩、總て三萬石となる。六年
四月死。年三十八。【八三】
又一鐵と記す。美濃の人、通則の季
子。幼にして僧となる。長じて還俗
し其通といふ。豪強勇武曾根城に居
り、岐禮、清水に移り、伊豫守と稱
す。氏家安藤二氏と共に西美濃三人
衆と稱せらる。初め齋藤氏に屬し、
後織田氏に従ふ。諸所に戦功あり。
天正三年剃髮す。信長死後秀吉に屬
し、十三年三位法印に叙せられ、十
六年十一月死。年七十三。【六三】
其通の庶長子。織田信長に仕へ、父
の死後美濃清水城主となり一萬二千
石を領し、豊臣秀吉に近侍す。慶長

稻葉重通

稻葉正利

稻葉正則

稻葉正房

稻葉正休

稻葉正往

正成の子。母は春日局。内記と稱す。
駿河大納言忠長に仕へ、後細川忠利
に預けらる。【六三】
徳川幕府上期下巻掲出。【三、六、七、
八、六三】
正成の子。采女、出雲、又八右
衛門と稱す。越前松平忠昌に仕ふ。
【三六】
家康時代下、徳川幕府上期下巻掲出。
【一〇、一一、一二、一三、一七、六三】
正則の子。寛永十七年生る。承應三
年十二月從五位下丹後守となる。天
和元年四月奏者番となり、寺社奉行
を兼ね。十一月所司代となり攝津、
河内の地三萬石を賜はる。十二月從
四位下侍從に進む。三年閏五月父の
封を嗣ぎ十萬二千石を領す。貞享二
年小田原を轉じて越後高田に移封。

元祿十四年正月老職に進み、六月下總佐倉に移る。寶永元年八月職を辭し致仕す。享保元年十月死。年七十七。【六】

稻葉正吉

幼字權佐。正成の子。寛永五年五月兄正次死して、其子正能未だ幼なるにより、其遺跡美濃青野五千石を分ち賜はり、寄合に列す。慶安三年十一月御書院番頭となり、四年八月從五位下伊勢守となる。明暦二年七月駿府城番衛の時家臣某々と男色の事により殺さる。年三十九。【六三】美濃曾根城主通則の三子、一鐵似齋良通には兄なり。刑部少輔と稱す。大永五年八月二日父兄と共に土岐頼藝に屬し、越前淺井祐政と美濃牧田に戦ひ討死す。【六一】

稻葉通明

稻生五郎左衛門

名は正照、次郎左衛門正信の

月死す。年五十四。武藏入間郡多和日に葬る。【七四】

稻生正照

ウ

右衛門佐

初めの名は常磐井局、水無瀬中納言氏信の女。初め後水尾天皇に奉侍す。天皇崩後家居す。淨光院より新上西門院に才智ある女儀を所望ありし時撰はれて東下し、淨光院殿に勤仕す。貞享三年入つて幕府に仕へ、千石を賜ふ。元祿十三年田中半藏某を養ふて子となす。寶永三年二月小日向の第に死す。【六六、七六、七八】

エ、エ

遠藤石松

父は常春、母は某氏、嫡母の養となる。常久と名のる。貞享三年美濃八幡に生る。元祿二年遺領を繼ぎ、五年三月晦日死。時に七歳。素道本了

近世日本國民史 人物概覽

三男。寛文二年仕へて小十人となり、延寶元年新番に移る。二年厩米百五十俵を加へられ總て二百五十俵となる。天和元年組頭に轉じ、二年三百石を加恩せらる。貞享元年御目付となる。四年御作事奉行に轉じ、元祿二年勘定奉行となる。采地も累増して千五百石となる。十二月從五位下伊賀守となる。十二年辭職寄合に列す。寶永五年致仕。享保十年九月死。年八十五。【七五】

稻生七郎右衛門

名は正盛、正倫の子、寛文三年十一月御書院番士となり、六年七月遺跡を嗣ぐ。延寶八年十二月御徒の頭に轉す。天和二年采地五百石を加へらる。元祿十年閏二月御目付に移り采地すべて千五百石を知行す。十三年二月務を辭し寄合に列し、四

院と號す。淺草本願寺の長教寺に葬る。【一七】

小笠原長重

オ、ヲ

長矩の二男、兄長祐の養子となる。綱吉に仕へ後中奥の小姓より御側小姓に轉じ、從五位下佐渡守となる。元祿三年十月遺領を繼ぎ奏者番となり、寺社奉行をかゝ。四年閏八月所司代に進み、從四位下侍從となる。十年四月老職となり武藏岩槻城を賜ひ五萬石を領す。寶永二年一萬石加増。七年五月職を辭して致仕す。享保十七年八月死。年八十三。【八五】長章が長男、長勝の養子となる。天和三年正月遺領を繼ぎ、十二月從五位下修理大夫となる。元祿二年六月奥詰となり、五年六月之を免さる。十一年七月廿七日常に行狀よろしか

小笠原長胤

らず、且つ家中の制度も正しからざるの故を以て所領を沒收せられ、小笠原右近將監忠雄に預けらる、【一七】

小笠原長圓

長胤の弟。幼字は磯之助。延寶四年生る。兄長胤封を沒せらるゝの時特に家名を繼がしめられ、豊前上毛、下毛、宇佐三郡中にて四萬石を領し中津城を賜ひ、ついで從五位下信濃守となる。正徳三年十月中津に死す。年三十八。【一七】

岡部丹波守

名は勝政、與賢の子。初め家綱將軍に仕へ從五位下隱岐守となる。延寶三年家を繼ぎ、御小姓組番頭、御書院番頭等を勤め、天和三年大番頭となる。元祿六年五月御留守居に遷る。十年七月上總千五百石を増賜はり總千四百五十石を知行す。後事により

お國の方

小普請に貶せられ、十五年七月赦さる。寶永四年七月致仕し、正徳三年四月死。年七十四。【七一】
父を太田某といふ。家光に幸せられ龜松齋を生む。延寶二年六月死。法名定光院性嶽長心。【六四】

荻原重秀

通稱五左衛門、又彦次郎と稱す。延寶二年十月召されて御勘定に列し、天和三年組頭に進む。貞享四年六月諸國御代官の會計終らざるものゝ檢察を命ぜらる。元祿三年佐渡の支配を兼ね。九年勘定奉行に進み從五位下近江守に叙任す。知行は屢々加増せられて寶永七年三千七百石となる。正徳二年九月職を免され、寄合に列し、三年九月死。年不明。谷中長明寺に葬る。【四七、四八、四九、五一、五五、五六、八三、一〇一】

荻生惣右衛門

物徂徠に同じ。徳川幕府上期下巻掲出。【二二、九四、九七】

荻生徂徠

惣右衛門に同じ。【二二、三三】

小倉實起

徳川幕府上期下巻掲出。【三四】

小栗美作

五郎左衛門某の子、越後高田侯徳川光長の臣なり。名は正矩。國老に列し、荻田主馬と共に國務を預り聞く。人となり奸佞にして邪智あり、遂に陰謀を企て事顯はれて死を賜はる。時に年五十六。【六、八、九】

尾關甚左衛門

名は某、左大夫正平の子、父の業をつぎ、御手鷹師を見習ひ、後寄合番となる。元祿七年七月遺跡をつぎ采地百石を賜はる。後四谷御大預となる。正徳四年六月家を養子七右衛門某に譲る。某年死。【四一】

小谷權兵衛

名は忠榮、又太郎右衛門と稱す。其女の縁により綱吉に仕ふ。延寶八年

織田信武

綱吉本城に入るに及び御家人に列し、廩米三百俵を賜ひ牧野成貞が支配となる。天和元年七月死。江戸駒込世尊院に葬る。【一九、六六】

織田信長

信雄の曾孫、長頼の子。明暦元年生る。寛文十二年十二月從四位下に叙し出雲守に任す。延寶三年八月伊豆守に改む。元祿二年六月遺領を嗣ぎ大和宇陀郡三万餘石を領す。七年十月領地松山に死す。年四十。【一七】
家康時代上中下、徳川幕府上中下巻掲出。【六一】

織田信休

信武の子。初名信恒。延寶六年生る。元祿六年十二月從五位下壹岐守に叙任す。八年事により八千石を收められ、大和宇陀郡の所領を丹波水上郡に遷され二萬石を賜ひ柏原に居る。十三年二月山城守に改む。正徳四年

十月近江守に改む。享保七年十一月
柏原に死す。年四十五。【一七】

お玉の方

桂昌院に同じ。【六四、六五】
小谷権兵衛の女、平井吉右衛門の養
女となり桂昌院に仕へて侍女とな
る。時に年十二。綱吉之を寵幸し遂
に懐妊して女を白山館に生む。時に
年十九。年を踰えて又徳松を神田館
に生む。恩寵益々厚く、其父兄また
召され幕府に出仕す。延寶八年五
丸殿と稱す。綱吉薨後三丸に移り落
飾して瑞春院と稱す。仍つて又三丸
殿とも呼ぶ。元文三年六月死。年八
十。【三六、七四】
父を藤枝重衍といふ。京都の人なり。
元和九年家光夫人中丸殿に従ひ江戸
に来る。最も賤役に諫す。家光の入
浴に候し遂に幸せられ身めりあり、

お夏の方

く國を治む。又書畫を善くす。後西
院天皇、近衛信尋と共に書の三蹟と
なす。【七四】

尾張義直

お振の方

家康時代上中下、徳川幕府上期中下
巻掲出。【二三】
岡田吉右衛門某の女、町野幸和の養
女となる。家光に仕へ寵幸せらる。
寛永十四年閏三月女子を生む。是を
靈仙夫人となす。靈仙夫人の爲世に
敬重せらる。寛永十七年八月死。法
名自證院老山曉桂。弟某加藤明成に
仕ふ。【六四】

大石内藏之助

名は真雄。元藤原氏、高祖久右衛
門某關白秀次に仕ふ。曾祖真勝内藏
助と稱し、始め男山八幡宮木坊の弟
子となりしが十八歳江戸に至り淺野
長重に筮仕す。功を以て老職に列す。
祖父良欽亦内藏助と稱し父の職を嗣
近世日本國民史 人物概覽

尾張綱誠

正保元年五月男子を生む。是後の甲
府綱重なり。此縁により父及び弟甲
府に仕ふ。天和三年七月三田の第に
死す。年七十。法名順性院妙喜白圓。
【六四、六五】

尾張光友

光友の長子。累遷して權中納言從三
位に至る。元祿十三年死。【三】
義直の子、本名は光義、小字は五郎
太、寛永七年五月從五位上に叙し藏
人と稱す。十年十二月元服、家光の
諱字を賜はる。從四位下右兵衛督に
叙任す。十七年三月參議に任じ右近
衛權中將を兼ね。ついで從三位に進
む。慶安三年封を繼ぎ、承應二年權
中納言正三位を歴、後權大納言に轉
じ從二位に進む。元祿六年老して江
戸外山別莊に移り居る。十三年十月
死。年七十六。儉を守り制を立てよ

大岡清重

ぐ。父良昭權内と稱し、池田由成の
女を娶り真雄を産みて早死す。仍つ
て真雄祖父の後を嗣ぐ。初め甚だ顯
はれず、元祿十四年赤穂藩變あるや
同志を糾合して主君の讎を報せるは
世の善く知る處なり。【一】
幼字は傳三郎、五郎右衛門と稱す。
清政の子。正保四年十二月御小性組
に列し、明暦二年十二月遺跡を繼ぐ。
寛文二年十月御徒の頭に轉じ、十一
年御目付となり、延寶八年三月御勘
定頭となる。天和二年加恩せられて
總て三千七百石を知行す。又是年從
四位下備前守となる。貞享中事によ
り逼塞せしめられしが、後宥さる。
元祿三年八月死。年六十。【四九】
名は忠眞、忠世の子、寛永十九年
十一月遺跡を繼ぐ。萬治二年七月御

大岡忠右衛門

書院番に列す。延寶七年正月御徒の頭となる。元祿三年八月御先鐵砲の頭となり、七年八月駿府定番となる。九年二月甥大岡五左衛門忠英が事に座して閉門せられ、後免さる。十三年四月死。年六十四。【七四】

大久保隱岐守

名は忠増、加賀守忠朝の子。寛文十年十二月從五位下安藝守となり、天和元年八月奏者番となる。三年一萬石を賜はる。貞享二年七月寺社の奉行を兼ね。四年十二月若年寄となり、隱岐守に改む。元祿十一年舊封を返し父の封を嗣ぐ。寶永二年九月老職となり、加賀守に改め侍從に進む。正徳三年七月死。【七三、七五】

大久保加賀守

名は忠朝。實は右京亮教隆の二男なり。寛永九年生る。忠職の嗣。十八年家綱に附屬せられ、後御小性を

大久保佐渡守

勤め、慶安四年八月從五位下出羽守となる。萬治三年御小性組の番頭に進む。寛文十年六月遺跡を嗣ぐ。延寶五年七月老職となり加賀守と改め、尋いで從四位下に昇る。六年舊封唐津を改め下總佐倉に移さる。貞享三年相模小田原に移さる。屢々加封せられて十一萬三千石餘を領す。元祿十一年二月職を免さる。正徳二年九月死。年八十一。【七三、七五】

大久保忠高

て七千餘石を知行するに至る。後事によりて閉門せらるると雖直ちに赦され一萬石を領す。元祿十五年四月死。年八十四。青山教學院に葬る。【七三】

大久保忠朝

加賀守に同じ。【六、一一】

大久保忠方

忠増の子。初名忠英。寶永三年二月柳澤吉保の女を娶る。十二月從五位下大藏少輔に叙任す。正徳三年八月遺跡を嗣ぐ。加賀守と稱す。享保六年十二月從四位下となる。十七年十月死。年四十一。【八三】

大久保忠増

隱岐守に同じ。【八三、八八】

大久保帶刀

忠世の曾孫、名は忠兼。寛文三年十一月御書院番士となり、延寶三年十二月家を繼ぎ寄合に列す。天和二年三月百人組頭となる。四月七百石加恩あり、三年五月御旗奉行に轉じ、貞

大久保長安

享四年御留守居となり、從五位下玄蕃頭に叙任す。後また加恩あり、すべく六千七百石を知行す。寶永三年十月死。年七十六。【七五】

大澤基將

家康時代中下、徳川幕府上期上中巻掲出。【四五】

太田資直

其重の子。木工助と稱す。正保元年十二月奥高家に列し、從四位下兵部大輔となる。三年侍從に進む。慶安三年八月遺跡を嗣ぐ。寛文三年御即位慶賀の爲松平直政に從つて上洛す。六月從四位上少將に昇進す。延寶六年七月病んで死す。時に年六十。【二六、三二】

萬の方

頭郡田中城に居る。二年六月奏者番となり若年寄に轉じ攝津守と改む。故ありて出仕を止められ、後赦さる。寛永二年正月死。年四十八。【一三】
參議源有純の女。初め伊勢慶光院に入り刺髮す。時に年十六。年を踰へて江戸に行き家光に見え容姿の美なるを以て寵幸せられ、名をお萬と改む。又お梅方と稱す。一族幕府に仕へて高家となる。後尼となり永好院と稱す。正徳元年十月死。【六四】

樂の方

初めお蘭の方と稱す。父は某、江戸の人なり。七澤清學の養女。春日局淺草觀音に詣れる時其姿色を愛し、召して家光に側仕せしむ。寵遇日に盛にして娠めるあり、寛永十八年八月家綱を生む。ついで從三位に叙し、承應元年十二月死。寶樹院華城天祭

高力伊豫守

【力行】カ

名は忠弘、高長の子。寛文二年十二月從五位下伊豫守となる。天和三年鷹木二千俵を賜はり寄合に列す。貞享二年十月御小性組番頭となり下總の地三千石を賜はる。元祿元年五月御書院番頭に轉す。九年大岡忠英と私闘して死す。時に年四十九。【七四】
通宗の子。延寶七年十二月遺跡を繼ぎ寄合となる。元祿六年五月番頭に列す。十年上總の地五百石を賜はる。十二年十二月法眼に叙す。寶永三年奥醫となる。四年法印に昇る。享保三年七月死。年六十五。法名松庵。【九六】

加々爪直清

實は石川總長の二男。寛永二十年生る。寛文元年加々爪直澄の養子となり、二年從五位下土佐守となる。延寶七年襲封。事により封を沒せられ、兄石川總長に召預けらる。【一七】
徳川幕府上期中下巻掲出。【一〇、一四、六〇、六一、六二、六三】
徳川幕府上期中巻掲出。【二五、六一、六四】

春日局

和子

加藤明英

明友の子。孫太郎と稱す。承應元年生る。貞享元年二月遺跡を嗣ぐ。二年詰衆となり、從五位下佐渡守に叙任す。元祿二年八月奏者番となり寺社奉行を兼ね。三年若年寄に進む。八年下野壬生に移り二万五千石を領す。十年越中守に改む。正徳元年職を辭し雁間に候す。二年正月死。年六十一。【四九】

加藤清正

加藤兵助

金井六左衛門

兼松又次郎

家康時代上中下、徳川幕府上期上中下巻掲出。【六三】
泰興が三男、名は泰茂。延寶二年宗家より千五百石を分ち賜はり寄合に列す。天和二年四月上野下野の地五百石を加へられ二千石となる。貞享二年御作事奉行に移る。元祿九年故あり出仕を止められしが、後赦さる。十一年十二月職を辭し、正徳三年十一月死。年六十三。【七五】
名は某、將軍綱吉に仕へ御臺所人を勤め、後組頭に移り、貞享四年八月御臺所頭となり、鷹米二百俵、月俸四口を賜はる。後故あつて拜謁をばばかり、元祿三年免さる。六年三月務を辭し小普請となり、九年七月致仕。【七三】
又、又三郎と稱す。名は正寔。正春の

狩野洞雲

子。延寶七年七月遺跡を嗣ぐ。天和二年御小姓組の番士に列し元祿二年十月より進物の役を勤む。十年慶永を改め采地すべて千二百石を賜はる。寶永五年三月死。年四十九。【七五】
名は益信、采女と稱す。洞雲は其號、後藤光頼の三男。畫を探幽に學び後其養子となる。探幽實子生るゝに及び別に一家を立つ。永眞其才を喜び其女を嫁せしむ。家光將軍の寵を受け法眼に叙し狩野三家に次ぐの命あり、駿河臺狩野の開祖なり。元祿七年正月死。年七十。【二三】

川口源左衛門

名は宗恒、宗次の子。慶安元年御書院番に列し、承應元年十二月遺跡を繼ぎ千七百石を知行す。寛文三年御徒の頭に進み、十一年御目付となる。延寶八年長崎奉行となる。屢加

甲府綱重

死。年八十三。【二一】
家光の第三子、母は順性院藤枝氏、正保元年五月生る。幼字は長松庵。慶安四年十五萬石に封じらる。承應二年元服、家綱の諱字を賜はる。從四位下に叙し左馬頭に任ず。ついで正三位に進み、左近衛權中將に任ず。寛文元年閏八月甲府十萬石を加賜せらる。十月參議となる。延寶六年九月死。年三十五。【四、四七、六三、六四、六五】

甲府綱豐

キ

紀伊綱教

紀伊光貞

光貞の長子。封を襲ぎ權中納言從三位に至る。【三】
頼宣の子。小字は長藤、寛永八年從五位上に叙し、十年元服して家光の諱字を賜はり、從四位下に叙し、常

近世日本國民史 人物概覽

河村瑞軒

恩せられて二千七百石を知行するに至る。元祿三年十二月從五位下攝津守に叙任す。六年十二月町奉行に移る。十一年十二月職を辭して寄合に列す。寶永元年五月死。年七十五。【七五】
初名七兵衛、後十右衛門と改む。薙髮して瑞軒といふ。初め家貧、車力を業とせしが、孟蘭盆の瓜茄子を鹽漬として賣り、漸く資金を得、明曆大火材木買占によりて巨利を得たりと傳ふ。地理に明かに運輸、航海、治水の術に長じ、大阪安治川を治め、其土砂を以て堤を築き波除山といふ。又淀、長柄、中津等の諸川を修治し氾濫の患を絶ち、奥羽の航路を開きたる等功績頗る多し。晩年薙髮して平太夫と稱す。元祿十三年六月

菊亭經季

紀州頼宣

喜多見重政

陸介に任ず。十七年參議に任じ、右近衛權中將を兼ね從三位に叙す。承應二年權中納言を歴、尋いで正三位に進む。元祿三年權大納言に轉じ從二位に至る。十一年四月老を告げ薙髮して對山と號す。寶永二年八月死。年八十。【三】
初名宣季、季持の子。慶安五年二月右大臣に累進し、四月九日薨す。年五十九。【二五、二七】
徳川頼宣に同じ。家康時代中下、徳川幕府上期上中下巻掲出。【二五】
五郎左衛門と稱す。實は石谷武清の二男。喜多見重恒の養子となる。寛文十二年五月家を繼ぎ、千二百石を知行す。中興番士より御側勤めに遷り。天和元年四月從五位下若狭守となる。屢加恩せられて貞享三年二

北村季吟

萬石を領す。將軍綱吉頗る是を愛重す。然れども事によりて封を奪はれ松平越中守定重に預けられ、家亡ぶ。【一三、一六、一七、二〇、六七】
久助と稱す。元京都五條新玉津島社司にして松永貞徳に従ひ和歌を善くす。元祿二年徳川幕府に召されて、奥醫師並に列し廬米二百俵を賜はる。四年法眼に叙し、御匙醫師の列に加はる。十年六百石を知行す。十二年法印に叙し、十四年二百石加恩。寶永二年六月死。年八十二。著書萬葉拾穂抄、八代集抄、伊勢物語拾穂抄、源氏物語湖月抄、枕草紙春曙抄抄、徒然草文段抄等十數種あり。皆世に行はる。【二三】

北村湖春

久太郎と稱す。季吟の子。元祿二年十二月父と共に幕府に召されて奥醫

吉良義央

師並となり、月俸二十口を賜ふ。三年廬米二百俵を賜はる。十年正月父に先つて死す。年四十六。【二三】
義冬の子。幼字は三郎、明暦三年十二月從四位下侍從に叙任し、上野介に改む。寛文三年正月靈元院踐祚賀使として上洛し從四位上に昇る。八年七月遺跡を繼ぐ。後數次使者となりて京都に上る。元祿十四年三月十四日事によりて淺野長矩に斬らる。翌年十二月淺野氏遺臣の爲に殺さる。年六十二。【二六】

吉良義冬

徳川幕府上期中巻掲出。【二六】

金吾中納言秀秋

小早川秀秋に同じ。家康時代上巻掲出。【六三】

欽明天皇

繼體天皇第三皇子。宣化天皇の御弟、三十一歳にして御即位、都を大和國磯城島に遷し金刺宮に住し給ふ。十

久志本常治

ク

三年百濟佛像經論を獻す。我國佛教是より興る。在位三十二年にして崩す。壽六十三。檜隈坂合の陵に葬る。【二六】

久世重之

祖先より醫を以て幕府に仕ふ。幼字は彌四郎、元祿二年十二月遺跡を繼ぎ寄合に列す。三年九月家業怠慢の故を以て小普請に貶さる。六年五月番醫に列し、正徳四年三月死す。年七十二。【九六】
廣之の子。延寶元年十二月從五位下出雲守に叙任し、翌年八月遺領を繼ぐ。天和三年備中庭瀬に移る。貞享三年丹波龜山に移る。元祿十年參州吉田城に移る。寛永元年奏者番に寺社奉行を兼ね、二年若年寄に進む。ついで下總關宿に移封。享保三年一

近世日本國民史 人物概覽

久世廣之

萬石加封、總て六萬石を領す。五年六月死。年六十一。【八】
徳川幕府上期下巻掲出。【八、六三】
實は中山直張の三男、黒田用綱の養子となる。少にして神田館にて將軍世子徳松に近侍す。貞享二年御小姓に進み、四年十二月從五位下豐前守となる。享保八年三月奏者番となり寺社奉行をかめ。將軍綱吉に愛寵せられ歴々加恩せられしが遂に享保十七年三萬石を領するに至る。二十年二月死。年七十。武藏飯能仁寺に葬る。【九六】

黒田直重

直邦に同じ。【八一、八三】
字は俊典、大和三昧田村の人。十三歳金蓮院頼意の室に入り、ついで快壽僧正に従ひ受戒落髮す。天和二年醍醐寺有雅に従ひ秘藏を授けらる。

貞享三年梅沁院に住し、元祿八年七月將軍綱吉の命を蒙り江戸細勸寺に住し、同十一月護國寺に轉ず。十二月權僧正となる。十年七月僧正となる。寶永三年十二月大僧正に進む。四年護持院第二代となる。一住三年、同六年辭して成滿院を拜領し此に休退し、正徳三年大和法善寺に隠れ、享保九年七月寂。【九五】

桂昌院

お玉の方、又お國の方といふ。名は宗子、本莊宗利の養女、實は京都の八百屋仁左衛門の子といふ。永好姫お滿の方に従ひ江戸に來り、春日局に憑る。姿色あるを以て家光に侍し幸せられ秋野と改む。正保三年正月綱吉を生む。姻戚多く幕府に住へ一時に顯はる。寶永二年六月二十二日

堯延法親王

死。年八十二。芝三緣山に葬る。【五、一四、一五、一六、三四、三六、三七、六六、六七、七〇、七一、七三、七四、七五、七九、八〇、八一、八二】
靈元天皇皇子。寶永四年十二月生る。六宮と稱す。貞享元年妙法院に入る。三年九月親王となる。初め周慶と申し奉る。十月剃髮して堯延と改め。堯想法親王に從ひ業を受く。元祿六年二月灌頂、十月天台座主に補す。十一年七月二品に叙す。享保三年十一月一品に叙す。幾ならずして薨す。壽四十三。寶心齋院と號し奉る。【二一】

國領重次

吉次の子。寛永十九年六月大番となり、寛文五年正月御藏奉行に進む。七年遺跡を繼ぎ、十年五月御代官と

後光明天皇

なる。延寶五年鷹米二百俵を加へらる。貞享四年九月勝を免され、元祿十年七月鷹米を改められ、常陸眞壁郡の内にして二百石を賜ひ、すべて九百八十石餘を知行す。十四年三月死。年八十二。【四九】
家康時代下、徳川幕府上期中卷掲出。【二、二五、二六、二七、二八、三〇、三一】

後西院天皇

後水尾天皇第六皇子、御母は藤原隆致の女。寛永十四年十一月御降誕。正保四年九月親王となり、承應三年踐祚、明暦二年正月即位し給ふ。時に御年二十。在位八年、寛文三年正月位を靈元天皇に譲り、院にあること二十三年、貞享二年二月崩す。聖壽五十九。京都下京今熊野月輪陵に葬る。【二五、二六、二七、三五、九三】

後醍醐天皇

徳川幕府上期下卷掲出。【二四】

御土御門天皇

家康時代下卷掲出。【三五】

後鳥羽天皇

家康時代下、徳川幕府上期下卷掲出。【二四】

近衛尙嗣

信尋の子。官左大臣に至り關白となる。昭子内親王に尙して子基禰を生む。承應二年薨す。年三十二。妙有眞空院と號す。【二九】

近衛基瀨

尙嗣の子。官太政大臣關白に至る。享保七年薨髮して悠山と號す。是年九月薨す。年七十五。應圓滿院と號す。【二四、八四】

後水尾上皇

徳川幕府上期上中下卷掲出。【二三、二四、二五、二七、二九、三二、三三、六一、六二】

後陽成院

徳川幕府上期上中下卷掲出。【二五】

近藤用弘

用清の子。幼字は勘七郎。正保二年六月御小姓組に列し、延寶四年七月

遺跡を嗣ぐ。九百石を知行す。天和二年五百石加恩せらる。三年正月御先鐵炮の頭に轉じ、元祿元年正月御持筒の頭となる。三年務を辭し寄合に列し、寶永六年八月死。年八十二。【六、二五】

【サ行】

サ

西郷壽員

實は大村純長の五男。西郷延員の養子となる。元祿二年五月御小姓に列し、十二月從五位下越中守となる。三年十二月襲封。六年十二月事により封の半ばを削らる。十一年下野の采地を近江に移され五千石を知行す。元文三年五月致仕し、寛保元年十月死。年六十九。【一七】

濟深法親王

靈元天皇第一皇子。寛文十一年八月

齋藤内藏助

齋藤飛驒守

生る。一宮と稱す。元和二年八月勸修寺に入り、十月親王となり、戒を大僧正永愿に受け、名を寛清と改め、尋で濟深と改む。元祿元年三月二品に叙し東大寺別當に補す。五年二月大僧正光曉に從ひ法を受け灌頂す。十四年十二月薨す。年三十二。即身院と號し勸修寺南山に葬る。【二一、三四】

利三に同じ。徳川幕府上期中巻揚出。【六二】

名は三政、實は齋藤某の子、三賢の養子となる。寛文十一年七月八日遺跡を繼ぎ小普請となる。天和元年御小姓に列し、二年四月從五位下飛驒守となる。貞享二年一千石加恩、すべて六千石を知行す。元祿二年三月故ありて務を奪はれ逼塞せしめら

齋藤立本

る。三年四月赦され小普請となる。享保十年七月死。年六十五。【二〇、七六】

酒井河内守

名は忠舉、忠清の子。慶安元年生る。近世日本國民史 人物概覽

酒井忠勝

酒井忠清

酒井忠舉
酒井忠直

寛文元年十二月從五位下河内守に叙任す。五年十二月從四位下に昇り、八年十二月二萬石を賜ひ十年侍從に進む。後父の事により逼塞せしめられしが、間もなく宥さる。貞享四年奏者番となり、寺社奉行を兼ね。元祿二年兩職を辭す。寶永二年二月少將に進む。四年新樂田二萬石を加へられ十五萬石を領す。享保五年十一月死。年七十三。【七四】

家康時代中、徳川幕府上期上中下巻揚出。【一、二、四、六三、六四】

徳川幕府上期中巻揚出。【二、三、五、六、八、一〇、一三、二六、四七、六五】

河内守に同じ。【八、一七】

與七郎忠勝の子。寛永七年生る。少にして家網の小姓となる。正保元年十二月從五位下修理大夫となる。明

曆二年襲封、從四位下に陞る。延寶元年十二月侍從に進み、後故あり閉門せられしが、間もなく許さる。天和二年七月小濱に死す。年五十三。

【七】

酒井忠寛

忠清の三男。寛文六年生る。延寶六年十二月從五位下野守に叙任し、天和元年父の封地上州佐位那波兩郡中にて二萬石を分ち賜ひ伊勢崎に居る。元祿十六年十一月死。年三十八。

【八】

酒井忠眞

幼字は小五郎、忠義の子。寛文十一年生る。天和二年二月遺跡を嗣ぐ。貞享二年十二月從五位下左衛門尉となる。元祿元年十二月從四位下に昇る。六年正月松平輝貞と共に御側勤仕を命ぜられ、二月御側用人となる。後京都に使し侍從となる。享保十四

年二月越後蒲原岩船の地四萬七千餘石を預けらる。十六年八月死。年六十一。【一三】

酒井忠行

忠世の子。慶長四年生る。大阪冬役從ふ。元和元年正月從五位下阿波守に叙任す。寛永二年九月上州板鼻二萬餘石を賜はる。十年一萬石餘加封。十一年從四位下に昇り、十三年五月父の遺跡を嗣ぎ、すべて十五萬二千五百石を領す。是年十一月死。年三十八。【二】

酒井忠世

家康時代上中下、徳川幕府上期上中巻掲出。【二、二五】

酒井忠能

忠行が二男。寛永五年生る。十四年正月父が遺領上州及武藏の内二萬二千五百石を分ち與へらる。十八年從五位下日向守となる。寛文二年六月信州小諸を賜ひ、すべて三萬石を領

酒井能登守

す。延寶七年駿河田中に移され四萬石を領す。天和元年十二月故あり領地を沒收せらる。元祿三年宥され二千石を賜はり後増して五千石となる。寶永二年五月死す。年七十八。

【一七】

名は忠正、壹岐守忠重の二男。寛永十八年十一月家綱に附屬せられ、御小姓となり、慶安元年十月父の遺跡の内五百石を分ち賜はる。後歴々加恩せらる。天和三年十一月御書院番頭に轉じ、貞享元年十二月御留守居に移り、元祿二年十二月御側となる。四年十二月死。年六十。【七五】

坂本重治

實は小林正信の二男、重安に養はれ其嗣となる。正保三年二月遺跡を繼ぎ三百餘石を知行す。天和元年四月從五位下右衛門佐に叙任す。五月大

近世日本國民史 人物概覽

佐久間勝茲

目付となる。二年十月社寺奉行となる。歴々加封せられて一萬石を領す。然れども貞享四年申によりて職を奪はれ、元祿二年新恩七千八百石を收公せらる。六年七月死。年六十四。

【一七】

勝豐の養子。實は秋月種信の五男なり。寛文九年生る。貞享二年十月遺領を嗣ぐ。元祿元年五月十四日將軍綱吉の御側小姓となる。然るに翌十五日綱吉の旨に忤ふことあり逼塞せしめられ、やがて丹羽長次に預けらる。【一七】

貞清親王
佐野正周

徳川幕府上期中巻掲出。【六四】
寛永十四年御勘定方の見習となり、十五年父吉綱の遺跡を嗣ぐ。貞享四年九月御勘定奉行となり、采地千九百石を賜はる。十二月從五位下長門

澤 實重

明曆二年十二月父眞重の遺跡を賜ひ御手鷹師となる。近江國神田林に住す。後江戸に移り寄合番となり、其後大久保及中野御園上役を勤め、元祿十六年七月班を進められて御幕奉行となり加恩あつて廩米百五十俵を賜はる。享保三年正月死。年六十九。【四一】

柴田七左衛門

名は康能。萬治二年七月御小姓組に列し、延寶七年十一月家を繼ぎ、天和二年四月新恩五百石を賜はる。元祿元年八月御日付に轉す。六年又五百石を加へられ總て二千石を知行

清水谷實業

實は左大臣實條の孫、初め鳴瀧と號す。從五位下右京大夫に叙任す。寛文十二年冬公榮の嗣となり、累遷して權大納言に任じ正二位に叙す。寶永六年秋薨す。年六十二。契沖は其弟子なり。【二三】

順德院 新上西門院

家康時代下卷掲出。【二四】
靈元天皇中宮。諱は房子。左大臣敦平の女なり。承應二年八月生る。寛文九年十二月女御となる。榮子内親王を生む。天和二年十二月三宮に准じ、三年二月中宮となる。貞享四年三月新上西門院と號す。正徳二年四月崩す。泉涌寺に葬る。【六六】
徳川幕府上期下卷掲出。【三五】

神武天皇

す。是年從五位下日向守となる。寶永三年七月致仕し、享保七年正月死。年八十四。【七五】

ス

崇源院夫人 崇光院

諫訪部文九郎

徳川幕府上期中卷掲出。【六一、六二】
御名は興仁、光嚴天皇第一皇子、御母は正親町公秀の女、陽録門院藤原秀子。建武元年四月御降誕。曆應元年八月立つて光明天皇の太子となり、貞和四年十月讓を受けて踐祚し、觀應元年即位す。後南朝北高顯能の爲に賀穴生に移さる。在位僅かに三年。延文二年京都に還幸し伏見殿に御し、明徳三年十一月落飾。應永五年正月崩す。御壽六十五。山城國紀伊郡堀内村大光明寺に葬る。【三五】
諫訪部宗右衛門定吉の六男。慶安元年六月召されて家光に仕ふ。天和元年三月將軍乗用の御馬預となる。歴々俸を加へられ、すべて三百俵を賜はる。元祿十年七月務を辭し、こ

近世日本國民史 人物概覽

セ

仙石因幡守

の日死す。年七十。【七四】

名は久信、久邦の子。天和元年十二月遺跡を嗣ぎ五千石を知行す。貞享元年九月御小姓組番頭となり、四年六月御書院番頭に移る。元祿元年四月御留守居に轉じ、五年正月御側に進む。十二年正月死。年六十二。【七五】
忠政の三男。寛永十八年將軍家光に仕へて御小姓組の番士となり、寛文五年組頭となる。九年二月兄政俊の采地信濃小縣郡の地二千石を分ち賜はり、天和二年七百石を増さる。貞享二年十二月御勘定頭となり、從五位下和泉守に叙任す。四年故ありて職を奪はる。元祿十三年五月死。年八十一。【四九】

仙石政勝

ソ

曾我祐興

又助興とも記す。包助の三男。萬治二年七月御書院番士となり、三年五月父と共に綱吉に附屬せられ神田館の奏者を勤む。後父の家を繼ぎ、四千五百石を知行す。延寶六年三月家老となり、十二月從五位下伊賀守に叙任す。後周防守に改む。天和元年三月千石を加へられ、貞享二年九月御側に轉じ、元祿三年三月また千石を加へらる。知行すべて六千五百石。享保十二年八月死。年九十。【三】

曾我周防守
曾雌定秋

祐興に同じ。【七四】
定盛の子。兵助、又庄右衛門と稱す。寛文七年十一月大番となり、元祿五年十二月遺跡を繼ぎ、十二年四月死。【八八、八三】

素心尼

祖心尼に同じ。徳川幕府上期下巻掲出。【六三】

瀧川長門守

月更に關白となり、從一位に進む。元祿十三年正月薨す。年六十四。後景皓院と號す。【三四、六六】
名は利錦、利貞の子。寛文三年十一月御小姓組に列し、延寶元年十二月從五位下若狭守に叙任し、四年御書院組頭となる。五年遺跡を嗣ぐ。貞享四年五月御書院番頭に轉す。屢々加恩せられて四千石を知行す。寶永七年六月死。年六十八。【七四】

武田道安
太宰春臺

徳川幕府上期下巻掲出。【三二】
名は純、通稱は彌右衛門、春臺また紫芝園と號す。言辰の子。幼時父に從つて江戸に來り、稍々長じて仙石侯に仕へ、數年にして致仕して京都に遊ぶ。後また江戸に來り荻生徂徠の門に入り大に復古學を主唱す。徂徠の死するや門流分れて二となり、

近世日本國民史 人物概覽

【夕行】

夕

高木伊勢守

名は守勝、寛文三年十一月御小姓組に列し、十年二月御徒の頭となり、延寶四年十二月家を嗣ぐ。八年十月御勘定頭に進む。天和二年大目付に轉じ、從五位下伊勢守となる。屢々加恩せられて五千石を知行す。元祿八年職を辭し寄合に列す。十二年四月死。年六十。【三三、七五】

鷹司兼熱

房輔の子。左大臣關白に至る。【二一、八六】

鷹司信房

家康時代中、徳川幕府上期中巻掲出。【六一、六四】

鷹司房輔

敦平の子。累進して左大臣となる。寛文四年詔して攝政となし又氏長者となす。七年左大臣を辭し、八年三

伊達綱村
伊達政宗

詩文は服部南郭を推し、經術は春臺を推すといふ。春臺また斯文を以て己れの任となす。延享四年正月死。年六十八。著書數十種あり。【五五】
徳川幕府上期下巻掲出。【二七】
家康時代上中下、徳川幕府上期上中下巻掲出。【六一】

玉川清右衛門

其郷貫明かならず。江戸に住す。承應中幕府より玉川上水開通を請負ひ其名を知らる。元祿九年死す。近代に至り從五位を贈らる。【二】

玉川庄右衛門

清右衛門と同じく玉川上水を開通せるもの。元祿八年死す。年七十四。同じく從五位を贈らる。【二】

近松巢林子

名は信盛、本姓は杉森、幼字を彦四郎といひ、平安堂と號す。長門萩の附近深川村に生る。幼にして肥前唐

張九齡

津近松寺に入り髪を削りて古淵と號すと傳ふ。されど後出でて京都に至り一條家に仕へ、致仕して市井に寓し、姓名を改めて近松門左衛門といふ。有名なる淨瑠璃作者なり。享保九年十一月死。年七十二。【二】支那唐代の人。字は子壽。曲江に居る。七歳にしてよく文を屬す。後進士に擢でられ中書舍人となる。時に號して文場の元帥となす。左拾遺に遷る。中書侍郎に累遷す。嘗て李林甫を抑へて反つて擠せられ、相を罷め家居して死す。時に開元二十八年年六十八。天下稱して曲江公といふ。【一〇、一三】

王屋數直

忠直の二男。慶長十三年生る。元和五年家光に附屬せられ、八年より近

土屋定直

八】政直の子。妾女と稱す。元祿二年生る。十六年十二月從五位下出羽守に叙任す。寶永二年閏四月父に先つて死す。年十七。【八一、八三】

土屋正敬

勝正の子。正保三年二月遺跡を嗣ぎ承應三年二月御書院番に列し、延寶二年御徒の頭に轉ず。天和元年御日付に遷る。三年八月駿府町奉行となる。屢々加恩せられて、元祿十年すべて千七百十石餘を知行するに至る。寶永元年正月御鑓奉行に轉じ、正徳二年六月死。【六〇】

土屋政直

相模守に同じ。【一一、二三】名は昭直、政直の子。寛文七年生る。天和三年十二月從五位下大和守に叙任す。元祿三年十月父に先つて死。年二十四。【七五】

土屋相模守

習の奉公を勤む。寛永元年從五位下大和守に叙任し、五年采地五百石を賜はる。慶安元年十月御小姓組番頭に進み、寛文二年若年寄となる。五年十二月老職に進み從四位下に昇る。屢々加封せられて九年六月土浦城四萬五千石を賜はる。十年十二月侍從に進む。延寶七年四月死。年七十二。【四七】

筒井左次右衛門

名は政勝。承應三年二月御書院番士となり、延寶五年閏十二月家を繼ぐ。貞享二年正月鶴姫君に附屬せられ家老となり、二千三百石を賜はる。四年十二月務を辭し、寄合に列す。元祿十一年十二月致仕、十三年九月死。年六十四。【七五】

常子内親王

後水尾天皇皇女。御母は新廣義門院。承應三年七月生る。陸宮と稱す。寛文二年十二月光照院に入り、薙髮して名を尊賀と改め、戒を淨華院真虎に受け、僧清尼王の弟子となる。後移つて円照寺に住し名を文察と改む。天和三年六月薨す。御年三十。寶池光院瑞慶と號す。【二四】

天海僧正

家康時代中下、徳川幕府上期中卷揭出。【一、四】

天樹院

秀忠の嫡女、千姫と稱す。崇源院夫人の出なり。慶長二年四月生れ、同年七月豊臣秀頼に嫁す。大阪落城の後元和三年九月本多忠朝に再嫁す。後竹橋殿と稱す。寛文六年二月死。小石川傳通院に葬る。【六五】

土井大炊頭

土井利勝

利勝に同じ。【三〇】
家康時代中下、徳川幕府上期上中巻掲出。【二、四、二五】

藤堂伊豫守

藤堂高久

高次の子。寛永十五年生る。承應三年十二月從四位下和泉守に叙任し、寛文九年九月襲封。元禄八年少將に遷む。十六年四月死。年六十六。伊賀國長田山に葬る。【二、八、二五】
嘉長の養子。實は小山甚太郎重隆が三男なり。寛文二年十二月遺跡を嗣

藤堂良直

東福門院

徳川家綱

徳川家齊

き、十一年四月御徒の頭となる。延寶七年九月御日付に遷る。天和元年七月大阪町奉行に轉じ、新恩千石を賜はる。貞享元年十二月從五位下伊豫守に叙任す。元禄元年四月大目付となる。漸次加封せられて、總て五千石を知行す。寶永三年正月死。年七十五。【六六】
徳川幕府上期中巻掲出。【二七】
徳川幕府上期下巻掲出。【二、四、五、八、九、一二、一四、三四、三五、四七、四八、五九、八二、一〇二】
幼字は豊千代、一橋治済の子。母は岩本正利の女。安永二年十月一橋邸に生る。天明五年將軍家治に養はれて西丸に移る。二年四月元服し、從二位權大納言に叙任し、六年九月家を繼ぎ、七年四月征夷大將軍となる。

徳川家宣

正二位内大臣に進む。文化十三年從一位に叙し太政大臣に任す。天保八年四月職を家慶に譲りて西丸に老し、十二年正月薨す。年六十九。東叡山に葬る。勅して正一位を贈る。【二〇】
幼字虎吉、長じて左近と稱す。初名綱豊。甲府綱重の子。寛文六年四月江戸谷中千駄木の甲府藩邸に生る。
延寶四年從三位左中將に叙任し、六年封を襲ふ。八年八月正三位參議に進み、九月加封せられて三十五萬石を領す。元禄三年權中納言となり、寶永元年十二月綱吉將軍に養はれて西丸に從ふ。二年三月從三位權大納言に陞り、六年正月家を襲ぎ、五月朔日征夷大將軍に任す。正徳三年十月薨す。年五十一。増上寺に葬る。
勅して正一位太政大臣を贈る。【二

近世日本國民史 人物概覽

徳川家光

徳川家康

徳川忠長

徳川綱吉

八、八七、八九、九一、一〇〇】
家康時代下、徳川幕府上期上中下巻掲出。【一、二、四、五、一四、一六、二三、二五、五七、五九、六二、六三、六四、六七】
家康時代上中下、徳川幕府上期上中下巻掲出。【一、二、四、二五、三五、六二、六三】
駿河大納言に同じ。徳川幕府上期中下巻掲出。【五、六一】
家康時代下、徳川幕府上期中下巻掲出。【一、四、七、八、九、一〇、一二、一三、一四、一五、一六、一八、一九、二〇、二二、二二、二三、三四、三五、三六、三七、三九、四〇、四三、四四、四五、四九、五六、五七、五九、六三、六六、六七、六八、七〇、七一、七二、七三、七四、七六、七九、八〇、八二、八

德川秀忠

家康時代上中下、德川幕府上期上中下卷掲出。【一、二四、二五、三五、六二、六三】

德川光圀

家康時代下、德川幕府上期下卷掲出。【三〇】

德川吉宗

德川幕府上期中卷掲出。【四四、九八、一〇〇】

戸田忠昌

戸田宗兵衛忠次が長男。忠能の後を嗣ぐ。正保四年八月遣領を襲ひ、萬治元年閏十二月從五位下伊賀守に叙任し、寛文四年舊封田原を轉じて肥後天草に移され富岡に城く。十一年奏者番となり、寺社奉行を兼ね。又此時封を常陸下館に移さる。延寶四年京都所司代となり、從四位下侍從

戸田茂睡

に進む。天和元年老職となる。二年武藏岩槻に轉じ三年下總佐倉に移る。屢々加封せられて七萬石を領す。元祿十二年九月死。年六十八。【一一、二二、三四】

戸田山城守

朝仁親王

豊臣秀吉

豊臣秀頼

駿河の人。徳川氏の臣渡邊忠の第六子。名は恭光、通稱八兵衛、梨木庵また寒露軒と號す。伯父戸田藤右衛門の養子となり、後本多忠國に仕へて三百石を賜はる。寶永三年四月死。年七十八。著書紫の一本、和歌梨木集、庄九郎物語、若むらさき等數種あり。【三六、四〇、四二】
忠昌に同じ。【七三、七五】
東山天皇に同じ。【三四】
家康時代上中下、徳川幕府上期上中下卷掲出。【四六、六一】
家康時代上中下、徳川幕府上期上中

鳥居忠利

卷掲出。【六五】

鳥居忠英

後忠勝と改む。鳥居忠則の五男。天和元年信州高遠に生る。兄忠英の子早世するに及び其嗣となる。寶永二年十二月從五位下丹波守に叙任し、享保元年五月遺跡を嗣ぐ。二十年四月壬生に死す。年五十五。【一七】
忠則の五男。寛文五年生る。貞享二年十二月從五位下播磨守となる。元祿二年八月父忠則事を以て封を没せらるゝの時特に祖先の功により、能登の地一萬石を賜はる。八年五月近江水口一萬石を賜はる。寶永二年九月奏者番となり寺社奉行を兼ね。正徳二年下野壬生を賜はり三萬石となる。享保元年三月死、年五十二。【一七】

内藤忠勝

忠政の子。承應三年生る。寛文十一年十二月從五位下和泉守となる。延寶元年九月遺跡を嗣ぐ。八年六月廿六日増上寺に於て家綱の法會を行ふの際亂心して永井尙長を殺す。翌日青龍寺に於て死を賜はる。【一七】

内藤政森

政親の子。天和三年生る。元祿九年遺跡を嗣ぎ、十四年十一月御小姓となる。十二月從五位下山城守に叙任す。十五年領地を上州安中に移さる。正徳四年九月丹波守となる。享保十年四月致仕、元文三年五月死。年五十六。【八一】

永井伊賀守

名は敬直。延寶五年五月遣領を嗣ぐ。閏十二月從五位下伊賀守となる。貞享二年九月奏者番となり、四年十月下野鳥山城主となる。元祿十五年九月播州赤穂三萬三千石に移る。寶永

【ナ行】
ナ

永井尙長

二年九月伊豆守に改め、三年信濃飯山に移され、正徳元年二月武蔵岩槻に移る。六月死。年四十八。【七五】尙長の子。幼字は傳三郎。承應三年生る。寛文八年十二月從五位下土佐守に叙任し、延寶二年正月遺領を嗣ぐ。三年信濃守に改め、七年奏者番となる。八年六月増上寺に於て内藤忠勝の爲に殺さる。年二十七。【一七】尙長の弟。寛文十一年生る。延寶八年六月兄尙長横死の後新たに大和薪庄一萬石を賜はる。元祿十四年十二月從五位下能登守となる。元文元年五月死。年六十六。【一七】

永井直圓

中川勘三郎

名は忠雄。寛文十一年三月遺跡を嗣ぎ、貞享三年十一月御徒の頭に轉じ、元祿五年四月御日付となる。十月駿河清水の奉行に移る。九年二月寄合

中川久通

に列す。十年上總下總の地五百石を賜はる。寶永三年九月死。年七十。【七四】

永田主殿

中之丸殿

名は重信、久重の養子。實は朝倉仁左衛門重宣の子なり。寛文三年三月遺跡を嗣ぎ、十一月御小姓組番士となる。寶永四年十一月番を辭し、享保十二年四月死。年八十五。【六五】藤原信房の女。家光夫人なり。元和九年十二月江戸西城に入る。寛永元年本城に移る。二年八月婚す。時に歳二十四。城中丸に居るが故に中之丸殿と稱す。家光薨後落飾す。延寶二年六月薨す。年七十二。【六一】

那須資徳

資彌の養子。實は津輕越中守信政の三男なり。貞享四年八月遺跡を嗣ぐ。十月資彌實子あること顯はれ、罪に問はれて封を奪はれ、實父信政に預けらる。元祿十三年五月召されて寄合に列し、十四年十二月下野那須郡の内千石を賜はる。寶永五年六月死。年三十七。【一七】

夏目藤左衛門

名は信里、信忠の子。承應三年二月御小性組に列し、寛文二年十二月遺跡を繼ぐ。元祿元年四月駿府城番となり九月死。年五十六。【七五】

南部遠江守直政

直政に同じ。【二〇】直房の子。寛文元年盛岡に生る。八年八月遺領を嗣ぐ。延寶二年十二月從五位下遠江守となる。貞享三年九月詰衆となり、元祿元年九月御側となる。二年正月務を辭し、十二年二

近世日本國民史 人物概覽

二條康道

丹羽氏音

徳川幕府上期中巻掲出。【二五、二七、二九】

氏明の養子。實は信氏の二男。延寶六年生る。貞享三年氏明の後を嗣ぐ。元祿五年十二月從五位下越中守となり、八年壹岐守に改む。十四年和泉守に改む。然れども家臣等非違の事あり、爲に岩村の城地を收められ、所領を削つて一萬石となされ、閉門せしめらる。ついで間もなく越後頸城郡にて領地を賜はり、又閉門を許さる。寶永二年閏四月死。年二十八。【一七】

能勢元之

頼之の子。萬治二年七月御小性組の番士となり、寛文三年十一月家を繼

野宮定基

千石を知行す。九年三月御日付に代り、十一年四月御徒頭に轉じ、天和二年五百石を加増せらる。元祿四年八月御先鐵砲の頭に轉じ十四年八月辭す。寶永五年三月死。【六】
德川幕府上期下巻掲出。【八三】

【八行】

羽柴秀勝

秀吉の姉瑞龍院日秀の第二子、秀次の弟。幼字小吉、丹波龜山を領する故に丹波少將といふ。九州の役巖石城攻陥に功あり。小田原役後甲斐信濃を與へられ、甲府に居り、ついで岐阜に轉じ參議となる。故に又岐阜宰相とも稱す。文祿の役朝鮮に出征、元年九月病死。年廿四。於次九秀勝と混同すべからず。【六一】

蜂須賀隆重

五八

忠英の二男。寛永十一年生る。正保元年召されて家綱の御小姓となる。慶安四年八月從五位下飛騨守となる。明曆三年三月詰衆となる。延寶六年阿波富田五萬石を分ち與へらる。寶永二年十二月致仕し、四年八月死。年七十四。【二三】

林春齋

家康時代下、德川幕府上期下巻掲出。【二四、二五、二六】

林道春

家康時代上中下、德川幕府上期上中下巻掲出。【二三】

林信篤

春常に同じ。德川幕府上期下巻掲出。【二〇、二一、二三、六八】

東山天皇

御諱は朝仁、靈元天皇第二皇子、母は敬法門院藤原宗子。延寶三年九月降誕、天和二年靈元天皇の儲君となり、三年皇太子に立ち、貞享四年三

彦坂壹岐守

月受禪、四月即位す。在位二十二年、改元するもの二、寶永六年六月位を中御門天皇に讓る。仍つて尊號を上りて太上天皇といふ。十二月崩す。壽三十七。山城愛宕郡今熊野村月輪陵に葬る。【三四】

尾州光友

十七年三月御小姓組に列し、寛文六年六月御日付となる。延寶八年十月御勘定頭に進み、千石を加封せらる。次で又加封せられ總て二千三百石を知行す。また從五位下伯耆守に叙任す。貞享四年九月故あり職を奪はれて還塞す。元祿二年六月免され新恩千七百石を削らる。六年八月死。年七十三。【四九】

土方雄隆

德川光友に同じ。德川幕府上期下巻掲出。【六四】

彦坂九兵衛
彦坂重紹
彦坂重治

名は重紹、重定の子。寛永十五年御書院番に列し、十八年十二月遺跡を嗣ぐ。明曆二年七月小十人組番頭となり、萬治元年御日付に移り、寛文元年十一月大坂町奉行となる。十二月從五位下壹岐守に叙任す。延寶五年九月職を辭し寄合に列す。屢々加恩を被る。元祿十年二月死。年七十九。【七五】

壹岐守に同じ。【八】

壹岐守に同じ。【六】

平六郎重定が二男、重紹の弟。寛永

雄次の子。寛永十八年生る。延寶七年十一月封を襲ぎ一萬八千石を領す。十二月從五位下山城守となる。天和元年伊賀守に改む。貞享元年養子の事に就き家臣等不穩の事あり、爲に幕府の咎を受け封を沒せられ轉原政邦に預けらる。【一七】

人見友元

名は簡、字は宣卿、友元は通稱なり。龜山、後又竹洞と號す。道生の姪なり。林雪峰本朝通鑑編撰に與る、元祿九年正月死。年六十九。下野市場の山中に葬る。【九、二六】

日根九郎兵衛

名は正福。舊氏は日根野。曾祖父弘正の代に今の氏に改む。寛文九年正福家督を嗣ぐ。初め御臺所人となり、後組頭に轉ず。貞享三年九月御臺所頭となる。慶永二百俵を賜はる。元祿元年職務等閑の事あり逼塞せしめらる。後赦されしが、十一年十一月又龜略の事あり小普請に貶し閉門せしめらる。間もなく赦免せらる。正徳元年十二月致仕。三年四月死。【七三】

比留正房

信次の養子。實は長兵衛正永の三男なり。寛文五年十二月遺跡を繼ぎ御

手應役となり、近江下坂本に居る。後江戸に召されて寄合番となり、大久保御園の支配を経て中野御園の支配となる。後采地を改めて慶永百八十俵を賜ひ、元祿十年八月御書物奉行となる。正徳元年五月務を辭し小普請となり、享保七年五月死。年八十五。【四一】

物徂徠

徳川幕府上期下巻掲出。【一、一五、九八】

北條安房守

名は氏平、氏長の子。承應三年二月御書院番に列し、寛文四年四月御徒の頭となる。十年七月父の遺跡を嗣ぐ。天和元年四月町奉行に進み、十二月從五位下安房守となる。元祿八年二月御側に轉じ、五月御留守居とな

北條新藏
北條播摩守

る。十年五月職を辭し、寄合に列す。屢々采地を加へられ、すべて三千四百石となる。寶永元年五月死。年六十八。【七五】

安房守に同じ。【八】

名は元氏、氏長の三子。安房守氏平の弟。萬治二年召されて御小性組の番士となり、貞享元年十二月小十人の頭に轉ず。四年二月仙洞附となる。四月從五位下播磨守に叙任す。漸次采地を加へられて千石餘を知行す。元祿十五年五月幕命によりて其役のものに貝太鼓の作法を教授す。是年十月死。年六十五。【七五】

北條義時
保科肥後守

家康時代下巻掲出。【三】
名は正容。正之の六男。寛文九年會津に生る。延寶八年松平正經の嗣となり、天和元年二月襲封。十二月從

- 保科正容
- 保科正之
- 細井廣澤
- 細井知愼
- 細川玄旨
- 細川忠利
- 細川綱利

四位下侍從に叙任し肥後守を兼ね。貞享四年少將となる。享保十六年九月會津に死す。年六十三。土津の社に壽祭す。【七五】

肥後守に同じ。【六】

徳川幕府上期中下巻掲出。【二、二六】
徳川幕府上期下巻掲出。【一五、二一】
廣澤に同じ。【三五】
幽齋に同じ。家康時代上下、徳川幕府上期中巻掲出。【二三】

家康時代上中下、徳川幕府上期上中巻掲出。【二九】
光利の子。寛永二十年生る。慶安三年四月遺領を嗣ぐ。初め幼少により外戚小笠原忠貞時々肥後に至りて、政事を視る。承應二年元服し將軍の諱字を賜ひ、從四位下侍從となる。元祿九年十二月少將に任す。正徳四

堀田正俊

年十一月死。年七十二。江戸品川の東海寺に葬る。【二九、八五】
徳川幕府上期下巻掲出。【三、四、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一六、六三】

堀田正利

後正吉と改む。初め織田信長に仕へ、後豊臣秀吉に屬し、文祿元年より小早川隆景及秀秋に仕ふ。秀秋死後徳川氏に仕へ、五百石を賜はる。元和元年大阪の役功あり、三百石を加へらる。五年江戸西丸の御目付となる。寛永二年二百石を加へられ、總て千石となる。六年二月死。年五十九。【六三】

堀田正仲

正俊の子。寛文二年生る。延寶四年十二月從五位下下總守となる。天和二年從四位下に昇る。貞享元年父の遺領を嗣ぎ總て十萬石を領す。二年

堀田正英

六月出羽國村山郡に封を移され山形城を賜はる。三年陸奥信夫伊達二郡に轉封、福島城に移る。元祿七年七月死。年三十三。【一一】

堀田正盛

正盛が四男。寛永十五年生る。幼より家綱に附屬せられ御小性となる。慶安四年父の遺領五千石を分ち賜はる。萬治二年中興小性となり、また從五位下對馬守となる。延寶八年采地三千石を加へられ、天和元年九月若年寄に進む。二年五千石加恩、すべて一萬三千石となる。貞享二年二月奏者番となる。元祿元年死。年五十一。死後新恩八千石は沒せらる。【一七】

本莊宗資

徳川幕府上期中巻掲出。【一、一〇、六三、九〇】
桂昌院の弟、宗利の子。初字は平四

本多利長

忠利の子。寛永十二年生る。正保二年閏五月遺領を嗣ぎ五萬石を領す。次いで封を遠州横須賀に移さる。三年十二月從五位下越前守となる。天和二年領内の政事宜しからざる爲所領を沒收せられ、更に出羽國村山郡の内に於て一萬石の地を賜ひ出仕を止められ十二月許さる。元祿五年十二月死。年五十八。【一七】

本莊宗利

郎、二郎左衛門と改む。館林侯に仕へ食俸を給はり、延寶八年幕府に仕へ從四位下に叙し侍從兼因幡守に任じ、笠間城を賜ひ屢々封を加へられて五百石に至る。某年死。【二四】
又宗正ともいふ。通稱は太郎兵衛。閑院左大臣冬嗣の子孫なりと稱す。【一四】

本多重益

重昭の子。寛文三年生る。延寶四年三月遺領を嗣ぐ。五年閏十二月從五位下飛騨守に叙任す。元祿八年政事宜しからざるを以て所領を沒せられ、松平仲澄に預けられしが、寶永六年八月許さる。七年九月下總相馬郡内に采地二千石を賜はり、享保十三年十月致仕。十八年二月死。年七十一。【一七】

本多忠刻

徳川幕府上期中巻掲出。【六五】
近世日本國民史 人物概覽

本多伯耆守

名は正永。正保二年生る。寛文八年十二月從五位下豊前守に叙任す。延寶五年七月遺跡を嗣ぎ、七千石を知行す。天和元年御書院番頭となり、又大番頭に轉す。元祿九年十月若年寄となる。又伯耆守に改む。寶永元年九月老職となる。屢々加封せられて遂に四萬石を領し、上州沼田に居る。正徳元年五月病に罹りて死す。

本多政利

年六十七。【七一】
政長の子。寛永十八年生る。明暦元年從五位下出雲守となる。寛文十一年父の遺領六萬石を分ち賜はり、郡山郭内に居る。延寶七年播磨明石六萬石に移る。天和二年事により封を沒せられ、別に陸奥岩瀬郡一萬石を賜はる。後更に水野忠之の領知岡崎に移され閉居せしめらる。【一七】

【マ行】

マ

牧野駿河守

名は忠辰。忠成の子。寛文五年生る。延寶二年七月遺領を嗣ぎ、七年從五位下駿河守となる。元祿二年奥詰となる。七年之を免さる。享保六年八月致仕、七年八月死。年五十八。【七五】

牧野親成
牧野成貞

德川幕府上期下巻掲出。【二六】
初名成恒、儀成の二男。寛永十一年生る。萬治三年父の遺跡二千石を分ち賜はり、神田の館に於て綱吉の御側に勤仕す。後奏者役をつとめ、寛文十年家老となる。又從五位下備後守に叙任す。延寶八年綱吉本城に入るに及び御側となる。天和元年御側用人となり從四位下に叙す。綱吉の寵を得加封甚だ麗々なり。遂に下總關宿七萬三千石の領主となる。正徳二年六月死。年七十九。深川別荘の要津寺に葬る。【三、六、一三、一八、一九、二三、六七、七〇、七二、七三、七四、七五、八一、八三、九二】
實は黒田用綱が四男。寛文三年生る。用綱の遺跡を継ぎ、綱吉將軍世子徳松に從ひ御家人に列し、天和二年中

牧野成時

牧野儀成

奥小姓となる。三年牧野成貞の養子となり、其女を妻とし、十二月從五位下美濃守となる。貞享四年九月父に先つて死。年二十五。【七二】
康成の子。秀忠及び家光に仕へ、西城書院番より御小性組に移り組頭に轉じ、正保元年十二月御書院番頭に進み從五位下美濃守に叙任す。慶安元年三月綱吉に附屬せられ四千五百石を賜はり、總て五千石を知行す。萬治三年三月死。年五十五。【一八】
德川幕府上期下巻掲出。【六三】
鎮信の子。名は棟。正保三年生る。萬治三年十二月從五位下壹岐守に叙任す。元祿二年奥詰となり又襲封。四年十一月奏者番に列し、寺社奉行か兼ね。七年十一月兩職を辭す。正徳三年二月致仕。九月平戸に死す。

牧村利貞
松浦壹岐守

近世日本國民史 人物概覽

松浦織部

年六十八。【七五】
壹岐守棟の弟、名は昌。慶安四年平戸に生る。元祿元年四月より中奥に候し、二年七月父の遺領一萬石を分ち賜はり、平戸に居る。寶永三年致仕。元文元年正月死。年八十六。【七五】

松浦鎮信

隆信の子。幼字源三郎、元和八年生る。寛永十二年十二月從五位下肥前守となる。十四年九月家を繼ぐ。幕府の命を奉じて長崎港を守衛す。元祿十六年十月死。年八十二。【一二】
鎮信に同じ。【七五】

松浦肥後守
松平定重

實は松平定頼の三男。正保元年生る。明暦三年定良の嗣となり遺領を嗣ぎ伊勢桑名城十一萬石を領す。從五位下越中守となる。元祿元年十二月從四位下に昇り、二年喜多見重政を預

けらる。寶永七年閏八月越後高田に移封。正徳二年九月致仕。享保二年十月死。年七十四。【七六】

松平重治

初名忠勝。實は品川高如の長男。寛永十九年生る。承應元年六月上總佐貫城主松平勝隆の嗣となる。明暦三年從五位下宮内少輔に叙任し、寛文二年封を嗣ぎ一萬五千石を領す。出雲守と稱し後山城守に改む。十年奏者番となり、延寶六年寺社奉行を兼ね。天和元年十一月能理亮に改め兩職を辭す。貞享元年十一月卑賤のものに筋なき書狀を贈りし罪に問はれ、封を没し松平正容に預けられ、鷹爪三百俵を賜はり生涯を終る。【一七】

松平重良

重次の子。寛文九年家を繼ぎ寄合となり、十一年御書院番に列す。天和

元年二月より本所の奉行を勤め四月御目付に轉じ、二年四月上野山田、下野梁田兩郡の内にて五百石を加へられ總て三千石を知行す。貞享元年御普請奉行となり、元祿元年七月御勘定の頭に進み、十二月從五位下美濃守となる。十一年六月采地を相模高座郡に移さる。是年十二月死。年五十。【六、四八】

松平忠充

康尙の子。慶安四年伊勢長島に生る。寛文六年十二月從五位下信濃守となる。八年十二月長門守に改む。貞享二年十月襲封、長島城主となる。佐渡守に改む。元祿十五年八月重臣仕置の不當により城地を没せらる。享保十四年十二月死。年七十九。【一七】

松平忠勝 松平忠周

重治に同じ。【六】
忠晴の三男、寛文元年丹波龜山に生

る。兄忠昭の嗣となる。延寶七年十二月從五位下阿波守となり、天和三年六月遺領を嗣ぐ。七月伊賀守に改む。貞享二年六月若年寄となり、七月近習となる。三年正月龜山と改め、武藏岩槻一萬石を加へらる。元祿十年二月但馬出石に移さる。寶永二年九月御側用人となる。三年正月信州上田に移され五萬八千石を領す。享保二年九月京都の所司代に補せらる。是年また一萬石を加へらる。九年十二月老職に上る。十三年四月死。年六十八。【一三】

松平忠直

家康時代中、徳川幕府上期上下巻揚出。【六】

松平忠冬

忠隆が二男。慶安三年以來家綱に附屬し、西城御書院番となる。寛文五年組頭となり、累遷して延寶八年二

松平輝貞

月町奉行に進む。貞享元年幕命によりて撰せし東武實を上る。二年御勘定奉行となる。遠く采地を加へられ、五千石とな。元祿五年三月勤を辭す。十年十二月致任、十五年五月死。年七十九。著書東武實録の外に家忠日記増補遺稿あり。【二三】
信興の養子。實は家綱の六男。幼字萬千代。寛文五年生る。十二年二月父輝綱の遺領五千石を分ち賜はる。後綱吉に仕へ中興の事性となり御側に進む。元祿二年十二月從五位下右京亮に叙任す。四年九月信興の嗣と定まり遺領を襲ふ。七年八月柳澤吉保に副て諸事を沙汰すべき旨命ぜらる。十二月右京大夫に改め從四位下に昇る。屢々封を乞はれ遂に上州高崎七萬餘石の主となる。延寶三年

松平直矩

九月十四日死す。年八十三。【二二】
四三、六九、七一、八一、八三、八六、九
四、九五、九六、九九、一〇〇、一〇二
直基の子。初め播州姫路十五萬石の
主たり。後越後村上に移り侍從に任
じ、大和守と稱す。ついで姫路に復
す。天和二年二月事に坐して封を沒
せられ豊後日田に徙り七萬石を食
む。貞享三年三萬石を加へ出羽山形
に轉じ、元祿五年五萬石を加へ白川
に移さる。八年四月死。年五十五。
【一七】

松平直政

結城秀康の三男。小字は河内丸。歳
甫めて十四、大阪役に從ひ功あり。
元和五年二萬石を賜はり、出羽守と
稱す。九年越前大野五萬石に封ぜら
る。尋で從四位下に叙し、侍從に任
じ邑を加へて信州松本に徙る。寛永

松平信興

十五年出雲八萬石に轉封す。寛文三
年四月京都に使し從四位上左近衛權
少將に進む。六年二月死。年六十六。
【二六】

松平信綱

上州高崎城主。本名治綱。因幡守と
稱し、元祿三年京都所司代となり、
侍從に任ぜられ、從四位下に叙す。
四年閏八月死。年六十二。【二二】

松平信孝

徳川幕府上期上中下巻掲出。【一、二、
二五、六三】
實は松平典信が庶長子。明暦元年丹
波笹山に生る。寛文十一年松平助十
郎重信の養子となる。延寶元年七月
遺跡を嗣ぐ。天和元年十月御小性組
の番頭となり、十二月從五位下但馬
守に叙任す。貞享元年御書院番頭に
進み、二年安房守に改む。元祿元年
十一月綱吉の御側となり、二年五月

松平秀康

松平光長

若年寄に進む。屢々封を加へて一萬
石となる。三年九月職を辭し、十月
死。年三十六。【二三】
徳川秀康に同じ。家康時代上中、徳
川幕府上期下巻掲出。【六】
越前侯忠直の長子。小字は仙千代。
父忠直配流の後越後高田二十四萬石
に封ぜらる。寛文六年四月元服す。
家光の諱字を賜はる。從四位下左近
衛權少將に任じ參河守を兼ぬ。慶長
四年十二月從三位權中將に轉す。後
家を理する能はざるの故を以て封を
奪はれ松山に幽せらる。貞享四年赦
にあひ慶米三萬俵を賜はる。寶永四
年十一月死。年九十三。【六、七、一
七】

松平頼常

松永貞徳

掲出。【二六】
水戸光圀の子。頼重の嗣となる。讃
岐高松十二萬石を領す。頼重の子を
養ふて嗣となす。【一、六、八五】
京都の人。長頭丸、延陀丸、逍遙軒、
明心居士等の號あり。又花咲翁と稱
す。幼より和歌を好み、聯歌に熱心
す。長じて關白藤原植通、右大臣藤
原晴季等に學び、僧安林、細川國齋
に聯歌を學ぶ。又内大臣藤原實隆、權
大納言藤原雅綱に有職の學を受け、
業成りて京都方廣寺の南地柿園に帷
を下す。及門の士頗る多し。承應二
年十一月死。年八十三。著書堀川百
首抄、源氏竟宴等十數種あり。【二三】
名は嘉廣、泰廣の子。延寶八年十二
月遺跡を繼ぎ千石を知行す。元祿
元年八月御目付となり、五年四月京

松平美濃守
松平頼重

柳澤吉保に同じ。【八一】
徳川頼重に同じ。徳川幕府上期下巻
近世日本國民史 人物概覽

松前八兵衛

都町奉行となる。是年從五位下伊豆守に叙任す。屢々采地を増され寶永四年七月には總て二千六百石を知行するに至る。六年十月江戸本城の勤となる。享保十一年老を以て職を辭し寄合に列す。十二年五月致仕、十六年八月死。年八十。【七五】

曲直瀬正珍

又正穆と名づく。平庵又同齋と號す。玄理の子にして正琳の孫なり。延寶七年法眼に叙せられ、天和二年侍醫に進み、元祿中法印に叙せられ、養安院の號を襲ふ。綱吉に寵重せられ、屢々采地を加へられて千九百石に至る。性施與を好む。享保九年致仕、同十三年死。年八十五。【九六】
父は清貞、寛文六年武藏忍に生る。始め散樂師喜多七大夫の弟子となり貞享元年家宣に召出されて小性とな

間部詮房

三浦明敬

り、氏を間部と改む。後用人となり、寶永元年家宣江戸西城に入るや從つて御家人となる。是年十二月西城奥の番頭となり、御書院番頭に准ぜられ、從五位下越前守に叙任す。采地三千石を知行す。三年正月年寄格となり、七千石加増、從四位下に叙せらる。六年老中格となる。屢々封を加へられ。七年五月上州高崎五萬石を賜はる。享保二年 月越後村上に轉封す。五年七月村上に死す。年五十五。【七九、八八、八九、九一】
安次の子、萬治元年生る。寛文十二年十二月從五位下岐守に叙任す。天和二年遺領を繼ぐ、貞享三年十一月奏者番となり、元祿二年二月若年寄に轉じ、五月奏者番に復す。五年

水野勝種

水谷勝晴

二月封を改めて日向延岡を賜ひ、二萬三千石を領す。正徳二年七月三河菊屋城に移さる。享保八年十月勝を辭す。十年三月死。年六十八。【二三】
勝貞の子。初名勝慶。寛文元年備後福山に生る。三年二月父の遺跡を嗣ぐ。延寶三年十二月從五位下美作守となる。元祿二年三月江戸城奥詰となり、一旦免され、又復す。十年八月福山に死す。年三十七。【七】
勝種の子。元祿十年福山に生る。十月遺領を嗣ぐ。十一年五月死。年二。嗣なく封を敗めらる。【一七】

城代太田資次死去の後を受けて彼城を守る。二年五月奏者番、寺社奉行の兩職を免され結衆に列す。元祿五年十月死。年五十二。【六、七】
幼字彌七郎。實は水谷信濃守勝卓が長男。元祿六年十月水谷勝美の養子となりしが、未だ遺領を嗣がずして、同年十一月廿七日死。年十三。【一七】
勝宗の子。初名勝明。寛文三年生る。延寶四年十二月從五位下出羽守となる。元祿元年閏正月封を襲ふ。六年十月封地備中松山に死す。年三十一。【一七】

水野勝岑

水谷勝美

忠善の子、初名元春。寛永十八年生る。承應三年十二月從五位下に叙し、右衛門大夫と稱す。延寶四年十月遺領を嗣ぐ。天和元年二月奏者番となり、寺社奉行を兼ね。貞享元年大阪

頼重の子、綱方の弟。光圀に養はれて其嗣となる。從五位上に叙し、采女正に任す。襲封して參議從三位に累遷す。封邑七萬石を加ふ。寶永二年權中納言に至る。享保三年死。年

水野忠春

水戸綱條

近世日本國民史 人物概覽

水戸光圀

六十三。諱して肅侯といふ。【三】
徳川光圀に同じ。家康時代下、徳川幕府上期下巻掲出。【一、三、一一、二一、三三、八五】

水戸頼房

徳川頼房に同じ。家康時代中下、徳川幕府上期下巻掲出。【二】

壬生院繼子

贈左大臣基任の女。後水尾天皇に仕へ、後光明天皇、幸敷親王、三皇女を生む。承應三年八月號を壬生院と上る。明暦二年二月薨す。年四十九。泉涌寺に葬る。【二七】

室鳩巢

家康時代下、徳川幕府上期下巻掲出。【一一、一二、七六】

明正天皇

御名は興子。後水尾天皇第二皇女。御母は東福門院徳川和子。元和九年十一月降誕。寛永六年十月内親王と

妙壽院惺窩

なり、十一月後水尾天皇の讓を受け、踐祚、七年九月即位す。在位十四年、寛永二十年位を後光明天皇に讓る。元祿九年十一月崩す。壽七十四。京都市今熊野町月輪陵に葬る。【二五、二六、二七】
藤原惺窩に同じ。家康時代上下、徳川幕府上期下巻掲出。【三〇】

森長武

長繼の子。正保二年生る。萬治三年十二月從五位下伯耆守となり、延寶二年四月封を襲ふ。是年十二月從四位下となる。貞享三年五月養子長成に封を讓り、二萬俵を分ちて別家となる。元祿九年五月死。年五十二。【二七】

森長繼

實は關民部少輔成次の男。慶長十二年作州津山に生る。寛永十年十二月

森長成

從五位下に叙し内記と稱す。十二年從四位下に昇る。十四年島原一揆征討の軍に加はる。十七年十二月侍從となり、延寶二年四月致仕す。然れども後備中の地二萬石を賜はりて再出仕し、西江原を居所とす。元祿十一年七月死。年八十九。【一七】

森長基

長武の兄忠繼の子、長繼の孫なり。寛文十一年生る。延寶二年四月長武の養子となり、貞享三年五月襲封。十二月從四位下美作守となる。元祿十年六月死。年二十七。【一七】

諸星忠直

實は長繼の七男。寛文十年生る。元祿九年四月長武の養子となる。其年七月幕府の召命あれども江戸に至らざるの罪により、糺明を遂げられ長成に預けらる。後許さる。【一七】

實は泉月某の子。諸星庄兵衛政長の

近世日本國民史 人物概覽

【ヤ行】

ヤ

八木主税

養子となる。神田館に於て綱吉に仕へ代官を勤め、延寶八年綱吉本城に入るに及び從ひて御代官となる。元祿元年七月御勘定吟味役となる。屢々采地を加へられ、總て六百石を知行す。十二年十二月務を辭し寄合に列す。十六年十二月致仕。寶永六年十二月死。年八十四。【四八】

名は正周、元高井を稱して猿樂の列たり。父は平右衛門元理。元祿十年三月召されて御廊下番となり、或は御近習番に移る。寶永元年小納戸に進み、二年二月從五位下主税助となる。屢々采地を加へられ、武藏多摩相模愛甲郡内にて總て千五百石を知

行す。五年事により采地を收められ松平輝貞に預けらる。六年許されて江戸に出て小普請となる。享保十八年十二月致仕。延享四年十一月死。

【九九】

初名信豊。吉保の五男。母は田中氏。元祿九年生る。寶永六年六月父の封地甲斐山梨八代兩郡の内に於て新墾一萬石を分ち賜はる。享保九年閏四月宗家の封を大和に轉するに及び、越後蒲原郡一萬石を賜ひ、三日市に居る。是年七月致仕、寛延二年四月死。年五十五。江戸市谷月桂寺に葬る。【九〇】

時陸に同じ。【八一】

吉保に同じ。【二三、三七、五七、六七】

初名信時。信俊の四男。初め駿河大納言忠長に附屬し、忠長死後一時處

柳澤安通

士となりしが、寛永十六年召されて上總山邊郡百六十石を賜はり、御廣鋪の番を勤め、後綱吉に附屬し勘定頭を勤む。延寶三年七月致仕、貞享四年九月死。年八十六。【一六、七六】

後經隆と改む。吉保の四男。母は時陸に同じ。元祿七年生る。寶永四年十一月從五位下に叙し、刑部少輔と稱す。六年六月父が封地甲斐山梨八代兩郡中にて新墾田一萬石を分ち賜はる。享保九年閏四月時陸と共に越後蒲原郡の地一萬石を賜はり、黒川に居る。十年八月死。年三十二。江戸市谷月桂寺に葬る。【八一、九〇、九一】

吉保に同じ。【二三】

初名安暉、又安貞。吉保の長男。母は飯塚氏染子貞享四年生る。元祿十

柳澤時陸

柳澤信豊 柳澤保明 柳澤安忠

柳澤吉保

二年十二月從四位下越前守となる。十四年十一月元服し、ついで伊勢守吉里と改む。寶永六年六月封を襲ふ。九年三月甲斐の封を大和に改む。郡山城に居る。延享二年九月死。年五十九。江戸市谷月桂寺に葬る。【一五、一六、四四、六八、七九、八一、八五、九〇、九一、九二、九六】

初名房安、又保明と稱す。安忠の子。萬治元年生る。神田の館に於て父の家を繼ぐ。始め小性組より小納戸となり、漸次立身して天和元年には上總山邊郡八百三十石を知行す。貞享二年從五位下出羽守となり、元祿元年喜多見重政と共に庶事を申上ぐべき旨命ぜられ席を若年寄の上座に定めらる。元祿七年正月武藏川越城を賜はり總て七萬二千三十石を領す。

山鹿素行 山角權兵衛

十二月侍從に任じ老職に准ぜらる。漸次重用せられ寶永元年封を甲斐兩國に移され總て十五萬二千二百石餘を領す。其後駿河の領は甲斐に移さる。正徳四年十一月死。年五十七。甲斐山梨郡永慶寺に葬る。【一五、一六、一八、一九、二〇、二一、二二、四三、四四、五六、五七、六八、七二、七六、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九六、九八、一〇〇】

徳川幕府上期下巻掲出。【六三】

名は正勝、吉比の子。萬治二年七月大番に列し、延寶五年閏十二月遺跡を嗣ぐ。貞享三年九月小普請奉行に移り、元祿元年知足院建立の事に預る。二年七月右建築工事に疎漏のこ

山本金左衛門

とあり、三宅島に流され、三年四月赦さる。八月召返され小普請となる。寶永三年五月死。年六十三。【三七】
四兵衛正吉の五男。神田の笛に於て綱吉に仕へ小性粗を勤め、後膳奉行に轉す。延寶八年綱吉に本城に從ひ御家人に列し、御膳奉行となり慶米三百俵を賜はる。元祿二年十月勤を辭し、小普請となり、寶永二年七月致仕、享保六年十二月死。年七十九。【七三】

幸仁親王

後西院天皇二皇子。御母は東三條局藤原共子。明暦二年三月生る。二宮と稱す。寛文七年四月高松殿を襲ふ。九年八月親王となる。十年八月花町殿第址に徙る。十二年六月花町宮を改めて有栖川宮と號す。延寶六年四

由比正雪

【ラ行】

月二品に叙し、元祿十年五月式部卿に遷る。十二年七月一品に進む。牛車に乘じ宮中に出入するを聽さる。尋で薨す。年四十四。大徳寺に葬る。【三】
徳川幕府上期中下巻掲出。【二】

隆光

俗姓は川邊、慶安二年二月大和添下郡二條村に生る。八歳母を失ひ、奈良招提寺に入り朝意和尚に從ふ。十二歳薙染して戒を受け、隆長字ん俊宣といふ。後自ら改めて隆光字を榮春といふ。後豊山亮汰、南嶺宥專、興福寺盛源、醍醐山有雅等に從ふ。貞享元年慈心院に住す。同三年筑波山知足院に住す。後知足院を神田橋

亮賢

外に移し護持院と改む。寶永四年二月成滿院に休隠す。六年將軍綱吉薨後大和超昇寺に隱遁す。享保九年六月寂。世壽七十六。【四、一〇、二一、三七、四一、五九、六七、六八、六九、七〇、七一、七三、八〇、八一、九〇、九五】

俗姓は須藤、上野甘樂郡小野村の人、幼にして邑の得成寺慶染に從ひて薙染す。後豊山に登り尊慶僧正に從ひ學ぶ。尋で八幡の大聖寺を主とり、又得成寺に歸る。深く桂昌院の尊信を得天和元年春請うて江戸香羽に寺を立て自ら其開山となる。護國寺是なり。同三年四月仁和寺に遊歴し、大僧正孝源に謁して傳法院派の許可を得、再び豊山に行き又護國寺に歸る。貞享二年退休し、四年三月寂。

近世日本國民史 人物概覽

良應法親王

世壽七十七。【四、三六】
後西院天皇第十一皇子。延寶六年六月生る。勝宮と稱す。貞享二年十一月曼珠院に入る。四年九月親王となる。十月剃髮して名を良應と改む。戒を良尙入道親王に受く。十年六月灌頂。十三年七月二品に叙す。寶永五年六月天台座主となり、尋で薨す。壽三十一。圓妙院と號し奉る。【二一】

靈元天皇

御名は識仁。後水尾天皇の第十皇子。御母は新廣義門院藤原基子。御年十歳にして後西院天皇の禪を受けて即位し給ふ。在位二十四年、改元すること四度、貞享四年三月位を皇太子東山天皇に譲り、正徳三年八月薙染。享保十七年八月崩す。御年七十九。京都市今熊野町月輪陵に葬る。【二一】

靈樹院染子

飯塚氏。某年入つて柳澤吉保の妾となり最も寵幸せらる。吉里、長暢、安基等を生む。寶永二年五月死。年三十九。【七七】

【ワ行】

ワ

若藤本右衛門

名は高豊、神田館に綱吉に仕へ、本城に入るに及び御家人に列す。貞享元年十一月御小納戸に轉じ、歷々俸を加へられ十二月總て五百俵を賜はる。元祿三年二月勤務等閑のことあり改易せらる。五年五月免さる。十月小普請となり、十二年七月致仕す。正徳三年三月死。年八十五。【二三】

渡邊綱貞

忠右衛門重綱の六男。寛永四年召されて家光に仕へ、御小性となる。十二年父の采地近江坂田郡一千石を分ち賜はる。正保四年正月組頭に進む。明暦元年九月新番の頭に轉じ、寛文元年四月町奉行に移る。十二月隱士千俵を加へられ、從五位下大隅守となる。延寶元年正月大目付に轉す。天和元年六月松平光長等の事件に座して八丈島に流さる。【六、八】

索引

【ア行】

ア

- 青墓…………… 六
- 明石…………… 三
- 赤穂…………… 七
- 淺草…………… 七、七
- 淺草觀音…………… 二四三
- 淺草御門…………… 七
- 足助…………… 六
- 愛宕下…………… 八
- 吾妻…………… 七〇
- 栗田口…………… 三三〇
- 相生橋…………… 二九、三三
- 一袋付…………… 五

イ

近世日本國民史 索引

ウ

- 出石…………… 九五
- 糸魚川…………… 九七
- 岩城小名の濱…………… 二四二
- 岩附…………… 九三
- 岩槻城…………… 九六
- 岩村…………… 九七
- 飯田町…………… 四九三
- 牛込御門…………… 七
- 碓氷…………… 七〇
- 内川…………… 四八九
- 内櫻田御門…………… 三九五、三九六
- 永觀堂…………… 四〇九
- 江戸…………… 二四四、二四五、二七七、二九四、二九六、二九九、三〇三、三〇七、三〇八、三〇九、三二〇、三二二、三二四、三二六、三二七、三三〇、三三二、三三三、三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、三五二、三五三、三五四、三五五、三五六、三五七、三五八、三五九、三六〇、三六一、三六二、三六三、三六四、三六五、三六六、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七二、三七三、三七四、三七五、三七六、三七七、三七八、三七九、三八〇、三八一、三八二、三八三、三八四、三八五、三八六、三八七、三八八、三八九、三九〇、三九一、三九二、三九三、三九四、三九五、三九六、三九七、三九八、三九九、四〇〇、四〇一、四〇二、四〇三、四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、四〇八、四〇九、四一〇、四一一、四一二、四一三、四一四、四一五、四一六、四一七、四一八、四一九、四二〇、四二一、四二二、四二三、四二四、四二五、四二六、四二七、四二八、四二九、四三〇、四三一、四三二、四三三、四三四、四三五、四三六、四三七、四三八、四三九、四四〇、四四一、四四二、四四三、四四四、四四五、四四六、四四七、四四八、四四九、四五〇、四五二、四五三、四五四、四五五、四五六、四五七、四五八、五五九、五六〇、五六二、五六三、五六四、五六五、五六六、五六七、五六八、五六九、五七〇、五七二、五七三、五七四、五七五、五七六、五七七、五七八、五七九、五八〇、五八二、五八三、五八四、五八五、五八六、五八七、五八八、五八九、五九〇、五九二、五九三、五九四、五九五、五九六、五九七、五九八、五九九、六〇〇、六〇二、六〇三、六〇四、六〇五、六〇六、六〇七、六〇八、六〇九、六一〇、六一二、六一三、六一四、六一五、六一六、六一七、六一八、六一九、六二〇、六二二、六二三、六二四、六二五、六二六、六二七、六二八、六二九、六三〇、六三二、六三三、六三四、六三五、六三六、六三七、六三八、六三九、六四〇、六四二、六四三、六四四、六四五、六四六、六四七、六四八、六四九、六五〇、六五二、六五三、六五四、六五五、六五六、六五七、六五八、六五九、六六〇、六六二、六六三、六六四、六六五、六六六、六六七、六六八、六六九、六七〇、六七二、六七三、六七四、六七五、六七六、六七七、六七八、六七九、六八〇、六八二、六八三、六八四、六八五、六八六、六八七、六八八、六八九、六九〇、六九二、六九三、六九四、六九五、六九六、六九七、六九八、六九九、七〇〇、七〇二、七〇三、七〇四、七〇五、七〇六、七〇七、七〇八、七〇九、七一〇、七一二、七一三、七一四、七一五、七一六、七一七、七一八、七一九、七二〇、七二二、七二三、七二四、七二五、七二六、七二七、七二八、七二九、七三〇、七三二、七三三、七三四、七三五、七三六、七三七、七三八、七三九、七四〇、七四二、七四三、七四四、七四五、七四六、七四七、七四八、七四九、七五〇、七五二、七五三、七五四、七五五、七五六、七五七、七五八、七五九、七六〇、七六二、七六三、七六四、七六五、七六六、七六七、七六八、七六九、七七〇、七七二、七七三、七七四、七七五、七七六、七七七、七七八、七七九、七八〇、七八二、七八三、七八四、七八五、七八六、七八七、七八八、七八九、七九〇、七九二、七九三、七九四、七九五、七九六、七九七、七九八、七九九、八〇〇、八〇二、八〇三、八〇四、八〇五、八〇六、八〇七、八〇八、八〇九、八一〇、八一二、八一三、八一四、八一五、八一六、八一七、八一八、八一九、八二〇、八二二、八二三、八二四、八二五、八二六、八二七、八二八、八二九、八三〇、八三二、八三三、八三四、八三五、八三六、八三七、八三八、八三九、八四〇、八四二、八四三、八四四、八四五、八四六、八四七、八四八、八四九、八五〇、八五二、八五三、八五四、八五五、八五六、八五七、八五八、八五九、八六〇、八六二、八六三、八六四、八六五、八六六、八六七、八六八、八六九、八七〇、八七二、八七三、八七四、八七五、八七六、八七七、八七八、八七九、八八〇、八八二、八八三、八八四、八八五、八八六、八八七、八八八、八八九、八九〇、八九二、八九三、八九四、八九五、八九六、八九七、八九八、八九九、九〇〇、九〇二、九〇三、九〇四、九〇五、九〇六、九〇七、九〇八、九〇九、九一〇、九一二、九一三、九一四、九一五、九一六、九一七、九一八、九一九、九二〇、九二二、九二三、九二四、九二五、九二六、九二七、九二八、九二九、九三〇、九三二、九三三、九三四、九三五、九三六、九三七、九三八、九三九、九四〇、九四二、九四三、九四四、九四五、九四六、九四七、九四八、九四九、九五〇、九五二、九五三、九五四、九五五、九五六、九五七、九五八、九五九、九六〇、九六二、九六三、九六四、九六五、九六六、九六七、九六八、九六九、九七〇、九七二、九七三、九七四、九七五、九七六、九七七、九七八、九七九、九八〇、九八二、九八三、九八四、九八五、九八六、九八七、九八八、九八九、九九〇、九九二、九九三、九九四、九九五、九九六、九九七、九九八、九九九、一〇〇〇

エ、エ

オ

岡田……………七〇
 小田原……………四八、五五
 小田原城……………三三五
 大久保……………三三、三七
 大阪……………二八、二九
 大嶋……………二四三
 大塚……………三
 大山……………二四三

【カ行】

カ

高座郡……………七〇
 麴町三丁目……………三三八
 加賀……………二四九
 柿岡……………三三
 懸川……………九七
 柏原……………九六

鹿島……………二四三、二四四
 柏壁……………二四三
 上總九十九里……………二四二
 葛城……………九六
 香取……………二四二
 川越……………八七
 甲斐國……………一一、一八、四三
 甲州……………四三
 甲府……………一一
 鎌倉……………一一、三
 鎌倉河岸……………七
 神津島……………二四三
 龜井戸……………二七八
 神田……………七、九五、五四〇
 神田御館……………八五、三五三
 神田臺……………二二九
 神田橋……………四九〇
 神田橋御門……………七

神田明神……………二四三

甘樂……………七〇

キ

喜多見……………六
 京都……………六一、一八、一四四、一五〇、一八八、一八九、
 二九七、三〇三、三〇四、三〇九、三五一、四〇九、
 四三三、四三三、四四〇、四四一、四四二、五三九
 京都加茂……………七
 京都八丁堀……………七

ク

郡上……………四
 柔名……………二四三
 喰違門……………三九五、三九六
 關東……………四三
 群馬……………七〇

ケ

月桂寺……………四四

コ

【サ行】

サ

小石川御殿……………二〇九
 小石川馬場……………三三
 古河……………五四、九四
 古河城……………七〇
 小金……………二四三
 護持院……………三六〇、五〇一、五〇二、五〇三
 吳服橋御門……………七
 郡山……………四三、四六七
 駒込……………四三
 駒籠……………八三、四三、四四〇
 巨摩……………八八
 巨摩郡……………九
 埼玉……………〇七
 相馬……………〇七
 堺……………二九七

坂下……………三九五
 櫻田虎御門……………八
 猿島……………七〇
 佐州……………二六〇
 薩摩……………二四九
 佐渡……………一八五
 三州西尾……………二四三

式上……………七一
 品川……………四八九
 忍岡……………二九
 七條村……………二七八
 芝神明……………二四三
 澁谷……………三三五
 昌平坂……………二九、三一
 昌平橋……………三三
 成滿院……………三〇一、三〇三

シ

白川……………三六四
 白峰……………二六〇

數寄屋橋御門……………七

勢州桑名……………二四二
 石州……………二六〇
 關宿城……………九九、一〇一、一〇五、一〇六
 勢多……………七〇
 仙臺……………二四九

増上寺門前……………八
 外櫻田……………三九五
 外櫻田御門……………三八七
 添上……………七一
 添下郡……………一九六
 染井……………四三三

ス

セ

ソ

タ

代官町……………二四一
 道權山……………四三三
 高崎……………五三七
 鷹匠町……………七
 高田……………三、九三
 高田藥園……………一五
 高松城……………四三七
 多胡……………七〇
 館林……………一〇一、一〇三
 館林城……………六
 田中……………九三
 玉川上水……………八
 田安御門……………七
 但州……………三〇
 都賀……………七一

ツ

佃島……………七

筑波山……………一〇一、四五一

筑波寺……………四三三

土浦……………四三三

鐵炮洲……………七

東叡山……………七一

常磐橋御門……………七

徳見……………九七

豊島郡……………八五

鳥羽……………八六

長崎……………七、二九七

長嶋……………九七

中津……………九七

【ナ行】

ナ

五

中野	三三、三四六
中野犬小屋	三三
長柄郡	八六
流山	二四三
奈良	二九七
二	
西尾	二四三
日光	三三七
日光山	七〇七、五三三、五三七
日暮里	四三三
二條村	一九六
新潟	二九七
新島	二四三
【八行】	
房州	四八九
箱根	二四三

初瀬寺	二〇三
八丈島	三九、四〇、四三
馬場先	三九、四三
馬場先御門	三八七
埴生郡	八六
羽村	八
半藏御門	八
番町	七、三
ヒ	
日比谷門	四九〇
フ	
深川八幡	二四一、二四二
福井	九三
福山	九三
富士山	三〇一、四五一、四九一
伏見	二九七
伏見城	三三七

札の辻	八
藤澤	二四三
藤澤遊行寺	二四一、二四三
府中	三九三
ホ	
本所	三〇〇

【マ行】

眞岡	三三三
松崎	三三
松本	六六
松山	九四、六六
丸岡	九四
三	
三河島	二四一
三島	二四三
鎌野	七〇

三宅嶋	三九、四三
宮津	九六
宮原	二七五
ム	
武川	八九
武射郡	八六
モ	
紅葉	三九三
紅葉山	七〇、七一
守谷	五四

【ヤ行】

八代	八八
八代	四五九
谷中	四三三
柳原	五四〇
山形	九四
ヤ	

山下	三九五
山田	九七、九七
大和長谷寺	一九六
山梨	八八
山邊	七一
山邊郡	八六
八代洲河岸大名小路	七
ユ	
湯島	三三
湯島臺	三五
ヨ	
奥板	七
吉岡	五四
四谷	三三、三七
四谷大木戸	八

【ラ行】

リ

龍崎	三〇
靈岸島	七
レ	
六義園	四五〇
ロ	
和州三輪	四三
和田倉	三九五
和田倉御門	三六七

【ワ行】

大正十四年六月十三日印刷
大正十四年六月十九日發行

近世日本元祿時代上政治篇並製奥附國民史

定價金參圓

著者 德富猪一郎

發行兼印刷者 渡邊爲藏

東京市京橋區日吉町

印刷所 民友社

東京市京橋區日吉町

發行所 民友社

不許複製

成完部全版改史民國

學界最高の名譽 恩賜賞受領
蘇峰 德富猪一郎先生著

大正十二年九月の震災に、其紙型の殆ど全部を焼失した『近世日本國民史』中の『織田氏時代』、『豊臣氏時代』、『朝鮮役』、『桃山時代』、『家康時代』、『關原役』、『徳川幕府』、『家康時代概観』の十三冊は、其後鋭意復興の運びとなつた。『近世日本國民史』の眞價に就ては、大正十二年五月帝國學士院より、恩賜賞を受けたるに依りて其の一斑を察知すべきである。本書は蘇峰先生が畢生の大事業として、大正七年以來一身を投じて從事せられたる、古き今に冠絶せる。我が日本國民必讀の歴史である。

- ▲織田氏時代 全三冊 上製 五圓 送料各並製 參圓 後中前 十二錢 各冊
- ▲豊臣氏時代 全三冊 上製 五圓 送料各並製 參圓 後中前 十二錢 各冊
- ▲朝鮮役 全三冊 上製 五圓 送料各並製 參圓 後中前 十二錢 各冊

- ▲桃山時代概観 全一冊 並製 定價金參圓 送料金十二錢
- ▲家康時代 全一冊 並製 定價金參圓 送料金十二錢
- ▲家康時代概観 全一冊 並製 定價金參圓 送料金十二錢
- ▲徳川幕府 全一冊 上製 五圓 送料 並製 參圓 十二錢
- ▲徳川幕府 全一冊 上製 五圓 送料 並製 參圓 十二錢
- ▲徳川幕府 全一冊 上製 五圓 送料 並製 參圓 十二錢
- ▲徳川幕府 全一冊 上製 五圓 送料 並製 參圓 十二錢
- ▲徳川幕府 全一冊 上製 五圓 送料 並製 參圓 十二錢
- ▲徳川幕府 全一冊 上製 五圓 送料 並製 參圓 十二錢
- ▲徳川幕府 全一冊 上製 五圓 送料 並製 參圓 十二錢

發行所 東京市橋區日吉町 民友社

蘇峰 德富猪一郎著書目

男女青年學生諸君
課外讀本の姉妹篇

空想行ひ難き言を避け、國民として、個人として、誰でも爲してよい事、爲し得べき事、爲さねばならぬ事、それが悉く實踐し躬行し得る事のみ説いてあるのが、此の姉妹篇の特色で、全國中學校、高等女學校、小學校の副讀本として、續々採用せられて居ります。

文部省認定済
家庭小訓

第三十二版 定價 金五拾錢 送料 金六錢

文部省認定済
世小訓

第十三版 定價 金五拾錢 送料 金六錢

大和民族の醒覺

第五版 定價 金貳圓 送料 金十錢

蘇峰文藝精華 精神の復興

第九版 定價 金貳圓五拾錢 送料 金十二錢

政界の革新

第十版 定價 金五拾錢 送料 金二錢

改訂 大正の青年と帝國の前途

百廿三版 定價 金貳圓 送料 金八錢

改訂 吉田松陰

第卅二版 定價 金貳圓五拾錢 送料 金十二錢

改訂 靜思餘錄

再版 定價 金貳圓 送料 金八錢

蘇峰學人還曆記念出版之一
紀行 烟霞勝遊記
遊程地圖、各地風景人物寫真等二百餘種挿入
上下全二冊定價各冊金參圓五拾錢 各十二錢

蘆花 德富健次郎著

◆自然と人生

◆思出の記

◆不歸

定價金六拾錢
送料金四錢
定價金八圓
送料金四錢
定價金六圓
送料金四錢

◆現代文化と教育
國民教育獎勵會編一定價金壹圓五拾錢 送料八錢

◆現時の農村問題
農學博士 中島九郎述一定價金六拾錢 送料四錢

◆丁抹の農村と其の教育
フオート博士原著 水野常吉譯一定價貳圓 送料八錢

◆農村問題講演
フオート博士述一定價金八十錢 送料金六錢
附日本の農村及教育に對する所感

◆國民教育獎勵會編一定價金五拾錢 送料四錢
尋常科 國民新理科書
小學用

◆教育部檢定濟一 部金六錢 送料二錢
教育部檢定濟一 部金六錢 送料二錢
教育尊重の歌

下位春吉述一定價 五十錢 郵稅四錢

◆フアツシヨ運動

理學博士 中村左衛門太郎著一定價八拾錢 送料四錢

◆今後の地震

篠原温亨著一定價 金貳圓五拾錢 送料十二錢

◆その結果
國民新聞編輯局編一定價 金壹圓五十錢 送料六錢

◆對米問題
研究會 編 纂一定價金參圓五拾錢 送料十二錢

◆大倉鶴彦翁
實傳 正岡子規監修下村爲山畫一定價金 壹圓 送料八錢

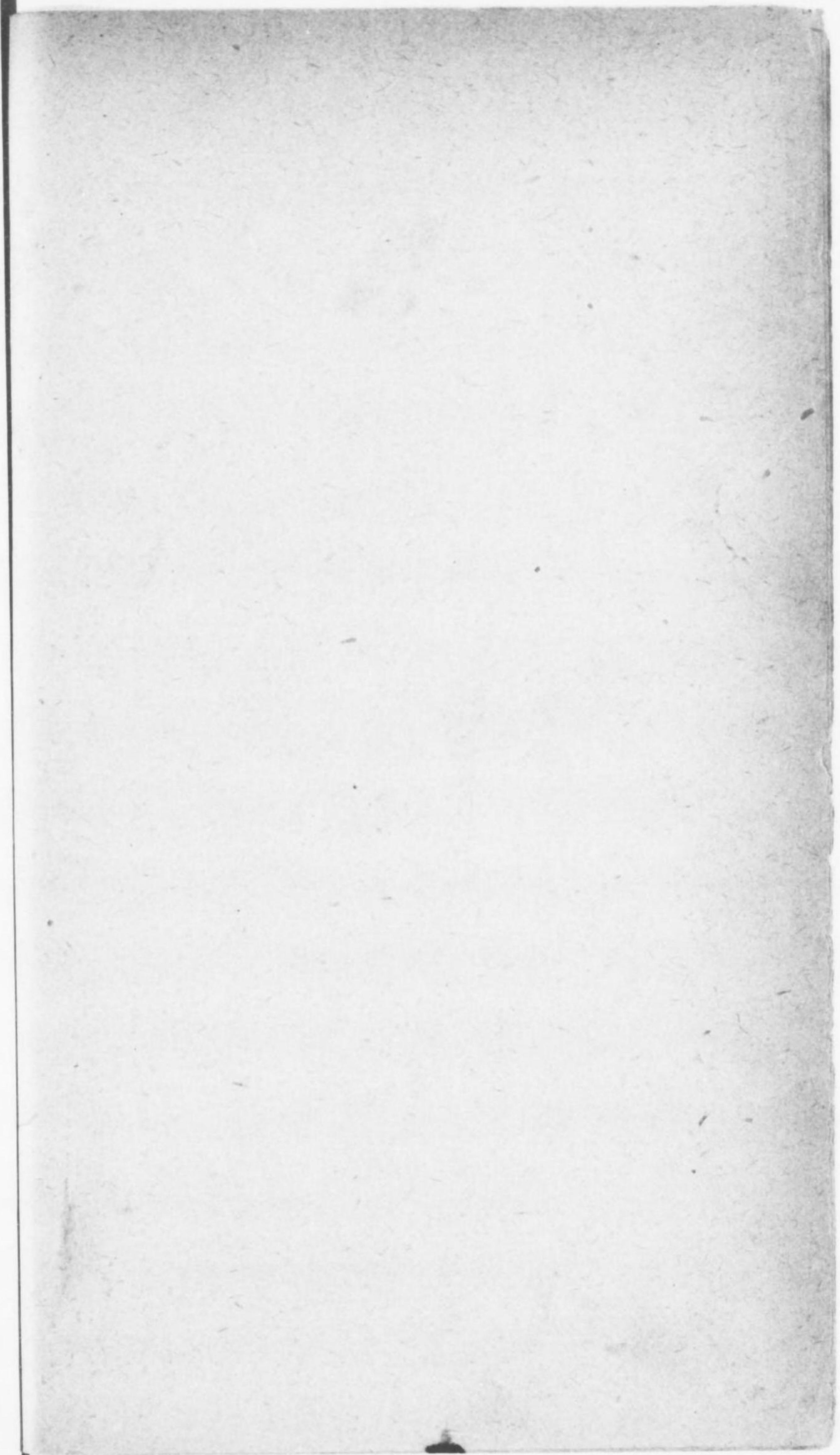
◆改新俳句
霧島謙次譯 セクストンブレック探偵叢書
柳田謙吉畫 三六判美本 定價金壹圓廿錢 送料八錢

◆銀貨をにぎる骸骨

發行所

東京市橋區日吉町一〇〇

民友社



384
43

6

384
43

終